地誌



大町町上空より北方町を望む

(三) 龍造寺家の興隆と郷土……七九七
1 龍造寺氏の孤立と復帰……七九七
2 少弐氏の最後……八〇三
3 永禄・元亀の頃……八〇四
4 天正の頃と龍造寺氏の全盛……八一五
5 多久家文書に見る志久村……八二八
(四) 龍造寺長信の多久領経営……八三九
1 長信の出自……八三九
2 永禄の志久峠……八四〇
3 長信の母……八四四
4 丹坂の戦いと多久……八四五
5 元亀・天正の頃の志久峠……八五一
6 女山一揆……八五二
7 志久村多久領となる……八五五
8 太閤検地……八五六
五 上巻年表……八六〇
町史編さん委員会条例……九九六
執筆を終って……九九七

一　北方町の位置

㈠　絶対的位置

国土地理院発行の二万五千分の一地形図武雄図幅のほぼ中央に北方町域が収まっており、この図の四方に算用数字を記入してある。それを読みとると次の通り。

極東は東経一三〇度七分三〇秒
極西は東経一三〇度〇分
極南は北経　三三度一〇分
極北は北経　三三度一五分

東経一三〇度の近似線には、北へは、朝鮮民主主義人民共和国の日本海沿岸のチョンチン（清津）スンガリ（松花江）川流域のチャムースー（佳木斯）、ソ連シベリアのレナ河畔のヤクーツクがあり。南へは西太平洋を通り、オーストラリア大陸のほぼ中央を通過する。

北緯三三度の近似線には、東に行くと太平洋を横断して北アメリカ大陸の太平洋岸サンジェゴ北部か

ら、ロッキー山脈を越え、テキサス州のダラス、ジョージア州のメーコン、サウスカロライナ州の大西洋岸チャールストン付近を通る。西に行くと、中華大陸チャンスー（江蘇省）を通り、西隣のアンホイ（安徽省）のパンプー（蚌埠）を通過してチベット高原・パキスタン・アフガニスタンを経てイラン高原・イラクの首都バクダード・シベリア砂漠から地中海に入って、リビアのトリポリ北部を経てモロッコのカサブランカの南部から大西洋に入る。

(二) 相対的位置

政治・文化の中心であった奈良や京都からみれば遠いし、東京からも同じであり、都に対して田舎であり、中央に対して西偏している。交通通信が発達していなかった昔は、年号が改められても伝達がおくれたのか、石造物に改変されたにもかかわらず、もとの年号で彫ってある。文化の伝播がおくれ、都では死語になった徒然・くちなわ・おくもじ、などが使用されたかと思うと、バンコ・ジュバン・シャンスー・チョツパゲなど外来語が方言として残存。都から遠い田舎であったが、半島や大陸に近かったこと。大陸や南蛮の文化を早く接受した。距離からいえば、東京へも上海へも同じ、半島にはもっと近い。

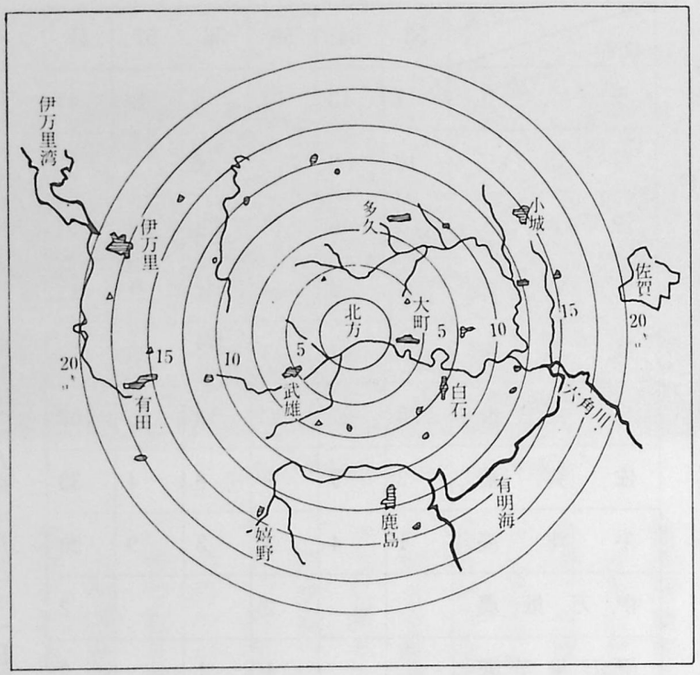

北方町役場を中心とした 2.5㌔同心圏

(三) 北方町の広がり

西は武雄市、北は多久市、東は大町町、南は白石町に隣接する。

北方町の面積は二七・三九平方㌔、世帯数二四八一、人口九千人（昭和五十六年十月一日調）で杵島郡の中央部を占める。

町役場にコンパスの中心を置いて二、五㌔の円を描くと、馬神・大峠・福母西部・蔵堂・勇猛山・釈迦寺・高橋・西浦などが円周上にあり、これを五㌔の円にすると、本多久・大町・下簑具・船野・小野原・永島・武雄・繁昌・徳連岳などが位置する。

毎月、伊万里市黒川町の名村造船、有田・西有田町の窯業・佐賀市や佐世保へ通勤、町民の生活の場が広域化されている。

北方中学校の進学状況（昭和五十八年十月三十一日調）を見ると、

校名＼年度	53	54	55	56	57	計
多久工	7	13	4	8	12	44
有田工	10	9	1 8定	6	7	41
佐賀工	3 10定	6	10	1	1	31
佐賀商	1 2定	2	4	1	1	11
武雄高	2 35定	41	43	3 24定	25	173
杵島商	20	27	22	13	25	107
佐賀農	3	9	9	8	4	33
牛津高	1	4	3	3	9	20
伊万里農			2			2
伊万里学園			1	1		2
青陵高				23	31	54
龍谷高	2	2	5	3	3	15
清和高	1	2		3		6
佐賀学園					5	5
佐賀中央高		1	2	2	7	12
佐賀女子	12	9	3	5	11	40
其他	5	5	3	1	2	16
就職	11	8	16	7	11	53
計	125	138	136	112	154	665

この表のようになり、佐賀方面と武雄方面に多く、それ以外の地域は多久方面を除けば極端にすくない。

町役場を中心にして約二〇キロ圏内は高校生の通学範囲内にある。

北方町の位置



北方町に開設されたゴルフ場登口

武雄カントリークラブ

杵島炭鉱がエネルギー転換のため閉山、炭鉱従業員の再雇用とボタ山災害防止をかかげて産炭地振興事業として、有明観光開発株式会社を三十九年三月設立した。

ボタ山を整地してゴルフ場を造成し、昭和四十年九月一日開場。当時九ホールであったが、周辺のボタ山や丘陵地を結び、五十年十月現在の一八ホール五九〇七メートルがオープンした。面積七〇万平方メートル（二一万坪）の広大な緑の中に、バンカーや樹木を配置し池越え谷越え変化に富む丘陵コースがゴルファを魅了している。

正会員一〇五〇名。五十七年度中に利用した総人数四万二千人。内半数がビジター。

県外からの入場者は福岡市・佐世保市の人が多く、全体の一割であとは県内となっていた。（武雄カントリークラブ調）

九州横断自動車道路のインターチェンジ完成後は広がりが急速に拡大するだろう。

二　四季のうつりかわり

佐賀気象台統計によれば一九四一年―七〇年間の三〇年間にわたる平均した各月の統計がある。しかし北方町のはないので、武雄と白石の数字をもって、その型をみることにする。武雄は盆地にあり、白石は有明海に面する平野であるので、気温・雨量ともに少差はある。北方町はその両者の中間に位置し、これまた、両者に類似した点と異ったものもあるだろう。年平均気温一図、二図ともに統計資料によって作図したものだが、棒グラフでもクリモグラフにしても夏季に雨量が多く、冬季に少雨の型となっており、武雄がやや雨量が多い。二図の型は座標の対角線にグラフができあがり、高温多雨季に米作、低温少雨季に麦作可能な二毛作を生む気候を示す。おそらく北方町もこれと同型になることに違いない。

(一)　春（三―五月）

道ばたの「たんぽぽ」が咲き、「暑さ寒さも彼岸まで」のことわざのように、ようやく暖気をとりもどし草木も背伸び、ワラビ、フキ摘みや、潮干狩、焼米海童神社や久津具山王社のサクラの下で花見、八

白石・武雄の気象表　（℃ 平均気温　㎜ 降水量）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
武雄	℃	4.8	5.8	9.1	14.2	18.8	22.3	26.6	27.7	24.0	17.5	12.1	6.6	15.8
	㎜	73	83	117	178	197	323	326	193	209	84	85	71	1,984
白石	℃	4.8	5.7	9.1	14.2	18.8	22.6	27.1	28.1	23.9	17.7	12.5	7.0	15.9
	㎜	66	73	104	175	196	318	300	186	227	83	76	65	1,869

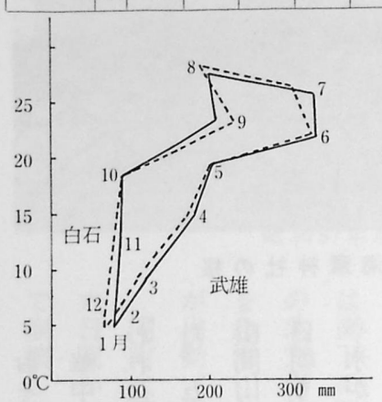

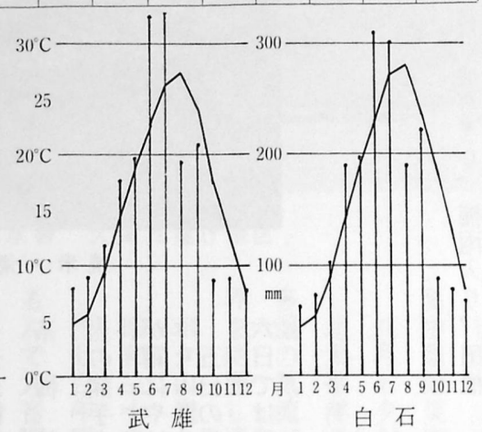

白石・武雄のクリモグラフ

十八夜茶摘み、鯉のぼりと、今までの冬篭りから戸外に出る機会が多くなってくる。しかし、春の解放感から、野外でのたばこの吸いがらなどの投げすてで、移動性高気圧のための空気乾燥は山火事を引き起こしやすい。

昭和二十八年三月十八―十九日

神埼郡仁比山村志波屋の原野から出火。一反三畝を焼いた。

北方町北方・馬神・久津具の三区共有林から出火、松林一町歩を焼いた。

有田町黒牟田、町有林払下げ山林から出火、約五反を焼いた。

玉島村谷口山林から出火、約十二町歩を焼いた。など野焼の不始末やたばこの吸いがらが原因という。

（佐賀県災異誌）

また、空気の乾燥は日中は暖かいが、夜間冷気となり、降霜を見ることになる。



焼米・海童神社の桜

おそ霜　昭和三十年四月五―六日　（佐賀県災異誌）

華中方面から東進してきた移動性高気圧にすっぽりとおおわれた五日と六日の朝は県下全般冷えこみ、晩霜に見舞われた。五日朝の佐賀の最低気温は平年より六度低い〇・八度で、山間山麓では氷点下に下った所が多く、うす氷も張った。六日朝も平年より四度低い二・一度まで下がり、県下全般に霜や氷が観測された。このため各地で馬鈴薯、五月豆の新芽、茶、梅、柿、びわの新芽が被害を受け、ビニール温床にも相当の痛手を受けた。相知町では桑園一五町歩のうち八割の芽が霜にやけて枯れた。

五日の最低気温武雄で零下一・七度、白石零下〇・六度、六日では武雄零下〇・六度、白石一・七度となった。

(二)　夏（六―八月）

六月はじめの衣替、梅ちぎり、梅雨入り、田植



昭和57年水害　久津具揚げ地区

七月はじめ半夏生のころで「ハゲ雨」と呼び梅雨最盛期で、集中豪雨災害。青田、緑陰、夕立、日除、梅雨あけ。海水浴

八月七夕、花火、朝顔、お盆、祇園

北太平洋の高気圧が強く、九州南方海上まで張り出し、高温多湿の気流が東西に横たわって停滞、寒冷と温暖の両気団の境界を刺激し連続的に雨が降り梅雨となる。

ボタ山崩れ

昭和三十六年六月十七日　（佐賀県災異誌）

十七日午后三時二〇分志久和田山鉱業所ボタ山突然地盤がゆるんで大音響と共に崩れ落ち、押し流された三二〇〇㌧のボタは直下の同鉱社宅一棟を押しつぶし町道に沿って約二〇〇㍍先の北方炭鉱炭住街に流れ込み泥海となった。大町署は一個分隊を急派、北方町消防団員五〇人のほかスト中の鉱員約二〇〇人が出動、作業に当った。

同町大葉山の南側にある和田山鉱ボタ山（高さ三〇㍍）が十六日夜からの降雨で、沈んでバックの水が漏水し地盤がゆるんで崩壊したものとみられる。



昭和28年追分旧国道の水害　（岩本　馨氏提供）

複旧作業に約一〇日間を要し、損害一五〇万円、死傷者なし。

梅雨前線による豪雨

昭和二十八年六月二十五日―二十八日（佐賀県災異誌）

二十五日早朝、満州から華中方面にかけて気圧の谷がしだいに深まり、山東半島の南に低気圧を伴って接近したため、梅雨前線が北進し、佐賀地方は二十五日朝から雨となった。この雨は夜半まで激しく降り続いた。この強雨を第一波として、二十六日昼ごろまで再び第二波の激しい強雨が襲い佐賀では六時四八分から七時四八分までの一時間に七二・三㍉の雨量を観測した。二十六日昼ごろまでにすでに四〇〇㍉の大雨となって、被害は全県下にわたって大きくなっていたところに、二十七日朝から夜にかけて第三波の強雨に襲われ、さらに一〇〇㍉の雨が加わったため、大災害となった。二十八日午后には前線もようやく南九州まで南進して活動も弱まった。

この雨は梅雨前線が九州の北部と中部の間、巾一〇〇㌔位の狭い地域内で、北へ、南へとたびたびくり返し（振動）な



芦原・柁島周辺の水害

がら活発に活動したためで、大雨の区域も佐賀・福岡・長崎各県からしだいに熊本・大分県におよび、とくに佐賀・福岡・熊本県では壊滅的な災害をひき起した。

強雨は、前線の北側およそ五〇㌔の巾で、雷を伴って現われており、第一波は佐賀市を中心とした平坦部が多く、一七〇―一八〇㍉前後であったが第二波は三瀬を中心とする山間部がやや多く、一八〇㍉前後の雨があり、また第三波は佐賀で一〇〇㍉程度であったのに対して、三瀬では一五〇㍉、さらに二八日早朝から夜にかけて、佐賀では小雨が断続した程度であったが、県の北西部や三瀬、古湯を中心とする山間部では一五〇―二五〇㍉の大雨が降った。この四日間の雨量は山間部で九〇〇㍉で年雨量の半分に近く、想像を絶する量であった。県の被害は、昭和二十六年の県民総所得四一六億円の六割に相当する二四九億円にのぼる。

降水量	武雄	白石
24日	8.4	9.1
25日	315.5	340.2
26日	94.0	111.0
27日	132.2	95.5
28日	63.4	38.1
29日	4.3	5.2
合計	617.8	599.1

被害額　県庁調	億　万円
厚生	399,881
衛生	7,830
土木	405,405
農林	444,917
農地	410,665
経済	385,100
教育	21,162
県有施設	565

大雨警報

気象災害の筆頭が大雨によるもので、六角川が潮入川であるため、満潮時は排水不可能で流域沿岸地域は水害常習地で、武雄盆地の降雨がまとまって北方町に流れるために避けることができない。久津具や椛島が水中に孤立して備え付けの小舟で連絡する時は、佐世保線の線路も、国道も水下になり交通が途絶することも珍らしくない。

一日百ミリの雨量をこえると気象台は大雨警報を出す。しかし、これ以下でも満潮と重なれば水害のおそれがある。

一日二百ミリをこえると水害の危険は急に大きくなる。

これを百ミリ以上の豪雨の原因を気象台の資料（昭和八―三十二年）で示すと、上図となり低気圧と梅雨前線によるものが大きな比重を占める。

ところが梅雨量が少なく、田植えができなかったり、水稲が枯れたりの

被害状況
（県警調）

死者	59人
行方不明	8
軽傷	336
床上浸水	37,895戸
床下浸水	38,053
半壊	574
全壊	315
流失	108
非住家	2,329
堤防	630ヵ所
橋	420
道路	1,288
崖崩	1,072
船	23隻
田地冠水	30,427町
流失埋没	3,013
畑地冠水	3,058
流失埋没	1,314
港湾	33ヵ所

原因（白石）	回数
低気圧	13
梅雨前線	16
秋の停滞前線	1
台風（東通過）	6
台風（西通過）	9

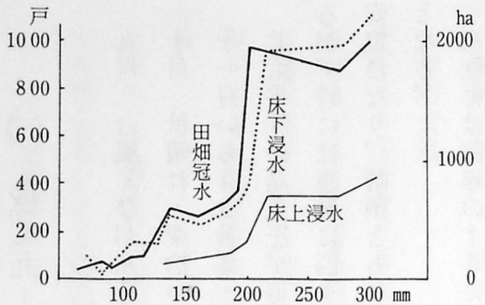

六角川流域の積算降水量と被害

	武雄	北方	白石
6月	159	173	154
7月	32	21	27
合計	191	194	181
平年比	33%		36%

干害も恐しいもので、台風でも来てくれたらと願望するようになる。水利に恵まれない白石平野や上場地帯は干害常習地で用水に悩まされている。

干ばつ

昭和三十三年七―八月中旬　（佐賀県災異誌）

七月に入るとともに太平洋高気圧が西に張り出して梅雨前線を押しあげたため、梅雨明けとなり、中旬に入ると天気は安定し、毎日最高気温が三三―三五度に上るという日照りが続き、県下全般に干害は深刻になってきた。七月末から八月初めにかけて、台風一三号の影響で時々にわか雨があり、八月一日は所によって五〇ミリバール以上の雨があったので、農作物は一時小康を得たが、この雨も武雄、白石方面では二〇ミリにも達しなかったので、干害の最もひどい地方は、焼石に水でしかなかった。その後日照りと高温が続いたが、八月十三日前線が南進して朝から本降りの雨で、七月初めから約五〇日間にわたった干ばつもようやく解消した。

最近の大干ばつといわれる昭和十四年に次ぐもので、六・七月合計雨量二四〇ミリは十四年の二二二ミリについで第二位、梅雨量は一九七ミリで第五位の少ない記録であった。

このため水稲被害は杵島地区で一五九六㌶に及び、県内で最も大きく、水源に恵まれない武雄市では六月二十一日水源地貯水量が四〇㌫を割り、時間給水を始めたが、給水時間は短かくなり、とくに七月十三―八月十五日間は一日四時間しか給水を続けることができなかった。佐賀市は北山ダムの完成により影響を受けることなく、ここにも大きなダムの効果が現われている。

干ばつ対策として、かんがい用の諸機械を購入したり、水路の泥揚げ、深井戸のさく井で用水確保につとめ、人工降雨を実施したが効果はつかめなかった。雨乞いも各地の神社で行なわれた。

(三) 秋(九―十一月)

九月　台風・ひがん花・ブドウ

十月　秋晴れ・栗拾い・柿

十一月いちょう黄葉・稲刈・初霜・麦まき・みかん収穫

北太平洋の高気圧が退き、北から大陸高気圧が南進してくるようになる。さわやかな天気が特徴であるが、時には残暑に悩まされる。気温の変動が大きく、天気は今までの単調さがくずれ、変化の早い不安定になり、晴雨ともに永続しない。秋が深まるにつれ、晴天が続き年間で最も天気がよく快適な季節となる。

初秋には毎年のように台風が襲来し、しかも大型台風が多い。佐賀県の東側を通れば災害が小である

が、西側を通過した場合は壊滅的な打撃を受ける。

ね年の大風

文政十一戊子年八月九日(一八二七・九・一七)「御屋形日記」に

今暁八ッ半(午前三時)ごろより俄に大風となる。

「蓮池藩日記」には同年八月一〇日に

夜半より大風樹を折り家を倒し人畜死傷多く最近未だ嘗て聞かざる所、その災九州一円に及び肥前最も甚し。

とあり、「御屋形日記」の同年八月十四日の記事に

去九日大風による被害調書(多久大配分内)

一　全倒家数　一、八八一軒

一　半倒家数　四三七軒

一　長門家敷家倒数　八軒

一　同　半倒数　五軒

一　焼失家数　七軒

一　怪我人数　六七人

一　死者　三六人

一　死馬　六疋

災害の為穀物の津出を禁止

同年九月一日同記事に

風災の為穀物倉払底となり酒屋・糀屋一ヶ年間生産中止を命ずる

同九月七日

未曽有の災害の為に汐入田多く今年に限り下検見を中止し刈取自由と達あり。

同九月七日

災害により米値段日毎に高くなり、定値を達す。

一　米三斗に付正銀二三文

同十二月十八日

去る八月九・一〇日大風にて死亡した人数調

医王寺村	一人	瓦川内	二人
焼米村	一人	納所	二人
志久村	三人	花祭	二人
宮下村	一人	下鶴	一人
大崎村	二人	上多久	九人
多久原	三人	別府	三人
下多久	四人	横山	一人
中多久	五人	萩野	二人
		砥川	四人

これを佐嘉領内でみると「鍋島直正公伝」に大風災害の事を公儀に届く。左の如し。とあり。その中で主な事をあげると、

一田畠	七、〇七一町五段余水下	
一同	八、三〇七町九段余汐下	
一同	三、七六五町四段余砂下	
一山崩	三、三一八ヶ所	
一落橋	二、五〇一ヶ所	
一潰家	三五、三六四軒寺社共	
一半潰家	二一、五〇七軒右同	
一流家	一、五一二軒	
一焼失家	一、六四七軒	
一怪我人	一一、三七三人	
一溺死	二、二六六人	男　一、五八二人
一横死	七、九〇一人	男　六、五五〇人
一焼死	一一五人	男　八〇人　女　二八人按此数不合暫従

原書

一怪我牛馬　一、二八七疋
一斃牛馬　八五三疋

の多数にのぼり、如何に大災害であったかを語っている。

就中最も酸鼻を極めたるは磁器産出地の有田にて、狭隘の山間とて、風を避けつゝ家にみな土蔵を閉じていたりしかば、折しも起りし火災の炎につつまれて焚死したるもの無数なりき。

と有田の惨状に及んでいる。

(四) 冬(十二―二月)

十二月　初氷・初雪・枯野・日向ぼっこ・たき火・こたつ・ストーブ・スイセン・もちつき・年越そば

一　月　積雪・賀状・もぐら打ち

二　月　梅花・下旬の春一番、杉岳さん詣り

大陸高気圧が発達し、日本付近に張り出してくる。これから北から西寄りの季節風が強く乾燥した冷たい空気が玄界灘を吹き、これが対馬暖流の上にさしかかるころまでは、雲も少なく天気もよいが、暖流上で、雲が多くなり、県北部では小雨や小雪となることがあるが、山地を越えると雲は消えて晴れることが多い。しかし、湿度は有明海沿岸が高く、七五%ぐらいで、玄界沿岸がこれより低く目になって

いる。佐賀平野では日射が弱く土地がしめり勝であり、風が弱いので、地面近くに湿った空気が停滞し、霧が多い原因になっている。それだけ寒さを和らげるのに役立っている。

三〇㌢の積雪

昭和三十四年一月十六―十七日

五日朝けん著な気圧の谷に乗って日本海から出た低気圧の後を襲って、夜から再び季節風が吹き出し十六日午后から本格的な雪となった。この雪は、十七日中激しく降り続き明けて十八日も小雪が降ったり止んだりして十九日朝まで続いた。このため十七日夜までに佐賀で二一㌢積ったがこれは気象台始まって以来の記録で(今までの最深、明治四十年二月十一日の一九㌢)、山間部では五〇～六〇㌢吹きだまりでは一㍍に達した所があった。このため寒気もきびしく十七日は佐賀の最高気温が零下二、三度、平均気温が零下三度という低さで、積雪は平坦部でも十九日ひる過ぎまで残るという大雪であった。

県内のバス路線は全部ストップし車の通行がほとんど出来なかったほか、列車の遅れが続出するなど交通は大混乱を来し、学校の休校は三九校に上った。(佐賀県災異誌)

積雪平均	雪量気温	武雄	北方	白石
16日	cm	2		3
	℃	1.0		0.7
17日	cm	20	30	22
	℃	−2.3		−2.4
18日	cm	15	25	16
	℃	−1.3		−1.6
19日	cm	6	10	2
	℃	−0.3		−0.1

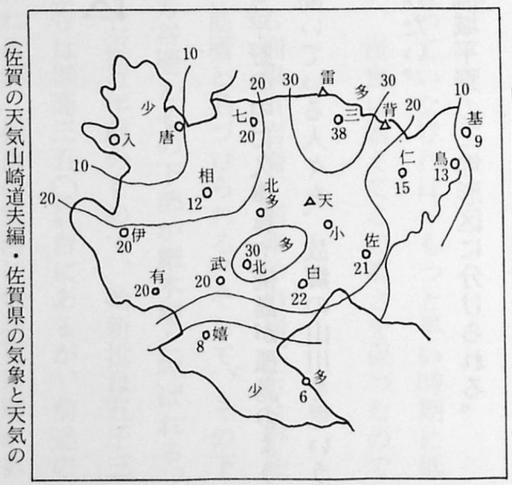

(佐賀の天気山崎道夫編・佐賀県の気象と天気のことわざ)

三　わが町の山と川と三つの地形区

朝夕に北を向いて鬼ヶ鼻、徳連岳、南に杵島山、低いけれども平野の中に久津具や椛島が孤島のような風景になじんだ町民はもとより、このふるさとを後に他郷で働いている人々も、故郷の山川を思いうかべ懐郷の念にかられていることであろう。

これから次の如く三つの地形区に分けて、その成因を探ってみたい。

北方町は北部の山地と南部の杵島山、それらの中間の六角川流域平野の三地形区に分けられる。

(一)　北部山地

北部の大部は第三紀漸新世の杵島層群と、それより古い始新世の相知層群が露出し、長年の浸食により低い丘陵地になったが、白仁田から徳連岳、杉岳にかけて標高三〇〇㍍以上は玄武岩に被覆されており、また大聖寺奥ノ院あたりから笠石池、徳連岳への林道から四四四㍍の頂上にかけて流紋岩の白岩がみられる。また、東の鬼ヶ鼻山付近の標高三〇〇㍍以上には玄武岩やサヌカイト（讃岐岩）で被覆され



北部山地と南部山地中間の低地（笠石堤より撮影）

1　鬼か鼻　　2　椛島　　3　勇猛寺山　　4　杵島山　　5　久津具

る。これらの火山岩は地下から噴出したものか、それとも遠方の山から溶岩流として流れてきたものか、はっきりしないが炭鉱関係では石炭に影響がみられないということだから、他山から流れてきた公算が大きい。杉岳の集落は砂岩層上に階段状に立地しており、近くの谷川には玄武岩の巨石が転石として点在している。この玄武岩は暗灰色もあるが多くは黒色緻密な堅い石で、棚田の石垣や宅地の石垣に利用されたり、バラストに使用される。（北方町では鬼鼻山を鬼ノ鼻山といわずにオニガハナヤマと呼称する）

北部山地にこれら火山岩が覆っていなければ、もっと早い時期に低い丘陵になっていたであろうが、浸食に耐えてこの高さを保ったのであろう。

杵島層群と呼ぶものを上部から畑津頁岩層、畑津砂岩層、行合野砂岩層、佐里砂岩層、最下部が杵島層と名づけられる。そして、その下部に始新世の相知層群があり、芳谷層とその下部が厳木層と呼ばれる。漸新世は二千六百万年から三千七百万年前のもので、始新世は五千三百万年前とされる。杉岳の大聖寺は標高三五〇㍍台にあるが、前述の通り玄武岩やその風化土に覆われるが、杉岳の集落は畑津頁岩層があ



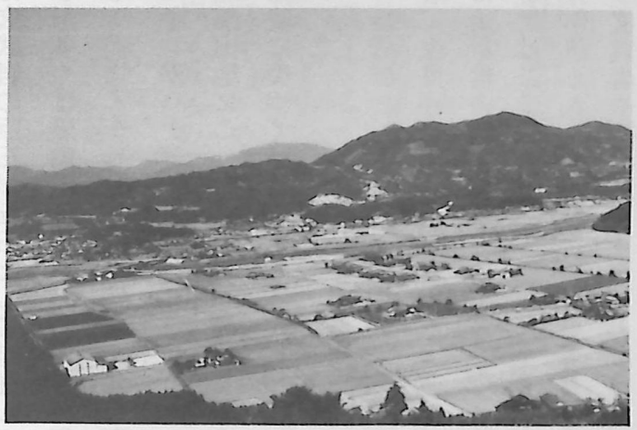

1 骨石

傾斜し、多久盆地へ突きこんでいる。杵島地域では佐里砂岩層が七〇㍍の厚さで、杵島層が一六〇㍍、芳谷層上部が一〇〇―一五〇㍍であり、佐里砂岩層の上限に一㍍厚さの骨石帯がはさまっている。

り、それより下方の標高一五〇㍍位までが畑津砂岩層、それから標高一〇〇㍍位までが行合野砂岩層となり、その下部が佐里砂岩層で、その下方の永林寺から船木溜池辺りまでが杵島層になる。樋ノ口神社や陣内、向野などは、その下部の芳谷層となり、これに石炭が夾在、以上の推積層は、主として北へ一〇―一五度

骨石は新井琴次郎氏が杵島炭田調査の際に命名されたもので、三〇―八〇㌢程度の層で、風化して白くなくったものは白骨が散乱したように見えることから命名されたものである。これは骨石帯の化石が浅海に生息したものであるから、浅海底で流紋岩質の火山灰が推積したものといわれている。

骨石は本来、青灰色の緻密堅硬な岩石で、風化すれば白く退色して馬の骨が折れたものに似ているため、馬神峠で発見した縁で、かりに「骨石」と名づけた。と新井氏は「杵島及三池に亘れる炭田研究」日本鉱業会誌大正十三年九月刊で述べられた。

行合野砂岩層の下部は佐里砂岩層となるが、この佐里砂岩層の上限に骨石がはさまり、炭田地域に広く分布し、重要なる示準層としてその価値の高いことが知られている。それは、骨石層の下部三五〇㍍ばかりの所に、杵島五尺層と呼ばれる石炭が眠っているからである。

馬神トンネル付近の標高一四〇㍍の骨石は西へまた東へ続き、北側の多久では、これを含む佐里砂岩層上部にミカン園が展開する。佐里砂岩層は浸食に対して抵抗が強く、緑色鉱物や

北方大崎より馬神峠に至る断面図

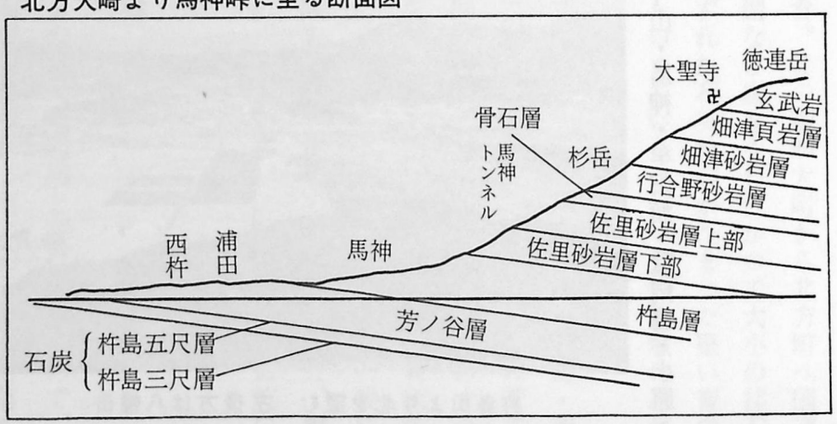

長石粒を含む灰緑または暗緑色緻密堅硬な塊状砂岩のためである。二枚貝の化石がよく採集されるが、大峠、駄飼場、杉岳東南方で発見された。杵島層は佐里砂岩層の下部に位する軟弱な地層で、主として灰色の頁岩や砂質頁岩からなり、海生の貝化石を多産する特色を持ち、西堤北部の牟田、駄飼場付近、原田の百枚付近より発見されており、有田町では黒牟田から西有田町に通ずる道路の南側カットに巻貝や二枚貝の化石が豊富に採集された。長尾巧氏によって有田化石帯と命名されたものである。江北、大町・北方にかけて広く分布するので杵島層と呼称されたが、町内における推積層では最も浸食され易い地層で、この上層にあった佐里や行合野砂岩層はこれより堅いので崖を作り、下層に位する芳谷層も同様、崖をなして露出するのに、杵島層は緩傾斜の丘陵をなしているのが特色。この地層上に乗っている所は、西から八ツノ尾・船木・八竜・高取などの溜池・今山・馬神・牟田浦・駄飼場・小原・大峠・原田などの集落である。

2 芳谷層



杵島山より北を望む　左後方は八幡岳

芳谷層は杵島五尺層・杵島三尺層と呼ばれた最も重要な炭層を包含。この層が大町から北方町へ国道三四号線沿いに露出し、赤坂や焼米・永源寺を乗せた岡・態副・大副など崖をなし、かつて大小の採石場であった。これらは芳谷層の中部にあたるところで、花崗岩のくずれた石英粒がかたまった堅い青白色砂岩で、地上では白色や黄白色・うすい褐色を呈し、白色砂岩ともいっている。かつて佐嘉城の石垣や白石地方の干拓用、また砥石材として利用された。

芳谷層は上・中・下に三分され、上部は赤坂・新山・弓田団地・ゴルフ場・二坑・木ノ元・高野・西堤・浦田団地・西杵団地・桜木・陣内・西浦・大西・向野などがこの地層上に乗っている。この芳谷上部層の最下底中部層との間に杵島五尺層が夾在。炭層のすぐ上は頁岩と白色砂岩と互層をなし、上部に向って細粒・青灰色を呈す。下部の中部芳谷層にくらべて風化作用に弱く、一般にザラザラした緩るやかな丘陵を形成。炭層の露出した部分、露頭がこの付近に所在したため、早くから、この旧道沿いに坑口が設けられた。



赤坂・千年山の採石場跡

3 大町断層と流紋岩

町内を走る断層で最大のものは大町断層と呼ばれるもので、杵島炭鉱三坑坑口南方で東端が確められ、南に約三〇〇メートル落ち



北方小学校横の流紋岩

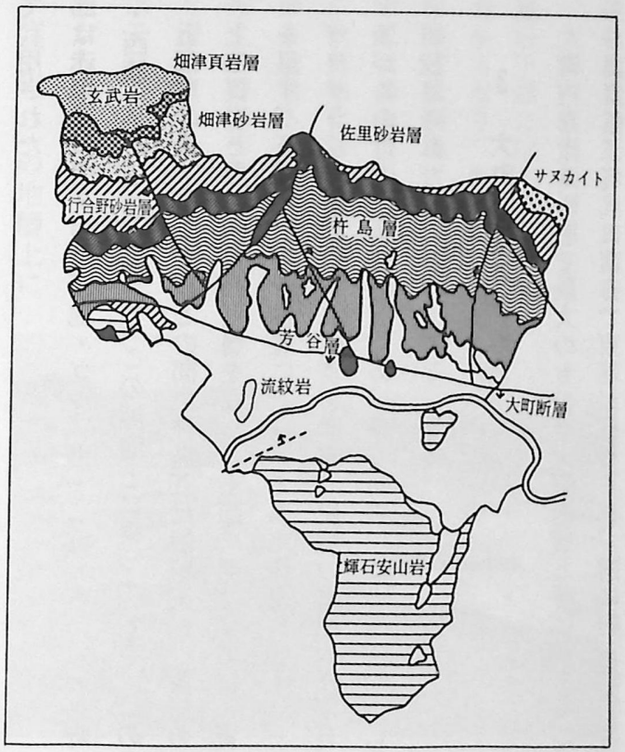

北方町地質図（佐賀県炭田地質図による）

ており、北方町高野付近のボーリングによると約二〇〇メートル、更に西方は次第に落差を減じていると考えられる。これは必ずしも一本ではなく六角川流域に沿って多数の断層線が推定されている。なお大町断層は武雄市川上までのび、この付近で北西方向に走る川上断層に切られている。恐らく大町断層の延長は武雄北部柏岳の北側から赤穂山に延び、伊万里市の小石原から大川内山を通り、腰岳をくぐり北西進

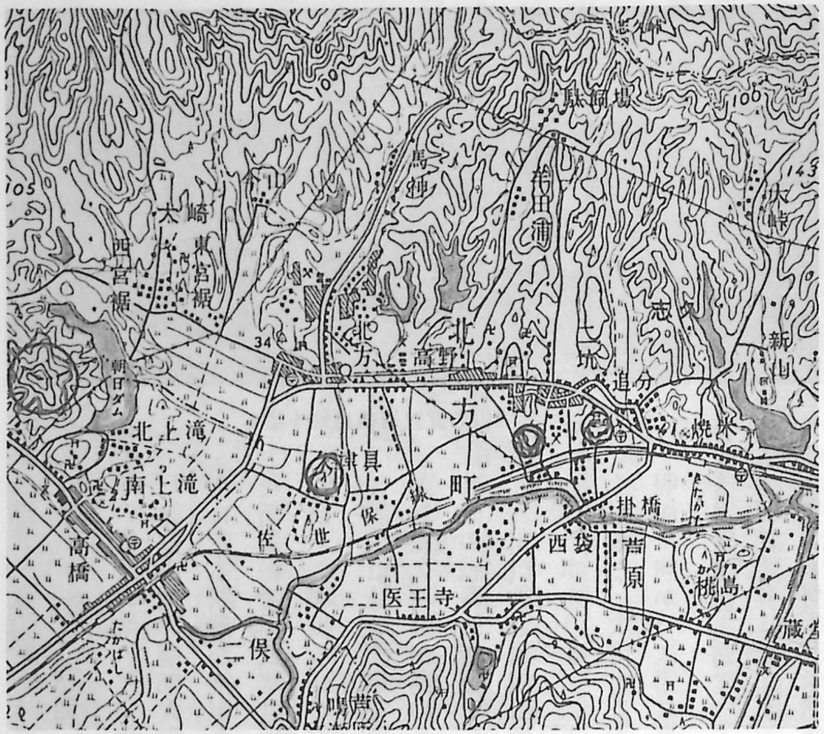

○印　流紋岩噴出地

昭和35年測量　昭和38年補測調査　昭和43年資料修正
行政区画およびその名称は昭和43年９月30日現在

して伊万里湾にぬけている。

この断層に沿って、腰岳頂上に見られる流紋岩（地元民は白岩と呼んでいる）、赤穂山・猪隈山・久津具・北方小学校敷地・永源寺南方のお茶山と呼ぶ小丘・東端は大町町南方沖積層下で多くのボーリングの結果流紋岩の噴出が認められており、小学校敷地では噴出流紋岩が頁岩など他の鉱石を巻き込んでいるのが見られた。

佐賀県炭田地質図、地質説明書、東多久、嬉野間地質調査概要報告、山崎達雄
昭和二十三年四月



久津具・猪隈山の流紋岩噴出地を望む

(二) 六角川流域平野

北部山地の南部大町断層と南部の杵島山北側医王寺の地下に東西に走る断層が推定されていて、いわゆる二つの断層にはさまれた断層谷で、武雄盆地に通ずる地溝状の地形の所が、海進により沖積土に埋められて、中央低地になっている。

杵島山と同じ輝石安山岩からなる椛島と玄武岩・流紋岩で形成された久津具が島のように浮かぶのが、この平地に変化を与え、昔時の戦略的拠点として利用された。

九州自動車道横断道路の予定地である久津具南部の六角川架橋に伴うボーリングによれば、地下八〇㍍でも基礎に達しないときく、また、大町付近六角川流域で沖積層の厚さは二〇〇㍍で、有明海に向かい次第に厚さを増しているという、杵島炭鉱の調査記録がある。

正応元年（一二八八）高城寺文書に

肥前国河副荘米納津土居外干潟荒地一所之事

とあり、有明海の干潟を高城寺に寄進している。当時の海岸線はおおむね標高三㍍線で、現佐賀郡の米納津・南里・佐賀市本庄町の上飯盛、同嘉瀬町の中原・小城郡芦刈町の下古賀を結ぶ線で、この線は開墾から干拓へ移行する線でもある。（佐賀市史）

国土地理院発行の二万五千分の一武雄図幅で、標高三㍍を探がすと、大渡の富吉神社、西袋の三角点、同西袋の古江橋、医王寺の七田、武雄市高橋の新堀、同高橋駅近くの武雄自動車学校これは四㍍、橘町沖永の三角点四・二㍍、大日の四㍍があり、満潮時に六角川を逆流する限界は、武雄川の国鉄武雄駅より一㌔位の所で井堰がなければもっと上流までくるかもわからない。潮見川では小野原の南まで感潮するというから、鎌倉時代は武雄盆地の東半は干潟の状態であったろうと推定され、椛島周辺や久津具のまわりは干潟か湿地で、六角川も現状の河道をとらずに、自由に流れを変へ、もっと蛇行していたのではあるまいか。

気候学の研究によれば、縄文期は気候の温暖に伴って海進現象が遺跡などからも認められ、縄文海進と呼ばれている。

弥生時代から古墳時代（前三世紀から紀元三五〇年にかけて）は低

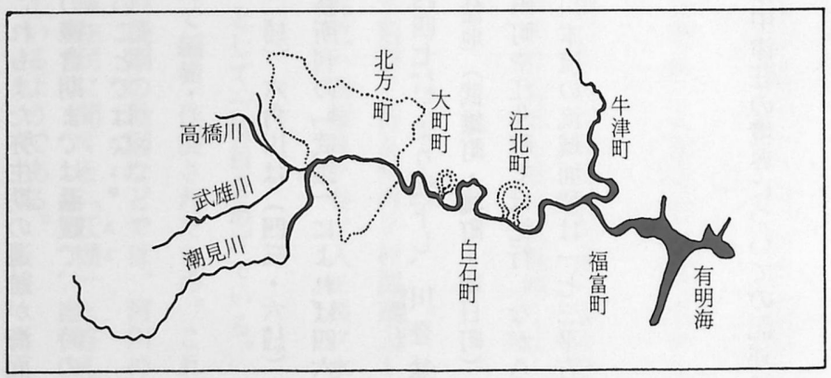

六　角　川

温期で、当時の海面は現海面より二・五㍍内外低くかったとされる。これもまた弥生期の遺跡が海面下から発見されうなずけることである。また三五〇年以後一二〇〇年代の鎌倉期までは温暖で、当時の海面は現在より〇・五㍍高かったとされるから、前述の仮説も理由のないことではない。

1　六角川沿岸流域の袋地名と蛇行の復原

佐賀県内で最長河川が嘉瀬川（五七・五㌔）次いで松浦川（四五・二㌔）六角川は（四三・六㌔）で第三位。以上は県統計書によるが、建設省九州地方建設局武雄工事事務所刊の「武雄」によれば四六・九㌔とある。

武雄市や杵島郡山内町、東彼杵郡波佐見町の境界とされる神六山（四四七㍍）より流下し、川登盆地（西川登町・東川登町）の水を集め、溝ノ上の狭隘を通りぬけ、武雄盆地（武雄町・橘町・朝日町）に入る。ここで高橋川や武雄川を合わせ、北方町を西から東へ貫流、大町町や江北町では蛇行しながら、河口部付近で流路延長二九㌔の牛津川を会わせて有明海に注ぐ。六角川本流の流域面積は一七三平方㌔（九地建調）

2　六角川の名称

天仁三年（一一一〇）三月三十日付太政官符案に、大宰府観世音寺領中津荘の境界についての記述に、（観世音寺文書）

在杵嶋郡、四至、東限海、南限七条日自里北畔、西限馬田里東畔、北限大江

とあり、白石町の馬田は条里名であり、中津荘の西限であり、北は大江で境していた。平安中期ごろ、六角川の馬田付近を「大江」と呼んでいたことがわかる。

正保三年（一六四六）作図といわれる正保絵図には、河口の所に「高橋江」と記され、元文五年（一七四〇）十一月二十日付の「御屋形日記」（多久家文書）には、

志久猫江石井樋之元江鯨之様成大魚入来候段、野口伊右ェ門旦又、南目下代津元当村気遣中より段々に注進有之候に付者懸十太夫殿へ相達御私領江筋へ珍魚入来る儀に候得者仕留候心遣に仕候様……

とあり、川といわずに「江」筋と書いている。

「疏導要書」天保五年（一八三四）南部長恒著には、

此郷ノ為ニ橋下郷焼米ノ村ノ内谷合ノ所多久領ナリシヲ堤床ニ見立テ別府ノ内瓦河内ノ村御蔵入ト替地アリテ大ナル堤ヲ築立ケルニ数年ニシテ漸ク成就スル由一躰場所ノ見立ハ至極良ク谷ノ入モ長ク水ノ掛入モアリ悪水ハ直ニ六角江ニ吐出スコトニシテ……

とあり、「六角江」と記録されている。また、同書の中に「高橋江」として一項目をあげている。

明治十七年輯製二十万分一図、これは当時の参謀本部陸軍部測量局で編輯・作製されたもの。これには「武雄川」と記入されている。県立図書館や多久市立図書館蔵の江戸後期の絵図などでは、河川の部分に「本江」・「六角江」などと記入されている。現在、川の名称を流域住民に聞くと「江湖」と答え、川と意識的に区別しており、佐賀平野南部における江湖と同義に考えているようである。

感潮河川

有明海北部沿岸では干満の差が五―六㍍にも達し、海底の沈泥がかきまわされ濁水となって、海水が逆流する満潮時には急流となってさかのぼり、上流から流下していた淡水を表層に押しあげ、また、押し戻され、水位も上昇してくる。淡水と海水のいわゆる汽水河川化して、武雄盆地の橘町大日付近まで塩分が検出されている。このように有明海の粘土性の軟弱な潟泥が感潮限界まで逆流運搬されて推積する。そこは河口から三〇㌔強の地点で、六角川の全長約六〇㌔強が下流部の性格を持つ全国でも有数の緩流蛇行の河川であるといわなければならない。

周囲の山地から武雄盆地に流下した川は緩かな河道を流れ、わずかの衝害でも、これを避けようとして河道は蛇行をはじめる。実にみごとな自由蛇行を続けて白石平野の中を、うねりくねって有明海へ注ぐ。これを地図帳で見るかぎり、緑色の平野を青色で色どられた六角川が蛇行するので、読図する者にとっては、清流にして流域の農地に灌漑しているかのような錯覚を与えるのは、無理からぬこと。現実は泥色の濁水の川であり、全く「江湖」といった言葉がふさわしい。

3　「袋」地名を追う

六角川の実地踏査を実施するに当たり、まず「袋」地名を追求してゆくことにした。それは蛇行中の曲流部を端的に「袋」で表現し、それがそのまま地名となっているからである。国土地理院の地形図では、白石町の西郷袋だけが記入されるが、北方町役場の字図によると、西袋・東袋・西東袋があり、私称地名として中袋があった。

①　久津具東部の明ヶ渕蛇行部

久津具東側の字名に「城ノ東平」「殿町」「ソーケ田」があり、その東側は川か堀か、江湖の景観をした地域に十戸ばかりが微高地に立地している。字図では地名が「明ヶ渕」で、その東隣りが「舟津」。また、舟津の東部に漬物処理加工場があり、所在地は「新ヶ江」地名で、これは新開のことだから旧河道か低湿地であった所を開拓したものであろう。絵図には「医王寺の内」と記入される。恐らく現河道の北部に曲流していたもので、集落を乗せた微高地は自然堤防を利用した。それでも毎年襲ってくる洪水時には浸水するので、ゴム製ボートが用意されていた。

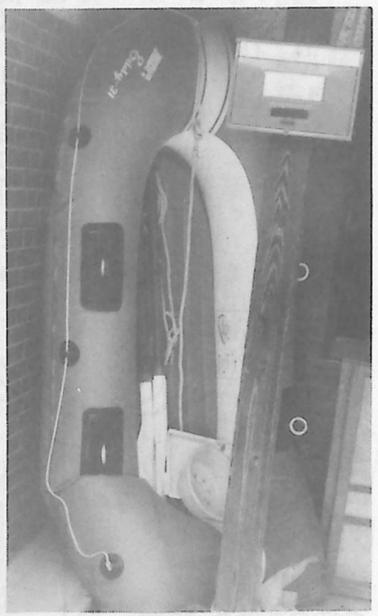

避難用ゴム製ボート

②　猫江蛇行部

明ヶ渕蛇行部より六〇〇㍍の下流左岸に、猫江という字名がある。かつて猫江を包囲するような蛇行があり、絵図によれば医王寺村之内、新五左エ門堀、猫ノ江・山伏塚・志久村との境界線などが記入され、その境界線が六角川の旧河道であって、河道沿いに細長い畑地が描かれて、畑地は仮名書で「ハク」とあり自然堤防利用が解読される。

天保十五年（一八四四）の医王寺田帳に、南猫ノ江・中猫ノ江・東猫ノ江・西猫ノ江の地名が見え、

志久村にも同年の田帳に、東猫ノ江・南下猫ノ江・西下り猫ノ江・中上ヶ猫ノ江・中猫ノ江・西上ヶ猫ノ江の地名があり、境界に隣接していたのであろう。

前掲の「御屋形日記」元文五年（一七四〇）の十一月二十日より翌六年の一月十一日までの記事に、次のような意味のことが記録されている。

漁労中の四艘の漁船が沖で鯨を発見、海上では仕とめ難いので江筋に追いこみ、陸よりも加勢してもらい、牛津より四艘、福母より一艘、馬田で追い志久村猫ノ江で仕留めた。一月二十九日札入れで岸川村の久右エ門が落札、猫江から三十間ばかり下流の所で解体。とあり、ここで捕獲については「新橋江筋入込候鯨図」が保存され、鯨の概略を墨書、各部の寸法は、

鯨惣長サ四拾尺但黒とろ色　背より腹まで差渡七尺　ひれ長さ六尺八寸、横三尺　鼻先きより口ひれ迄七尺　尾の部分に差渡四尺八寸等付されて、地名では西袋が記入されている。

弘化四年（一八四七）深江順房編の「丹邸邑誌巻五」に、

元文四年志久江筋鯨上り来而遂ニ腐損ス

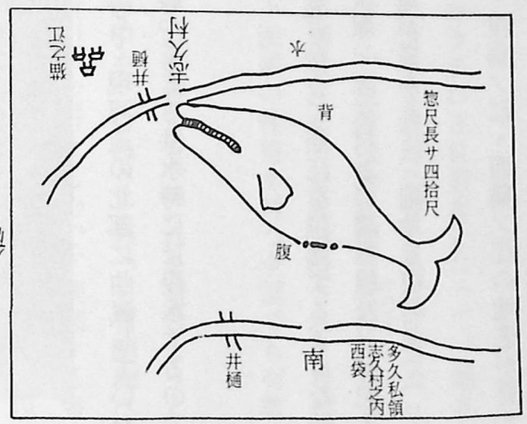

新橋江筋入込候鯨図写

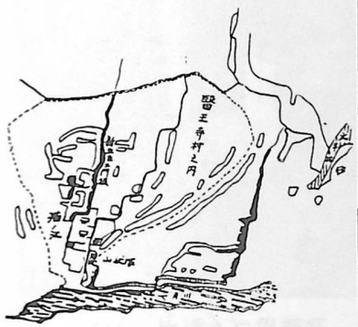
猫江袋図

とあり、「御屋形日記」の元文五年と一致しない。誌の誤りか。

猫江の曲流部は現在の町役場から野球場・小学校にかけての西側水田あたりが相当するが整備されて、堀や「うね」などあとかたが残っていない。が水田の字名に「新ヶ江」地名があるのは、旧河道の埋立によるものだろう。

③ 西袋

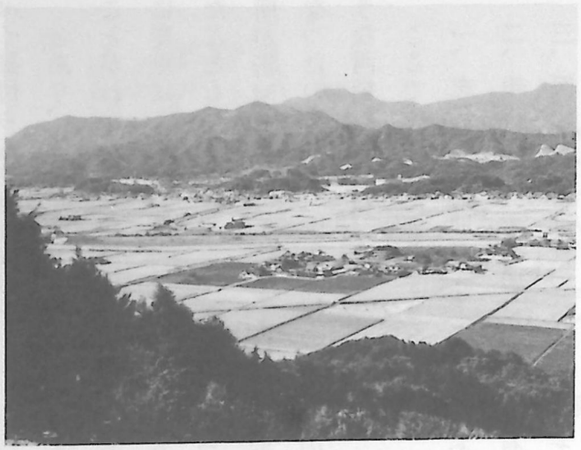
西袋の集落

西袋は現在十六戸の集落で迷路のような堀によって囲まれている。

安永五年（一七七六）三月二十三日付の「御屋形日記」に、読み下し文にする

志久村の内西袋村の儀、江湖（六角川）の南にて堤の水もさし通り申さず場所にて旱損村に御座候。江湖北より堤の水を、はめ越の儀に相願候へども、右はつかえ所御座候につき、村中において新堀を掘り、田作り用水に仕り度別紙の通り相願候末、郷方役に承合見分など仕り候ところ、少々費地これある儀に御座候へども、永々のため御勝手にも相成百姓どもの為にも相成る事に御座候へども、右堀を新たに掘り候儀さしゆるされ、しかるべく右の通り吟味つかまつり候。しかる

べく御付らるや相伺候以上

とあり、この堀が人工的なものであることがわかった。曲流部の旧河道が直行に変更にされたのは、この年以前であったこともわかった。元、陸続きであった所が新河道をはさんで志久村の飛地となったのである。医王寺村の中に島のような西袋となった。

ここで聴取したことをまとめると、

一、志久村の飛地で医王寺区内であること。

二、親村の志久永谷山に西袋の共有林があること。

三、医王寺態野神社の祭礼で、よそもの扱いされたこと。

四、西袋を包囲していた「うね」があったこと。

五、「うね」は耕地整理で削りとられ堀を埋めた。が一部は残した。以後洪水の被害が増大したこと。などであった。改めて字図をみると、西袋の周囲に、新ヶ江・深新ヶ江、堀越の地名を拾った。また、絵図や田畑帳による微細地名の中に、古江橋・東古江・西古江・南古江元新ヶ江を見つけた。後日、多久家蔵の

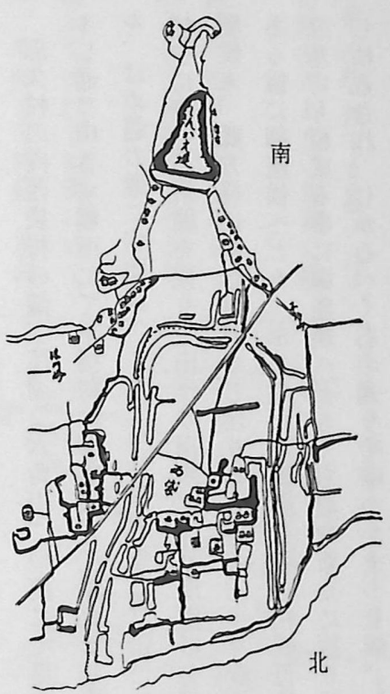

西袋絵図写

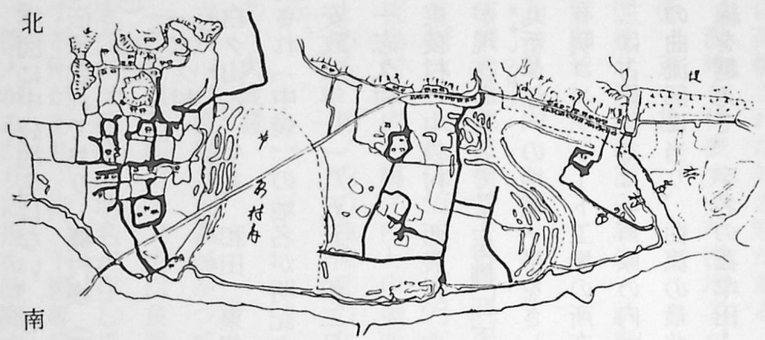

旧河道が想定される志久村古図の写し

「安政元年甲寅仕立医王寺村図壱町弐寸」の大縮尺の絵図で西袋を読図した時の感動は忘れられない。絵図には河道こそ描かれていなかったが、集落を包囲する細長い「うね」の列が旧河道の堤防のように記入され「ハク」と書かれていて、決定的なことは追分、新橋、鳴瀬に通ずる直線道路が旧河道と思われる所との交差点に「古江橋」と書かれた橋が記入されていたことである。そのなごりの古江橋は装いも新たにかかっている。

元文四年（一七三九）志久村田畑帳で西袋の地名を拾うと、

西袋古江・西袋中園・西袋江口・西袋新開東・西袋新開南・西袋新ヶ江・西袋江副など、袋状になった六角川の蛇行、そしてショートカットされ旧河道につけられた名称・開拓地名であることと歴然たるもので、同年の医王寺村田帳に、折尾袋、折りを新開、堀切、古江、小袋、久保田の地名がある。

現在旧河道は埋立てられ耕地化しており、そこに新ヶ江地名が命名されたことがわかった。これと同様のことが中袋でも東袋でも予想通りとなり、しかも「うね」畑が所々に残存、それらをたどることによって旧河道を再現することができ、さらに航空写真の判読は旧河道探索を容易にしてくれた。

④　中　袋

字図に中袋地名はない。しかし私称地名として伝承されており、郷村帳（明治九年辰五月改補）には、

一志久村
白ク山ん、牛丸、和田、東袋、中袋、西袋が記され「中袋」の地名が明記される。

安政二年（一八五五）卯二月の郷村帳では、

一志久村
東袋村、中袋村、西袋村、白山村とある。これが現在の字名で「上掛橋」「下掛橋」「上丁三」「丸新ン江」の地域一帯をさしているのか。

有明コンクリート工場の所在する上丁三・下丁三は古絵図では「芦原の内」と記され、旧河道の曲流部に当り、曲流の最北端が、国鉄佐世保線を越えて、字名の菰牟田・土井神を通って、現在は川のない所にかかっている大崎橋は旧河

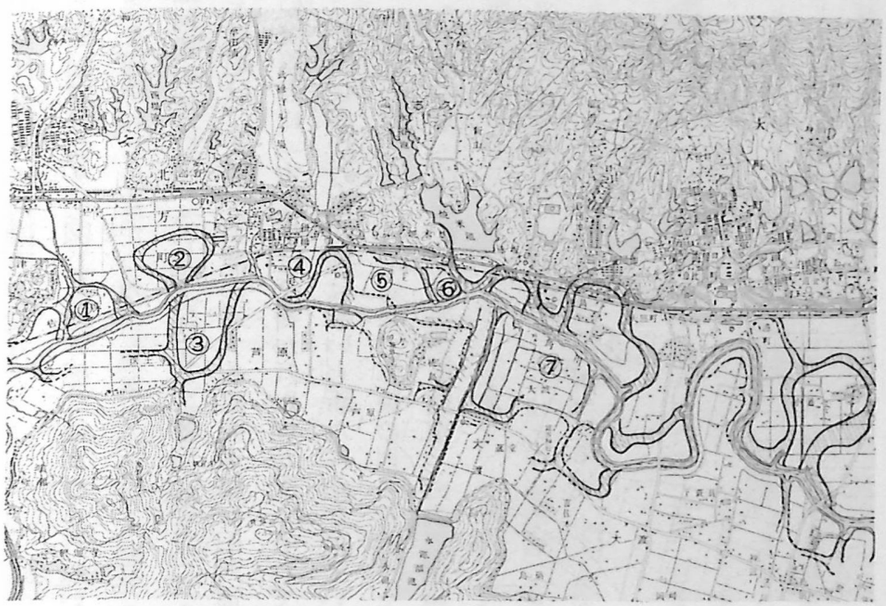

六角川の復元図　袋番号は本文説明の番号

道に架橋された如き感がある。それを証拠だてるのが「うね」の列であり、うねとうねの間が湿地になり、湿地を代表する牟田地名が菰牟田である。

⑤　東　袋

国鉄北方駅南部の岩永・西東袋・東袋の字名を包囲する「うね」が残存するが、北方駅の鉄道用地で一部消滅した。

⑥　島ノ内

東袋の東部に隣接する。焼米街村の南部で絵図には椛島村ノ内とある。

宝暦六年（一七五六）五月二十九日付の「御屋形日記」に、

椛島村之内、嶋ノ内と申場所潮越ニ而四町余り本村より清蔵と申者引移り田作仕度、拝借米三石願出とある。島ノ内の曲流部の北端は国鉄北方駅付近で、線路はほぼ旧河道と一致しているのではなかろうか。

⑦　大渡袋

六角川の南部の大渡がかつて大町と同様六角川の北部にあったことである。

「佐賀県干拓史」で山口良吾氏は次のように論述された。

志久には西袋の地名が存して、六角江の袋鼈地を立証しているが、横辺田西郷の大町村にも字、島と称する所があり、尚、下潟等云う地名もある。之等はいずれも本来の沿革を地名に伝えたものというべく、後人がみだりに是を改廃すべきことは慎むべきことであろう。……と戒め、さらに言及して。……今日の六角川は、悠久な歳月の裡には幾度か自然にその流域を変更し、また、人為的にも改修せられた

もので本来は相当大きな江流としてその満潮の時など、橘、潮見まで遡っていることは事実であり、大昔は江岸が福母の石崎辺に及び、橋下村の岡崎あたりまで迫っていたこと等も想像せられる所である。

また、次のような注目すべきことを述べられ、

大渡・木佐木・簑具の地域は鍋島藩の手によって干拓せられ、就中大渡袋の如き総面積二二町余歩の美田は六角川北岸に位置したもので時に横辺田西郷の部に置かれてあったが、永池の造成に伴い六角川の河線を変更すると共に此処の鹵地を干拓して、良田を得た。爾来六角西郷の部に編入せられた訳である。今に蔵堂から富吉神社の前にかけ、古川と称せられて一段と低い田地があり、それが富吉神社の東部からは堀河として明瞭に旧道道の一部が遺されているようである。

と推考され、大渡袋・古川の呼称を示してくれた。

大渡袋が蛇行による袋地であったことについての資料としては

一、県立図書館蔵の「杵島郡橋下郷御新地絵図、安政六年、一部二間（一二〇〇分ノ一）」を読図。この図に旧河道の一部が描かれ、現白石町喜佐木の一部分（新村）がこの中に含まれていたこと。

一、郷村帳に大町村や下大町・福母などと共に大渡村が横辺田郷の内に含まれていること。

一、享和之辛四年（一八〇一）の「御領中郡村附」には

一、大渡村、蔵童村

とあり、右肩に「昔は横辺田郷の内也」左肩に「江筋堀替ニ成ル其後……」と記入されていること。

一、大町町の「島」部落と大渡天満宮が祭祀関係ありということ。

一、蔵堂江と呼ばれる江湖が旧大渡村と椛島村の境界として北から南へ走っており、蓑具崎北部に「新ヶ江」の字名が前掲の絵図中にある旧河道の延長上にあること。

永池の築造は寛永年中（一六二四―四三）といわれるが、松浦長彦氏は永池費地としての代地を本藩から、坂田・楢崎・室島・志田を芦原領として、もらった時が貞享四年（一六八七）とされる。前掲郷村帳の江筋堀替ニ成……の記事は自然ではなく人工的に直江にしたのだから、これだけの土木工事だから記録が残っているべきだが、発見されなくて残念。御屋形日記は天和二年（一七八二）以後のものであり、大渡のショートカットはそれ以前に永池築造と平行して工事が進められたかもしれない。

蔵堂江の堤防上（椛島字橋津）に「オンガミサン」の石祠が建っていることを土地の古老より聴取、改めて白石平野の干拓堤防上に祭られる「御髪社・沖神・御神社・御神大明神」が北方町にも鎮座している事実を注目したい。江戸後期の絵図に樹林の下に石祠を描いてある場所と一致した。

以下六角川の流れに沿って下流に行くと、島・北古賀袋・小通・今泉袋・西郷袋・北袋の蛇行が続く。

(三) 杵島山

東西約四キロ、南北八・五キロの長方形の山地で、最高三七〇メートルの山、北方町内にある斉火山（いわいやま）（二〇六・一メートル）にはテレビ中継塔があり、同町内の勇猛山（二五八・六メートル）、武雄市橘町にある犬山岳（三四二メートル）、武雄市役所発行の地図には鳥泊山とある）、塩田町と有明町の境界となるのが飯盛山（三〇〇メートル）、と白岩山（三四〇メートル）で鹿島市との境界になる塩田川に終る。全山は輝石安山岩および凝灰角礫岩に被覆さ

れ、多良岳の輝石安山岩と同時代の比較的新しいものと考えられている。

西部の武雄盆地側には芳谷層やその下部の厳木層が露出しているが、東部の白石町や有明町側には見られない。このことは杵島山地が東部に傾いた傾動地塊といえるのではなかろうか。鳴瀬の西岸寺周辺の踏査で芳谷層が東北に傾斜しているし、小野原の「おつぼ山神籠石」付近では東に傾いている。ところが白石町側では安山岩の山が白石平野の沖積土の中に埋没している。

杵島山の西端の一部をトンネルで通過するという、九州自動車道横断道路開設に伴って、日本道路公団福岡建設局佐賀工事事務所の調査によれば、山地の北部の部分だけであるが、輝石安山岩が第三紀の砂岩層の上に乗っている最も厚い所で、約一〇〇㍍を示していた。鳴瀬宿から北方町に入った醫王寺の樽正津に至る湧泉に恵まれることは、恐らく、この火成岩層の下部の砂岩層の傾斜を伏流水がここで滴り落ちるからで、かつてのラムネ製造の泉源となり、今も醸造用に家庭の生活用水に利用されている。樽正津（たるしょうず）、古くは垂清水（たるしょうず）と書かれ、正（まさ）しく清水が滴り落つる状況が地名になったのであろう。

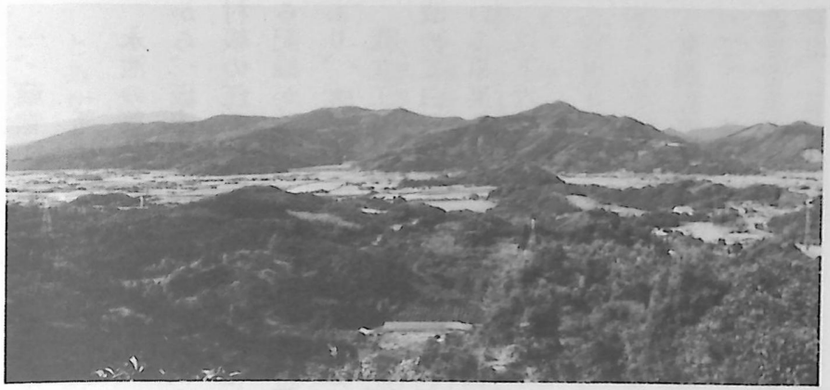

原田より望む杵島山

四　北方町の人口の分布

昭和五十六年四月一日現在の部落別人口集計（北方町役場統計）を基にして、一点十人、大きいのを五十人で「ドットマップ」を作成した。国道三四号線に沿って赤坂より焼米・追分・十三塚・二坑・高野・本坑・熊副・北方とほとんど連続した街村形態の集落となっているが、少し過去をふりかえってみると、明治三十三年測図の五万分ノ一地形図では、焼米・追分・二坑・牟田浦・北方などに街村集落、蔵堂は橋下村役場所在地であったが、片側集落であった。昭和二十六年応急修正図では、焼米・追分・二坑・木ノ元・高野・本坑・牟田浦・馬神・北方が街村で、橋下村の蔵堂が街村に成長しつつある。同四十七年編集図ではバイパスが描かれ、木ノ元・高野あたりでは沿線に集落が発生しつつある。同五十八年現在では、旧道より三四号線沿いに交通関係の商社の進出が目立ってきたし、丁三畷の道路沿いに工場・娯楽・交通関係の建物がたち、九州横断道路のインターチェンジが完工するまでには恐らく丁三畷も街村ができ、赤坂から西へ武雄市境界まで四キロ強の長い街村集落が形成されるであろう。そして武雄市高橋から甘久・武雄上西山まで長大な街村に成長するのは時間の問題となった。掛橋・白山通り・牟田浦通り・三坑・浦田・西杵は炭住によって発生した集落である。

北方町人口分布図

昭和56年4月1日現在　● 50人　● 10人

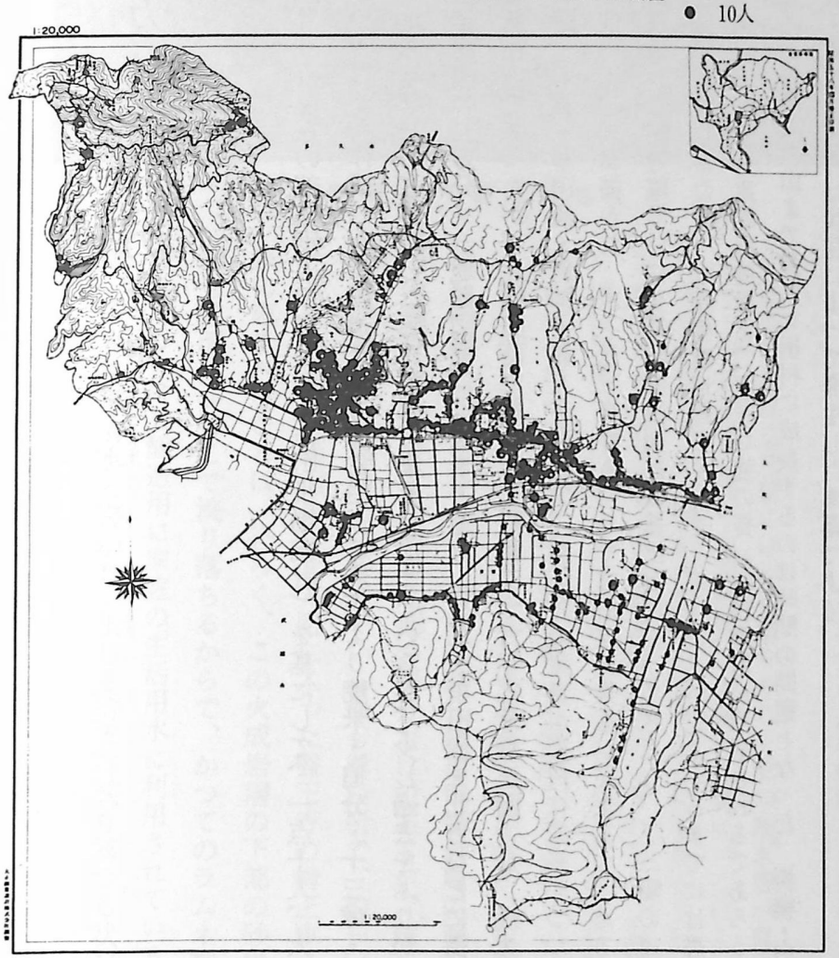

北方町の人口ピラミッド

年齢別人口構成というが、男女別に五才毎に人口を計算し、〇才を基底として描くと、ピラミッド型になるのでかくいう。

一、〇―一四才までを幼年層。（白色）

二、一五―六四才までを青壮年層、また、生産年齢層ともいう。（灰色）

三、六五才以上を老年層。（黒色）

として三区分すると北方町は三三―六四―一三の割合となる。

青壮年層の中に四五才台が人口減少を示すのは第二次大戦の影響であり、三〇才台の増加は戦後の引揚者による人口ブームであった。それがまた、二〇才のところで急減したのはエネルギー革命といわれる石炭産業の斜陽化で、昔日の隆盛の面かげは見られず、昭和三十六年から炭鉱の退職者が増し、同三十二年の西坑につぎ東坑が同三十九年に閉山、同四十四年の西杵炭坑が特別閉山し、同四十七年まで新明治鉱業西杵鉱として存続して、町内の炭山は姿を消した。同三十年から同四十五年までの間に町の人口は八千人も減少したので括れが二つできたのである。

（資料・町役場調）

佐賀県の人口ピラミッドを分析すると

二一―六八―一一の割合を示す。北方町はこれに対して幼年・老年層が多く、青壮年層が少い。

それでは北方町の二三―六四―一三を基にして町内の二〇区の人口ピラミッドを対比してほしい。

特色のあるのは西杵の図で三〇才台の働き手が目立って多く、後継ぎの幼年も多い。町内では浦田の幼年層が三〇‰で第一位で、西杵はこれに次ぐ二九‰を示す。しかも老年層は六‰で、町内で最も少な

い。活気に満ちた躍動の有様がしのばれる。

永池区は人口も少なく、白仁田の一〇〇人永池の八一人と町内の最底位である。老人層の二〇%は町内最高位にあり、幼年層の少ないのは淋しい。

北　方　町　9,422人

世帯数 2,584　一戸平均人口 約3.65人

昭和59年４月１日現在

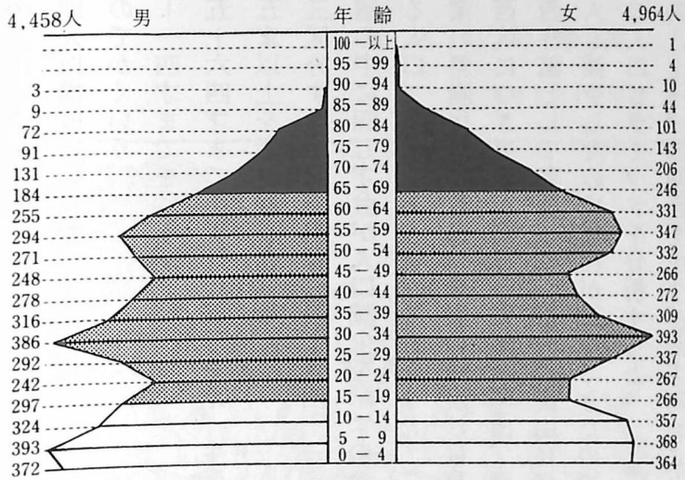

北方町区別人口と幼年・青壮年・老年の人口ならびに割合

	区　名	人口	0～4歳	15～64歳	65歳以上	%幼	青壮	老
1	西宮裾	342	84	207	51	25	60	15
2	東宮裾	207	43	132	32	21	64	15
3	杉　岳	138	23	95	20	17	69	14
4	白仁田	100	21	64	15	21	64	15
5	西　杵	1,145	336	743	66	29	65	6
6	浦　田	482	145	292	45	30	61	9
7	馬　神	322	59	219	44	18	68	14
8	北　方	965	204	612	149	21	63	16
9	久津具	301	53	209	39	18	69	13
10	高　野	1,048	236	677	135	22	65	13
11	木ノ元	780	189	474	117	24	61	15
12	掛　橋	849	182	521	146	22	61	17
13	追　分	747	160	481	106	22	64	14
14	焼　米	644	148	391	105	23	61	16
15	大　渡	153	26	104	23	17	68	15
16	蔵　堂	175	41	115	19	23	66	11
17	永　池	81	15	50	16	18	62	20
18	椛　島	202	54	134	14	27	66	7
19	芦　原	331	72	214	45	22	65	13
20	医王寺	410	87	265	58	21	65	14
	北方町	9,422	2,178	5,999	1,245	23	64	13

北方町の人口の分布

掛　橋　849人

世帯数 250　一戸平均人口 3.40人

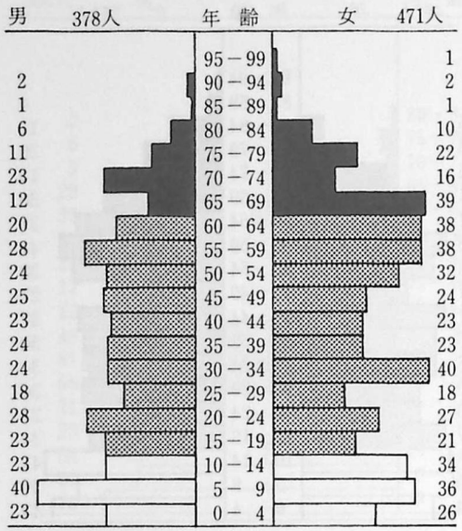

焼　米　644人

世帯数 171　一戸平均人口 3.76人

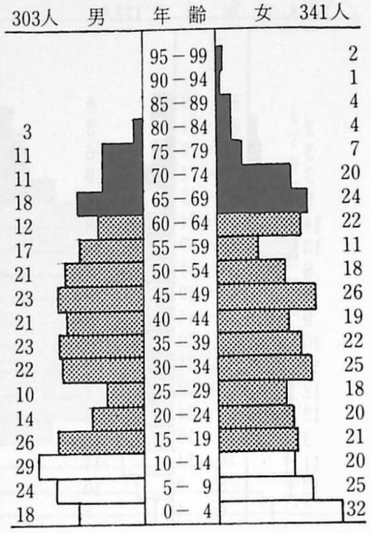

木ノ元　780人

世帯数 229　一戸平均人口 3.40人

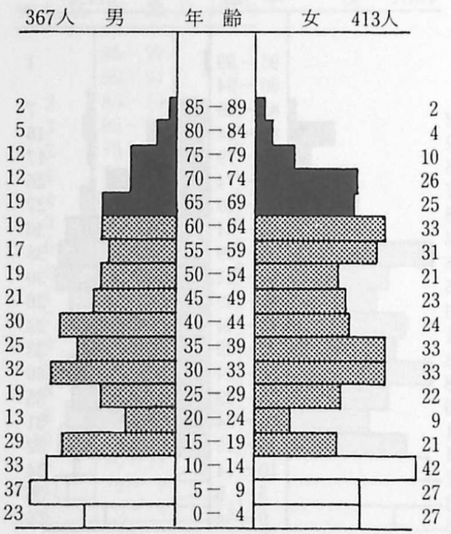

追　分　747人

世帯数217　一戸平均人口 3.44人

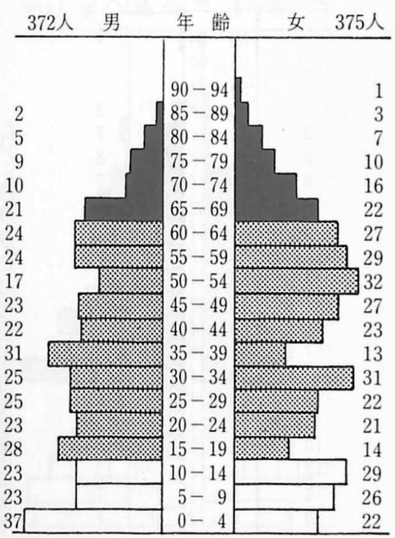

西　杵　1,145人

世帯数 363　一戸平均人口 3.18人

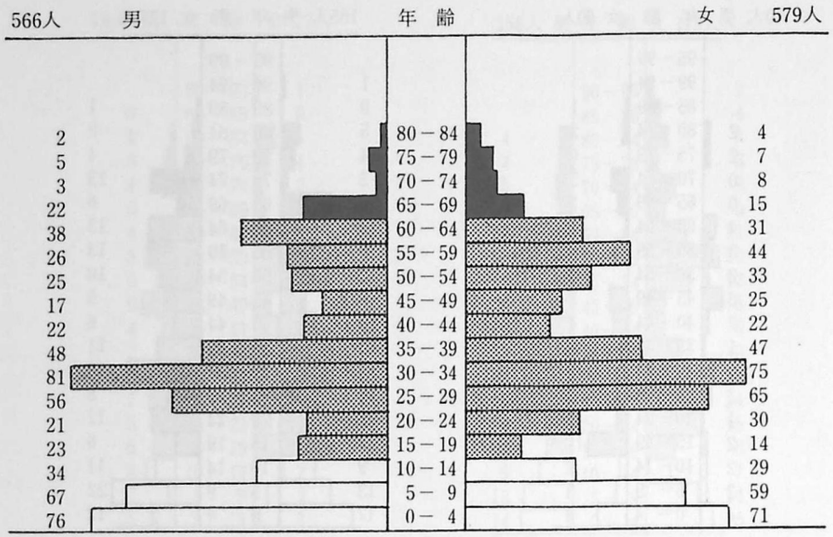

東宮裾　207人

世帯数 48　一戸平均人口 4.31人

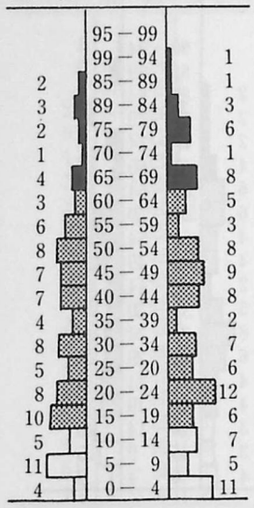

浦　田　482人

世帯数 148　一戸平均人口 3.26人

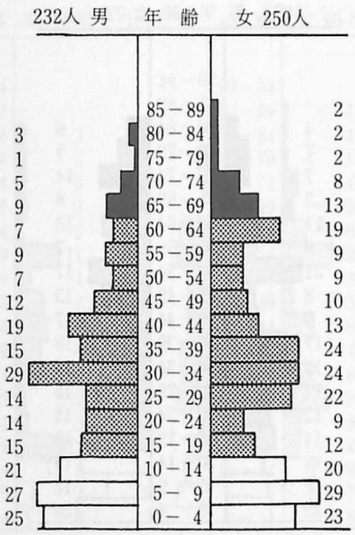

馬　神　322人

世帯数 84　一戸平均 3.83人

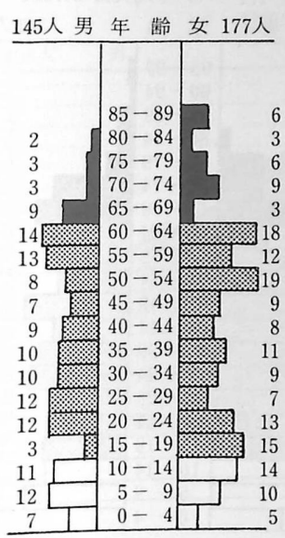

高　野　1,048人

世帯数 306　一戸平均人口 3.42人

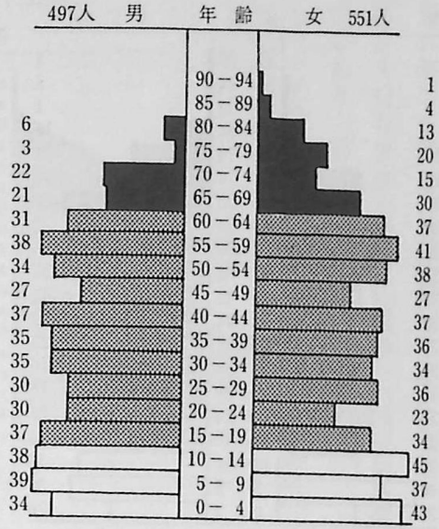

久津具　301人

世帯数 67　一戸平均人口 4.50人

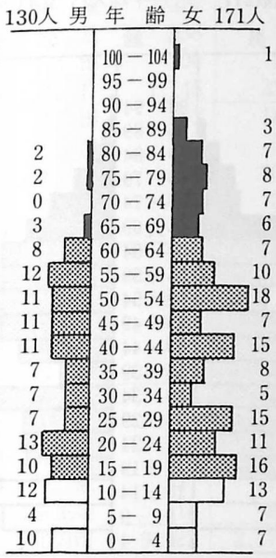

北　方　965人

世帯数 295　一戸平均人口 3.27人

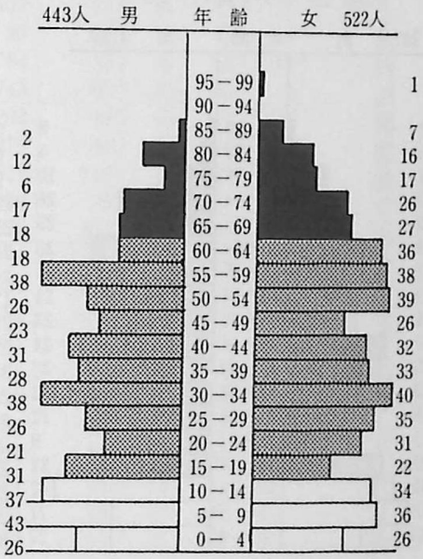

大　渡　153人

世帯数 32　一戸平均人口 4.78人

76人 男	年　齢	女 77人
	90－94	1
0	85－89	0
1	80－84	5
3	75－79	4
4	70－74	2
0	65－69	3
4	60－64	4
8	55－59	6
5	50－54	8
9	45－49	4
4	40－44	6
2	35－39	3
3	30－34	2
7	26－29	9
5	20－24	4
6	15－19	5
8	10－14	7
2	5－9	3
5	0－4	1

芦　原　331人

世帯数 72　一戸平均人口 4.60人

156人 男	年　齢	女 175人
	90－95	2
	85－89	4
4	80－84	6
4	75－79	3
5	70－74	8
4	65－69	5
10	60－64	11
16	55－59	20
9	50－54	12
6	45－49	5
6	40－44	5
13	35－39	9
13	30－34	12
16	25－29	14
7	20－24	15
7	15－19	8
9	10－14	7
13	5－9	14
14	0－4	15

永　池　81人

世帯数 17　一戸平均人口 4.76人

42人 男	年　齢	女 39人
	90－94	
	85－89	1
2	80－84	3
0	75－79	4
1	70－74	1
3	65－69	1
2	60－64	5
2	55－59	0
5	50－54	5
2	45－49	1
2	40－44	1
2	35－39	1
2	30－34	3
3	25－29	4
3	20－24	3
3	15－19	1
1	10－14	2
5	5－9	1
4	0－4	2

藏　堂　175人

世帯数 38　一戸平均人口 4.6人

87人 男	年　齢	女 88人
	90－94	
	85－89	
3	80－84	3
1	75－79	3
2	70－74	3
1	65－69	3
7	60－64	2
5	55－59	11
7	50－54	4
5	45－49	7
6	40－44	8
5	35－39	6
7	30－34	6
2	25－29	2
3	20－24	3
7	15－19	12
8	10－14	8
7	5－9	4
11	0－4	3

椛　島　202人

世帯数 43　一戸平均人口 4.70人

103人 男	年　齢	女 99人
	90－94	
	85－89	1
3	80－84	1
1	75－79	1
0	70－74	4
8	65－69	3
9	60－64	6
6	55－59	13
6	50－54	3
6	45－49	3
8	40－44	8
8	35－39	4
9	30－34	8
2	25－29	12
6	20－24	5
7	15－19	4
9	10－14	8
15	5－9	7
	0－4	8

白仁田　100人

世帯数 19　一戸平均人口 5.26人

40人 男	年　齢	女 60人
	95－99	
	99－94	
	85－89	1
2	80－84	2
2	75－79	0
0	70－74	5
0	65－69	3
4	60－64	1
3	55－59	4
2	50－54	0
6	45－49	5
2	40－44	4
1	35－39	2
4	30－34	3
3	25－29	3
1	20－24	3
2	15－19	11
2	10－14	2
2	5－9	3
4	0－4	8

西宮裾　342人

世帯数 87　一戸平均人口 3.93人

165人 男	年　齢	女 177人
	95－99	
1	90－94	
0	85－89	1
5	80－84	2
4	75－79	4
2	70－74	13
13	65－69	6
9	60－64	13
8	55－59	13
12	50－54	10
6	45－49	9
9	40－44	6
13	35－39	11
13	30－34	18
10	25－29	8
8	20－24	12
13	15－19	6
9	10－14	11
13	5－9	22
17	0－4	12

医王寺　410人

世帯数 87　一戸平均人口 4.71人

189人 男	年　齢	女 221人
	90－94	
	85－89	
4	80－84	6
7	75－79	9
7	70－74	14
3	65－69	8
11	60－64	13
9	55－59	7
21	50－54	17
8	45－49	13
9	40－44	7
17	35－39	18
17	30－34	14
14	25－29	15
12	20－24	11
14	15－19	18
11	10－14	19
12	5－9	12
13	0－4	20

杉　岳　138人

世帯数 31　一戸平均人口 4.45人

69人 男	年　齢	女 69人
	90－94	1
	85－89	3
2	80－84	0
2	75－79	0
2	70－74	4
4	65－69	2
6	60－64	3
6	55－59	7
4	50－54	6
4	45－49	6
2	40－44	3
5	35－39	3
8	30－34	4
6	25－29	4
4	20－24	5
4	15－19	5
3	10－14	6
3	5－9	5
4	0－4	2

5年間の部落別、世帯数、人口集計表（各年4月1日現在）

区分／部落名	班数	回覧枚数	世帯数					人口				
			昭和55年	56年	57年	58年	59年	昭和55年	56年	57年	58年	59年
西宮裾	8	15	82	84	86	86	87	334	344	336	329	334
東宮裾	5	8	44	46	48	48	48	201	207	213	208	208
杉岳	3	10	36	35	35	32	31	171	170	166	145	138
白仁田	2	3	19	19	19	19	19	96	98	99	106	101
西杵	6	37	319	335	359	357	356	1,016	1,074	1,119	1,138	1,141
浦田	12	15	153	150	150	150	146	523	510	494	491	480
馬神	7	10	82	83	81	83	84	322	324	312	323	325
北方	8	24	253	254	261	273	284	850	857	883	907	943
久津具	5	8	68	66	66	68	67	320	295	300	295	302
高野	26	37	304	303	306	303	306	1,045	1,021	1,026	1,035	1,053
木ノ元	23	25	206	212	219	230	229	702	734	753	804	785
掛橋	26	26	261	261	253	251	250	866	853	835	845	834
追分	19	28	195	199	202	204	217	685	704	700	701	732
焼米	13	22	177	180	178	178	171	665	671	652	657	641
大渡	3	4	33	32	32	32	32	161	157	156	154	155
藏堂	4	5	37	38	37	37	38	173	171	172	175	176
永池	3	5	19	18	18	17	17	84	82	76	73	79
椛島	3	4	44	44	43	43	43	195	201	195	198	201
芦原	7	7	76	73	73	73	72	335	322	319	323	324
医王寺	5	12	89	88	87	87	87	422	407	401	408	415
集計	188	305	2,497	2,520	2,553	2,571	2,584	9,166	9,202	9,207	9,315	9,367

五　北方町のむらむら

(一)　垣内・古賀内

カイツ・カイト・コウチと呼ぶ地方が多いが、北方町では、カキウチという。集落の境域という意である。向う三軒両隣りの、も少し大きい茶講内といったがよいか、組内か、葬式のとき裏方担当をする組のことを、垣内と呼んでいる。ただ単に集団という意味より地域結合の意が濃い。

古賀は空閑地と開墾地名がつけられるが、古賀とも書く。小区画の集落の意味を持つ。北方町では、さきの垣内の集合体を古賀内といっており、また、これがいくつか集ったのを「むら」と解した。例えば八つの垣内が土場・船津・揚・西・新村と五つの古賀内となりこの区域が久津具むらで、山王社を祭り、共同祈願をしたり、村仕事を分担したり地縁的に形成された歴史的な村落である。

北方町役場では次表の通り行政区を二〇に分けて駐在員を置く。この区分は大体前述の「むら」にあたるので、これに従い西宮裾より順に東へ「の」の字形に巡ることにしよう。

5年間の部落別、世帯数、人口集計表（各年4月1日現在）

区分／部落名	班数	回覧枚数	世帯数					人口				
			昭和55年	56年	57年	58年	59年	昭和55年	56年	57年	58年	59年
西宮裾	8	15	82	84	86	86	87	334	344	336	329	334
東宮裾	5	8	44	46	48	48	48	201	207	213	208	208
杉岳	3	10	36	35	35	32	31	171	170	166	145	138
白仁田	2	3	19	19	19	19	19	96	98	99	106	101
西杵	6	37	319	335	359	357	356	1,016	1,074	1,119	1,138	1,141
浦田	12	15	153	150	150	150	146	523	510	494	491	480
馬神	7	10	82	83	81	83	84	322	324	312	323	325
北方	8	24	253	254	261	273	284	850	857	883	907	943
久津具	5	8	68	66	66	68	67	320	295	300	295	302
高野	26	37	304	303	306	303	306	1,045	1,021	1,026	1,035	1,053
木ノ元	23	25	206	212	219	230	229	702	734	753	804	785
掛橋	26	26	261	261	253	251	250	866	853	835	845	834
追分	19	28	195	199	202	204	217	685	704	700	701	732
焼米	13	22	177	180	178	178	171	665	671	652	657	641
大渡	3	4	33	32	32	32	32	161	157	156	154	155
藏堂	4	5	37	38	37	37	38	173	171	172	175	176
永池	3	5	19	18	18	17	17	84	82	76	73	79
椛島	3	4	44	44	43	43	43	195	201	195	198	201
芦原	7	7	76	73	73	73	72	335	322	319	323	324
医王寺	5	12	89	88	87	87	87	422	407	401	408	415
集計	188	305	2,497	2,520	2,553	2,571	2,584	9,166	9,202	9,207	9,315	9,367

五　北方町のむらむら

(一)　垣内・古賀内

カイツ・カイト・コウチと呼ぶ地方が多いが、北方町では、カキウチという。集落の境域という意である。向う三軒両隣りの、も少し大きい茶講内といったがよいか、組内か、葬式のとき裏方担当をする組のことを、垣内と呼んでいる。ただ単に集団という意味より地域結合の意が濃い。

古賀は空閑地と開墾地名がつけられるが、古賀とも書く。小区画の集落の意味を持つ。北方町では、さきの垣内の集合体を古賀内といっており、また、これがいくつか集ったのを「むら」と解した。例えば八つの垣内が土場・船津・揚・西・新村と五つの古賀内となりこの区域が久津具むらで、山王社を祭り、共同祈願をしたり、村仕事を分担したり地縁的に形成された歴史的な村落である。

北方町役場では次表の通り行政区を二〇に分けて駐在員を置く。この区分は大体前述の「むら」にあたるので、これに従い西宮裾より順に東へ「の」の字形に巡ることにしよう。

(二) 村の名のうつりかわり

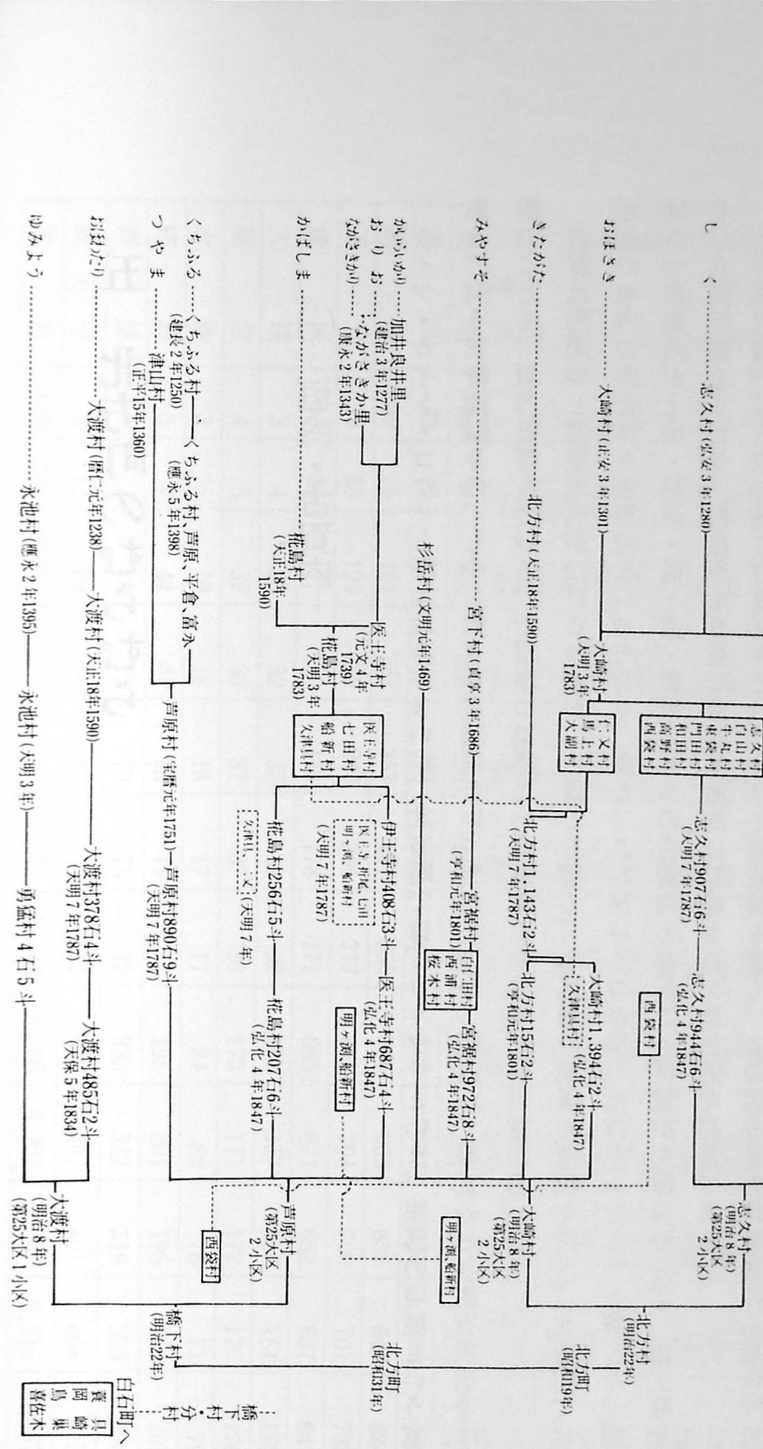

(三) 村むらをめぐる

1 西宮裾

宮裾（みやすそ）は宮下とも書かれ、特に享保年間の御屋形日記には、宮裾と記述されたのは見当らない。西宮裾区に属する小字は

長谷（ながたに）、松尾口（まつおぐち）、神水川（しえご）、大別当（おおべっとう）、小川（おがわ）、八ノ尾（やつのお）、萩尾（はぎのお）、舟木（ふなき）、大西（おおにし）、八龍（はちりゅう）、牧（まき）、高取（たかとり）、馬場（ばば）、西浦（にしうら）、猪隈（いのくま）、向野（むかいの）、牟田（むた）、川越（かわごえ）、門田（かどた）、堀内（ほりのうち）、引町（ひきまち）、桜並（さくらなみ）、関戸（せきと）、勘徳（かんとく）、十八（じゅうはち）、上竹ノ下（かみたけのした）、下竹ノ下（しもたけのした）、城ノ平（じょうのひら）、荒田（あらた）、栗ノ元（くりのもと）。

この中の「牟田」は湿地であり沼田で土地の人の話ではここの田は深い所で大腿部までつかる程であったという。現在は朝日ダムに沈み湖底となった。

西宮裾は七八戸、七班に編成され

一	班（出口）	一六戸
二	班（川東）	一〇戸
三	班（上）	一〇戸



一里松（西宮裾老人クラブの植樹）



西宮裾　（昭和48年３月23日撮影）



四　班（高取）　一〇戸
五　班（中小路）　一〇戸
六　班（大西）　一一戸
七　班（第二大西　開拓は元一五戸現一一戸）

丹邱邑誌に、

八ノ尾山　茅野畝二十丁、猪隈山　茅野畝二十二丁とある。また同誌に、

八ノ尾堤ハ

文化八年（一八一一）正月御蔵入、永田村蓮池邑内摂待村、武雄邑内上滝村ヨリ願に仍テ新堤ヲ二段築立御山方田二畝十五歩、畑一反七畝七歩半、三村下受、邑内田下り町坪四畝二十七歩代地武雄上滝村ヨリ代地出ル也。

このことについて武雄市高橋の南上滝区長保存書類に、

乍恐奉願口上覚

上滝村の田は用水が不足して年々干損していたが、文化六年巳の年大旱魃で類が無いような凶作となり、たとえ、どのような費用を要しようとも、溜池を造成しなくては不作をしのばなくてはならない。新しい溜池造成については、上滝村内に適当な場所がないので、蓮池私領接待村と共同で川上村八ツ野尾谷へ造ろうと相談したところ、願いが聞きいれられた。しかし、この場所は本藩の地にして多久の請地になっていたためか多久より断られた。方策つきたので上滝村境原谷を物色したが、流入河川がなく工事を見合わせていた。

ところが、本藩永田村庄屋次右衛門が申すのに、本藩の内二俣村の水田に灌漑用水が行きわたらずに困っていたところであった。ここに二俣村も参加して、また、八ツ野尾谷へ溜池を造るべく、永田村より願出たところ、幸いに許可になった。

とあり、文化八年に完工したのであろう。このように苦心の末溜池が築かれたが、水不足のためか、明治八年に杉岳二ノ川より八野尾溜池へ水道を隣村大崎村の野方壱反五畝拾五歩五厘を借りて架設した。一部トンネルで通じている。その加地子米六斗に決めていたが、毎年の加地子では困るので、一時に金三十円にしてくれるよう相談したところ、その通りに納められた借地証も保存してあった。現在では閉されたままになっている。八ツ野尾溜池の水は上滝・接待に今なお流れて水田を潤している。またその一部が高橋区に引水され、そのため経費の八分の一が支出される定めになった。

陣地としての西宮裾

貞和六年（一三五〇）三月十八日足利直冬の将今川直貞、長島荘に入り、二十三日一色氏の軍と宮裾原に戦って勝ち、続いて萩尾原、多々良峯をはじめ、多久、小城等に転戦。（武雄市史上巻）とあるが、多々良峯について、伊万里文書は「於多久多々良峯」と記しているので、宮裾の多々良ではない。萩尾は隣接の川上との境界で、現在神崎産業KKの所在地であり、南の猪隈山砦との狭隘の地形は、戦略要地であった。尚この付近の地名に注目すると、牟田（現朝日ダムに沈む）、その北を包む格好の丘陵東端が城ノ平で砦跡、その北側に堀内（館とか屋敷が所在した所に多くみられる地名）や門田（地頭などの直営田をさし、もんでんともいう。）大西屋敷など以上の地名は、ここにおける東西交通の関門に相当する

陣営が形成されたはずだ。近代における大演習で、宮様が向野に立たれて両軍の戦闘を観戦されたという。

高取池

浸食谷が発達し、西浦谷には高取、神水川谷には神水川と八竜、舟木谷には舟木の溜池が築かれ、杉岳山から南斜面の細流を受水。高取池は馬場ノ原堤ともいうが、白仁田の百堂や堤ノ谷から流下し、大雨ともなれば水量、水勢共に増大して、この皿池に突入するため、溜池の中で最も災害が多く二年毎に内掘や普請をした記録が残され、大雨は心配の種だった。

馬場の原堤（高取池）普請

西　歴	年　月　日	普　　請
1735	享保20. 4.16	野越切
1736	元文 1. 7.26	普請
1828	文政11. 8. 9	土井20間、浦土井引下
1832	天保 3. 2.20	普請
1833	同　4. 2.12	補強
1840	同 11. 2.18	内堀普請
1846	弘化 3. 4.28	野越石組
1847	同　4. 1.26	内堀普請
1849	嘉永 2. 1.24	同上
1851	同　4. 1.13	底樋破損
1852	同　5. 2.21	抜崩
1854	安政 1. 2.18	木管底樋を石管に部替
1855	同　2. 1. 8	堤頭普請
1856	同　3. 2.22	内さらへ



高　取　溜　池

牧

白仁田区との境に小字名の牧がある。「丹邱邑誌」に、一宮裾村北ノ山半ニ牧ノ平ト云所アリ。昔ノ牧跡ト云。又隆信公ノ御陣所ノ跡トモ云。

竜造寺隆信は多久城から西進、兵を白仁田に出し、度々須古城攻撃をしたが、武雄の後藤貴明軍が猪隈山に陣し、これを防いだり、時には和兵を結んだり、しばしば戦場となった。隆信公ノ御陣所ノ跡トモ云。と記されているのはこれを指すものであろう。文化三年（一八〇六）の宮裾村田畠帳に、勢屯口の地名が見える。「せいだまりぐち」と読む。軍勢の集るところの意であるから、陣地であった可能性が強い。地元で勢屯という。

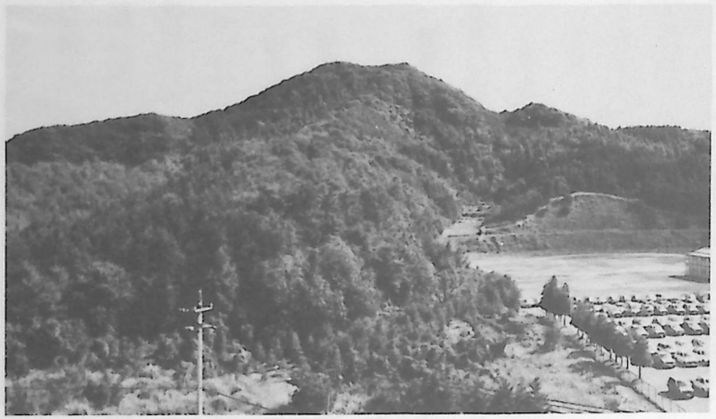

猪隈山城砦跡、萩ノ尾古戦場より眺望

猪隈山

国土地理院発行の地形図には「猪熊山」の字をあて、三角点の所で一三〇・七㍍あり。低い円錐形の山である。「丹邱邑誌」は一猪隈　宮裾村西南猪隈山ニアリ。西ハ藩ノ立山武雄邑内、東ハ邑封ノ内ナリシカ今ハ藩ノ山トナリシヲ、邑家ノ御受山トナレリ。誰ノ居城ナリシヤ知ル者ナシ。

と古城跡の項に記している。が「後藤家事跡」に、天正十二年（一

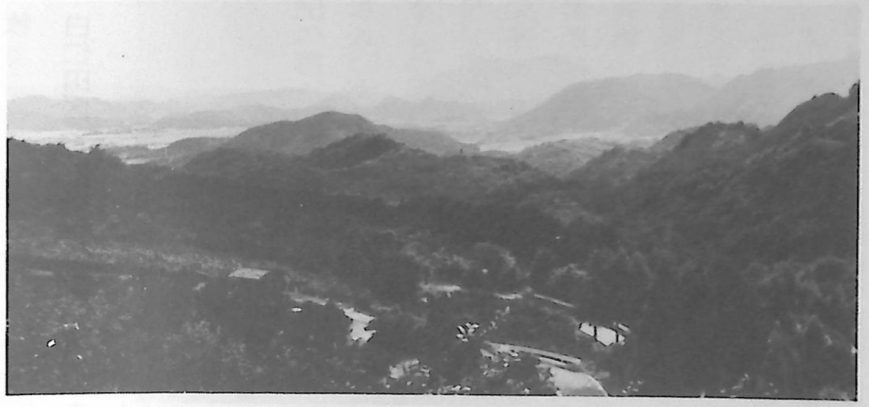

猪隈山・柏岳の古戦場

五八四）五月二十二日塚崎荘領主後藤伯耆守入道の道一は河原豊前守高に対し杵島郡内後藤領の猪熊砦の修築を命じている……と（日本地名大辞典佐賀県）に記されている。

この山を踏査してみたら、砂岩層を破って流紋岩が噴出しており、そこを四段階になる平坦地を築き、南に空堀跡がみられる。頂上からは、西に武雄盆地、東に北方、橋下から白石平野が望見される。東麓は湿地の牟田、現在朝日ダム、北は唐津、伊万里への道をおさえる要地。



猪隈城跡見取図

西宮裾唐人原

小字名の「向野」（大崎四八三九番地）朝日ダム東岸を私称地名で「唐人原（とうじんばる）」という。「丹邸邑誌」に一　宮裾村ニ萬治年間ニ陶器ヲ製セリ其跡今ニ有セリとある。現地踏査によれば、現在ダム内になっている緩傾斜地に陶片が散乱しており、須恵器片が出土、古墳時代のものという。また「大西」の津山二郎氏宅裏山一帯に磁器片・窯道具が散乱している。よって窯屋の前と呼んでいる。

宝暦十三年（一七六三）七月五日

宮下村ニ瓶焼釜の築立願、大川内山の細工人願出る。（御屋形日記）にあるのは宮裾村の何処だろうか、そしてその願は叶えられたのか、その後この件の記事は見当らない。

紫雲山　永林寺　（宮裾村西浦）

禅宗曹洞派武雄普門山円應寺末寺

開基　塩田町籾嶽城主原豊後守直影

由来　円應寺二世勝山殊大和尚永禄八年（一五六五）八月六日の開山で、開基の原豊後守は天正十二年（一五八四）龍造寺隆信に従い島原において島津・有馬の連合軍に敗死。

春嶽永林大居士　天正十二甲申三月二十



紫雲山永林寺

四日薨去。また一説にはその室、鍋島助右衛門尉茂治の娘は亡夫のために宮裾村西浦に永林禅寺を草創して、その仏果を祈ったという。花岳妙譽大姉。

馬神に原備後守と云う人の居城と云。後胤藩臣原氏なり。本丸に曲輪曲折坂などの形堀切調馬場のあとなと今もあざやか也。原氏の墓二基原備後守直重父子の墓と云。傍に家臣墓二基あり。「丹邱邑誌」

このことは有馬・大村の連合軍と後藤の戦で、有馬が塩田の籾岳城に迫ったとき、渋江公師、原山城守は後藤貴明に援兵を求め撃退しており、後藤と原との関係がわかる。

貴船神社　（宮裾村西浦）

「峯家日記」に、大嵐となり宮裾村の人、木船社に篭る。とか「御屋形日記」に、宮裾村木船明神至柱破損に付修理したく宮司聖恩寺宮森の木の払下方を申請、差免される。など「木船」とも書かれている。

「丹邱邑誌」は、

貴船明神　神体丹生明神ニテ石像之即山城国貴船ノ神ヲ祀。即水冏象命暗雄神之宮裾村ニ在リ。宝殿五尺ニ一間ノ瓦葺。拝殿二間三間草葺。社地五畝除地。祭十一月十一日。社務北方聖恩寺兼帯。

とあり、境内の椎は回り一丈一尺二寸。と大木の項で記している。



貴　船　神　社

武雄市東川登町に貴船神社が鎮座しているが、元亨元年（一三二一）農作物が枯死したので、後藤光明は武雄神社に雨乞祈願をしたら、山代国貴船神社を勧請して祈願すれば霊験ありとの神記があり、分霊を祀り雨乞をしたところ降雨で生気をとりもどした。と明和元年（一七六四）建立の鳥居に刻んである。

（武雄市史下巻）

とあり、宮裾の貴船神社も武雄後藤と関係がありそうである。

六府方と向野山

寛政三年（一七九一）九月十九日の「御屋形日記」に

搦用の山仕立方のために向野山と猪熊山・藤ノ尾山、大崎村の内、辺田山、番道田山に植林したいと申出る。寛政四年十二月二十七日の同記事に、

明春、宮裾村の向野山に六府方より松仕立てると達がある。文政元年（一八一八）二月十九日同記事に

宮裾村向野山に六府方より松仕立に相成、生長して田方に陰さし百姓難渋し伐方願出る。文政五年（一八二二）十月廿日同記事に、

六府方松仕立山、向野より八ツ尾山に替地となったが支障あり、萩ノ尾山に定められる。とあって、有明海沿岸の干拓工事の松材の供給源であった。

田畑帳の微細地名

多久家文書の中に宮裾村の田畑帳があり、微細地名を記しているので、掲げておく。

文化三年（一八〇六）
御山方　宮裾村田畠帳

西山　林ノ谷　立山　鷹取　神水川　百堂　森　横山口　ふしの熊　船木　多々良ノ首　萩ノ尾　松尾口
永谷　横道　牟田　今山堤内　今山本谷　立山境際　多々良口小谷　勢屯口　堤ノ谷　八ツノ尾　林ノ谷本
谷　横尾谷　柳　かり又　大別当　大西畠脇　立山いさん古場　そふけ谷詰　杉岳道境副　八龍　伏のく満
笠石東谷　笠石　阿せり東小谷　あせり西峠　あせり　大工殿谷　猪隈山下り口　藤古場　徳王寺　前平
大久保　本谷　本谷口　木場谷　今山永谷　伊三木場　飯守古場　野蛭ヶ坂　そふヶ谷　柳谷　猪ノ木谷
立山古場　池ノ谷　堂ノ上　砥ノ木場　黒石　太郎山　なら原　中ノ谷　寿きノ木　徳連　ばんどふ田　高
頭　向野　姥懐（うばがつくら）　むなた木　唐人原　中ノ左古　一ノ坂　真木　堤口　笹原　黒むた　峠　大西　萩ノ尾
今山堤西　多々良ノ尾　永谷杉岳道下　権現原　姫豆谷　吉ヶ谷　清水谷　向井野　多々良谷　馬場ノ原
多々良越　白仁田峠　観音際　すさの木　舟木堤碇先　東ノ平　八龍より舟木越
大別当堤内　藤古場　白仁田口峯尾　百堂道　八ツノ尾権現山　よこひ松　宇坪谷　黒はだ　六代

畠　数　　五町七段三畝廿三歩
地　米　　三石七斗三升

文化三年寅八月

宮裾村地改田方帳

陣内　京田　門田　八龍　桜木　油田

文政二年卯（一八一九）

宮裾村巡見田畑山帳

竹ノ下　中ノ谷　徳連　寿さノ木　水ノ下　松山　水元　高平　なら平　津々原　すさの木　かりまた
たのき穴　殿古場　白仁田前田　なら原　引水谷　森山　堂の上　中ノ谷　川頭　神水川　い古ひ松　休松
一ノ坂　小川　阿せり　林ノ谷　のりかつ祢　外隈　大別当　笠石　八龍　立山　まつ尾口　池ノ谷　船木
堤下　牟田　萩ノ尾　馬場　ふるぎ　堂ノ前　鷹取　ひえ田　大西　大園　西浦　胡麻ノ羽左古　船木上
たり谷　柳谷長谷　立山　桜木　牟田舟　鼠田　蓮池　立山源八　篠ノ尾　室ノ木　本谷　うつ否谷　権現
原　岩のはさこ　八枝　陣内　山伏堂　中ノ谷元　かふ平

田　数　　弐町壱段七畝拾五歩
地　米　　八石一升八合五杓三札

畑畦方

白にた　水の本　白にた屋しき　すさの木
黒はだ　竹ノ下屋しき　太し山　入道　高原　古木場　大すだ　坂口　東上かふ平　白にた堂ノ上　川頭
中ノ谷　狸穴　殿古場　水坪　黒岩　神水川　一ノ坂　川原宿　城平　西浦　八龍　辻畑　大西屋敷　鷹取
馬場屋敷　大畑　まひ城　兜田　徳王寺　立山　さかみ元　打越　中別当　西浦中別当　萩ノ尾　今山屋敷
川原田　駄廻り　八枝　篠ノ尾　陣ノ内　桜木　ささの尾　万福寺　前城　牟田船　神子園　岩のはさこ
道塚　坊主ノ尾　今山　道津　城ノひら　城ノ谷　駒ノはさこ　馬場　馬場ノ平上割　鼠切頭　山伏堂　黒
はだ

畠　数　　三町五段六畝七歩

伊能忠敬の測量

今から一七〇年ばかり前、伊能忠敬一行の測量隊が北方町の西から東へ測量。これに対して受入れ側も測量隊に対しての準備・接待・協力をした記録が残っているので、「むら」巡りの最初にまとめて掲げたい。

伊能忠敬の測量日記

わが国ではじめて実測地図が完成された「大日本沿海輿地全図」は、彼の死後できあがったが、彼及びその測量隊は地球を一周する距離を実測のため歩いた。世界的な測量の大家であった。

北方町を測量したのは、文化九年（一八一二）九月十六日のことで、測量日記に、

同十六日終日雲（午後微雨）六ツ後桃川宿出立　字宿山（長崎街道伊万里道）追分（九月十日）測⑪印ゟ初　字六郎峠本部村驛測所ゟ（一丁五十一間）毘沙門川（巾廿七間半）字辺田　川古村（カワコ）　字下川古（小休百姓村右ェ門）字川古（カワコ）宿驛二十一丁廿二間　井手川（巾六間斗）字上川古川上村（カワカミ）　字戸坂峠（仮小屋昼休）（長崎街道佐嘉街道）追分御用杭測（川古駅〇一里〇三町ゟ里三十四間二尺）北方村野陣小休（左ニ船木池周七八丁）枝宮ノ裾左ニ樋口権現社　字北方町　長崎本街道ニ出ル（制札、向左敷石角ニ繋御用杭ヲ測即間屋場）〇二十七町五十二間一尺一寸是ゟ長崎街道ニナル（止宿打上〇二丁四十八間）惣測二里三十一町二十七間三尺一寸　本陣庄屋庄助　下役百姓庄兵衛　内弟子肴屋宇太郎　八ツ比着　此夜大曇深更雨

と記録している。これに対して受入側として次のような書類を差出している。

「多久家御役所日記」に

文化九年九月　伊能勘解由殿北方筋測量之砌測量方江相渡候帳面写

松平肥前守領分　肥前国杵嶋郡北方町

一高　千百四拾三石弐斗六升九合
一家数　百八拾軒　内百拾軒本村、七拾軒枝郷宮裾村
一村長　東西凡弐拾弐町　内拾町拾間居村　拾壱町五拾間野間田畑
一村内往還筋弐拾五町廿六間但川上村境ゟ志久村境迄
一村内五町拾壱間但上滝村境ゟ佐嘉街道筋
一村内街道弐ヶ所　内佐嘉城下へ道法六里三拾壱町、長崎へ凡道法弐拾八里、大村へ凡拾弐里半
一居村往還通御座候但駅場
一当村ゟ南隣村上滝村家居迠西ノ方凡九丁其間田畑
一東出口ゟ隣村志久村家居迠卯方凡九丁其間田畑
一川無御座候
一御朱印右同寺社領無御座候
一墨印右同
一寺三ヶ寺　禅宗永林寺　真言宗聖恩寺　一向宗泰林寺
一社三ヶ所　樋口権現　八幡　天満宮
一遠山見渡　船山　子ノ方凡壱里半余　天山丑ノ方凡三里　杉岳　亥ノ方凡壱里　多良岳午ノ方凡六里
三船山　未ノ方凡壱里

右之通（相違）無御座候已上

文化九年申九月北方町庄や幸右ェ門

文化九年申九月十六日測量方伊能勘解由殿今泉又兵衛殿伊万里ゟ通行ニ付申答候

一　川上境迄出浮手引仕候処萩野尾水茶屋御小休相成候

一　御山方境塚御尋ニ付山畑之境作人共相互立候塚ト申答え候

一　宮下村船木堤御尋ニ付作水と申答候

一　宮下村何村ゟ与御尋ニ付北方村枝郷と答申候

一　家数御尋ニ付七拾軒与申答候

一　同村ニ而遠山御尋ニ付塩田大草野武雄山唐船山其通申答候

一　樋ノ口権現御尋ニ付其通申答候

一　宮下村ニテ隣村御尋ニ付上滝与申答候

一　成瀬山高橋町其通申答候

一　北方町御高札石垣ニ後年見合セニ相成候ゟ御用抗木被立置候事

一　北方八幡社御尋ニ付其通申答候

一　十六日晩迄北方庄屋へ御止宿ニ相成候事

一　十七日北方東出口ニテ成瀬山御尋候付其通と申答候

一　志久村家数御尋ニ付弐百拾軒と申答候

一　稲主社御尋ニ付其通申答候

一　志久村ニ而小名ハ無之哉御尋ニ相成候へ共小名与申而者無之段申述候

一　十三塚御尋ニ付其通リ申答候

一　志久山御尋ニ付其通リ申答候

一　新橋御尋ニ付右同断申答候

一　追分御尋ニ付右同断

一　同所ニ追分之丁石ニ後年見合セニ相成目印有之候事

一　追分宿ゟと御尋ニ付志久村弐百拾軒内与申答候

一　樺嶋村御尋ニ付其通申答候家数凡五拾四五軒と申答候

一　焼米村御尋ニ付其通申答候

一　家数三拾七軒与申答候

一　龍王社御尋ニ付其通申答候

一　焼米堤御尋ニ付龍王堤与申答候

一　焼米江筋御尋ニ付川与申答候

一　赤坂御尋ニ付焼米村枝郷内赤坂と申答候

一　同所水茶屋ニ少シ之間御小休ニ相成候事

一　夫ゟ福母村境迄手引仕候外尋事無御座候

已上

申九月十七日

宮下村　源兵衛
大崎村　庄七
志久村　弥三右ェ門

松平肥前守領分　肥前国杵嶋郡志久村
一　高九百七石六斗壱升四合
一　家数弐百拾軒
一　村長東西凡拾九町南北凡拾弐町
　内　六町三拾間居村
　　拾弐町三拾間野間田畑
一　村内往還筋拾九丁但北方町境ゟ焼米村境迄但塩田村通長崎街道筋
一　村内七町四拾間　位成瀬町村境ゟ佐嘉街道筋
一　村内街道筋二ヶ所　内佐嘉城下へ六里拾壱丁　長崎迄凡廿八里半
一　居村往還通御座候但駅場立場無御座候
一　当村南隣村成瀬村家居迄未ノ方凡七町四拾間其間畑田　東出口ゟ隣村焼米村家続
一　川無御座候
一　御朱印墨印無御座候　寺社領無御座候
一　寺弐ヶ寺　禅宗永源寺　一向宗勝満寺
社弐ヶ所　稲主大明神　杉岡大権現

一　名所旧跡名産古城跡無御座候
一　遠山見渡無御座候
右之通相違無御座候
文化九年申九月　志久村庄や弥三右ェ門
（松平肥前守領分　肥前国杵嶋郡焼米村）
一　高百三拾六石七斗
一　家数三拾七軒
一　村長東西凡七町三拾間　南北凡弐拾町
　内四町居村　三町三拾間田畑野間
一　村内往還筋八町三拾四間　但志久村境ゟ福母村境迄
一　村内街道壱ヶ所　但佐嘉城下へ道法六里
一　居村往還通り御座候　但駅場立場無御座候
一　当村東出口ゟ隣村福母村家居迄卯ノ方凡弐町壱間田畑
一　川橋長拾弐間但下ハ凡壱里江湖ニ落合
一　御朱印墨印無御座候寺社領無御座候
一　寺無御座候
一　社壱ヶ所　龍王社
名所旧跡其外前ニ同

一　遠山見渡　鳴原　温泉山己ノ方凡弐拾里
右之通相違無御座候也已上
前ニ同

焼米村庄や善内

2　東宮裾

貞和六年（一三五〇）四月日付の武雄社大宮司藤原亀石丸申状に

一、社司神宮等、致精誠之御祈禱之処、同三日、宮裾村合戦之時、神変顕光、渇仰銘肝随而御方合戦被打勝」と武雄社の霊験の賜物と述べ、志久村内の田地の寄進を請うている。（武雄神社文書）これが宮裾の初見。

東宮裾区に属する小字は

五反田、柿木町・今山六田・九反坪・柳谷・ソーケ田・西飯盛・永谷・本谷・赤松・今山・立山・神子園・蓮池・桜木・松瀬戸・梅ノ尾・柳町・平松・熊本・宮裾町・陣内・下須・耳取・糸別当・山田町・菰町・池田・大坪・水町・細工町・上深町・図師町・小深町・羽瀬町・六田・下深町・上不用町・下不用町・平戸町・奥瀬町。

この中の宮裾町は標高四〇メートルの丘上に鎮座する樋ノ口神社の「すそ」に位置しており、陣内に隣接する。地名の由来は字義通りを指差すものである。佐賀県神社誌要によれば、日鼓岳の城主井手備後守橘

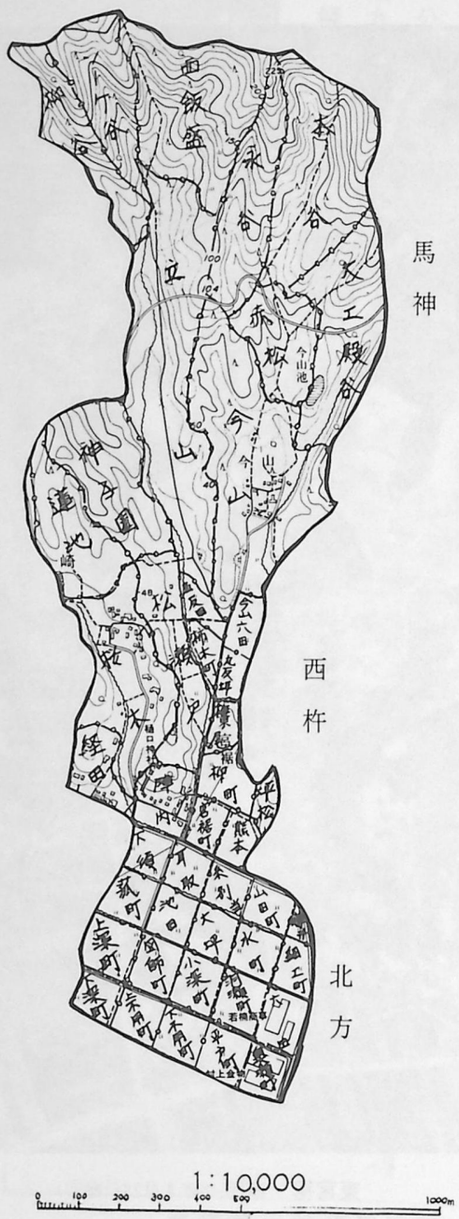



東宮裾　（昭和48年３月23日撮影）

公泰が、文明元年（一四六九）十一月十五日、其祖橘諸兄を勧請し、武運長久を祈願、後奉仕の僧家大聖寺火災のため、当社の記録等焼失し、その詳細を知ることができない。……と記される。

公勢が日鼓城を拡張し、これを居城としたのは明応年中（一四九二―一五〇〇）のことであった。

樋ノ口神社から南が小字名の「陣内」。その東隣りが「宮裾町」。陣内の西が「経田」で、高取池から流下する小川の流域を「桜木」という。この付近は宮裾町の古戦場でもあろうし、陣営が置かれた要害地形であった。桜木の地名は、狭い谷間などの地形を、佐倉・佐久良・桜窪などの字があてられているのが各地に見られ、此処の桜木も同類の地形に命名されたものであろう。



樋口神社

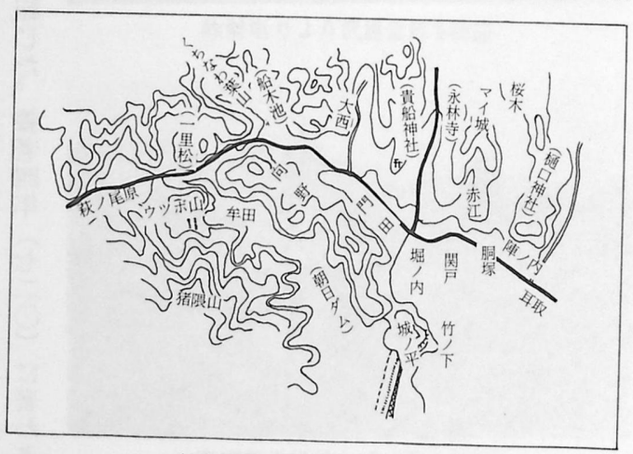

宮裾原古戦場周辺図

今山への道を西にとれば白仁田行の近道があり、小字名の「立山」がある。その隣接地に神子園や、西宮裾の牧がある。この三つの字堺付近に「多々

良」という私称地名があり、多久家文書の文化三年（一八〇六）の田畠帳には、多々良口小谷・多々良谷・多々良越・多々良ノ尾・多々良ノ首などの微細地名が見える。

平安中期の著作「宇津保物語」がある。その―吹上の上―の中に「これは鋳物師の所、男ども集り、踏鞴踏み物のこ形鋳などす」とあり、足でふんで風を吹き送るふいごのことを、たたらと呼んでいた。それが金属をとかす炉のことになり、鍛冶師が「たたら師」と転じた。養老四年（七二〇）に著わされた「日本書紀」の中に「能川より任那（今の馬山、新羅の名将）のこじこりの城に入る。いしふれちかにき、多々羅の原に次りて敢て帰らず。」多々羅の原は釜山の南二〇㌔の多大浦といわれている。（良・羅は本来国を意味する地名語尾）以上のことから「たたら」は外来語であり、原義はよくわからないが、鍛冶技術が朝鮮半島からの帰化人によって輸入されたからであるという。

「たたら」地名を周辺で拾ってみると、

武雄市武内町多々良（ただろう）
同　朝日町多々良
多久市多久町
伊万里市松浦町中野原



樋口神社前の田新禱のお札

同　二里町大里
同　木須町
同　南波多町椎ノ峯
同　大川町川西
有田町黒牟田
武雄市武内町内田
佐世保市三川内町長葉山
塩田町大草野

私称地名はまだあるかとも思うが、以上の地名の大部分は窯業地か窯跡の所在地と一致する。恐らく燃料であった松の薪を窯場で「たたら木」と呼んでいた。つまり窯の所在地に転化したものであろう。

宮裾の多々良から平安期の生活用品であると判定された須恵器系の陶質土器が出土し、この古代窯跡が多々良地名を生んだことがわかった。

まい城

西宮裾の西浦と東宮裾の桜木との境界は、最高四〇㍍台の丘陵で、北より南へ低く中央に小谷がある。



牧勢屯りより武雄盆地を眺望

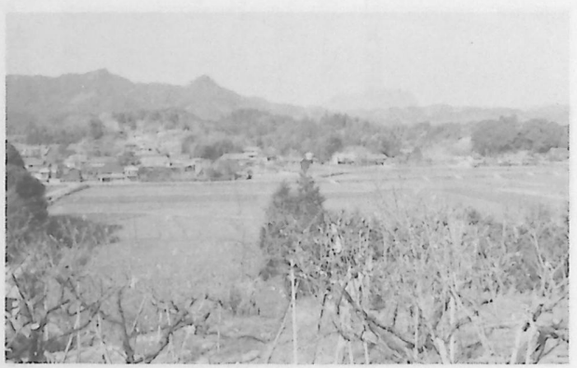

宮裾原古戦場　城ノ平より眺む

土地の人は此処を「マイジョウ」という。小谷を北へ登りつめた所は平坦地で、そこから南東へ降ると空堀が二列残存し、谷間の斜面には五輪塔や宝筐印塔、その残欠が木立の中に点在していた。

文政二年（一八一九）の宮裾村・畑帳に

「まひ城」・「前城」・「城ノ谷」などの地名が見える。おそらく「まひ城」と「前城」は同一であろう。また、地元民の語るところによれば、此処に古寺があり、はっきりいえば桜木の内に建って、永林寺の東の辻にあたり、「トッコウ寺」と呼称していたとの言い伝えがある。古絵図に百堂付近の杉岳道に「徳王寺古場」と記入されるが、この「徳王寺」だったのか。

樋口神社

「丹邱邑誌」は

一　樋口権現神躰、何ノ神ニヤ社務モ知ラスト云。宮裾村陣内ニ在リ。南面宝殿一間半二間半、拝殿二間半ニ五間。倶ニ草葺。神門一基。額樋口宮トアリ。安永九年三月建。社地二段地除。祭十一月十五日。社務北方聖恩寺兼帯。

とある。また同誌の大木の項に

一　樋口権現　宮裾村　樋口社内にアリ圍八尺。

一　樋口社内椎二株　宮裾村　大ハ圍一丈一尺八寸、小ハ圍一丈二寸



桜木館跡遠望

とある。

「佐賀県神社誌要」によれば

村社　樋口神社　大崎

祭神　橘諸兄　天照大神　三女神　少彦名　武内宿称　藤原時平
保食神　大地主　樋口命　菅原道真

日鼓岳の城主井手備後守橘公泰、文明元年（一四六九）十一月十五日其祖橘諸兄を勧請し、武運長久を祈願せり。後奉仕の僧家大聖寺、火災のため、当時の記録等悉く焼失せしを以って詳細を知るに由なきも、村民の崇敬特に厚く、社殿其他も完備する所となりしも漸々腐朽に傾きしを以て、大正十一年十月全部を改築して大に壮厳を極むるに至れり。明治十二年八月七日村社に昇格。氏子戸数一五七戸。境内神社五穀神社、天照大神宮、少彦名命、倉稲魂、大巳貴命、埴安姫命。

3　杉　岳

「丹邱邑誌」に

杉岳山、北は女山村ニ隷ス。東ハ板屋村ニ隷ス。南ハ大聖寺領也。と記され、貞享四年（一六八七）改郷村帳には

橋寄下西郷　一、杉岳村　祓川村・吉野尾村

とあり、明治十一年戸口帳には大崎村の内杉岳村とあり、戸数五五、人口二四一。

現在の行政区たる杉岳には左記小字あり。



杉　岳　（昭和48年３月23日撮影）

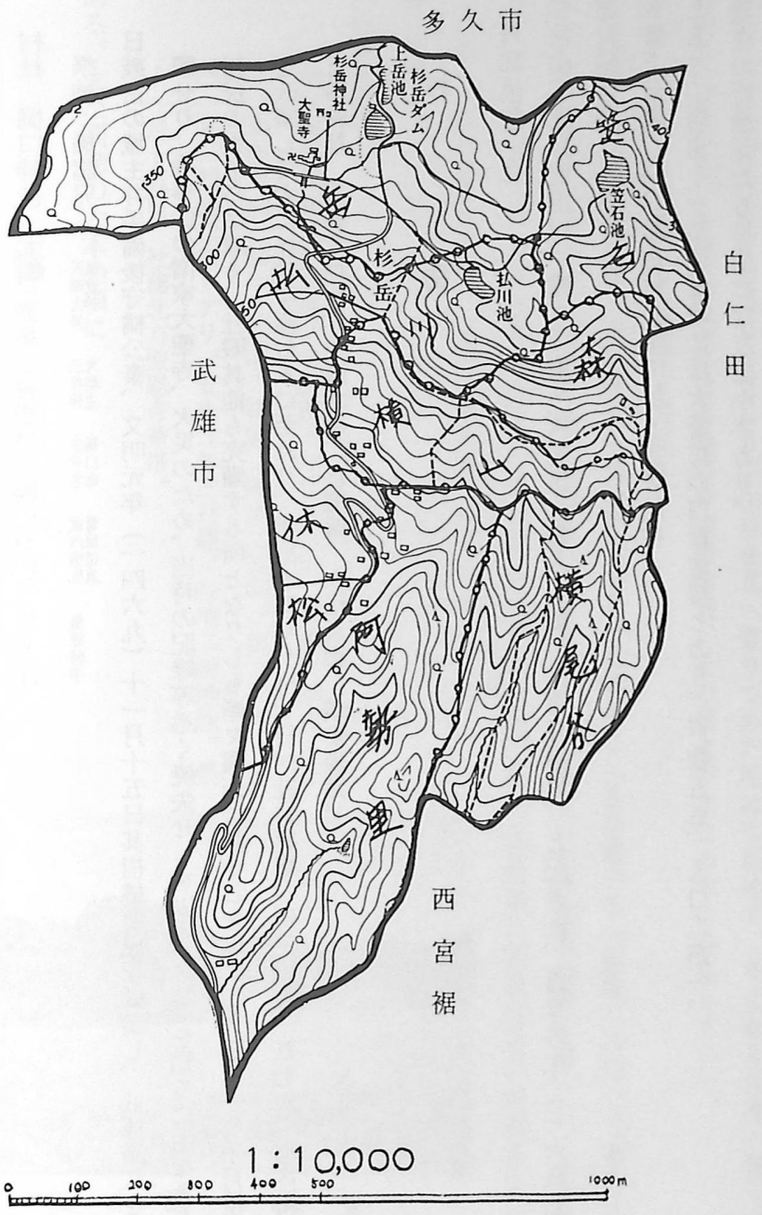

笠石・岳・払川・横山・森・休松・亜勢里・横尾谷

この中の休松については、「多久家文書の宮裾村巡見田・畑・山帳（文政二年）」に、い古ひ松、同文化三年のものには、よこひ松と記される。亜勢里については、阿せり、あせりとある。払川については、貞享四年改郷村帳に杉岳村の枝村として祓川村とある。

同誌に以上六村（志久・大崎・宮裾・医王寺・焼米・椛島）杵嶋郡北方郷（一名橋下西郷此外ニ杉岳村入テ七村ナリ、此村五十余戸ナルモ税現米七石三斗ノ処ニテ大聖寺領也）

島原大変肥後迷惑

寛政四年（一七九二）三月一日雲仙岳噴火と眉山崩壊で、西麓の城下町を埋め、前面の有明海は瞬時にして大小の島々が出現、津波は対岸の熊本県側に大災害をもたらした。表題はこの地方に言い伝えられた端的な表現である。「鹿島村郷土史」は

寛政四年三月朔日温泉岳爆発し地大に震ふ一日夜東南の大岳崩れて海上二里を隔てて一島を生じ潮汐の干満日に七八回に及べり

とあり、泰国院様御年譜には津波の被害を

一田畠八六町汐下　一同二〇町砂下　一道崩一七七〇間　一潮土井崩七〇〇間　一石搦崩六四四間
一落橋八　一倒家二八軒　一半倒家三一軒　一破損船二六艘　一流失船一二艘　一怪我人二三人　一流失人一五人　一溺死人男二人。

蓮池藩では、一流失船一艘　一怪我人一人　一流失人一人。

鹿島藩では、一汐土井崩五五〇間　一破損船一六艘　一流失船一艘　一怪我人一人。

小城藩領では、被害無之とある。「祐徳稲荷神社史」では、

潮汐の干満は日に七・八回にも及び、附近一帯は岩石に圧せられ、更に海嘯に襲はれて哀れ死人三三〇、〇〇〇を出し肥後路にあっては特に甚しかった。（以上佐賀県災異誌より引用）尚被災者について地震学講話には、島原に於ては九七〇〇、肥後においては四〇〇〇、其他合して総計一五、０００の多数に上った。とある。

さて、この地変が我が郷土にどのような影響を与えたであろうか。

寛政四年四月十六日付の「御屋形日記」に、

口　達　覚

昨十五日暮六ツ時比大崎村宮裾村之者共、昨晩五ツ時迄之内、津波山汐之凶変之由、須古豊前坊詫宣之趣申来候由ニ而相騒キ、女童共之儀者大形不残着替、飯料（など）ホも少々致用意、同夜暮比ゟ杉岳筋逃去、縁類有之候者其前経野陣（など）ホ仕居候者も有之候、乍然今朝迄何レも段々罷帰候事。

とあり、大災害発生後半月も経ってから郷土民が、島原大変肥後迷惑のニュースを受け恐怖の余り、杉岳山に逃げたという。また、大聖寺へ祈禱も含めてのことだろう。次に

一　志久醫王寺椛嶋右三ヶ所も同前相騒候由ニ候得共野方見分罷越逼留被仕居候ニ付米原与兵衛ゟ大崎宮裾同様相鎮候通手当被相調候様申談置候事。

一　右相騒候前辺ゟ取沙汰御座候を一昨十四日ゟ明十七日迄之内凶変致出来候ニ付用心仕居候通、自然与村方取沙汰仕候。右ニ付而村中男女近日者懸リ〳〵氏神は致参詣百万篇を唱罷在候事。

一　前条之通昨夜逃去候者共段々罷帰義ニ候得共間ニ者姥か共今朝ゟ近所一類所は立退候者も相見申候。最前ゟ家内罷在候者共之儀者氏神参籠仕居候得共何レも致帰宿候趣相達候ニ付是亦段々罷帰候事。

右之通村方市中一躰相騒候ニ付而者、市中其外火用心ホ之儀者無疎様野方ニ付而被指越置候。役々先以庄屋村役共迄被申聞置候末私罷越候迄尚又右役々村気遣とも申談勿論御境目他方之聞も不穏便急度相鎮リ何も宅ニ罷帰候様申送候事。

右之通承合候ニ付御達仕候以上

子四月十六日　　石井利左ェ門

吉岡半左ェ門殿

とあり。この関連記事はまだ続くが五ヵ村住民の不安なさわぎが察せられる。

杉岳山大聖寺

弘化三午年（一八四六）佐嘉江差出ニ相成居候寺領附出帳の写によれば、

杵嶋郡黒髪山大智院末寺

同郡杉岳山真言宗　大聖寺

一　本尊不動明王

一　脇立二童子

右者天平年中開尊行基菩薩勿論開作ニ而御座候

但し杉之大木之内山王廿一社共安置

一　鎮守山王権現

右者・御国家安全五穀豊饒氏子長久惣而以前者当寺南々山上　大神宮有之其前ニ放生池御座候処大杉相立居有ル時右之杉之半ゟ致落木候て土民共此枝葉を拾イ自家之軒端ニ積置候処夜半計リニ此枝葉之内ゟ火焔燃上リ候ニ付相驚水を以而消し可申与外へ出候得ハ火焔消失積置たる枝葉計リ御座候故　右之枝葉を取集メ元之如ク返置候夫ゟ神木之感徳与尊敬仕候尤只今ニ而者山上ニ引直安置相成居候

とその由緒を述べ、

一　寺領七石四斗四升

右ハ従住古一山御免地ニ御座候尤敷地之内木山弐町五段程野山三町程。右ハ前々ゟ如何程与申儀聢与帳面ニ無御座勿論由緒書誌宝物ホ多ク有之たる趣ニ候得共文録年中火災之咄記録其外焼失仕候由ニ御座候。とあり、

一　御判物御書など文録年中焼失

一　定式御祈禱など仰られていない

一　毎年正月廿八日農民が初米一升入之小俵を不動明王に供えに参詣する

一　愛宕社・天満宮其外寺領内に勧請

一　昔は北方村へ地米拾石の地行があつたが高麗陣のとき御取上



2月28日の杉岳さん詣

げになり、御帰陣の上返還されることであつたがそのままになる。

一　有馬陣の節住僧宥護、藩主勝茂公に従軍祈禱所の幕や夜廻りのための御紋付挑灯を拝領、御帰陣の上、本堂・仁王門を再建された。

一　宝剣　信国作　壱尺弐寸

太閤秀吉名護屋在陣の時九州の名剣を集めこの宝剣をとり出したところ陣中光の物がしたので、旗本吉岡又左エ門野口又兵衛殿より秘蔵するよう御状幷石井正札より添状がある。

一　当寺被官百姓用往来札八枚受

一　当寺古来から本寺なく五代寛慶の時黒髪山大智院の末寺になつた。

などの事が記され、大聖寺の概略がわかる。丹邱邑誌は

萬治年中（一六五八―六〇）玄山府君（三代茂矩）御供料米十二俵ツ、御寄附、延享中（一七四四―四七）鳳山府君（六代茂堯）祈禱料高三十石田地ニテ御寄附往時ヨリ献金セラレ。頼ノ末田ヲ付玉フ也。斯寺天明ヨリ二百年前焼失。有馬御帰陣御建立其後朽腐ニ及天明中寺ヨリ再建、文政十一年（一八二八）焼畢山門・鐘楼ヲモ残ラス其後建立未半ニ到ラズ。慈照院府君（八代茂鄰）宝樹山徳善院毎歳大般若修行ノ為御寄附アリ。元録十年雄山様（四代茂文）より毎歳米拾弐俵ツ、御寄附被成候。

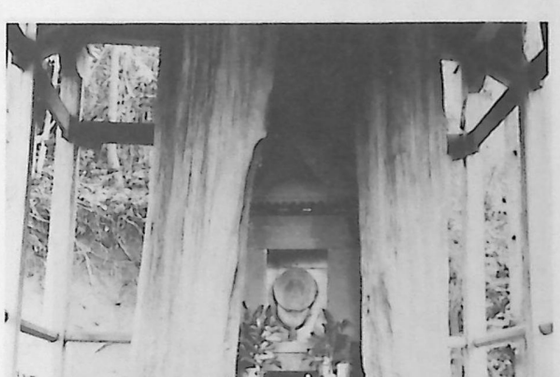

巨杉の空洞に山王社をまつる

「大聖寺記録」によれば

杉岳山大聖寺末寺

長生寺　杉岳山脇坊

天徳寺　多久長門殿領地

一　北方村惣廟八幡宮　宮司　聖恩寺

但寺中ハ多久兵庫之助殿領地

一　北方村末社十六社　聖恩寺

但宮山ハ多久長門殿領内、寺中ハ多久兵庫之助殿領地

一　神辺村　威光院

屋敷壱反参畝但壱反ニ付物成七斗弐升

一　同村天神宮屋敷三畝　同院敷

一　蓑具村　破壊地　勝願寺　但是ハ威光院敷　勝屋三七郎殿領内

一　多久東原村　聖光寺　但是ハ多久長門殿領地

一　塩田村　普門寺　籾獄山

但是ハ鍋嶋摂津守殿御領地

一　布井野村　秀岩寺　破壊地　従古来杉岳山末寺ニ而御座候も今不動堂屋敷在御蔵入



大聖寺前の地蔵

一　阿厳坊　山伏　但多久長門守殿領地
一　恵照坊　山伏　同断
一　快真坊　山伏　多久長門守殿領地
一　金剛院　山伏　鍋嶋若狭守殿領内　武雄内　大草野村
一　文珠院　山伏　岡部七郎助殿領内川古村
　伏戸大明神　社人土佐之丞　宮地ハ鍋嶋若狭守殿内　屋敷ハ岡部七郎助殿内
一　淀姫社　杵嶋郡川上村氏神也
　右往古より社役当山より相務来り候事、村祈禱等相務来候事
　同所妙福寺当院在房と古伝に相見へ候江と母何比与欤黒髪山末寺相成候事
　右杉岳山末寺拾四ヶ寺之内山伏五人社人壱人

とあり。山伏は、坊・院と呼んで寺と区別している。文政七年の「御屋形日記」に

口　達

御回峯修行之義当年者従牛尾山西一方別紙之通来ル十七日ゟ修行仕候条御私領山林村里差支不相成……

申二月　牛尾山　役僧



大聖寺と周辺の古図

申二月十七日駈入、同廿一日迠牛尾山籠廿二日出立

として回峯コースが記されるが、廿四日杉岳山・黒髪山泊りとあって、杉岳はその道場でもあったことがわかる。

下目附峯吉十の文久四年二月十四日の記事に

牛尾山峯入

当年西方当二月十七日ゟ三月十五日まで相勤申し就而御私領中山里罷通候条止宿通路ホ支所無御座候様筋々宜敷相達可被成下儀偏ニ奉頼候以上多久御役所　子二月牛尾山　役僧

白石町の栗岡山豊前坊では

牛尾山―垂井山二泊―小城の山々―杉岳山一泊―大川内権現一泊―黒髪山……のコースで杉岳に一泊して修行していたという。

杉岳山脇坊の長生寺の池で斎戒沐浴し、奥の院の流紋岩の岩壁に十三仏を拝し、三界萬霊塔に額突き、山上の愛宕社、笠石堤を見おろす杉林の中の巨岩大日如来種子彫の牛神様や、徳連岳に入峯行脚していたであろう山岳信仰の格好の道場であった。

杉岳への道は、南から登るのは武雄市の川上から北上するが、分れ道角に自然石が建てられ、「杉岳山道」と刻まれており、北から登るには女山峠の中山入口道、に安山岩の石に、「到自此杉岳山十五町、慶安五壬辰年彼岸」と彫った道標が建てられている。二月二十八日、八月二十八日の大祭には、聖恩寺・高野寺、大町の神宮寺、潮見の感應院・朝日の光明寺・多久の天徳寺六ヵ寺の住職と大聖寺と合わせ七僧が

導師として、不動明王の前に炉を据壇を設け、煩悩を示す護摩木をたき、供物を棒げて祈る修法の柴燈護摩が行なわれ、参詣者も多く、標高三五〇㍍の山上に露天商がならび、吹矢にささおこしのおみやげは、参詣の印でもあった。天保六年（一八三五）正月廿八日伊万里の豪商前川家の一族が参詣した記事が、同家の記録に

同廿八日杉岳参詣善佐ェ門・網太郎・善太郎・おこま・房助・お松・おいし・土井上利太郎・荷特惣兵衛・清太郎川古新茶や迄駕籠迎参候。また、その前年、天保五年三月十七日付の峯家日記には、

多久領主夫妻大聖寺参詣、途中百堂にて昼食予定の所、大雨大かみなりとなり、天徳寺に小休される。

と意味の記事があり、その信仰圏は広範囲にわたっていた。しかし、参詣者の中で次のようなこともあった。「御屋形日記」天保十三年二月一日の記事と峯家日記を総合すると、

大聖寺で華美な着物を着た椛嶋村の娘、着物を取上げられる。右の娘、蛇目傘をさし、なんばんの襟袖口をつけていたと報告があった。

杉岳の集落は標高一五〇―三六〇㍍に及ぶ南向きの急斜面に立地、ただでさえ転り落ちそうな地形の上に、次のような地質を持っていることが地すべりの原因となっている。

杉岳地区地すべり

第三紀の砂岩層（畑津頁岩）の上に玄武岩がのっており、その玄武岩が風化した層と、その細かく砕けたものとに分かれ、それを境に滑動するのが杉岳の地すべり型である。杉岳南斜面の部落密集地帯二七〇㍍付近の水田と畑に落差三〇㌢㍍延長八〇㍍にわたる亀裂が、昭和三十二年七月五日に発見され、

九月には一七〇㍍に拡大し、断続して馬てい型を呈し高さ二二〇㍍付近に地ぶくれとき裂がみられ、局部的な崩壊現象も発生。一七戸の人家と耕地約七町歩が埋没の恐れがある。耕地一四一反、山林一〇〇反、一部家屋移転。（地すべり　佐賀県　一九五七）

4　白仁田

貞享四年改郷村帳には橋寄下西郷の内に、一宮裾村　白仁田村　桜木村　万福寺村　西浦村　陣内村　今山村と記され、宮裾村の枝村であった。

白仁田が何時の頃から東と西に二分されたのか不明であるが、「丹邱邑誌」には、

一白仁田村ノ中、北ヨリ南流小川アリ。是郡疆ニテ東ハ小城郡板屋村ニ属シ西ハ杵島郡宮裾村ニ属ス。

とある。習俗・言語共に同じく相互交際一般的で変りはないが、姓の違いが目立つ。何故だろうか。

白仁田に包含される小字名は

水ノ元・川頭・白仁田・入道・百道・堤ノ谷・黒肌。

白仁田は戦略の拠点となったことが文献に見える。「藤山考略」は永禄七年（一五六四）二月、竜造寺隆信は弟の長信に命じて多久城を出て、白新田に兵を進め須古城を攻めさせようとした。……とか、第四回目の須古城攻撃では、まず女山の一族を討ち白丹田に陣した。……とか、また隆信自ら大軍を率い多久を経て白新田を本陣とした。等々、須古攻撃や塚崎攻撃には白仁田を越えている。字は白丹田、白新田など丹や新を書いている。



白仁田　(昭和48年３月23日撮影)

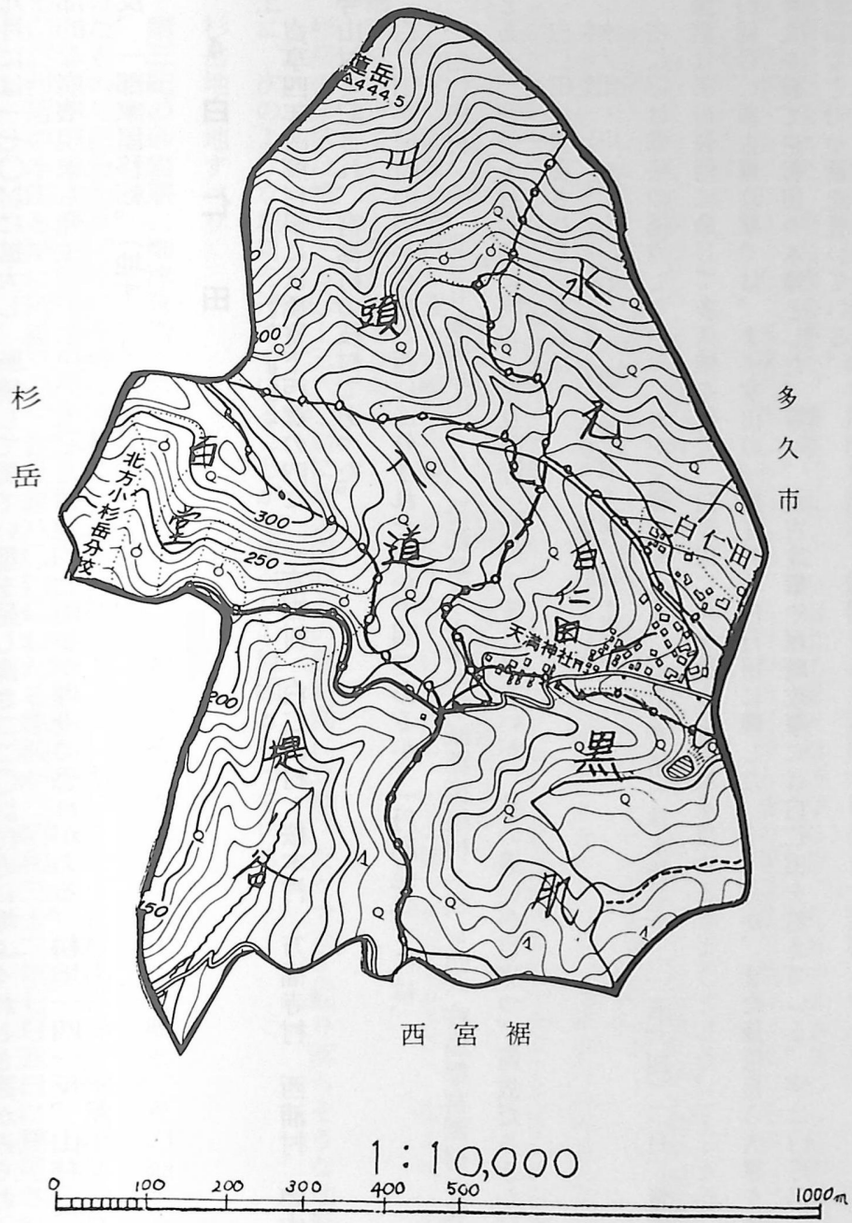



白仁田集落

これより前、隆信多久城を陥し塚崎に押寄せ旗を北方村百堂原に立て、もし和平せんと欲せば速かに来りて聘せよと強制、貴明永禄六年七月二十七日使者を遣し和平を結んだ。この北方村百堂原とは、白仁田―杉岳道にある百堂だろうか。

「ニタ」とか「ムタ」は共に湿地をさす地名で、町内では牟田・牟田浦・牟田舟・浮牟田など牟田地名が多く、「ニタ」は白仁田だけである。

山水が浸み出て、じめじめしている所を「ニタ」と呼称することが多い。このことを強いて白仁田に当てはめてみると、徳連岳（四四四・五メートル）より細流が白仁田集落に流下し、多久市西多久町の白仁田・倉持を通って向谷川となり、多久盆地に入り牛津川に注ぐ。一部は笠石溜地に貯水、標高三七〇メートルまで水田耕作の用水源となっており、写真でみる如く、徳連岳には流紋岩の噴出で、林道のカットなど白色の岩肌が各所に露出、これをとって「白仁田」と呼称したのではあるまいか。標高一〇〇―一五〇メートルの間の集落

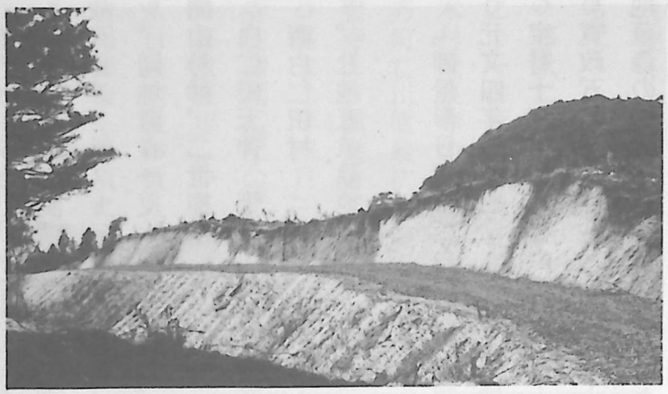

流紋岩の噴出　笠石から徳連への道

白仁田は、多久から武雄盆地に行くのに好都合な鞍部であったことが前記のような軍事基地として利用された。

現在一九戸九八人の小さい集落で、西と東と二つに分け西を一班・東を二班と呼び、一班は九戸で、堂の上・寺の下、二班は一〇戸で高平（こうびら）の私称地名がある。尚、多久市の白仁田は二〇戸。昭和六年一月の調査では堂の上七戸四三人下組七戸四六人、川平（こうびら）八戸四一人。計二二戸一三〇人で男六六女六四であった。ここの名産は白仁田ごぼう。びわ。香りがあり味が良いのは土壌関係だろうか、びわは五〇年生の古木もあり、かつて伊万里方面に出荷された。現在は「しいたけ」の栽培が盛んである。

杉岳分校

杉岳三五戸、白仁田一九戸は北方駅まで九キロメートル、北方小学校まで七キロメートル、農協・郵便局・病院まで四キロメートルの行程で、これらの施設に恵まれない。

明治一五年（一八八二）白仁田分校が設立され、天徳寺で一、二年生まで住職から習っており、同二八年四月杉岳、白仁田両分校合併して、現在の百堂に校舎が建てられた。四年生から北方小学校へ通学することになるが、地蔵峠を通りソーケ谷を経て今山入口に出て通ったという。

「多久家文書」の寛文元年（一六六一）七月廿一日付の北方畠帳（北方分）の中に見える地名に、「志らぬた」と記されているから、ぬた、怒田と呼称したが、白仁田と書くようになったことから考えると、ヌタ、ニタ共に発音していたのであろう。

普門山、天徳山、杵島郡宮裾村西白仁田村ニアリ。真言宗杉岳山大聖寺末寺

本堂二間半三間。茶堂厨下（二間）境内三段十六歩。年貢地。天叟府君徳寿院夫人御夫婦ノ思召ニテ御建立故天徳寺ト号スト云リ。御二靈ノ尊牌安置アレバ実ナリヤト思ハル。然レトモ御免許ノ地モナシ覚束ナシ。同地蔵森一反除地支配処也。近十年無住破損ニ及べリ。

開山勢舜、二世禅宗　三世一音　四世覚長　（丹邱邑誌）

白仁田天神　管公　夫人　世子　三神

西白仁田村　ニアリ。石祠ノミ也。神門一基額天満宮トアリ。社地五畝除地。祭十一月廿五日。社務天徳寺

（丹邱邑誌）

「御屋形日記」で白仁田の事項を拾ってみると

○元文四年（一七三九）五月天神社の建立。

○宝暦十二年（一七六二）三月十一日観音堂新らたに建立。

○寛政五年（一七九三）五月二十日天徳寺本堂再建のために、地蔵森の松ノ木を拝領願いをした。これを今度御用木として



白仁田の観音さん
（勢屯にあり地元ではせどまりという）

伐採され白仁田村困窮する。

○嘉永二年（一八四九）三月二十一日天徳寺無住につき大木村竜泉寺の隠居僧大謙（北方町亡川原政次郎の子）を大聖寺より願出る。

○嘉永二年四月二十六日天徳寺住僧願、僧大謙に仰付らる。

○嘉永五年（一八五二）四月八日鉄砲役が数人いるが、稽古場がなく黒肌に的場を願出る。右差免される。

○安政五年（一八五八）十一月一日山ノ神の森が茂り過ぎて畑作の障りとなり、村人勝手に椋（むく）ノ木二本、櫟（くぬぎ）ノ木三本を伐り、役所その伐材を差押える。

○寛政九年（一七九七）六月一三日白仁田村前山の村請山境に道海塚と申す所に大杉があったのを草場大右工門売に出し、この代銀を大崎、志久、宮裾、女山、板屋村五ヶ村受となったが、村々協議し御山



天徳寺跡



白仁田天神社

方に納める

同十月二十一日天徳寺の住持八〇才の老令にて隠居を願出て後住は先住舜敬の弟子舜金に仰付下さるよう天徳寺より願出る。

○寛政十一年（一七九九）十二月十六日天徳寺懸りの地蔵森の内に立っている松ノ木四本を地蔵堂修理費に充るために売りたいと天徳寺より願出る。

5 西杵と浦田

国道三四号線より北に分岐した多久への県道をはさんで、二〇―三〇メートル台の丘陵上に、町営住宅西杵団地中層耐火構造五階建と簡易耐火二階建の浦田団地があり、

西杵団地　三六五世帯　一、一一五人

浦田団地　一五〇世帯　五一一人

の規模を持ち、町内における人



浦田住宅団地



西杵団地住宅

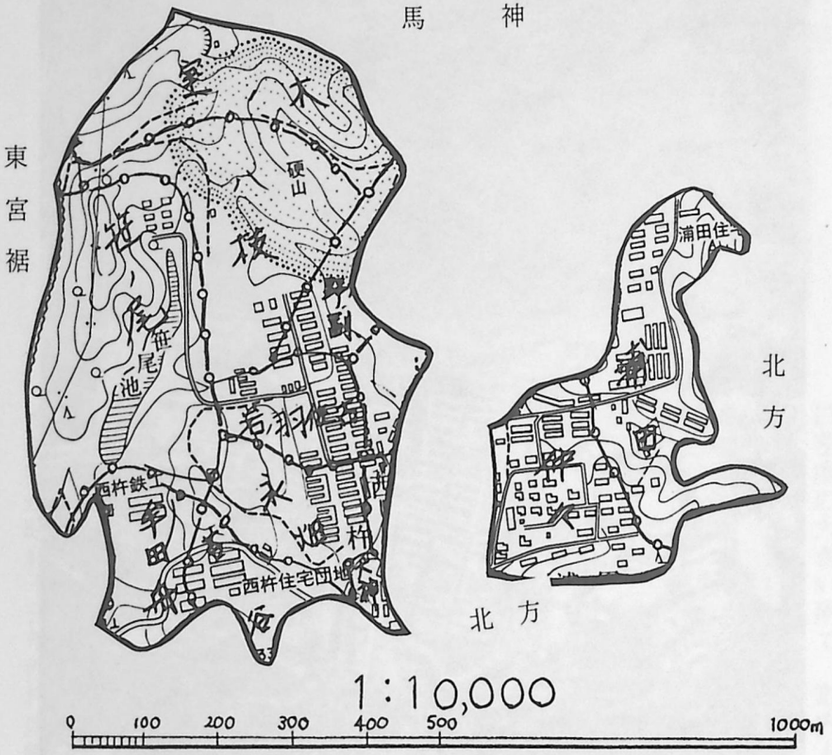



西杵と浦田（昭和48年３月23日撮影）



昭和40年　西杵炭鉱遠景　（岩本　馨氏撮影）

口密度の大きい所で、町内人口の一七パー強を占める。

ここの地域は杵島五尺層また杵島本層と呼ばれる優良炭層を夾在する芳ノ谷層の直上にあり、早くから周辺で石炭が採掘されていた。今のところ宝暦元年（一七五一）十月二十三日の「日記」に

大崎村の内大副山、油石これあり石炭焼たく由、福母村の源太郎と申す者、相願出候

とあり、同年十二月十七日に

大崎村大副山油石焼炭願さし出し候末伺に相成、願の通りさしゆるさる。

とある記事が初見で、文化四年（一八〇七）九月　多久小物成役所控えに

大崎村の内町浦之坪に石炭相見え候につき右堀方さしゆるされたく北方町罷在候足軽深町正兵衛より相願候

とあり。石炭との関係が昔時からあり、最近では明治鉱業が昭和十三年西杵炭鉱を開坑優良炭鉱として稼

業を続けたが、同四十四年特別閉山、同四十七年十一月まで新明治鉱業西杵炭鉱として継続、県内最後の炭鉱も終に閉山した。当時の炭住がこの丘の上までぎっしり建っていたのであった。が炭鉱社宅は民間に払い下げられていった。

西杵は昭和五十年度―五十五年度にかけて装いも新に町営として西杵団地中層耐火構造五階建が建築され、近代的住宅団地は丘の上の眼を見張るものがある。

6 馬神

「まがみ」は古記録に「馬上」とも書く。

貞享四年改の郷村帳や天明三年の郷村帳に大崎村の枝村として「馬上村」と記載されている。「邑誌」には

一 馬神嶺　桐岡ヨリ馬神村ニ越ル処ナリ

一 馬神嶺地蔵松圍一丈二尺四寸

一 伊勢講石松　馬上村ノ北ニアリ圍八尺五寸予ノ従僕平川左七ヵ祖父忠太弱冠ノ時植タルト云

一 馬神川　源、馬神嶺南谷ヨリ出、北方ニ至り、久津具江ニ入ル。

一 馬神権現　石像三体　態野権現ト云。大崎村馬神ニ在リ、神殿二間草葺、社地三畝除地藩廷山ノ内、祭十一月二十日。社務北方聖恩寺兼帯。

一 堀江権現　神体詳カナラス、態野ノ神ナランカ、社務不知ト云。北方駅東大副山ニ在リ、石小祠。社



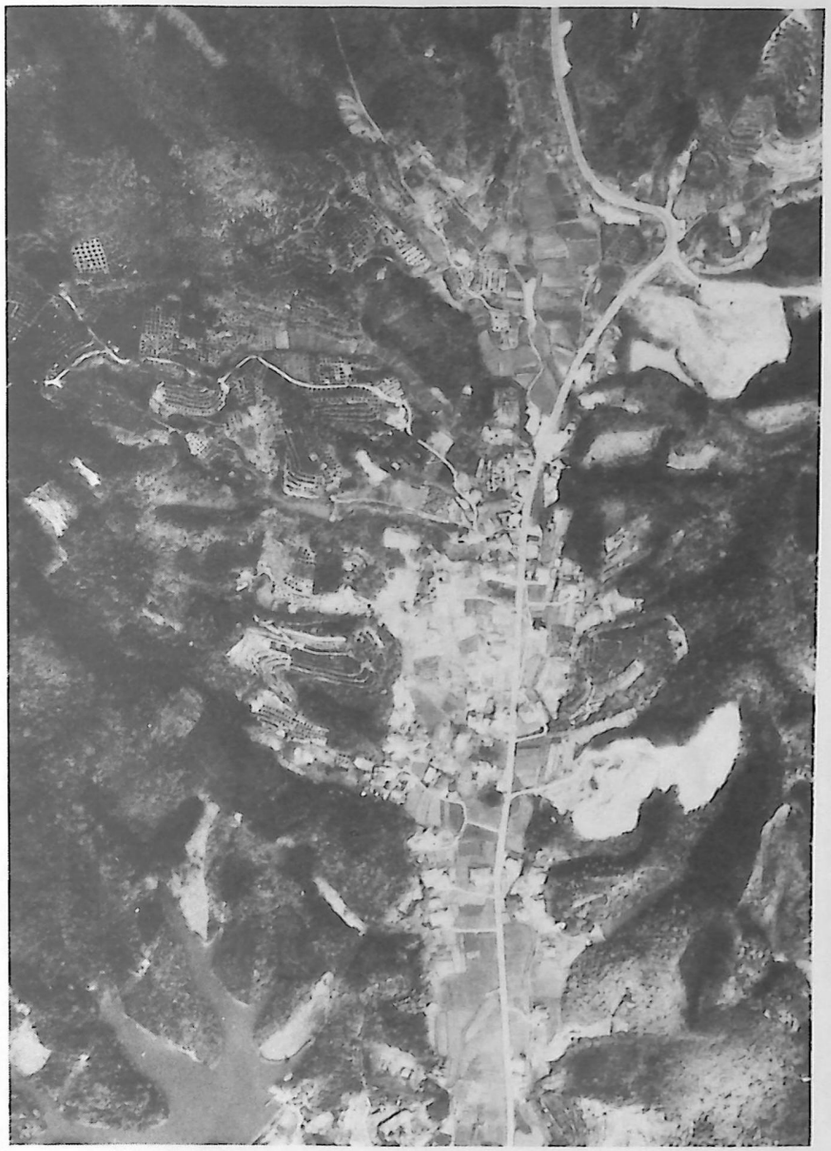

馬　神　（昭和48年３月28日撮影）

地一畝除地祭十一月二十五日、社務聖恩寺ノ兼帯。邑臣堀江氏ノ先祖馬神ニ采地アル時ニ勧請ス。故ニ名クト也。傍ニ天神小祠アリ。

一　馬神古墓　大崎村馬神ニ在リ。小五輪塔二基。原備後守直重父子ノ墓ト云。傍ニ家臣墓二基アリ。

一　馬神　大崎村馬神村西ノ小山也。原備後守ト云人ノ居城ト云。後胤藩臣原氏ナリ。本丸ニ曲輪、曲折坂ナトノ形、堀切、調馬場ノアトナト今モアザヤカ也。麓ニ原氏ノ墓アリ。

と記事全部に「馬神」と書く。古絵図には「馬頭峠」と記入されている。

馬神区域内の小字名は

多利谷・大谷・片平・床並・遅焼・黒坊・東飯盛・番道田・水啜・岩名口・岩栄・山ノ神・前田・車田・桑ノ元・二ノ坪・馬場副・丁ノ坪・野副

馬神年表

西暦	年	月	日	記事
一七六八	明和　五	五	十九	黒尾権現森の杉・松・楠を伐り売却し権現堂の修理費に当てる。大日森の這松を売り権現堂の拝殿修理に当てる。
一七七一	八	三	六	馬神谷堤費地見分を始める
一七七六	安政　五	三	十四	馬神谷に新堤築立決る。 馬神谷堤床の見分、白石筋へ水道他ニ宜場所がない時はこの地に築堤したき旨大崎村庄屋に伝える。
一七八〇	九	七	二十九	馬神堤床の見分、御普請方
一七八一	天明　一	十一	二十九	郷普請方、馬神堤床の見分

一七九一	寛政	三	四	二十七	馬神峠去年作普請をしなかった為に人馬難渋し交通に不便であるため南側を大崎村より、北側を西ノ原村の夫丸で道普請をする。
一七九二		四	二	九	白石廻水堤床馬神、牟田の両見分を行う。
一七九七		九	二	八	白石廻水のために馬神谷の見分、御普請方、増田安衛外手明鑓四人と普請奉行が来る。多久領より木村進士兵衛を立合とし差出す。
一七九七		九	三	三	白石廻水のため六府方より馬神谷とし宮裾村牟田の谷あと大見分役人十九人で六日迄行う。
同		九	三	二十四	下見分高橋、成瀬江筋へ堤水引下しの水道田畑の費地見分
同		九	四	十一	再度大崎村馬神谷、宮裾村牟田谷へ白石廻水堤の見分あり
同		九	七	十九	馬神峠道、志久峠道の修複普請
一八四〇	天保十一		一	十八	馬神峠の道作
一八四三		十四	一	二十四	馬神、山神堤を新に築立になり三〇日に完成する。
同		十四	六	一	馬神村に疱瘡流行
同		十四	十	二十九	馬神村、番道田溜池の井樋がつまる。
一八四六	弘化	三	二	三	大崎村に鶴が多く来たと注進する。
同		三	二	十九	大崎村番道田堤の樋管取替
同		三	六	二十四	馬上峠の道修理
一八四八	嘉永	一	四	十三	番道田堤の樋管の部方（はめ）がある。
同		一	十	十四	馬神道作り、代官及び目附残らず参加し、北方町東の縄手口より馬神口橋迄六〇八間、それより大神宮松まで二一〇間の道作り
一八四九		二	十	三	番道田堤の底樋管掘替工事を始めてこの月十一日に終る。
一八五二		五	八	十五	番道田東手の馬神道脇の山が昼八ツ時頃から山火事となり一山焼失
同		五	十一	二十九	番道田堤の尺八井樋極損となり、漏水
一八六三	文久	三	二	九	大崎村の浦田堤と山神堤の尺八井樋が破れはめ替方がある。
		三	二	十	浦田堤と山神堤の尺八井樋を取替

馬神峠の開拓農業

昭和二〇年秋閣議で、緊急開拓事業実施要領がきまり、開拓農業が出発した。

敗戦による国内の疲弊、外地からの引揚者の受入れ、親・兄弟・親類の情愛によっても食料を分ち与える事はながくは続かなかった。従来農地でなかった山地や、傾斜地・道路もなく、水もなく、電灯のない土地を、一刻も早く食糧を生産しなければならなかった。それ程国民全部が飢えていた。腹を満たすものでさえあれば農作物でないものまで人々の目が注がれた。芋の葉柄の如きは味がよかったので、今日も店頭に出ている。

開拓者は劣悪な自然条件や立地条件と苦闘を続け、苦しい生活を営まれた。が昭和四十四年に一般農政へ移行された。

佐賀県開拓農業三十年史に寄稿された秦光夫氏の一文を転載して、当時の有様をしのび、そして強く生きぬかれた開拓者の方々に対し、ご苦労さんでしたと賛辞をおくりたい。

開墾三〇年を振り返って　秦　光夫

私は朝鮮慶南泗川で運送業と満州国東安省東安で鉄工所を経営していました。昭和十六年八月二〇日、西部第七部隊に召集を受けました。朝鮮は妻が留守番、満州は知人に頼み広島西部隊に入隊。一カ月後関東軍に配属され、中支・台湾・仏印を点々して、十八年一二月満州で除隊した。十九年一月二〇日第二回目の召集を受け朝鮮釜山で終戦をむかえ、同二〇年十一月に朝鮮慶南三千浦港より唐津港に引き揚げました。一応佐賀県杵島郡北方町志久の妻の実家に家族五人で同居していました。同二一年六月に緊

急開拓による入植者の募集がありましたので、早速申し込み八月より一カ月北方小学校で講習を受けた。同二十一年九月二一日に六班を編成し、入植の割当を受けて北方六カ所に集団で入植しました。第一班七人が入植したのが現住所の馬神峠の開拓地です。当時は未だ農業には未経験だし、また開墾など夢にも考えていなかったので、最初この山に連れられた時は、本当にこの山を開墾して作物が出来るかと思いました。翌日から入植地は決まったものの、家はなし、食糧はなし、水もない有様でした。しかし開墾を決意した以上死ぬか生きるか。三歳位ある妻の実家から当時一〇才になる長男をつれて、松丸太と笹等を集めて一週間ぐらいで仮小屋を建てました。冬は暖をとるため朝鮮式の温突（おんどる）を一室造り越冬しました。毎日のはげしい労働のため汗をかきますので、桶を作り湯を浴びる程度の入浴をしました。半年ぐらい経過して地元の人から五衛門風呂のワレ物をもらいましたので、セメントで塗り約二年ぐらい使いました。しかし開拓者全員が不自由していましたので、入植者全員が協議をして協同で五衛門風呂を買って、約三〇〇㍍位下の谷間の飲料水の出るところに共同風呂を建て、入浴するようになりました。夏は朝四時頃から夜は八時・九時まで、月夜は一一時頃まで雨の日も雪の日も一年中働きました。休むのは正月元旦の一日ぐらいで不眠不休の努力でした。

二年目から徐々に陸稲・ソバ・キビ・大豆・甘藷・小麦・白菜・大根・南瓜・西瓜を作れるようになり、家族の食糧は充分収穫出来ました。妻は甘藷や野菜を行商するようになり、三歳の道を毎日売り歩きました。

三年目には県農産物品評会で入賞し、全九州開拓地農産物品評会に入賞するほどになりました。新開

地ですから地力不足に気付き、二年目に親類の世話で乳牛の仔牛を一頭導入してもらい、三年目二頭、四年目には自家産と外に一頭を求め計五頭、五年目には八頭になりました。牛の頭数が増すにつれ飼料が不足し、鉄製車輪の荷車で家族総がかりで馬神峠から野草を運んだり、二歳もある魚屋から魚のアラを慣れぬ天びんでかついで運んだりしました。急用が出来ても自転車の一台もない始末でした。

昭和三九年になってようやく自働三輪ミゼットの中古車を買い求めた。子供等も夜はカンテラやランプの下で勉強し、日曜、祭日も休まずに家事の加勢に懸命になって呉れました。入学前の子供には鶏の飼育をさせ鶏卵や鶏肉を食べさせ、牛乳を飲ませてカロリーを補給してやりました。芋飴の作り方を習って芋飴で糖分補給をしました。人並みの生活がしたいといったことは全然眼中になく、考える余裕もありません。ただ食糧増産の一途でした。

昭和二十五年四月から私は組合長になり、連絡のため六ヵ所の開拓地を歩いて廻り、夜十一時・十二時に帰宅して朝は人の寝ているうちから起きて遅れた分の開墾に専念しました。同二十六年には割当地約一㌶全部の階段畑を完成しました。国内の食糧事情も良くなってきたので、ミカン五〇本と八朔四〇本、桃五〇本を植えました。ミカンの樹は朝鮮・満州にはありませんので、初めての経験でなかなか良い結果が得られません。農業会の指導員の指導を受けたりして、ようやく市場出荷もできるようになりました。その後年々増植して今では大小約千本近くになり、同三十三年頃から果樹組合に出荷できる位になりました。開墾地に植えた果樹類がきれいな実を着けているのをみると、過去三〇年間の苦労を忘れます。本当に愛らしく、楽しみです。私は六〇才を過ぎ、雨の降る休みの時には、過去に受けた賞状

等を出しては、過ぎた昔を思い出しています。最近でこそテレビもありますが、あの苦しかった当時、子供らに何もしてやれなかったことが、今でも悔やまれます。

馬神トンネル

現在の道路トンネルは大正十五年四月着工し昭和三年四月に竣工、長さ三〇〇㍍、九州横断自動車道が多久から北方へ工事中で、この下にトンネルの堀さくが予定される。最初のトンネルは明治十八年六月に着工され、同二十一年十一月五日に竣工祝賀式が催されている。

標高九〇㍍のトンネルから、七〇㍍余の現在トンネルにより取付道路の屈曲が緩和された。

馬神山かしき請野

大崎村の馬神山に「かしき場」があって、農民がそこの草や木の葉などを刈りとって田畑の肥料としていた事が、文政六年（一八二三）二月十二日付の「御屋形日記」に見える。稼野と書かれ、飼敷、苅敷とも書かれる。



馬神トンネル（昭和59年）

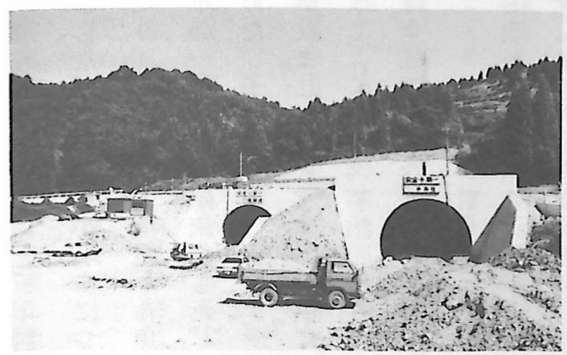

馬神トンネル（九州横断高速自動車道）
昭和59年10月12日撮影

馬神山の「かしき請野」は面積がせまく、草立がすくなく、久津具村の如きは殊更に遠くて思うように「かしき」を刈取ることができずに困っている。しかし久津具村は東西に大そうの田方につき浦田堤の北部の小松が植えてある場所を久津具村の「かしき請野」に差出されるようお願いできないか。とある。

地名考

○仲々（ちゅうちゅう）

北方町の中での珍名として仲々がある。由来については、馬神・北方両区の中間だからという人もあるが、どこでも両者の中間だから、ここだけに限定するのもおかしい。類似地名もなく、由来を究明する手がかりがない。

○車田（くるまだ）

田植えのやり方が、神田では、田の中央に一把の苗を置いて、それを中心に円形に植える。つまり車状に植えるところから車田という。これが車地・車路という場合は、古代官道の宿駅とする説もあるから、馬神谷の交通路と関係づけられ、多久―杵島―塩田コースの官道はここを通っていたのではあるまいか、という有力な地名となっている。

○馬場副（ばばそえ）

馬場とは広場のことをいう、宮ノ馬場は神前の広場をさし、乗馬の練習場で長い広い参道をいう。この地名も交通と関係する地名である。

○床並（とこなみ）

床並地名は他地方にもみられるもので、床とは場所をさし、岩の意にも使用される。並は、万葉集にも用例があり、凹凸なく並ぶことで、平均の意をもつ、以上のことから床並とは、低い平担な台地地形の意であろう。

○遅焼（おそやき）

春焼と夏焼とがあるが、夏焼のことだろうか。春に切っておいた山野の草木を夏焼いて、秋に蒔つける「焼畑」の意か。同名の溜地がある。

○山ノ神（やまのかみ）

生産をつかさどる神のことから「産む」即ち女神とするところが多い。夫婦神とか、男神とする所もある。焼畑をやるときや狩をする時に山の入口で山ノ神を祭り豊作と安全を祈願した。春になると山から迎えて田の神になり、秋の収穫が終ると山へ帰るという生産の神であり、浦田との境に同名の溜池がある。

○前田（まえだ）

前とは、目が向いている方向をさす。このことから家の前とか、神仏や貴人に面する意から、神仏・貴人そのものをさす。その田であるから、家の前にある田、門田、屋敷前の田のことで、前田地名のある所には、豪族の居館か神仏かが所在するから、注意すべき地名である。この周辺の小字名には、山ノ神・水喰（みずのて）・車田・黒坊などがあり、水喰には原氏の居城跡や墓があり、黒坊には馬神権現と馬神大日堂がある。

7 北方

天正十二年（一五八四）五月二十二日、塚崎城の後藤伯耆守道一が河原豊前に命じて、猪隈砦修築に北方村をはじめ久津具村・芦原村・成瀬村衆・高橋町衆・上滝村・河上村・河古村・桃河・提河の一〇カ村に夫丸を課している。（後藤家事跡）また、小鹿島文書にも北方村と見えるが年号がない。「丹邱邑誌」には

一　北方郷　本名橋下西郷（はしょりしもにしごう）ト云　杉岳村ヲ加エテ七村也　郷正俗ニ大庄屋ト云。北方町ノ西ニ住ス。前ハ牛島氏　今ハ徳永氏。大崎・宮裾両村ヲ北方村ト云。

また、同誌に

一　大崎村　北方町・久津具・馬神・大副・二俣・新村先年新ニ入百姓アリ

一　宮裾村　今山・陣内・西浦・鷹取・京田・万福寺・西白仁田・桜木・赤江

一　北方駅　駅東石梁ヨリ西戸四軒ハ邑封。小溝石橋ヨリ西ハ藩廷下太夫邑家親族多久伊織安宏ノ采地。戸口寡弱。南西ノ石梁ヨリ南ハ邑ノ封内。此駅邑外ナレトモ家ノ指揮ヲ受ク。

享保十一年駅、町、津竈付出によれば

北方町五十軒と記録される。

以上のことから、大崎・宮裾を合わせた地域名としての北方と、小地域の駅やそれに伴う町をも北方と称していたことがわかる。

西

南



北

東

北　　方　（昭和48年３月23日撮影）

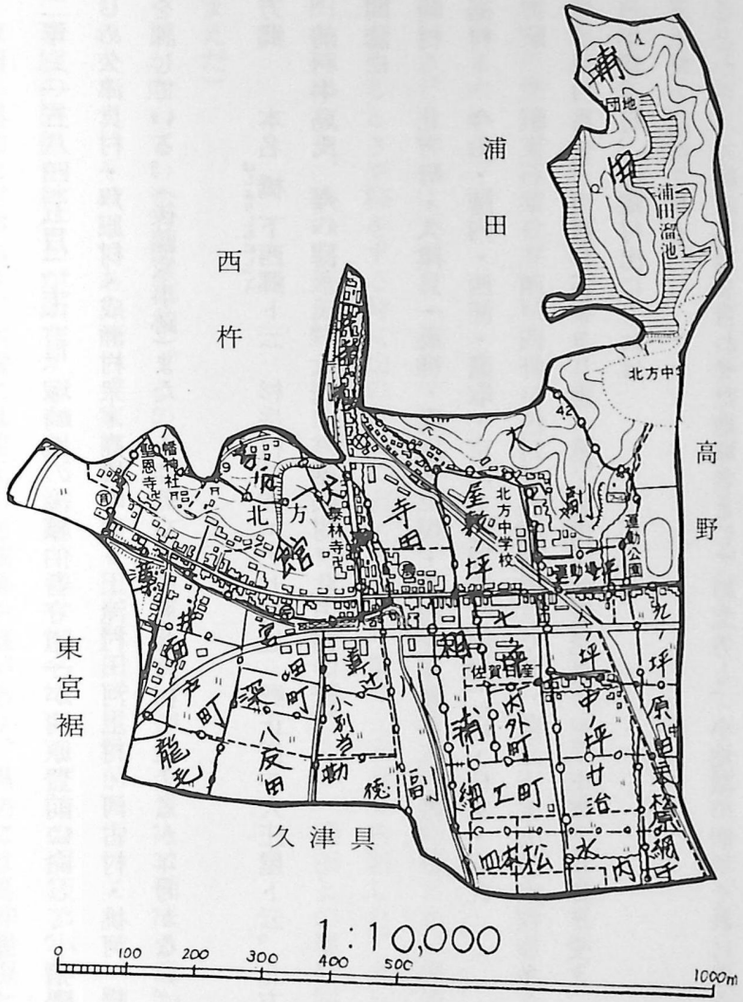

現在の「北方区」は

浦田　大副　屋敷ノ坪　寺田　井手ノ元　犬神

館　薄井　面戸町　龍毛（りゅうげ）　宮田　深町　八反田　道

ノ辻　小別当　勘徳　川副　相浦　細工町　四本松

内外町　五ノ坪　七ノ坪　八ノ坪　九ノ坪　中ノ坪

廿治　水内　原田　二本松原　網干

の小字を包含し、昔時から交通の要衝で、享保以後は長崎街道筋のこととて往来も多かった。「多久家文書」の鍋島勝茂覚書に「北方町宿次料地米三百石之公役除……」慶安元年（一六四八）の記事や、貞享四年（一六八七）改の郷村帳にある橋寄下西郷（はしよりしもにしごう）の中に、

一北方宿とあり、郷高札の印と札馬五疋と肩書がある。

「多久家文書」の中に

元禄三年午（一六九〇）二月十五日の

杵嶋郡北方西分御山方田畠帳

があり、その中の字名は現在の宮裾である。同東分は大崎に当る。元文四年（一七三九）の田帳には大崎分・宮裾分と明記されることになった。



長崎街道と北方宿

正安三年（一三〇一）七月十二日付の「関東下知状案」（小鹿島文書）の中に長島荘大崎村

八幡神社

鎮守八幡宮　神体束帯　木像三体　一体應神天皇　相殿詳ナラス。北方駅山崖上ニ在リ。南面宝殿　一間半　二間半　拝殿二間半　五間　鐘楼神門一基　社地二反三畝除地　祠務聖恩寺　真言宗大聖寺末寺境内一段五畝税現米二斗六升五合　親族藩廷番頭　多久伊織安広ノ免許地　祭九月十九日　初九月廿九日　天保十四年ヨリ改ル。又、十一月十五日祭アリ。（丹邱邑誌）

「佐賀県神社誌要」には

村社八幡神社　大崎

祭神　神功皇后　応神天皇　天照皇大神　彦火々出見命

事代主神　大山祇神　大地主神　海津見神　菅原道真

往古神功皇后此地に立寄り給いしより、四方に注連を張り石祠を建て、皇后を奉斉せしが、建久五年十一月多久太郎宗直応神天皇を合祀したり。夫より天正元年二月竜造寺隆信弟長信と力を協せ、武雄城主後藤貴明と戦ひ、共に此の社地に砦を築き、之に拠りて大いに勝てり。是を以て神霊加護の致す処と為し、社殿を改築して崇敬怠らさりしという。其後社殿の修築数度



北方八幡神社

に及ひしが、大正九年六月拝殿改築して大に壮厳を加へたり。

明治十二年八月七日村社に昇格せられる。無格社合祀に依り、祭神天照神外六柱を追加す。氏子戸数二六三戸

「丹邱邑誌」は「駅」の項に

本宿ヲ駅ト云トモ間ノ宿モ同宿ト云テ大小ヲ分タス。今本宿ヲ駅ト書シ、間ノ宿ヲ宿ト書分ル也。

と定義。本宿と宿の区別、本宿を駅という。として志久宿・追分宿の差を挙げている。

長崎街道の往来は年々増加して宿駅の繁忙の様子が、宿泊地でない休憩所の北方駅の有様からも察せられる。



宝樹山聖恩寺

安永七年（一七七八）七月二十二日の「御屋形日記」に

写

一筆致啓達候就ハ筑前守殿来月三日福岡ゟ致発足長崎表被致通路候　此段為可得御意如此御座候恐惶謹言

閏七月廿二日

松平筑前守内　根本弥市郎　判
長野三四郎　判
野坂左太夫

田代ゟ長崎迄駅々御本陣衆中人馬役衆中

	宿	休	
八月三日	田代	二日市	小休
		神崎	雑賞隈（ママ） 原田 村田 佐嘉
同四日	牛津	塚崎	小田 北方 嬉野
同五日	彼杵	大村	松原 栄昌 古賀
同六日	矢上		日美
同七日	長崎		栄昌 日美 古賀
帰路			

八月八日
大　村　　彼杵　　松原　　嬉野
同　九日
塚　崎　　小田下　　北方上
同　十日
牛　津　　神崎　　佐嘉　　田代　　村田
原田
同　十一日
山　家

右之通先触申来候段小田御茶屋番橋本覚十ゟ被致注進候ニ付御当役方　相達次番小田御茶屋之義極破損相成居小休ニ可相成様無之ニ付当春も小田町中嶋和田助所御小休ニ相成候様郡方筋ゟ筋々相達ニ相成候得者此節も当春之□□を次郡方ゟ節々被相達候様可相調由ニ付福地甚右ェ門迫相達候事

と記録されており、休泊駅名を示している。また、安永九年（一七八〇）八月六日の同日記に

今度筑前守様長崎御越来ル九日塚崎御休且又小田御小休之由申来候ニ付左之通仕組

一　御先払掃除気遣　侍壱人
一　右下付足軽弐人
一　御先拂御歩行弐人
一　於彼杵駕こ調役足軽四人

一　於柄崎駕籠渡役足軽弐人
一　御跡押足軽弐人
一　佐嘉飛脚用足軽壱人
一　賄役御歩行壱人
　　右者柄崎勤
一　付役差次壱人
一　小奉行差次壱人
一　役所跡番侍壱人
　　右者中嶋和田助所出張
一　中山茂平所御小休ニ付而心遣前方之通南目村気遣ゟ壱人御往来共ニ被御付候事
一　右之節前方ゟ茂平江為茶代金子弐百疋候之事
　　御往来共ニ被為拝領被致殊更候付其段茂平ゟ筋々ニ相達候末御当役方ゟ被達　御　御請役所江被合候
通申越ニ相成事

と記され係役が示され大名の行列に多数の役々が物々しい様子で通行したことがわかる。文化十一年（一八一四）松浦肥前守が江戸よりの帰路、唐津より伊万里泊で、伊万里より今福までの人足銭を整えた同日記に、人足数一五四人を要し、人足一人に付一四〇文、本馬一頭につき二七五文、並馬一疋に付一八五文と記録される多大の出費の程がうかがえる。

宿駅としての北方宿

駅馬五疋を置く杵島駅は、律令制で郡司が執務する郡の役所の所在する郡家付近に置かれたものと考えられ、北方・追分・鳴瀬・片白付近だとする諸説があり、その中で、木下良先生は六角川の渡河や馬神峠道（高橋誠一先生が馬神の小字名に車田・水呑・馬場副を挙げ杵島駅を北方とする）等を考慮されて「北方」と考えたい。と「古代日本の交通路」で論述された。

丘陵と平地の境の地形は谷口とも相まって交通の要衝であった。多久盆地から峠路と、佐賀―塚崎の長崎街道・唐津・伊万里からの戸坂峠越えの道に通じ、戦略上からみても、陣地に好適であったところから、中世の館が築かれ、町浦川の如き堀割りとして人工的河道たることは古文書にも見えるところである。近世における長崎街道は佐賀―牛津―小田―追分―新橋―鳴瀬―塩田のコースであったが、塩田川の氾濫で、享保二年から追分―北方―塚崎―嬉野のコースに変更された。というが古文書等でみる限り、その以前も以後も両道を通っており、画然と区別されたとは思われない。脱落も多分にあるが、北方駅宿を通過した主要記事を年表にしてみた。

駅のある宿の商売

北方宿

一酒屋　一煙屋　一糀屋　一油屋　一材木屋　一綿打　一染屋　一質屋　一味噌醤油屋　一細工人
一塩　明松　一付木灯心　一鰯　一ひじきあら免　一唐芋　一草覆　一小間物荒物類　一木綿布類　一古手物　一穀物　一金物　一風呂屋　一髪結床

（文政十一年十一月十日御屋形日記）

かしき野

文政六年（一八二三）二月十二日付の「日記」に「かしき」の記事が見える。読み下し文にすると

一志久・宮下村稼（かしき）野山相渡される道はこれあるまじきや、南目代官筋より左の通り筋々相達せられ候て御山方役々見分に相成候ところ差つかえこれなく段これまた左の通り相達せられ候。ついては御立山にて御座候えども右村々の儀は至って悪田に相成り申さず候へば志久村浦田堤御伐跡畝数六町二反、同村西堤頭松林の場所、右十一町一反のところ、稼野に相なされ、一反に付米五合づつ成目相かけられ方にてはこれあるまじきや。左候へばもすこし御取箇にて立木よりはかえって御益相見儀に御座候。そうじて先つもっては大野の方草立ちかね候場え松木など御仕立相成候てもしかるべく、尚又御しくみ相成候通相整えられべくかと相談ぜられ、伺いに相成候ところ、伺いの通り仰出され候事

とあり、浦田堤・西堤のかしらを草立場に願出たもので、かしきは飼敷と書き、肥料として田に踏み込む刈草のこと。同記の口達覚には

田地の肥料（やしない）として、これを施せば地性が良くなり、春田打起のとき、底土はなれやすく、それだけ省力化され、水田



松谷山泰林寺

はぐれ（かたまり）とけやすく……とその効果を挙げ、かしき野の増加を懇願している。

また、大崎村の馬神山のかしき請野は狭い上に草立が少なく、殊に久津具村からは遠くて不便であるから、浦田堤の北部を請野にしてほしいと願出ている。

北方宿駅主要年表

西暦	年	月	日	記事
一七〇一	元禄十四	十一	二十	オランダ人北方宿の旅篭に泊る。
一七一九	享保 四			黒田伊勢守唐津大河野川上北方志久新橋筋通路長崎へ
一七二〇	五		二十六	土井大炊頭大川野休、北方筋通路―成瀬―塩田泊―長崎へ
同	五	四		松平筑前守長崎―塩田、医王寺―志久、北方―桃川―大川野通路
同	五	六	七	松平筑前守北方、新橋破損、船十二艘にて渡河長崎へ
同	五	九	十六	松平筑前守長崎帰路、塩田泊、北方筋通路大河野休
同	五	九	二十二	松浦肥前守平戸志佐―今福泊、二十七日伊万里―北方泊、二十八日牛津休
同	五	十二	二十六	大阪より来た目明市与兵衛佐嘉より伊万里へ、五日晩北方止宿の由
一七二一	六	六	五	巡行与力衆伊万里―桃川―北方―小田
同	六	八	八	宮崎七郎右エ門六日矢上休大村泊、七日彼杵休嬉野泊、八日塚崎休牛津泊
一七二六	十一	四	八	和蘭陀人北方筋を通り塚崎へ
一七二八	十三	九	十六	筑前守、小田小休、北方、塚崎泊、長崎へ
一七三〇	十五	四	十七	オランダ人五ツ時頃北方筋通る
一七三五	二十	五	九	北方宿凶年以来零落、宿次、札馬相続不叶と宿別当、咄詫状を出す
一七三九	元文 四	一	十七	江戸参上阿蘭陀人塚崎休にて北方通路
一七四四	寛保 四	一	二十二	お市様備前守へ婚礼、御輿北方町にて立替休息さる
一七五七	宝暦 七	二	十一	長崎下向阿蘭陀人北方筋通路

一七五九	宝暦 九	九	六	下向上使坪内駿河守北方宿泰林寺馬場小休
一七七一	明和 八	四	十五	長崎下向紅毛人北方筋通路
一七七六	安永 五	五	二十四	浦田堤洪水で破損志久村の田凡そ二町八反砂となる
同	五	六	一	浦田堤復旧築立普請積　一、夫丸二、七〇〇人　土井堤築立坪数五四〇坪
				一、夫丸二〇〇人　洗荒子取除夫丸石持用
				一、割石一五坪
同	五	九	五	長崎下向御奉行久世丹後守　北方町大林寺にて小休（泰林寺）
一七七七	六	一	十二	裏田堤復旧工事始まる。
一七七八	七	四	十一	筑前守長崎御越、焼米宿、北方町中山茂平宅小休、金子弐百疋拝領
同	七	四	十六	筑前守長崎よりの帰路北方町中山茂平宅小休
同	七	八	六	長崎通路の筑前守中山茂平宅小休
同	七	八	十一	長崎よりの帰路筑前守中山茂平宅小休
同	七	九	十七	長崎への筑前守中山茂平宅小休、金子弐百疋拝領
同	七	九	二十五	帰府の上使柘植長門守南目御私領通路
同	七	十二	二十七	阿蘭陀人明年一月通路につき夫丸六〇〇人荷送人の御積前、武雄三法潟、白石、
一七七九	八	七	二十	北方右四郷に割当、北方郷夫丸掛前九七人、塚崎より牛津迄一人二七九文つつ
一七八〇	九	三	六	殿様長崎よりの帰路中山茂平北方宿にて小休
				北方宿駅場零落の宿にて札馬成難相叶う様に飾方につとめ竹木等を差下すべく
一七八二	天明 二	五	二十六	庄屋より願出るよう。
一七八三	三	九	二十四	長崎下向の筑前守北方町中山茂平宅に小休
同	四	七	二十七	江戸参府の松浦壱岐守明六ツ半時頃北方筋通路
一七八七	七	九	十七	長崎下向奉行戸田出雲守北方宿泰林寺に小休
一七八八	八	四	十二	秋月黒田甲斐守北方宿酒場え小休
同	八	八	二十八	帰国の松平壱岐守焼米宿より北方宿橋口酒場小休
				北方町札馬宿のみでは相立てられず北方村（馬神、久津具、北方）と宮下村の
				両村立とされる。

同	八	九	二十九	長崎下向奉行水野若狭守北方宿、泰林寺前方に小休
一七八九	寛政	一	四	二十九	秋月の黒田甲斐守、長崎からの帰路北方宿、健左ェ門酒場に小休
同		一	九	十	長崎下向奉行永井筑前守、北方宿泰林寺馬場に小休
同		二	九	二十六	江戸参府松浦壱岐守、北方宿、健左ェ門酒場小休
一七九〇		二	四	七	松浦壱岐守江戸より帰路北方宿小休
同		二	八	二十九	長崎下向奉行水野若狭守、北方宿泰林寺馬場小休
一七九一		三	九	二十四	水野若狭守泰林寺小休
一七九二		四	五	二十五	長崎下向奉行平賀式部少輔昼九ツ時頃、北方宿泰林寺小休
一八〇三	享和	三	九	一	成瀬因幡守、北方宿泰林寺小休
一八一〇	文化	七	十	五	大村上総介江戸参府、朝五ツ半時北方郷通路
一八一二		九	四	七	日田代官三川口多仲一行北方宿庄屋宅にて中食の上通路
同		九	九	十六	伊能勘解由一行が北方宿庄屋庄七宅泊
同		九	九	二十一	殿様二十二日北方宿通路と注進、長崎より御帰の由
一八一三		十	九	二十三	松平備前守長崎帰路北方郷通路
一八四一		十一	九	三	長崎奉行遠山左ェ門尉、昼九ツ時北方宿小休
同		十一	九	二十四	帰府長崎奉行牧野大和守昼九ツ半時頃北方宿泰林寺馬場小休
一八一五		十二	九	二	松山伊予守昼八ツ時頃北方郷小休
同		十二	十	九	松平備前守昼八ツ時頃、大崎村庄屋宅小休長崎へ
一八一六		十三	九	二十八	大村上総助江戸参府、朝五ツ時南目を通路
一八一七		十四	五	二	帰府の松平備後守大崎村庄屋庄七宅小休
一八一八	文政	一	九	二	長崎下向奉行間宮筑前守昼九ツ時北方筋通路
同		一	九	二十九	長崎奉行高橋越前守朝五ツ時北方宿通路
一八一九		二	四	八	帰府の大村上総助朝五ツ半時大崎村庄屋庄七宅小休
同		二	九	二	長崎下向奉行筒井和泉守北方宿通路
同		二	九	十六	松平備前守昼七ツ時頃北方宿通路
同		二	九	十五	帰府の間宮筑前守北方宿泰林寺馬場小休

一八二四		七	十	同	唐津下向の日田代官塩屋大四郎大崎村庄屋庄七宅小休
一八二五		八	九	二十三	長崎警固荷送本馬五疋北方より長崎迄北方筋駅より出す
一八二六		九	九	三	長崎下向奉行土方出雲守北方宿泰林寺馬場小休
同		九	十	十	長崎下向奉行本田土佐守、北方泰林寺馬場小休
一八二七		十	十一	四	帰府長崎奉行土方出雲守朝五ツ時北方筋通路
一八三〇		十三	六	二十六	北方町火事柿本孫三郎宅と川原市次郎宅昨夜七ツ時頃焼失御高札も焼失した。
一八三二	天保	三	九	三	殿様長崎よりの帰路北方宿にて御小休
一八三三		四	三	八	長崎下向奉行北方を通り塚崎泊、嬉野泊と触来たが嬉野駅火災のため
同		四	五	十四	殿様塚崎よりの帰路北方宿に小休
同		四	九	二十二	松平美濃守赤坂で野立北方町で小休長崎へ
一八三四		五	六	十二	下向奉行久世伊勢守大崎村に小休
同		五	九	二十九	平戸松浦壱岐守北方宿小休
一八三五		六	四	二十八	大村丹後守北方村にて小休。長崎帰府奉行久世伊勢守糀屋に小休
					筑前守志久北方通路、松平美濃守通路につき北方村にて封印中の卯右ェ門酒屋で一日だけ封印を切り営業させる。
同		六	九	十六	筑前守赤坂にて駒立北方の小休所にて小休通路
一八三六		七	七	二	少将様俄かに北方宿に御小休長崎にお越しになる
同		七	九	三	久世伊勢守通路につき食物茶屋三軒免さる
一八三七		八	五	五	筑前守北方宿通路。長崎へ大村丹後守通路
一八三八		九	十二	一	長崎送りの因州漂着朝鮮人五人その他役々医師など護送の者六〇人北方宿泊二日朝出立
一八三九		十	六	六	筑前守北方宿通路
同		十	十二	八	筑前黒田甲斐守北方宿昼休ニ而通路
一八四〇		十一	九	三	下向奉行戸川播磨守北方宿庄兵衛戸所に小休
同		十一	九	二十六	帰府の長崎奉行田口加賀守北方宿通路
一八四一		十二	五	十二	松平美濃守焼米村赤坂で野立となりその後大崎村糀屋儀助宅小休

同	十二	五	十九		幕府に献上して帰りの紅毛人柄崎泊予定を川留となり北方村庄屋宅に泊二十一日まで
同	十二	八	十二		嶋原の姫君北方宿小休
同	十二	九	二		奉行柳生伊勢守北方通路柄崎泊
一八四二	十三	九	二十六		長崎より帰府の奉行戸川播磨守、北方宿糀屋儀助宅に小休
同	十三	四	二十三		嶋原殿様通路江戸へ
同	十三	八	一		少将様長崎下向北方糀屋小休柄崎へ
同	十三	九	二十三		松浦壱岐守北方宿糀屋に小休
一八四三	十四	九	二十九		帰府の奉行柳生伊勢守通路
同	十四	四	二十三		筑前守一行北方宿小休、後長崎下向
同	十四	四	二十四		松平美濃守一行北方宿小休、後通路
同	十四	五	二		筑前守一行長崎より帰路
一八四四	十五	六	二十		少将様北方宿糀屋小休後長崎へ嬉野泊
同	一八四五	弘化 二	九	二十七	少将様長崎より帰路北方宿糀屋に小休
同	一八四六	三	十	二十三	筑前守長崎より帰路大崎村稗田儀助宅に小休
一八四七	一八四七	四	九	一	長崎奉行伊沢美作守北方宿通路
同	同	四	十	十	長崎奉行平賀信濃守外一三人北方宿糀屋儀助宅に小休
同	同	四	四	二十	オランダ献上荷駄、御勘定役人二頭通路
同	同	四	七	二	天草一揆調役人五人北方筋通路大雨
同	同	四	七	十四	日田役人北方宿稗田儀助宅に泊る。
同	同	四	七	十五	大阪御船奉行、甲斐彦右ェ門外三人北方宿を通り長崎へ
同	同	四	七	二十二	筑前守通路柄崎泊り
同	同	四	七	二十九	筑前守北方宿通路
同	同	四	九	二	長崎下向上使井戸対馬守、稗田儀助宅小休
一八四八	嘉永 一	五	三		紅毛人献上物の附役人北方小休所昼七ツ時出立
同	一	七	十九		長崎への少将様九ツ半頃通路大夕立となり北方小休場着

同	一	十	二十四		多久邑御前長崎防備よりお帰り馬神峠越にて
一八四九	二	三	二十六		下向長崎御奉行大屋遠江守小休場にて小休
同	二	四	十八		帰府の御奉行井戸対馬守北方郷通路
同	二	十	十二		筑前黒田播磨守北泻小休場に小休
一八五〇	三	二	二十		北泻宿で駅馬の検査高橋町の札馬も北方で同時に行う。
同	三	六	十八		長崎への少将様昼八ツ時北方宿に小休
同	三	六	二十五		暁七ツ時頃帰路の少将様北方稗田儀七宅に小休
同	三	八	二		下向奉行内藤安房守昼八ツ半時北方に小休
同	三	十	二十八		日田代官北方小休所稗田儀助宅にて中食料理方役笹原良左ェ門
一八五一	四	四	十一		松平信濃守長崎へ通路
同	四	四	十七		松平信濃守長崎よりの帰路北方町稗田儀助宅に小休
同	四	九	三		長崎下向奉行牧志摩守大崎村にて小休
同	四	九	二十四		松浦壱岐守江戸参府の為朝六ツ時北方に小休
同	四	九	二十六		帰府の長崎奉行内藤安房守朝六ツ時北方に小休
一八五二	四	九	二		長崎下向奉行大沢豊後守御勘定奉行桜井重左ェ門御普請役大地鍬次郎外五人北方宿糀屋小休
同	五	九	二十五		帰府の長崎奉行牧志摩守朝六ツ時通路。江戸参府の大村丹後守朝五ツ時通路
一八五三	六	十二	七		御勘定奉行川路左衛門尉（川路聖謨）暁七ツ時北方宿糀屋に小休
一八五四	七	二	二十六		松平下野守長崎帰路暁七ツ時頃北方小休所に小休
同	七	七	二十四		少将様長崎帰路北方宿糀屋に小休晩七ツ時御帰路となる。
同	七	八	二十二		下向長崎奉行荒尾石見守北方宿小休
一八五五	安政 二	四	八		松平美濃守夕七ツ時頃稗田儀助宅小休長崎へ
同	二	四	十五		松平美濃守朝六ツ時帰路
同	二	十二	十六		北方宿札馬六匹増馬方願出交通物資流通増加のため
同	二	十二	十七		旅人増加で北方宿に泊る者多く百姓家迷惑旅人宿を定めてほしいと願出
一八五六	三	一	二十二		多久の御前大崎村の石炭山御覧北方町糀屋泊

同		三	九	十三	下向長崎奉行荒尾石見守北方宿糀屋儀助宅小休
同		三	十一	十五	帰府長崎奉行川村対馬守朝六ツ半頃北方郷通路
一八五七		四	二		北方より柄崎人馬賃銭、本馬売疋五六文、人足壹人二九文
同		四	五	十一	筑前松平下野守昼八ツ半時北方宿小休
同		四	五	十四	下向長崎奉行水野筑後守、北方小休場で産物調、石炭小石除き達しあり
同		四	五	十七	筑前松平下野守長崎より帰路北方宿小休
同		四	五	二十七	下向御目附役岩牧伊賀守北方宿小休
一八五八		五	九	十六	下向奉行岡部駿河守家族昼八ツ半時北方宿小休
一八六四	元治	一	五	七	大殿様稗田宅に小休

天保九年（一八三八）十二月三日の御屋形日記に

一因州（島根県東部）漂着之異国人長崎被差廻ニ付大庄屋6左之通註進

朝鮮人
同才領人　五人　右者北方宿周助宅

因州付廻　白井和左エ門殿
　永見幸録殿　同宿深町庄兵衛宅
同医師　牧野三篤殿　同宿稗田市太郎宅
御国付廻　石井彦エ門殿　同宿泰林寺
郡方　田中友次郎殿
　副島牛六殿　同宿儀十宅

同警固　拾人　同宿酒屋大四郎宅

上下惣人数　六拾人

右之通昨二日北方宿泊ニ相成今朝明六ツ時出立御私領無異義　通路相済申候此段御注進仕義ニ候以上

戌十二月三日　徳永庄右エ門

西岡麟エ門殿

其外

右は一八三八年、年表の原文

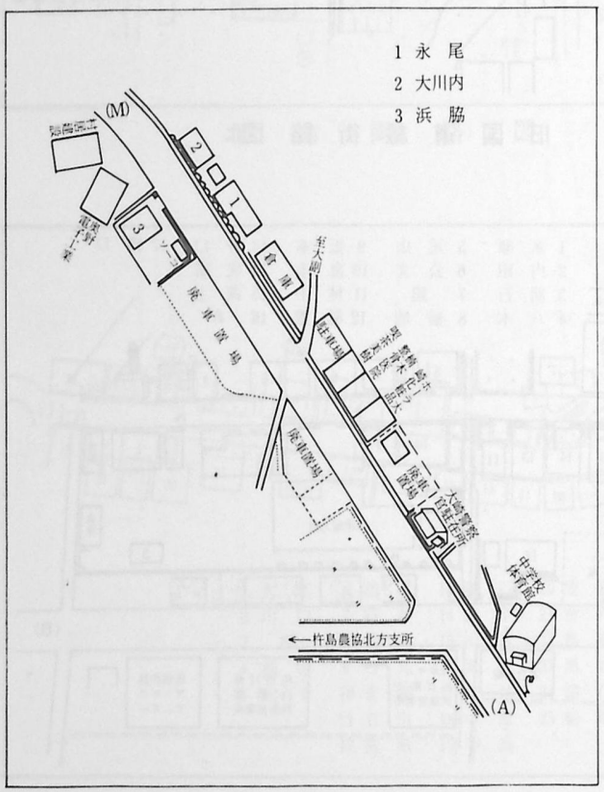

大副車道跡街路図（昭和58年調）

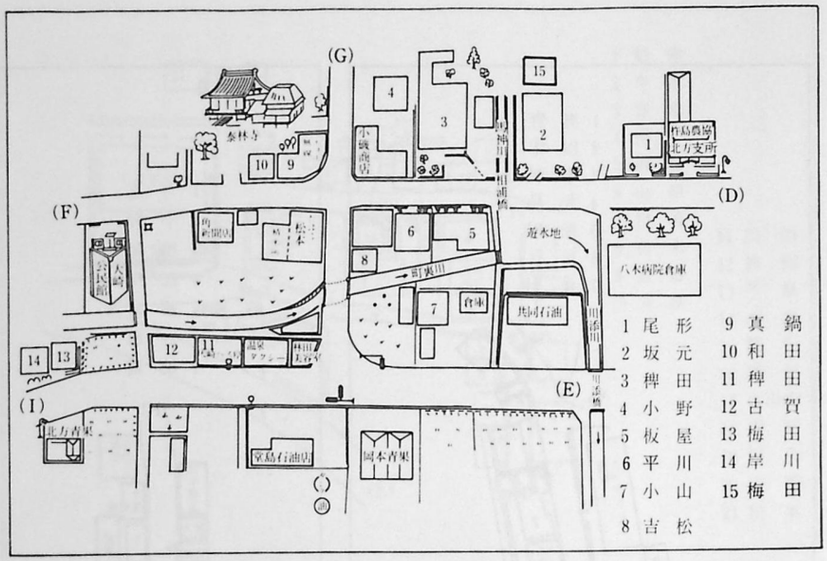

北　方　街　路　図

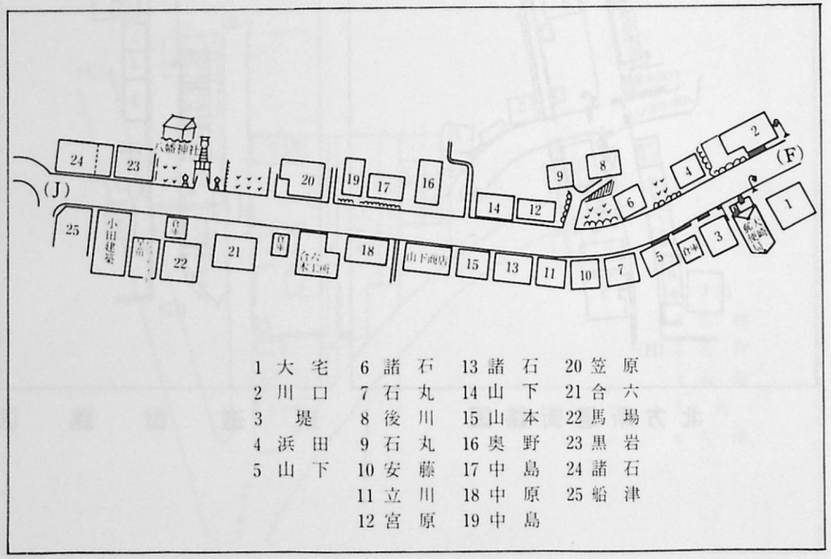

北　方　街　路　図

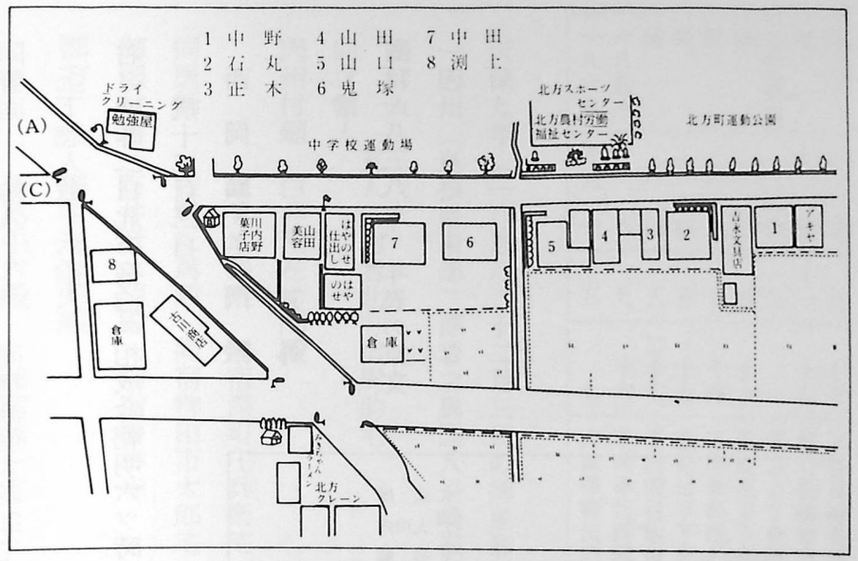

旧　国　道　線　街　路　図

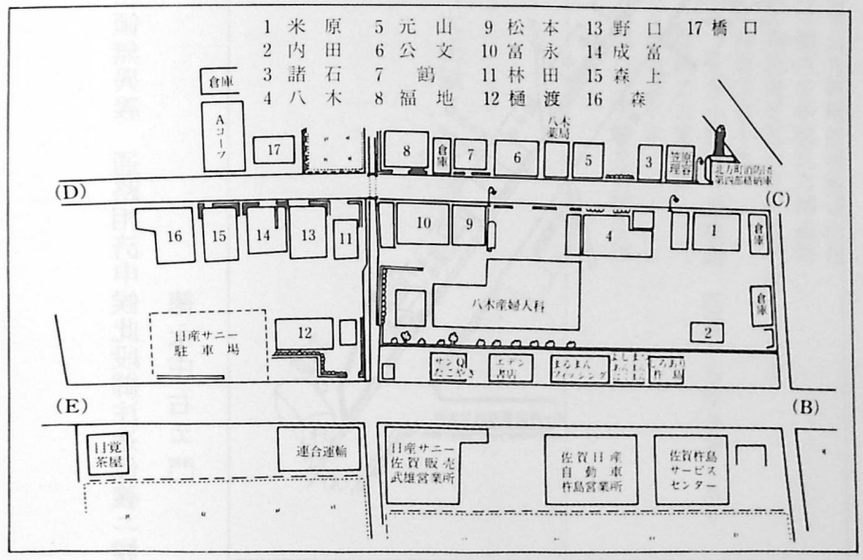

北　方　街　路　図

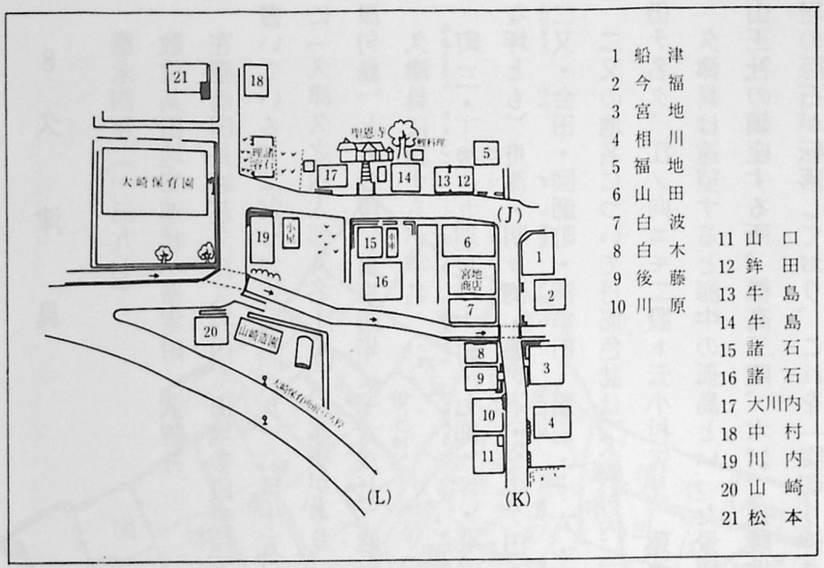

北　方　街　路　図

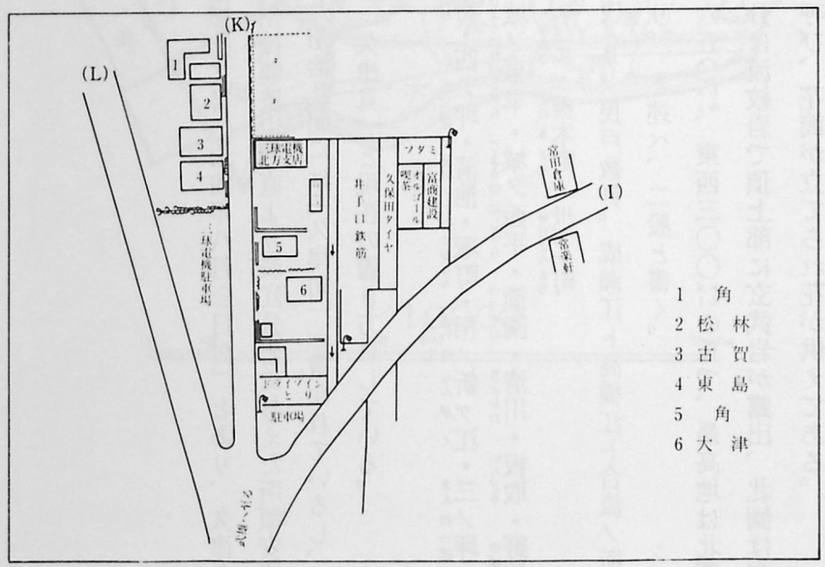

北　方　街　路　図

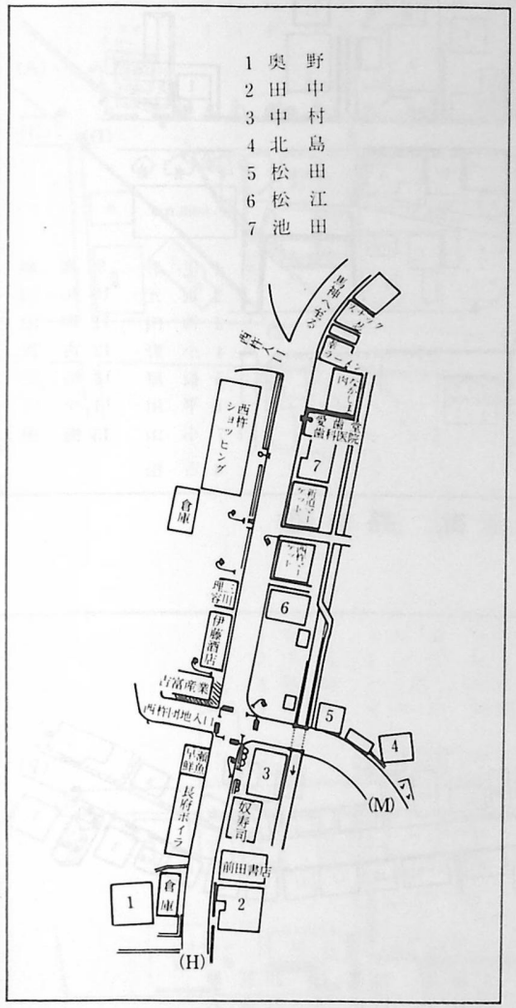

北方新道街路図

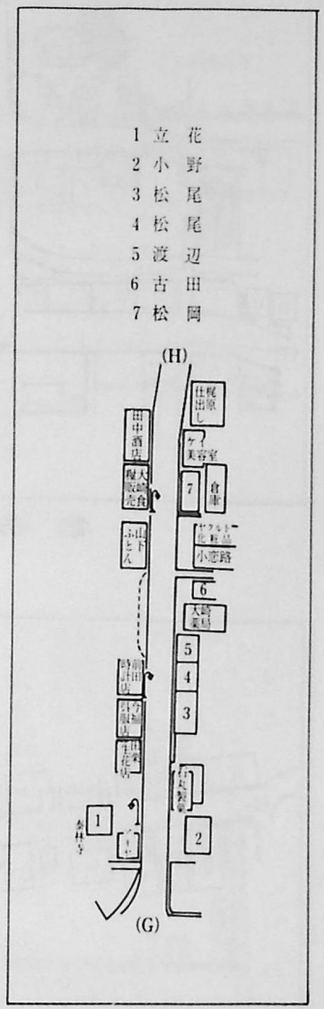

新　道　街　路　図

8 久津具

應永四年（一三九七）
散位某田地寄進状　奉寄附　武雄社

在肥前国長嶋荘久津久村内、田地参段紙在之事（武雄神社文書応永四年八月三日付）とあり、久津久と書いている。「応仁二年（一四六八）二月十五日付の九州探題渋川教直より渋江公忠に与えた所領安堵状に「久津久之内太郎丸名十町」の記事があり。また、九州治乱記には「久津句」と書かれているし、「久津句島」とも表現、貞享四年（一六八七）郷村帳には「久津具」と現在の書き方にしている。

久津具に属する小字名

町三・丁後・九羽見・十町・七郎ケ坪・北ノ前・白岩・四ノ坪・清池・塚町・相ノ新ケ江・三ノ坪（さな坪とも）舟津・明ケ渕・藤ノ下・ソーケ田・殿町・城ノ東平・城ノ西平・筒園・清川・板取・野畑・二又・会田・図師町・浮牟田・扇田・十六・丁ノ坪・力正・榎木町・世上町

二又の地名について丹邱色誌は「大崎村内二股ト云所アリ。民戸数軒。成瀬江ト高橋江ト合流ノ所也。仍テ名ク。江ノ向ニモ二股ト云小村アリ。蓮池邑内ナリ。」と述べ、二股と書く。

久津具は遠望すると海中の孤島といった景観、南北六五〇メートル、東西三〇〇メートルの丘で、最高地は北部の山王社の鎮座する所、標高三四、六メートル。丘陵地の大部分は流紋岩で頂上部に玄武岩が露出、北側は玄武岩の巨石が転落しており、これを「腹切り神さん」と呼び、花筒が立てられ花が供えてある。

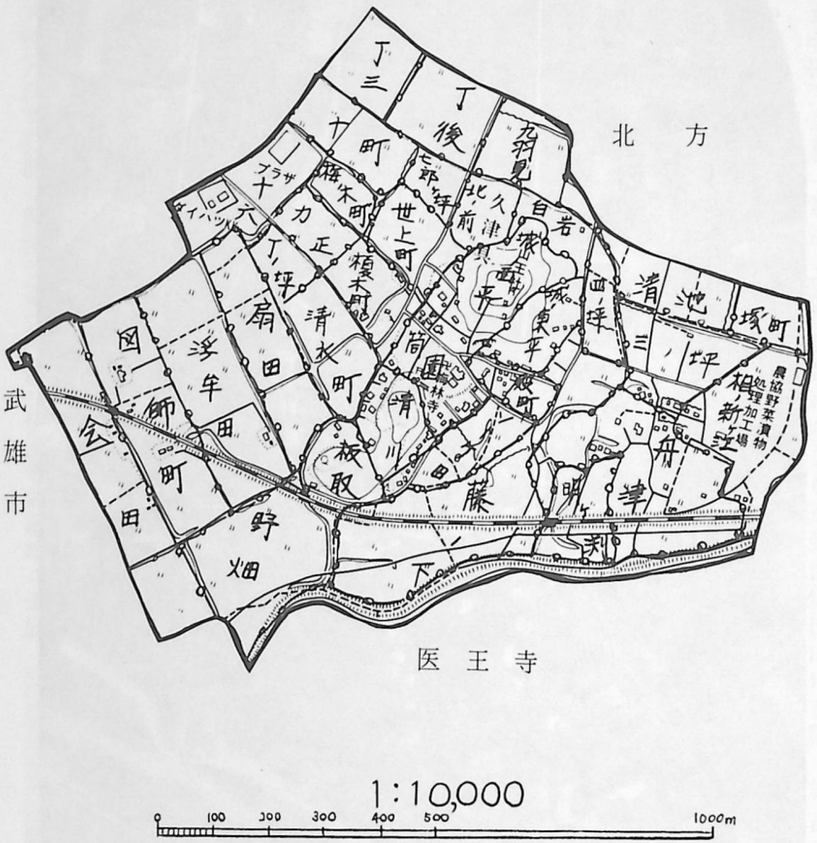



久　津　具　（昭和48年３月23日撮影）

天正二年（一五七四）の夏、竜造寺隆信の軍は多久を進発白仁田山に布陣、須古の平井経治の軍は敵陣近くに迫っていた。ところが竜造寺軍の先陣鍋島飛弾守信生は平井の陣を攻撃。よって平井の軍勢は須古に後退したが、残兵久津句山にあって退かず。鍋島信生はその久津句島へ押寄せ、平井勢は敗走す。ということを「治乱記」は述べている。

このように久津具の地形が戦略上の要害であったこと。また、西部の武雄盆地と東部の白石平野・佐賀平野への廊下的地域性を持つ六角川沿岸流域とを画する地理的位置が、猪隈山とそれに続く上滝の丘陵とが、武雄盆地を守備する防禦陣地に利用された。丘陵地周辺に戦跡地が見られる理由がそこにある。「腹切り神さん」の巨岩は激戦の跡を物語るものであろう。「水江事略」は

隆公多久ヲ発シテ白匁田峠ニ陣セラル我公御同陣ナリ後藤勢ノ先手原直景ヲ大将トシ猪ノ隈ヨリ発シ桜木ニ来テ接戦ス味方奮戦シテ後藤勢ヲ散々ニ打破ル直景敗続シテ武雄ニ走ル時ニ須古ノ平井経治臣河津某ヲシテ後藤ヲ救ハシム河津数百ノ兵ヲ卒ヒ来テ久津具嶋ニ陣ス二公其勢ヲ合セ久津具嶋ヲ責ラル敵ハ防戦力ヲ尽ストイヘトモ我兵竜虎ノ如ク猛リ懸テ戦フニゾ須古勢散々ニ敗レ久津具江ニ追詰ラレ溺死スルモノ数ヲ知ラス味方江ヲ打渡リ河津ヲ追フ河津ハ伊王寺海羅岐ニ追詰



水に浮かぶ久津具

ラレ終ニ其場ニ自害ス二公残兵ヲ追討テ首二百余ヲ得タリ須古ノ城外マテ押詰軍ヲ返シ小通ノ橋ヲ渡テ志久村ニ宿陣セラル

と六角川渡河の状況まで述べ「久津具嶋」とかく。城ノ東平・城ノ西平・殿町の地点はそれを物語るものであろう。

丘上に山王社石祠が祭られ、近くには七面白蛇大天女と刻んだ石祠も建っている。

伝承によれば享保一七―一八年（一七三二―三三）にかけての大飢饉に当面した住民は無病息災・五穀豊穂を祈念する鎮守の神として、延享三年（一七四六）創建された。次後申年に山王社の館を新造五月の第一申の日に祭る習わしとなり、これを遷宮といった。現在の社は明治二十九年（一八九六）丙申四月の一五〇年祭に再建された。

昭和五十五年五月十一日の遷宮祭では、久津具の住民が浮立を先頭に続き、つま先あがりの参道の両側にはためく幟の中をあとを従いて登っていく。梅林寺住職山中前賢上人の掌典で祭事が催される。玉串



久津具と七田の遠景

奉尊・焼香がすみ、一声浮立の奉納され、これが数度奉納され、終って全員記念撮影。午後から余興となるが、かつては相撲が奉納されていたという。各家庭では親類縁者知人が招待され、村中が祭礼気分に漂うていた。

久津具にはまむし（ひらくち）が生息しないという。「丹邱邑誌」に

一　大崎村内　久津具村中毒蛇生ゼス他処ヨリ携来其境ニ入レハ忽死スト也洪水ノ時流来ルモ死スト云往昔毒蛇ニ螫シテ死タル人アリ其霊現レ此村中ニ毒蛇ヲ住シムベカラズト云其墓ヲ石塔様ト唱フ妙海寺門前ニ在リ村人其霊ヲ祭誰人ナルカ姓名不伝

とあり、ひらくち被害をみないのはこのためだろうか。

梅林寺西側に鎮座する天神社について「邑誌」は

神体菅公・夫人・世子ノ三体也大崎村久津具ニ在リ宝殿七尺方拝殿二間三間倶草葺社地一反二畝除地祭十一月二十五日社務別府上村宝蔵寺遠キユエ梅林寺ニ祭事ヲ掌トラシムト云

と記され、宝蔵寺の掛宮となった事情については久津具年表にあり。

日蓮宗の光得山梅林寺について「邑誌」は香徳山梅林寺と記し

日蓮宗深河勝妙寺末寺　本堂五間茶堂方丈厨下二間半境内四反四畝一歩（税現米一斗二升）多久安広除地番神堂二九間アリ開山日運上人（弘化四年マテ百六十三年）

とある。

揚（あげ）

白石地方では有明海沿岸から西に行くことを「揚」に行くという。また西のことを「揚」の方という。これは新干拓地の搦（からみ）に対し、古干拓地の熟田を（上田）即ち揚となった。

「白石町史」では松土居より内陸部をさして揚というとある。大町駅前あたりの恵比須町から続く大黒町はもと「上揚」とよんでいたというから、六角川の旧河道が北へ湾曲していたことは古地図にもあり、実地踏査の上でも認められ、その袋地が「島」で現字名では中島と呼ぶ、現河道になったのが何時か明かにし得ないが河道の耕地化されたところが「揚（あげ）」であろう。

久津具では丘陵地の東部の集落を「揚」と呼び、上揚・船津・西・新村の五組に分けられる。多久家文書の中に「南目郷絵図」があり、これには製図の年号が記載されていない。これをみると明ヶ渕を囲むような旧河道があって、その袋地は医王寺村と記入され、久津具丘陵西部に当る所に「七田」、南部の川沿いに「二又」大崎村ノ内とある。これから推考すれば、丘陵沿いの東部には旧河道の氾濫原の存在が考えられる。そこの小字名が「ソーケ田」だ。「橘中村文書」に「末代の荒所、長崎の内」があり、明ヵ渕、さうけ田などの地名が見える。つまり、ソーケ田は末代の荒所となっていた。昭和五十七年の大洪水後久津具東部の踏査で稲が長時間汐につかったためか黄褐色に変色した帯状の所がソーケ田の地区に当ることを確認した。周辺よりもやや低い旧河道を示しているようであった。現在では、ソーケ田・殿町・城ノ東平を含む地区を「揚」と呼称している。舟津の集落は旧河道に沿う自然堤防上に立地、周囲よりも少しでも高地を選んだ結果、なまこ型の集落形態となった。

ここで問題にしたいことは、医王寺の七田地名が前述の如く久津具丘陵西部にあること、天明三年（一七八三）郷村帳に

一久津具村　船津新村

大崎村や志久村・焼米村のグループに入れず、六角川南部の椛島村・医王寺村の次に記載されていることは意識的なものだろうか、慶応二年（一八六六）三月十九日付の稗田家文書に久津具所在の医王寺村船溜りの上納米を稗田麟蔵が納入していたこと。以上三点の外に、もう一つ注目されることは、上野正昭氏が北方中学で生徒を通じて採集された「むかしから伝わる年中行事」のプリントに、一月十四日のもぐら打ちの歌詞が、六角川を境に北部の白仁田・宮裾・木ノ元部落に共通性があり、久津具のは川南の芦原などと似かよっていることが見出される。

杉岳・徳連岳から南流する川は宮裾より東に方向をかえ、久津具の北部にその残象と見られる「どじょう堀」が南流、その分岐した川は猫ノ江に注いでいた絵図がある。

以上のことから、現況と大いに異った水系が久津具をと



旧川道のどじょう堀



久津具土場の石炭積込（絵馬部分図）

り巻いていたのではあるまいか。会田は開田であろうし、浮牟田の浮は泥深い土地の意であり、牟田は泥田・ヌタ・湿地だから、旧河道か沼地の地形が想像される。今日でも、洪水となれば久津具への道路は交通途絶となり、底の浅い小舟が活動、中には個人の家庭でゴムボートを用意した家もあり、文字通り久津具島が出現、鉱害の影響もあろうが、地名がそのことを語ってくれる。

久津具土場

宝暦元年（一七五一）大副山の石炭のことが「御屋形日記」同年十月二十三日の条に見える。これが今のところ北方町における石炭記録の初見。少なくとも、それ以前に石炭は出ていたことが想像される。

採掘された石炭は、そのままの切込石・上中下に選別、樽積めにされて久津具土場に陸送また川副川の舟便で集積され、六角川下りの船に積込まれ移出された。

別表の久津具土場の年表でみられる如く、佐嘉精練方へとか、元治元年（一八六四）イギリスより購入の甲子丸に上炭を積出したとか、海軍方電流丸用などの軍事、塩田用に利用されており、幕末のあわ

ただしさ、近代化への移行などが、久津具土場の石炭積出しにより知ることができた。

七田の渡し

ここから医王寺の七田に渡舟があった。引潮時には潟の中の石畳の上を降り乗舟した。



七田の渡し（岩本　馨氏提供）

久津具主要年表

西暦	年	月	日	記事
一六九三	元禄　六	八	二十二	久津具船頭の船久保田例崎湯之戸という所で難破
一六九四	七	五	二十七	久津具村千助酒造を許さる
一六九五	八	八	二十一	大崎村の向二又村（久津具の南端）は医王寺村に入れる
一六九九	十二	四	十三	久津具村七左ェ門船修理の為芸州蔵橋の者を雇いたく修理期間滞在許可願許さる
同	十二	五	九	梅林寺修理のため天神森、八竜森の大杉伐方願出
一七四六	延享　三	三		久津具山王社の建立
一七八六	天明　六	九	七	久津具天神宮裾村木船明神両社至極破損ニ付修理方宮司聖恩寺方宮森木、払下方申請

西暦	年	月	日	記事
同	六	九	十八	修理材木払下差免される
一七九〇	寛政 二	十	三	大崎村の船津百姓源左ェ門の取納小屋より出火小屋全焼
一七九七	九	五	一	久津具天神社の住職をめぐり聖恩寺と梅林寺が争論
同		六	十三	久津具天神の社職について調査結果聖恩寺の祭社十六社には銘記されておらず、かつ天神社棟札には梅林寺の名ありと判明
同		六	十五	天神社職は梅林寺渡しとなったが寺は本寺に伺、後にとこれを請けず、寺僧用捨を免される
同		七	二十五	梅林寺久津具天神社職を寺社方に報告
同		七	二十七	梅林寺一件を調べた役人四人用捨となる
一七九八	十	五	二	久津具村天神社宝蔵寺の掛官となる
同		八	十四	久津具村の天神社昨夜五ツ半頃全焼
同		十	十二	天神社焼失のために拝殿の再建を宝蔵寺より願出
				拝殿は二間に三間とし境内の材木を用材として伐方を申出る
同	十二	三	五	大崎村浮牟田の坪は汲水で田は水悪をし難渋しているので新堀を掘り旱損を防ぐ
				新堀横二間、土置場幅三間、長一二八間、費地田二反二畝一五歩、夫丸四六九人
一八四三	天保十四	九	三	明七ツ時頃大風大雨となり暮六ツ時まで吹荒れる志久津御倉の屋根吹飛
同	十四	九	七	久津具藤ノ下土井一ヵ所、汐土井切れ所、志久村の汐土井5ヵ所
同	十四	十一	二十九	久津具村に大橋を掛ける志久、久津具間
				大崎村の間久津具村先年の上地により久津具村と唱えたが、御増となり元に復元したので呼方を大崎村と唱するようにとの達
一八四七	弘化 四	二	十	図師町外に入百姓の新屋敷願を調査
同	四	四	二十六	図師町に川上村より三軒二又に二軒会田坪に一軒入百姓を北方村帳内に入れる
一八四八	五	二	二	梅林寺九尺四方の閑神堂から昼八ツ時頃出火し本堂に延焼仏具その外不残焼失
一八五〇	嘉永 三	二	五	大崎村二又の井樋修理

一八五一	四	八	二一	久津具藤ノ下汐井樋が切れる
一八五二	五	九	十四	久津具鍛治屋鍬先直し代銭一四文

久津具土場年表

西暦	年	月	日	記事
一八一三	文化 十	四	二十二	大崎村より久津具津の再興を願出御蔵再建御馳走米其他津出したいと本藩に願出差免される。
一八二四	文政 七	六	八	大洪水にて久津具、二又の両村飢懸の者あり舟にてにぎり飯を配る。
一八六〇	万延 一	三	十	大崎村の石炭山、久津具土場より積出四二〇樽支配人平左ェ門渡
同	一	三	十四	佐嘉海軍方北方郷石炭見本五〇斤を早津江に差出せと命ぜられ田上新左ェ門拝命
同	一	五	九	中炭四八〇樽役人久我権平渡
同	一	八	二十一	久津具土場より長崎久右ェ門渡上炭一〇二〇樽上荷
同	一	八	二十四	久右ェ門渡三四〇樽佐留志の鶴吉船にて同二十六日上炭二三〇樽積
同	一	九	十三	海軍方より久津具土場に石炭積方に来る
一八六一	二	二	十	久津具土場より草舟三艘にて石炭積方
同	二	二	十八	久津具土場より上炭四〇〇樽船積方
一八六二	文久 二	十二	十八	久津具土場より一三三樽黒津船頭武衛門船に積
一八六三	三	三	三	久津具土場より上炭三五〇樽長崎行一六〇樽黒津利右ェ門
同	三	四	二十一	久津具土場より中炭四〇樽徳万町風呂屋十蔵渡
一八六四	四	二	一	長崎御仕組のために南目の船を御用船とする達
同	四	二	九	久津具土場より中炭一〇〇樽下炭八〇樽積
同	四	二	十七	久津具土場より下炭二八〇樽黒津船三艘に積
				久津具土場より下炭三五五樽武衛ェ門、善蔵、恵七船に積

同	一	八	二十一	久津具土場より中炭一六〇樽久留米へ
同	一	八	二十一	久津具土場より下炭四二〇樽肥後へ
同	一	八	二十二	久津具土場より下炭三四〇樽黒津へ
同	一	八	二十八	久津具土場より下炭一八五樽黒津へ
同	一	八	二十八	久津具土場より下炭四一〇樽肥後へ
同	一	八	二十九	久津具土場より中炭三六〇樽、下炭四一〇樽肥後和合積出
同	一	九	三十	久津具土場より下炭四〇〇樽肥後へ
同	一	九	一	久津具土場より中炭一九〇樽肥後へ
同	一	九	六	久津具土場より中炭四三〇樽肥後へ
同	一	九	二十二	久津具土場より下炭四二〇樽肥後へ
同	一	九	二十九	久津具土場より下炭九〇樽肥後へ黒津船にて
同	一	九	二十九	久津具土場より上炭一〇万斤甲子丸に積出
同	一	十	二	久津具土場より下炭一八〇樽黒津の利右ェ門渡し
同	一	十	十九	久津具土場より下炭一八〇樽佐嘉魚町市兵衛渡し
同	一	十	二十三	久津具土場より切込石三〇樽黒津利右ェ門渡し
同	一	十	二十三	久津具土場より下炭一二五樽・五〇樽牛津風呂屋行
同	一	十	二十四	下炭一五〇樽新堀徳兵衛船積、佐嘉の八戸風呂屋渡
同	一	十	二十四	久津具土場より下炭二〇樽一五〇樽、九〇樽黒津恵七船積
同	一	十一	十二	久津具土場より下炭一一〇樽黒津忠蔵渡し
同	一	十一	十二	久津具土場より上石一四〇樽製練方へ船積
一八六六	二	一	十三	久津具土場より上石五万斤佐嘉鋳立方へ船積
同	二	一	十五	久津具土場より上石三万斤電龍丸船積方として滝岸万太郎と手男一人と早津江船頭熊吉の三人大副山十三日入込み十五日積出
同	二	二	十六	久津具土場より上石九四〇樽を四艘に積、石炭方立会う長崎行
同	二	二	十七	久津具土場より下石一八〇樽黒津佐平太渡し

同	四	二	十九	久津具土場より中炭一五〇樽江口喜三郎渡
同	四	二	二十	久津具土場より中炭二二〇樽黒津佐太郎船渡
一八六四	元治	二	二十四	久津具土場より下炭二八五樽住ノ江善三郎船渡下炭一一〇樽黒津近蔵渡
同	一	三	二十	久津具土場より下炭一八〇樽黒津利右ェ門渡、上炭二〇〇樽鹿島御用船頭権兵衛渡
同	一	三	二十八	久津具土場より下炭一五〇樽焼米庄兵衛船、本庄町善七渡、中炭二五樽ふろ屋喜左ェ門渡
同	一	三	二十九	久津具土場より中炭六六樽黒津半助船積、材木町武ェ門渡、中炭一〇〇樽黒津忠蔵船材木町武ェ門渡
同	一	四	三	大副山石炭を北方往還下より船にて久津具へ下し方稗田麟蔵申請
一八六五	慶応	四	二十三	海軍方甲子丸に石炭積込久津具土場上炭八四〇樽
同	一	四	二十六	久津具土場より肥後行下炭一一〇樽積
同	一	五	十三	久津具土場より下炭一二〇樽鹿島船長三郎渡
同	一	五	十四	久津具土場より下炭八二〇樽肥後和合塩浜用石炭積出
同	一	五	十九	久津具土場より下炭三六〇樽天草行
同	一	五	二十	久津具土場より下炭三四〇樽黒津船にて炭出二十一日まで
同	一	五	二十八	久津具土場より上炭四八〇樽深通船八三郎、常三郎、猪之吉外佐嘉鋳立方に船四艘積
同	一	五	二十九	久津具土場より下炭五八〇樽船四艘にて塩浜出し外
同	一	五	三十	久津具土場より下炭二二〇樽船二艘にて鹿島行
同	一	六	十	久津具土場より下炭一五〇樽太吉船に積
同	一	六	二十八	久津具土場より中炭三八〇樽船二艘に積薩州行
同	一	七	一	久津具土場より下炭一〇〇樽黒津喜左ェ門行
同	一	七	十九	久津具土場より下炭二二〇樽佐嘉本庄町に積出
同	一	七	十九	久津具土場より下炭九〇樽黒津に積出
同	一	八	六	久津具土場より中炭四五〇樽肥後行積出
同	一	八	二十	久津具土場より中炭八〇樽久留米に積出

同	二	十八	二	久津具土場より上石二〇〇樽深通佐次郎船
				上石三六〇樽深通弥三郎船
				久津具土場より上石二五〇樽橋津船頭源六渡 } 長崎行
				久津具土場より下石九五樽黒津東七渡
同	二	二十八	二	久津具土場より上石三二〇樽天草船にて長崎行
同	二	四	二	久津具土場より上石二五樽公儀御目付船用
同	二	十	二	久津具土場より上石二五〇〇樽海軍方電流丸用
同	二	十七	二	久津具土場より切込石六〇樽佐嘉本庄町猪平衛渡
同	二	十五	二	久津具土場より上石五〇〇樽吉村定右ェ門渡
同	二	七	二	久津具土場より一〇万斤本藩御船方用
同	二	二十八	二	久津具土場より上炭四万斤肥後行
同	二	十三	二	炭の値段上炭百斤につき代銀七匁二分の所三匁三分値上になり代銀一〇匁五分替に定まる
同	七	二十一	二	久津具村の中荷にて土場より炭積方あり塩浜行
同	七	二十一	二	久津具土場より下石四二〇樽肥後船頭駒吉渡し
同	七	二十一	二	久津具土場より下石四二〇樽肥後船頭儀右ェ門渡
同	七	二十二	二	久津具土場より下石四三〇樽肥後船頭角次渡
同	七	三十	二	久津具土場より下石四二〇樽肥後船頭善之允渡
同	七	二十二	二	久津具土場より切込六〇樽黒津儀平渡
同	七	三十	二	久津具土場より下石一〇〇樽橋津船頭平次船渡し今津瓦屋行
同	七	三十	二	久津具土場より下石三三〇樽肥後明神丸船頭乙助渡
同	七	三十	二	炭山の冥加運土銀生炭一樽ニ付銀四分五厘但し仕繰石壱割を本元の内より相除
同	七	三十	二	候事焼炭一俵ニ付冥加銀一分づつ相達られ候
同	八	七	三	久津具土場より下石一三〇樽土場太吉船
同	八	七	三	久津具土場より下石八〇樽黒津佐平太船
同	八	七	三	久津具土場より下石一三〇樽黒津太七船

同	八	十一	二	久津具土場より下石一二〇樽黒津近蔵船
同	八	十二	二	久津具土場より下石一九〇樽黒津利右ェ門船
同	八	十二	二	久津具土場より下石一五〇樽黒津忠蔵渡
同	八	十二	二	久津具土場より下石一四〇樽黒津武右ェ門渡
同	八	十二	二	久津具土場より下石一八〇樽橋津船頭吉兵衛
同	八	十三	二	久津具土場より下石五七樽塩田船頭平三郎
同	八	十三	二	久津具土場より下石一六〇樽黒津善蔵
同	八	二十一	二	久津具土場より上石八〇〇樽上荷三国屋船、長崎行石炭方渡辺儀右ェ門渡
同	八	二十三	二	久津具土場より上石二二四〇樽石炭方役人渡辺千左ェ門渡
同	八	二十九	二	久津具土場より上石一五〇万斤この日より晦日にかけ「さつき丸」御船用として石炭方小副川辰助に渡
同	十	二十一	二	久津具土場より下石四二〇樽和合船頭善之允船渡
同	十	二十一	二	久津具土場より下石一二〇樽和合船、朝吉船肥後行
同	十	二十四	二	久津具土場より下石三〇〇樽大町権六渡
同	十	二十五	二	久津具土場より下石一〇九樽黒津左兵衛船
	十		二	久津具土場より下石八〇樽黒津左兵衛船
	十		二	久津具土場より下石一九〇樽橋津善太郎渡
	十		二	久津具土場より下石一八〇樽黒津佐平太船
一八六七 同	三	二十九	三	久津具土場より上石五〇〇樽佐嘉鋳立方行
同	三	二	三	久津具土場より下石一二〇〇樽肥後和合行
同	三	二	三	久津具土場より下石九〇樽黒津甚七
同	五	三	三	久津具土場より下石一一〇樽黒津利右ェ門

9 高野

「こうや」と呼称し、北部は多久境から南部は六角川まで、西は旧大崎村と、東は木ノ元・掛橋に隣接する地域で、旧国道沿いに集落が街村形態で密集、それより北部は次第に丘陵から山地へ高まり、南部は沖積平野で、全く低平な水田地帯となる。

旧道付近から西堤の北部まで芳ノ谷層がひろがり、牟田浦から駄飼場辺りまでがその上部に乗っている杵島層のもろい地層が見られ、志久峠への登り道辺りは佐里砂岩層と一〇度ばかり多久側へ地層が傾斜しているため次第に南から北へ若い地層になる。

大正七年高取鉱業株式会社は杵島一坑を本坑として、二坑、三坑と規模拡大を計るが、その本坑の坑口は高野寺の北西部にあり、車道が六角川の土場まで炭車をエンドレスで運び、その車道跡が残存。したがって道祖堤・牟田浦の牟田浦通りと呼ばれた南北に細長い谷間に炭鉱関係の集落が発達していた。

高野区に属する小字名

中峠・牟田・牟田浦・小原・道祖堤・西堤み・沖ノ田・熊副・林崎・柳原・市場・新ケ江・餅増・猫ノ江・六反田・高野

貞享四年（一六八七）改郷村帳に志久村の枝村として高野村が見える。

普明山高野寺　「邑誌」に

一普明山高野寺　志久村高野谷ニアリ　真言宗　武雄邑黒髪山西光密寺大智院末寺　本堂二間半方　茶堂



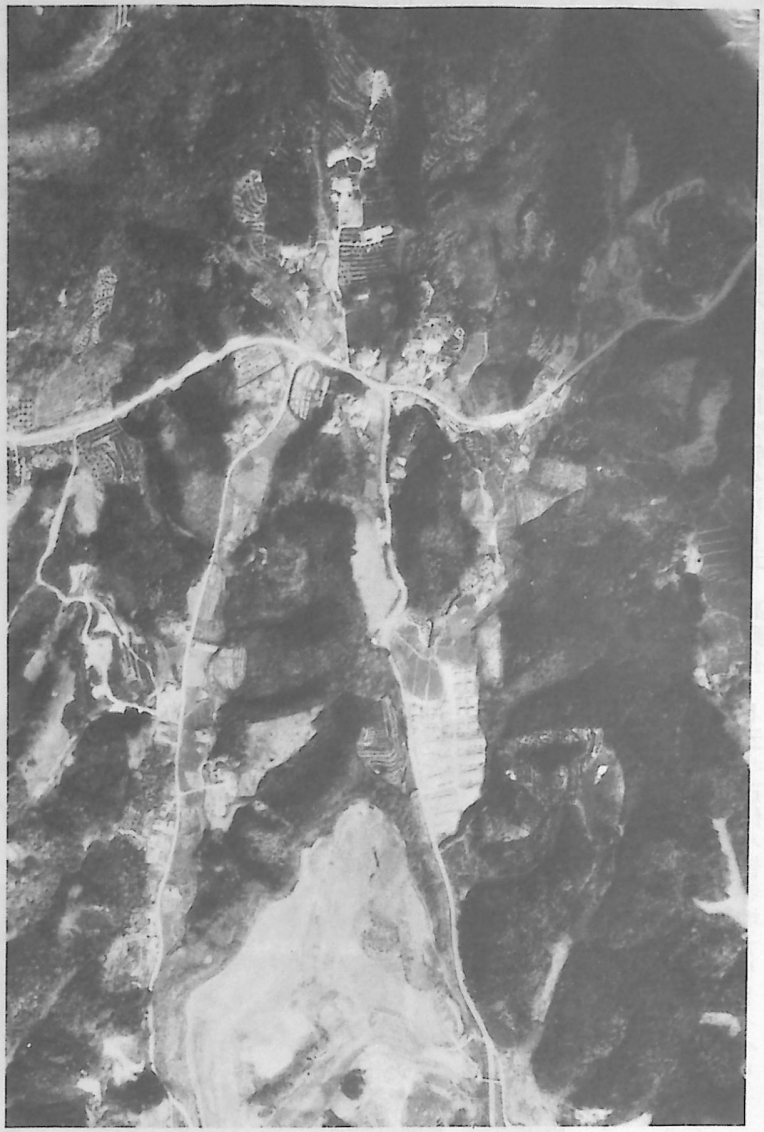

牟田浦　駄飼場　小原団地



高　　野　(昭和48年3月23日撮影)

方丈　厨下三間ニ六間ト四間ト

文政十一年十月二日焼失　再建ニテ如此旧ノ堂ハ二間半五間其外モ今ヨリ梁間広シ

本尊十一面観音　境内八畝十八歩半　税現米四斗内二斗六升一合八勺御供米免許地　安永八年依願献銀三段三畝十二歩税現米二石三斗九升ヲ無米地ニテ賜ル　弘法大師開闢ノ地　自作ノ石塔山上ニ在リ今奥院ト称ス　此傍竹林中止観石ト云アリ　大師ノ位牌ハナシ

境内逆修石塔多シ　空海所植ノ梅ト云古木アリ　山ニ尺南草樹多シ　建立ノ年ヨリ弘化二年マテ千百十一年ト云ヘリ

天叟府君（一代安順）母君芳岩夫人疾アルトキ夢ニ南ノ霊地ニ観世音ノ像ヲ安置アラバ愈ユベシト云　夢醒テ後探ルニ則此寺ナリ仍テ千手観音ヲ彫刻シ自ラ此寺ニ詣テ再建本尊安置シ旧来ノ本尊行基菩薩作薬師如来モ今ニ在リ　寺ノ西南ニ小飛泉高二三間ホド大師行ノトキ閼加（梵語ナリ水ト訳ス）トセラルト云

旧ハ今ノ寺ヨリ南谷ニアリ今ノ処ハ奥院ト云谷口ヲ綱ノ下ト云　古代ハ毎年正月廿一日注連縄ヲ張ル重罪ノ者モ此ノ注連縄内ニ走入レハ其罪ヲ免タリト云　高野谷　ト云ハ古代ハ皆寺地ナリトイヘリ



普明山高野寺

愚溪府君（二代茂辰）境内免許地ノ命アリ

開山弘法大師ニテ以来世代知レス後世ノ先住阿善・快安・了誠・堯泉・光舜・覚舜ノ位牌アリ

とあり、邑祖長信夫人芳岩妙春による観音像の安置、しゃくなげが繁茂していたことが見え、多久領主の尊信を記している。

高野寺年表

西暦	年	月	日	記事
一六九三	元禄　六	十	二	住職死去につき村役・庄屋・後住の僧を願出る
一六九七	十	二	十四	志久村高野に伊勢講碑建立を願出る
同	十	十二	十四	高野寺後住杉岳山弟子忍弐と申す僧に仰付らる
一七六七	明和　四	十	十六	高野寺住職病にて相果る
一七七七	安永　六	六	一	高野寺大渡村勇猛寺無住に付移転するよう通知される
一七八四	天明　四	六	四	高野寺無住ニ付有田郷竜泉寺弟子義欽坊を住職として仰付られる様壇徒申出る
一八二八	文政十一	十	三	高野寺焼失出火当時は無住で壇徒不行届として村役四名叱かられる
同	十一	十二	十	高野寺再建したく当秋より向う三年間年貢免除を願出る
一八三七	天保　八	十二	二十八	高野寺子年（文政十一年）焼失後三年前庫裡再建黒髪山の弟子金戒を看坊にしたいと願出る
一八四八	嘉永　一	六	十	高野寺で村竜大般若を行う
一八五二	五	六	七	高野寺は平素質素にして今般寺の本尊再建を願出、今般上京して本尊安置の場も相整ったので銀五〇〇疋拝領
同	五	十二	十	本尊観音京都に注文諸物価高値で六両の金不足壇徒勧行願出これを成就
一八五五	安政　二	八	十九	高野寺住僧大任和尚宮野村定林寺転任、後任大木村竜泉寺弟子心海僧に仰付られるよう願出

一八六一	文久 一	十	四
同	一	十	八
一八六二	二	十一	六

住僧心海病にて後住を願出大木村竜泉寺弟子堪然と申者三二才に仰付られる様願出
堪然僧高野寺僧心海の弟子であったので後住を仰付になる
中興開山覚舜法印二百回忌を十一月十四日に報恩法事相営みたいと一同より願出る



役場とその周辺

新ケ江

この新ケ江は新開と同意で、干拓地に多く見られる地名である。多分猫ノ江あたりの湿地が開拓されたことが命名されたものであろう。現町役場は昭和四十五年五月二十八日この地に、町公民館は二年前の同四十三年七月三十一日に同敷地内に完工して町政の管理中枢地となった。

稲主神社　「邑誌」に

一稲主大明神　束帯ノ神十一体装束ノ婦人神三体計十四体也何ノ神ナルヤ詳カナラズ

一説宇賀御魂命トモ云　又欽明天皇ノ御宇下向ノ官人此地ニテ卒去　ソノ徳ヲ仰キ神ニ祀ルトモ云　又浪人木元氏何レカ是ナリヤ　無実ニ死シ崇ヲナセシユヘ神ニ祭ルトモ云詳ナラズ

志久村ニ在リ　南面宝殿　三間方板葺　拝殿二間半ニ四間半草

葺　神門一基　社地二反三畝除地御供現米五斗　神主森氏下社家五戸アリ　祭九月十九日　弘化元年前ハ九日ナリ

社頭　愚溪府君（二代茂辰（しげとき））御再建也　昔浪士木元某此地ニ在リ　或時紅米俗トウボシト云ヲ盗ム者アリ　村長等十三人是ヲ督察シテ　ヲモヘラク此浪士何ノ生産モナケレバ必此人盗メルナラント　仍テ其児ヲ誘ヒ来テ汝何ノ飯ヲ食シヤト問ニ児答テ赤飯ヲ食セシト云遂ニ是ヲ拠トシテソノ父ヲ推詰ス　父云　米ナキユヘ茱萸（しゅゆ）ヲ採テ食セシムト陳スレトモ村長等固執シテ不解　仍テ憤激ニ堪ス　其ノ児ノ肚ヲ剖テ胃中ヲ見ルニ　茱萸粒々トシテ在リ　此事大ニ公裁アリテ　乙名等岩永氏ナルヲ始十三人誅ニ伏ス　今現ニ十三塚アリ

十三塚ト云者諸国ニアリ　筑前ニ七ケ所アリト云　筑前貝原先生ノ説ニ　古代人死シテ中陰ヨリ十三回忌ニテ十三度ノ法事アリ　ソノ度毎ニ塚ヲ築キ卒塔姿ヲ建タリシト云　此十三塚モ其類ナランカ　其遺跡ナリト云

正満寺前杉樹下ニ児ノ石肖像アリ　其後此児霊ヲ現シ崇ヲ為ス仍テ此祠ヲ建テ奉祀ト云

十三塚ノ北ニ要路木ト云処アリ　数十年前此所ヨリ石地蔵ヲ堀出セリ　中ニ古鏡一面アリ　蓋木元氏ノ家ナラント云リ

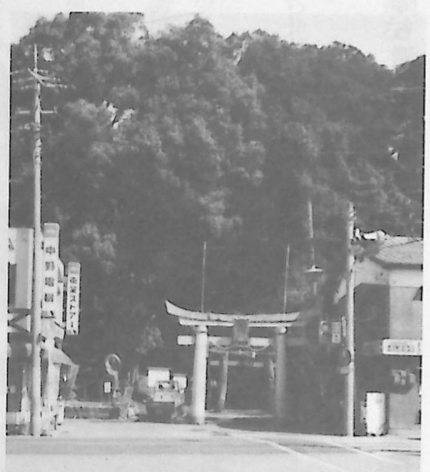

稲主社

とあり、要路木と木元石祠と十三塚の関連する伝説を記している。

稲主神社の神官であった森周造氏はその著『肥前国誌』に「邑誌」よりも更に具体的に

倉稲魂命木元夕路着公父子を合祀
米ナキ故ニ川蝦ぐみヲ採テ食セシメ
其児七人ノ肚ヲ剖テ
父モ亦屠腹シテ歿シヌ
稲穂朽テ実ラズ
領主大和守朝ニ請ヒ祠ヲ建木元公父子ノ霊ヲ倉稲魂命ニ
配シ稲主大明神ト称シ氏神ト崇メ災禍息ミ五穀豊穣其後穂
枯ノ憂ナシト云フ毎年挿秧ヨリ黄熟ニ至ルノ間遠近ヨリ来
リ禱ル者甚多シ　祠ノ南数百歩ノ処ニ墳墓アリ

と個条書にしたが、これ以外は「邑誌」の記事と同じ。

稲作に霊験あらたかな神社ということで、米どころ白石地方の農民の信仰があつく、九月一日の風災、同十九日の「くんち」には稲のみのりを祈るため参詣する者が多かった。

「御屋形日記」享保八年（一七二三）七月の条に

御下向上使日下部丹波守様今朝六ツ半比小田御茶屋何之御障も無之小田筋御通路相澄候西岡与四郎江原千

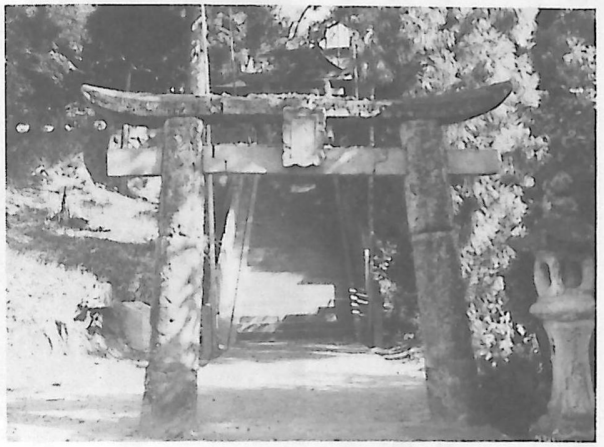

稲主神社二ノ鳥居（肥前鳥居）

右エ門南里時右エ門ゟ注進被仕候南目江ハ例之通代官霍田刑部左エ門被罷越御私領北方筋尖ニ御通被成候由注進被仕候尤稲主大明神江御参詣被成候由……

とあり。長崎へ向う幕府からの使者日下部（くさかべ）丹波守が小田から北方を通る時、稲主神社に参った。

同日記の安永八年（一七七九）七月十三日の記事に

今後殿様長崎御越今八ツ過比志久村稲主馬場御駕籠立場ニ少之間相立何之御滞茂無御座御発駕被遊人馬ホ何之滞茂無御座御通路相済申候此段御注進為可申上如此御座御以上

同年七月二十九日の条には

南目五ケ村ゟ穂枯ニ付枯留り候様稲主社江三十三番之童子相撲之願相掛度相願御当役御聞届被差免候

稲主神社年表

西暦	年	月	日	記事
一七七八	安永 七	七	三十	南目五ヶ村田穂枯、枯留る様稲主社へ童相撲三三番立願出る
一八二二	文政 五	八	十五	稲主社の宝殿破損ニ付建立方を再度願出る
一八二三	六	六	十五	稲主社の造営願遷宮一年間免される
一八二六	九	五	一	稲主社再建の為今日朔日神殿の遷宮をしたいと社人森靱負願出
一八三四	天保 五	四	十九	稲主社にて五穀成就祈願昨秋田虫入麦作不出来、春起崩の田もあり
一八四〇	天保十一	三	十七	雨乞願成就稲主社にて狂言浮立、平假名盛衰記、いもせ山
	十一	四	二十三	稲主社に於て五穀成就浮立願成就を行う
一八四四	十五	三	二十七	稲主社の屋根葺替方終る
一八四五	弘化 二	十	十五	稲主社の屋根葺替、だいやみ酒西に三升東に二升
			七	南目五ヵ村の氏神稲主社下宮を再建願出。稲主社馬場は殿の休所として馬場を免している。下宮荒損で用をなさず、周り七尺の楠横犬丸園の畑一畝五歩に下

一八四六		三	三	十六	宮建立差免さる
		三	七	四	稲主社宝殿石段が成就
一八五二	嘉永	五	九	九	稲主社の中石段が完成
一八六一	文久	一	十一	十九	稲主社の地引に家別夫を一人づつ出す
一八六四	元治	一	八	十四	稲主社神事七囃し浮立を多久の御茶屋で行い金子三疋拝領
				十九	宮司に森河内の忰勝之助に仰付られる
					稲主馬場にあった五尺廻りの梨根元から倒れ住還の交通に支障となる

高　野

「こうや」の由来を山口県光市の高野では弘法大師来遊の時山の形が高野山に似ているのでつけられたとか、広島県の吉田町高野は弘法大師滞在の時、地蔵堂を作られたと伝えられ其所を大師屋敷という。と弘法伝説に因るという。しかし、東北日本には「興屋」・「幸屋」があり、荒野・郷屋・神野・幸谷など「コーヤ」と呼ぶ地名が見られ、開墾地であった所が多い、考えてみると歴史は開拓の歴史でもあるから、その時代、時代に名づけられた地名がある。墾（はり）―治―針―尾張や近世の新開―新涯―新ケ江のように特色を持つ、高野は戦国時代以後の開拓地地名といわれる。

高野が果して開拓地名であると断定する資料に乏しいが、高野池は江戸期の絵図には「宮田ノ堤」と記入される。この宮田とは稲主神社の田地のことで、堤の南の田を「供日田」という地名が残っており、稲主神社の宮田であった。

牟　田　浦

杵島炭鉱の盛況時には牟田浦通りは炭住街としてにぎわっていたが、閉山と共に淋しい谷間にかえった。鉱山集落の特色が線香花火式というが、パッと盛えてパッと消えゆく。

西堤の北へ延びる谷頭が「牟田」で、絵図には観音堂の記号、「たぬき谷」の記入、「古屋しき」が書かれており、集落があったことを示す。山口家の庄屋文書の中に

西堤頭牟田と申所に持来の
元右之場所荒所にて打開候半之田（下方虫喰）
御見分前々ニ而誰右之場所開方仕
御上より何れの仕法とも可被成下御奉
ニ而右人者先祖元志久村ノ内タ路
両家罷在候処右之場所引移牟田
屋敷と申所有之候由右者段々
……と
天保七年申九月御達覚にある。

下方が虫食のため完全には読めないが、ここに牟田屋敷があった。ことがわかる。

牟田地名の所は湿地で、追分の菰牟田・湯牟田→弓田など同様の地形だった。そこが溜池の拡張のためか、移転した。そこを牟田浦という。と地元に伝えられている。牟田の集落は北方町内における消失

集落の一つである。

三　坑

「さんこう」とは第三坑の意ではなく、坑口が三つあったので名付けられたという。

小字名の林崎と沖ノ田の間にある丘陵を「熊副」というが、絵図には「熊副山」と記入される。現在西側に高野住宅団地が建った。ここも芳ノ谷層が露出し北部に一〇度傾いており、この地層に挟在する石炭を採掘していた。熊副山年表でみる通りで、天保八年（一八三七）に石炭悪水路のことが記されるようにこの時すでに採掘されていたことを物語る。



熊副山跡

熊副山年表

西暦	年	月	日	記事
一七九八	寛政 十	六	一	熊副山に新に天神一社を葉山内に作り二畝の除地として聖恩寺懸宮とする
同	十	六	二十四	新天神社開眼式を大聖寺より報告
同	十二	二	五	焼米新堤築立のため引移りの家数二二軒の内一五軒は仮移転をゆうろぎと熊副に終る

一八三七	天保	八	六	八	熊副山石炭悪水路沖ノ田、猫ノ江迄の補米一石七斗八合一夕三札一二人分石炭山の費地四斗三分山請より支払う
一八四四		十五	六	六	熊副山での炭山仕立に村内差支を申上げる。一、呑水に困る。一、植田七割に支障。一、悪水で生活に因る。代官外勝手方役熊副石炭山見分。
同		十五	七	二十七	須古より熊副山炭掘方を願出、志久百姓に下問志久西分百姓これを断わる。
同			七	三十	熊副石炭山開発差留めを願出
一八四七	弘化	四	三	十一	熊副山石炭見分を役々一二人で行う。
同		四	三	十八	熊副山の石炭開発の為に飲料水、田作水等の影響調査を行う。
一八四八	嘉永	一	五	二十四	熊副石炭山の見分を役々一四人で行い、大崎八幡社迄中食を持出す
同		一	八	二十四	熊副山石炭御仕組の為に検分あり
一八五九	安政	六	十二	二十九	熊副山石炭請元十蔵が石炭旅出願出この月より明年九月まで一〇万樽の旅出を願う
一八六三	文久	三	一	二	熊副山の東立坑炭一〇樽綱太郎へ渡したと報告あり
同		三	一	十二	熊副山石炭掘尽高野山の炭立場に新坑口を開くため御産物方、役々見分
同		三	一	十三	熊副山石炭層を御勝手方及び御産物方の役々見分
同		三	三	十六	熊副山の石炭請元山犬原十蔵出炭届に間違を起し科銀を課される。
同		三	四	二十三	熊副山の内西堤下の石炭は掘方を打延になり残り新村請分より掘方を始める。
一八六四	元治	一	三	二十一	熊副山の悪水路さらへ方夫丸四〇人で行う。
同		一	四	七	熊副山より水町の坪に汐土井捨石を夫丸六〇人にて行う。
一八六五	慶応	一	六	二十九	熊副石炭山恵助麟三引請経営
同		一	八	十七	熊副山より下炭一五〇樽を福母村瓦屋に出す。

牟田浦通

通称牟田浦通と呼ばれる所は、小字名の「道祖堤」と「林崎」を併わせた谷間で、北部の牟田浦に続

くところから牟田浦通と呼ぶようになり、杵島炭坑の最盛期には高野区で人口の集中した所であった。

道祖（さや）とは塞（さえ）ともいうので幸・才・鞘などの字が当てられる。

ヨミノクニにイザナミノミコトを訪ねたイザナギノミコトが逃げ帰られたとき、追ってきたヨモツシコメを塞るため、杖を投げられた。その杖から生れたという神を道祖神という。病気や害虫が侵入するのを塞るため、村の入口、道路の交差点、峠などに祀ったために道の神・岐（ふなど）の神ともいう。道祖神がよく陰陽石をかたどったものがあるのは他から入ってくる魔障を境でさえぎるためで、虫送りも道祖神の場所で送られた。江戸期における志久村の地名を調べてみると、「さや」ノ辺田、「さや」免、「さや」ノ元、「さや」堤とあるので、さやと呼称していたことや道祖神の敷地が免祖地であったことがわかる。

横枕

現在の小字名では林崎とそれに南接するのは市場で、横枕地名は消滅している。天保十五年（一八四四）志久村田帳には記載されている。弘化三年（一八四六）二月二十九日の御屋形日記の記事に

我々掛り志久村林崎坪往還副水道相立居候処当春往還道作ニ付水道相立居候所迄かき広メに相成申候……

とあり、横枕は往還沿いに位置していたことがわかる。林崎の南に当る所であった。椛島にも同地名があり、武雄盆地にも所在する。「横枕」については椛島区のところで説くことにした。

沖ノ田

三坑のところに「沖ノ田」地名がある。これは海岸の干拓地によくみられる。沖は奥と同根で古くは奥をさす語であった。ここは後者の意だろうか。

駄飼場

古記録に駄かひ場、駄飼場屋敷、駄飼場と見え、嘉永七年（一八五四）志久村図に駄飼場と記入される。寛政十一年（一七九九）志久村巡見田畑山帳の山方に

御手水（おちょうず）洗、馬あらひ

同畠方に

駄飼場・駄飼場屋敷・馬洗・丸尾

などの地名があり、嘉永七年志久村図には

達ちゅう谷・中峠谷・柳谷・かなめの谷・牛ころし谷が記入される。元禄図に丑小路谷とある。

南目御山境絵図（年号記入なし）には

志久峠・落水（おちょうず）谷・小原・牛殺堤・柳谷・仏坊・中峠山・花見松・大平山などが、駄飼場の周辺に記入されている。また、私称地名として「さやんかみ」・かくれ谷・御立目・ひわ石・矢島などがある。

駄飼場から志久峠に登る東側に六丁（メートル）ばかりの滝がかかり、信者が滝にうたれる浴場が設けられており、道祖神滝ともいう。

杵島の郡家や当時の官道について

武雄市史（上巻）七田忠志執筆の古代では、森周造著『肥前国誌』の中の杵島庁趾を引用して、郡家

の所在地は北方から追分の一帯であるとしぼり、官道も郡家の付近であったろうと推定される。

多久から杵島平地に出る道は

一　馬神峠――馬神――北方

一　岡――志久峠――駄飼場――二坑

の二つがある。

「杵島炭坑の北数丁ニアリ館中ト呼ビ軍馬ヲ飼養セシ趾ヲ駄飼場ト云ヒ、物見台ノ趾ヲ御立目ト云フ。其附近ヲ御手水・馬洗等ノ地名ヲ存す。未ダ其事実ヲ詳カニセズ。サレド父老伝テ杵島官舎ノ趾ナリト云フ」と『肥前国誌』に記されている一帯は牧・駅・郡家などを推定する場合の最適の候補地ではないかと思われる。右の地域を含んで高野―追分一帯のこまかな地名を採集分析する必要が痛感される。として「駄飼場」を重視された。

志久峠

多久盆地と北方町との自然的境界は第三紀層砂岩からなる丘陵で境され、

白仁田峠		一八〇メートル
馬神峠		一四〇メートル
志久峠		一四〇メートル
大峠		二〇〇メートル

の四峠があり　志久峠では度々の合戦記録が見える。「水江事略」から抜粋すると、

元亀二年（一五七一）辛未十一月二十四日

後藤貴明ノ兵多久ニ寄来ルノ聞ヘアリ。城下ノ諸士各物見シテ西ノ口別府殿田ニ出張ス

志久村ノ住人岩永巌四郎、後ニ徳永八郎左エ門ト改ム。後藤勢ノ案内者トシテ高尾カ平ニ登リ、多久勢ノ出ルヲ見テ間道ヨリ岡川ニ下リ林蔭ヨリ鳥銃ヲ発シ西岡神左エ門丹後カ弟ヲ打ツ。多久ノ勇士北村掃部大弓ヲ以テ岩永ヲ駆フ。岩永終ニ西岡ガ首ヲ捕ル事ヲ得スシテ河ヲ渡リ、高尾カ平ヲ越テ志久ニ帰ル。其比北村ハ岩永ヲ伐ント志シ岩永又北村ヲ心懸不敵ノ両士互に白眼合フテ居ケルカ或時両人志久峠ニテ出合互ニ其武辺ヲ称美シ具足ヲ脱テ取替ハシ是ヲ着シ透間アラハ討取シト志シケレ共互ニ手ヲ出スヘキ詮ナク高笑ヒシテ別レシトナリ。其具足今猶家ニ伝フト云。

天正元年癸酉（一五七三）正月元日

後藤カ兵志久村ニ来ル。多久勢伍ヲ列ネ岡ニ屯ス。公ノ臣野田与七郎物見トシテ志久峠ニ到リハシタナク岩永ニ行逢接戦ス。野田ハ未若兵ナリ敵ハ聞ユル武力者。終ニ是カ為ニ討タル。岩永其首ヲ捕テ高尾か平ニ来リ、多久勢ニ向テ我今一ツ首ヲ得タリ、我ニ在テ用ナシ返シ進スト喚ハツテ山上ヨリ是ヲ投下タス。味方ノ先勢大ニ怒テ是ヲ追フ。岩永足早ニ志久ニ退ク。其後両軍相持シ戦ハスシテ帰ル。

天正三年（一五七五）十二月十三日

後藤勢志久村ニ寄来ル。我公又兵ヲ出シテ御合戦アリ。時ニ家臣篠川忠尊、貴明ノ士不動寺半助ト鎗ヲ合セ、忠尊光半助ニ鎗付タリ。半助又忠尊ヲ突。岩永八郎左エ門駈来リ、能仕タリ。忠尊ト言葉ヲ懸直ニ半助カ首ヲ取ル。後藤勢利アラズシテ引退ク。我公勝軍ノ様ヲ隆公ニ御注進有之首級ヲ贈ラル。

「藤山考略」は

天文十四年（一五四五）正月

竜造寺家兼すでにして鶴田波多の鋒を凌く、赦宥の命を加へ、長駆して藤津に至り、十六日有馬晴純之を迎へ撃つ。後藤純明平井経則有馬を救う。竜造寺右京亮胤直之と接戦し命を落す。西軍競い進む。佐嘉衆敗れて謀をめぐらす。佐留志の前田志摩守畠永左近大夫先途を遮り、十八日志久峠にて挑み戦う。家兼戦い疲れ殆んど危し。於保備前入道健功竜造寺新五郎胤明しんがりとなり、敵と屢々遇い力戦して死す。竜軍遂に敗績して佐嘉城に帰る。

木下良氏は『古代日本の交通路』に

駅馬五疋を置く杵島駅は、杵島郡名を冠しているので、郡家の所在する杵島郷に置かれたものと考えられてきたが、これらの所在については諸説があって確定されない。

と述べて次の諸説をあげ

一　武雄市史は北方、追分付近

二　高橋誠一氏は馬神峠越の道路沿いに、車田・水曮・馬場副などの小字名のあることを挙げる。

三　松尾禎作氏は橘町鳴瀬・片白の一帯に郡家・軍団・駅家の所在を想定。橘町大日の印鑰社の存在から

四　鏡山猛氏は神籠石の存在も、古代交通路と無関係ではないので、橘町を南北に通る近世初期までの長崎街道は古道を踏襲したものと考える。

五　木下良氏は郡家については玉島古墳や印鑰社の存在から橘町・駅家については渡河と峠から考え

て北方と考えたい。

と北方をとっている。そして論考を続け

一　肥前における駅家は、渡河点では大宰府に近い側に置かれることが多い。

二　前駅からの行程は約一三キロメートル

三　風土記から延喜式に至る間に駅路の改変と駅家の整理があったと考えるので杵島駅も位置を移したと考えられないでもない。

四　北方から次駅想定地まで約一九キロメートルになり、前駅までの駅間距離に比して長いからである。

五　橘町地区には片白の馬場以外には駅家に関する地名は認められない。ここでは若干の駅間距離の不均等はやむをえないとして、駅家の移動は行なわれなかったとしておきたい。

と述べ、杵島駅想定地付近の地図に、北方―鳴瀬コースを久津具を通り渡河して鳴瀬へ官道を想定し、馬神から鳴瀬への最短コースをとっている。ここで問題になるのは、古代官道が現在の高速自動車道のように直線的に最短コースをとっていることからみれば、前駅の高来駅（多久に比定される）の所在を、別府・山崎・長尾のいずれをとるにしても、塩田駅との間の杵島駅は岡―志久峠―二坑―新橋付近渡河―医王寺―一〇二キロメートルの鞍部を越え片白に出る道が適合するのではあるまいか。木下氏はこのコースも考慮されたのか想定図に点線で記入されている。

西暦	年	月	日	記事
一七三九	元文 五	十一	二十	猫江井樋の元に鯨様の大魚入来る。沖で漁猟中発見牛津より漁船四、福母より一、馬田より一隻で追ってきた事、漁船と此方との出入等があった事。
一八〇一	寛政十三	一	三十	志久村仏坊山に猪多く出て駄飼場村の麦畑を食荒し難渋ニ付村狩方を願出御猟方立会の上差免される。
一八二三	文政 六	二	十二	志久浦田堤頭松伐跡六町二反西堤頭松伐跡一一町一反右稼野に相成、一反に付米五合宛成目懸となる。
一八二六	九	二	二十四	遊行上人昨二十三日北方筋稲主馬場の茶屋にて小休
一八三四	天保 五	六	一	志久村に日雇に来ていた片白村の関十と申者駄飼場村で筍盗取り新橋で売り科まる。
同	五	十	二	志久村西堤東井樋掘替作業始まる。
一八三五	六	一	二十二	牟田浦堤普請を始める。
同	六	五	三十	志久村百姓騒動取調べの役人三名御救米割方間違にて用捨となる。
同	六	七	二十二	志久村の社人一人士分一人庄屋一人御救米の取扱いに不正あり用捨となり志久村所払
一八三六	七	三	十	志久村牛殺し堤の底井樋部替内法り五寸に長さ六間半
同	七	八	二十	極難者調志久村七七人三十日間一日一人赤米一合づつ拝領の事
一八三七	八	三	二	南目の堀溝の調査報告、志久村、沖ノ田―柏塚長三九〇間巾一間八合、猫ノ江立堀長一八〇間横四間、猫ノ江落溝桝井樋まで長八〇間、横二間、猫ノ江横堀長七八間、巾三間半
同	十一	二	二十九	志久村宮田堤尺八一間半物を取替
一八四七	弘化 四	三	十三	志久村横枕水道のさらえ方を整える。
一八四八	嘉永 一	九	十一	志久峠の道作り方に医玉寺、志久、焼米三ヵ村の家別夫丸で行う。

一八五〇	三	二	四	志久村牛殺堤烏川内堤の尺八樋管の取替をし七ツ半時に牛殺堤の底樋堤塘完成
一八五一	四	九	三十	西堤底井樋普請で十月五日西袋村の清吉足場崩れの為に怪我養生料一貫文拝領
一八五六	安政 三	六	三	駄飼場村の卯平次と申者高橋にて水車購入代銭二三一匁
同	三	十二	八	宮田堤と志久大堤で御代打あり鴨二一羽を獲る。
一八五八	五	一	八	志久村三反田の汐井樋修理
一八六〇	万延 一	五	十五	佐嘉藩鉄鉋購入急務のため熊副山石炭を購入したいので多久私領も協力せよと達
同	一	五	二十一	藩の器械御備方役熊副山の石炭の貯炭分を入札して長崎に売出す
同	一	六	八	志久村の石炭山の悪水流しに井樋部分
一八六一	文久 一	三	十五	志久村と大崎村の汐土居筋に櫨木の栽植
一八六二	一	一	八	志久峠道の道作り
同	二	十一	十二	西堤と烏川内堤に鴨が渡ったと注進
同	二	十二	九	多久より志久峠越にて医王寺山の御狩あり
一八六三	三	一	四	西堤に鴨渡り森野丈蔵が御代打を命ぜられて真鴨打取る。
同	三	十一	十六	志久村が梶峯神社祭礼に鳴物を供えなければならないが大凶作で村筈揃わず志久村石炭費地補金の内一〇両を借受けたいと庄屋願出る
一八六四	文久 四	一	十九	牛殺堤の内堀普請志久村人別夫丸この日二六人二十日四〇人きて普請
同	四	一	二十一	宮田堤の尺八井樋取替普請
同	四	三	十六	三反田井樋下しをする長さ九間半内法四尺五寸深さ四尺諸手間四〇八工今日迄の夫丸五四〇人
一八六四	元治 九	六	十七	志久峠の道普請夫丸は医王寺村一五人志久村より二〇人

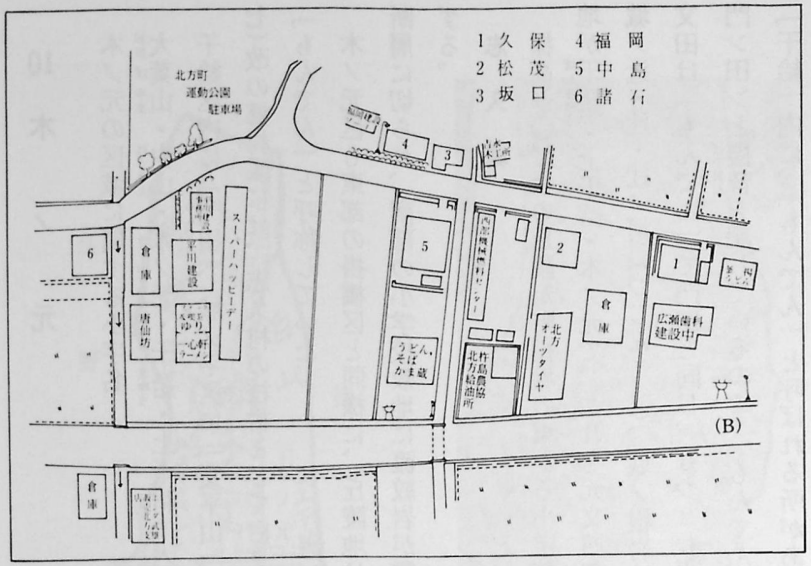

旧国道線街路図



古絵図

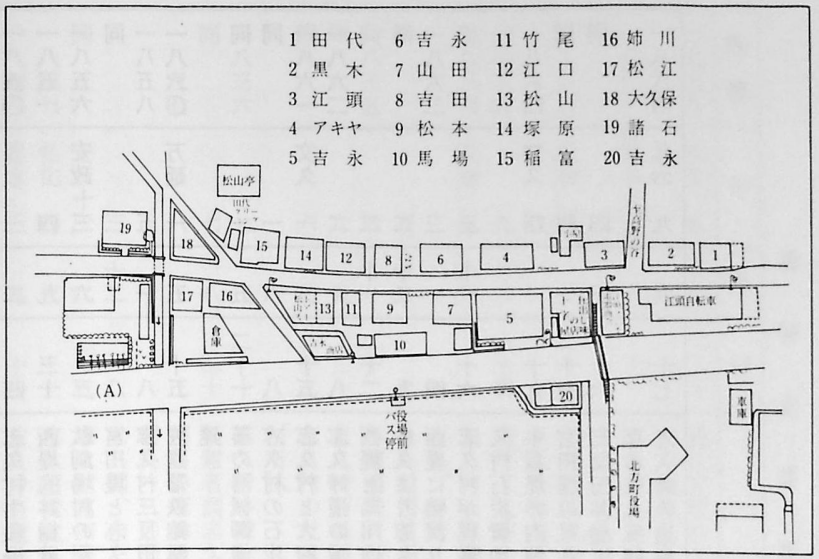

稲主馬場街路図

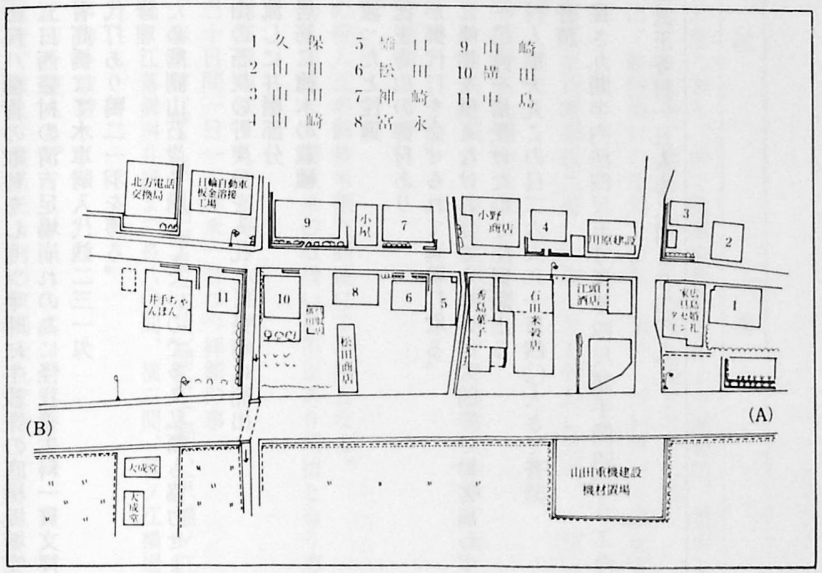

旧国道線街路図（昭和58年作成）

10 木ノ元

木ノ元の区域に属する小字名
大葉山・白山・木ノ元・干給・上干給・天神免・勘町・城ノ平・広田・水町

干給区内に「門田」、城ノ平区に「文平山」、「辺田」「和田」の私称地名があるが、貞享四年（一六八七）改の郷村帳には、志久村の枝村として白ク山ン村・和田村・門ン田ン村が記されていて、「はくさん」、「もんでん」と呼称していた。

木ノ元区も東部の掛橋区と同様に、丘陵地は第三紀の芳ノ谷層からなり、門田付近を東西に走る大町断層に切られ、南部の小学校敷地に流紋岩が露出。これも掛橋区の南部、鉄道側の小丘の流紋岩と相通ずる。

志久城

標高一〇〇メートル余の丘陵が町役場の東から小学校の校地に延びる一帯を、小字名城ノ平という。その隣接地が干給・上干給・木ノ元で、これを元文四年（一七三九）田畑帳にある微細地名を拾うと、城ノ平・城ノ辻・辻・辻ノ河（つじんこう）、城ノ根岩崎・下本し久・上本し久・木ノ本・門田などの地名があり、文田は「もんでん」で門田と同じ、もっとも門田を「かどだ」とも読むが、郷村帳志久村の枝村として門ン田ンと撥音を記しているので、「もんでん」と呼んでいたこと、現在でも城ノ平の東部、小字名では「干給」内に、「もんでん」と呼ばれる所がある。

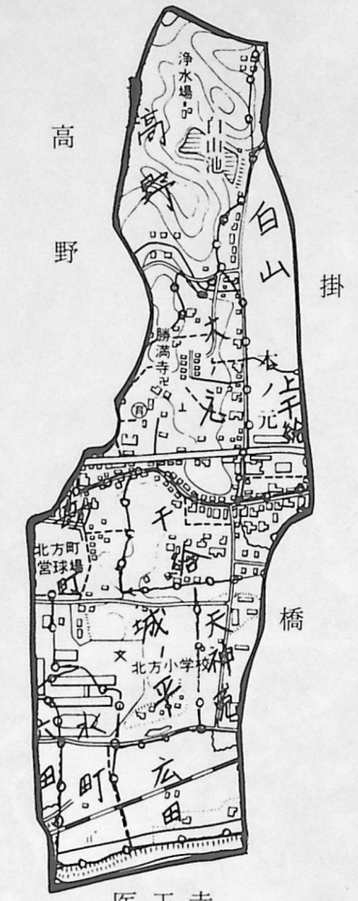



古絵図



木　ノ　元　（昭和48年３月23日撮影）

辻は丘陵上の畑地を辻畑（つじばたけ）と呼ぶので城ノ平のうち、辻河（つじんこう）ここには深井戸があって、木ノ元地区最良の飲料水であった。

樋渡栄作氏は昭和二年作の北方村歌に

「世は暗黒の戦国時、豪族加々良上野が城をかまへし豪壮も、あとかたもなくなりはてゝ、残るは礎石二つ三つ、これぞ淋しき志久城趾」にあり、現在はこの礎石も見当らない。

北方村志久城主加々良上野介重兼

これを武雄家中系図でみると

一　唐津加唐島を領有していたので加々良を氏としたこと。

一　大永年中（一五二一―二七）弟の隠岐守と共に塚崎にきて後藤純明に仕えた。

一　後藤純明より焼米・福母を与えられ、須古の平井経治の押えとして、福母村を拠点とした。

一　武雄へ出仕の時遊息所として甘久村に屋敷をいただいた。今に加々良屋敷と伝える。墓所もここにある。

一　後年隆信公に従属、其後鍋島家に仕え子孫佐嘉有。

と記され、「天正弐年隆信公御長男政家公御一家幕下衆知行附」には、知行が五拾町とある。室町時代後藤の勢力は牛津川以西にまで及ぶが、その拠点の一つが志久城であった。そこで城にかかわる地名が生まれ、今日まで生き続けてきた。

門　田

屋敷の前にある田で、門天・門出とも書き、前田と同意。古くから呼称されたもので、奈良時代中期、

天平十五年大伴家持の歌に、

「妹家之門田乎見跡打出来之情毛知久照月夜鴨」（萬葉集巻八、一五九六）

に門田が見える。中世の幕府の政務をとる機関を「政所」というが、荘園の管理事務所や大きな社寺などの事務全般を取扱うところも「まんどころ」・「まどころ」と呼んでいる。その政所の所在地名を調査研究した染矢多喜夫氏によれば大分県内に次のような地名があることがわかった。

真所・間所・屋敷・前田・堀ノ内・土居・石垣・竹ノ内・宮園・門田・門天・門出・前畑

門田には土豪的な勢力者が居住した所と推考される。

干　給

「ほしきゆう」の由来は何だろうか、「本し久」、「本し給」とも書かれる。武雄盆地の花島にあったことが「小鹿島文書」にあり、次のような記事を見る。

長嶋荘花嶋村事

一、うきた　本司給三反　門佃四反四丈

とあり、「本司給」や「門佃」が見え、また、

十七ノ一反、門佃、廿七ノ七反、国平まへた、三隈里、庄用一丈中、五段、ほん志きう

の中に「本志きう」とあり、木ノ元の「干給」は「本司給」の転化したものと考えられる。本司とは、荘園領主が任じた現地の管理者で、荘園の管理・年貢の徴収や治安維持にあたり、得分として給田をもった。だから、その給田一帯をさして「本し給」と呼ぶ地名になったのではなかろうか。

木　ノ　元

木ノ元区の中の小字名「木ノ元」は「城ノ平」の北部で干給とも隣接する。城や柵を「き」とも訓読するので、本来「城のもと」であったのか、そのように考えると城ノ平と呼ばれる城のふもとの意に解される。城を「き」とよむのは万葉集巻第二〇の四三三一に

……しらぬい筑紫の国は敵守る抑への城そと……

と「き」、と呼び現在でも小城町を「おぎ」という。これからみると、加々良氏が居城する以前から、要害の地として城の役目を持っていたとも考えられる。いずれにしてもこの城ノ平を中心に周辺の地名が中世の木ノ元の様子をかすかに物語ってくれる。

白山権現

「邑誌」に

加賀ノ白山ノ神ヲ祀　白山姫命　相殿不詳志久村白山に在リ妙見山ト云　石祠ノミ也　社地稲主神主森氏受畦ノ内　祭十一月九日社職森氏兼帯

このために「ハクサン」と呼ぶ小字名がつけられた。



昭和28年ごろの木ノ元商店街（馬場貞市氏提供）

現在の地図にはここの池を「白山池」と記入するが、江戸期の絵図には「ぞんめき」と書かれ、「邑誌」には増名気堤とある。地元では「そんめっき」という。

これを元文四年志久村畑帳（畠方）には「そうめ紀」。同年志久村田帳（田方）に「どうめき」と書かれている。

寛政十一年志久村巡見田畑山帳（田方）には「とうめき」、同畠方には「とうめき」、同山方には「そうめき」、同新請山帳には「そんめき」と記される。

このことは「どうめき」といわれる地区に田地のところは「とうめき」畠地のところは「とうめき」山方のところに「そうめき」新請山のところは「そんめき」と変化をつけて混同をさけたものだろう。例を挙げると、「めようが谷」と呼ばる地区に村の境があって、一つは蓑荷谷、隣村の所は冥加谷と字をかえて小字名の区別をしている。

「どうめき」は道目木、百目鬼などの字を当て「とどめき」などと同じく川の音の高い所につけられている。注目すべきはその川沿いの道路が古くからの交通路であって、通行者は必ずその水音を耳にしたはずで、「どうめき」といわれる地域がすぐわかる。地名発生の起原で、類似地名に「とどろき」などがある。

天神免

「邑誌」に

志久村天神　菅公・夫人・世子三神。田村天神山ニ在　石祠拝殿九尺二間草葺　社地稲主神社受山内　祭十一月廿五日　社職稲主神主森氏兼帯

とある。

天神免「てーじんめー」と呼んでいるが、天神社敷地の免租のことで、志久村に薬師免、観音免の地名がある。

勝満寺

「邑誌」に

一光野山勝満寺　志久村ニアリ　一向宗多久町顕證寺末寺　本堂三間ニ五間　茶堂方丈厨下二間八間　境内二畝十歩　年貢地　寛永中ニ建　開山祐珍以来退転無ク相続ス

とある。次に「御屋形日記」より抜き書きすれば、

（一七四〇）元文五年十二月七日の条に
勝満寺隠居万福寺弟子白翁後住仰付
（一七五六）宝暦六年十二月二十六日
志久村勝満寺無住ニ付浜の弟子浄覚と申僧を看坊に相当ると本寺顕証寺より願出
（一七五七）同七年二月十一日



光野山勝満寺

勝満寺の先住には母子両人有、先住の実子は武雄の宝林寺にて修業中なり、依って勝満寺の看坊は手明僧にて相勤め顕証寺兼帯とする願改て出す

（一七九九）寛政十一年七月二十日

勝満寺住僧行方不明となり顕証寺より相応の僧を相付けるまで顕証寺の懸寺とする

（一八四六）弘化三年四月十二日

正満寺の説法予定を代官所に届出ず延期させられ、十三日何事によらず人の集合は届出よと命じられる。

同　同年四月十五日

正満寺の説教は昼間だけ差免され開催日は十七日迄となる

木ノ元神社の祇園

「邑誌」に

正満寺前杉樹下ニ児ノ石肖像アリ其後此児靈ヲ現シ崇ヲ為ス仍テ此祠ヲ建テ奉祀ト云

と稲主神社の由来について記述してあり、その中に浪士の木元某がわが子の腹をさき、「とうぼし」という赤米を食べていない事をしらべ、ぬれぎぬを晴らした。その後崇（たたり）があるので石祠を建てまつる。と「木ノ元さん」の由来を記す。筆者大正時代に木ノ元区に居住していた関係で、木ノ元さんのぎおんを営んでいた。

八月のお盆も過ぎると、上級生の命で組をつくり、永源寺・勝満寺・高野寺墓地にかけこみ新仏さんの墓にあげられた灯籠（とうろう）を貰ってくることであった。また一方では、炭抗の坑木置場には針金の切り端が

落ちていたので拾いに行き、それをS字状に曲げる作業をした。また、組々に別れて、戸別訪問して、「木ノ元さんのぎおんぢゃあけんお茶豆灯籠銭（ちゃまめとうろうせん）ばおくんさい」と口上を述べ、もらってきた。八月十八日は朝から石祠を清掃し、ささ竹を切ってきて石祠の横に屯所をこさへ、四方の大木から縄を木ノ元さんまで張り、S字の針金をかけ灯籠を吊る。子供会長の家庭で豆を煮てもらい準備整ったところで、祭壇にすいか・うり・とうもろこし・なし等を供え、夕刻、手分けして「木ノ元さんのぎおんに詣ってくんさい」と触れ廻る。すっかり暗くなってから父兄達が参詣、係りの子供達がお茶をくみ、煮あずきを参詣者の手のひらに盛っていた。灯籠には火がともり、一、二年の下級生達は、じゃまになるというので、ささ竹で囲んだ屯所に入れられた。それでも灯籠の明りをながめ、父兄達の詣でる声をききながら、木ノ元さんのぎおんを味ったものだった。



木ノ元社石祠

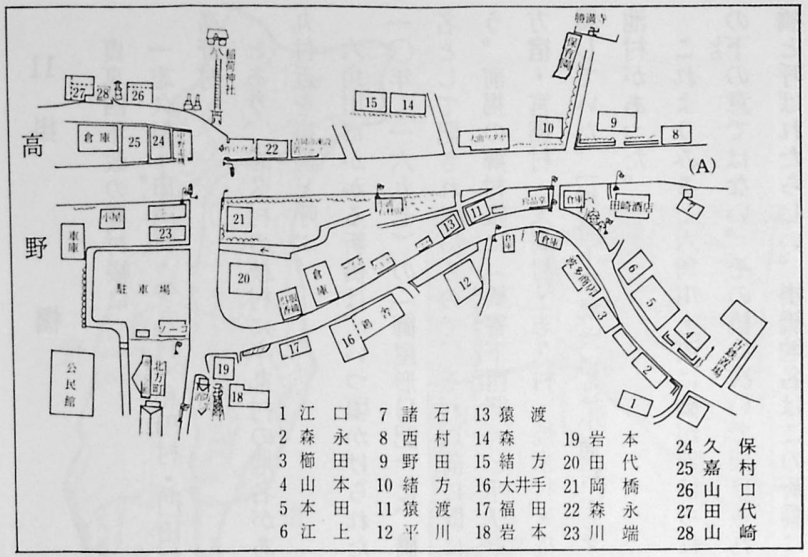

木ノ元街路図



木ノ元中心部 (昭和59年9月撮影)

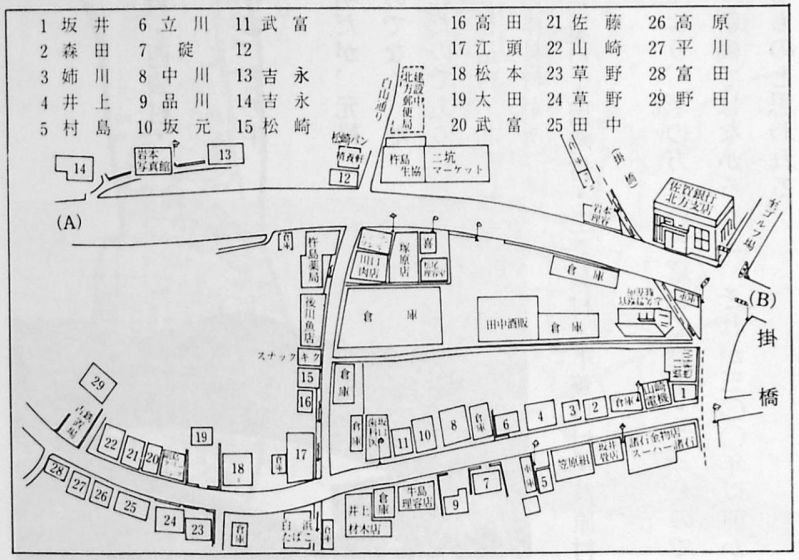

二坂街路図

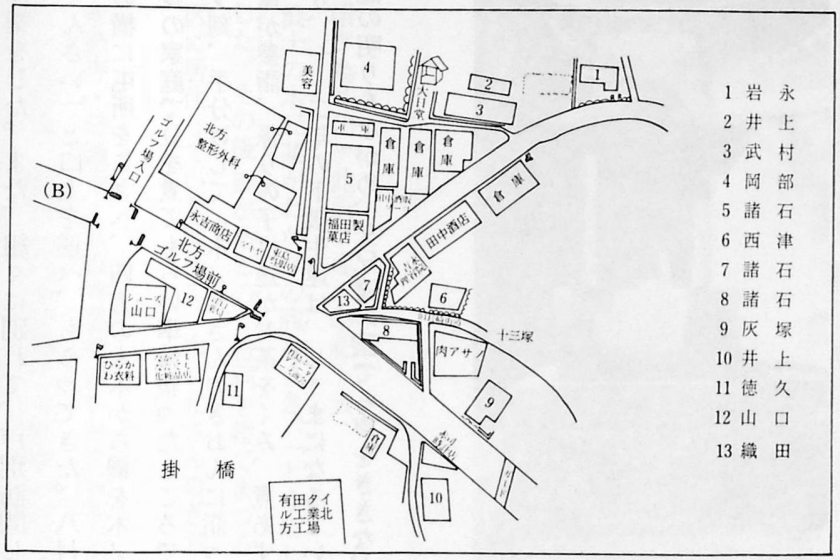

二坂掛橋街路図 (昭和59年1月作図)

11 掛　　橋

貞享四年改の郷村帳に

一志久村・白山村・牛丸村・和田村・門田村・東袋村・西袋村・高野村

とあり、志久村の枝村に牛丸村の地名がある。現在は、この牛丸付近を掛橋と呼ぶ。

六角川にかかる新橋は、いつ頃かけられたのか不明だが、元禄一〇年（一六九七）の「御屋形日記」に、橋そのものでなく、地名として記されているので、それ以前に既に架橋されたのであろう。前掲の郷村帳に「橋寄下西郷」と呼びその中に、杉岳村・北方宿・宮裾村・大崎村・志久村・焼米村・椛島村・久津具村が所属していた。「橋寄下東郷」には小通村・北古賀村・鳥巣村・岡崎村・上蓑具村・下蓑具村・芦原村・永池村があった。

これよりみると六角川上流に橋が架けられていた所より、下の方という意味で橋下となったので、橋の下の意ではない。その橋に次いで架けられたのが、新橋ではなかろうか。それが三〇〇年以前から新橋と呼ばれたらしい。掛橋地名はこの新橋にかかわるものと思われる。

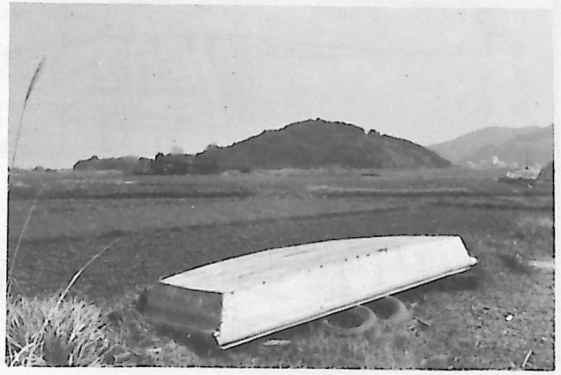

水害避難用の舟　（掛橋にて）

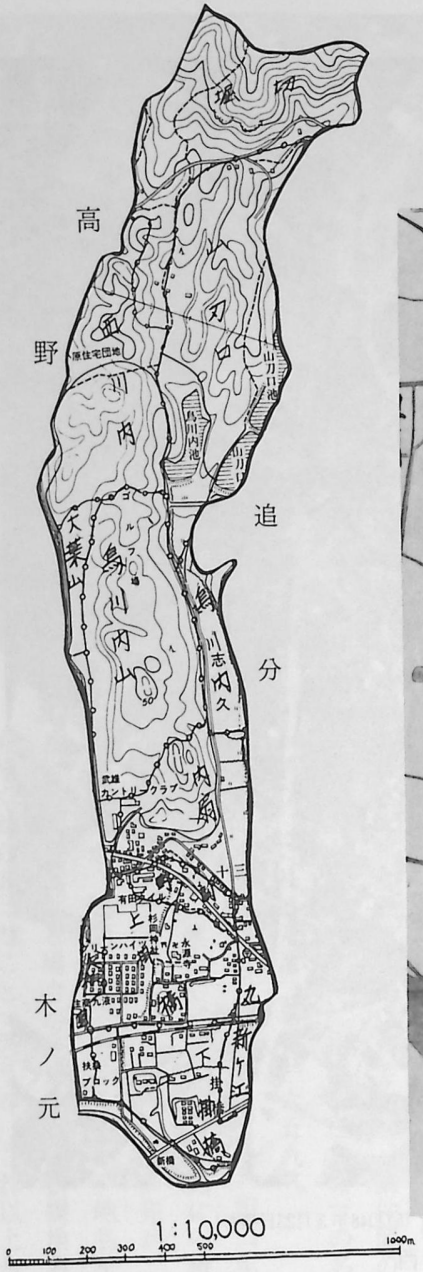

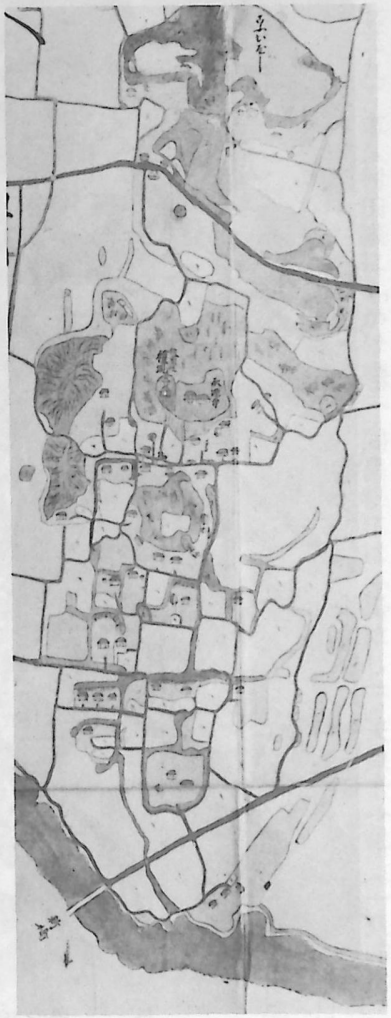

古　絵　図

東

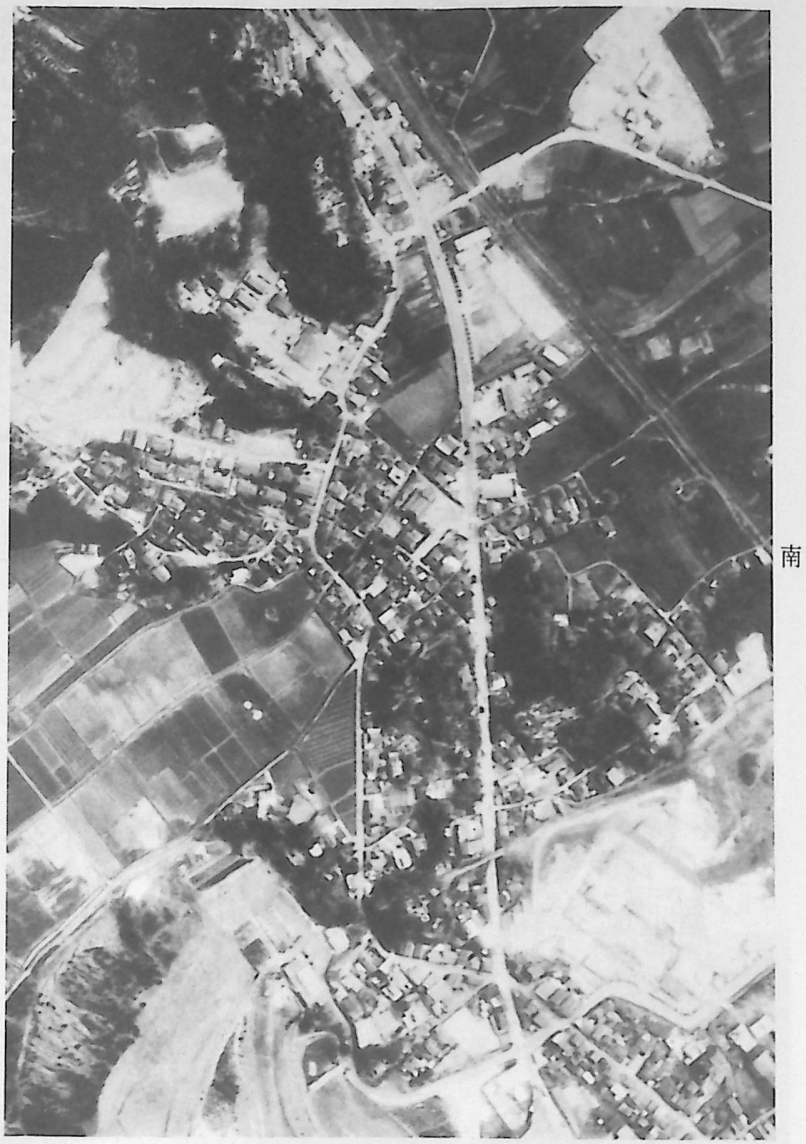

北　　南

掛　　橋　（昭和48年３月23日撮影）

西

元文四年（一七三九）志久村田帳に「かけ橋」、同畠帳には「掛はし」、天保十一年（一八四〇）の志久村庄屋日記には「懸はし村」、弘化二年（一八四五）の田帳には「懸橋」・「掛橋」、弘化四年の丹邱邑誌には、志久村の中に、牛丸・「懸橋」も記される。現在では町の地籍図に牛丸地名はなく、私称地名として永源寺付近をいう。小字名左の通り

堀切・山刀口・西川内・烏川内・烏川内山・内扇・丸新ケ江・野副・上掛橋・下掛橋・山刀口区内に山刀口ダム、烏川内池があり、下掛橋区内に「中袋」があり、現在では私称地名となっている。



杉岡神社裏の石塔

人名としては、追分観音の石段の登り段に、天照皇太神宮碑が一基立っており、講仲間の人名が刻まれ、最後に「掛橋取巳左衛」の名があり、これは万治二年（一六五九）。

杉岡神社裏の天照皇太神宮碑は天和二年（一六八二）の建立で、講仲間の後列に「掛橋弥左エ門」が刻まれている。地名が先か、人名が先か、問題になるところだが、地名をとって人名とする場合が多いので、掛橋地名も早くからあったことゝ思うが、これ以上今

のところ追究できない。

新　橋

「丹邱邑誌」　には

一新橋　志久村ト芦原内新橋宿ノ間ノ江ニ架　昔ハ土橋中頃板橋　今ハ復土橋トナレリ　長二十七間アリ。とある。

文化十年（一八一三）九月廿四日晴天

六角川土橋、新橋ト云二十九間

これは伊能忠敬の測量日記による。

○享保二年（一七一七）七月二日記事に

国廻御上使昨晩島原泊今晩山田村守山村泊明晩諫早泊四日湯江休同晩より段々通路、五日塩田泊六日昼牛津休同晩佐嘉蓮池町泊

とあり伊王寺―新橋―追分―焼米コースを通っている。

○同五年四月廿六日の条に

土井大炊頭が北方宿―志久―新橋―成瀬

○同六年二月廿六日に

長崎より帰府の御目付上使石野八太夫が塩田―成瀬―新

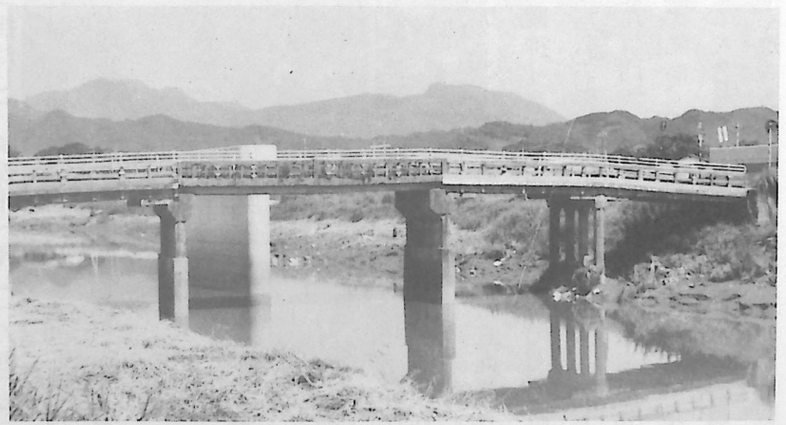

昭和54年８月　　新　　橋

橋のコース。泊休左ニ書載の通として

休　　泊

二月廿五日

矢上　大村

彼杵　塩田

牛津　神埼

田代　山家

飯塚　木屋瀬

若松　小倉

○同五年九月十六日に

松平筑前守長崎への途次北方町で人馬継替志久新橋破損のため舟十二艘で渡ったところ、人数が多いので渡河に手間どり乗馬一、小荷駄一が河中に入った。幸い二疋共に引上げられたという事故があった。

○同月廿日に

筑前守長崎からの帰路廿一日塩田泊廿二日新橋―追分―北方―川古―本部―桃川―大川野のコース。

○同年十月十八日

日下部丹波守が長崎より通路、十九日塩田泊廿日新橋御渡海牛津休

○同年十月十九日

長崎より御登の石河土佐守廿一日鳴瀬休、新橋筋通路

○享保六年十月十日

長崎御下向上使日下部丹波守様今晩牛津御泊明十一日新橋筋御通路成瀬御休之由昨晩郡方申来候右為御知如斯御座以上

十月十日　　松崎村右ェ門

福地六左ェ門　様

以上享保二年以後の塩田コースの通行例を「日記」の記事より掲げたように、享保二年以後の塩田コース廃止の様子が見られない。

佐嘉藩主一行有明海渡海長崎行を六角川経由に急変更の事

一志久村気遣幷牛嶋源右ェ門ゟ注進有之候者　殿様御事去ル十九日ゟ長崎へ八田江ゟ御渡海候処風悪敷御海渡不相叶〆ル処志久江筋今昼四ツ比新橋筋御通路被遊武雄新堀へ御上リ夫ゟ成瀬筋塩田御宿之由此節前篇免角も不相知　不計御通路之由御私領江筋何之御障も無之由　尤志久新橋下ニ御座船替御滞船碇を下し候由其末急ニ御通船候引上候間無之綱を切候而御通之段　御座船頭高須儀右ェ門と申人右碇取上候様志久村庄や孫右ェ門被相達候段夫丸差出様書右孫右ェ門へ相渡候右之趣ハ御目付方へも可相達由ニ而大庄屋小庄屋文書を以被罷帰候由注進仕候付而当役方相達尚又村方大形之義無之候様横尾清五左ェ門を以聞合被相調候処前断之通相替義も無之　尤御台所船弐艘大船段新橋船間通兼候而新橋下ニ而御荷物揚新堀迄志久ゟ夫丸五拾人差出持送り候様被申達候得共段々夫丸連参ニ而芦原之者ゟ廿人計ニ而持運候由此節御供船数都合八拾艘之由御座船桜丸と申候由書付を以清五左ェ門ゟ被相達故当役方相達右志久江筋御通之趣飛脚を以て相浦市左ェ門土井九郎右ェ門土井三郎右ェ門ゟ御用人方へ申越候事

これは寛保三年（一七四三）六月廿一日付の御屋形日記の記事で、佐嘉藩主鍋島丹後守宗教が長崎への途次有明海を渡海しようと八拾艘の供船を従えて出発したが、風のための急変更にて六角川をさかのぼって新橋下に船団が着いた。ここで御乗船を替えられるため停船。碇を下したが、急きょ出発となり、碇を引上げる間もなく綱を切って御通りになった。御台所船は大船で通航が無利だったので、新橋下に荷物をあげ、高橋新堀まで芦原の人達が廿人ばかりで運搬したという。記事である。おそらく佐嘉城出発、本庄江湖の厘外津乗船―有明海―住ノ江―新橋―新堀のコースだったのであろう。

志久津

「邑誌」に

志久村ノ内新橋北人家アル処少ノ船泊リノ処アリ。仏津（ほとけつ）ト唱ト云。同橋ノ少シ東人家アルトコロ村際ニ草葺ノ米倉一屋アリ。又瓦葺倉一棟。弘化年新建

とある。新橋の東一四〇㍍の所六角川より分岐する汐入江がある。米倉の場所跡は現在民家が建ちその一区画は明瞭に残っている。

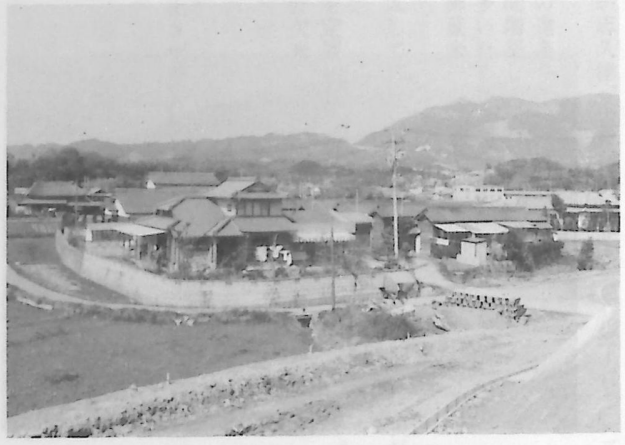

志久津御倉跡（新橋小学校跡）

元禄五年八月八日志久津に紀伊国より家具売船が入津とか志久津の起原は古く、元禄五年（一六九二）十二月二十日に米積込のために播州赤穂加里屋町の四本帆の舟二六人乗の舟一艘が入津していることでわかる。

南目の上納米が貯蔵された郷蔵とこれを積出す志久津の機能が完備していたため、内外に志久津米としての声価があがり、別表に示すように長期にわたり移出された。志久津への運搬道路の如き「天神免津出道」として記録される。後の新橋小学校はこの郷蔵だった。

豊年三助踊り、志久津で米を船積する時、作業歌として歌い踊られた。踊りは枡や、そうけ、ウチワ、俵をもって米をはかりこむ動作を踊り歌うもので鐘、太鼓ではやし、現在でも旧庄域であった大町町小通、白石町等に残り伝承されている。

志久津年表

西暦	年	月	日	記事
一六九二	元禄 五	八	八	志久津に紀伊国より家具売の船入津
同	五	十二	二十	米積のため播州赤穂郡加里屋町の船四本帆壱艘入津二六人乗組
一六九四	七	五	二十九	志久津に旅船滞り三日後追払う
一七五七	宝暦 七	十二	十五	志久津穀物津留りを仰付らる。
一七八七	天明 七	七		志久津出米は一俵三斗一升六合に定
一七九一	寛政 三	九	一	志久津御蔵修理のため見分あり
一七九三	五	五	六	志久津御蔵より米六斗余り盗まれる。
一七九七	九	十	一	旅出の米雑穀の津留を命じていたが志久津、古賀津の津止を百石以下については免される。
一七九九	十一	九	十二	志久津、古賀津の津筈取扱七ヵ条の達あり
一八〇〇	十二	二	十一	御蔵三間に六間新造決定、更に二間増築して旧御蔵は解き売却する。
一八〇一	享和 一	四	十七	御蔵風雨強く当る為に壁の損傷が多いために白壁にするよう達
同	一	八	二	大洪水御蔵の地伏石上六寸も水没御蔵米一九〇俵濡らしたと報告
一八〇四	文化 一	六	十四	津留解除
一八〇六	三	六	十三	船頭吉次郎舟を損じ代替中古舟購入して修理し御用勤をしたいので銭三貫文拝借願
一八一三	十	十二	八	古賀津、志久津に下目付より一人を定置納米に蔵入印を押すよう命じられる。
一八一六	十三	十	十五	御蔵のネズミ切欠米調二石四斗五升欠米
一八一八	文政 一	六	十四	御蔵より米積となり御蔵空になる。
一八二四	七	六	八	大洪水にて舟でにぎり飯を配る。
一八二五	八	九	二十二	志久津元の斗手徳永新吉に仰付
同	八	十二	十二	蔵役人、百姓より加地子米を質を正さす受入信用落したので隠居仰付蔵番、斗手、下付共四人逼塞
一八二八	十一	八	九	大風災害の為穀物の津出禁止
一八三三	天保 四	十	十二	志久津米積二〇〇俵池田屋重助渡
同	四	十一	二十四	志久津出一〇〇〇俵舟積池田屋渡
一八三四	五	一	十七	志久津米積七一俵

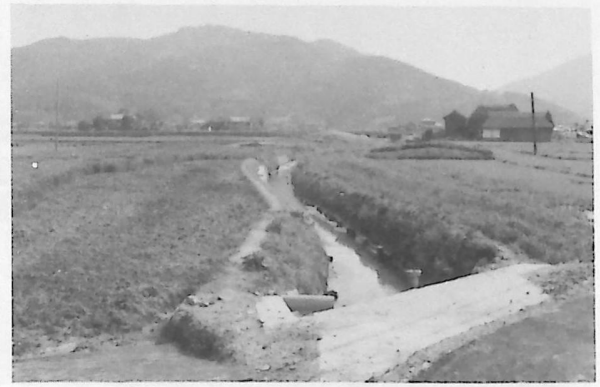

掛橋下丁三の旧河道と土手

同	十一	三	四	志久津より米積出四〇〇俵御献米
同	十一	三	五	志久津より米積出五五六俵御献米
同	十一	四	二十六	志久津之御蔵修理葺替二十八日まで
同	十一	六	十八	志久津之米積三一石五斗御料米
同	十一	十二	四	志久津之米積六五〇俵池田重二郎へ売米俵三斗一升六勺
一八四一	十二	一	十一	志久津之米積九〇〇俵諸富津問屋牟田八郎左ェ門舟に積
同	十二	一	十五	志久津之米積七一四俵諸富津中嶋屋舟鬼塚寿平渡
同	十二	三	一	志久津之米積三〇〇石献米大阪へ上米俵三斗一升九合
同	十二	三	九	志久津之米積一一八三俵諸富津竹富問屋渡俵三斗二升三合入
同	十二	四	十八	志久津之米積九七石八斗一合六勺佐嘉藩支配人牟田半右ェ門代人勘三渡
同	十二	四	二十五	御蔵の老朽舎建替を志久村より願出
同	十二	六	二十三	志久津米積出二五八俵高柳新兵衛渡
同	十二	六	二十四	大洪水御蔵に少々浸水二十五日晩引く
同	十二	八	二十三	志久津蔵払米八石一斗北方町卯三郎渡
同	十二	十一	三十	志久津御蔵米積出九〇石鬼崎寿平渡し
同	十二	十二	二十二	志久津御蔵米出一〇〇〇俵鬼崎寿平渡し俵三斗二升二合
一八四二	十三	五	十	志久津御蔵米出三〇石成瀬宿次吉渡
同	十三	八	八	志久津御蔵米出二一石高橋鶴源七渡
同	十三	八	十二	志久津より酒屋糀屋米貸出三石医王寺村幸八三石医王寺村源蔵四石五斗志久村近左ェ門三石六斗北方町忠四郎三石北方町儀助
同	十三	八	二十三	志久津米積三七石高橋仲助酒屋渡
同	十三	九	十一	志久津御蔵解方
同	十四	一	三十	志久津米積六三石
同	十四	二	六	志久津米積一五〇石諸富津利右ェ門渡

同	十	五	十二	志久津出二〇〇〇俵舟積、八三三俵舟積
同	十	八	十	志久津米舟積
同	十一	五	二十五	御蔵より一〇〇〇俵津出
一八三五	十一	六	十八	御蔵より本藩へ献米六〇〇俵大阪上米として舟積
同	十一	七	二	御蔵より一〇五〇俵池田鬼崎渡同八〇〇俵舟積
同	十一	七	十八	御蔵より佐嘉献米五〇〇俵舟積
同	十一	八	十六	大雨郷蔵見廻中大洪水となり舟で御蔵戸口着
一八三六	十一	七	七	御蔵津出売米八七三俵武富丈左ェ門渡舟積
一八三六	十一	七	二十二	御蔵津出売米一三〇〇俵池田重太郎渡
同	十一	七	五	御蔵津出売米一一五〇俵池田重太渡
同	十一	七	二	御蔵津出売米三〇〇俵武富丈左ェ門渡
同	十一	七	十	御蔵津出売米七四〇俵池田重太郎渡
同	十一	七	三	御蔵津出売米五四三俵献米舟積池田鬼塚渡
同	十一	七	七	御蔵屋根葺替と囲垣極損ニ付修理方願出
同	十一	七	九	郷蔵津出（三〇石）一〇〇俵献米
一八三七	十一	七	十二	一〇六俵成瀬町半兵衛に
同	十一	八	四	郷蔵津出六石はだか麦多久役所へ
同	十一	八	七	志久御蔵より八石一斗御介抱米を古賀津舟に積
同	十一	八	九	手嶋惟助より購入一二八俵はだか麦を志久津元御蔵に入れる
一八三八	十一	九	三	志久津より米積出九五〇俵池田忠兵衛に渡
一八三九	十一	十	五	志久津より米積出六〇〇俵買主秀町久我市太郎
同	十一	十	七	志久津より米積出七〇俵高橋町勝三郎渡
同	十一	十	十一	志久津より米積出三三〇俵勝三郎渡
一八三九	十一	十	十一	志久津より米積出八二石三斗
同	十一	十	十一	志久津より米積出九〇石、御蔵入配分方渡

同	十四	三	二十八	志久津米積一五六〇俵献米船頭防州梅太郎舟
同	十四	六	十六	志久津米積七一六俵
				志久津米積二〇七俵
同	十四	九	九	新郷蔵地床の地引をはじめる。
同	十四	十二	十二	地床固め杭打焼米村夫丸五人参加地伏石が整う。
同	十四	九	二十七	郷蔵建前をはじめ二十八日棟上
同	十四	十	一	瓦伏せをはじめる。
同	十四	十	四	壁の荒塗りをして瓦葺十二日終る。
一八四三	十四	十一	三	郷蔵床地の費地六畝権左ェ門二畝二一歩次兵衛
同	十四	十一	七	志久津米積三〇石高橋町酒屋八助渡
同	十四	十一	十	志久津米積一五石成瀬宿酒店清兵衛渡
				志久津米積四五石志久村酒店嘉助渡
同	十四	十二	三	志久津米積二一石成瀬宿酒店角政吉渡
同	十四	十二	十二	志久津米積一八石桃川幸島吉左ェ門渡
同	十四	十二	十四	志久津米積九石医王寺村酒屋源蔵渡
一八四四	十四	十二	二十四	志久津米積三〇九〇俵船頭芸州米五郎大阪上米俵三斗一升八合
	十五	八	二十	志久津に古賀津同様二反帆船を繋置くようと命ぜらる。
				北方宿住の井上惣兵衛八反帆船を建造志久津船としたい旨願出
同	十五	九	八	願出差免九月十五日の新造祝木綿二反をおくり、志久津舟溜を横辺田代官所に
				願出
同	十五	十	五	志久津米積古米二五俵新堀船頭惣兵衛船に積
一八四五	弘化二	一	二十	志久津米積三〇〇俵佐嘉池田頭右ェ門渡
同	二	一	二十二	志久津船繋留許可多久役船二反帆一艘志久津船八反帆一艘
同	二	一	二十四	志久津米積三四〇俵深堀外米として前山官助渡
同	二	二	一	志久津米積一四〇〇俵佐嘉池田渡し

同	二	二	三	志久津米積一〇六七俵佐嘉池田渡し
同	二	二	六	志久津米積一三三俵一斗小田彦兵衛渡
同	二	二	八	志久津米積六九〇俵深堀外米として亀川新左ェ門渡
同	二	三	四	志久津米積一一四三俵諸富津問屋常左ェ門船佐嘉西村忠兵衛渡
同	二	三	二十六	志久津米積三〇〇俵船頭善兵衛渡
同	二	四	十五	志久津積一二〇〇俵佐嘉忠兵衛渡
同	二	四	二十三	志久津米積三四〇俵佐嘉西村忠兵衛渡船頭伊与国
同	二	五	四	志久津米積六六〇俵同上右ハ納銀代米の旨力武津弥助船積
同	二	七	二十七	志久津米積五〇〇俵佐嘉西村忠兵衛渡
同	二	八	二十三	志久津米積一〇〇〇俵諸富津薩州問屋渡
同	二	八	二十五	志久津米積二三四俵同上
同	二	九	十	志久津米積三三三俵一斗長吉舟積
同	二	十	十九	御蔵より献米の俵作りは一俵につき三斗二升五合と達あり
一八四六	三	一	十一	志久津米積八六俵志久津惣兵衛船与兵衛様筈入として
同	三	二	八	志久津米積一二〇俵内八〇俵は本庄出米四〇俵は御物成分
同	三	八	二十三	郷蔵のネズミ切俵米一二九俵出る
同	三	十一	二十八	志久津御用蔵芦八尺〆で代銭一束一六〇文八〇束を購入
一八四七	四	一	二十九	志久津米積二五石夫丸六人で津出
同	四	二	十五	郷蔵の屋根葺替
同	四	九	十四	志久津西荒子巻完成
同	四	十	二	志久津沖神荒し子辻高めをする。
同	四	十一	二	志久津米積三〇石川古酒屋井手市左ェ門
同	四	十二	十九	志久津米積三〇石本部村へ
同	嘉永一	一	十一	志久津米積三九八俵深堀上米積方西船津船頭次兵衛船渡
一八四八	一	三	十一	志久津米積五五〇俵売米として

同	八	六	志久津米積八〇〇俵牛津御蔵渡
同	八	八	志久津米積六五五俵同右
同	九	二十四	志久津米積古米五五〇俵深川藤三郎渡
同	十	五	志久津米積古米二八六俵池田理左ェ門渡
同	十二	十八	志久津米積三六〇俵
一八四九	一一	十五	志久津米積八〇〇俵掛硯方渡
同	二	十六	志久津米積八九一俵同右
同	二	二	志久津米積四〇〇俵献米
同	二	三	志久津米積六〇〇俵掛硯方渡
同	二	十三	志久津米積九七〇俵
同	二	一	志久津米積九〇〇俵
同	二	十六	志久津米積一四四俵山村平左ェ門渡
同	二	十八	志久津米積七八四俵深川藤三郎渡俵三斗二升六合三勺
同	二	二十	志久津米積二〇〇俵深川善右ェ門渡
同	二	一	志久津出俵侘えが良い焼米・志久・医王寺・宮裾村の百姓二三人御酒拝領
同	二	六	志久津米積三六〇俵白浜次郎兵衛太田儀八郎渡
同	二	十一	郷蔵の畳替一枚四〇文高橋町にて購入
同	二	二十	志久津米積五〇〇俵献米
同	二	二十二	志久津米積三五〇俵
同	二	二十三	志久津米積四〇〇俵
同	二	二十九	志久津米積九〇〇俵鶴丸渡
同	二	二十七	志久津米積四三〇俵献米相浦次郎助渡
同	三	十七	志久津米積六九三俵献米西船津船頭文太郎船渡俵三斗二升三勺
一八五〇	三	一	志久津米積一〇六〇俵成富寿兵衛・西村忠兵衛渡俵三斗二升二合
同	四	十一	志久津米積六〇〇俵西彦兵衛渡
同	五	六	志久津米積五〇俵多久町安左ェ門渡

同	三	八	志久津米積七三五俵西村忠兵衛渡
同	三	九	志久津米積三〇〇俵西村忠兵衛渡
同	三	七	志久津米積三〇七俵三斗二升三合七勺
同	三	十一	志久津の舟入江筋の堀方南目六ヶ村家別夫丸として二日づつ出夫惣人数二〇一七人二十九日まで船津堀方は代官立会夫丸には一人四五文を酒料として多久役所より支給。新橋新堀の名おこる。
同	三	十七	
同	三	十二	志久津米積五〇〇俵恵島宗ェ門渡
同	三	十二	志久津米積五〇〇俵池田利兵衛渡
一八五一	四	三	志久津米積六七四俵池田渡
同	四	十三	志久津米積一〇〇俵北方太右ェ門渡
同	四	十一	志久津米積八二俵佐嘉阿兵衛渡
同	四	二	新橋船繋新堀普請の功下役峯吉十庄屋山口嘉蔵外村役二人鳥目一貫文拝領
同	四	十	志久津ネズミ切米、欠米として四斗四升七合が出る。
同	四	十一	志久津米積九五三俵、俵三斗一升九合五勺
一八五二	五	一	志久津米積四七〇俵献米俵三斗一升九合東島忠左ェ門渡
同	五	六	志久津米積七〇〇俵
同	五	三	志久津米積三二八俵
〃	五	五	志久津米積五〇〇俵深川藤左ェ門渡
同	五	四	志久津米積二〇〇俵池田半左ェ門渡
同	五	六	志久米積四〇〇俵
同	五	七	志久津御蔵修理八月二十四日まで
同	五	八	志久津米積二〇五俵西村忠兵衛渡
同	五	二十五	志久津米積高橋町中橋渡

同		五	八	二十
同		五	十一	二十二
同		五	十二	六
同		五	十二	二十四
一八五三		六	十一	二十六
同		六	十二	十八
一八五四		七	五	十七
同		七		十八
一八五四	安政	一	十二	十一
一八五五		二	十一	二十六
同		二	十一	二十八
一八五六		三	八	二十一
同		三	九	二十
同		三	十	一
同		三	十二	十六
一八五七		四	二	八
同		四	七	九
同		四	十二	十五
一八五八		五	三	九
同		五	十二	三
一八五九		六	三	二
同		六	四	十六
一八六〇		七	一	三十

志久津米積八〇〇俵池田半左ェ門渡
志久米積二〇〇俵夫丸二〇人にて
志久津米積四五〇俵献米俵三斗一升八合
志久郷蔵に「かじめ」六三二八斤収納
志久津米積四〇〇俵辻官一立合
志久津米積四二〇俵俣野良蔵渡俵三斗二升六合
志久津米積四五〇俵献米安永久兵衛渡俵三斗二升四合六勺
志久津米積一〇〇俵高橋町福蔵渡
志久津米積四二〇俵献米役人牛嶋善右ェ門、船頭早津江利兵衛船
志久津米積四二〇俵献米村岡弥平渡
志久津米積八三三俵一斗深川藤左ェ門渡
志久津米積六〇〇俵成富寿兵衛渡
志久津米積一二五三俵二斗掛硯方
志久津えの米受取役橋本三太夫に仰付らる。
志久津米積白米六〇石小筈払用として売米
玄米五二石幕領内入用米として売米
橋本三太夫こと津願のために讃州金比羅宮参詣三十日休暇願免さる。
志久津割売米白米一三石鶴丸衛三郎渡
志久津米積五〇〇俵深堀への廻米船頭西舟津平七舟俵三斗二升五合三勺
志久津米積二一〇俵深堀への廻米船頭西舟津文助俵三斗二升三合
志久津米積五〇〇俵献米
志久津米積四五五俵深堀領の廻米受取人田代大助殿献米方中清五兵衛俵三斗二升一合
志久津米積四八〇俵献米船頭早津江久助船
志久津米積五〇〇俵深堀廻米俵三斗二升

同		七	二	十二
一八六〇	万延	一	七	二十五
一八六一	文久	一	三	二十八
一八六二		二	一	二十三
同		二	四	十六
同		二	九	十一
同		二	十	三
同		二	十	五
一八六三		二	十一	七
同		二	十一	九
同		二	十一	十一
同		二	十一	十三
同		二	十一	十五
同		二	十一	十六
同		二	十一	二十八
同		二	十一	一
同		二	十一	五
同		二	十一	六
同		二	十一	二十
同		二	十一	二十九
一八六三		二	十一	三十
同		二	十一	二十九
一八六四		四	一	二十七

志久津米積四五〇俵深堀廻米船頭西船津久吉船
志久津米積五八〇俵二斗
志久津米積四六〇俵石井源左ェ門俵三斗二升四合二勺、太田儀八入込み深堀廻米船頭船津丈太郎船積方
志久津米積四八〇俵献米役人原口寿助石丸六郎早津江久三郎渡俵三斗二升一合
志久津米積四八〇俵献米役人原口寿助俵三斗二升三合六勺
御蔵御造作になり医王寺村より九人従事造作はじまる。
志久津米積
御蔵解方開始夫丸大崎村一九人多久町八人宮裾村一五人六日までかかり日雇人として宮裾村より一六人が出働
志久津えの地引夫丸に山口村より夫丸四〇人出働
女山村より夫丸四〇人上記の作業に出働
志久津御蔵の石突が始まり志久村、椛島村、大崎村の家別夫丸で行い十四日迄
基礎石突作業に宮裾村九六人焼米村四〇人出夫
板屋村より一八〇人医王寺村より四六人家別夫丸で出働十九日石突工事終
地伏石のはめ方完了
郷蔵新築立始
棟上多久郷庄屋中集まる。
佐嘉よりの日雇で新御蔵の壁かきあり
御蔵瓦葺開始
瓦葺に藤川内夫丸四四人焼米村夫丸四人
志久村の多久郷御蔵落成
志久津米積四五〇俵深堀廻米立合役人石井弥七左ェ門俵三斗二升五合早津江惣助船
志久津米積五〇〇俵献米俵三斗二升三合

同					郷蔵石垣築東北側高さ一間長一四間北側高さ三尺長さ九間
同	元治	一	三	二十三	志久津郷蔵石垣完成
同		一	五	四	長州出兵糧米志久津より一五〇〇俵荷駄にて伊万里に送ると達志久村馬一四疋
			八	二十六	二俵積にて
同		一	八	二十七	兵粮米中五〇俵を白米にて積込む志久村五人竈に拵男一割として五俵づつ割当
					昼七ツ半時から晩の五ツ半時までかかり拵組毎男女寄合って精米
同		一	八	二十八	白米運送に志久村より馬五疋出す。
一八六五	慶応	一	五	二十九	志久津えの米積出の折に焼米村の夫丸藤十と申者米を取落して大怪俄
一八六六		二	十一	十	志久津えねずみ切欠米調欠米二斗八升五合
一八六八		四	四	十三	志久津米積三〇〇俵志久村酒屋藤造渡
					志久津米積二〇〇俵北方町糀屋市太郎渡
					志久津米積三〇〇俵多久町酒屋政吉渡し
同					志久津米御蔵より五〇石献米の内より大川内山陶器方飯米用として送る。

永源寺と杉岡神社

国鉄佐世保線沿いの道路を以って北部の上掛橋と南の下掛橋に小字名が区分され、その上掛橋の所に標高一〇㍍ばかりの独立丘がある。芳ノ谷層と呼ばれる砂岩で、焼米の割石山・追分・永源寺・杉岡社・木ノ元の志久城・熊副・大副の南部によく断崖を形成し、この層の上部に杵島五尺層・下部に杵島三尺層といわれた石炭が狭在。この採堀で杵島炭鉱が繁栄した。その丘上に僧永源による永源寺と医王寺熊野神社分祠の杉岡神社が建っている。「邑誌」は

一杉岡山永源寺　志久村懸橋ニ在リ。禅宗曹洞派。武雄普門山円応寺末寺。客殿三間ニ八間、内陣三間ニ二間。茶堂方丈厨下三間八間。境内六畝十歩免許地。山林九畝二十五歩除地。

往古永源ト云僧、熊野権現に心願ヲ掛、参籠。帰国ノ時杉一枝ヲ携来挿シ心願協ハハ此杉成長、躬モ亦此所ニ死ント誓庵室ヲ構エ又傍ニ熊野祠ヲ建タリシニ杉繁茂身モ斯ニ迂化ス。仍テ永源寺ト号シ杉岡山ト称ス。此樹大木ト也田圃ノ障トナル故ニ領主ノ命ニテ伐リ、船ノ材トセシト云父老ノ説アリ。名僧歌人白之和尚此寺ニ住セシヨシナルモ詳ナラス。

と記され。杉岡社については同誌に



杉岡山永源寺



杉岡神社

一杉岡大明神　神体熊野御同体也　志久村ニ在リ。南面宝殿一間方、拝殿二間半四間倶ニ草葺。神門一基広山府君建立（三代茂矩）社地一反七畝除地。祭九月十九日。初二十九日ナリシヲ弘化元年ヨリ改ム。社務永源寺。昔永源ト云僧熊野権現ニ心願ヲ掛杉一枝ヲ持帰国シ夫ヲ挿シテ盛長シ社建シト也。故ニ杉岡ト云。傍ニ梵刹ヲ建テ永源寺ト号

シ、永源開山トナレリ。此杉大木ト也枝葉大ニ蔓リ、朝ニハ西ノ和田ニテモ日陰トナルユヘ、地頭ノ命ニテ船用ニ伐除タリ。根拠四畳敷ホドニシテ今猶存ト云

とある。

医王寺の熊野神社の属社で、僧永源が本宮に宿願をかけ神願成就のため本宮から分祠。祈願田七反を献上していて、永源寺と杉岡社そうして熊野権現とは密接な関係にあった。

尚武雄円応寺の末寺になったことについて「邑誌」に

元禄十四年（一七〇一）志久村永源寺後住之儀檀方ゟ相願被聞届円応寺へ隙無之哉御聞合ニ相成候処曹洞一派之義住持他山ホ之節後住本方ゟ申付筈之儀伊豆様被聞召其通可然被思召儀候て此節之義ハ其通向後ハ本方ゟ支配仕義候条左様心得候様返答相成候付重而御取合相成候

とある。また、永源寺梵鐘は中興の住持といわれる中叟的公和尚のとき鋳造され、願主は多久美作守藤原茂辰（しげとき）公嫡男長門守茂矩公とあり、干時萬治三庚子歳（一六六〇）正月念八日。見住円応松雲叟宗融欽書。干時元文二竜集丁己（一七三七）十一月朔日。見住光明伝燈沙門道仙加文改誌。とある。

十　三　塚

（邑誌）は十三塚について

一十三塚志久村街道北傍ニ在リ。十三ノ塚上ニ各小塔アリ。往昔紅米（トウボシ）稲盗ム者アリ。村咾（オトナ）十三人アリテ此ヲ糺スニ貧窮浪人アリ飢ルコト屢也。必彼ナラント其幼児ヲ捕。汝何飯ヲ食セルヤト推問スルニ、今赤飯ヲ食セリト云ヲ証トシテ親ヲ厳ク鞫スルニ米ナキユヘ茱萸実ヲ採テ食セシメタルユヘ如是云ナラント陳スレトモ聞入ズ仍テ憤ニ堪ズ。其児ノ腹ヲ裂キ胃中ヲ見セシムルニ、果テ茱萸実核粒トシテ出タ。親モ即自尽シタリ。此事官府ニ　聞テ、咾十三人死刑ニ行レシ其塚ナリト云。此父子村中ヘ崇（タヽリ）ヲ為スユヘ神ニ崇メタリ。是ヲ稲主大明神ト云説アリ。

愚按ニ此説信シガタシ。神体十四アリ。外ニ説アリ。又数条アリ今ヨリ考ヘガタシ。

十三塚ノ事筑前貝原先生ノ説ヲ見ルニ、十三塚ト云処筑前ニ十一ケ所其余ノ国ニモママアリ。古代父母死シテ追善ニ三日目ノ仏事ヨリ七ヒノ弔百ケ日一周忌三年七年十三年忌ニテ十三度、仏事毎ニ塚ヲ築キ塔婆ヲ建タリ。是ヲ十三仏ニ表タルナラント云。必此説ノ如クナラン。志久十三塚モ又是ニ近カラン。

と述べ、十三仏説に賛意を表している。

木下之治氏は「社会教育さが」に

塚の大きさは、直径約二メートル三〇、高さ六〇センチ余りで、十三基がほぼ東西の方向に約三メートル間隔で一列に並んでいる。塚の上には一基づつ高さ五〇センチ余りの板碑がそれぞれたてられているが、七基の板碑は室町時代後期の様式であり、他は時代が降った様式である。

と述べ、これに柳田国男先生の説をとりあげ、



十　三　塚

十三塚と関係があると考えられるのは聖天十二天ノ壇であって、真言宗では何れの行法でも障礙除却のために先づ十二天と聖天の座との座を設くるのが例であると述べられているが、十三塚には大塚一基と小塚十二基からなっている例も多いといわれているので、大塚が聖天の座、小塚十二基が十二天の座と考えるとき先生の説は傾聴に値いするものがある。

十三塚の起源は、まだ十分には解明されておらず、その築成の時期や構造など不明の点が多い。しかし、これが一種の供養塔であることはほぼ疑う余地がなく、その築成の時期は中世と推定されるものであって、中世における信仰の一形態を知る上に、また、本県への中世における宗教文化の流入を考える上からも興味ある遺跡である。

と論述された。

諫早騒動と十三塚

寛延二年（一七四九）佐賀藩は諫早茂行に閉門と一万石の上地を命ずる。同三年諫早百姓騒動勃発。同年五月廿七日は諫早百姓数百人医王寺、志久を通り佐嘉へ押かける情報で、足軽が志久に出動。同廿九日には多良に集り勢揃して六月一日には佐嘉城下へ罷越すとの報に、志久村では弓、矢、鉄砲などを用意する物々しい態勢となってきた。また、新橋を通過するかご、荷駄などの検問がきびしくなった。

同年九月十日首謀者とみなされた若杉春後が警固役人により評定所へ護送される。同廿三日諫早において捕われた五人多久藩が預ることになった。十月廿六日には若杉春後外が磔刑嘉瀬において磔刑された。

さて、多久に預けられた五人は十一月九日処刑されることになり、刑場は志久村十三塚往還道北畑之内場所見斗を以て定められ、四方を荒垣をもって、その外側にまた一重出曲之事とあり、処刑執行人の居所は棚幕打しつらいの事、此所に鳥毛弐拾本立足軽の新鉄砲より勤め、警固頭は乗馬二人、手組五十人棟縄を用意。この付役侍が六人、警固の一人と付役侍の二人、足軽二十五人は多久より志久までの囚人護送にあたり、佐嘉からの検使は手引をつけ志久旅宿へ案内。介錯は組足軽より選び、死場縄取は多久役所から選び、死場敷菰五枚用意、死体親類取不申ときは係りをして十三塚墓所に取納させる事と決められたが、警固頭人からの願により次のように増員することになった。警固頭人主従五人つつ鑓挟箱検使取合迄。付役侍主従弐人宛で十人。また、執行にあたっては万端間違なく。作法正しく。厳密にと命じている。

御仕組に長物十本とあるが十本増して二十本警固小屋に飾り、突棒、さすまた等今二十五人差出さるべく候。とある。

東永田村　新内は泉伊右エ門介錯
江上浦村　善五郎は宮崎伝左エ門介錯
船串村　権之允は古賀六郎左エ門介錯
喜々津村　次右エ門は北嶋与七介錯
下湯牟田村　忠兵衛は深川又平介錯

今度諫早私領滅地の儀について百姓共騒動したので取鎮のため若杉春後捕えたところ、多勢で騒ぎ取

鎮の役々がきて鎮まるべきところを、徒党を組御大法に背き、御上を恐れず、まことに言語道断之重罪により生害を申付ける。と処刑の次第写が書き載せられ、

右一通之生害十一月九日無滞相済申候尤右一通相済候注進警固頭人都合心遣之相浦平兵衛中西久太夫ゟ佐嘉御屋敷江者志久ゟ飛脚ニ而被申越候事

とてこの事件は終ったが、同年の暮に南多久の桐野山において法養石碑・諫早塚を御所坊に建立のことが、これも「御屋形日記」の十二月廿二日の条に見えるし、また、安永八年（一七七九）一月廿八日の条に

諫早塚為御祭礼毎歳米四斗相渡。

安政五年（一八五八）十一月七日の条に

永源寺の住職に桐野山にて十一月九日諫早塚の供養を行うと達あり。

が記録され、丁重な供養が営まれていたことがわかる。

二　坑

多久出身の高取伊好が明治三十五年―四十二年にかけて十三塚・北方・市村・福母・赤坂の炭坑を買収し、北方を第一坑（本坑と呼んでいた）、十三塚市村を第二坑として経営していたので、付近一帯を「二坑」と呼び、小字名の「内扇」や「野副」などよりも、万人にうなずける地名になった。そして杵島炭坑の納屋集落とそれに伴う商店街、市場が集中する街村集落を形成した。



杉岡神社と永源寺・所蔵（大正７年焼失前）

大正七年八月二九日杵島炭鉱暴動

稲主神社に集合した労働者風の集団は、鉄棒、つるはし、のこぎりを持っていたが、夕方ごろから街頭に出、早く雨戸を閉めていた道路沿いの家を手当り次第ガタガタたたきながら通っていく、不穏な空気がただよい、今にも爆発しそうな情況であったが、だれもこれを取鎮める者もなく無警察のもと、しばらく静かになったと思ったら、二坑の坑木や材木置場付近から火炎があがり、夜空を焦がす大火となった。炭鉱職員社宅三二戸、周辺の民家四二戸が焼失、民家三五戸が半焼、永源寺も杉岡神社も焼け落ちた。翌朝色々の流言がとぶ。呉服店は荒され、反物が道路に投げ拾てられ、米屋の米は泥まみれになって飛び散っていた。暴徒一〇六名検挙されたというが、軍隊の出動によって治まった。

富山県魚津町漁民の主婦達が米の県外移出を阻止したのをきっかけに、米価引下貧困者救済要求の大衆運動拡大、このニュースが流布され労働争議、炭鉱暴動も激発、米価安売から軍閥内閣批判までの要求をかかげて自然発生的に

暴動をおこし警官軍隊と衝突した。

第一次世界大戦により資本主義発展に伴い成金風が浸透、金の入歯、金ぶちめがね、金の指輪が目立った。祇園の小づか銭が、一銭だったのが二銭とか五銭にもなった。それにしても労働賃金は実質低下となり都市人口の増加は米の需要がふえ、米商の投機で労賃一円内外のときに白米一升が五十銭になった。米騒動当時、小学一年生だった筆者の目には、労働者の階級的自覚というか、炭鉱職員特に労務係だろうか、労働者の日頃の憤まんがこれを機に襲撃の対象になった。（佐賀新聞、小学館百科辞典参考）

今やガスのはな（ボタ山）は整地されゴルフ場に化し、四五万平方㍍の広大な武雄カントリークラブを有明観光開発が経営。昭和三十八年五月会社設立し、四十年九月にオープン、起伏に富んだ変化のあるコースで、一八ホール。其他炭鉱跡地には有田タイルや住商九州液体燃料、住石扶桑工場のブロック工場が進出した。

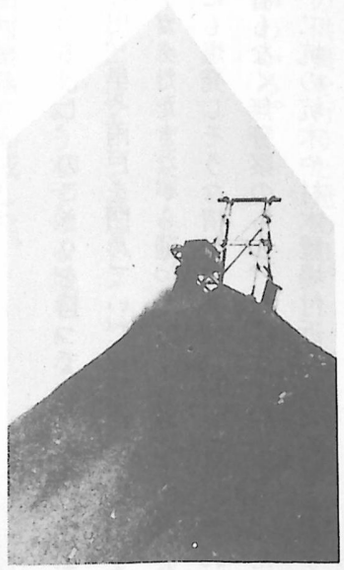

昭和30年二坑ボタ山で
ボタをかえすトロッコ
（馬場貞市氏撮影）

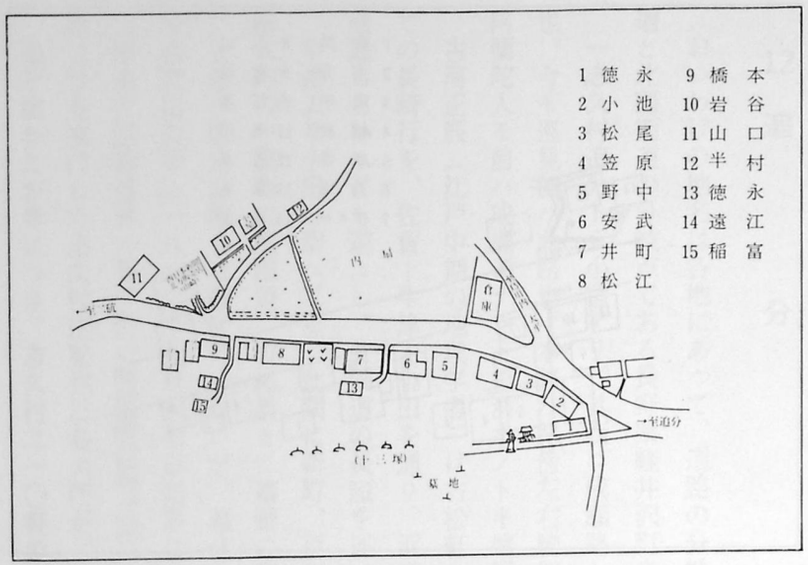

十三塚街路図

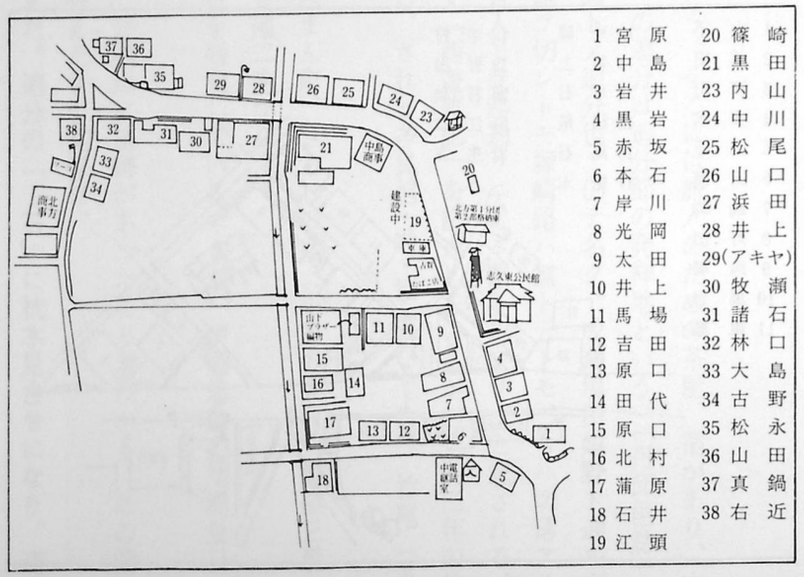

十三塚街路図　（昭和58年作図）

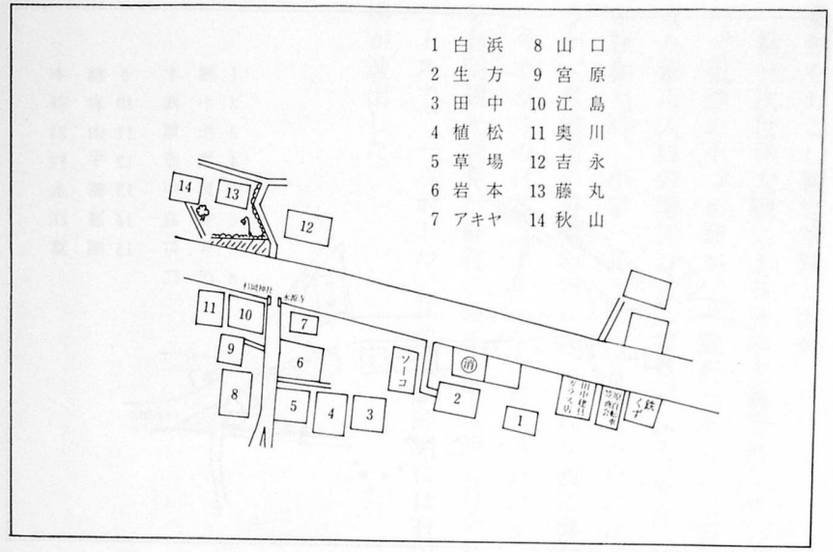

十三塚街路図

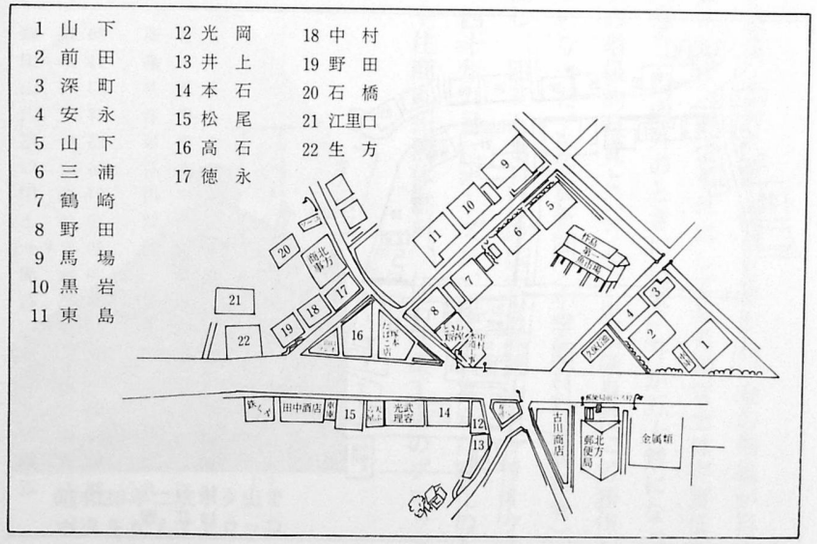

十三塚街路図

12 追分

おいわけの地名は各地にあって、道路の分岐点をいう。そこには旅人のための茶屋、宿があり、中山道と北国街道の分岐点である長野県軽井沢町沓掛近くの追分は追分節の発祥地という。「丹邱邑誌」は一志久村追分ト云小宿アリ。其西ニ成瀬路ト墓崎路トノ追分也。仍テ名ク。成瀬塩田嬉野ト通ル本路也。今モ巡見使ハ此路也。本路ハ路傍左右駒寄ニ水流ヲ切レトモ塚崎路ハ無ト云トモ、今ハ切落アリ。阿蘭陀人モ前ハ成瀬通ナレトモ洪水ノトキ嬉野川ニ官人モ此路通リニテ本路トナレリ。と記される。

古河正辰（江戸中期の地理学者）は古松軒の筆名で「西遊雑記」を記述しているが、天明三年の旅行での長崎行を、佐賀―牛津―小田を通り、浜道は近し、されど多良越・峠・坂道有るよし。竹尾（武雄）通遠しといへども道よし。と両道の長短を述べ。

牛津より小田の駅へ二里、此間に新町、戸川町・八まん町、さるしの宿、小田の大町―竹尾三里。小田大町の一里西に塩田道、竹尾道とて嬉野の駅へ出る道二筋なり。

と述べ追分の地名は挙げていないが、追分の分岐点を指摘している。また、伊能忠敬の「測量日記」には文化九年（一八一二）九月十七日記事に、

字追分右武雄道碑ニ繋。二十二町但武雄道本街道塩田ハ四十九間近道両道嬉野ニ而出合とあり。分岐点に道碑があったことがわかる。この測量隊の一行を案内した志久村庄屋弥三右エ門が、質問に答えた手引覚書に、

追分宿かとお尋につき、志久村二一〇軒の内と答えた。追分の「丁石」に杭木見合せになり、道碑が





追分（昭和48年3月23日、撮影）南



大　峠　地　区

目印になった。ことが記されている。現在の分岐点は西へ移動しているが、元の所に地上二五センチメートル位出ていた丁石に子供の頃「コマ」遊びで、「ケン」が抜けそうになるとこの丁石の所へ行き叩いていたことを、松江侵美氏が思い出を語られ、自分の家を子供達が「丁石（ちょういし）の叔父（おんちゃん）さん方（がた）」と呼んでいたという。現在この丁石の行方は不明。

長崎街道の経路変更について「武雄市史」は

この街道ははじめ小田―成瀬―塩田―嬉野―であつたのが、小田―北方―塚崎―嬉野に変更された。

これについて「杵島郡史」「武雄案内」「諫早市史」などでは享保二年（一七一七）説をとっている。しかし証拠史料がない。

長崎奉行石谷備後守清昌が成瀬に宿をとり国の富をたたえたので、藩主鍋島重茂警戒して武雄経由にしたという。

「小春紀行」と題して旅日記を書いた蜀山人（太田南畝）が文化二年（一八〇五）十月十二日嬉野から武雄への道で

田間をゆきて直にゆけば塩田道なり、もとは塩田・成瀬・小田とゆきしを、もとの府尹石谷備州成瀬の宿にやどりて、その国の富を称せしより国の守これを恐れて新に柄崎より小田にいたる山道をひらきしといひ伝へり

とあるが、これも確証史料はない。享保十三年（一七二八）六月五日塩田方面の大洪水同十四年四月二十日の塩田洪水を挙げられ、その節変更になったものか。と述べてある。

（本文要約）

北方郷は多久領のため、このような経路変更については役所日記に出ていると思い。享保二年を再調したが記載されていない。但しこの年の日記は八月までで、同年末までの三年の日記は欠落。尚注意すべきは、それ以前も、また以後においても、成瀬コースを通っていて、画然と廃絶された様子がみられない。「邑誌」が述べる如く

阿蘭陀人も前ハ成瀬通ナレトモ洪水ノトキ嬉野川ニ止ラレシユヘ塚崎通ヲスル也。塚崎ハ温泉アルユヘ諸侯並ニ官人モ此路通リニテ本路トナレリ。

と記述される如く、武雄コースが自然と本通りになったのであろう。



北　方　駅　（明治28年建築）

北　方　駅

国鉄北方駅は追分に開設された。その前身の九州鉄道株式会の佐賀―武雄間が明治二十八年（一八九五）五月五日に開通しここに北方停車場が誕生した。追分在住の松江イワさん（明治二十年生）は当時新橋小学校に通学。当時の模様を次のように語られた。

北方停車場付近は芦が生え、民家は、まばらに建っていた。今のように建ち並んだのは停車場ができてからのこと。はじめて汽車が進入してきた時は、鐘を鳴らして注意を促していた。ホームに立つとうぎい、目のもうて、うったおりゆうごたった。

掛橋在住の本石宗平さん（明治三十七年生）は町内では最も早ぐ車の運転免許取得者で（大正十五年）、大正八年（一九一九）大町駅が開設されるまでは、北方駅よりの人力車の往来が多く、次いで乗合馬車や乗合自動車が開通。須古や蔵堂からも馬車が通っていたので、五―六台の馬車が駅前に駐車していた。杵島郡内でも交通の要衝であったことを教示された。

追分に所属する小字名

大峠・大峠浦谷・大峠藤尾・休場仏原・永谷山・夕路木・九十三把・清水・追分・菰牟田・上丁三・下丁三・岩永・西東袋・東袋・土井神

北部の山地、丘陵は浸食谷が南北性で、西から烏川内谷・清水谷・湯牟田谷・長田谷・大峠谷が並んでおり、「すうはん山」と西浦山との谷間に弓田溜池が築かれるが、本来低湿地であった。記録には湯牟田と書かれたのがあり現在は弓田と変ったが、発音は「ゆむた」であろう。西浦山と鴻巣山の谷間が長田谷で、焼米堤の築かれた時にできた永谷溜池が焼米溜池を涵養する。鴻巣山の南部に小さい猿堤



昭和57年７月大洪水北方駅（読売新聞社提供）

があり、その東が大峠谷で、その集落を雉子番（きじばん）村と称した。

「御屋形日記」の元禄六年（一六九三）六月三日の条に

焼米村より西志久・北方・山里峰尾境に狩倉と決る。同年八月六日の記事に南目鶴多し。とあることより、この頃雉子番が設けられたのであろう。しかし、それより以前からこの辺一帯雉子が生息していたことは、田尻家文書にある「鍋島勝茂書状」に

為見廻使差越珍敷海松喰一折三到来念入候之儀今祝着候料理候て賞味可申候我ホ事気色無相替義ニ三日已前より志久へ山鷹仕として相越打続天気も好候て仕合能雉子餘多取飼令休息候間心安可被存候かしく

三月六日　　勝　茂　花押

田尻監物とのへ

とあり、雉子の繁殖地であったことがうかがえる。

大峠部落の北部に墓地がある。その墓地の中に一きわ目立つ石塔が建っている。

慧厳良達之塔

宝永三丙戌年（一七〇六）六月十六日

と刻まれており、傘石がのっている。地元では雉子番さんの墓と呼び、両彼岸には村中の人々で墓掃除をするという。慧厳良達なる人物は多久から派遣された最初の雉子番を勤めた者であろう。地元の山本キマさん（八四歳）から墓地を教えてもらった。

標高二〇〇㍍の大峠を越えて多久へ降るコースの一つの拠点が雉子の集落でもあり、「南目御山境絵図」

には八戸記入してある。「休場」いこいば―いけ―ばの小字名は正しくそのことを物語る地名で、その南部の焼米にも上休場。下休場の地名があり、昔時の人々が大峠越えに備えての休息がしのばれ、歴史への感懐がつきまとう。

六角川までの平地には「袋」地名が分布現在の小字名は東袋と西東袋の二つだが、元文四年、弘化二年の田畠帳には、東袋をこまかく分けて、東袋・西東袋・中袋・中東袋・中袋長三境などが記録される。

六角川の旧河道が、新橋付近から北へ向きをかえ、国鉄佐世保線を越えて菰牟田で曲がり南に向け岩永を通るコースや、また、国鉄の鉄道から北方駅を通り東南に屈曲する河道が追跡され、蛇行の袋地にあたるところから命名された。菰牟田の如き袋地の所に、北部の烏川内谷の水が常時流入する湿地につけられた。西部掛橋との境の丸新ヶ江は旧河道の埋立地に当る帯状地域であろう。

夕路木は用路木・要路木とも書かれ、「丹邱邑誌」に

十三塚ノ北ニ要路木ト云処アリ数十年前此所ヨリ石寿蔵ヲ堀出セリ中ニ古鏡一面アリ蓋木ノ元氏ノ家ナラント云エリ

という伝承がある。夕路木類似の地名としては揺木・与呂木など、いずれも「ゆるぎ」と読む。海岸であれば砂が風波でゆり上げられた所。内陸であれば川岸に見られる自然堤防のような地形をさす。

崇判山

追分の国道北側に標高四〇㍍台の丘があり、それを数飯山（すうはんざん）と呼び、松江崇判なる人物の名をとって崇判山ともかく。というが、この丘に立てば眼下に武雄方面と医王寺方面の分岐点、そ

のものずばりの追分を望下することができる、この丘を大正十五年ごろ、追分修養団が体操場を開設するため、整地をした際、まんぢゆう石といっていた蓋石が発見された。それを除くと、中に木炭が入っていた。その穴は底になるに従い狭くなり、すり鉢状で、中央部に青銅製の筒があり、経筒の蓋は、発掘の時がん爪で壊されたのか入水していた。経紙はのり状に変化していたという。経筒は佐賀県立博物館が保管している。服部英雄氏は「史学雑誌」第八八編第六号に「橘中村文書」より引用して、長嶋庄惣公文であった岩永三郎重直（寂心）の本貫地は現有明コンクリート工場所在地の小字「岩永」であろう。そして崇判山出土の経筒は岩永氏が埋納したのではなかろうかと推考している。



崇判山経筒

追分主要年表

西暦	年	月	日	記事
一七〇二	元禄十五	二	十六	大峠筋大岩の下に白土を発見届出
一七八二	天明 二	八	二十二	志久村十三塚一里松風倒したと注進八月二十一日昨昼から昨晩にかけて大風こ

西暦	年	月	日	記事
一七九一	寛政 三	八	十五	の大風は二十日の一四時に起り南東ノ風殊に強く二十二日夜一〇時頃止む倒家九二〇戸多久領内一六〇戸余倒家小屋掛のできない者に施米
一八二五	文政 八	八	十四	鳥川内堤より引水、江筋はめ越にして椛島への用水工事完成。
				志久・北方の締場（狩場）村々田方おそく出来十一月まで刈取不能狩場落札之後は田を踏み荒しくずし百姓難渋し献米に差支えるため運上鳥を納める事にして締場解方を願出る。
		九	二十七	志久・北方締場は去秋で年限満となったので去秋より向う五ヵ年差免事となった。
一八三五	天保 六	三	十一	大崎山昼八ツ時より十町歩の山林焼く夜五ツ時鎮火
一八四〇	十一	四	二十七	原田山、大峠、牟田浦山付の田畑猪害多く対策に難渋
同	十一	五	一	東袋二双井樋引替普請
同	十一	六	一	長崎異国船入船の節人馬刻限に備える様と命じられる。
				（一の組）馬二疋夫丸大峠村三人追分村一人清水村一人内扇村一人東袋村一人
				駄飼場村四人（二の組）馬七疋夫丸大峠村一人内扇村一人懸はし村一人西袋村二人、牟田浦村二人、志久津船場小取夫丸西袋村五人志久村庄屋掛夫丸東袋村一人懸はし村二人西袋村一人中尾村一人
同	十一	六	六	東袋二双井樋切所普請、急場にて夫丸一〇九人で応急手当一人酒二合振舞
一八四三	十四	三	九	中東袋に新堀、掘方願を志久村庄屋に出す。
一八四四	十五	三	五	追分二双井樋、三反田汐土井の補修を夫丸一八人で行う。
一八四六	弘化 三	二	十五	佐嘉よりの要請で追分山の割石を始める浜工事用
一八四七	四	三	四	扇橋から「かまうす」までの川さらへ一二人
同	四	三	十七	東袋「百軒土居」の元広めのために夫丸数八七人で行う。
同	四	六	二	大洪水田、嶋畑水下となる。水下の坪は、西袋・東袋・井手口・菰牟田・懸橋・中袋・天神免・広田・新ヶ江・禿ら・猫江・餅増田凡そ一〇町歩
同	四	六	四	漸く大洪水引はじめる。

同	四	六	十八	十七日夜大風雨志久村往還下の田畑汐水下となる東袋土井三ヵ所切西袋土井二ヵ所
同	四	六	二十	災害復旧東袋三ヵ所汐止夫丸五〇人西袋二〇所汐止夫丸五〇人
同	四	六	二十六	前代未聞の大洪水北方郷の村々不残水下となる。焼米堤野越崩れる。汐土井の切所東袋百間土井復旧工事夫丸八〇人五ヶ所、水町堀菰夫丸五四人二ヶ所、西袋坪夫丸二〇人三ヶ所
同		四	二十八	大風雨の被害と復旧志久村分
				水下になった田畑往還下田六〇町歩、嶋畑一〇町歩、往還上田一五町歩
				家屋被害浸水家屋五〇軒、山崩による倒家二軒
				道路牟田浦道筋三ヶ所夫丸九八人寺久峠筋夫丸六人、反田坪二ヶ所
一八五二	嘉永	五	九 十四	志久村大峠山道作
一八五五	安政	二	五 十九	大洪水志久村舟で往来二十日洪水
一八五七		四	二 二十四	大峠の新堤普請方始まる。
同		四	三 二	新堤の普請方終る。
一八六二	文久	二	四 二十九	百間土居に新井樋築高さ二尺横二尺五寸内法長さ四間
同		二	五 一	百間土居に新井樋をはめる。
一八六四	元治	一	三 二十一	志久村岩永坪の井樋修理大工手間二工を費す。
同		一	五 三十	大洪水大峠川筋五間切れて被害多し
同		一	十 九	志久村永谷山で御前の奥様一行三〇人で松茸狩

清水谷炭山年表

西暦	年	月	日	記事
一八四〇	天保十一	十一	三十	志久村の湯牟田堤下に石炭堀を発見堀仕組願出のため調査を命じられる。
同	十二	十二	二十九	湯牟田堤下の石炭掘、焼方願長尾村の弥三郎川内村藤吉両名願出

	一八四一	十二	一 二	運上金三〇両を月割に納めたいと願出、志久村徳十願出たが焼米村炭山同様銭無し掘方は出来ないので徳十儀は差はずしとする。
同		十二	二 十九	湯牟田堤下石炭山の引渡をする。
				湯牟田堤下石炭の悪水路掘方を始める。掘仕組人夫多久町幸平四下村安太郎六角村吉蔵同三右ェ門の四人
同		十二	三 二十二	清水谷に石炭掘方願あり、御勝手方役々五人と検分
同		十二	十一 二十六	清水谷石炭まぶ封印さる。
同	一八四二	十二	十二 二十五	清水谷石炭封印を勝手に一〇〇樽売却長尾村新太郎、友三郎咎められる。
同		十三	八 十七	清水谷石炭間婦で盗堀中の原田村の者石崩にて圧死
同		十三	十一 二十九	清水谷石炭掘方再検分
同	一八四三	十四	二 十一	清水谷石炭を須古領が仕懸る。十三日新間婦を開ける。
同		十四	十一 三	清水谷石炭の焼ガラ須古家中から検分される。
一八四四		十五	二 十一	清水谷の炭山悪水の為に畑・田の野菜も育たずと五人の百姓訴
同		十五	四 十一	清水谷炭山請元須古領運上銀に差支え熊副山に炭山替申請
同		十五	四 二十一	和蘭陀人が通り清水谷炭山に立寄り間婦の深さ炭質を聞いて一里松からかごにのる
同		十五	六 二十六	清水谷炭山の悪水のため植田の苗が育たないと申立てる
一八四五	弘化	二	十 二十二	清水谷石炭山壱里松左の山往還下まで崩れ交通の支障を来たす。
同		二	十 二十四	壱里松横の山崩は炭山によるものと見分する。
一八四六		三	三 十九	清水谷炭山間婦封印される。
同		三	三 二十四	清水谷炭山の悪水路さらへを行う。夫丸三五人
同		三	五 二	清水谷居住百姓四戸、閉石炭山跡悪水路がつまり焼ガラが田畑に流入野菜までできぬようになったと愁訴
同	三	五	八	八、九両日で清水谷石炭山の坑口をふさぐ
一八五七	安政 四	六	二十二	清水谷石炭堀方にて悪水流込難渋の者へ補米を支給

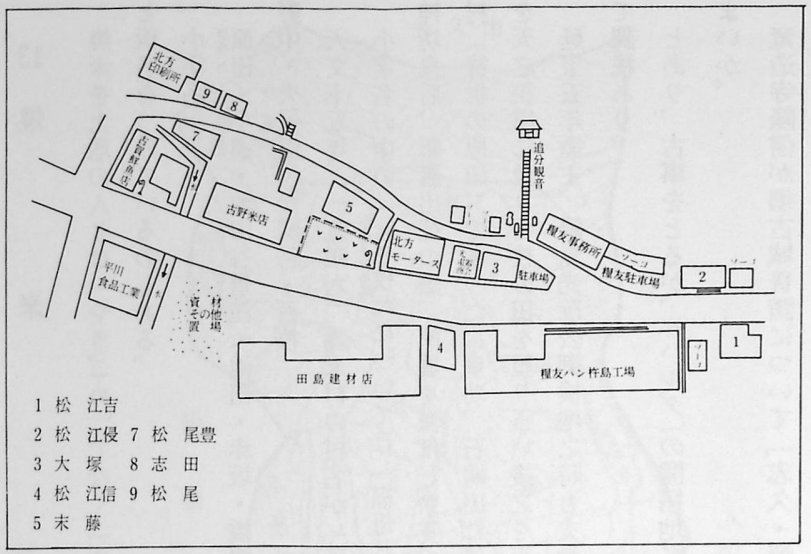

追 分 街 路 図



追 分 古 絵 図

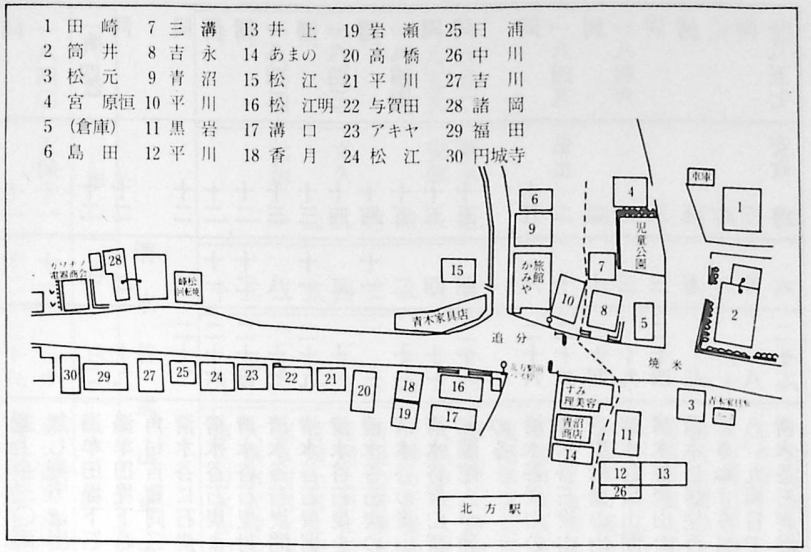

追 分 街 路 図

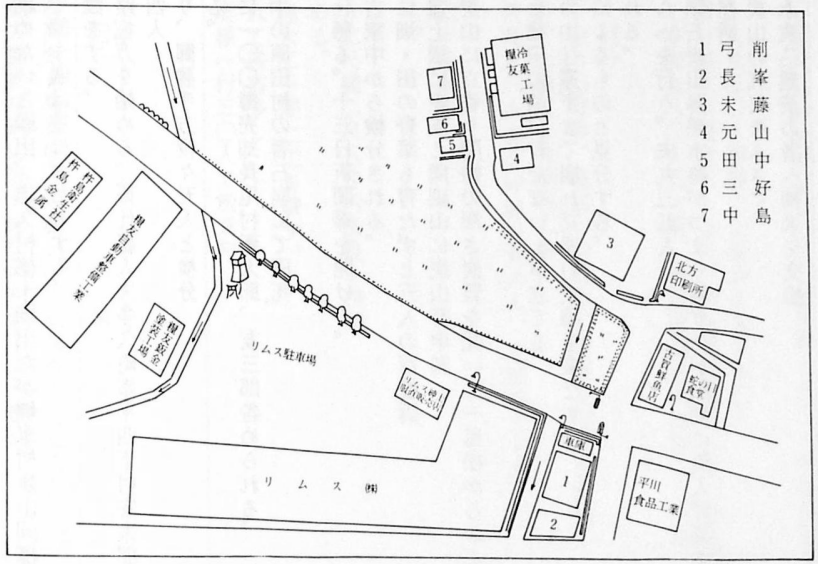

追 分 街 路 図

13 焼　米

焼米を土地の人々は「やきごめ」でなく「やあごめ」と発音している。郷村帳の中には「ヤイゴメ」と仮名をつけているのもある。

小字名

原田・小通・池田谷道江・池田・赤坂・橋津・島ノ内・西ノ浦・西中谷・東中谷・イゲ谷・笹ケ谷・野中・火保田・松浦谷・百枚。

天文十五年（一五四六）焼米村の村名が「武雄神社文書」に見える。

小字名の中の「百枚」については「福母八幡社の由緒」に

神功皇后、新羅出征の際、熊襲を滅ぼし余党の大鷹渠師、小鷹渠師、熊足彦の三賊を討ちその住所春田村（後世の原田）であった。皇功、石崎山に佩刀一口を埋め玉い、此処の鎮護神となし玉う、その祭田を天之狭田に像り百枚の田を墾り玉い後之を百枚田と称し

延宝五年領主、鍋島光茂公御検地之時も丈量もなく貢米も課せられず、嘉永年中御山方役局より始めて課税あり。

とあり、古事をとるが、「ハルダ」の開拓地名からみると傾斜地の棚田景観から命名されたのではあるまいか。

竜造寺隆信が須古城普請について「志久・焼米・山口・多久之夫丸鍬鎌被申付馳走肝要候」と書状を





焼米　（昭和48年３月23日撮影）

長信に出している。が年未詳であるも天正期のものと推定されるので、この頃は竜造寺領であった。

慶長絵図に焼米の記入がみられる。貞享四年（一六八七）郷村帳には杵島郡橋寄下西郷の中に

一、焼米村・野中村

とあり、野中村は枝村であった。

佐賀本藩の鍋島治茂が白石地方の用水池として多久茂鄰（しげちか）に「中谷堤」を築造させた溜池を焼米堤と称しているが、寛政十二年申焼米村新堤床費地差出控があり、

中谷堤床費地之内田方に次の地名が揚げられている。

立石・山下・中田・鳥井前・鳥井ノ本・六反田・野中・山船津・中新開・柳元・はし津・南ノ前・西ノ浦

同畠方には

立石・休場・原・野中屋敷・野中・六反田・はし津・南前・谷・峯

があり、

永谷堤床費地ノ内田方には

一町田・永田

同井樋尻より道江入江水道費地には

西江満（えみて）

・かき副

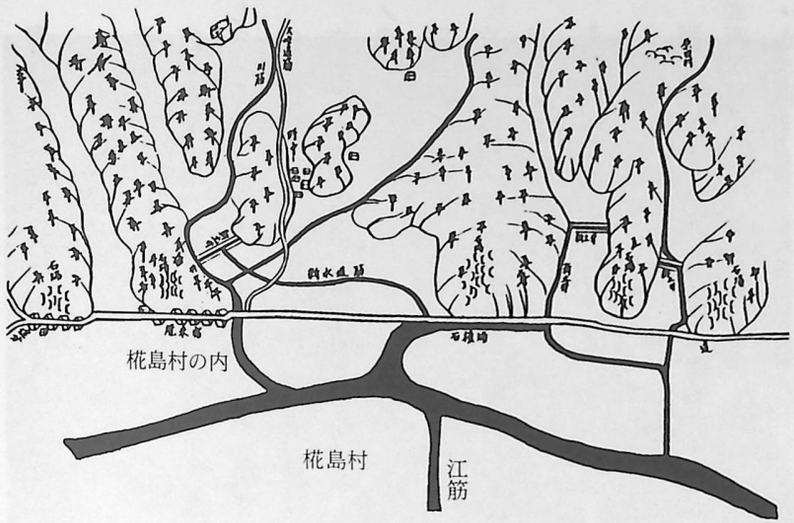

焼米村絵図より　溜池築堤以前の図(写)

水江谷堤床費地田方には
六代・土井ノ内・水江・小満江
中谷堤往還下田畠成には
深田・大路副
などがあった。

焼米堤

「丹丘邑誌」は焼米大堤として次の様に述べている。

焼米大堤　寛政年中藩延ノ築処封内第一ノ大堤ナリ。此代地瓦河内村ナリ。後変シテ山口新山・小田小路村ノ内ヨリ出タリ。此水白石ノ田ニ漑ク。此大堤ノ北谷間志久村大峠ノ西南ノ方、長谷堤ト云アリシヲモ藩廷ヨリ堤内ヲ堀広メ大堤トノ間大ナル土井ヲ築キ、長溜リトナル。是水ハ直ニ大堤ニ入ル。

また、「疏導要書」は

寛政十二年橋下郷焼米ノ村ノ内・谷合の内瓦河内ノ村御蔵入と替地アリテ大ナル堤ヲ築立ケルニ数年ニシテ漸ク成就スル由、一躰場所ノ見立ハ至極且ツ谷ノ入モ長ク

水ノ掛入モアリ、悪水ハ直ニ六角江ニ吐出スコトニシテ辨利ナレトモ、堤床ノ地形低ク夫ニ随ヒ水道ヲモ低キ上、中途ニ六角江アリテ水引ノ勝手悪キニヨリ部越(はめこし)ト云水筧(かけひ)ヲ渡シテ、中郷マテ二里ハカリノ所ニ水ヲ引ケルニ、最初ノ目算ト違ヒ道法(のり)モ遠ク殊ニ中郷の地面高クシテ廻水思ハシカラス、耕作ノ助モ寡ク人夫ヲ費シケル程ノ功モ見ヘス、其ノ上右ノ水ヲ引ニハ年々水道ヲ浚ヘ、筧ヲ修復スルナト色々ノ雑費モアルコトニテ、中郷ノ農民トモ却テ難渋カルコトナレハ、迚モ末々マテ今ノ通リニテハ行レ難カルヘケレハ、何レトモ便利ヨキ仕形ヲモ工夫アリタキ事ナリ。

丹丘邑誌には焼米村について
山については

古場山　鹿無山　六代山　千年山　石場山　岸納山　観音山　地蔵山　辺牟田山　多志明器山　野山　深谷山　藤尾山　膓(すね)発志気山　松葉谷山　立岩山　八匁山　西浦山　永谷山　焼米山　原田山　竹辺牟田山　焼米村ニ隷ス

嶺　俗ニ峠ト云神道ニ古昔山ヲ越ルトキ嶺上ニテ道祖神ニ花ヲ手向ケケルヲ訛ニタウゲト云由ナリ。愚案スルニ山間ノタヲヲ越ルユヘ、タヲコエノナマリナランカト思。

と述べ峠の音は撓(タオ)に因ると考察している。

一、大嶺　西原ヨリ鬼鼻峯ノ西ヲ越焼米村ニ至ル処也。邑中第一ノ高嶺也。嶺、山崎ノ東、垂リ谷ノ路上、今並木ノ松アルハ、余、梶原能廣ト謀リ、官ニ告テ植タル也。　柴折嶺、馬神ノ並木松モ同シ。

と記しているから、筆者は大嶺を「おおとうげ」と読むか「おおたを」と呼んだかである。邑誌上欄に

旧大嶺焼米町ノ東ニ出ル也大池ホレル時今ノ路ニ変タリ。今又岡ヨリ越ルモ西原社建チ変シタリと追記し道路の変遷がくわしい。

大木　大低圍一丈以上ヲ記ス。名アル松ハ不満一丈、又小木ニテモ記ス。

一、原田山神松　焼米村原田ニ在リ。圍一丈一尺五寸

堤

一茨谷堤・辺牟田堤・隈上堤・隈下堤　倶ニ焼米村ニアリ。

焼米大堤　寛政年中藩廷ノ築処封内第一ノ大堤ナリ。堤上ニ竜王ノ祠アリ。仍テ竜王堤トモ云。此代地瓦河内村ナリ。後変シテ山口新山小田小路村ノ内ヨリ出タリ。此水白石ノ田ニ溉ク。此大堤ノ地谷間志久村大峠ノ西南ノ方、長谷堤ト云アリシヲモ藩廷ヨリ堤内ヲ掘廣メ大堤トノ間ナル土井ヲ築キ長溜トナル。是水ハ直ニ大堤ニ入ル。

津

一　焼米津　焼米宿東ニアリ。小舟ハ入。

橋

一　焼米土橋　宿ノ東出口大堤ノ野越ノ川ニ架ス。長サ五間程

郷村

一　焼米村　原田・宿・島内・赤坂・西ノ浦・笆(イ)ケ谷

と述べ、焼米堤から送水する水道を、六角川の上を横断するのに、掛樋をもつて流した。が舟行の度毎にとりはずさねばならなかった。これを「はめこし」といった。

現在隣接地大町町福母の六角川左岸堤防上に碑が建っている。それによれば、大正六年サイフォン式木管沈設して「はめこし」が解消、それが昭和十年に木管からヒューム管に改修した。北有明村・南有明村・橋下村・焼米溜池普通水利組合とある。

焼米堤を竜王堤とも呼んだのは、海童神社（竜王社）がもと、北部に鎮座していたのを溜池起工の時、現在地に遷座したもので、江戸後期の記録・絵図に竜王堤と見える。

焼米区長保存書類によれば



海童神社二ノ鳥居



サイフォン記念碑



海　童　神　社

明治十四年巳四月改正定約ノ分也

焼米溜池契約之証

第九条

寛政十二年（一八〇〇）旧佐賀藩地内、旧多久私領ナル焼米分ノ地所交換ノ該溜池新築ニ付補米トシテ多久私領ヨリ年々若干ノ現米被下候ニ付今度協議ノ上築切村外ニケ村ヨリ毎年十二月二十五日限リ四石二斗宛代償候ニ付テハ今後堤防其他修築土俵用等ノ土場ハ焼米分便宜場所ヨリ談シニ応ジ可差出事。

附リ有税地相当代価ヲ附シ、無税地ハ無代価タルベシ。

第十条

前条ニ掲記ス米四石二斗ハ焼米船場運送ノ上相渡ス可シ。若シ期限ヲ経過スル時ハ成則ノ利子ヲ附スヘシ。尚一ヵ年ニモ及事アルトキハ該敷地焼米分ノ所有権タルベシ。但シ現米受渡。都合ニ依テ相当価金ニテ請渡スモ妨ケナキモノトス。

第十一条

溜池渡船ニ付今度三ケ村ヨリ高金百円相渡タル上ハ以後所謂其持船ニ付右溜池普請等ニ何村需用スルトモ決シテ異存無之今度新調船費金八拾円之ヲ折半シ三ケ村ノ負荷金四〇円ナリ、乗余金六拾円、該利子ヲ以テ永遠三ケ村ノ部方ハ焼米分ヨリ請負之事

以下略

明治十四年巳四月

築切村　担任　川崎佐市

遠江村　仝　黒木辰之助

横手村　仝　坂井喜左ェ門

志久村　仝　宮原儀八

宮原儀三郎

吉永善六

野口勝助

前田平一

大崎村志久村戸長

飯守八郎

築切村遠江村戸長

右仲裁ノ人

西村文左ェ門

板屋保教

渋谷清六

松尾作之助

相川田米

以上　九・十・十一の三ヵ条を掲げたが、補米として四石二斗を焼米船場に運び十二月二十五日までに納入すること。耕作その他用として渡船を用意すること。が約束されたが、昭和八年の変更で六石に改められ、同二十九年二月二十四日の協定によれば「一〇石」の補米料となり、時の県知事鍋島直紹・北

有明外ニケ村焼米土地改良区理事長溝口岩男・北方町焼米部落代表坂本佐一の三人の署名印がある。

焼　米　宿

丹丘邑誌は

一、焼米土橋　宿ノ東出口、大堤ノ野越ノ川ニ架ス。長サ五間程。

一、焼米津　焼米宿東ニアリ小舟ハ入。

一、焼米村　原田・宿・島内・赤坂・西ノ浦・笹ケ谷

と記し、宿といっている。

御屋形日記は元禄七年（一六九四）十一月四日の記事に、焼米市相立心遣人被相立六斉四九之日也。とある。五日おきに月六回、つまり四・九・十四・十九・二十四・二十九日に市が立っていた。これは長崎街道と焼米津に物資が集散したことに因るものであろう。

同日記の文政十一年（一八二八）十一月十日の記事に、宿駅における諸商売品調をしたものの中に

諸通小宿商売之分　焼米宿

一、酒屋　一、烟屋・一、椛屋　一、油屋　一、材木屋　一、綿打　一、染屋　一、質屋　一、味噌醤油屋　一、細工人　一、草履　一、草鞋　一、飴料子　一、茶物類

などの商店が並んでいた。



焼米より白石平野への用水路

小宿のこととて宿泊する家はなく、休憩の場所で、同日記からいくつか拾ってみると、

享保十七年（一七三二）四月十五日、オランダ人カピタン三人塚崎から焼米村を通る。

同十八年四月一日、オランダ人焼米を通る。同年九月七日、御上使御通りのため、御宿の破家の修理、往還筋の荒田を整地拵る様に心遣の触を出す、焼米・志久・北方筋。同二十年四月二十二日、オランダ人今朝五ツ半頃医王寺筋より焼米宿を通路仕候。

元文四年一月（一七三九）

一、今日江戸参上阿蘭陀人、御領内罷通候ニ付而焼米宿、岡本源左衛門より御達覚、阿蘭陀人今、九ツ比ろ焼米宿何の滞無く通路相済し御注進為此の如く御座候

岡本源左衛門

福地卯左ェ門　様

宝暦二年（一七五二）四月二十九日、オランダ人今朝五ツ半時頃焼米宿を通る。同三年一月十七日、江戸参上のオランダ人昼九ツ時頃北方筋焼米筋を通る。同五年一月二十七日、江戸参上の紅毛人焼米宿を通る。

文化九年（一八一二）九月十七日、伊能忠敬の測量隊が測量しながら通過したが、時の焼米村庄屋善内が

測量方江相渡候帳面写

松平肥前守領分　肥前国杵嶋郡焼米村

一、高百三拾六石七斗
一、家数三拾七軒
一、村長東西凡七町三拾間南北凡弐拾町内四町居付・三町三拾間田畑野間
一、村内往還筋　八町三拾四間但志久村境より福母村境迄
一、村内街道壱ケ所但佐嘉城下へ道法六里
一、居村往還通申候但駅場立場無御座候
一、当村東出口より隣村福母村家居迄卯ノ方凡弐町壱間田畑
一、川橋長拾弐間但下ハ凡壱里江湖ニ落合
一、御朱印・墨印無御座候。寺社領無御座候。
一、寺無御座候。
一、社、壱ケ所、龍王社
一、名所旧跡其外前ニ同
一、遠山見渡、嶋原温泉山巳ノ方凡弐拾里　右之通相違無御座候也。

弘化四年にできた丹邱邑誌には

一、焼米村戸、四十六、口、二百八、男百十一、女九十七、馬五匹。

とあるので、三十七軒から四十六軒にふえている。明治十一年（一八七八）の戸口帳には、志久村のうちに枝村としての焼米村があり、六十七戸、三〇八人と増加し、昭和六年調では、焼米七十一戸、三四四人晴田十九戸、一〇六人。赤坂三十五戸、一一八人。新山（しんやま）十三戸、六十三人。合計一三八戸、七三

一人。男三六八、女三六三と増えている。同五十六年四月一日現在では世帯数では一八二・人口六七九。

焼米山の割石

北部の多久市多久町との境界をなしている標高二〇〇〇㍍の山から、南へ次第に低くなり、東西に走る国道三四号線付近で崖をつくり平地に移行している。この地形の変化は、大町断層に起因するもので、断層線の南部は滑落して、平野の地下に没している。

焼米の街村集落はこの崖下の道路沿いの狭地に居を構えてきたのである。

芳ノ谷層

北方町から大町へ国道三四号線北側の崖は、第三紀の地質時代にできた堆積層で、三七〇〇万年前の始新世と見られる芳ノ谷層の砂岩からなる。唐津線沿線の岩屋付近に発達するので「岩屋砂岩」とも呼ばれ、よく断崖を作っている。また、砥石として使用されるところから、俗称「砥石」という。この砥石と共に建築石材としても広く利用されてきた。殊に六角川から焼米津に水運の便があることが、昔から利用されたもので、享保三年四月二十九日（一七一八）の日記によれば、焼米石、福母石ともに六角川の舟運を利用して積出していたことがわかる。

享保十年（一七二五）十月二十四日の日記の記事に

一、二ノ丸御普請方御用石五拾六間分焼米ゟ差出候様ニと大野吉兵衛方ゟ申来候事

とあり、佐嘉城普請に焼米の石材が使用されたことがわかる。

享保十二年（一七二七）十月十三日の記事に

一焼米石場、武富清右衛門渡御馳走夫丸之義二百八拾人昨今迄ニ相拂申候尤北方郷御割付高五百八拾人内三百人成瀬ニ而材木下シ相渡右両所ニ而相拂皆済仕此旨為可申上如此御座候

安永七年（一七七八）九月三十日記事に

焼米山割石御用石として郷普請に六角町に積出

天保十四年（一八四三）一月六日の峯家日記に

焼米村ニ参り、石工松兵衛ニ咄合有之、其節金壱両右謝礼ニ而、松兵衛江相渡ス。

文政七年（一八二四）十二月二十四日同記事に

焼米、山代さいそく参

文政八年四月八日同記事に

割石見分、焼米江

焼米の石炭

前述の断崖をよく形成している「岩屋砂岩」の直上に、炭丈一・八―二㍍にも達する石炭層が夾在する。その分布は小城―多久―杵島―西杵にわたる広範囲に発達していたので、かつての鉱業所はこの地域に設けられ、数々の炭坑集落が発生し、国内外の産業に貢献してきたのであった。

文政十年（一八二七）福母村水江谷にて石炭掘方を始め、御私領内への掘進が問題となる。

天保三年（一八三二）北方の石炭山の堀方十一月中にて終り、十二月中で終る様に厳達あり、焼米も十二月十三日に終る様にとの達有り。

同九年（一八三八）三月八日焼米村の石炭の堀方願出、差免される。

同九年四月三十日焼米の石炭の性悪く焼炭にならぬため、生炭弐万樽を九月迄に他領に売出したいと願出る。冥加銀として銀一二〇匁を納める

同年十月三十日焼米村の救方として石炭の掘方を差免され掘出した石炭は焼炭にならないので四万樽の船出をしたいと庄屋、村役が願出る。

天保十年（一八三九）九月十日

焼米村の石炭山に西の方高見の所に新間(まぶ)婦を開ける。

同十一年（一八四〇）二月八日

焼米村の炭山で盗堀する者が出た（志庄日）

同年二月二十二日

焼米炭山の生石炭旅出を免され、生炭十万樽の取扱を焼米村庄屋十太郎に許可される。（志庄日）

同十二年（一八四一）三月六日

焼米村の石炭、池田谷より観音山の方が炭層が良く掘方願があったが竜王池の漏水と、水脈を断つ事になる恐れがあるので、観音山の石炭は掘方を差止める。

赤坂炭鉱の思い出　松江イワ　明治二十年（一八八七）生。志久追分在住。

これは松江イワさんが明治二十五―四十三年ごろの思い出を語って下さったもので、今年九六才の高齢であるが至って健康で、当時を回想しながら身振りを加えての話を速記整理した。

私の養父は宮崎袈裟八といって、元々多久の者で横尾又次郎（庸夫）さんとは隣組内であった。赤坂口の炭鉱をはじめんさった横尾さんのす、めで、鉱主さんの弁当持ちとして働きに来ていたといっていました。

二歳のころから養父に育てられたとです。物心ついたころは、日用品を商う店をしよんさった家で、隣に鉱内で使う「スラ」ば作りよんさる人がおんさった。「スラ」は木で作った台の下に鉄のすべりを付け、その上に竹かごば乗せたとば作りよんさった。かごは巾二尺、長さ間半（三尺）、深さ一尺五寸ばかい。この「スラ」は坑内から「ボタ」や石炭ば外に運ぶのに使いよんさった。私が学校に行く前は、坑内から「カリヤー」という麻なわで編んだもので両肩にかけて「スラ」道（丸太材を階段状に並べた道で坑道と兼用していた。）を、女の人が引いて登って来よんさったとば覚えとる。頭に手ぬぐいばかぶり、右手に「カンテラ」をさげ、左手に撞木（木製の長さ十五㌢位のピストル型の杖。しゃがんでスラ引きしたり石炭かごを背負うときに使用）といる杖をついて四つん這いになって、真黒うなって「スラ」を引上げて来よんさった。着もんは、かすりのごたあジュバンを上に着て、下半身には「マブキャーフ」（坑内腰巻のことで、太ももまでしかない腰巻。尻当の部分が長く、すわる時は、これで前を隠す。）をしてさい、足は爪先わらじばはいとんさった。そんころの炭坑は浅かったけんが、そいでよかったとやろう。こもぐ〳〵たいて入りよんさったのを覚えとります。

社宅は普通の納屋が、みんな割板のトントンぶきで、役人さんは瓦屋根で、赤坂谷の西の山の上におんさった。

石炭は集めて馬車に積んで赤坂入江の土場から舟で運ばれよったとばい。

小学校に行くごとなって新橋学校に通い出したぎ、北方駅が出来て、汽車の停るごとなった、まだ駅舎は無しいバンコの二つばっかいホームの所に並んどった。汽車の来るぎ駅の近くの人が鐘を振ってカランカランと鳴らして汽車の来るのを知らせていた。そのころは未だ追分は駅の前までは二〜三軒ばかりしが家がなく、線路の両側は芦原で、汽車を見に行った子供は、目のもうて「ウッコロブゴタッタ」という者もいた。その後、三年ばかりして家が建ちはじめ、今の駅前のようになって来た。

さて、炭鉱の話にもどると十歳頃（明治三十年）になると炭鉱は蒸気で動き、大きな巻胴（巻揚機）が石炭を巻揚げて、ボタは坑内で仕分けして運び出すようになり、石炭は高い桟橋から落として、下で選炭するようになり、土場への運搬も車道をトロッコで運び出すようになり馬車がなくなった。

風呂も大きな浴場が出来て鉱夫と事務所の人と役人さんの入るのが出来た。が鉱夫は男も女も一緒だった。

鉱夫の賃金は切符で貰い、この金券は他所では使用できず、両替は全部私の家に持って来よんさった。炭鉱では、この切符を正月、三月、五月、盆、くんちの年五回に分けて、現金に替えていた。これを五節句払いといっていた。この切符について思い出すことは、にせ切符が出来たことたい。そんころ炭鉱で商う者は「メゴ」いにゃあばかいやった。そうして帰りに切符は、うちの店で現金に替えて帰りよんさった。他に両替する所がなかったけん、商売人は悉皆、うちん店に来よんさった。ところがこのにせ切符が出はじめたことを、養父が見つけて何度も炭鉱事務所と千年山の駐在所に行来して、しまいに切

符の鑑定ばして、スボラカシ切符と手で汚れた本ものの切符を仕分けして、ニセ物があることを信じてもらい、このにせ切符を作り、使っていた魚屋の兄弟が捕まり、くどの上に、にせ切符ばよんにゆう積んどるとば見つけることが出来て、養父も炭鉱も安心したと。

十五歳になった頃に炭鉱売店を出すことになって、地元の赤坂・原田の有力者の方々と父が建てた売店の入札があった。ことを覚えている。売店は六間平の長屋だった。この売店で売る品物はなんでも売っていたが、主に日用雑貨で、荷は、野菜が佐賀唐人町から馬車や汽車で、小手田甚太郎さんが送ってくれていた。北方では野菜市場もなく、野菜もあんまり出来ていなかった。魚は有明の百貫から舟で土場（とば）に揚げていた。米は多久の岸川から麦や大豆類、小麦粉、そうめん、みそ、しょうゆは小城から、わらじは中通の犬走から車力に積んで山のごと来よった。このころの流行歌（はやりうた）に「米は十銭するサッコラサノサ」という歌がはやった。

漬物にする大根は毎年島原から舟で土場に揚げ、納屋の子供達に手伝ってもらい四斗だる五十本分の大根干しをしたもんです。子供達には帰りに黒砂糖などをこもごも渡しよったと、皆んな喜んで加勢してくいよった。

十歳の頃だったろうか、時々炭鉱の事務所で、みせしめというのがあいよった。悪かったことしたい、炭鉱から逃げたい、他所の炭鉱から引抜かれたいした鉱夫が、事務所のはりから逆釣りされて、そりゃあ、ひどか目にあいよらした。警察はあってもバクチは往還端にこもば敷いて、サーハレ、サーハレとというて、けんたい（公然）であいよった。バクチはサンツキ丁半バクチがあっていて、納屋道でも、

サーハレ、サーハレとかけ声をかけていたのを覚えている。そして時々人殺しもあった。子供はサンツキを真似て銭ツキというのをしていた。硬貨を投げて相手に当たると取るというビー玉遊びに似ていた。

十八歳の冬（明治三十八年）事務所の小使小屋から火が出て、納屋がどんどん燃えていって、西風にあおられ、ふとんが千年山を越えて堤の中で燃えていた。火は自宅の前まで来たが、家は焼けずにすんだ。この後数日間は納屋火事で逃げ出したネズミが家に押しかけて来て、一晩に七五匹も捕えたのを覚えている。炭鉱のネズミが全部来たと思うた。

その後は炭鉱もそろそろ寂れて、明治四十一年頃には家も十三塚に店を移した。

炭鉱がやまる少し前に、赤坂の中山さんが竪鉱を始めんさった。ばってん、炭に届かんうちにやめんさって、そいが赤坂口炭鉱の終りじやなかろうか。

奉　愁　訴　口　上　覚（寛政十一年十二月二日）の日記

今般於焼米村堤御築立相成候趣ニ付左奉願候

一　中ノ谷往還副御築立ニ付而者土井之内外江相当候家居弐拾軒、縄手東ニ同三軒、野中同六軒之所ハ立退候方不相叶、何も爰限難渋ニ奉存候事。

一　田畠共過半水下ニ相成候ニ付而ハ百姓中渡世作方之訳旦又相残候田畠も通路ホ拮候而者作方可仕様無御座、彼是運方失候参懸リ御座候事。

一　農隙之時分ハ薪其外伐稼を以焼米江筋杯出売方仕渡世送来候処是又道相括候付其儀不相叶旁難渋至極ニ存候事。

一　明神社扨又竜王之儀往古ゟ勤請仕置候処通路相括候ニ付而者破壊地に相成候外無是惶気毒存候事。

一　墓地三ヵ所引直不相叶是又同前至極難渋御座候事。

一　笹ヵ谷江も竈弐軒大峠村江も右同十三軒有之候処通路相括候ニ就而者百姓中渡世方ニ而ハ迷惑千万之参懸ニ御座候条右場所御築立之儀者被差免何率御繰方相成度就右者山下谷ゟ長谷筋扨又水江道江之谷三ヵ所之分御築立被下候。参道者有御座間敷哉何レも過分水相湛候深谷之場所ニ御座候別其儀ハ家居立退候ニも不相及明神社も同前ニ而墓所迄引直候ニ不相及中ノ谷筋田畠も相残夫丈ハ百姓中安心仕義ニ御座候条幾重ニも御慈悲を以中ノ谷御築立之義被差免被下深重奉願候事。

一　山下長谷道江右三ヵ所江御築立ニ相成候而茂水下ニ相成候田畠江者相難義ニ候得者何レ右代地ニ相応之場所脇村江不相求候而ハ作方相続可仕様無御座乍然地来零落者計リ御座候得共何分ニも以其儀不任所在候末右田地求候分之儀ハ相応之御助力被成下度深重奉願候事。

一　往還上下之田地右ハ谷水を以耕作仕来候然者右堤御築立ニ相成候上ニ而茂勿論是迄之通作水者相用候様可被仰付儀御座候得共尚又堅御仕組被成下度別而奉願候事。

一　右三ヵ所江堤御築立ニ付自然右田畠江蒔付迄候麦作取納不相叶通ニも御座候旨ハ右代御助力被仰付被下度奉願候事。

右之通奉願儀御座候条何卒御憐愍を以願之通被御聞届被下候様幾重ニも御筋々宜御執成可被下儀深重奉願候次上

未十一月

焼米村大峠村百姓中

庄屋善内殿

伺覚

今度焼米山中之谷江堤御築立ニ相成候由ニ而地類其外為見積郷普請方御絵図方役々去ル廿六日ゟ段々罷越追々権者方よりも被罷越趣ニ相聞候左候而翌廿七日焼米村際ニ東ノ山尾崎弐百間余之所土居築立之積ニ而土居形ホ相整被申候弥御築立之儀与得為決儀ニ而ハ無之趣候得共年来被申候廻水見計有之候末右中之谷ニ出来立候節者水道杯ニ被相達勝手能勿論水溜も過分ニ相見候得者御築立相成可申談就右者碇下ニ相成候谷々之百姓人家廿軒余引移候通被仰付候者而不相叶此者どもらはどなたニ落付可申哉御合力躰可被渡下義ニ候得共過分之儀ニて有之間敷田地を失其上移転ホも仕義ニも反的　渡世末々者路頭ニ相立候通成行可申哉難計相残り候百姓とても中之谷相塞リ候得者往還上下持来之田作通路相損可申尤勝手悪敷大廻之山道ホ者被相立可被下儀候得共農隙之時分柴薪ホ船場伐下シ躰之致事甚不弁利ニ相成旦墓ホ之引直彼是別而及難渋土居形ホ之節も直ニ右迷惑之次第見分役々承知被仕候通有之度存念ニ而百姓共荒々見分之場所罷出候由右者素リ年越卒忽之義無之様為立会罷出居候役々与申聞置実ニ至極及難渋候様相見候其末数廉條書をも仕置候得者役々内見有之候通相整迷惑之次第重畳申咄置無拠儀被相心得候哉一先中之谷差置東ノ谷道江水江両所見分被仕道江者定水寡水江谷内三ヵ所扨又西山付明神山より竜王山ニ懸三ヵ所都而六ヵ所見計ニ相成中ノ谷分水溜り之多小被相考候処六ヵ所之方過分多有之振替ニも相成左右ニ御座候併中ノ谷之儀ハ先達も見分之節御築立ニ相成リ候通役々見分前者相極素此節罷越土居形其外見計為被申義ニ而者百姓共ゟ相歎候訳合者何連別紙愁訴奥印ニ仕郷普請方役筋江今度立会候代官徳永純右エ門ゟ差出右を以筋々へ被相達何卒中之谷堤御振替ニ相成百姓大難渋不仕様被仰付方ニ而者有御座　間敷就而吟味仕候而可被仰付哉奉伺候次上

焼米堤築立の計画

焼米が築堤の対象になる次前に馬神谷が第一の候補地になったことは、『御屋形日記』の明和八年（一七七一）三月六日付の記事に、「馬神谷堤費地見分開始」。同八日には「馬神谷新堤築立決定」。安永五年（一七七六）十四日には「馬神谷堤床の見分、白石筋へ水道他に適地が無い時は此処に築堤したいと大崎村庄屋に伝える」、同九年（一七八〇）七月二十九日には「馬神堤床の見分御普請方」、翌年の天明元年十一月二十九日には「郡普請方見分」、寛政四年（一七九二）二月九日には「白石廻水のため、六府方より馬神谷と宮裾村牟田の谷を大見分、三月三日には「白石廻水堤床、馬神、牟田の両見分を行う」とあり、新に現朝日ダムになった牟田を調査している。馬神谷が水没地の民家が多かったためか、実施されなかった。同年の十一月十三日の記事から焼米がこれらに代って出てくる。「焼米堤築立経過表」に示す通り、七カ年にわたる調査の結果、寛政十二（一八〇〇）一月起工、一年三カ月にして、焼米竜王社に堤工事完成のために石造鳥居が奉納された。

住みなれた我が家を解き、ゆりかごの時から育ってきた土地から離れなければならなかった住民の心情は、さぞ胸がしめつけられたであろう。

新溜池が焼米村に築かれることに寛政十一年十一月二十六日に決定した。これに対して焼米村百姓は同十二月二日に愁訴

一　中谷往還副に築立になれば土井の内外にあたる家屋二〇軒、縄手東に三軒、野中（小字名）に六軒は

立退かねばなりませんが、妥限（これ以上のこと、最大の意）難渋と存じます。

一　田畠共に大部分は水下になり百姓としての暮に困り、これからどうすればよいか途方にくれています。

一　農閑期には薪其外伐稼を以て焼米江筋売出していたが、これも道がなくなり売出すことができず難渋至極に存じます。

一　明神社や竜王社は昔から鎮座のところ、これも破壊地になり、氏子としてこんなおそれおほいことはありません。

一　墓地三カ所の引直しができず、これもまた難渋至極でございます。

一　笹カ谷二軒、大峠村十三軒の家屋があるが、通路がふさがり当惑しております。

一　右之通りですから中ノ谷に堤築立になれば百姓中迷惑千万に存じます。どうか右の場所に築立てることを中止して下さい。それについては山下谷より長谷筋、それから水江道江の谷三カ所を御築立になっては如何でしょうか、受水のよい場所であります上に、家屋の立退の要もなく、明神社も墓所も移さずにすむことは云うに及ばず、谷筋の田畠も残りそれだけは百姓中安心しております。どうか中ノ谷の築立は禁止して下さるよう深重相願い申しあげます。

山下・長谷・道江三カ所に築立になっても、水下に没する田畠があり。早速難義することなりますので、その代地を脇村に求めて下さるよう御助力をお願いします。

一　往還上下の田地は谷水をもって耕作してきましたが、堤を築立になっても従来通り用水ができますよう工事をお願します。

一　右三カ所之堤築立については、そこの田畠えの蒔付けや麦作の収納も不可能になりますので、その分も御助力を仰付下さいますようお願い申しあげます。

右の通りのお願を申しあげますので、どうかあわれみの恩情をもって、お聞き届け下さいますよう、関係方面へよろしくおとりなし下さいますよう深重御願い申しあげます。

焼米村大峠村百姓中

未十一月

庄屋　善　内殿

焼米堤年表

西暦	年	月	日	記事
一七九二	寛政四	十一	十三	堤床の下見分
同	五	四	六	新堤床見分に役々入来大庄屋より注進
一七九九		十一	二十一	堤床の大見分の達
同		十一	二十六	御普請役一行入来白石廻水用の新堤焼米村に決定
同		十一	二	新堤築立決定に百姓中より愁訴
一八〇〇		十二	一	一月五日より役々小屋がけと決定
同		十二	二	北方郷大庄屋佐嘉表に呼出され新堤築立決定を申渡される。
同		十二	五	御普請方工事着手堤碇下の見分を始める。
同		十二	十	堤土井敷地の家立退仰付らる。
同		十二	十二	堤頭所在の三軒解家下命
同		十二	二十五	移転した一五戸に有付料屋敷代家引直料として定銀二七貫三五五匁渡
同		十二	二十六	移転先の大崎村見分、田畑を失った者に料米渡
同		十二	二	移転の二二戸の内一五戸仮移転、夕路木、熊副

同		十二	三	堤床費地田畑数一三町二反六畝二三歩水道費地焼米村八畝二四歩、大渡村一反
同		十二	三	○畝二○歩、福母村一反九畝一九歩
			十四	堤内に猿堤二ヶ所野中村堤二ヶ所ありこれも白石用水になるので永池堤水を定水
同		十二	四	として椛島村に引水方願出
			五	堤床となる六戸が道江谷口に移りたいと願出大見分あり
同		十二	二十二	新堤築立のため湯牟田堤筋に新道開設となるが津出不便のため新堤筏船を願出
同		十二	二十九	堤床になる石工・船乗・商人は此処を離れては暮せないので赤坂往還筋に移り
				たいと願出免される。
同		十二	四	白石用水の部越井樋はじめて江湖筋にかかる。
同		十二	十	焼米堤の普請方が終り十四日に六府方役々引あげる。
同		十二	十六	堤内運送用の舟筏諸漁猟の願差もどしになる。
同		十二	二十	焼米堤第二期工事並に永谷山堤工事開始
同		十二	十七	焼米明神社祭田二石六斗水下となり祭礼できないと訴
一八〇一	享和	一	二十六	焼米龍王社に堤成就にて右鳥居奉納さる。
同		三	二十一	中ノ谷堤築立となり竹木運搬のため弓田筋に新道開設されたが津に遠く再び堤
		四	九	池内船筏運搬方願出
一八〇五	文化	二	十九	堤築立により堤下の二町八反四歩水掛なく補償期間が切れたので延長を大町代
				官所に願出
一八一〇		七	二十六	堤築立後の絵図仕立の協議
同		七	十	堤下の焼米村と椛島村田畑水懸なく天水耕作にて補米年切のため欠米申出横辺
				田代官所あり
一八一八	文政	一	十九	焼米村百姓堤築立後耕作面積減少江湖北の椛島分の田地耕作願う
同	七	四	八	焼米龍王堤の野越切れる。
一八三七	天保	八	十	焼米龍王堤の内渡船極損になったので新造したい為に船筏の払下を焼米村より
		十二		願出

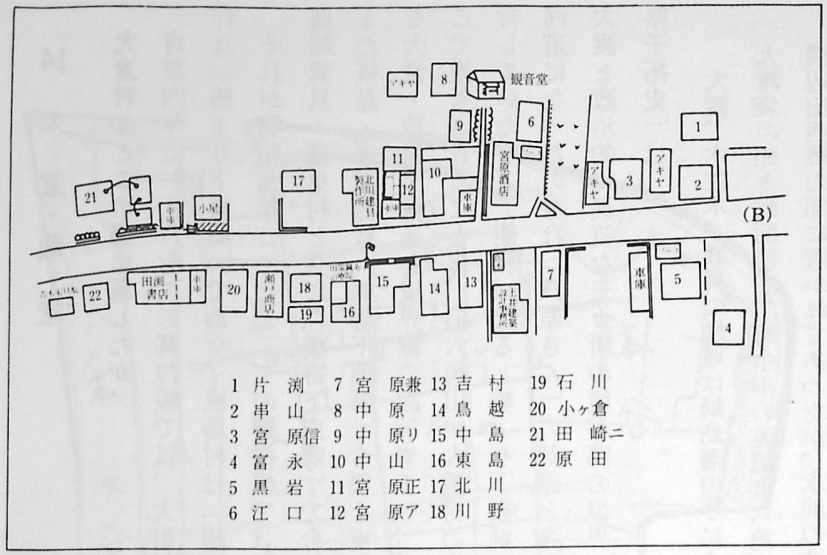

1 片　渕　7 宮　原兼　13 吉　村　19 石　川
2 串　山　8 中　原　14 鳥　越　20 小ヶ倉
3 宮　原信　9 中　原リ　15 中　島　21 田　崎ニ
4 富　永　10 中　山　16 東　島　22 原　田
5 黒　岩　11 宮　原正　17 北　川
6 江　口　12 宮　原ア　18 川　野

焼　米　街　路　図　(昭58年１月調)

古絵図



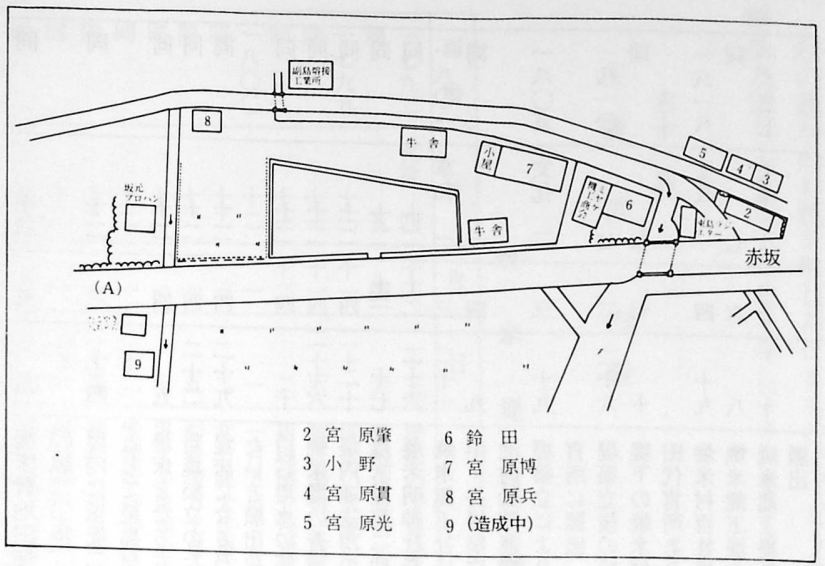

2 宮　原肇　6 鈴　田
3 小　野　7 宮　原博
4 宮　原貫　8 宮　原兵
5 宮　原光　9 (造成中)

焼　米　街　路　図

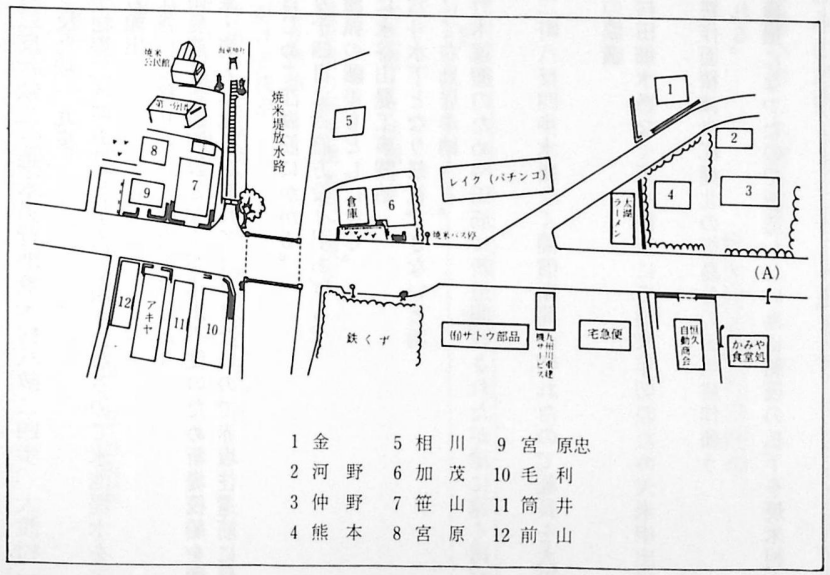

1 金　5 相　川　9 宮　原忠
2 河　野　6 加　茂　10 毛　利
3 仲　野　7 笹　山　11 筒　井
4 熊　本　8 宮　原　12 前　山

焼　米　街　路　図　(昭和58年調)

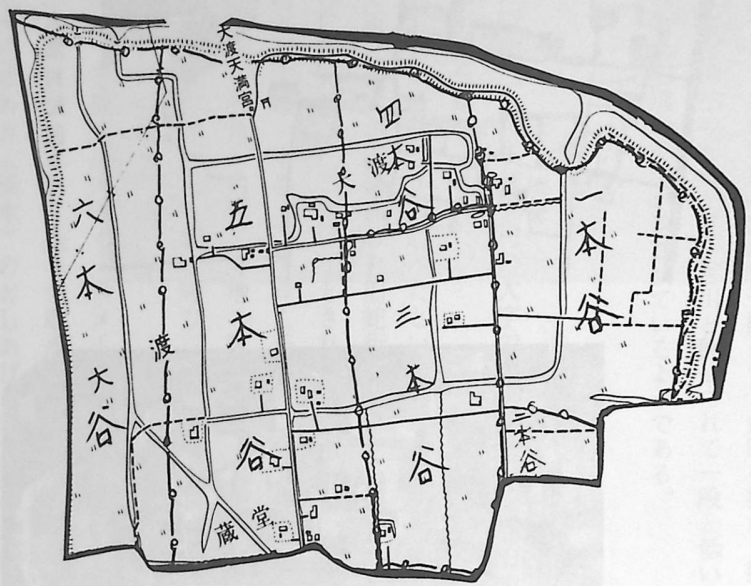

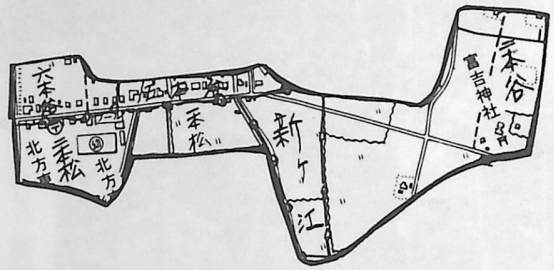

1:10,000

0 100 200 300 400 500 1000m

14 大渡・蔵堂

大渡村はどこの郷に属したか

貞享四年（一六八七）の郷村帳では、大町村や福母村と同じ横辺田郷に所属し、隣接の永池村や芦原村は「橋より下東郷」であり、椛島村は「橋より下西郷」であった。

それが明和九年（一七七二）の郷村帳では、大渡村は横辺田西郷に入り、芦原・永池小通・北古賀・岡崎箕具・鳥巣村と共に「橋寄下東郷」で今橋下郷ト云也とある。また椛島・医王寺は「橋寄下西郷」今橋下郷ト云也とある。今これを大渡・芦原・椛島を境界線で図示すると、左図のようになる。ここで推考されることは、旧六角川が大渡村の南を包むかのように蛇行していたこと、明和になると橋より下東郷に組入れられその頃現河道になったのでは「芦原さん」の芦原と多久領の椛島と本藩領の大渡と政治的に異質な三カ所の境が郷の境界にもなっていた。「佐賀県干拓史」は

大渡、木佐木、箕具の地域は鍋島藩の手によって干拓せられ、就中大渡袋の如き総面積二二町余歩の美田は六角川に位置したもので時に横辺田西郷の部に置かれてあったが、永池の造成に伴い六角川の河線



富吉神社

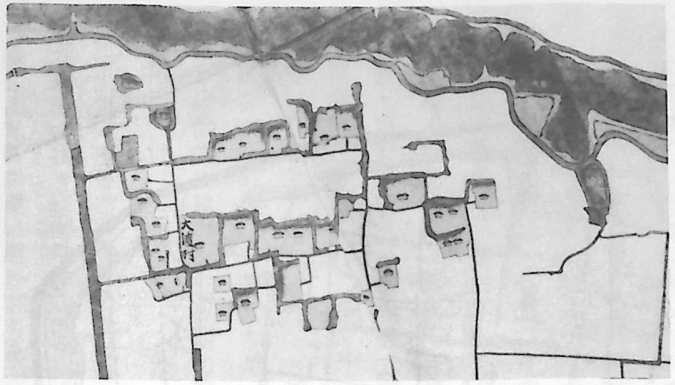

大渡村絵図

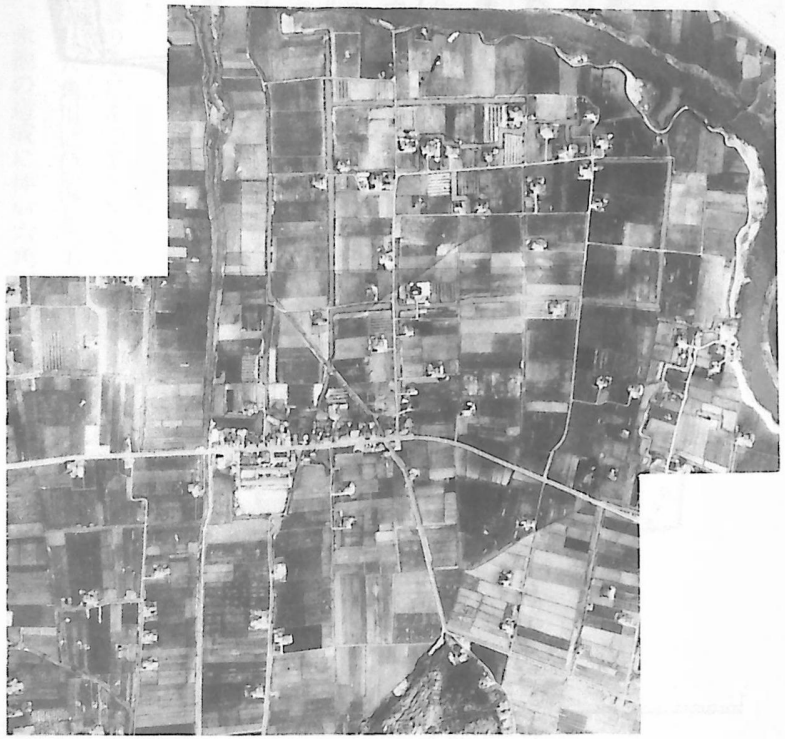

大　渡・蔵　堂　（昭和48年３月23日撮影）

を変更すると共に此処の鹵地を干拓して、良田を得た。爾来六角西郷の部に編入せられた訳である。今に蔵堂から富吉神社の前にかけ、古川と称せられて一段と低い田地があり、それが富吉神社の東部からは堀河として明瞭に旧道の一部が遺されているようである。

と述べている。

大　渡

大渡は昭和三十一年橋下村の大字であったのが北方町編入に際し、地内の喜佐木・鳥巣・岡崎・下箕具が白石町に分離編入された。

地名は六角川の渡しから起ったといわれるが、地名発生当時はおそらく、蔵堂江から箕具崎を経て、喜佐木で現在の六角川に通じた旧蛇行河川であったと推定される。

初見は仁治元年（一二四〇）とされるので中世か、それ以前に命名されたらしく考えられる。

小字名としては一本谷・二本谷・三本谷・四本谷・五本谷・六本谷の番号名になっているが、三十五・七ノ坪・三角・五角・六角・寺地・観音屋敷・寺屋敷・一ノ坪・八ノ坪と呼称される地名がある。富吉神社東の堀を「アオ」とり堀と呼び、水田の灌漑用水としていた。

あ　お（淡水）

有明海は、干満差が大きく、六メートルに達する時もある。この干満差を利用し、満潮にせき上げられた淡水を堀に引き入れて農水の取水が行われている。あお（淡水）取水の施設として井樋がある。逆潮による河川水あお（淡水）のおしあげを利用して樋門で堀に貯水利用するもので、これが排水不良の

一因となっていることもある。（佐賀平野の水と土）

蔵　　堂

江戸期の絵図に「倉堂江」と記されており、また蔵通の字をあてたものもある。小字名に一本松・二本松・新ヶ江があり、二ノ角・四ノ角・八ノ角・井樋下・三ノ坪・十九・ポンポン・九ノ角・箕具崎等の私称地名が残っている。

郷村帳では、貞享四年（一六八七）改のものには横辺田郷に

一、大渡村　喜佐木村

大渡村の中の小村として喜佐木だけ掲げてあるが、明和九年（一七七二）改の郷村帳には杵嶋郡西郷に

一、大渡村　蔵道

一、喜佐野木村

と記され、大渡村の小村の喜佐ノ木が独立し、小村に蔵道がはじめて出てくる。大渡村の右肩に「今西郷ニ入元橋下郷ノ内とあり、喜佐野木村の右肩に「同」とある。

享保元年（一八〇一）写の御領中郡村附には

一、大渡村　蔵童村

と記され、右肩に「昔ハ横辺田郷之内也」、左肩には「但江筋堀替ニ成ルモ後□」とあり、六角川の蛇行の曲流部がショートカットされたことがわかる。

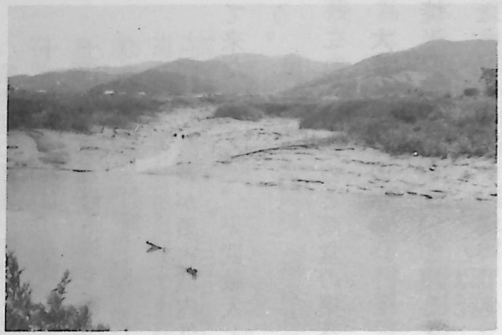

蔵堂江　近景は六角川

満潮時には六角川から蔵堂江を小型帆船が物資を蔵堂まで輸送していた。集落も街村形態を持ち、橋下村役場も従来蔵堂の民家を借用していたが、明治四十四年新築、橋下小学校もこの地に設けられた。

明治十二年、松本官市氏等成績優良ノ故ヲ以黒岩学務委員ニ引卒セラレ、橋下村ナル蔵堂ノ区務所ニ出頭シテ賞ヲ受ク。と「北方村誌」に掲げられるように後の郡役所・登記所の事務をとる区務所が明治九年設置されている。

同二十二年大渡村と芦原村とを合わせ橋下村と区域名称が定められた。時に大渡は岡崎・鳥巣・下箕具・喜佐木・大渡・永池の六カ村の区域で、鳥巣村が須古領地であった以外は佐賀本藩の配下であった。

芦原は椛島・医王寺の多久領・鳴瀬の蓮池領・芦原領主の鍋島家領であった。

大渡村と芦原村合併に際し鳴瀬は橘村に編入され、同三十八年には区制を改正して、岡崎・下箕具・鳥巣・喜佐木・大渡・蔵堂・永池・椛島・芦原・医王寺の十区となった。

昭和十九年四月二十九日北方村が北方町となり、同三十一年四月一日より杵島郡橋下村が廃され、医王寺・芦原・椛島・永池・蔵堂・大渡が北方町に編入され、岡崎・下箕具・鳥巣・喜佐木が白石町に編入された。

大渡村の氏神富吉神社もこのため、白石町に編入された四つの区民は妻山神社の氏子となった。

「水江臣記」の徳永八郎左衛門の項に

一五代已前之先祖岩永因幡志久村只今之社屋之處ニ住居候頭之子ニ宗二郎早世ニ男善左衛門須古ニ而深手負一間堀之御共奉候戸板ニ乗り帰申候砌蔵童之宿ニ而嘉瀬之光武蔵人と申者ニ討れ相果申候節蔵人肩を善左衛門切申候得共相果申程者無之由之事

とある。須古城一間掘の戦は「水江事略」に

須古城の要害一間塀（堀と書かずに塀とある）を攻め、城兵防戦はげしく味方死創はなはだしく天正二年十二月二十日はげみ戦て終に城を陥る。中略。城兵既に敗れ平井経治は百丁牟田を越て遁れ出る所多久の兵士行先を遮る経治逃るゝ道なく終に自殺す其臣今村杢允多久上野介箕具遠江守以下一間塀持口の敵数輩当手の勇士皆是を討捕。

と記され激戦が須古城内外で展開され、この戦闘で、前記の徳永善佐エ門が蔵童まで戸板に乗せられて来たところで、光武蔵人と戦い討たれたが光武も肩を切られた。しかし致命傷ではなかったという。

これからみると蔵堂の集落はこの頃すでに発生していたことがわかる。

大渡と福母の水争い

焼米龍王堤水を江湖を渡し大渡から白石へ送るについて福母八幡社に記録が残されている。それによると六角川を渡水する「部越（はめこし）」と称する井樋の維持管理は福母村で行なう事。その管理料として堤栓（せん）下の

淀み水の権利を福母村にあたえ、その溜水をめぐり大渡村と福母村が旱魃なるが為に起した事件を福母村重宝記録として残されている。

福母村重宝記録（福母八幡宮蔵）

寛政十二年（一八〇〇）申年竜王堤を御築立に相なり、白石中郷まわし水の水道井樋口よりはめ越まで土井御築立の節、焼米役屋敷より福母村庄屋村役御用につき罷出候ところ、御蔵方御役人加賀市郎兵衛様、まわし水方直塚杢之進様、御普請方平田藤兵衛様、郡目付石丸権内様何れも御列座にて、仰せ達せられ候は竜王堤床之義、今度多久御私領と御替地に相成候えば境目など後年まで異乱これ無くよう、役々よりきっと心づかい候様、勿論以後は福母堤と相となえ申すべく、さてまた右堤自然大洪水などの節、堤土井筋はめ越など破損之節は福母村より早速かけつけ、夫丸百人差出相防ぎ候様、これによって御替地三ツ枝谷地米拾四石余之所点役よけに仰付られ、かつまた竜王堤栓（せん）下淀水、栓もれ水の義、平日福母村へ流水いたす様もつとも栓下淀水の義は白石中郷へまわし水の節、御役さし越されおき候条、淀水の分は何日より何日まで中、何日夜白（ひる）相渡され下され候様、其節の役人え願出候様、ついては右まわし水の水道土井え勝手よき場所へ井樋相はめ候様、仰せ達せられ候につき有難存上奉り候段申上引取申候。



水論の用水路

其翌日右土井筋井樋はめ用の角材八丁程相渡され下され候様願奉候ところ、各様御吟味の上、角八丁焼米役屋敷より相渡され候。もつとも井樋作料銀の義は福母より差出候様仰達せられ、畏み奉り、早速井樋作立候につき場所御見分の上御はめ立に相成申候。これによって願奉り候は栓もれ水、栓下よどみ水の義末代まで福母村へ相渡段御記録相渡され下され候様しかるにおいては、福母村末世の重宝とつかまつるべく段申上候ところ、市兵衛様、杢之進様仰せ聞かされ候は、土井筋今度御はめ立に相成候井樋を末代の記録と相心得候様仰せ渡され有難き段申上引取申候事、其節の庄屋市右衛門、村役作兵衛義右衛門其翌日庄屋村役焼米屋敷罷り出、一昨日仰せ渡され候中郷へのまわし水相すみ候上、福母村へ相渡され下され候乞筈認様の義地紙仰せ付けられ下され候様願奉り候ところ、下役部やへ御申付に相成、書付差上げ候ところ、加賀市郎兵衛様御添削あそばされ左の通御書付相渡され候。

一御蔵入横辺田西郷福母村の分大旱魃に付当時堀川など皆もって底水までくみ上げ仕り、端々の義白割と相成、村内堀副水勝手よき場所も黒割と相成危急の場に御座候。ついては竜王堤栓下淀水の義中郷廻水相すみ候、只今何日より向何日まで夜白(ひる)引水差ゆるされ下され候様急に御手数相すまされ下さるべく候以上。

月　日　　福母村庄屋村役

廻水方御役所

一文化二年丑七月廿九日大渡村百姓共数拾人福母竜王堤井樋口に水車八丁相たて福母引水、これをせきとめ、栓下淀水を大渡へくみ渡候由承付候につき、福母村百姓共右の場所へ罷出さしとめ候へども一向承引つかまつらず、御役人様より御達を請いくみ取候由にて、中々相やめ候様子にこれなくに付、福母村百姓共立腹いたし先年厚き御達をこうむり罷在候ところ、よこしまに汲取候てはぜひなき次第相心得、右土井筋へ福

母引水の井樋を引明候ところ、大渡村より百姓共数百人罷出双方口論に及び候。其翌日郷普請方野中幸兵衛様古賀平兵衛様より福母村庄屋村役急用につき蔵堂村庄屋宅罷出候様、仰せ達せられこれにより早速罷出候ところ、仰せ聞され候は今度竜王堤栓下淀水を大渡村へくみ渡候様申付候ところ、何分の訳にて井樋を明け汲水を引落候や仰せ聞され候につき、庄屋村役相答候はそも〳〵福母村竜王堤栓もれ水栓下淀水の義は堤御築立の節福母村へ、流水仰せ付けられる段こうむり罷在候。しかるところ大渡村百姓共今度新規を働、水車にて栓下水を汲渡候分落合がたく御座候。御役々様御差図にて汲取られ候て一応御懸合候御座あるべく候ところ、何分の為も之(これ)なく、平日引水の井樋をせきとめ水を盗取候次第大渡村百姓共甚荒落の仕方につき、向後見ごらしの為御蔵方筋御違申上ぐべき段申候ところ、御両人様仰聞かされ候は栓もれ栓下淀水を福母村へ引請候何ソ証書証拠なども所持罷在候や御尋につき申上候は、竜王堤より中郷廻水の水道井樋口よりはめ越まで御築立候節、御蔵方加賀一郎兵衛様廻水方直塚杢之進様、御普請方平田藤衛様、郡目村、石丸権内様、各様御列座にて仰せ達せられ候は、栓もれ水栓下淀水の義は末代まで福母村へ引水仰付けられる段、仰せ渡され候につき左候て、末代まで福母村の重宝にしたく候条其段御記録仰せつけられ候様申上候処、右水道土井へ御はめ立に相成候井樋を、福母引水の証跡候条、末世の重宝と相心得候様、御演達遊ばされ候。そのかわりに堤土井筋はめ越など大洪水の砌、福母村より夫丸百人差出、破損などこれなき様心遣い仰付られ、旦又竜王堤底の分、多久御私領より御替地に相成候得ば、御境目など後年すこしも違乱これなきよう心遣候様以来は、福母堤と申唱候様かたがた御達しを蒙り罷在候段申上べく候ところ、各様はじめて御承知なされ候由にて重々御断仰せ聞され、大渡に汲渡候分相正され、大渡村庄屋村役同席にて仰渡され候は、竜王堤栓もれ栓下淀水の義は訳合これあり福母村へ引水いたし候様、前辺御達に相成居候由については向後大渡村へ廻水

仕まじく候段仰達せられ、下目付谷口祐助様より仰達候は以来右淀水を大渡村へ廻水いたし、喧嘩などに及候節は大渡村百姓共不調法に仰付られ候条百姓中へもきっと申聞せ置候様仰渡され候。

其節の庄屋市右衛門、村役作兵衛、義右ェ門

一文化十五年寅八月二日夜中大渡村百姓中三十人も罷出栓下淀水を大渡村へ引水いたし候由にて福母引水の井樋を土俵にてせきとめ、はめ越より大渡村へ引水いたし、右井樋に数人番仕居候段手付候につき福母村百姓庄屋村役罷出、右番の者共へ取合候は栓もれ栓下淀水を福母引水の井樋をせきとめ、理不尽に汲取候は何村の者共に候やしらべ合候処、百姓共相答候は大渡村大散使より差図を以汲取候由訳は、大潮にてはめ越押流れ候て相叶はずに付、重石のため流水致し候由申聞候に付庄屋村役より申候は、福母竜王堤はめ越などの義は福母村へ心遣仰付置かれ候に付役々より汐合見積心遣居候処、何ソ大渡村より差構られ訳これなく、昨朝今朝の汐間見積候ところに相成候得共はめ越の箱迄は四五尺も間これあり、しかるところ重石に致され候て部越の向をせきとめ水を溜置候て社圧石に相成べくの処、わずかの水を流水致し、重石と申される分、一円落合難く申分候。元来水を盗取候差略事と相見候に付、右大散使召呼候処、大渡村役の由罷越全役々より差図仕義の為にてこれなく、大渡村白割、黒割と相成、悲さの余り汲取候義、不調法の至一向申分これなく由申断候。然しながら先年も右様の義これあり、このまゝに承知致しがたくに付、きっと落筈をも取〆置渡結合候得共、重畳の申断わられ、三升樽に塩鯛二枚、大渡村役より差遣申され候に付役々より差返べく候処百姓共申候は、不調法の証拠に候得ば受用致すべきと百姓共持帰候事。

其節の庄屋勘兵衛、村役幾太郎、幾右ェ門

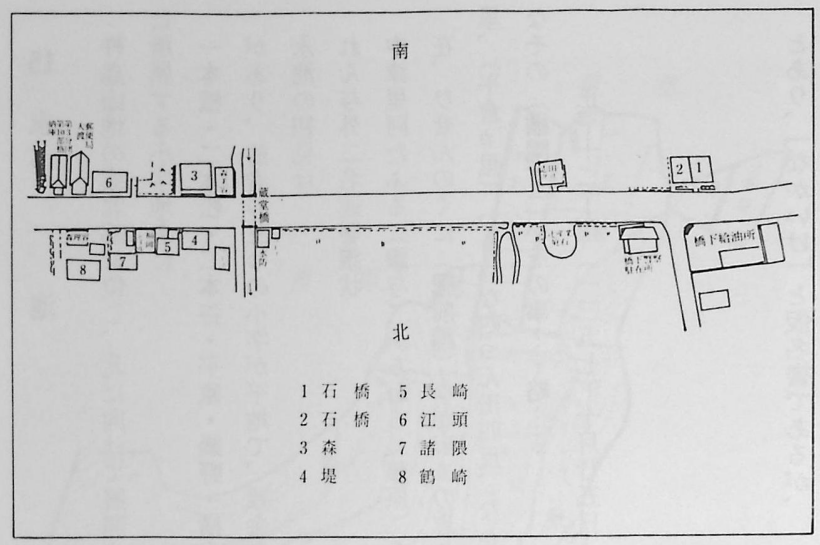

蔵堂街路図

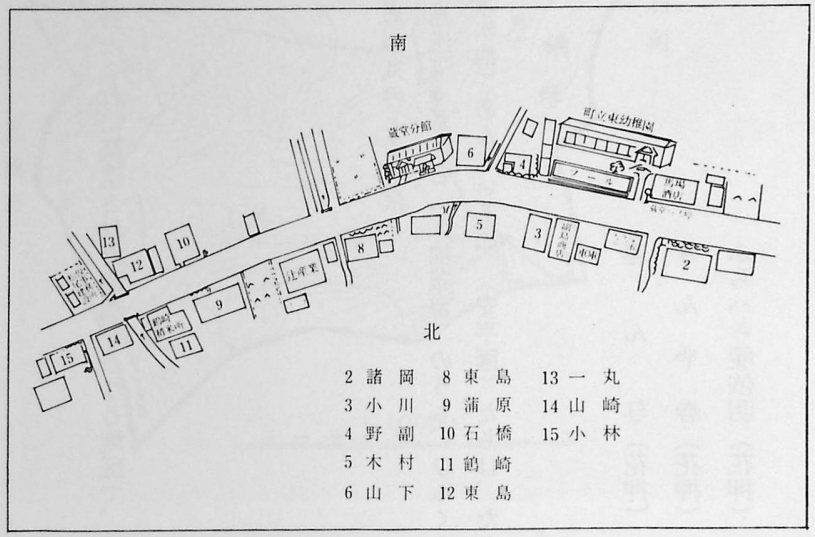

蔵堂街路図 (昭和58年作成)

15 永　池

杵島山地の東北部に位し、北に向けて展開する浸食谷とこれに築造された溜池からなる地区で、これに所属する小字地名に

一本松・二本松・二本谷・平原・鍋野・横山

があり、前者の三つの小字が平地で、残余は山地。

永池の初見は

れん与外二名連署譲状

中津里阿たふる（譲与）ふちわら（藤原）のちやうめい丸のところ尓在、ひせんのくに（肥前国）なか志まの志やう（長島庄）くちふる（久地布留）のうち、ひらくらか里、（平倉ヵ里）わういな四つん田四反、なかいけの（永池）あんへいその、（安平園）たちは、たち者なその（橘園）二かその事……略……

正平十二丁酉（一三五七）十月廿五日

連　ん　与（花押）

きんや春（花押）

ふちハら能依明（花押）

とあり、「なかいけ」と仮名書であるが、

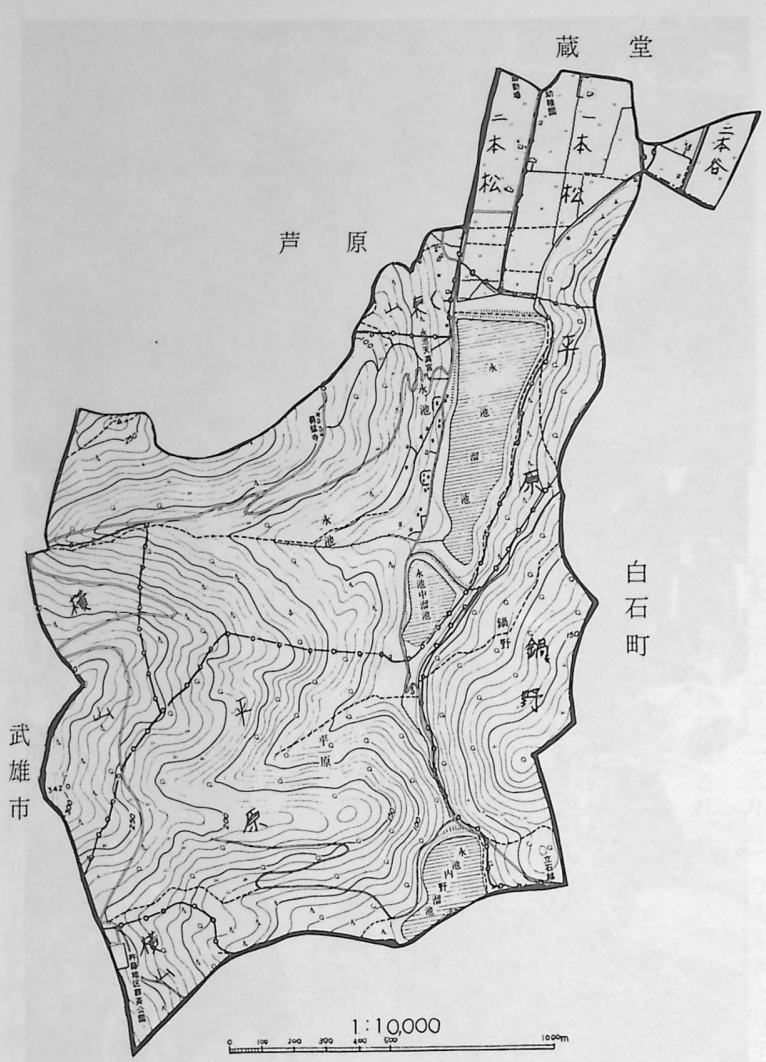



永　　池　（昭和48年３月23日撮影）

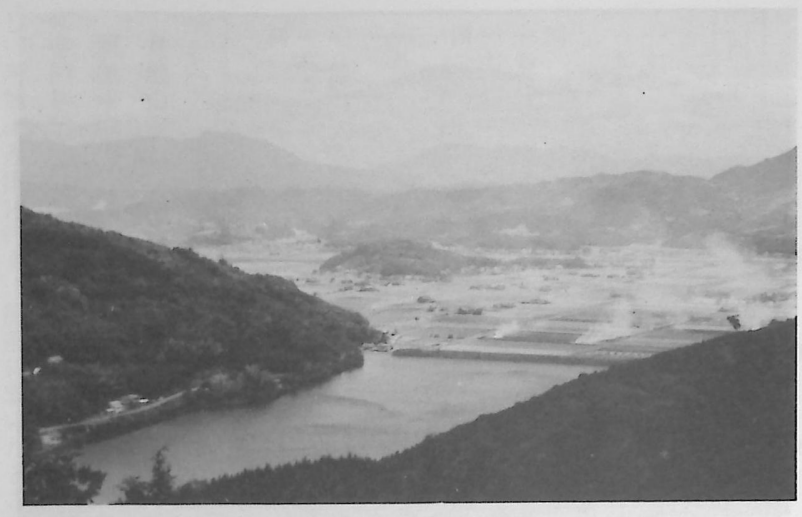

永池より桃島を望む

応永二年乙亥（一三九五）の橘薩摩公明所職譲状案には「永池村」と記載され、現在の書き方と同じである。

永池の地名については、永池が築堤されたので永池村という。とされるが、南北朝期の文書に永池村と見えるので、現在の溜池を築造してからの地名でなく、それ以前からあった池に命名されたものと思う。

「疏導要書」に

永池堤　三段

内ノ堤　百間位　中ノ堤百間　二百八十間位　下ノ堤百五十間　三百間位

白石郷以前ハ作水ノ便りナク天水ヲ以ッテ耕作ヲ営ムコトニテ年ニヨリ作毛ヲ損スル而已ナラス農民渇ニ及フコト度々ナル故茂安　思慮ヲ回ラシ堤ヲ築ク　予メ旱魃ノ備ヲ成シ農家ノ艱難ヲ救ハント其場所ヲ見立ラレシニ此永池ノ山　長谷ニシテ水ノ掛入ヨク至極ノ場所ナリトテ築カレシ由　寛永ノ末数年ニシテ漸ク成就シタリトソ　是御国第一ノ堤ナリ此永池ノ堤三段アリ　上段ヲ内ノ堤ト云　夫ヨリ



永池の溜池

一二町谷下ニ中ノ堤又下ノ堤トテニ段アリ
下ノ堤土井東西長五十間　敷二十間　高四間　辻三間
堤ノ入南北三百間余　中ノ堤土井東西長サ百間　敷十二
三間　辻二間　堤ノ入百八十間　内ノ堤ハ土井纔（わずか）ニ二三
十間ニシテ百間方ハカリ也　此堤ニテ以前ハ白石ノ作水
トセシ由ナルニ　後年ニナリテ土井外搦地多ク　新田所々
ニ出来テ水ヲ遠ク引ユヘ　只様廻水ノ便利悪ク成タルユ
ヘ　当時ニテハ永池ノ堤ハ六角郷・橋下郷ノ作水ニナラ
テ用ラレタ由ナリ
往ノ江ヨリ戸ヶ里村マテノ本土井ヲ五千間土井ト云　茂
安ノ築立ラレシ由　永池ノ堤ヲ築シ以前ノコトニテモア
ルニヤ　新田ヲ所々ニ開キ土井ヲ築シ右ノ堤ヲ引テ耕作
ヲスル様計ラハレシトソ云伝ルナリ
とある。

永池年表

西暦	年	月	日	記事
一七〇二	元禄十五	一	四	長池水流の事で芦原家来黒川貞右ェ門、代官中西孫兵衛佐嘉に下る。
一七一七	享保 二	八	十八	永池山狩大鹿二頭、猪一頭を獲る。
一七二四	九	四	三	殿様三日より七日まで狩をされ、鳴瀬屋形に泊、狩一番は永池山、二番は「かいらき」山鹿多く打
同	九	四	七	一昨日五日殿様御狩一番永池山、二番かいらき山ニ而猪鹿七ツ御打
一七四七	延享 四	十二	四	永池勇猛寺地蔵尊の建立
一七八四	天明 四	一	二十	殿様医王寺鳴瀬山、永池山にて御狩をなすと伝来たる
同	四	一	二十六	殿様永池山、鳴瀬山に猪一〇頭を狩る。二十三日には永池大福寺に休昼飯をとられる。
一八四一	天保十二	九	四	杵島山にて狩、鳴瀬医王寺山では狩無く、芦原山では鹿二疋に矢を射当になる。
一八四六	弘化 三	八	二	永池で殿狩を続け、坂田村迄狩
一八五二	嘉永 五	五	十三	永池堤上の池神様に堤水懸り村々の浮立奉納を大渡村から要請
同	五	五	十九	芦原村、椛島村にかけ井樋、永池井樋のはめ替方をはじめる。
一八六六	慶応 二	八	十五	永池井樋工事終る。 永池の池神祭で角力

月輪山勇猛寺　真言宗

医王寺の熊野三所大権現本縁記によれば、平重盛は父清盛入道の悪逆を和げるべく紀伊国熊野大権現に参詣祈願したところ、霊験があり、汝は生きながらえて祖先の跡を弔らうべしと。重盛は仏門に帰依し、所領の西国に行き、肥前に着いたところ、嘉瀬庄にて医王寺の住僧静覚と会い、伴われて医王寺に

到着。養和元年（一一八一）の秋、熊野三所大権現を建立、父入道の死を聞き、医王寺の側に遷化寺（千華寺）を建立。寿永二年（一一八三）日輪山安福寺（須古）・月輪山勇猛寺を建立した。

とある。

勇猛寺境内の石造物に、線刻不動尊像が自然石に刻まれているが長年月を経た今は像容も磨滅して明らかではない。拓本の結果では、クリカラ不動の二童子の脇侍の像が線彫されていることが判明した。

仁安三年（一一六八）四月十五日勧進僧教鑒の造立銘がある。しかし、書体や干支を欠く書式のために、後世追刻と見る向もある。

当初のものであれば、平安時代末期のもので県内最古の石像ということになる。

鎌倉中期の建治三年（一二七七）の記録に

ゆミやうし三昧田

ゆミやうし西谷の園

ゆミやうしもちう里のそのとあり、また南北朝初期の建武二年（一三三五）の記録には

勇猛寺坊地六坊

文明十四年壬寅（一四八二）



倶利加羅不動像（拓本）

十二月には

ゆミやうし坊地・廿一坊・一丁とうゆめん（灯油免）、三反三月田　（以上橘中村文書）

など、建立の古さを物語っている。

現在は無住で武雄市上滝の光明寺が兼ねている。過去帳で古いのは明暦二年（一六五六）や明和・元禄などの仏様が記される。

寺裏に県天然記念物「かえで」の大木があり、その横を登ると出水があり、そのお水を「理知の水」としている。その上方に白山権現がまつられる。白山大権現は橘公の氏神で当山に勧請して、毎年九月十九日に神事祭典をしてきた。この付近一帯を「寺屋敷」というと地元民が教えてくれた。坊地の跡か。

寛保四年（一七四四）三月五日付の「日記」に大渡村勇猛寺仁王門の記事があり、これで仁王を安置した正門が建っていたことがわかる。参道には一町毎に導き観音が建てられていたので、須古の水堂さん、日輪山安福寺のように宏壮な伽藍が備わっていたのであろう。現在の壇徒は椛島が大部分を占めるという。

永池の御狩倉

享保二年（一七一七）八月十八日の「日記」に第四代鍋島吉茂の狩の記事が見え

今日永池山御狩大鹿弐ツ御打あそばれ、猪壱ツ分はこの方犬へ拝領

とあり、御狩倉があった。勇猛寺より北々西の芦原方向に二〇〇メートル巾二メートルの空堀の跡があり、中溜池と下溜池の境に西から溪流がある。その溪流沿いに石土居（石塁）が絵図に描かれ、三〇〇メートルばかりで

北の勇猛寺方向に曲がり、大福寺を中心として畑・山林を囲む形になっている。猪鹿防の石土居ではなかろうか、現地踏査でその遺構が確認された。

この大福寺は消滅しているが、その跡地が集会所で仏像が安置される。「日記」に天明四年（一七八四）一月二十六日第八代鍋島治茂が永池山・鳴瀬山にて猪十頭を狩る、二十三日には永池大福寺に休憩、昼食をとられた。とある。

16 椛島

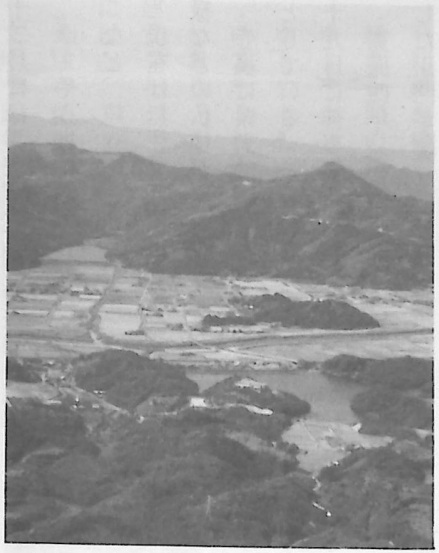

椛島を望む（鬼ヶ鼻より）

標高八〇メートルを最高地とする南北五〇〇メートル、東西三〇〇メートルの独立丘が平地に横たわり、北方町北部の丘陵と六角川をはさんだ南部の杵島山との水田地帯に、西方の久津貝と東方の椛島が字義通りの島状で対立している。

昭和五十六年現在では、四一戸で三班にわかれ、一班が新ヶ江・橋津・横枕。二班が東平の馬場北、馬場南。三班が西平。

芦原七〇町、椛島三〇町といわれているので、大凡水田の耕作面積はこのくらいであったのであ

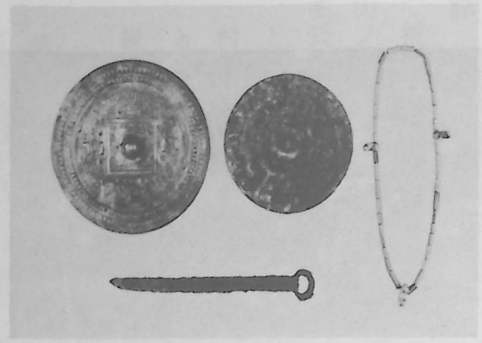

椛島山出土

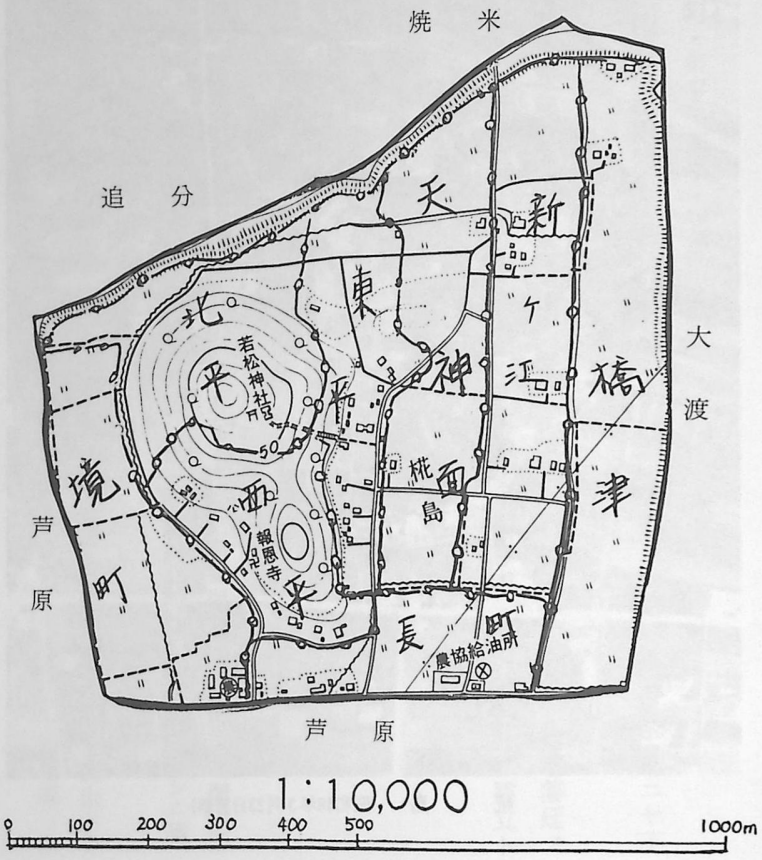



椛　　島　（昭和48年３月23日撮影）

ろう。所属小字名は

橋津・新ヶ江・天神免（てんじんめん）・長町（ながんぢょう）・東平・西平・北平・境町

一若松権現　神体伊弉冊尊（いざなぎ）　相殿小松重盛公ノ御子方ヲ祀ルユヘ若松ト称スル由　重盛公モ祀ニヤ不詳

椛島村山ノ頂ニ在リ　東南面宝殿九尺方　拝殿二間三間倶草葺　木神門一基　神門一基　社地藩廷ノ山ノ内　祭九月十九日　古来ヨリ神主邑外喜佐木村神主前田和泉兼帯社務報恩寺　此社重盛公ノ建立トモ云　冊尊祀レハ熊野権現ト思ハル

と「邑誌」にあり。「佐賀県神社誌要」には、

村社若松神社　芦原　祭神平重盛　菅公　豊玉姫　海津見　氏子三八戸

とある。

縁起については医王寺熊野権現のところで記録されたので略す。

一若松山報恩寺　椛島村ニ在リ　禅宗曹洞派須古萬歳山法泉寺末寺　客殿三間五間　茶堂　厨下二間六間　境内一段三畝二十七歩　税租米二斗三升九合三勺三札　免許地　国公医王寺御狩ノ時邑主君随ヒ玉ヒシニ猪、椛島山ニ入タルヲ狩玉ヒシ時　邑君斯寺ニ莅玉シ時境内免地ノ命アリ

往古小松重盛公建立ニテ真言宗勇猛寺末寺ナリシガ法泉寺二代俊岳和尚廃地ヲ再興禅宗ニ改メ　開山トナラル　若松権現ノ社務也　又薬師堂　天神祠　弁天　観音山自然石ノ石像寺中ニアリ　八竜祠　妙見祠　ウツロ観音　此ノ寺ノ知ル処也

開山俊岳和尚　文禄十四年六月四日化
中興養祝首坐年月知レス　前住命翁首坐正保二年十一月化　前住久芳上坐延宝四年五月九日化　再中興乙山長老宝永三年十一月廿日化　前住透天坐元　享保十六年十二月二日化　前住潭月坐元　延享元年八月朔日化　前住智源和尚　天明八年三月五日化　前住寛道和尚

とあり、勇猛寺末寺であったこと、後に須古の禅宗法泉寺末寺に代ったことが記される。「邑誌」また同誌に

一椛島山ハ旧邑封内アリシヲ天明年中諸所山巡見アリシトモ　藩廷ノ山トナル仍テ此村ノ受地トナシ山税ヲ藩廷ノ内務府ニ納ル也

とある。また同誌に

一椛島山頂上ニ城跡アリ　誰ノ城ナリヤ知者ナシ

とある。「多久家文書」の

竜造寺隆信書状

樺（ママ）嶋之構仕調　聢退衆へ番申付候志久村之儀地下仁以下へも稠可被仰付候須古城普請之儀も漸成就候条我等事明後日廿五可到帰陣覚悟候某内意之儀口上申候恐々謹言

十月廿三日　　山城守隆信　判

長信　まいる申給へ

平井氏の居城須古城は難攻不落で、竜造寺隆信は永禄六年（一五六三）から度々攻撃した。特に天正

二年（一五七四）には七月・十一月と攻め、十二月ようやく陥落した。隆信は須古城を改築して有馬に備えることになるので、この弟の長信への書状はそれ以後の天正四年ごろと推定される。椛島を須古城の出城として築かせた。しかしこれより以前椛島はその地理的位置や地形からして、陣地として利用されていたことが「藤山考略」に

永禄十年（一五六七）三月　日

大町惣領分の地を以って馬場善三郎某ニ附加一町ニカ所、是れ椛嶋砦を守（馬場豊前及び子の善三郎に至って之を守り大渡・椛嶋・木佐木・長池の衆之に副う）功労に依る

とある。

椛島主要年表

西暦	年	月	日	記事
一六九四	元禄　七	八	三	椛島江湖筋へ捨石を命ぜらる。
一七〇一	十四	三	十一	椛島水道の検分があった。
一七三二	享保十七	八	四	椛島村極飢者一四人大麦一日一合十日宛
同		九	八	椛島村飢者四三人大麦一日一合十日宛
同		九	三十	椛島村飢者五二人
同		十	四	椛島村飢者三六人
同		十	八	椛島村飢者一七人
同		十	二十五	椛島村飢者四一人
同		十一	一	椛島村飢者一三七人飯料大麦一日一人一合宛

同	一七五六	宝歴	六	十二	五
一七五八			八	三	四
同			八	十一	三十
同			八	十二	十三
一七六一			十一	三	十九
一七六九		明和	六	七	十
一七七一			八	七	八
一七七三		安永	二	八	十一
一七八五		天明	五	十二	
一七九一		寛政	三	四	十
同				六	二
同				六	二十三
同				六	二十五
同				六	二十六
同				六	二十七

一日五勺宛両日分粥施行被仰付佗人数一二五人

椛島村の内嶋村と申場所本村より清蔵と申者引移り田作仕度願出る。右之場所本村より汐越にて四町余り候。

庄屋病にて森小右ヱ門代役仰付らる。

元庄屋清兵衛宅を殿様お狩用の旅館に相出す様申下される。大工笹川貞右ェ門工事仰付

椛島旅館番之儀家主田端清兵衛相勤候

郷内塩・明松その外振売を停止している中に椛島村の惣之充と申者往還端にて宅々に立寄り、ござ・かめ・かさ・大縄を売り咎められる。

椛島村より虫入痛田の注進

椛島村の喜右ェ門と申者喜佐木村に身売し椛島江湖に水死体で漂着

久津具村の天神で厄病転除之願成就で村中篭をした。童達の相撲見物のため椛島村よりも渡船に先を争い乗ったため水舟になり驚いて飛込水不馴者共殊に壱人は幼年之者で溺死

椛島村庄屋、村零落のため、医王寺庄屋兼帯をしてきたが、何かと不便の為新庄屋を椛島村にもおく

椛島村と大渡村境絵図作成のため、佐嘉より役々城島三郎左ェ門と兵動半左ェ門村入をする。

椛島村作水大見分あり

椛島村への送水は志久村の湯牟田堤と烏川内池の堤嵩上をして、この水を江湖越し度しと送水方御普請方に願出

椛島村への送水願を見分に直塚杢之進大庄屋に来る。

椛島送水の部越江湖には専ら通船の往来があるので船の障りにならぬよう江湖底に水通井樋を整えるよう申立

その井樋場所を郷方郡目付見分に来る。

同				七	十九
同				八	十五
同	一七九二			十一	三
一七九七			四	一	八
一七九九			九	七	二十二
			十一	十一	一
一八〇〇			十二	五	十六
同				五	二十三
同				六	十一
同				八	四
同	一八〇一	享和	一	九	二
				三	二十四
同				四	一
同				四	十二
同				四	二十二

椛島村作水の江湖部越井樋は見分の結果新橋志久津にも支障なしと達あり

今日椛島廻水江湖底の部越井樋普請が完成役人立会の上通水

大渡村・椛島村境の江湖筋普請のために御絵図を仕立られる。

蔵堂江湖と椛島境にて境争論

大渡村と椛島村、蔵堂江筋の汐土井築立の土取場の争論、大渡村改めて江湖土の事で大庄屋に申入て大庄屋の裁決する所となる。

椛島村御山方検分終了畠畔残の物成三石六斗八升三合右代銀一二匁二分七厘

野山方〆めて六町九反六畝一五歩右地米八石九斗六升三合内畔四町四反除米五石二斗八升

福母村端に椛島村が支配する。天明神島を堤方の土取場として巾五、六間長さ三〇間を切取椛島村より争論

天明神島の土取場の一件で椛島村の庄屋村役代官所より罰せらる

椛島村へ永池定水の交渉のために西文蔵を芦原領に派遣する。

天明神島の坪数四畝二六歩江湖北の福母村汐土井外にあったものを白石廻水工事の為に取消し異議申立椛島村庄屋村役罰せられたが此度境杭を設けた由横辺田代官所より達あり

天明神島は瓦川内替地の中に入る事になり福母村の支配となる。

永池堤水を作水用として椛島村へ引水につき新水道の水請堀の見分あり

芦原村之内、新水道横巾五尺長さ二二間費地田一一歩夫丸一六人

椛島村之内五ノ坪新水道巾五尺長さ六間費地田三歩夫丸一〇人

椛島村東田之内廻水が行届兼ねる場所に新水道を願出の件を見分し十三ノ坪は元の水道を深広め水利を整へよと達せられる。

椛島村への廻水について白石郷須古郷協議しこの件に異議申さすと通水を差免す

椛島村より永池定水の椛島取入口を芦原口より一寸だけ広めて下さるよう願出

一八〇三		三	七	十一
一八〇四	文化	一	五	二十七
同		二	二	六
一八一〇		七	七	十
一八一二		九	九	十七
一八一四		十一	六	十六
同			九	二十一
一八一八	文政	一	四	十九
同			八	四
一八二一		四	十一	二十三
一八二四		七	二	二十七
一八三四	天保	五	四	二十一
一八三九		十	四	十七
同			八	七
一八四六	弘化	三	五	三
一八四八	嘉永	一	三	十七
同			三	二十
同			四	十一
同			九	二十二
同			十一	二十一

七月二日大風による被害椛島村汐土居切所一〇間五尺右の半崩八間汐入田八町三反

椛島村の御山方成目銀、銀二七匁七分畠一反に付米六升五合畦一反に付一斗升、木山一反に付銀七分

椛島村より他領へ身売願をする者一四人出る。

焼米村に新堤築立になり以後堤下の焼米村と椛島村の田畑水懸なく天水にて耕作となりその補米が年切となった為に欠米の申出を横辺田代官所に出す。

測量方伊能勘解由に庄屋よりの説明控によれば椛島村家数五四軒

大風で嘉藤次の家吹倒れて大怪我養生料銭一貫文を拝領

椛島村は志久村の寄村となり庄屋は志久村で兼られてきたが差支が多く庄屋を置くように咾五人が願出

椛島村永池堤水の分水して耕作方を願出

椛島村への坪石運搬を福母村の御用舟修理のために断られる。

椛島村の百姓庄屋咾の口米配分について不審をいだき寄合をし、科まり閉戸となり咾役源右ェ門は役はずしとなる。

報恩寺寛道和尚遷化後任は須古法泉寺弟子智宗二二歳が参座

椛島村報恩寺後任に台雲僧仰付られる。

芦原分四反田水路の椛島送り、芦原領志久丁三への作水元の通りとする。

田作油高橋より購入医王寺村二斗五升椛島村一斗五升、一斗につき五六五文

蔵堂境土井普請に六ヶ村（焼米、椛島、志久、医王寺、北方、宮裾）竈別加勢

椛島村の橋津汐井樋小屋掛方を家別夫丸で行う。

古井樋懸方を始める。

橋津汐井樋の部分を終り八ツ半時に埋戻方を終る。

椛島村の御蔵を修理する。

殿椛島一帯で御狩

寛政三年（一七九一）六月二十七日の「日記」に

椛島村作水用底井樋部越（はめこし）覚

一八四九		二	三	二
同			七	二十四
一八五一		四	五	九
同			八	二十
一八五五	安政	二	五	二
一八五七		四	八	十五
一八五九		六	二	十二
同			四	三
同			六	五
一八六三	文久	三	四	二十一
同			八	二十二
一八六四	元治	一	三	十一
一八六七	慶応	三	八	十七
一八六八		四	四	十四

椛島村中で大峠道作りをする。

椛島村十七ノ坪大切戸を普請はじめ

十二ノ坪往還井樋部分に芦原村役々四人私領方より三人大工手間二三工入前となる。

十七ノ坪に捨石赤坂より運ぶ

部越井樋に橋をかける。

橋津ノ坪に捨石二〇坪を行う。

椛島村の弥三郎夫婦が相次いで死亡、残された幼児三人を同村百姓貞次郎夫婦と百姓銀蔵が引取養育親切な介抱に対して褒美を下された。

椛島村の内島ノ内の汐井樋を新設し郡方より見分に来る。

井樋内法横二尺三寸高一尺八寸長さ四間

大洪水となり椛島村水下田一五町余水下畠五反余

三十二ノ坪に焼米より捨石

田に「さびゃー」が広がり、秋の凶作が予想されると村役徳兵衛外南目の庄屋願出

橋津汐井樋が極損となる。

椛島村に捨石を整えるよう達あり

十ノ坪に捨石「割石ニ坪」をする。

多久私領作水不順ニ付同私領志久村有来之堤笠置相整右余水を椛嶋村江致配水度右ニ付新橋江筋部越相整候段相願候処　場所御見分之上被仰聞候者右江筋専通船有之儀ニ候得者自然江底ゟ高ウ有之節者船障リニ相成哉ニ候条其通無之様取計可申旨被相達

とあり、志久村の溜池より引水して六角川底をサイフォン式で椛島に通水を試みる計画であった。

口達覚

長門私領杵島郡樺島村之儀一体作水無之場所ニ付、永池堤水通水を以押々作仕来候得共地道行届兼、旱魃之叨全分植付不相叶儀も有之是迄之儀者甚及難渋候。依之同郡志久村山付ニ堤築立旦地来有之候堤ニ笠置来相整、右流水ニ而新橋江筋江部越井樋を以作水ニ相用御座候。勿論江筋通船之支ニ者不相成通可相調儀ニ御座候条支所無御座候て右部越之儀被差免被下度奉願候此段筋々宜敷御　達奉願候以上

大塚三五兵衛
鷺田弥七兵衛

亥六月

とあり。椛島村は耕作用水が十分無いので永池堤の水をもって、どうにか耕作を続けてきたが、その水は全部に行きわたらず、日照続きの時は植付不能の事もあり百姓は難渋していた。そこで志久村の山ぎわに堤を築くか、従来の堤を高かめ貯水量の増加をはかりなどして、六角川（六角川といわず新橋江と呼称している）を「はめ越」井樋で通水したい。そのためには航行の舟に支障がないように整えるので、この計画実施にさしつかえがなければ「はめ越」工事を許可して下さるよう、関係筋えお願いというのである。

吟味覚

椛島村は以前から永池堤の分ケ水かかりで耕作してきたが、永池の水は白石郷に用水しているので、旱損はさけられない百姓のなやみであった。

別紙の通り志久村弓田之堤の堤防を高かめ、六角川（江筋）を部越（はめこし）にて用水を引く、この工事のため舟一隻新造方お願い。設置場所など見分したが、弓田堤かさあげ工事の外に烏川内堤の上手に古堤があるのを築立れば、椛島村用水は十分と思う。

江湖はめ越の場所は調査の結果、志久村側に四〇間余の所に溝を築けば別紙図面の通り椛島の方に通水することになる。「固部越」にてサィフォンの流れよく、部越の方法で吟味してほしい。もっとも今年は新堤築立は時期はずれになっているので、この秋から来春にかけて築立工事にかかり、この夏は弓田堤の整備をして、その水をひとまず部越で引水できるようにしたい。

これまで永池堤からの引水には、普請などのために銭六百―七百目また壱貫目も入費となることもあった。部越井樋の水廻がよかったら、永池堤水は椛島の用水にはならず、その普請の出前等を部越井樋などの修理にまわすことが出来る。部越井樋については請役所に願出至急御見分の上取かかりが出来るようお願したい。

……との意味のことが記載されている。かくて寛政三年八月十五日の「日記」に

一今日椛嶋村部越井樋成就ニ相成ニ付右見分被相整候……

と当初計画から二ヶ月ばかりでこの工事が完成したことがわかる。

今日このサイフォン式の通水施設はないが椛島のどの辺りにその跡があるだろうか。

西袋でもこの方式の用水計画があったが実現せず、焼米溜池の白石用水は六角川上を部越で通し、サイフォン式にしたのは大正になってからのことで、椛島のは六角川において最初に完工したものになる。

藩内で最も早かったのは伊方里市松浦町桃川に施工された「馬ノ頭井樋」で、慶長十六年（一六一一）成富兵庫の設計で松浦川底を通水するサイフォン工事が完成した。

地元の伝承や「疏導要書」等より推考される。



椛島の東側　条里遺構

条里遺構

町内における平地の地名に、数詞地名が各地にある。

○西　宮　裾　　十八
○馬　　神　　二ノ坪・丁ノ坪
○北　　方　　五ノ坪・七ノ坪・八ノ坪・九ノ坪・廿治（はたち・二十ノ坪）
○掛　　橋　　上丁三・下丁三
○医　王　寺　　三ノ坪・丁ノ坪

以上は地籍地名である小字名として町役場の字図にある。これを多久家文書にある田畠帳より地名を拾えば

○大　崎　分　　三ノ坪・七ノ坪・八ノ坪・二ノ坪・五ノ坪・

三十六・丁ノ坪

○宮　裾　分　　十八
○志　久　村　　三十六・十ノ坪・横枕
○医王寺村　　三ノ坪・藤ノ坪・十五ノ坪
○椛　島　村　　一ノ坪～三十六坪まで全部と北里

このように微細地名を拾うとぞくぞく出てくる。

佐賀平野同様に条里制が行われていたことがわかる。これらの中で椛島だけは、元文四年（一七三九）田帳に三十六全部の坪名が記載され、これで一つの里が形成された。同帳にある北里の地名は、これをさすのか、六角川以北の地名なのか、今のところ追求の手がかりがない。

数詞地名は処理上便利であるが、地名としては地元以外の者にとって不便だ。

芦原領との境界に境町・椛島丘陵の西側が西平、東側が東平、北側が北平と方角名でつけられ、今日では、若松神社参道（馬場）から北部と南部に分けられた。天神社の鎮座の土地が免租地だから天神免と呼ばれ、旧河道か低湿地の開拓が新開即ち新ケ江となり、蔵堂江湖に舟運がみられたために橋津の地名が生まれたのであろう。そして三ノ坪・七ノ坪などより、誰にでもよく了解される地名であった。しかし耕作上では坪名が持続されたので残存したものと思う。

其他の地名について

天神免の中に若松神社鳥居前を「前田」その南部が「横枕」その南が「長町（ながんちょう）」である。この長町の東

部の地域を「余尺（よじゃく）」と呼ぶ私称地名がある。前田については馬神の項で述べたし、横枕については高野、医王寺にも、この地名が残っており解説した。

余尺については類似地名に乏しいので解説できないが、中世領主の直営田に「用作」があり、その土地が用作地名になったのは各地で見られる。この用作をようじゃく、ゆうじゃくと呼んだのであろう。養着・夕作などを当てる。また、幼若、用尺などもある。椛島は条里地名が完全に残っておるので、中世地名の用作が「余尺」に転化したのではあるまいか、後考を期待したい。

「北平」から「東平」の六角川沿いに、新井樋と古井樋があり、「鉄砲講田」、「立番所」という所がある。天神田と前田とを区切る東西方向の道路を「ぎおんでー」と呼ぶ。

椛島の渡し

町内における六角川の渡しは、大渡・医王寺とここの三ヵ所あった。椛島の渡しは昭和三十一年椛島橋の架橋と同時に廃業された。椛島天神免居住の山田宅に次のような記録が保存されている。

① 明治三十六年四月十日許可の渡守稼業願書

大正元年十月八日再下附
渡守稼業鑑札
佐賀県杵島郡橋下村大字芦原千三十六番地
山田房吉
安政五年十一月七日生

（板札）
（表）

② 裏に上記の焼印

佐賀県
武雄警
察署印

③ 大正七年十一月二日の渡賃
六角川巾三十五間

壱人	二銭
駄牛馬	五銭
乗馬一頭	五銭
人力車	四銭
荷車	四銭
自転車	二銭
駕籠	五銭
二人持荷物	五銭
風雨割増なし	

④ 賃銭改定許可願

従来六角川上流ニ於テ渡船場稼業ヲ致シテ居マスガ最近、諸物価等ノ暴騰ニ伴ヒ現在ノ渡船賃ニ於テハ生計困難ナルモノニ依リ左記ノ通リ賃銭改定御許可賜リ度ク此段御願ヒ申上マス

賃銭表



昭和32年ごろの椛島渡し

一　壱人ニ付　　金弐拾銭
一　人力車壱台ニ付車夫共　　金五拾銭
一　自動車壱台ニ付人車共　　金参拾銭
一　二人持荷物人荷共　　金六拾銭
一　担荷荷共　　金四拾銭
右風雨夜間等ハ各通共五割増トス
昭和二十一年〇月〇日

杵島郡橋下村大字大渡下箕具七五〇番地
願人　田中治作　㊞
（箕具の渡し）

杵島郡橋下村大字大渡一七五番地
願人　副島善平　㊞
（大渡の渡し）

杵島郡橋下村大字芦原一〇三二番地
願人　山田十郎　㊞
（椛島の渡し）

杵島郡橋下村大字芦原四〇六七番地
願人　福田嘉太郎　㊞

（医王寺・七田の渡し）

武雄警察署長殿

昭和二十三年の賃銭改訂では

⑤　大　人　一円五十銭　十五才以上
　　小　人　一円　六才以上
　　自転車　三円　人共
　　二人持荷物　四円五十銭　人共
　　担荷　三円　人共
　　風雨十割増

⑥　昭和二十六年賃銭改訂
　　一人ニ付　五円
　　自転車壱台ニ付人車共　八円
　　担荷荷共　八円
　　右風雨夜間等ハ各通共十割増

⑦　昭和二年　定約証
　　椛島馬場北の各戸　玄米五升
　　同　馬場南　玄米三升
これは渡舟利用は無料であったためのもの。

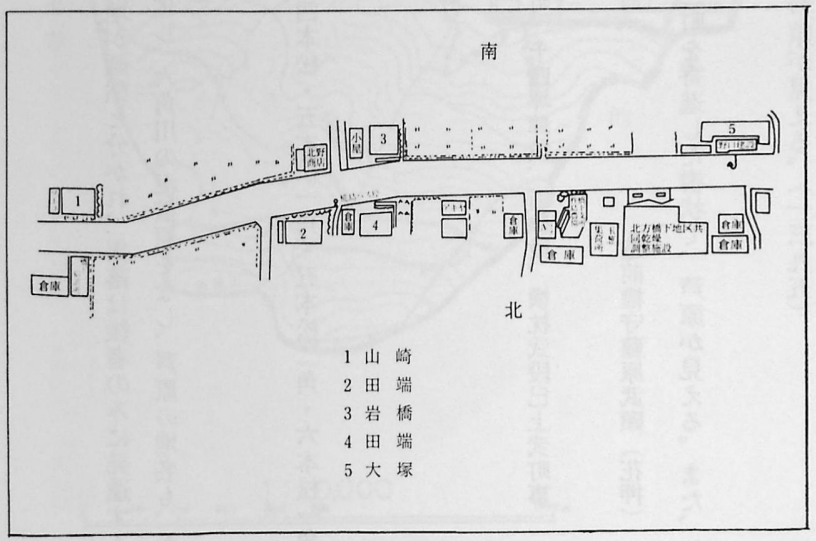

椛島街路図

17 芦原

杵島山地が急傾斜で六角川流域平野に没し山地と平地が画然と分かれ、集落は後者のみに発達する。洪水時に杵島山から見おろすと、平地の大部は湖水化し、六角川の氾濫原をなし、芦原の地名も、かつては文字通りの景観に与えられたものではあるまいか。

芦原所属の小字名

上八田・下八田・一本松・二本松・富永・三本松・四本松・五本松一角・五本松二角・六本松一角・六本松二角

芦原の地名は「武雄神社文書」の中に

奉寄進

肥前国塚崎庄武雄社

同国長嶋庄葦原平倉内安東左ェ門尉跡田地廿六坪壱町、十四坪肆段、南肆段、横枕弐段已上弐町事

正平十九年甲辰十二月二日

越前權守藤原武顕（花押）

正平十九年（一三六四）菊池武顕が武雄神社に田地二町を寄進した書状で、芦原が見える。また、「橘中村文書」の中に

橘薩摩公明所職譲状案（応永二年乙亥二月一日）に芦原が見える。（一三九五）

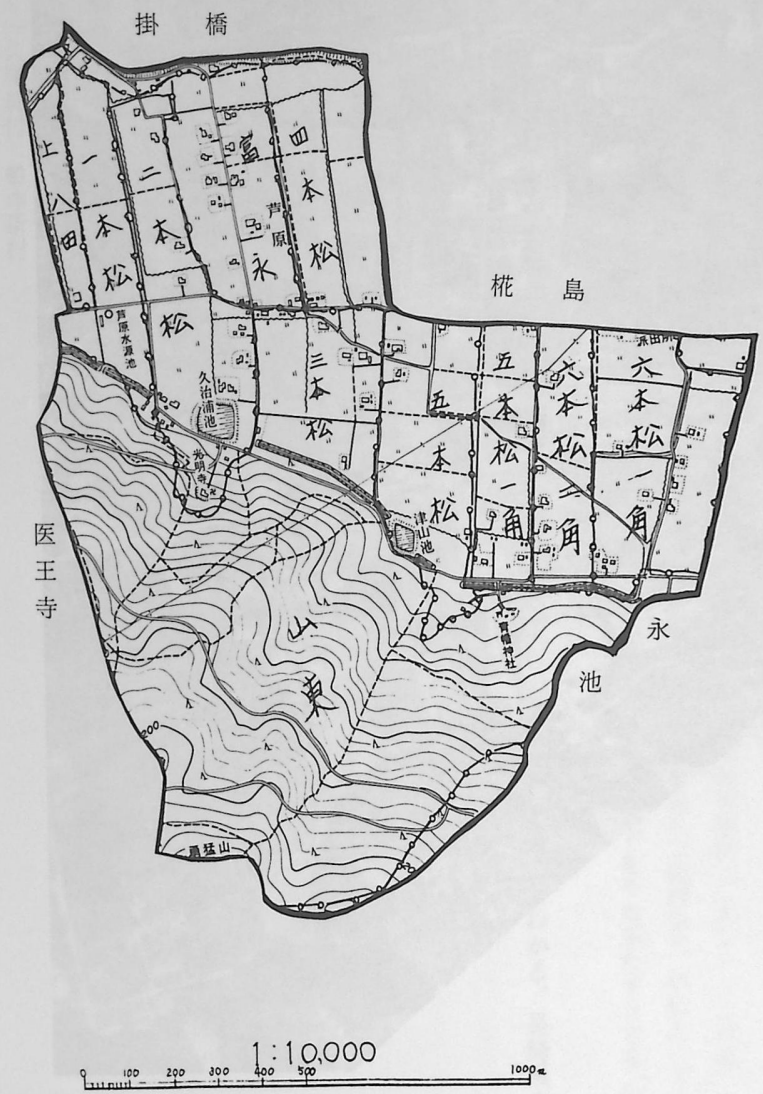



芦　　原　（昭和48年３月23日、撮影）

「同文書」の応永五年（一三九八）壬四月十八日付の某田地打渡状案に

ひせんのくに（肥前国）な可志まのしやう（長島庄）くちふるの村（久地布留村）、あしハら（芦原）ひらくらの内（平倉の内）、くちふるのまこ（久地布留の孫）四郎公明ちきやうふん（知行分）、中村のハう丸さろてん（相伝）にまかせて（仕）、田地十丁あんと（安堵）をなさるゝ上ハ、地下をうち王たすところ（打渡す所）如件

と仮名書にした芦原がある。これでみると芦原は久地布留村の内であったことがわかる。長崎県立図書館蔵の肥前国絵図には

文政元戊寅年（一八一八）七月預之

肥前国幷対島五嶋絵図　朝鮮人来聘之節

測量師伊能勘ヶ由ヨリ御借請

御写留之絵図御役方ヨリ被

相渡當役方ニ相預（以下貼紙のため不明）

御境方

と表記された絵図に「安志原村」と記入される。

貞享四年（一六八七）改郷村帳には

橋寄下西郷に

一椛嶋村　醫王寺村・七田村・折尾村

一久津具村　船津新村

橋寄下東郷に
一芦原村　久池浦村・冨永村
一永池村

と記され、椛嶋村と芦原村は隣接するが、東郷と西郷との境界になっていた。それが、明和九年（一七七二）改の郷村帳では、西・東両郷とも「今橋下郷ト云也」とある。

室町初期久地布留村芦原とあったのが、この郷村帳では芦原村の枝村として久池浦村となり、後に久治浦と書かれ、現在では光明寺前面にある溜池の名として、久治浦池として残り、呼び方は「くじゆうろう」として生きている。

江戸期の郷村帳からみれば芦原村の本村が久治浦村で、冨永村が枝村と見える。

正平十二年（一三五七）十月廿五日の記録に「長嶋庄久地布留の内平倉ヵ里」と見えるので、条里の里名として平倉ヵ里があったことがわかり、現県道以南に比定され、北部が富永であった。また「橘中村文書」に

丹波守某所領安堵状

肥前国杵島郡長島庄久治布留村内、芦原富永當知行分田地屋敷之事、任証文之旨、領掌不可有相違状、如件、

応永八年（一四〇一）六月十五日　　丹波守（花押）

津山弥五郎殿

とあり、また、
僧ちもん所職譲状に

ひせんのくに（肥前の国）な可志まの志やう（長島の庄）、津やまのむら（津山の村）のてんはくさんや（田白山野）能ちとう志き（地頭職）能事……略

延文五年（一三六〇）八月廿二日　　そうちもん（花押）

とあり、津山の村があり、津山姓をもつ有力者がいたことがわかる。青幡神社の西部の山麓に津山池の名として残存している。

青幡神社

伊万里市東山代町里に鎮座の青幡神社から分祠された神社が芦原に祭られている。

「佐賀県神社誌要」には

村社青幡神社　芦原
祭神　源融　菅公　海津見　豊玉姫

大治二年正月九日源久其祖融を山代郷に勧請して青幡大明神を号せしが、其後裔山代虎王丸源貞に至り、秀吉の命を受け本領は松浦豊前守に譲り、自身は幼少の故を以て三百町の扶助を受け、隆信に預けられ芦原後藤貴明の居城に移りしにより、天正十五年青幡大明神も分靈して今の社地に奉祀せり。爾後其の子孫並に村民の尊信一層厚きを加へたり。

明治十二年八月七日村社。氏子八六戸。

とあり、

鳥居の額には「青幡山」、右柱に文政四巳（一八二一）中春。川原善右エ門・川内野忠右エ門と彫ってある。

志田の青幡神社　塩田町久間　旧久間村志田に鎮座　地元では志田神社と称し、神殿に向って左側に弁財天石像、右側に天満宮の石祠がある。志田神社は芦原十太夫の祖先をまつるという。

「久間村郷土誌」に

一　志田村　地米一三九石鍋島千之允領とある。抑も此の千之允の本領というのは、杵島郡の芦原で物成九〇〇石、世に之を「芦原サン」と称したものである。尚芦原さんは、この志田村の外に坂田村・室島村・楢崎村の内にも、小配分があったように記している。芦原領の一部として志田村をば一体何時頃から領知されたかは、次の葉隠に載せた所によって、略々推定することが出来るようである。

一　鍋島十太夫繁九〇〇石杵島郡芦原邑主にして、松浦党山代茂貞、始めて鍋島氏を称す、その後なり。

とある。塩田町公民館蔵の芦原領関係文書の中に「寅四月朔日」と書いた絵図（半紙大）があった。おそらく元禄十一年（一六九八）戊寅四月朔日と思われるもので、小字名の「銭亀」付近の独立小丘に、



青幡山の額束



青　幡　社（志田権現）　塩田町志田

志田大明神、敷地六畝拾二歩、と記入され、東に「御山方畠」西に「千之允給田」南にも「千之允給田」北に「銭亀」と書かれている。現地を踏査したら、石祠に志田大明神、十太夫潔と彫ってあった。これが古宮で、現在地にまつられている青幡神社（志田神社）は、その後のもので社殿も立派になり屋根瓦に三星紋が入れられている。

白石平野の用水として佐賀本藩が永池の堤を築造。貞享四年（一六八七）に完工したといわれ、芦原領の永地・下箕具の地・地米四二三石八斗二升二合を返上、その代地として本藩領の坂田村の内、地米一三七石、室島村の内、地米一六石、楢崎村の内、地米一〇一石、志田村の内、地米一六八石、計四二三石余が芦原領となった。これによって新領地の志田に青幡神社が祭られることになる。後日坂田を踏査したがこのような事例は見聞できなかった。

久治浦の不動明王

久治浦池の西、山麓に不動さんを安置したお堂がある。その台石に

享保元歳（一七一六）丙申九月殺旦

鍋島十太夫昭敬立

家臣　加々良新五衛門義直
得永市左ェ門丈実
松浦五良左ェ門規
原　次良左ェ門興似
黒川八左ェ門宗勝
松浦忠五郎湛
松浦左五ェ門教昌
松浦伊右ェ門正

と刻んであり。他に

奉寄進　天明二年（一七八二）川原善八
寅十一月廿八日

が建っている。芦原鍋島第六代の昭時代の家臣名がうかがえる。

芦原さん

芦原領主を世に之を「芦原さん」と称したものである。と久間村郷士誌はいう。芦原は、南北朝期には橘氏系中村公明の所領で久地布留村や芦原の平倉村永池村を領有していたことが、「橘中村文書」に見える。

橘薩摩公明所職譲状案

譲与養子犬童丸所

在、肥前国長嶋庄内久地布留村、並芦原平倉□下村内田地、同庄永池村内田地屋敷等、（者坪付、在別紙之）地頭職等事

……略…

応永二年（一三九五）乙亥二月一日公明判

以後武雄領地となり、後藤貴明に子がなかったので、平戸城主松浦隆信の次男惟明を養子とした。室は須古城主平井経治の女である。ところが後、惟明は養父の貴明に反逆を企て父子の間で激戦となった。が竜造寺隆信は貴明を援けたので、惟明降伏。貴明は隆信に謝意を表し、和平を結び、牛津川以西、横辺田、志久一円を隆信舎弟の竜造寺長信へ割き、芦原の地も竜造寺の有となった。後、山代領主の山代孫七郎貞に賜わる。これが「芦原さん」

と世にいわれる芦原領主の初代である。

孫七郎はその後鍋島姓を与えられ、鍋島喜左ェ門尉茂貞と号した。室は平戸城主松浦隆信の女であり、惟明や、飯盛城主松浦丹後守親の室（幸松丸の母）は貴明の女であることから、武雄とは姻戚関係があり、孫七郎貞に芦原の地が与えられたものであろうと石井良一氏は「武雄史」で論じた。

自運山光明寺　曹洞宗

芦原の館に移り住んだ

後藤貴明は天正十一年（一五八三）八月二日芦原の館にて寂しくこの世を終った。年五〇。

貴明の館を寺とし、光明山自運寺と号した（山門に棟札があったという）自運は貴明の法名である。徳名貴明寺殿天皞自運居士。墓は光明寺にあり、今は自運山光明寺という。

天正十六年（一五八八）霜月に彫刻した貴明の木像は芦原の光明寺に安置すとある。

貴明木像後背銘
謹奉刻彫御影之事
後藤伯耆守藤原貴明公之尊像也
今安置於芦原之村光明寺者也
住持一伝叟佛師感定軒　敬白
天正十六戊子
霜月吉日
並後室　宗雪
孝子藤原家均
本願次郎左エ門尉

現在この木像は武雄花島の貴明寺にある。

芦原の定水

白石平野の用水源として、佐賀本藩によって築造された永池貯水池は、芦原領主の尽力によるところが大であったため、永池水の配分にあたり定水という特権が与えられた。



後藤貴明夫妻の墓

定水とは、白石平野の用水として溜池の水を流す期間中は、芦原にも引水が許されるという権利で、現在に至っても存続されており、芦原の農家は多くの恩恵を受けている。

「芦原百姓総さむらい、そうそう刀のああもんかい」と村人が口にするのは、領主が家臣団を従えてきたためか、それとも干天時に永池堤からの引水を、周辺の農民が羨望したものか、現在でも気位が高いといわれている。



山代虎王丸夫婦の墓

18　医王寺

医王寺の中に次の小字名を含む。

北細工町・南細工町・折尾・掘越・別法・西袋・深新ケ江・岩石・野中・釘ノ元・三ノ坪・丁ノ坪・野田・貝良木・樽正津・七田・勘取町・山西・谷内・谷西平・新坪

天保郷帳では伊王寺と書いている。

杵島山地の北部が急傾斜をもって六角川流域平野にのぞみ、北向の谷に三つの溜池が築かれ、その中の大きな池は深新ヵ江に用水されるので「新ヵ江堤」とも呼ばれている。


高野
久津具
芦原
武雄市
1:10,000
0 100 200 300 400 500 1000m

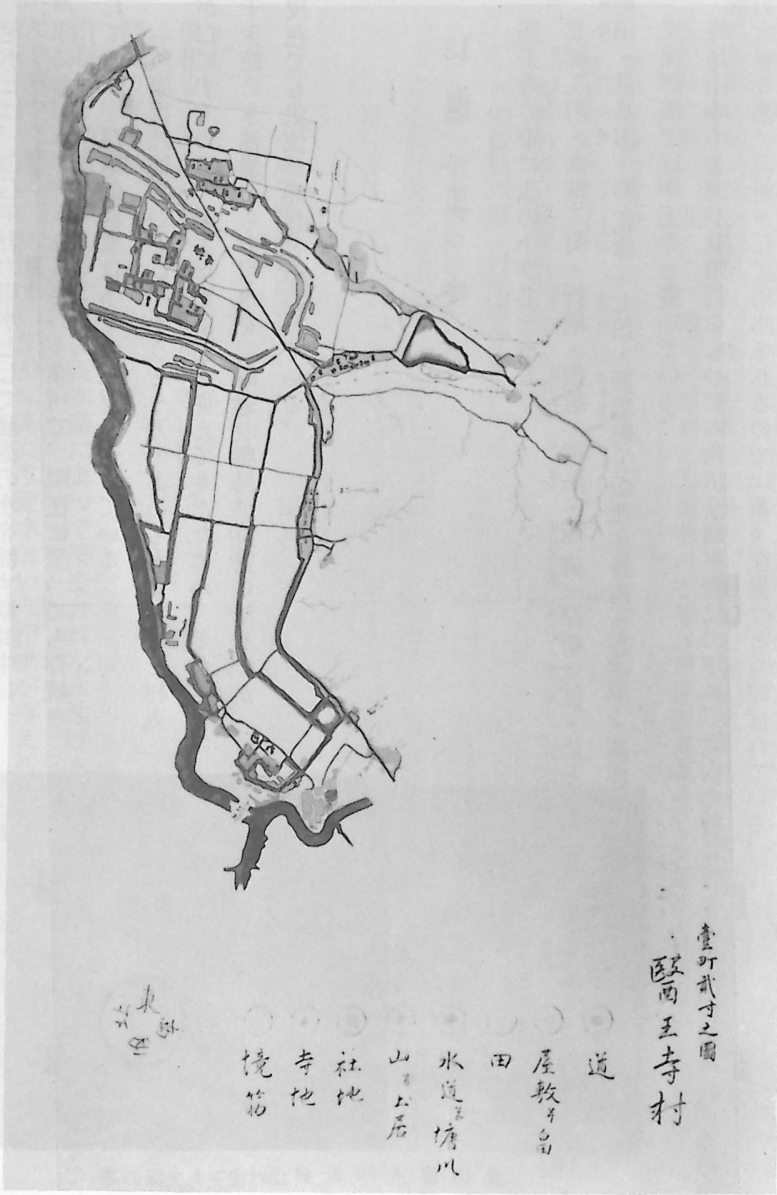
壹町貳寸之圖
醫王寺村
道
屋敷
田
水道
塘川
山
社地
寺地
境筋



医　王　寺　(昭和48年３月23日撮影)



医　王　寺

医王寺の初見は、谷内の観喜寺に安置されている銅造薬師如来立像（県重文）の背面上段の造立銘に、

長島荘　医王寺　藤原宗明　藤原氏　橘宗友　幷平氏　承安弐年十月　日　勧進僧　静覚

とある。

医王寺村田帳、同畠帳「元文四年（一七三九）」に見える地名に、守護町・座主田・別法・かん取町・宮田・さうけ田がある。

さうけ田について橘中村文書に「末代のあ連所、長崎之内」の中に、

さうけ田一段三丈

があり、また、「永代アレ分」の中に、

さうけ田一段

があり

さうけ田三丈、さうけ田一段

あれ所

などがあり、宗家・僧家・笊籠の三つのどれに当るだろうか、荒地の所に書かれるいるところから見れば最後の竹製のざるのことであろう。水持の悪い、水もれのする田のことか、久津具や宮裾にも同じ小字名がある。

前掲の田畠帳に三ノ坪・藤ノ坪（十ノ坪）・十五ノ坪、橘中村文書には野中の地名の右肩に「ニノツホトモ云フ」と記され、ニノ坪があったことがわかる。それに「志のつ不」四ノ坪が記録されていることから、条里制の遺構が認められる。

室町時代には後藤氏の領地となり、天正十八年（一五九〇）多久領となる。

「邑誌」に

一醫王寺権現　神体熊野権現ヲ祀ル　醫王寺ニ在リ　東西宝殿二間方草葺　拝殿二間三間　篭堂二間倶草葺

神門一基　社地藩ノ御山ノ内除地　醫王寺旧邑ノ封内　法性公（四代鍋島吉茂）ノ御時醫王寺山御狩倉トナリ代地小田山ヨリ出タリ故ニ今ハ邑外ノ地トナレリ

祭九月十九日　初九月九日ナリ浮立流鏑馬アリ又九月廿九日祭アリ御供米三斗　神主森氏　此宅地モ藩ノ山ノ内ナリ故ニ弘化ニ年ヨリ旧宅地田畑一畝十九歩　税米一斗一升七合ニタニ札免許地ニテ賜ル

初小松重盛公西土ノ育王山ヲ信シ此ニ社ヲ建テ醫王山ト号シ村名モ醫王寺ト云　数丁ノ田地寄附其田地ノ名ニ宮田　守護町　坐主田　神取　別法　会頭　ソウケ田杯ト云処アリ宮前馬場ノ傍ニ千華寺ト云坐主坊アリ　其外寺院社家軒ヲ連レ千軒モアリ大社ニテアリシニ大友ノ為ニ社頭寺院共ニ兵火ニ罹リ廃壊及ヘリ後世村民再興シテ今ノ通也　今モ往昔ノ礎ノミ残レリ　愚按千華寺ヲ誤千軒寺ト云ヨリ寺院千区ト云伝

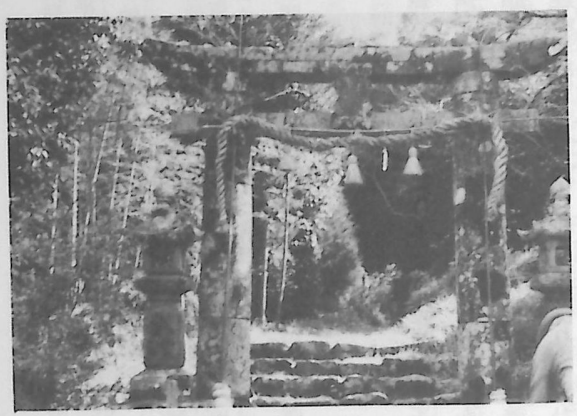

熊野神社鳥居

フナラン　谷間ニ百モアルトキ地アラシト思ハル

一伊王寺権現馬場筋左右段ノヤシキ跡多シ

古代盛時寺アリシ跡ノ由　社務千華寺ハ今ノ神主ヤシキノ下ニ平地アリシ処ナリト云　昔流鏑馬アリシ処ニト云其形ハ残レリ　本社ハ今ノ処ヨリハ上ニ在リシ由ニテ広平ノ地アリ　鐘楼ハ峯ヨリ西ニアリシト云　其跡モ見エ寺千軒アリシト云説アレトモ三四十モアリシヤト思ハル　神門ハ雄山府君（四代多久茂文）ノ御時建タルニ御名アリ　宝殿ハ子ノ大風（文政十一年）ニテ倒レ今ハ仮屋ニ　木神門二基アリタレトモ今ハ損シテ再建ナシ　神主森宮内子多門カ説也

熊野三所大権現本縁起

建立の根源

高倉院の御宇治承三年（一一七九）三月或る夜小松内大臣重盛公は月を眺めて世を観し寝につき玉ひたるが伊豆国三嶋大明神の門よりは外に父大政入道清盛の首を掛たる夢を見玉ひてより、暫し涙にかきくれ世の中をあぢきなものに思召され、紀伊国熊野大権現に参詣ある。潔斎清浄日数重ねて本宮に着玉ひ祈り玉ふやう何卒父入道の悪逆を和げ玉へ、又一には平家の運命も危く見え申し候ふに依り、救ひ玉ひて御国家の御恩を報じさせ玉へ。是偏に祈り申須所なり、若し此神願相叶はすは此重盛が命を召され給と一心不乱に御祈願あり。御受納あって熊野大権現験し玉ひて告玉ふやう父入道の悪逆は和ぐべくもあらず、平家の運命も尽んずるに依里、汝は生命ながらへて祖先の跡を弔うべしと、内府公は心に思召さるやう重盛こそは熊野大権現に祈りて死たりと世間に言ひはやさせ、身は己が所領の西国に行、出家

して祖先の菩提を弔んにはと心に決定ありて佛門に帰依し、下向せられ、従者一人を引倶し、肥前国に着玉ふ。時に杵島郡長嶋庄醫王寺の往僧静覚法師と佐嘉郡嘉瀬庄にて遭い給ふ。何所の法主にておはすか知るものなかりたるが、静覚法師は心に思ひ給ふやう下人にてはあらじ、京師のやむごとなき公達の落ちさせ玉ひしにてはおはさぬかと、子細を尋ねたれとも内府公は深くつつみて拙僧こそは　名もなき浄心（浄真とも書）とて熊野の住僧なるか子細あって此地に罷越し候ふといひ給ふのみにて、子細を明し給はざりき。かくて静覚法師と共に醫王寺に住み給ひ、京師の音つれをも聞き給はずしてありたるが、養和元年（一一八一）の秋兼て尊崇厚かりし紀伊国熊野三所大権現を御建立ありて、平家一門の為にか読経祈念に余念とてもなかりたり。養和二年高倉の院は崩し玉ひ、去年父入道浄海は薨せられしと聞き悲歎の涙にかきくれ醫王寺の側に遷化寺（後千華寺と書）を御建立ありて菩提の為に読経怠りなかりき。

寿永二年（一一八三）には日輪山（須古城の南にある安福寺）月輪山（庄内永池村勇猛寺）を御建立あり。

文治二年疾病に罹て玉ひし時拙僧こそは前内大臣平重盛なりと御名乗あって、子細を静覚法師に御物語あり、御年五十を最期として薨し玉ふ。嗚呼忠臣孝子を天は助ヶ給はざるにや、と静覚従者に男泣に泣叫ひたりと。其後数年を経て静覚法師は日輪山月輪山醫王山の僧等と謀りて庄内椛島村に小松内府公を勤請して、側に報恩寺（若松山）を建て、報恩読経に余念なかりき。蓋し若松と云ふは源氏の盛時を憚り、小松大権現を若松大権現と名け、邑里の崇敬する所なり。又静覚法師は平門の末葉にして百有全歳にて歿するとき、村邑の下人ともに談話のこせしとそ。之れ長嶋庄醫王山熊野三所大権現建立の根源なり。可極秘者也。

本宮の属社

若松大権現　長嶋庄内樺島の山頂に在り。

小松内府公を斎る。僧静覚の建立にて社僧は若松報恩寺也。

杉岡大権現　庄内志久村に在り。

僧永源、本宮に宿願あって神願成就の為本宮より分祭す。社僧杉岡山永源寺。

白山大権現　庄内永池山に在り。

何れの時勧請せしものなるやを知らす。寿永二年内府公月輪山を此地に勧請せらる。

本宮の寺院

醫王山遷化寺　本宮の傍に在り。

承安二年十月僧静覚の勧進。本宮の僧にして重ずる所なり。

日輪山安福寺　庄外須古嘉瀬川にあり。

寿永二年内府公の御勧請本宮に附す。

月輪山勇猛寺　庄内永池にあり。

内府公の御勧請本宮に附す。

報恩寺　勧喜寺　地福寺　大光寺　正蔵坊　中学坊　涼活坊　竹林院　養勢坊　澄月菴

連台坊　本實坊　荘厳寺等皆本宮に関す。

本宮の神主

山本氏　林氏　大森氏

三神主といふ。本宮の側にあり。

宮原氏　岩永氏　林氏　松尾氏　広瀬氏二家　山本氏二家　望月氏　谷口氏　母里氏　岩城氏以上の神主は三神主の下司也。共に本宮所領の内に住す。

本宮の所領

一神領山十町　庄内醫王山にして承安三年藤原宗明醫王寺に附たる地なりしを後本宮に上る。

一祈願田一町　本村にあり。寿永二年藤原宗明公の上る地也。

一祈願田一町　本村に在り。同年橘宗友の上る所也。

一祈願田一町　文治三年（一一八七）醫王寺僧静覚え附る所也。

一祈願田八反　同年僧円智・僧成厳本宮に上る寺領の内より神願成就の為也。

一祈願田五反　同年藤原宗明の上る所。本宮座主に附す。

一祈願田五反　同三年宗某之を上る。

一燈明田五反　年紀相詳ならず

一祈願田七反　庄内志久村に在り。杉岡山永源寺僧某之を上る神願成就の為也。

諸家の伝説

小松内府重盛公は身を法体にやつし此地に隠れ父祖の罪悪を消亡んため御自ら熊野大権現をはじめ数多の祠堂を御勧請ありて、本宮には金子一千両と御太刀御鏡など御奉納せられ、本宮に深く秘蔵めらる。

又内府公は治承三年御年四十三にて薨去し給ふ旨諸書に記あるは内府公の当地に逃れ給ひしを知らざるより。公は文治二年御年五十を最期として薨せられたり御詠歌杯数多ありたれども其御歌二三首口伝に遺れるのみ。当地は本宮の寺院醫王寺の領地十五町余あり。依て村名を醫王寺と云ふ。此事は醫王寺の記録に詳かなり。

附記

盛衰の雑紀

一神主寺院等或は絶え或は亡し大に減少して、今神主には山本三家大森・岩永・谷口・林・宮原の八家あり。又寺院の歓喜寺・安福寺・勇猛寺・大福寺・報恩寺の五寺あり。尤千華寺（元遷化寺）は其跡に右の仏体残れり。醫王寺は白石に移り、本尊は歓喜寺に安置し奉る。

一諸家より寄附の田地は数十町ありたれとも何の世に御取上に相成りしか、はた元亀年中の焼失によるか只名のみにて、本村の内、宮田、守護町、座主田、神取町、僧家田、折尾等に二町余の田地あるのみ。山も今は二町五反余となれり。

一慶長年中地頭多久長門守安順公本宮を再建せられ、御子孫長久を祈願し給ひ、厚く崇敬ましまして杵島郡橋寄下西郷宗廟とせられ、社領十石御寄附三石郷内より奉納するは旧例に依る。

寛文十一（一六七一）辛亥年三月

大宮司山本近兵衛尉大江清忠恭写

古老の伝説

本社は小松内府重盛公の建立せられしものにして醫王寺山の頂上にありたりと云ふ。

社蔵其他古文書無之候

古器物記載事項

神鏡一個（打延銅製 経八寸無銘）小松内府重盛公の寄附せられしもなりと云ふ

紐鏡一個（経四寸 厚五分銘）

神剣一個（長一尺二寸白鞘 無銘但梵字アリ）

医王寺主要年表

西暦	年	月	日	記事
一六九〇	元禄 三	八	十六	医王寺百姓田畠に猪鹿多く出荒し、百姓迷惑鉄砲でおどしたく願出
一六九一	四	十	八	医王寺・焼米・椛島の村々は鶴多くきて百姓迷惑大庄屋を通し追払方願出
一六九二	五	八	八	猪多く百姓鉄砲おどしを願出る。
一六九四	七	三		医王寺村猫江に流船漂着夫丸五人で五月までかかり解体
一七〇一	十四	二	二十	医王寺村海道下に冷水と旱魃対策として堀巾三間長さ四五〇間の堀作る願出
一七〇二	十五	二	二十	医王寺村の旱魃下調をなし願通り堀巾凡そ三間長さ四五〇間の堀造成方許す
一七二八	享保十三	十一	六	権現社修理のため境内の木材切を願出
一七三二	十七	五	二十八	医王寺村汐土井凡そ一五間切れ洪水
同	十七	四	十二	朝鮮人医王寺を通る。
同	十七	八	三	飢者七一人小麦一日一合十日宛の飢飯米施
同	十七	九	十六	飢者一六人
同	十七	十	二	飢者九三人

同	十七	十四	飢者二七人
同	十七	十一	飢者六八人
同	十七	一	飢者二〇七人、飢料大麦一日一人一合宛
一七三三	十八	十六	村方極貧飢者ばかり江一日五勺宛両日分粥施行被仰付佗人数二一〇人
同	十八	二十	貝良木にて行倒母子福田村の者
同	二十	十七	昨夜大風
一七三五	二十	四	阿蘭陀人今朝五ツ半時医王寺筋より焼米宿を通路
一七五〇	寛政 三	九	医王寺権現神事に付足軽二人警固差廻す。
一七五四	宝歴 四	五	諫早百姓志久北方医王寺へ数百人陸路通るとて注進あり足軽等を志久村に召集
一七六一	十一	三	常行寺の半鐘造られる。
一七六三	十三	七	松兵衛宅軒先で鯨・鰯ざし、紙売り見咎められる。
		十九	長門国吉田村の者、長崎からの帰りに医王寺貝良木辺田に上り通行切手なく咎
		八	められる。
一七六七	明和 四	十八	鳴瀬宿に芝居掛りを多久領の者上下に限らず見物を禁止する。
一七七〇	七	九	新堀、鳴瀬江筋二又浦合せて築切になる検分される。
同	十一	十八	南目筋に新水道掘通すについて上下の検分あり
一七七七	安永 七	十四	朝鮮人一三人今晩成瀬宿に泊り長崎へ下る。
一七八四	天明 四		医王寺の常行寺住職弘信僧病身にて寺勤め出来ず顕証寺に引取度く願出て許さ
			る。
一七八五	五	二十三	医王寺村の堤床見分はじめる。
一七九〇	寛政 二	二十四	長崎より帰府の奉行永井筑前守今日昼八ツ時ごろ追分より焼米宿を通路
一七九二	四	二十八	大村信濃守江戸参府今晩鳴瀬より焼米を通路
同	四	十	熊野権現は塩見社の末社にて代々宮山管理を社人が執行。今回御狩道作によっ
		十二	て伐材は熊野社の社人に下さるようにと塩見社の社人森三河が願出
同			医王寺村大凶作につき「くず根」堀を願出る。

同				享保十七年以来の大凶作となり民人困窮御救方からその領主につとめよと達あり
一七九三	五	三	二十三	困窮の末領内徘徊札を願出る者。伊王寺一五人、椛島一〇、志久三八、大崎一一、宮裾一〇
一七九八	十	八	二十三	凶作のため上納米四石八斗未納を庄屋が村民にかわり完納青銅二貫文拝領
一七九九	十一	六	二十二	社人森日向帰村して元通りに権現社人を仰付られる。
一八〇〇	十二	四	十九	医王寺村百姓幸兵衛は元山口村土元で瓦焼立をしていた今般医王寺村守護町の坪で良質の瓦土を発見釜を築立瓦焼立したいと願出免される。
一八〇一	享和 一	二	六	幸兵衛守護町で瓦焼方を始め細工も良く御用瓦焼を願出先に土元村の瓦屋岸川
				卯平左不調法あり所払となっていて御用瓦焼不在のために幸兵衛に仰付らる。
一八〇二	二	一	二十三	医王寺村の内御狩倉山内に住む者飢かかっているが他領の御介抱出来ぬかと村より申出
同	文化 三	二	十九	陽興寺の先住大道和尚弟子に一翁僧あり当年三五歳住職仰付方を協議
同	三	二	二十六	歓喜寺の後住に一翁僧を仰付となる。
同	三	九	四	長崎の御普請役田村七五郎殿が志久村の追分より医王寺筋を昼四ツ時頃通路
一八一三	十	三	二十一	歓喜寺が無住のため壇徒中が住僧を願出る。
同	十	九	十六	百姓左五ェ門娘絹帯をしていたので御法に背き帯を取上げられる。
同	十	九	二十四	伊能測量師一行成瀬駅より皆良木分、西袋分、芦原分、新橋まで測量
一八一四	十一	十	二十七	医王寺村宗門改帳に不分明あり宗門帳を差出させられる。
一八一五	十二	九	二十二	庄屋平兵衛と申者享和之年から庄屋勤め十五ヶ年勤務の手本となり鳥目一貫文拝領
一八一八	文政 一	十一	十七	医王寺村に疱瘡が入込流行する。
一八一九	二	六	二十一	芦原村境の水受土居をかさ上げしたため医王寺村中水没が深まるとて芦原村と争論
同		七	十三	新ヶ江堤を再築立直しとなる。

同	二	九	一	歓喜寺住僧鹿島見性寺に移転のため須古法泉寺僧万帝住持に仰付になる。
一八二四	七	六	八	大洪水にて西袋村飢懸の者あり舟にてにぎり飯を配る。千次郎宅倒れる。
一八二五	八	十二	四	貝良木村に深堀領の者知人宅に来て疱瘡発病領内村々迷惑する。
同	八	十二	九	貝良木村先きに届出た疱瘡患者相果たので届疱瘡入込につき茶店を閉める。
一八二七	十	六	十五	庄屋平兵衛二十七ヶ年勤続この間芦原村と水請土居取決その他庄屋の手本となり一生の間米三斗拝領
一八三二	天保 三	十	十一	医王寺百姓一人無届で佐嘉に身売し組内三人科められ科料一〇文ずつかけられる。
一八三三	四	一	二十四	医王寺村作水の水路堀替野間坪から堀切の坪まで
同	四	二	二十五	西袋新ヶ江の坪に巾四尺長さ九九間六尺の掘溝を新らしく掘る。
同	四	三	十二	殿様医王寺山にて猪狩
一八三五	六	一	十九	伊王寺谷正円堤西ノ角底井樋部替作業始まる。
〃	六	二	二	常行寺は釣鐘法養を来たる三月朔日より十日迄執行したいと顕証寺より願出
一八三五	六	三	十六	領内芦原伊王寺村境の検分と武雄領中山との境検分があった。
一八三七	天保 八	十一	二十一	公儀巡見方が明日伊王寺村の鳴瀬境より横辺田西郷境の焼米まで通路注進
一八三八	九	六	十七	巡見上使一行鳴瀬を出発して九ツ時すぎ九二人医王寺から焼米筋を通路
一八三九	十	十二	十四	伊王寺村の堀切の坪に戸玉井手を新設する。
一八四〇	十一	二	二十五	新ヶ江堤普請夫丸出、郷普請方夫丸二三〇〇人の内川古郷より四六一人、北方郷外多久私領より一八三九人それぞれ小配分田数割にて出夫決まる。
同	十一	二	二十七	医王寺堀切の坪新井手普請仕立となる。
同	十一	二	二十九	新ヶ江堤普請の役人入込となる八人堤普請に家別夫丸一〇〇人（志久村分）を
				差出せと命じられる。
同	十一	三	一	伊王寺村の前新替堤普請が始まる。
一八四一	十二	一	二十八	医王寺村の中八田に新溝を掘る。
同	十二	九	一	熊野権現社修繕はじまる。

同	十二	九	四	殿様杵島山にて狩鳴瀬医王寺山では狩無く芦原山では鹿二疋に矢を射当になる。
一八四二	十三	一	九	永池で狩を続け坂田村迄狩
同	十三	二	二	前新ヶ江堤の尺八を部替える。
同	十三	九	十	伊王寺の十五ノ坪に新に溝を作る。
同	十三	九	十五	赤坂、追分、医王寺に御出陣方水樽を三、四荷づつ用意せよと命じられる。
				少将様の一行騎馬にて長崎御越になり成瀬で小休、領内に馬口水を赤坂追分、
				不動崎にそれぞれ小樽八荷と半切二本を用意多久陣用と書
同	十三	九	二十三	少将様長崎より御帰路となり医王寺道で騎馬遊ばされ半切水樽先の如く用意する。
一八四三	十四	二	二十一	少将様二十二日より白石山でお狩、医王寺村の犬気遣三人を明日より差出すよう命じられる。
同	十四	二	二十六	前新替堤野越割り替となる。
同	十四	九	四	九月三日の大風による被害倒家医王寺村一戸椛島村一戸半壊医王寺、椛島両村
				で八戸、汐土井の切所善法津汐土井二ヶ所椛島村三十三ノ坪土井三ヶ所、十八
				ノ坪一ヶ所、十ノ坪土井二ヶ所
同	十四	十	二十四	前新替の堤漏水止工事終了
一八四四	十五	九	二十二	新ヶ江堤尺八と樽正津堤の尺八と取替える。
一八四四	弘化 一	十二	十四	この日より人別調査始まる志久村医王寺村、椛島村、宮裾村十七日で終る。
一八四五	二	一	十七	医王寺の溜池内掘さらへをする。
同	二	九	五	医王寺村の元三郎無札で軽業興行を行い科まる。
一八四六	三	十二	二十	猫ノ江浅次郎と云う者先きの大風で二間に三間の家半倒となり一町歩耕作田の
				籾収納にも困窮しているので二間に七間の貫家分の材木払下げる。
一八四七	四	二	十五	常行寺二男の僧弘説を牟田辺村の覚円寺無住に付住職仰付られる。
同	四	五	二十三	西袋汐井樋と繰井樋の修理に西袋夫丸二二人
一八四八	嘉永 一	三	二十三	歓喜寺、平俗寺を法幢地にと壇徒願出る。

同	一	四	十一		医王寺村井樋溝さらへをする。
同	一	六	十一		猫江土井医王寺井樋の急場普請を志久医王寺の両村にて実施
同	一	八	二十五		医王寺村と西袋舫境井樋修理を始め大工五人、夫丸二一人で八月二十七日古江井樋工事終る。
同	二	一	九		新ヶ江堤の上に新らしく土留の為に堤築立
一八五九	安政 四	三	十九		熊野社の社人森宮内に宝殿再建の費用として金一両二分拝領
同	四	五	十五		養法坪に新に井樋をはめる。
同	四	六	十三		熊野社の鳥居材木、木挽大工の凡積書を大工笹川平左ェ門が差出
一八六〇	万延 一	九	二十二		医王寺村の前新替堤普請方が土居割にて始まる。
一八六一	文久 一	十一	三十		佐嘉より御狩方の出張がある。
一八六五	慶応 一	五	二十七		利吉と申者無法者にて二日間の棟坑柱に晒される。
同	一	五	四		善法坪に捨石をする。
同	二	五	二十三		熊野社再建のために金子五百疋の寄進を多久に願出る。
一八六六	二	十	十		殿様みかん見物に医王寺村に御越になり岩永平蔵宅にて御小休
一八六七	二	十一	二十二		殿様芦原山医王寺鳴瀬山で御狩西願寺に泊られる。
同	三	二	二十三		医王寺村の古江筋新溝掘願あり検者方の見分をなす
同	三	三	五		古江筋溝堀所見分に役々八人が入込となる。
同	三	三	二十		野開きの坪汐井樋新設部方長さ五間
同	三	四	五		医王寺の古江筋に新溝の掘方が始まる。
同	三	五	十一		医王寺野開の坪に捨石をする。
同	三	九	七		医王寺村と志久村境は水道相整わず水流が悪いので新水道築立願があったが、先ず現水道筋の「さらへ方」をするよう達あり
同	三	十	十八		医王寺村の郷御蔵が夜八ツ半時に焼失する。

切替畑

町役場の保存書類の中に明治期作図の字図がある。橋下村の山西区の図で「切替畑」と記入されたものが目にとまった。それは、山・山畑、山などの記入の中にあった。

切替畑はキリハタとかコバなどの名称で呼ばれるが、常畑ではなく、山林―原野―畑と廻転する畑のことで、山林原野から畑にするため刈取って枯らしてから火入れをすることが多いので焼畑と呼ばれることもある。こうした畑には畝を作らず、そのままの傾斜面に一年目に芋作、二年目に陸稲、三年目に芋作をして山にかえした方式が屋久島で見られる。それに類似の耕作方法が行なわれていたことを物語る。

ミカン栽培の先駆地

文化二年（一八〇五）六月四日付の「御屋形日記」に

伊王寺村熊野権現大宮司森日向役所罷越被申達候者六府方ゟ御用ニ付被罷出候処日峯社東御鷹屋之北江杉松御植立之場所江開明ニ成樹木御植立て御仕組有之候ニ付日向儀兼而継木ホ被致申趣善聞右之場所樹木継立方被仰付候段被相達御内証ニおいて御支所ホ御座間敷有哉と被相達候ニ付頭人方相達候処支所不相見由ニ付其段日向江相達候事

とあり、森日向は六府方の山方と山林の繁殖を計り、日峯社東方の御鷹屋北の空地に苗木を仕立て、山林業者に無償で配布し、民間殖林の業ようやく見られるようになった。この時植林された松杉は文政十一年の大風で吹倒されたものが多かったが、尚各地に残っている所もある。

森日向は自家の山林を開墾してミカンを栽培長崎港にも移出したもので、医王寺山のミカンの名は有名になった。当地方におけるミカン栽培の元祖というべきか。尚森日向は武雄温泉背後の丘陵を手入れして、桃、藤、ツツジ、シャクナゲ等の観賞用樹を植えて、桜山公園の基礎をこさえた。（佐賀県郷土教育資料集を一部引用）

尚このことについて「御屋形日記」慶応二年（一八六六）十月十日の記事に殿様がみかん見物に御来駕とあるように藩内でのみかん栽培先駆地であったと解されよう。

樽　正　津

「丹邱邑誌」は

一前新替提、垂清水堤倶ニ医王寺村ニアリ成瀬町北処ニアル。三方土井堤也俗ニ重箱堤ト云

一垂清水（タルショウズ）　伊王寺村南彊成瀬町北ニアリ。成瀬山麓岩間ヨリ滴リ出ツ。是処邑封ノ境ナリ。

と記し、垂清水と書き、タルシヨウヅと假名をふり、清水が滴り落ちる意につくる。樽正津は全くの当て字であることがわかる。

勘　取　町

鳴瀬との境にある小字名で「かんとりまち」と呼称、ここは六角川沿いであるが、山手には狩倉番所があり江湖に接する場所には古図に――御倉と記されている。地名の由来は荘園から領家に納める年貢米を運漕する役を務める者を「梶取（かんどり）」といっていた。これに給田が与えられていて、それが勘取に字が変ったのであろう、水上交通の便からもこれにあてはまる。

法施山　常行寺

医王寺ニ在リ一向宗　多久町顕証寺末寺

本堂三間六間半　坐茶堂方丈　厨下ニ間半十一間　廊下一間四間瓦地　鐘楼アリ

境内七畝十八歩　年貢地　柴山六畝外内務府地二畝六歩倶年貢地

開山　慶順　二世慶円　三世慶雪　四世慶空　五世慶祐　六世泰應　七世寛弘

洪鐘　文政中寺貧ニナリ質ニ入遂ニ流レタリ後住持芦原光明寺ノ鐘質流ヲ求テ懸タリ銘モ光明寺ノ銘ノママ也シカ復光明寺ニ買戻セシユヘ外鐘ヲ、求懸タリ未銘不彫由也

新寺書出　天明中

当寺開基建立ノ記録無之候得共古老之申伝慶順与申僧開基ニ而此僧若年之比奉仕ノ人ニ何寺与不承候共当時顕証寺末寺ニ御座候得共定而顕証寺弟子ニ而可有御座欤与奉存候右慶長年中之比一宇建立仕号常行寺法流ニ相之由三代目之僧慶雪寛文三年之比京都本願寺へ寺号奉願候処願之通被差免御免状明白ニ御座候

一寺地之儀上納地ニ而修理方ホ自分ニ相調候

一寺内縁地処二十歩計阿弥陀森与申僧弥陀之石像有之拙寺ゟ支配罷在候此処ハ行基建立之処ニ而木仏の弥陀ニ切御座候処朽及破損候故元禄之比石像ニ相成候由古老申伝候

医王山　観喜寺

医王寺村ニ在リ　禅宗曹洞派須古万歳山法泉寺末寺　客殿二間五間半　内陣二間一間茶堂厨下二間六間

境内山林共五畝十五歩税現米一斗四升免許地　墓地六畝除地　平重盛公建立千華寺ノ跡ト云　不動尊敷地同村妙見祠倶除地此寺知ル処也



洪水災害時の西袋

開山　二世義見　三世蘭舟　四世円珠
五世智岳　六世智月　七世大嶺

西袋村部越計画

安永五年（一七七六）三月二十二日の「御屋形日記」に

伺　覚

志久村之内西袋村之儀江湖南ニ而堤の水も指通不申場所ニ而旱損村ニ御座候江湖北ゟ堤水部越之儀相願候へ共右ハ支所御座候付於村中新堀を掘田作用水ニ仕度別紙之通相願候末郷方役承合見分ホ仕候処少々費地有儀ニ御座候へ共永々之為御勝手ニも相成百姓共為ニも相成事ニ御座候へ共右堀を掘候儀被指免可然哉

右之通吟味仕候然可被仰付哉相伺候　以上

とあり、六角川をはめ越式の水道で六角川の北より引水したいが、さしつかえがあるので、新しく堀を掘って耕作用水にしたい、つぶれ地が出るが永久に御勝手・百姓共にためになる事だから堀造成を許可お願いという意味のものであった。

志久村の飛地西袋

西袋は志久村の枝村であった。これは六角川の河道が西袋の集落を包む

蛇行であったこと。西袋は志久村南部に突出したこぶ状の地域であったものが、現状の河道をとったので旧河道が埋立てられ、そのような所に新ヶ江の地名が命名された。古江橋の如き旧河道をさす有力な証拠。河道で袋地になったので袋地名がつけられ、志久村では東・中・西の袋地名が生まれた。と同時に久津具南部や明ヵ渕と猫ノ江は医王寺村の内で、旧河道の右岸即ち南側に当っていたからで、当時の六角川の蛇行の様子をうかがい知ることができる。

西袋が医王寺村に編入されても、旧慣のため、「いりうど」といわれ、熊野権現祭礼に籠堂だけで拝殿に入っての酒宴は許されなかったという。稲主神社の氏子のためか、医王寺村の中の異質的存在であった。

西袋を包む旧河道沿いの「うね」は古絵図に鮮かに描かれており旧河道沿岸堤防が全部畠地であったのか、「ハク」と記入されていた。今日この「ウネ」の大部分は消滅

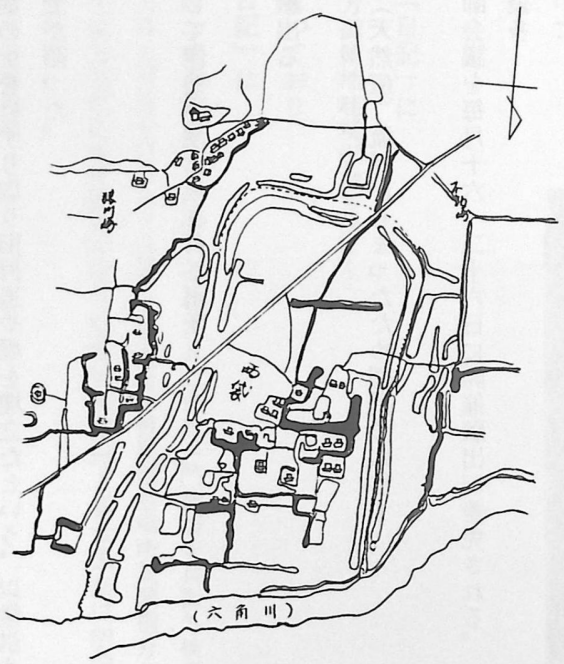

西　袋　絵　図

しているが、耕地整理のときこの微高地の土をけずり取り旧河道や堀を埋立たという。以後洪水時に西袋の滞水時間が長くなったと地元の古老が語った。

西袋年表に追加すべき事項を左に

安永二年（一七七三）四月十七日
猫江住人百姓西袋井樋はめ替夫丸として作業中潮に流されて溺死

同五年（一七七六）三月二十二日
西袋堤水部（はめ）越願出来ず新堀を掘方願出る

天明五年（一七八五）十一月三日
西袋松崎雲皓宅に新設の役所を疱瘡（天然痘）流行がとまったため御屋形に移す

同六年（一七八六）二月四日
西袋松崎雲皓宅にて佐嘉領西目の医師会議を毎月十六・二十六日に開催願出が差免される。

この中に見える松崎雲皓医師は、西袋多目的共同施設の敷地広場に建つ石碑の中に

天明四才甲辰十一月九日
大日如来
施主松嵜雲皓芳武
勤拝首
寄附西袋村中



松崎雲皓銘

と刻銘され、多久領主の抱医者で、この地を拝領したものであろう。年表でみるように西目一帯の医師会議をここで開催しているところからみると、名医であったに違いない。

志久村西袋観音

「邑誌」　に邑内三十三所観音の項に表記の記事がある。石造後背の裏側に

維時文化三丙寅二月十八日
願主志久村西袋中

の刻銘がある。

医王寺の狩倉山

元禄十五年（一七〇二）二月五日の「日記」に

医王寺御上山急渡払ニ相成候ニ付此方御領地畦境引合有之……

と佐嘉藩主の御狩倉山への交渉が始まっており、

享保三年（一七一八）六月三日の「日記」に

醫王寺村畔之内山付の分殿様御狩倉内ニ被召加首尾ニ付御上役者大木七良右ェ門藤崎安兵衛外検者願人大野市良左ェ門幷附役其外下役都合弐拾人斗先月廿七日ゟ明二日迄ニ醫王寺村被罷越右場所見聞指分ホ相仕廻被申候段今日吉井六良左ェ門中西番太夫此方被罷出申披露被仕候外記殿御聞届候上番太夫を以明四日佐嘉御屋敷へ者被仰上候也

右伊王寺畦山上り地為被披露番太夫佐嘉被相越候

と上地が決定し、次に

伊王寺山割方目安
草山九段三畝壱歩
篠山弐段六畝廿歩
芝山壱丁弐段五畝八歩
竹木山八町弐段弐畝廿三歩
〆割立拾町六段七畝廿弐歩
内
明屋敷五畝六歩
米弐斗七升
畠畔壱町九段壱畝廿三歩
〆米七斗九升七合　右ハ本帳面ナリ
残畝方八町七段廿三歩
以上
戌六月三日

とあり。医王寺山の御狩倉が細目にわたつて本藩領有となった。これを「邑誌」は次のように記している。

一醫王寺山邑内ナリシニ享保元年（一七一六）法性公（四代鍋島吉茂）園囿ト為シ玉フユヘ畦ノ外十丁六

反七畝二十三歩税現米一石六升七合代地小田山岳村ノ南樟原山菖蒲山松ヶ平山出タリ仍テ伊王寺熊野権現祠藩ノ山内トナレリ

貝良木の道路から十メートルばかり山に入った所に巨石があり、それに五十七番止と彫ってあるのは多久領と御狩倉山境界に設置された境界石であった（北方町広報第四二号に松江信彦氏発表）絵図には常行寺裏山東方辺りから○印が記入され、順番に数えあげると貝良木のが五七番目にあたることが判名した歴史的な記念物である。

観喜寺住職東延雄師によれば二段堤の下の巨石に番号の彫ったのを確認されている。



五拾七番止境界石

狩　倉

享保九年（一七二四）四月七日の「日記」に

一一昨日五日殿様御狩

一番永池山　二番かいらき山ニ而猪鹿七ツ御打此節い王寺村内御通路、何之無御構由、犬方、見込方扨又代官鶴田治部右ェ門右何分与被致注進候事。

享和元年（一八〇一）三月二十八日の同記には

一殿様白石山為御狩一昨廿六日晩七ツ半時比六角御着御泊昨廿七日一番御狩倉笹山弐番高原山三番横手山

今廿八日壱番内野山弐番永池山三番成瀬山四番片白山役々御滞無御座同昼比御狩相済候上直ニ御通懸り合役々を始犬勢子夫ホ鳴瀬於町内不残

一筆致啓達候　殿様去る廿六日昼四ツ比鳴瀬山御着被成同山幷永池山御狩相済同夜六角郷大庄屋御泊相成翌昼廿七日白石笹山、坂田山、高原山右之山々御狩相成同所御泊相被成昨廿八日又々内野山御狩相済候上永池村大福江少々之間御休相成直ニ御帰館被遊候。此節日数三日之御狩何之御滞茂無御座相済為申由御座候今度御狩方ニ付而者犬心遣太儀仕候由ニ而武雄犬心遣之人同前御狩方役お旅宿御酒被為拝領御犬付下付共江者料銀渡有之候右旁之趣御頭人方に相達可被成候此段為可申越如是御座候恐惶勤言

閏正月廿九日　　米倉勘左ェ門

福地十郎左ェ門様

右御狩之次第左之通御座御

一　壱番御狩倉　　鳴瀬山

一　弐番御狩倉　　永池山

元禄十四年己二月廿日の「日記」に

覚

伊豆私領杵嶋郡醫王寺村地米旱損所ニ御座候其上醫王寺山付一通冷水懸偖又大雨之時分山水田地ニ流入毎年損毛仕儀候依之醫王寺村之内山付海道際ニ凡横三間長サ四百五拾間程堀ヲ掘山水を請冷水除旦又旱之時節ハ右堀水をくり水にいたし田地を囲申度右之通候へハ本田費申儀候故御存仕候間所無御座候ハハ右堀を掘候儀願之通被仰付被下候様御座有度候尤右普請之義自便ニ相調可申候此旨百姓相願申候ニ付如此御座候

右之通相調候時

一　費田地　　四段四畝廿四歩

一　右地米　　弐石九斗三升二合

以上

とあり、伊豆とは四代茂文のこと海道は街道のこと。

これを「邑誌」は

一元禄十四年（一七〇一）伊王寺村旱魃地ニ付横三間四百五十間掘費地七反四畝廿二歩地米弐石九斗三升弐合也

と記している。二八三年前の先祖の汗がこの長堀に流れている。当時の労苦をしのびながら用水の恵みを味いたい。

医王寺は七田・貝良木・谷（医王寺）・西袋・東（折尾・常行寺）の五区に分けられているが、医王寺の中の医王寺とは、北向の浸食谷の溜池に築かれた地域で、古寺の医王寺はこの地域内に建っていたのだが、いつの間にか忘却され寺名だけ残り、村名にもなった。後医王寺は白石に移り、本尊は歓喜寺に安置されたとあるが、移る事情や安置される経緯がよく判明しない。

古老に案内されて貝良木から医王寺の中の医王寺を巡見した時、



医王寺の堀



医王寺溜池三段堤

芦原の境界になる猿川崎の所で永禄六地蔵にたどりつく、

浄前筑州太守壹山少禅定門

永禄[庚]三年十二月二十四日

と刻銘がある。これに関連した記事が「藤山考略」に

永禄三年（一五六〇）十二月十九日後藤貴明・須古の平井経治と芦原において戦う。藤軍敗走、肥後守純正と弟の筑後介某は、両家を和睦させんと高来よりかけつけたが、時既に交戦中であった。そこで藤軍に属して戦に入ったが肥州は剣を被り、筑州は戦死。

という意味のことが記される。

ここで案内の古老より、北を指さし、この辺りの田が坐主田（ざすで）、ばんて、その北隣が守護町という。と教えてもらった。

有明町牛屋東分　医王寺

永禄六地蔵を調べていたところ、地元の伝えとして、隆信さんが有明干拓で農民が定着したところに、ここの医王寺を白石に移しんさった。と聞いた時にサツと感じた。早速牛屋の医王寺を訪問。

瑠璃光山医王寺は曹洞宗であるが、元は天台で天正年間か文禄年間に天台宗有明庵として在立していたというが詳細は不明。慶長十二年（一六〇七）十月八日辺田の東明寺二世大用守廓大和尚（明に留学した高僧で隆信公も参禅帰依していたといわれる）の法嗣了伯伝栄大和尚（慶長十九年三月没）を開山として曹洞宗瑠璃光山医王寺と改まった。

本尊薬師如来　脇侍　達磨大師　左に大権大師　本来日光　月光菩薩であるのに、種々の点で変則的なもので寺院の成立事情によるものと思う。

北方町医王寺の住人が医王寺は白石に移ったというのに、地元では北方町から移った事情については全然知られていない。

移ったのはこの寺ではなかったのか、今のところこれ以上追求できずにいる。



猿川崎にある六地蔵

浄前筑州太守壹山少禅定門

永禄[庚]申三年十二月二十四日の銘を記す

原始（考古）



鬼ノ鼻山頂より郷土を見る

一 旧石器時代

他の動物と最も異なる条件とされる「直立歩行」・「火の使用」・「言葉の使用」の可能な人間の出現は、地質学の上から約二〇〇万年前後の第四紀初頭の洪積世からとされている。この二〇〇万年前後の類人猿から分離したより高度な頭脳を有する人類の発生は、東アフリカや南アフリカで発見されている化石人骨によって研究が進められている。約二〇〇万年前後の人類を「猿人」、約四〇万年前後から現代人へと受け継がれる「新人」とに分類後を「原人」、約一〇万年前後を「旧人」、される。中でも原人の時代は、その生活実体が鮮明となる。とくに、中国の北京郊外に位置する周口店洞穴から出土する化石人骨や、各種石器さらには洞穴内における火の使用の跡の発見によって、四〇万年前後の人々の生活の状況が復原されるようになった。

人類がこの地球上に出現をし、石器のみを使用する洪積世の約二〇〇万年間を先史考古学の編年から、旧石器時代・先土器時代・無土器時代と総称しており、この中でも『旧石器時代』とよばれることが一般的である。また、この旧石器時代は、製作・使用された石器の特色や出土する層位の関係から、前期旧石器時代・中期旧石器時代・後期旧石器時代の三期に分類することができる。

二足での直立歩行を可能とした行為は、人間の日常生活に大きな変化をもたらした。いわゆる前脚が「手」として使用されると、石を素材にした各種道具の製作が開始され、日常の道具として使用することが可能となった。この石器は、直接石と石との打ち合いによって製作する「直接打法」と、加工する石材に木や骨あるいは角などの間接的に力を伝える棒状の道具を使用する「間接打法」、棒状の加工具を押し当てて力を加える「押圧技法」のいずれかによって製作されたものと推定される。製作された石器は、当初他の動物からの防護を最大の目的としていたと思われる。その後、用途の多様化や石器の改良によって、狩猟による毎日の食糧源の確保を容易にし、みずからの生命の保護から発生する人類の繁栄と人口増加に直接関係する重要な道具となった。

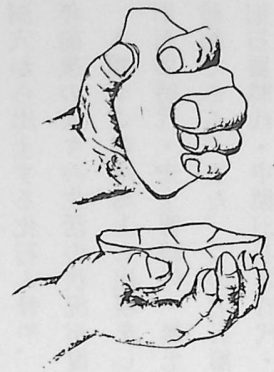

直接打法

人類出現期の石器は、敲打器といわれる簡単な打ち欠きを目的とした石器で、周辺に点在する礫に簡単な刃部を付けた最も原始的な「礫石器」とも称されるものであった。その後この敲打器には、切れ味を増すための刃部が設けられ、握斧のように一部に刃部を設けた、より石器化された道具へと変化をする。初期の敲打器に次いで刃器が製作されるようになる。この刃器は切ることを最大の目的としたもので、形態の異なる各種刃器が



押圧技法

製作され、土器発生期の細石刃までの永い間、石器の主体をなしたのである。

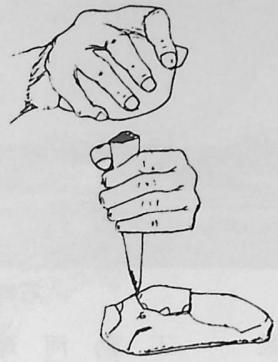

間接打法

次に、尖き刺す道具の尖頭器が製作され、投げ矢の先端に装着して使用されるようになると、狩猟生活は安定度を増し、動物の捕獲による食糧源の入手は容易となった。また一方では、保身用として使用されたことが推定される。旧石器時代の最後には、小さく成形された石刃を使用し、数個の細石刃を組み合わせて一つの道具とする組み合わせ石器が使用されるようになる。また、木や骨に溝を掘り、細石刃を埋め込む「植刃技法」とよばれる道具の製作方法も併用され、限定された素材を効率的に使用し、組み合わせによる各種道具の生産が可能となった。さらに、この細石器に伴なって最古形式の土器の出現も確認されており、次の縄文文化の出現の息吹きが感じられるようになる。

このように、日本の旧石器時代の編年も世界の編年と同様に、敲打器文化→刃器文化→尖頭器文化→細石器文化という系譜が考えられる。しかし、前期旧石器時代の遺跡に、大分県の早水台遺跡や栃木県の星野遺跡等が該当するのではないかと注目されているが、その実体は今だ明確でない。

日本の旧石器時代文化の解明は、旧石器時代末期に編年される細石器文化の研究を主体に進められている。この時期は土器文化の出現をも考えられるところから、遺跡と遺物の細密調査が要求されるようになった。とくに、文化の形態が大きく変化をする時期の研究は、遺物が出土をする層位を主体にした

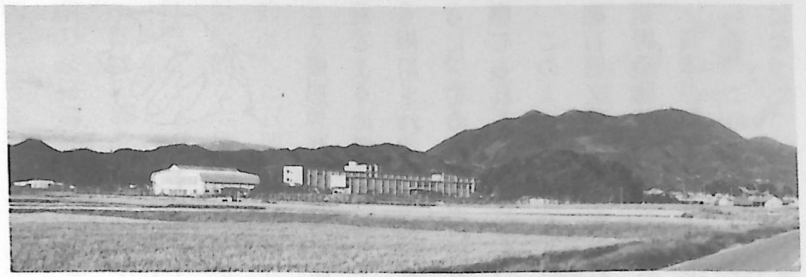

石器の原料安山岩が産する鬼ノ鼻山

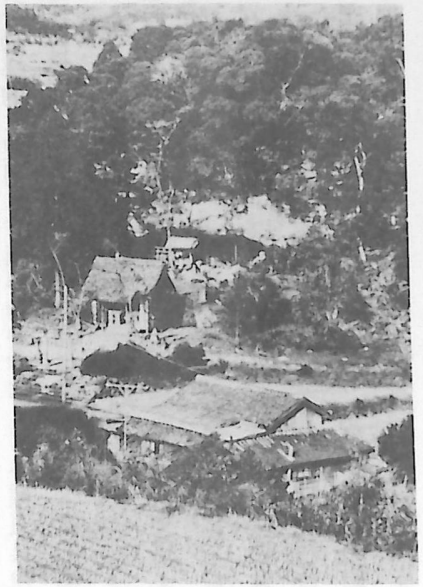

福井洞穴（報告書より）

編年研究が重要とされているところから、層位の推移が確認される洞穴遺跡や岩陰遺跡が絶好の対象遺跡とされている。このことから、長崎県に点在する福井洞穴や泉福寺洞穴等が注目をされる。

さらに、高度な人間的行為の一つでもある「火の使用」は、洪積世に地球上を覆ったギュンツ・ミルデル・リス・ビュルムという四回の寒冷の氷河期を過すことの可能な道具の一つとなった。また、火の使用は、大形の動物から人間の身体・生命を防護することも可能となり、食物の調理や加工によって食生活の範囲を拡大する手段としても活用された。

「言葉の使用」は、環境の変化に適応する意識の伝達の道具となり、複雑な社会組織の統制と生活圏の拡大をも可能にしたのである。

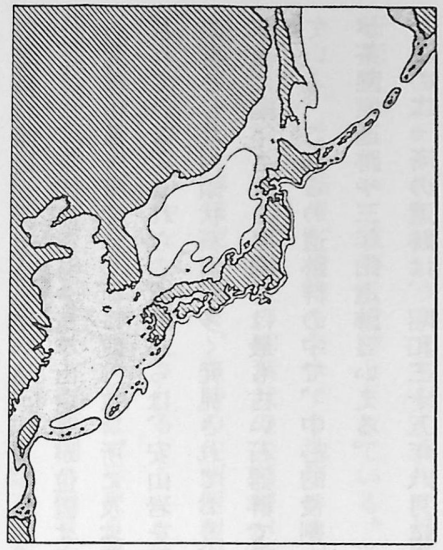

二万年前の日本列島

このように、約二〇〇万年前に出現したとされる人間の祖先は、直立歩行による道具の製作や火の使用・言葉の使用等の人間的行為の発生により、自然に対する適応性と自然界の征服は人類の地球上における繁栄を促進させた。

旧石器時代の文化の最も発展をした約二万年前後の洪積世末期の日本は、過去最後の寒冷期であるビュルム氷期の終りの時期で、氷河性の海面変動によって日本列島周辺地域は、現在の海水面より約一二〇メートルから一四〇メートルも低下していたと推定をされる。この状況は、朝鮮海峡や対馬海峡が陸地化もしくは狭い通交の可能な水道であったことが考えられ、一方では朝鮮半島と日本を結ぶ陸橋の形式をも推定されている。さらにこの寒冷期の地形の現像は、ナウマン象やトラ・サイ・マンモス・オオツノシカ等の日本への渡来を、日本列島各地で発見される化石骨によって知ることができる。

一万三千年前後の洪積世末から沖積世初頭になると、細石器文化に次の土器文化が出現し始めると、地球上は最後の氷河期が終了し、温暖な間氷期の時代へと変化を続け、縄文時代の発展へと歴史は移行する。

(一) 佐賀県の旧石器時代と生活

佐賀県内における旧石器時代の石器製作の素材は、ほぼ黒曜石と安山岩の二種に限定をされ、安山岩の原石を産する多久市の「鬼ノ鼻山」や黒曜石を産する伊万里市の「腰岳」、唐津市から東松浦半島にかけての「上場台地」、さらに、脊振山系の「神埼地方」において、大規模な旧石器時代遺跡が発見されている。

とくに、茶園原遺跡や三年山遺跡が位置する鬼ノ鼻山の北部山麓一帯では、他に四〇数ヵ所に及ぶ遺跡が確認されている。これらの遺跡からは、安山岩を石器製作の素材とした尖頭状石器が多く発見されており、約二万年前後に編年される県内では最も古い石器群であるとされている。これらの遺跡群の中で、中心的役割をはたすのが茶園原遺跡や三年山遺跡といえる。

この二ヵ所の遺跡は、昭和三十五年八月に発掘調査が



安山岩の産地鬼ノ鼻山（西多久より）

実施され、県内ではいうまでもなく九州で最も早く学術的な調査が実施された遺跡として、旧石器時代研究史上において重要な遺跡とされている。近年、昭和五十三年と五十四年に大規模な発掘調査が実施された。その結果、遺物を包含する地層から、安山岩の原石や石核・剝片・尖頭器が多数出土した。その中でも、約二〇㌢前後の柳葉状の尖頭器が数万点にもおよぶ出土が確認をされ、当時の尖頭器製作のための工房ではなかったかと推定されるようになった。

黒曜石の原石を産する腰岳周辺は、平沢良遺跡や鈴桶遺跡が位置し、有田川を挟んだ西側の国見山系東麓の佐賀県側では、伊万里市の白蛇山岩陰遺跡や西有田町の立木原遺跡・矢杖遺跡等が確認されている。とくに、腰岳の西側山麓に位置する平沢良遺跡と鈴桶遺跡は、茶園原遺跡や三年山遺跡と同様に西北九州総合調査特別委員会によって、一年遅れの昭和三十六年八月に調査が実施された。その結果、石器製作の素材に岩石の中では硬質の黒曜石を使用しており、形の一定しない黒曜石製石核から剝離された刃器状石器を主体に、ナイフ形石器や掻器・削器を共伴する特色を有す

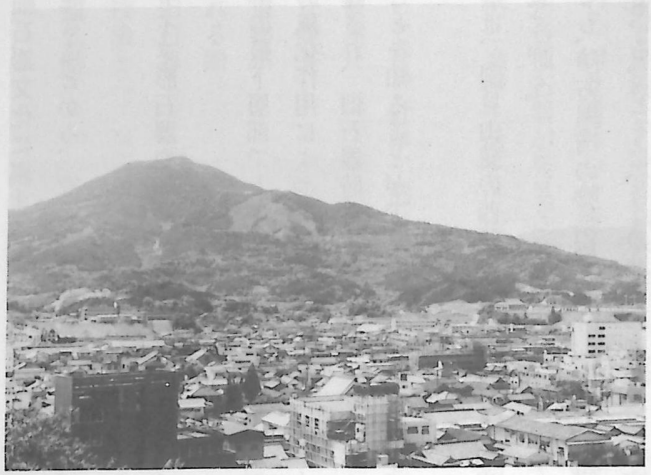

黒曜石の産地・腰岳

る。このような石器の組成から、旧石器時代最終末期の細石器文化に属することが判明した。この黒曜石は、鋭利な刃部の製作の容易さと小形石器製作の可能なことから、次の縄文時代に至るまでの永い間、石器製作の主要な素材として多用された。

一方、立木原遺跡や矢杖遺跡でも、黒曜石で製作されたナイフ形石器や細石核・細石刃等を出土することが確認をされ、細石器文化の存在を知ることができる。

さらに、標高約八〇㍍の山間部に位置する白蛇山岩陰遺跡の最下層部でも、旧石器時代末期の細石器文化が確認されている。この岩陰遺跡は、露出した砂岩層の風化作用によって形成されたもので、上部の縄文時代の地層と下部の旧石器時代の地層とが明確に分離され、旧石器時代末期から縄文時代にかけての永い間、自然につくられた住居として使用されていたことを知ることができる。また、山間部で営なまれる狩猟生活には適した場所であったと思われる。

このような旧石器時代から縄文時代にかけての洞穴や岩陰は、国見山麓の西麓で福井洞穴や泉福寺洞穴が確認をされ縄文時代への移行期の文化の究明が試みられている。

唐津市内や上場台地に点在する旧石器時代の遺跡においても、伊万里市の腰岳周辺の諸遺跡と同様に、黒曜石を石器製作の主なる素材とした各種石器が発見されている。とくに、この地域の遺跡は、標高二〇〇㍍前後の平坦地上に形成されており、狩猟生活を営なむには適した地形を有する状況で、近接する海岸線での漁撈と共に食糧源確保には絶好の場所であったと思われる。上場台地に点在する遺跡には、唐津市の原遺跡・綿打遺跡や肥前町の生石遺跡・磯道遺跡があり、細石器文化期に編年される細石刃・



安山岩原石

細石核・ナイフ形石器・台形石器等を主に出土する。磯道遺跡出土の細石器は、剝離された刃器や剝片が製作時の状態で接合することができ、当時の石器製作の工程や人の動きを知ることができると共に、遺跡内における当時の生活復原の可能な遺跡として注目されている。

玄界灘に浮かぶ島々の中で、切立遺跡が位置する馬渡島や小川島・神集島には黒曜石で製作された各種石器が発見される。これらの島々にも旧石器時代末期に、狩猟生活と漁撈生活を併用した人々の生活の開始を知ることができる。

脊振山系の神埼地方においては、近年、旧石器時代の遺跡が発見された。この遺跡は、神埼町志波屋に位置する船塚遺跡で、吉野ヶ里丘陵の標高約四〇㍍の舌状丘陵基部にあり、旧石器時代・縄文時代・古墳時代の各種遺構と遺物が確認されている。その中でも、第七層と第八層から確認される礫群とナイフ形石器・尖頭器・台形石器・彫器・掻器等は、旧石器時代末期に編年されるものであって、瀬戸内技法と九州形技法とを併用したナイフ形石器の共伴は、瀬戸内文化の九州への流入時期をも知る上に貴重とされる。



黒曜石原石

このように、佐賀県内における旧石器時代は、黒曜石と安山岩を石器製作の主要素材とした尖頭状石器と細石器を出土する遺跡が、素材の産地に近接する地域や狩猟の容易な地理的環境を有する地域に、主に点在することが知られるようになった。また、これらの遺跡は、佐賀県内での生活開始期の遺跡として、現在でも種々の調査・研究が進められている。

(二) 北方町周辺の旧石器時代

北方町および周辺地域の旧石器時代に属する遺跡は、北方町の北側山麓や六角川の上流域にわずかに点在するのみで、北方町内には現在までのところたしかな旧石器時代遺跡の存在は確認されていない。周辺地域の旧石器時代遺跡の中で、発掘調査が実施され遺跡の特色と出土石器が明確に判明している遺跡には、多久市の茶園原遺跡・三年山遺跡・山王遺跡の他に武雄市の草場遺跡等の数ヵ所に限定される。

茶園原遺跡は、北方町と多久市さらには大町町との境をなす鬼ノ鼻山の北側山麓に派生する舌状台地の尖端に位置する。この茶園原遺跡は近接する三年山遺跡と共に、多久市周辺に点在する石器を出土する遺跡群の中核をなし、旧石器時代後期に編年される国内最大規模の石器製作所跡でもある。遺跡は昭和三五年、日本考古学協会西北九州特別調査委員会によって、九州で最初に学術調査が実施された旧石器時代として研究史上においても、重要な遺跡として注目される。その後の地域開発から、昭和五四年と昭和五五年の両年、多久市教育委員会によって広範囲の発掘調査が実施された。



鬼ノ鼻山屋根、石器工房跡

遺跡の北側には、多久市を西から東へ横断する牛津川が有明海へと流れている。遺跡が立地する鬼ノ鼻山から派生した北側丘陵の茶園原一帯は、多久盆地の南壁に相当する。この鬼ノ鼻山一帯は良質の安山岩の原石を産するところから、安山岩を石器製作の素材とした遺跡が四〇ヵ所を超えて確認されている。これらの遺跡群から出土する遺物の多くは、安山岩で製作された尖頭状の石器である。

とくに、茶園原遺跡でこの尖頭状石器を出土する地層は約六〇㌢にもおよんでおり、発掘調査によって確認された尖頭状石器は数十万点を超えている。また、尖頭状石器製作の素材である石核（コアー）と製作時に剝離された剝片（フレイク）も、無数に出土する。ここで注目されることは、その多くが折れた状況で出土することで、製作中に折れたものか、あるいはなんらかの目的のもと、人為的に半折あるいは三折したと考えられている。さらに尖頭状石器の中には、製作途中の未製品も多くあり、石核や剝片の出土状況等から石器製作跡であるとも考えられている。一方、「土壌の熱分析による年代測定」と「テフラ層序上の位置」による年代測定の結果、今から約二万年前に形成された遺跡とされており、遺物の出土状況から、短期間に形成された石器製作跡であることも推定されている。

鬼ノ鼻山頂上の北東側には、①鬼ノ鼻遺跡・②前髪山頂遺跡・③弁天遺跡が確認されている。いずれの遺跡も

大町町側に位置する。しかし、発掘調査による確認ではなく、表面採集による遺物（石器）の散布状況の確認であるところから、遺跡の性格ならびに遺跡の範囲・遺物の種類等についても明確にされていない。

六角川上流の杵島山西麓にはおつぼ山第一水門遺跡と草場遺跡が、六角川上流北側丘陵上には笹尾山遺跡ならびに赤坂遺跡が位置する。この中の草場遺跡は武雄市橘町に位置するもので、西洋梨形の握槌（ハンド・アックス）が出土したと記録されている。この西洋梨形の握槌は、第一次剥離面を多く残し、石刃技法より古い横剝ぎ技法を残す技法と、出土する地層が黄褐色粘土層からとされ八女粘土層に対比されるところから、約三万年より以前の所産とされている。まだ明確にすべき問題が残されている。

私たちの郷土、北方町を流れる六角川の両岸の低丘陵地帯、さらに、山麓部に点在する遺跡の性格は現在までのところ明確にされていない。一方、北部山麓に位置する茶園原遺跡や三年山遺跡では、大規模な石器製作跡が確認をされ、旧石器時代における生活がある程度活発に営なまれていたことに対し、北方町を含む周辺地域に遺跡が存在しないのであろうか。

この時代の生活条件に、

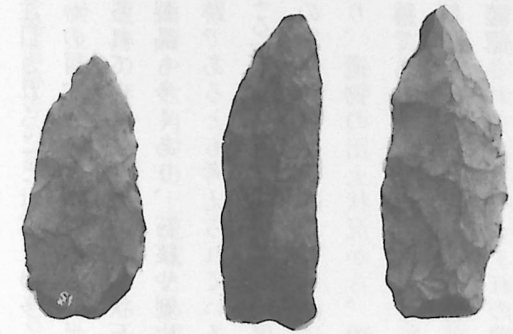

鬼ノ鼻北の山麓出土の尖頭器

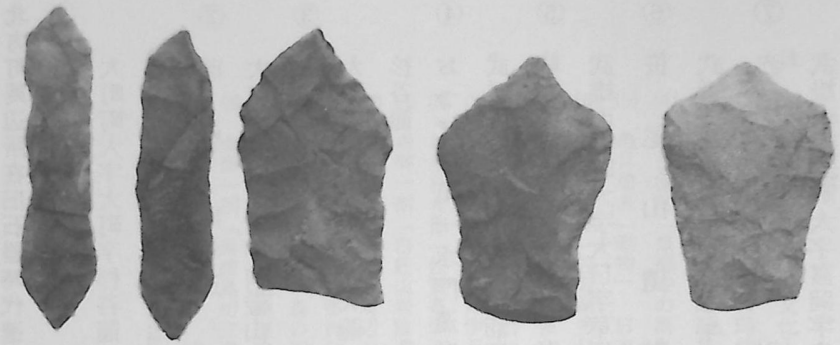

茶園原、東ノ原等で出土した尖頭器

①石器製作に必要な素材の産地に近接する地域
②草木の繁った自然物採集の容易な山間部
③動物の生息に適した河川や湖水地帯
④急激な傾斜を有しない平坦地の形成

等が考えられる。このような状況から、北方町周辺の地形を見てみると、推定される海岸線から山頂までの距離が短かいことを地図の上からも知ることができる。このことは地形の構成が急傾斜をなすことで、牛津川流域周辺の茶園原地区のような舌状丘陵の形成に比較し、この地理的条件が動物の生息に限界を生じさせたといえる。また、海岸線がある程度陸地の奥まで進行しており、低丘陵の発達がないこともその要因の一つと考えられ、安山岩の原石を産する鬼ノ鼻山に近接する地理的条件を有しながら、人々の生活の主体が多久周辺に限定されたことを推定することは可能なようである。

北方町周辺所在旧石器時代遺跡

① 鬼ノ鼻遺跡
大町町大字大町字杉谷籠、大字福田字前髪山、古場山

② 前髪山遺跡
大町町大字福田字前髪山

③ 弁天遺跡
大町町大字大町字弁天籠、字杉谷籠

④ おっぽ山第一水門遺跡
武雄市橘町大字大日字浦田

⑤ 草場遺跡
武雄市橘町大字大日字草場

⑥ 笹尾山遺跡
武雄市朝日町大字中野字牛の谷

⑦ 赤坂遺跡
武雄市武雄町大字富岡字赤坂

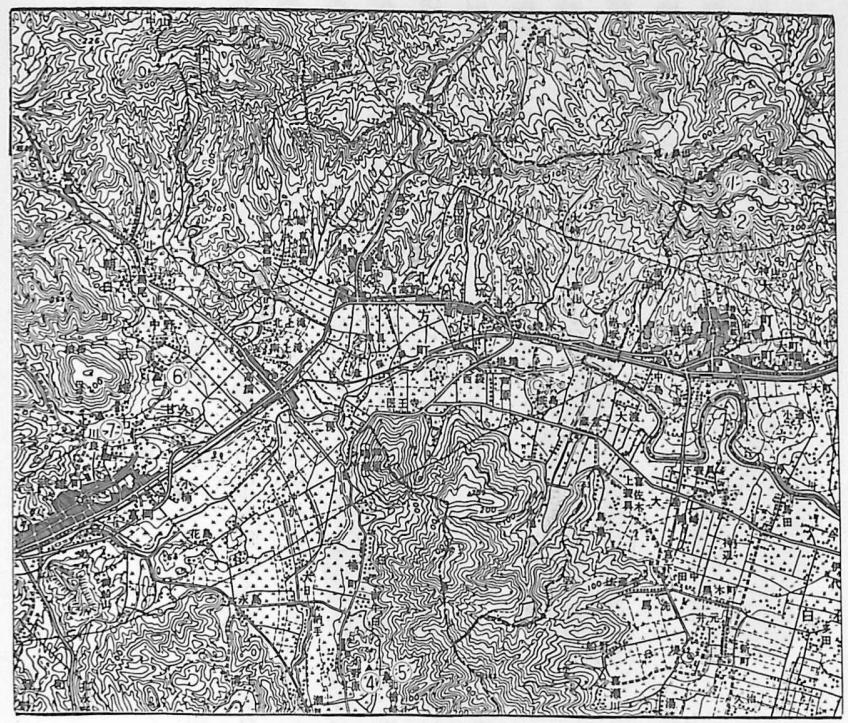

周辺の旧石器時代遺跡

参考文献

注 (1) 藤則雄「日本先史文化入門」。雄山閣
(2) 芹沢長介「旧石器の時代区分と遺跡」考古学講座3（先史文化） 雄山閣
(3) 鎌木義昌他「長崎県福井洞穴」 日本の洞穴遺跡 日本考古学協会洞穴調査委員会
(4) 麻生優他「泉福寺の第九次調査」 考古学ジャーナル一五八号
(5) 亀井節夫「動物」 日本の考古学（先土器時代） 河出書房
(6) 杉原荘介他「佐賀県多久茶園原石器時代遺跡について」 日本考古学協会第二七回総合研究発表要旨
(7) 杉原荘介他「佐賀県多久三年山石器時代遺跡について」 日本考古学協会第二六回総合研究発表要旨
(8) 西村隆司「茶園原遺跡」 多久市文化財調査報告書第四集・五集
(9) 杉原荘介他「佐賀県伊万里市平沢良の石器文化」 駿台史学第十二号
(10) 杉原荘介他「佐賀県伊万里周辺の石器時代遺跡」 日本考古学協会第二八回総合研究発表要旨
(11) 森醇一朗「白蛇山岩陰遺跡」 佐賀県立博物館調査研究書第一集
(12) 富樫憲次「唐津市周辺の細石器」 考古学手帖14・18号
(13) 現在、唐津市教育委員会によって発掘調査が進められている。
(14) 堀川義英「生石・森の下遺跡」 佐賀県文化財調査報告書第四三集
(15) 堀川義英「田尾遺跡群磯道遺跡」 肥前町文化財調査報告書第一集・二集
(16) 森醇一朗「馬渡島切立遺跡」 新郷土昭和四三年五月号
(17) 八尋実一「船塚遺跡」 神埼町文化財調査報告書第十集
(18) 七田忠志「武雄市史上巻・原始時代」

二　縄文時代

ギュンツ・ミンデル・リス・ビュルムという四回の寒冷期によって氷でおおわれた地球は、今から約二万年前のビュルム氷期を最後に生活の快適な暖期である間氷期をむかえようとする。(注1)その結果、地球上の氷が解け、それまで大陸と陸続きで大陸の尖端の一部であった現在の日本列島は、周囲を海に囲まれた弧状の列島が形成された。

一万数千年前、弧状の列島化の中で、言葉による文化の伝達と道具である各種石器の改良によってきびしい氷河期を乗り越えた人々は、また自然環境に適した新しい文化を生み出してゆく。この新しい文化が「縄文文化」といわれるもので、これまでの石器のみの生活道具の他に、新たに「器(うつわ)」といわれる粘土を焼成して製作された素焼きの土器が使用されるようになる。この器がいわゆる『縄文土器』で、粘土の紐を段々に積み上げて成形をする輪積み技法と器面に多種多様な「縄目」の文様を施文することを基本とし、土器文様の構成と時々の生活様式から五期に分類することを一般的とする。しかし、一万年以前に編年される土器群の文様の特色から、六期に分類する方法もある。五期の基本分類は、早期・前期・中期・後期・晩期に分割し、六期の分類には早期の前に創草期を設置ことが一般的な編年といえ

る。

では、縄文時代の開始期はいつごろであろうか。現在、縄文時代の開始期の研究は、旧石器時代最終末期（旧石器時代晩期）に製作・使用された細石器文化期の細石刃・細石核・小形ナイフ形石器と共伴する土器が確認されている西北九州の洞穴や岩陰遺跡で、その解明が進められている。中でも、砂岩層の風化作用によって形成された長崎県佐世保市の泉福寺洞穴や、北松浦郡世知原町の福井洞穴から出土する古型式の土器群が注目をされる。

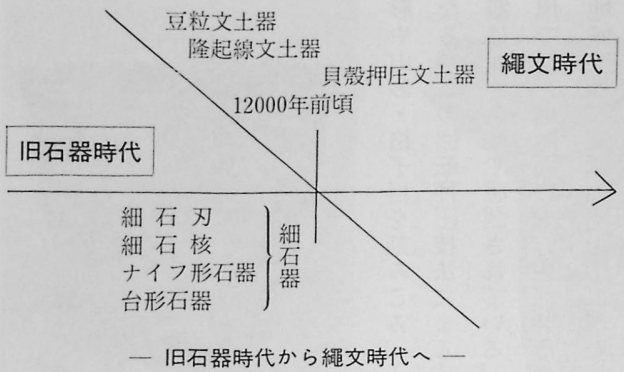

— 旧石器時代から縄文時代へ —

これら泉福寺洞穴や福井洞穴では、細石器文化期の石器と共に土器の表面に粘土の帯(おび)を貼り付けた隆起線文土器が出土しており、旧石器時代末期から縄文時代の開始期の土器の共伴は、移行期の文化の究明に恰好の遺跡といえる。さらに、泉福寺洞穴の発掘調査で、今まで最古の土器とされていた隆起線文土器よりさらに下部の地層から、豆粒文土器とよばれる異なった文様を有する土器が確認された。この土器は、土器の表面に豆粒(まめつぶ)状の粘土を貼り付けたもので、隆起線文土器と同様に粘土を貼り付ける技法は同じで、現在までのところ土器始源期の文様構成の基本の形は、貼り付け技法であることが推定される。

佐賀県では、始源期の土器の追求が国見山系の白蛇山岩陰や中尾岳洞穴（盗人岩洞穴）、さらには東松浦半島の上場台地の枝去木遺跡や綿



隆起線文土器



楕円押型文土器

形や山形・格子目を刻みこみ、土器の表面に回転押圧することによって文様を施文する技法が一般的となる。この回転押圧技法による施文方法は列島全域で見られる施文方法で、この方法を用いた押型文土器は九州全域で確認されている。前期になると土器の製作技法にも地域の特色が顕著にあらわれる。九州では、土器面に細い幾何学形の細沈線によって装飾することが一般的で、西北九州の玄界灘に面する地域では、土器の胎土中に滑石粉末を多量に混入することを最大の特色とする。文様もより細密な幾何学的なものとなり、朝鮮半島に分布する櫛目文土器との対比をも推定されている。

縄文時代中期は縄文土器の最も発達をした時期で、最大限に装飾をした土器が製作される中で、九州の縄文土器は前期の土器製作技術を基本的に受け継ぐ。前期の土器に比較し大形となり、文様は太い曲線による文様構成が基本となる。しかし九州では、中期を頂点に土器文化は退化をしてゆく。

打遺跡等でも試みられている。

縄文時代早期になると、糸を撚った撚糸文や、棒状の施文具に円



中期の土器（関東地方）



曽畑式土器（前期）

後期から晩期になると、関東や東北地方では縄文土器がさらに精巧な文様構成となるが、九州の縄文土器の文様は退化し無文土器が多くなり、晩期にいたっては土器に文様を全く有しないようになる。

縄文時代の始源期には、洞穴や岩陰での生活の跡が多く見られる。とくに、砂岩層が露出する地域では、南あるいは東に開口する洞穴や岩陰での生活が営なまれ、夏は涼しく冬は北風を遮ることができ、比較的快適な住居であったと推定されている。全国各地この種の洞穴は確認されており、上黒岩洞穴（愛媛県）・福井洞穴や岩下洞穴・泉福寺洞穴（長崎県）・盗人（注2）岩洞穴や白蛇山岩陰（佐賀県）等は、著名な遺跡である。また、これらの洞穴は比較的高所に位置するところから、狩猟生活や木の実等の採集生活に適していたと思われる。とくに当時の狩猟生活では、石鏃や石槍を使用したもので、土器の出土量より石器の出土量が多いところから、洞穴における生活の主体を狩猟としたことが推定できる。

早期から前期・中期と時代が新しくなると、人々は山間部の生活から段々と低丘陵地帯へと移行をする。中期には、狩猟や採集あるいは漁労による食糧確保の可能な低丘陵の尖端に、定住をするようになる。定住のための住居は「竪穴式住居」といわれるもので、地中を掘り下げ、周囲には排水のための溝を掘り、住居の中央部には石組みの炉を造り、床面は固めてその上に草や木の葉を敷きつめて住居としたもので、円形や方形を基本とする。人々は食糧源の確保に便利な場所に住み着くようになり、そこに集落が形成された。



遺跡、密集地の国見山麓

縄文時代も末期になると、遺跡は減少をしてゆく。そういう中、土器の文様は単純化し器形の変化もなくなり、実用性を追求した製作となる。石器の中には、土を掘り起こす目的の石斧が出現をする。このことは、栽培用の植物が必要になってきたことを示すもので、食糧源の確保の手段に変化が生じたと見てよい。この状況は自然環境に変化が生じ、食糧となる動物や植物の入手が困難をきたし始めたことを推定することができる。こうした環境変化の中で、大陸から新しい生産手段が伝播し始める。この新しい生産手段が稲作技術で、縄文時代晩期の玄界灘に面する菜畑[注3]遺

跡（唐津市）や曲田[注4]遺跡（福岡県糸島郡）で初期農耕が開始されたと考えられており、これらの地域から短期間の内に西北九州一帯へと広がってゆく。

紀元前三〇〇年頃になると、水田における稲作が食糧確保のための主体的な生産手段となり、縄文時代の自然物採集社会から弥生時代における計画栽培の社会構成へと変化をしてゆく。

(一) 佐賀県の縄文時代

佐賀県における縄文時代人の生活の開始は、今から約一万年前の頃と推定される。佐賀県内の縄文時代の遺跡は、旧石器時代と同様に石器の素材となる原石を産する地域を中心に発達をし続け、黒曜石の産地に近接する国見山麓や東松浦半島の上場台地、あるいは安山岩を産する鬼ヶ鼻山北側山麓や脊振山麓の西域等で、他の地域に比較し多くの縄文時代遺跡が確認をされている。

縄文時代早期の遺物を出土する遺跡には、白蛇山岩陰（伊万里市）・盗人岩洞穴（西有田町）・枝去木遺跡や綿打遺跡（唐津市）・香田[注5]遺跡（中原町）・戦場[注6]ヶ谷遺跡（東背振村）等がある。白蛇山岩陰と盗人岩洞穴は、いづれも露出した砂岩層が自然の風化作用等によって住居として必要な空洞を造りあげたもので、南あるいは東に開口した洞穴が住居として利用されており、国内の最も古い土器の一群はこのような洞穴において発見されている。これらの洞穴は、旧石器時代から継続される狩猟生活には格好の場所であったと思われる。

盗人岩洞穴は、国見山中の標高約三五〇米の高所に営なまれた住居で、九州で発見されている洞穴や岩陰の中でも最高地に位置する。この地理的条件と土器に比較し石器の出土量がはるかに多い状況は、生活の主体が狩猟であったことを推定させる。出土する石器は、投げ矢の先端部に装着をする石槍や弓矢の先端部に装着する石鏃、あるいは皮剝ぎ用の刃器が主で、いずれも狩猟に関係するもので、その多くが黒曜石と安山岩によって製作をされる。これらの石槍や磨製石鏃は、最下層部の隆起線文土器や貝殻押圧文土器・押型文土器と共に出土する。最古形式の一つに編年される隆起線文土器は周囲が磨耗し、その原形を推定することが不可能であるが、貝殻押圧文土器は土器の底が尖がったいわゆる尖底土器と推定できる。貝殻押圧文土器の文様は、口縁部に貝殻の腹縁を連続押圧して施文したもので、この種の文様を有する土器の出土例は少なく、白蛇山岩陰の土器出土層の最下部から一点出土する。この貝殻押圧文土器の上部

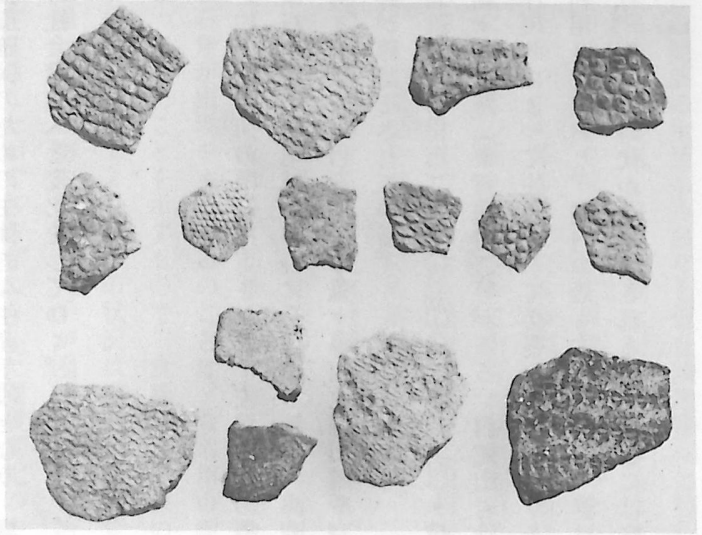

戦場ヶ谷遺跡出土の押型文土器

に押型文土器を出土する包含層があり、このことから押型文土器の時代より古い形式であることが認められる。また、土器と石器の共伴関係は、貝殻押圧文土器と石槍が、押型文土器と磨製石鏃の共伴関係が判明している。洞穴の空間利用は、比較的完形品に近い土器や石器類は洞穴の奥の部分に集中をし、未製品や破損品は洞穴の前庭部で発見されている状況から、土器や石器の出土量が多い洞穴の前庭部が「生活の場」としての利用が一般のようである。縄文時代中期の地層からは阿高系の土器を出土し、この土器と共に縦長の剝片を使用して簡単に製作された剝片鏃が出土する。しかし、地層の下部の出土量に対し上層部の土器・石器の出土量が極めて少ない。

このような洞穴における出土状況から、縄文時代の比較的古い時期（今から一万年前頃）は、狩猟が食糧を確保するための主体的な方法であったことが推定でき、縄文時代前期あるいは中期になると生活の場が河川の流域の低い丘陵地に移行している。盗人岩洞穴の位置する国見山麓の裾野、標高七〇㍍には縄文時代中期から後期にかけての坂の下遺跡が位置するところからも、知ることができよう。

白蛇山岩陰は、標高約一〇〇㍍の地点に南東に向って開口している岩陰で、盗人岩洞穴のように深く奥の方へ入り込んではいない。ここでは縄文時代を上部層と下部層に区分することができ、縄文時代のさらに下部に旧石器時代の石器のみを出土する地層が確認されている。遺跡上部の縄文時代後半の地層からは、後期の磨消縄文土器や晩期の夜臼式土器に伴なって黒曜石製の刃器がおびただしく出土する。この刃器は腰岳産の黒曜石を素材としたもので、製品化された石器は少ない。縄文時代の下部層では押型文土器を主体に出土し、この押型文土器と共に県西部で見られる磨製石鏃が多く共伴をする。押型文

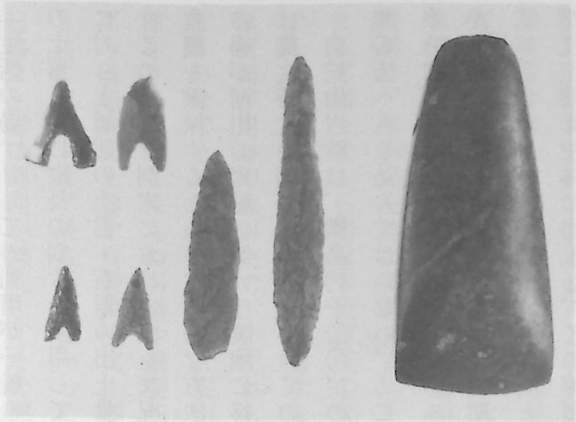

石鏃　石槍　石斧



白蛇山岩陰遺跡

土器の下部層からは、盗人岩洞穴と同様の文様を有する貝殻押圧文土器が出土する。このことから、貝殻押圧文土器から押型文土器へと継続をする編年を試みることができる。また、白蛇山岩陰では、この貝殻押圧文土器の下部に遺物が出土しない無遺物層が存在し、この無遺物層の下に細石核や細石刃を出土することが確認されており、旧石器時代最終末期の細石器文化の存在を知ることができる。しかし、福井洞穴や泉福寺洞穴のように、旧石器時代から土器始源期の文化へと連続的な文化の継続が確認されているのに対して、白蛇山岩陰では無遺物層の確認から旧石器時代と縄文時代との間に空白の時代の存在があったのではないかと推定される。

このように洞穴や岩陰の調査から、佐賀県内の縄文時代の開始期の土器文化は古い方から隆起線文土器→貝殻押圧文土器→押型文土器・瓜形文土器という編年を試みることができ、日常の生活の場として高所にある洞穴や岩陰が使用されていることを知ることができる。

上場台地に位置する早期の枝去木遺跡や綿打遺跡は、現在調査が進められており、綿打遺跡では各種押型文土器を多量に出土している。東松浦半島では旧石器時代に属する遺跡の調査と共に、縄文時代開始期の遺跡の調査が進行中で、大陸に最も近接する地理的条件からその結果は注目される。

縄文時代前期を代表する遺跡には、西唐津海底遺跡[注7]（唐津市）や金剛島遺跡[注8]（伊万里市）・千束遺跡[注9]（相知町）・竜王遺跡[注10]（三日月町）・大門遺跡[注11]（佐賀市）・宿北方遺跡[注12]（三瀬村）等がある。とくに、西唐津海底遺跡や宿北方遺跡は県内で最も早く確認された前期の遺跡で、研究史上も注目される。

この前期の遺跡の中でも西唐津海底遺跡は、海底に没している遺跡であると共に出土する土器の特異性から編年上において今から約六〇〇〇年前に位置づけられ、当時、海



西唐津海底遺跡（中央部）

辺に形成された遺跡であったが、海進作用のため現在は海底に没している。遺跡の時代を位置づける土器は、前期に編年される曽畑系土器を主体に出土する。この曽畑系土器は、文様が幾何学的構成をなす細沈線文で、西唐津海底出土の曽畑系土器はこの文様を有する土器群の中でも古い形式の一群を形成するもので、曽畑系土器の祖形をなす文様をも推定されている。また、土器の胎土に多量の滑石粉末を混入する土器の製作技法は、西北九州独特の技法として考えることができ、この技法は中期の阿高系土器まで継続される。石器は安山岩製のものが主体で、狩猟時の皮剝ぎに使用した「石匙」が出土する。これらの土器や石器と共に獣骨が多く採集されており、海辺での生活でありながら、後背地での狩猟生活をも併せて行なっていたことを示す。食糧の確保に海辺という状況から魚や貝をも採集していたことはいうまでもなく、当時の狩猟生活と漁労生活の併用を顕著に物語る遺跡の一つであろう。この西唐津海底遺跡と同様な当時の海辺遺跡に、金剛島遺跡や赤松海底遺跡（鎮西町）[注13]がある。

千束遺跡や大門遺跡・竜王遺跡は、山麓部に位置する前期の遺跡である。千束遺跡は県内で最初に発見された円形をなす「竪穴式住居跡」で、住居の周辺には四十数本の柱穴と中央部に石組みの炉が確認されており、当時の住居の形態を知ることが可能である。また、竜王遺跡は縄文時代早期から中期にかけての編年が試みられた遺跡で、曽畑系土器を多量に出土した。宿北方遺跡と共に、研究史上重要な遺跡である。

縄文時代中期を代表する遺跡に、坂の下遺跡[注14]（西有田町）がある。この遺跡では、中期から後期にかけての食糧とした木の実を貯蔵する遺構が多く確認されており、貯蔵穴より出土した木の実によって当

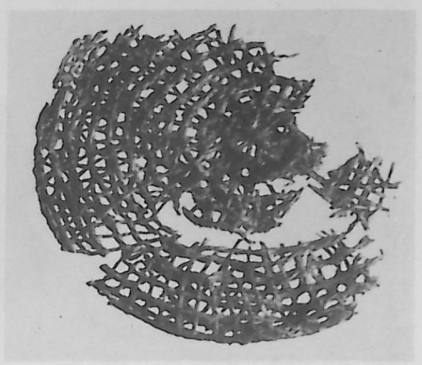

採集用の籠

時の食生活の断面を知ることができる。この貯蔵穴は基盤層を掘り込み、遺構の周囲を粘土で固めて成形されたもので、漏水を防ぐことに注意がはらわれ、水ぬき用の穴も併設されている。出土する木の実には、アラカシとチャンチンモドキを主体にシイ等があり、木の実を運搬するカゴや木器・小動物の骨等も貯蔵穴内より出土しており、土器や石器の出土と併せて狩猟と採集の実態を想像することができ、貯蔵穴の築造は当時の人々の定住化をも示している。

縄文時代後期から晩期にかけての遺跡は少ない。その中でも、晩期末に位置づけられる遺跡の中に次の弥生時代の稲作との関連性をうかがうことのできる遺跡がある。この遺跡には菜畑遺跡（唐津市）と丸山遺跡[注15]（佐賀市）があり、稲作にかかわる遺物が出土をしている。菜畑遺跡は遺跡の形成当時、海岸線に近接した場所に存在していたと思われ、



菜畑遺跡（発掘状況）

海岸線の内側に存在した低湿地において稲作が営なまれており、縄文時代最後の土器形式である夜臼式土器より一時期古い「山の寺式土器」に伴なって、炭化した米が出土をする。また、稲作に必要な石器や木器も出土しており、これまでの狩猟や漁労には存在しなかった道具類が多く出土することも他の遺跡とは異なる。これらの道具は、稲作と共に大陸から伝播された製作技法と考えられており、新しい生産手段に伴なう道具の伝播と製作を知ることもできる。しかし、稲作が食糧生産の主体をなすには時間が必要で、永く続いた縄文時代の食糧確保の手段もそのまま継続される。

丸山遺跡では、縄文時代に編年される遺構の中から、供献用に使用された土器が多く出土する。遺構は支石墓様遺構といわれるもので、弥生時代の支石墓に比較すると小形であり、その



晩期の土器群（丸山遺跡）



丹塗り壺形土器（丸山遺跡）

構造の特色は板状の粘板岩を使用して台石とし、その台石に板状の大形石を乗せたもので、主体部は土坑である。この坂状の石組みの上部から、祭祀用に使用された壺形土器・高杯・筒形土器等が出土する　この中の丹塗壺形土器の一個に、籾の圧痕が残在することが確認された。このことは、縄文時代最終末期の夜臼式土器の時代に、佐賀平野部においても稲作の技法が伝播したことを推定させる資料の一つとされる。

(二)　北方町と周辺の縄文時代

縄文時代の「北方」とその周辺は、旧石器時代に比較し多くの遺跡が確認されている。[注16] 旧石器時代の遺跡は、安山岩の原石を産する鬼ノ鼻山南麓の周辺や北麓の牛津川流域の限られた地域で発見されているが、縄文時代になると旧石器時代と同様に基本的な自然物採集の経済状況に変化はないが、当時の人々の行動半径が旧石器時代に比較し広くなる。このことは、比較的標高の高い山麓部で狩猟や採集を中心とした生活が営なまれて

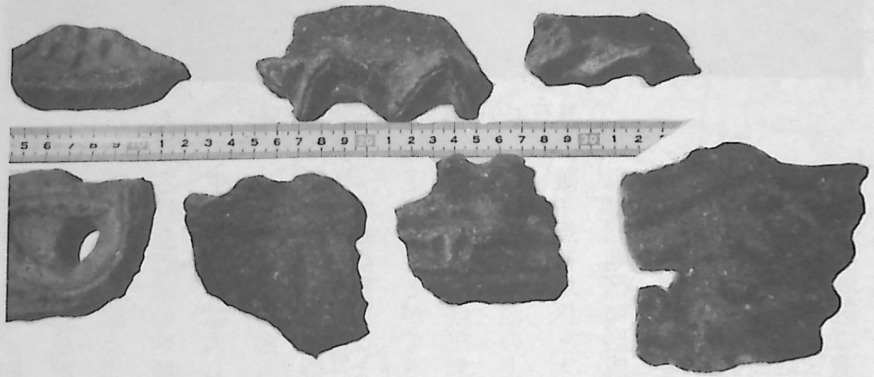

縄文土器片



採集生活が行われた北方町の山やま、笠石より東を望む



笠石より杵島山と町の南西を望む

いたのに対し、縄文時代遺跡の分布状況から当時の海岸線と思われる標高五米の地域まで生活範囲が拡大しており、併せて漁労も食糧源確保の主要な行為の一つとなったことも推定することができる。

北方町に点在する遺跡は、焼米池の上位丘陵や馬神地区・大崎や東宮裾地区に形成されている舌状の丘陵上に位置することが確認されている。とくに大崎や東宮裾地区に遺跡が

集中をしており、この地区が海岸線の最奥部であったことも推定され、丘陵上の狩猟と採集、さらに海岸線における漁労の併用された食生活が行なわれたことを知ることが可能である。またこの状況は、杵島山の西側山麓に点在する遺跡群や武雄市の北上滝や南上滝の遺跡群、あるいは甘久・川良地域の低丘陵上に営なまれた遺跡群も同様で、北方町と周辺地域の縄文時代と次の稲作を主体にした弥生時代との生活圏の差異を標高五米と見ることは可能で、自然物採集の縄文時代と水田における稲作の計画栽培の弥生時代との地理的環境を顕著にあらわしているようである。

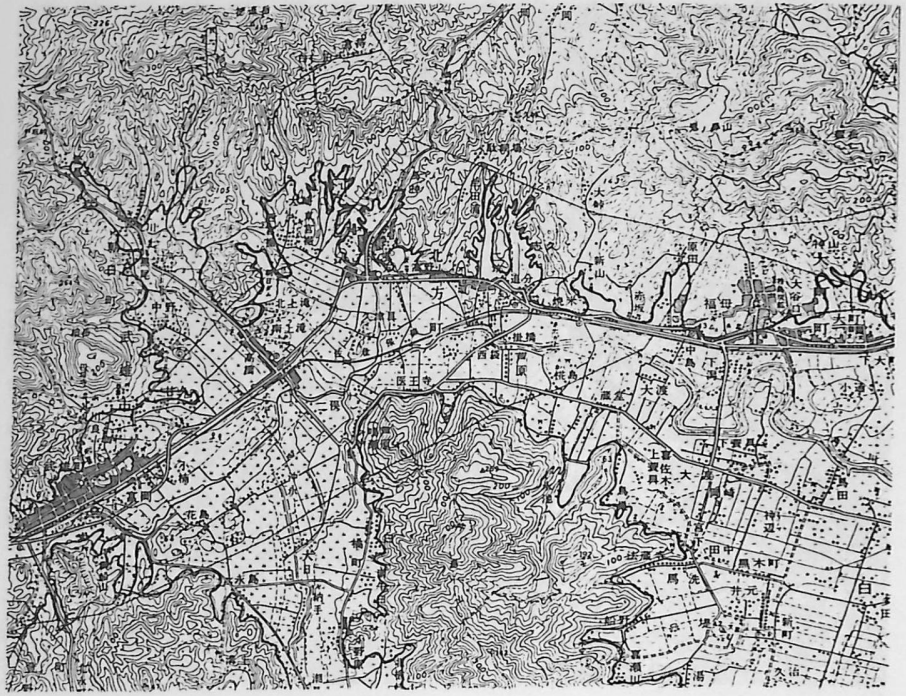

推定される当時の海岸線

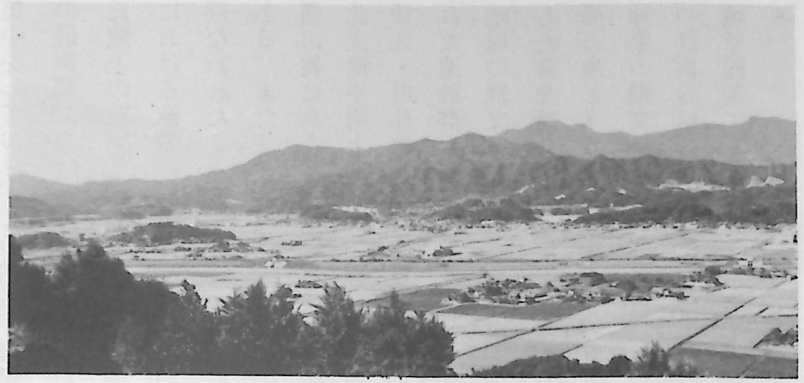

杵島山より徳連岳を望む

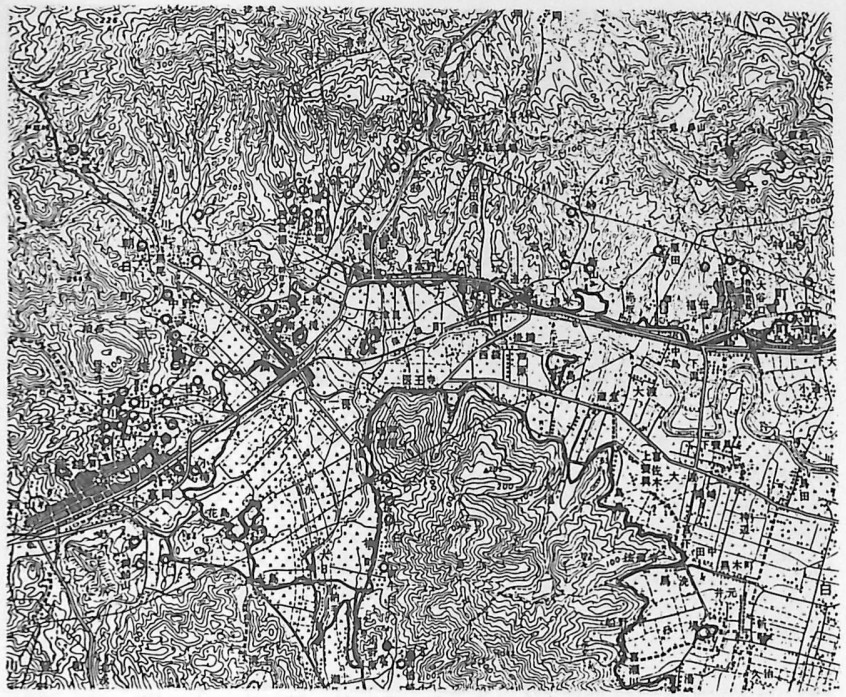

推定される丘陵と低地の境

しかし、このような縄文時代の生活の復元はあくまで推定によるもので、遺跡は確認されているが遺物の散布地にすぎず、縄文時代の北方地方の生活の復元を可能とするような遺跡は未確認である。今後、遺物の集中地域や当時の住居跡の確認、あるいは時代決定の可能な土器等出土が望まれる。

北方町所在縄文時代遺跡

①小通遺跡　大字志久字小通・原田・池田谷道江（散布地）
②火保田遺跡　大字志久字火保田・野中（散布地）
③長谷山遺跡　大字志久字長谷山（散布地）
④下休場遺跡　大字志久字下休場（散布地）
⑤中峠遺跡　大字志久字中峠（散布地）
⑥多利谷遺跡　大字大崎字多利谷（散布地）
⑦床浪遺跡　大字大崎字床浪（散布地）
⑧黒坊遺跡　大字大崎字黒坊（散布地）
⑨岩谷口遺跡　大字大崎字岩谷口（散布地）
⑩立山遺跡　大字大崎字立山・五反田・今山（散布地）
⑪松瀬戸遺跡　大字大崎字松瀬戸（散布地）
⑫桜木遺跡　大字大崎字桜木（散布地）
⑬黒肌遺跡　大字大崎字黒肌（散布地）

⑭ 高取遺跡
大字大崎字高取（散布地）
⑮ 西浦遺跡
大字大崎字西浦（散布地）
⑯ 蓮池遺跡
大字大崎字蓮池（散布地）

参考文献

注
(1) 小林国夫「気候の変化」 日本の考古学・先土器時代
(2) 森酵一朗「盗人岩洞穴」 佐賀県文化財調査報告第一八集
(3) 中島直幸・田島龍太「菜畑」 唐津市文化財調査報告第五集
(4) 橋口達也他「石崎曲り田遺跡」 今宿バイパス関係埋蔵文化財調査報告書第八集
(5) 高瀬哲郎他「香田遺跡」 佐賀県文化財調査報告書第五七集
(6) 七田忠志「佐賀県戦場ヶ谷出土弥生式有紋土器に就いて」 史前学雑誌六の二
(7) 松岡史「縄文時代」 唐津市史
(8) 柴元静雄「金剛島遺跡」 佐賀県文化財調査報告書第二三集
(9) 松尾禎作他「千束石器時代遺跡」 佐賀県史跡名勝天然記念物調査報告書第十集
(10) 志佐惲彦「竜王縄文文化遺跡調査概報」 教育佐賀昭和三三年十二月号
(11) 「大門遺跡」 佐賀市教育委員会
(12) 七田忠志「三瀬村出土の縄文式土器」 佐賀県史跡名勝天然記念物調査報告書第八集
(13) 可児哲司「赤松海底調査」 末盧国第二五号 松浦史談会
(14) 森醇一朗「坂の下遺跡の研究」 佐賀県立博物館調査研究書第二集
(15) 「丸山遺跡」 九州横断自動車道関係発掘調査概報 昭和五四年
(16) 「佐賀県遺跡地図（杵西地区）」 佐賀県文化財調査報告書第五九集

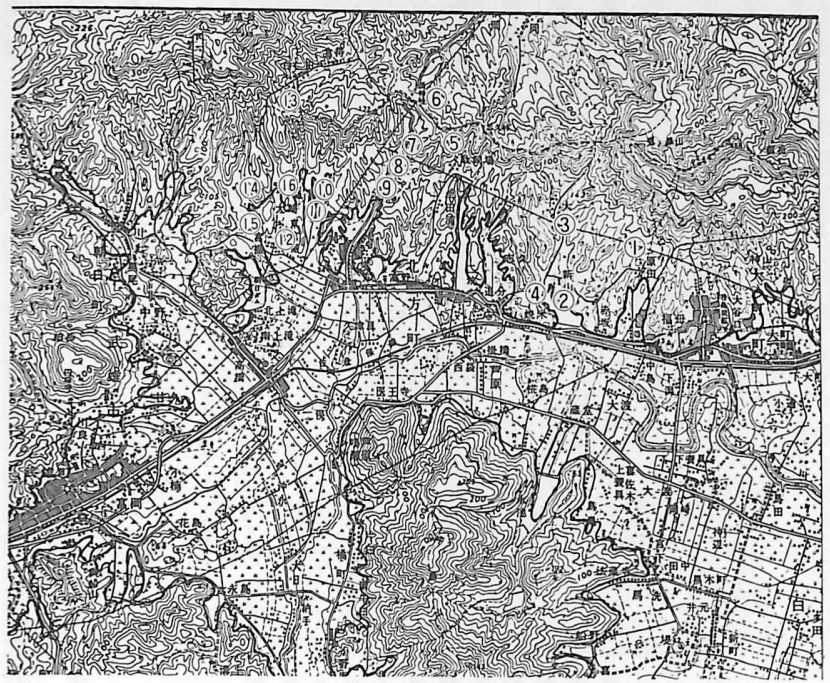

北方町及び周辺地域の縄文時代遺跡

三　弥生時代

(一)　稲作農耕文化の展開

1　水田稲作農耕の発展

唐津市菜畑に所在する縄文時代晩期から弥生時代の遺跡で、昭和五十五年十二月～五十六年九月にわたる道路工事に伴なう緊急発掘調査の結果、縄文時代晩期の文化層から水田稲作農耕址と炭化米が出土した。(注1) これは水田稲作農耕の初現がすでに縄文時代にまで遡ることを実証し、従来の紀元前三〇〇年ごろの弥生時代前期説を覆す考古学上の大発見で、全国の注目を集めた。

日本列島への米の流入径路として、中国――朝鮮半島――北九州ルートが一番有力とされていることからして、朝鮮半島に最短距離に位置する唐津湾岸にいち早く伝わったと考えられる。

菜畑遺跡周辺地域で熟成された水田稲作技術は、紀元前三〇〇年ごろ、いわゆる弥生時代前期には、すでに中部地方の伊勢湾沿岸にまで波及し、弥生時代中期（紀元前後）には東北地方にまで北上する。



弥生時代前期初頭水田跡、矢板列（菜畑遺跡）

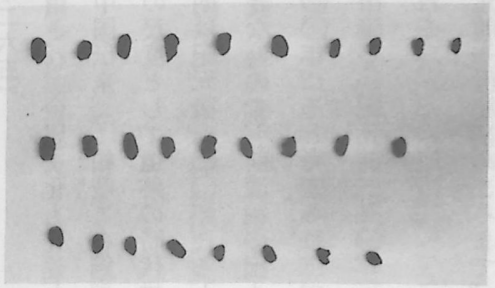

炭化米（弥生時代前期初頭、前期後半）（同上）



木製三叉鍬（三日月町土生遺跡）

水田稲作技術の定着は、縄文時代の自然物採集経済段階から食物栽培経済段階への発展であり、新しい文化の生成と発達や階級社会への胎動の基盤となった。

2　弥生時代の年代と特徴

弥生時代とは縄文時代の土器と文様や器形が異なり、色調も明るい赤褐色を呈する土器が、明治十七年、東京都文京区弥生町で発見され、以後、同系統の土器を地名を冠して弥生式土器と呼ぶことにし、この土器が出土する時期を、縄文式土器を使用していた縄文時代に続く文化階程として弥生時代と称されている。当時、中国の王朝は

秦　（紀元前二四九年～二〇七年）



弥生式土器（晴田小学校遺跡）



縄文式土器
（佐世保市下本山洞穴）

前漢（紀元前二〇六年～紀元後八年）
新（紀元八年～二四年）
後漢（紀元二五年～二二〇年）

三国時代（蜀、魏、呉）（二二一～二六五）

と推移しており、早くから文字が使用され、金属文化も発達していた。

従って、日本の遺跡から出土する中国伝来（＝舶載）の銅剣・銅鉾・銅戈・銅鏡・貨幣などで、その製作年代が明らかなものを年代推定の尺度として遺跡の時代推定が可能である。特に、前漢時代～後漢時代の金属器から考えて弥生時代末期は紀元後三〇〇年ごろと推定されている。しかし、始期については中国の金属器との直接の対比ができないので、前漢鏡の出土する遺跡の文化層の状況や炭化物の放射性炭素残留量計測などから紀元前三〇〇年ごろと考えられている。

※　宇木汲田貝塚（唐津市鏡）　紀元前二九〇年　（＋一五〇年の誤差）

弥生時代は更に次の三期に分けられる。

前期――紀元前三世紀ごろ～紀元前一世紀初めごろまで。年代推定の有力な参考資料となる青銅器

の出土は確認されていない。

中期――紀元前一世紀前半ごろ～紀元後一世紀初めごろまで。前漢時代（紀元前二〇六～紀元後八）の後半に鋳造された重圏文鏡や内行花文鏡（桛島山出土）などが共伴する。

後期――前半の土器には、新を建国した王莽が紀元一四年から鋳造し、二五年に廃止された貨泉※（宮裾出土）と称する銅銭が新の時代から後漢の時代（紀元二五～二二〇）に鋳造された方格規矩四神鏡（桛島山出土）や後漢初期の流雲文帯五獣鏡などが後期の土器に共伴して出土する。

従って、弥生時代の年代を考える上で、尺度ともなる貴重な遺跡が、北方町には二箇所も存在しており、この地域の日本歴史上に占める意義は極めて大きいと言える。



貨泉
（京都府函石浜出土）

※径二、三五センチメートルの銅銭である。昭和三十七年十一月、東宮裾遺跡の甕棺の中から、七～八枚重なって天保銭のようなものが出たとの当事者の証言である。現物の所在は散逸して不明である。



内行花文昭明鏡　径10.4㎝
桛島山石棺出土（弥生後）



方格規矩四神鏡　径13.1㎝
桛島山石棺出土（弥生後）

縄文時代以来の石器は、打製から磨製へと加工技術の変化があったとは言え、依然として盛んに使用されているが、一方では金属器が使用され始めた。熊本県玉名郡天水町の斉藤貝塚では前期の土器に共伴して鉄製の手斧が出土していて、弥生時代の初頭にはすでに鉄器が伝来し、利器として使用されていたことを物語っている。前期にはその出土は稀であるが、中期には漸増し、後期に入ると石器にとってかわっていった。前期・中期の金石併用の時代から金属器の時代への移行であり、古墳時代へと更に発展していった。

実用利器としての鉄斧・鉄鎌・鋤先・鉇などの出現は、すでに前期の時代に北九州を中心に波及していた水田農耕文化を急速に発展させた。水利と耕地に恵まれた地域では稲作農耕が盛行し、農耕集落の発達を促し、富の蓄積による階級の分化は原始的な小国家の成立をもたらした。

主として甕棺墓や石棺墓から出土する銅鏡・銅剣・銅鉾・銅戈などの青銅器は、被葬者への副葬品として使用されており、宝器的・祭祀的な性格をもっている。恐らく、原始的な小国家の君・長たちの権威の象徴であったと思われる。従って、青銅器出土分布を考えるとその濃淡の状況から小国家の存在を推定することも可能である。このような見地から、当時の佐賀の状況を判断すると五つの原始国家が想定され、その地域は、また、古い時代の記録にもその地区名を残している。

(二) 原始的小国家の分立

1 中国の史書に表われた古代の日本

① 前漢書地理誌 〔前漢（紀元前二〇六年～紀元後八年）の正史〕

「楽浪海中倭人あり、分かれて百余国となる。歳時をもって来り献見す。」

※楽浪―前漢の武帝は地方統治の一制度として、紀元前一〇八年朝鮮に四郡をおいた。その一つが楽浪郡（現在の平壌付近）である。

※倭―現在の日本のこと

② 後漢書東夷伝 〔後漢（紀元二五年～二二〇年）〕

「倭は韓の東南大海の中にあり、山島によりて居をなす。凡百余国あり。武帝、朝鮮を滅してより、使駅を漢に通ずる者、三十許国なり。」

※韓―朝鮮のこと ※武帝朝鮮侵攻―紀元前一〇八年 ※使駅を通ずる―外交状態のこと

③ 「魏志」倭人伝（「三国志」魏書、東夷伝倭人の項）

「倭人は帯方の東南大海の中にあり、山島によりて国邑をなす。もと百余国。漢の時に朝見する者あり、今使訳を通ずるところ三十国。」

※帯方―朝鮮半島の郡名

以上の記録から、弥生時代の中期（紀元前後一世紀）ごろまでには、倭国にかなりの小国が成立しており、その中には前漢・後漢ついで魏の国と通交していた国の存在も明らかである。現在、北九州の各地から出土する各種の青銅器は中国から直接、或いは楽浪郡を通して伝来したものであろう。このように中国王朝と通交したり、あるいは朝鮮半島から青銅器や鉄器を入手できた人々が一小国の統率者であり、君長であったと考えられ、これらの金属器が多数発見される地域は、当時、小国家の存在を裏付けていると言えよう。中には後漢王朝から直接印綬を賜った奴国がある。即ち、前掲「東夷伝」に「建武中元二年、倭の奴国、奉貢朝賀す（紀元五十七年）。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武帝賜うに印綬を以ってす。」とあり奴国とは博多那の津地域で、志賀島出土の「漢委奴国王印」がその印綬であろうとす

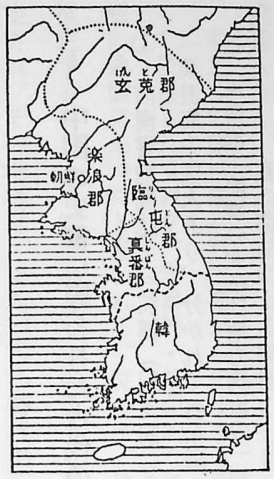

漢の四郡と朝鮮半島

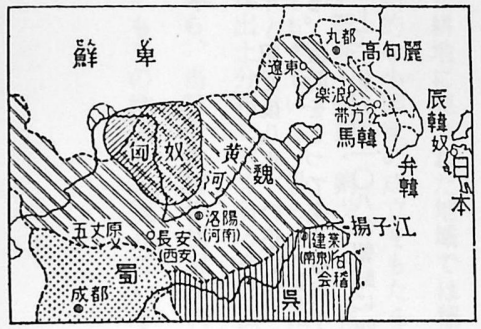

３世紀ごろの東アジア

る考えが定説となっている。

2　古代における佐賀の小国家

魏志倭人伝により松盧の国の存在は明確であるが、大陸伝来（＝舶載）の金属器の出土・遺跡の規模と質、そして、古代の記録である肥前風土記などから、他に基肄国・嶺国・佐嘉・杵島国の存在が推定される。

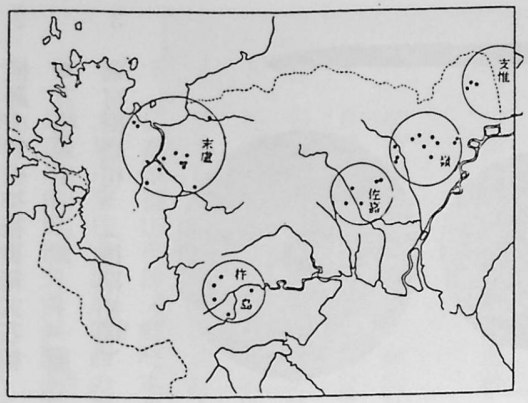

弥生時代の青銅器・鉄器の出土遺跡分布状況

①　杵島国

弥生時代最古の土器（板付Ⅰ式）が縄文時代晩期の土器（夜臼式）と一緒に杵島山東山麓で出土し、武雄市橘町みやこ遺跡でも前期の壺が発見されており、六角川上流の北方町・武雄町・橘町の平地部では紀元前三世紀ごろにはすでに弥生式文化が伝来していた。以後、前期・中期にかけて発展したであろう水田稲作農耕社会を基盤に中期末（紀元一世紀）から三世紀にかけて青銅器が多数出土してくる。

1　杵島山若松神社裏箱式石棺

- 内行花文昭明鏡――一面　（前漢）
- 素環頭刀子――一口

2　椛島山若松神社裏箱式石棺　※右記石棺の西南至近の場所
●方格規矩四神鏡――一面　（後漢）
3　東宮裾甕棺　（後期初頭）

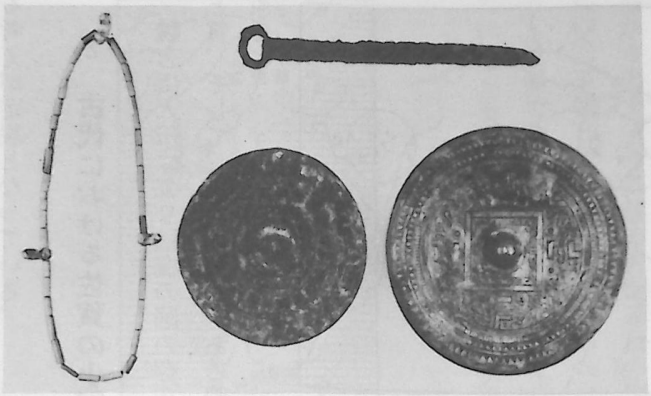

椛島山箱式石棺より出土した一括遺物（昭和41年）

●貨泉――七～八枚出土と口伝　（新）　※所在不明
●巴形銅器――三箇
●青銅製利器――一口出土と口伝　※所在不明
4　武雄市朝日ダム堤防南甕棺　（中期）
●細形銅剣――一口
5　武雄市橘町玉江粘土採取場
●中広形銅鉾――一口
6　武雄市橘町みやこ遺跡石棺墓
●連弧文鏡――1/5片一箇
7　右同で表面採集
●虺龍文鏡――1/5片一箇
8　武雄市武雄小学校
●虺龍文鏡――小片一箇
9　武雄市武雄町祇園社甕棺

●貨泉――武雄中学校の火災で湮滅　（新）
10　武雄市橘町みやこ遺跡
●鉄刀子――三口　石棺墓、土壙墓2基より
●素環頭鉄刀――一口　土壙墓

この中でも特徴的な遺物として貨泉と巴形銅器がある。

わが国で弥生式土器に共伴して貨泉の出土したことの確実な遺跡は次の十遺跡がある。(注2)

1　佐賀県北方町東宮裾遺跡……七～八個　※くっついて出土と言われる。
2　佐賀県武雄市武雄町祇園社遺跡……一個
3　長崎県下県郡（対馬）豊玉町佐保シゲノダン遺跡……一個
4　長崎県壱岐郡芦辺町原ノ辻遺跡……一個
5　福岡県糸島郡志摩町御床松原遺跡……一個
6　熊本県菊池郡上長田遺跡……一個
7　広島県福山市津ノ郷町本谷遺跡……一個
8　大坂市東住吉区瓜破西の町遺跡……一個
9　京都府熊野郡久美浜町函石浜遺跡……二個

一つの地域で二遺跡そして七～八個出土例は他に見ることができない。

次に、弥生時代における巴形銅器の出土例は次の十遺跡に過ぎない。[注3]

1　佐賀県北方町東宮裾遺跡……三箇以上（現在三箇）（甕棺内出土）
2　佐賀県唐津市桜馬場遺跡……三箇（甕棺内出土）
3　長崎県下県郡（対馬）豊玉町佐保ソウダイ遺跡……二箇（出土状況不明）
4　福岡県糸島郡前原町井原ヤリミゾ遺跡……三箇（甕棺内出土）
5　熊本県山鹿市方保田東原遺跡……一箇（出土状況不明）
6　熊本県下益城郡城南町宮地溝口遺跡……一箇（出土状況不明）
7　香川県大川郡寒川町東森弘遺跡……八箇（山麓の小さい高まり地出土）
8　広島県広島市戸坂町西山貝塚……一箇（出土状況不明）
9　大坂府藤井寺市道明寺町国府遺跡……一箇（遺物包含層）
10　長野県小県郡武石村武石遺跡……一箇（遺物散布地表面採集）

貨泉・巴形銅器共に全国稀有の出土地名表の中に北方町は名を連ねており、県内はもちろんのこと、全国的に見ても独特の文化を有していたと言える。このことからしても北方と武雄町、橘町を一帯とする地域には原始的小国家の存在を推定せざるを得ない。

文献上では、肥前風土記逸文に「杵島縣　縣南二里　有一孤山」[注4]と県名を記している。「県の存在は、三世紀後半より五世紀にかけての大和政権の拡大過程を反映するものとみられる」とされており、「辺境

の筑紫の県主たちは、本来独立小国の首長としての在地性をつよくもったまま編成された……」[注5]と言われているので、大和政権成立前の三世紀半ごろまでには杵島の地方に独立小国が存在し、首長がいたと推定される。

水田農耕基盤の拡大による富の蓄積の結果入手できたであろう珍重な青銅器の出土と古記録から、杵島国の存在を推定したが、その中心地域は北方町椛島付近ではないかと考えられる。その根拠として、前記逸文に「縣南二里　有一孤山　従坤指艮　三峰相連　是名曰杵島」（縣の南二里に一孤山あり。坤のかたより艮のかたを指して、三つの峰相連なる。是を名づけて杵島と曰ふ。）とあり、奈良時代の一里は約五三四、五四メートルであるから、単純計算で県の位置は椛島小丘陵となる。椛島山には、いわゆる三種の神器が副葬されていた弥生時代後期初頭（一世紀後半）に比定される石棺があり、また小城、多久以西では最古に属する五世紀後半までの築造と考えられる古墳が杵島山の東側山腹の栗岡山に一基、蓑具山頂に二基、鬼ヶ鼻山の南麓の追分古墳が、あたかも椛島山一帯を眺めるように、椛島山から仰ぎ見る如く構築されている。県の位置として他には漢代の鏡片二枚分を出土したみやこ遺跡と五世紀後半に比定される玉島古墳および六世紀と推定される権現山前方後円墳が所在する橘地区、五世紀前半の矢ノ浦前方後円墳や六世紀の潮見古墳が所在する武雄南部地区なども一応考えられるが、風土記逸文から推定できる距離や方向に合致しない。

つぎに、貨泉・巴形銅器・青銅利器を出土した東宮裾地区が考えられるが、弥生時代後期以後には重要な遺跡は存在しない。

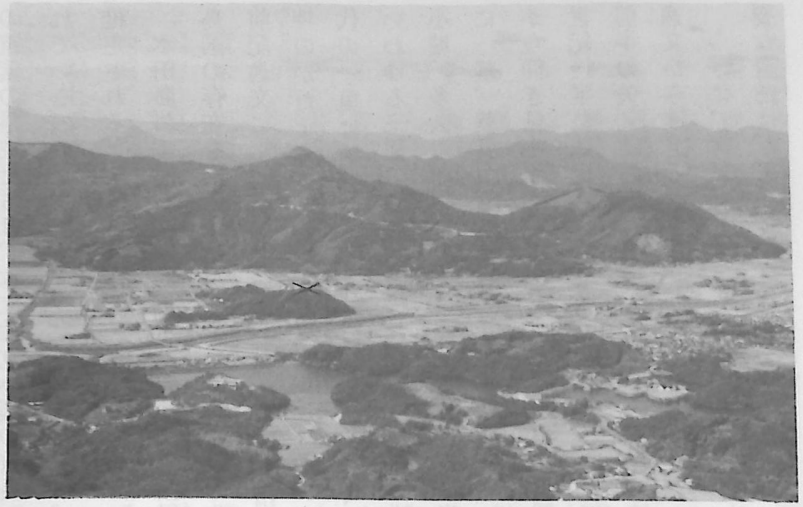

県が置かれていたと推定される柑島山および杵島山
（×印）

従って、県の位置としては柑島山丘陵が一番有力であり、その背後に、六角川両岸の湿地を利用した水田稲作農耕集落として、橘、武雄町祇園社、朝日ダムそして東宮裾の地域が存在したのではなかろうかと考えられる。

②　松　浦　国

魏志倭人伝に「又一海を渡る千余里、末盧国に至る。四千余戸有り。山海に浜うて居る。草木茂盛し、行くに前人を見ず。好んで魚鰒を捕え、水深浅と無く、皆沈没して之を取る」と記されており、原始的小国家の存在を知ることができる。

風土記逸文に「肥前の国の風土記に云はく、松浦の縣。縣の東六里に峩揺の岑あり。」、古事記に「到坐筑紫末羅県之玉嶋里」、日本書紀に「到火前国松浦県」と県名を記している。

水田稲作農耕の初現は唐津市菜畑遺跡の縄文時代晩期山ノ寺式土器文化時代であったと全国的に注目

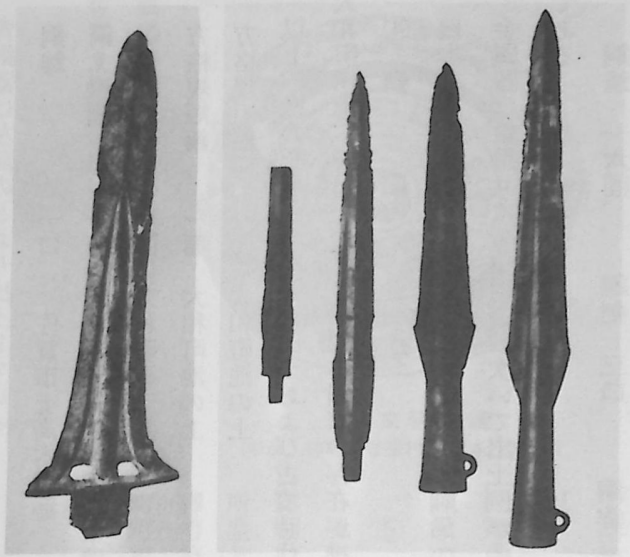

唐津周辺遺跡より出土

巴形銅器　三箇

されたが、その後の文化遺産についても唐津地区は日本歴史上特に重要な地域である。

「唐津地方にみられる弥生期の金属器は大部分大陸より輸入されたものであり、単位面積当りの出土数は全国一である。」と、唐津市史に述べられているが、「末盧国」（唐津湾周辺遺跡調査委員会編）によると青銅器製品は次の通りである。

鏡	五面
銅剣	一三口
銅矛	一〇口
銅戈	六口
銅釧	七四箇

大陸へ最短距離の地理的条件と松浦川水系の水田農耕経済に加えて、唐津市史によると真珠との交換を推論されている。

「倭人伝」記載の四千余戸の数の問題は別にしても中国、国内の記録および考古学上の遺物の質量か

ら松浦国（＝松盧国）の存在は疑う余地がない。

③ 佐嘉国

肥前風土記佐嘉郡の条に「此の川上に荒ぶる神ありて、往来の人、半を生かし、半を殺しき。ここに縣主等の祖大荒田占問ひき。」とあり県の存在が考えられる。

青銅器は左記のとおり出土している。

銅鉾	一口	佐賀市上高木遺跡
銅戈溶范	一箇	佐賀市久保泉町櫟の木遺跡
夔鳳鏡	一面	大和町十三塚
方格規矩鏡	一面	大和町池の上
方格規矩鏡	一面	大和町池の上

以上、県の記事、青銅器の出土および古墳時代前期の銚子塚以後十基の前方後円墳の構築等からして大和町川上、春日一帯に原始的小国家の存在が推定される。

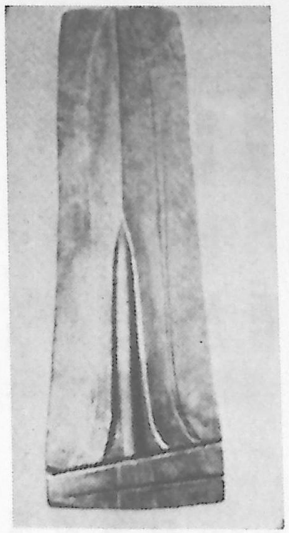

銅戈溶范（櫟の木遺跡出土）

④ 嶺国

日本書紀の雄略天皇記に「筑紫嶺県主泥麻呂」と県名を伝えている。

金属器は質量共に唐津周辺に次いで出土例が多い。その中心地は東背振村三津永田遺跡と二塚山遺跡である。

銅鏡 一六面、銅剣 三口、銅鉾 四口、鉄製素環刀 二口、鉄剣 一口、銅戈溶范 一個

以上、県の記事や金属器の出土状況から判断して、東背振村二塚山丘陵地域に、天山、背振山系以南では最大の原始的小国家の存在が推定される。

⑤ 基肄国

風土記や日本書紀などには国の存在を推定できる記録は見えない。然し、鳥栖市安永田遺跡の発掘で従来近畿文化圏の所産とされていた銅鐸の鋳造跡であることが確認された。銅鐸溶范の出土は他に見られない独自の文化である。他に、金属器が基山町久保田、鳥栖市柚比・北茂安町東尾・白壁などの遺跡から出土している。杵島・松浦・佐嘉・嶺国に比して、小国家存在の資料に乏しいが、一応は推定が可能である。



連弧文明光鏡
（前漢　神埼郡脊振村三津永田出土）

(三) 北方町内の弥生時代遺跡

1 東宮裾遺跡（注6）

所在地　大字大崎一五〇三番地　一五〇二番地

北方町東宮裾第１号甕棺出土状況　1969.12.3

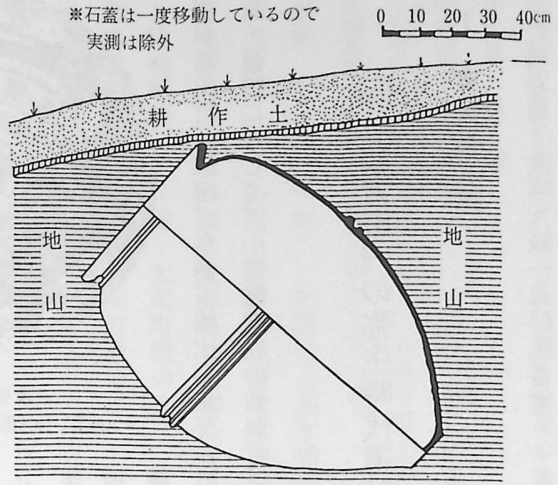

（新郷土　昭47.7～8月号より）

土地所有者（旧）　山下二郎氏　青木茂氏

昭和三十七年十一月、水田の耕地整理中に甕棺が山下二郎氏によって発見された。当時の状況について関係者の話を総合すると次のとおりである。

1、甕棺内部は七分目位の所まで泥水で、底の部分はやゝ固目の沈澱土があった。手を突っ込んで取り出した。

2、扁平で、先端が尖っている星形の金属が数個出土

3、先端が渦巻き状の金属が数個出土

4、天保銭のようなものが六～八枚重なって、くっついたまま出土。

5、濃いねずみ色をした首飾りに使うような玉が多数出土。

6、茎と先端の中間あたりに左右に突起のある剣が出土

前記の甕棺の近くにもう一基の甕棺の存在が確保されていたので、第二次の発掘調査が県教育委員会によって実施された。

その結果、成人用甕棺と小児用甕棺および石蓋土壙墓が確認された。埋置の深さはそれぞれの上面に

北方町東宮裾遺跡の遺構平面図　1970.3.27

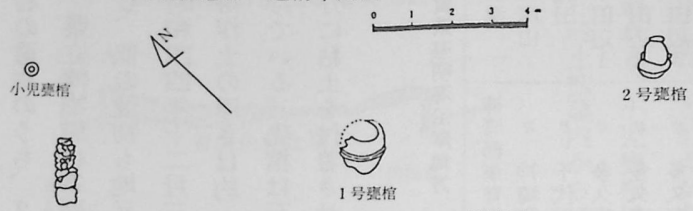

（前掲書より）



第２号甕棺出土状況



遺跡のあった水田（手前）

おいてほとんど同一のレベルである。一号甕棺（巴形銅器など副葬）を含めてこれら相互の関係は不明であるが、甕棺の形態や土壙墓と共伴した遺物から考えて、ほゞ同時代の構築と推定され、後期初頭（紀元一〇〇～二〇〇）に比定されている。

右の遺物のうち、2と3の遺物（巴形銅器）が山下二郎氏によって保管されていたが昭和四四年一〇月、県立博物館に寄贈された。(4)の遺物（貨泉）は青木茂氏によって保管されていたが同宅改築時に散逸し、他の遺物も地元の人が所持していたが以後散逸し所在不明である。

昭和四四年十二月三、四日に当該甕棺の発掘調査が県教育委員会によって実施された。その概要は、耕作土の厚さは約一三センチメートル、盤地は厚さ約二センチメートルの黄褐色粘土、地山は青灰色粘土で水分を多量に含んでいる。甕棺は石蓋単棺で、水平面に対して約四四度の斜位埋置である。発見当時は甕棺と接する部分に粘土を付着させて扁平な石蓋をかぶせてあったとのことである。（石蓋・甕棺共に県立博物館保管）

弥生時代の管玉の出土地名表（注7）

佐賀県有明海沿岸地方

三津	神埼郡東脊振村三津	10＋（ガラス）221＋	ゴホウラ縦輪切貝釧10、ガラス小玉10数個	石蓋甕棺	後期
二塚山	〃 神埼町二塚山	1	後漢鏡片	土壙墓（26号）	〃
詫田	〃 千代田町詫田字西分	（碧玉）67	勾玉（硬玉）1	甕棺（229号）	前～中期
牟田辺1	〃 多久市牟田辺	1			中期
牟田辺2	〃 多久市牟田辺				〃
牟田辺3	〃 多久市牟田辺	1	昭明鏡1、素環頭刀子1、勾玉（硬玉）3		〃
椛島山	杵島郡北方町西平	36		箱式石棺	後期
東宮裾1	〃 北方町東宮裾	（碧玉）11		石蓋甕棺（1号）	〃
東宮裾2	〃 北方町東宮裾	（碧玉）2		石蓋甕棺（2号）	〃
みやこ	武雄市橘町	（碧玉）23	連弧文鏡片	箱式石棺（SP305号）	〃

この調査で碧玉製の管玉一一箇が出土した。この甕棺は北九州の土器編年で伊佐座式に分類されるので、その時期は後期初頭（紀元一〇〇年～二〇〇年に比定）と考えられる。

二号甕棺の埋置のしかたは一号甕棺と全く同様である。一号甕棺出土の管玉と同じ碧玉製管玉が二箇出土した。この点から判断すると少なくも一号と二号は血縁関係があり、小児甕棺も同様ではないかと思われる。小児甕棺は単棺で倒立して埋置されていた。

石蓋土拡墓内からは遺物は検出できなかったが、石蓋の上部や周辺から多くの土器片が出土した。透し入り器台約三箇体分、高杯約十箇体分、他に壺類などがあり、埋葬後の祭祀に使用されたものであろうと考えられる。

尚、この遺跡は九州横断高速自動車道の道路敷下に埋没することになっている。

宮裾遺跡石蓋土坑墓実測図

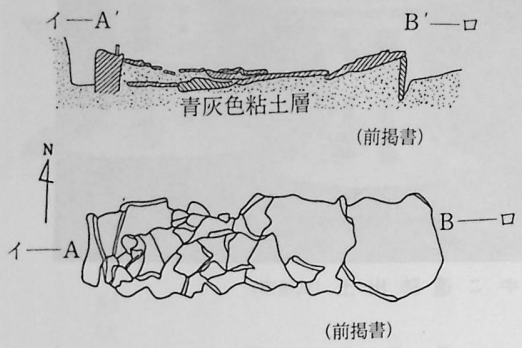



遺構全景

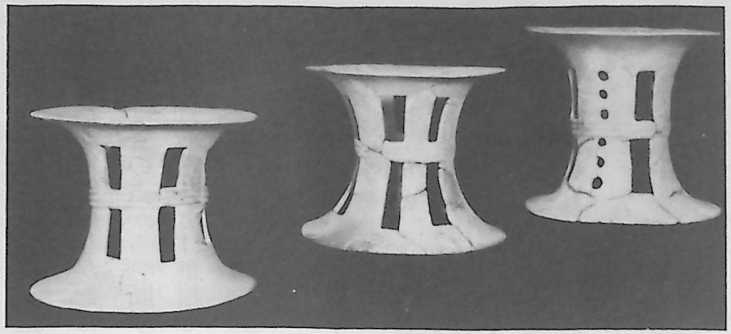

みやこ遺跡出土（武雄市）

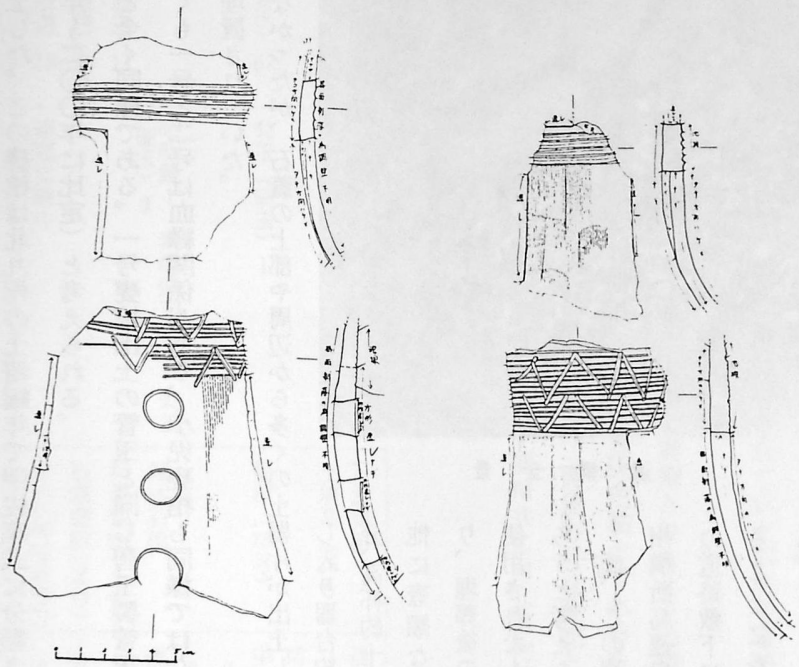

宮裾遺跡出土特殊器台実測図（松尾直子実測製図）

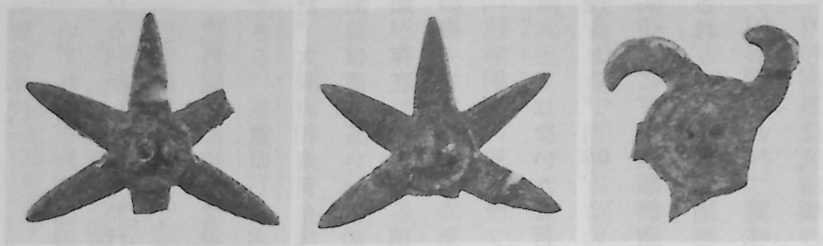

東宮裾出土、星形銅器と巴形銅器

巴形銅器は全国で一〇遺跡、二四個の資料しか発見されていない。杉原荘介氏（明大教授）は「巴形銅器」と題する論文（考古学集刊　四―四号、一九七一年）で東宮裾出土のそれに言及されているので、要約して紹介する。（※同書の四六ページ地名表に5・6・9を追加）

「形式分類」

A式巴形銅器――桜馬場式巴形で、鉤状突起のないものAa、有するものAb式とする

B式巴形銅器――径がAの二倍、七支脚。井原式巴形。

C式巴形銅器――截頭円錐座で、頂部が平担。武石式巴形。

D式巴形銅器――中央の突出部なく、平板である。支脚五箇。右捩り。東宮裾式巴形。

E式巴形銅器――支脚の彎曲なく、直角に出て六個。東宮裾式巴形。

Dを東宮裾a、Eを東宮裾bと称することもできる。

形状変化の順序

A式→B式→C式

↘D式・E式……他に類例がない。A式の退化ではないか。

「製作年代」

いずれも、わが国の鋳造品であるが、巴形銅器が副葬されていた甕棺形式（伊佐座式）と中国の文物から判断して弥生時代後期前半、紀元一〇〇年～二〇〇年の所産である。

「巴形銅器の性格」

巴形銅器の用法を推定できる遺物は弥生時代にはないが、時代の下がる古墳時代に実例を見ることができる。三重県石山古墳で、盾に六箇、靫（矢を格納する武具）に二箇、中棺の盾に一箇装着されていた。大阪府和泉黄金塚古墳では盾に三箇装着されていた。従って、弥生時代においても巴形銅器は本来的には盾あるいは靫の金具であったろうと考えられる。北九州地方に限って言えば、この時期には武器類が存在しており、巴形銅器を出土した地域の首長たちは、そのような武器類を所有することで、自らの権力を高めていたと考えられる。

「巴形銅器の原形」

人手ではないかと言う説もあったが、岡崎敬氏や宇佐晋一・西谷正両氏の言われるように、すいじ貝説をとる。当時、すいじ貝が呪術的な性質をもっていたことは諸般の事例から考えられる。弥生時代後期前半に、青銅器鋳造技術がもたらされると、重要な意味を持つすいじ貝が、青銅によってまず模式化され、武器類に装着されたと推定される。

「巴形銅器の持つ意味」

巴形銅器は武器類の装飾用鋲であるが、それは又、わが国最初の鋳造青銅器としても貴重であった。

それらは北九州における首長たちの宝器であり、これを所有し得ることは政治権力の象徴であった。従って、それはすいじ貝を原形とする有鉤銅釧とも共伴する。首長が死ぬと副葬され、更に次の銅器が鋳造される。だから、巴形銅器にはいくつかの形式が生じる。

一方、首長たちの所有品の一部は外交の道具として東方へ移出された。森弘遺跡ではまだ共同体的な社会規制で、族長個人の宝器とはならず、銅鐸と同様に共同体共有の祭器となり、何の遺構もない所に副葬品としてではなく埋納されている。

要するに、北九州では巴形銅器を装着した盾・靫は呪術的であり、同時に被葬者の権力の表示で、桜馬場・井原・東宮裾遺跡に斉一性が見られ、政治性の芽生えを観取できる。桜馬場遺跡の背景に松浦地域、井原遺跡の背景に伊都地域、東宮裾遺跡の背景に武雄地域と言う政治圏が浮かび、それらは相互に関係のある連合体を北九州につくっていたのではなかろうか。

弥生時代銅釧の出土地名表（注8）

出土地	形状・個数	出土状況	共伴遺物
佐賀県唐津市平野町桜馬場	有鉤銅釧26	甕棺内	流雲文縁方格規矩四神鏡1、素文縁方格規矩渦文鏡1、鉄刀片1、ガラス小玉1、弥生後期初頭詳細不明
〃 唐津市鬼塚千々賀庚申山	千々賀型銅釧8（＋α）	甕棺傍の小壺内	勾玉1、管玉45、異形玉1、中期中葉
〃 唐津市宇木汲田K38	楽浪系銅釧5	甕棺内	管玉15、中期前葉
〃 唐津市宇木汲田K64	楽浪系銅釧18	甕棺内	管玉3、勾玉1、中期中葉
〃 唐津市宇木汲田K112	楽浪系銅釧17	甕棺内	弥生式土器小破片
〃 武雄市橘町茂手	有鉤銅釧1	住居跡柱穴付近	

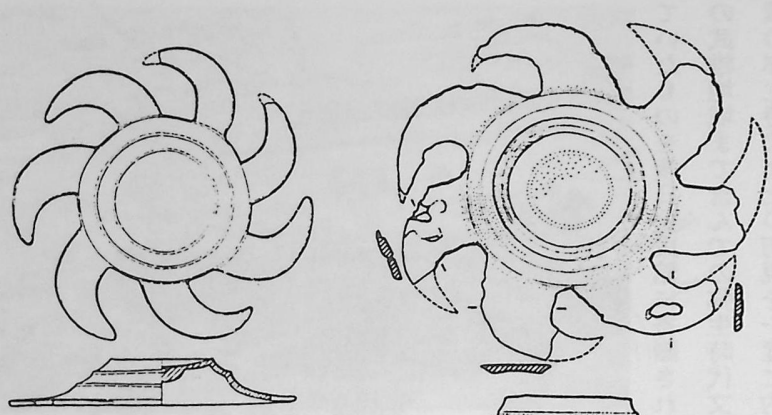

広島　西山遺跡

熊本　溝口遺跡

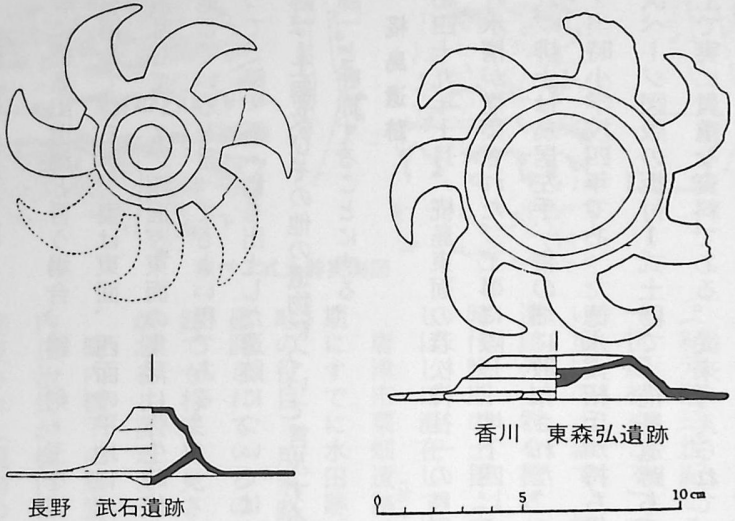

長野　武石遺跡

香川　東森弘遺跡

0　5　10cm

〔武石、東森弘、井原遺跡は『考古学集刊』第４巻４号（1971年）「巴形銅器」（杉原荘介）より〕
〔他の遺跡は『松盧国』（桜馬場遺跡）〕より。

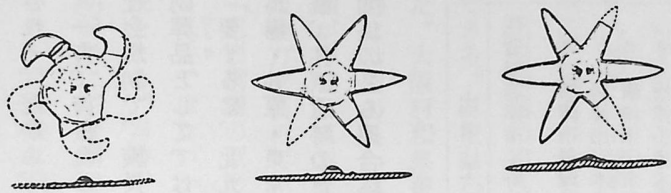

佐賀　東宮裾遺跡



対馬　佐保遺跡

佐賀　桜馬場遺跡

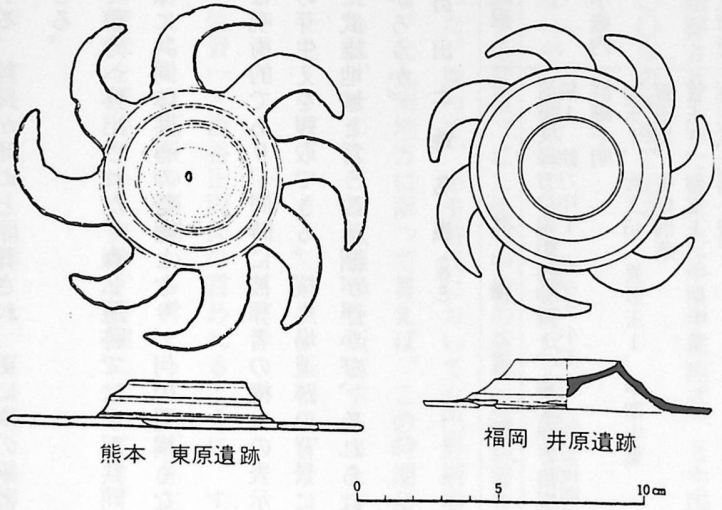

熊本　東原遺跡

福岡　井原遺跡

0　5　10cm

国内出土の巴形銅器実測図
（東宮裾以外の複数出土遺跡については標式的なもののみ図示した）

2　桧島山遺跡



西方より桧島山を望む

一般に桧島山遺跡と言う場合、鏡・剣・玉を出土した石棺遺跡を指しているが、実は東面、西面の平地には濃密に土器片が散乱していて、西面、東面の集落は弥生時代の集落の上に立地していると言ってもよい程である。

従って、鏡・玉・剣を出土した遺跡については「桧島山石棺遺跡」、土器及びその他の遺物について言及するときは「桧島遺跡」と呼称することにする。

①　桧島遺跡

昭和四十九年十月、桧島東面の若松神社一の鳥居付近に防火用貯水槽が構築された。工事に際し、地下四㍍まで掘り下げられ、排土は鳥居左手一帯の畑に散布された。その時の土器片を当時小学校四年であった徳永貞紹氏が持ち帰り保管していたものを後日公民館に寄贈された。それが次ページ図版の板付Ⅰ式土器で、桧島遺跡あるいは背後の武雄地域まで含んでの弥生時代文化を考える上で実に貴重な資料である。従来考えられていたこの地域の弥生時代文化の初現を一度に約二〇〇年も遡らせることになる。

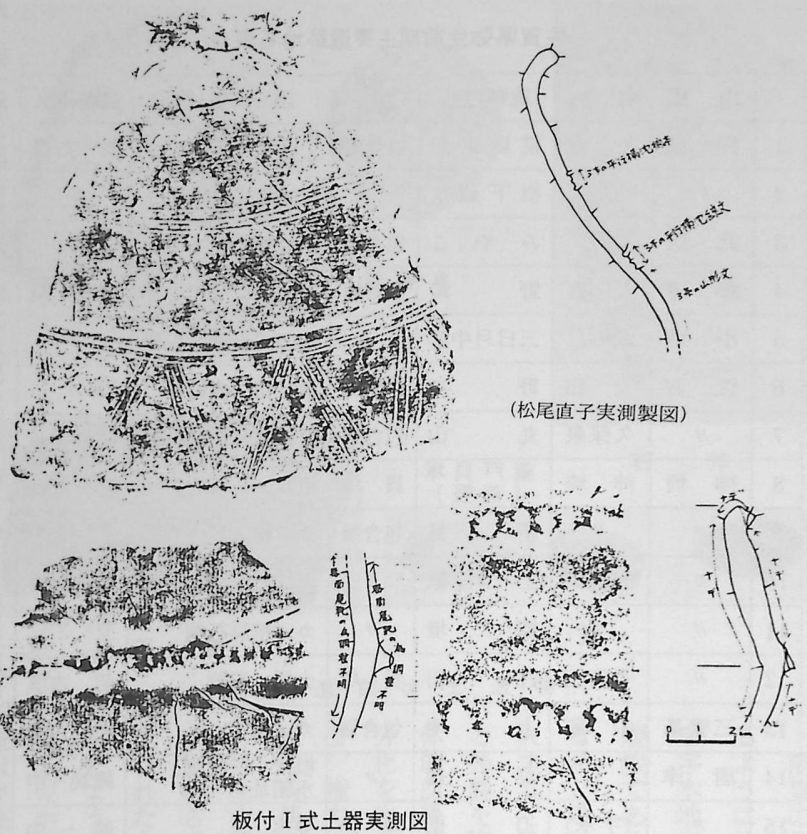

（松尾直子実測製図）

板付Ⅰ式土器実測図

この土器は、弥生時代前期（紀元前三世紀ごろ～紀元前一世紀初めごろ）でも一番古い型式の土器で、福岡市板村遺跡の土器を標式とし、縄文時代晩期の土器（夜臼式）としばしば混在して出土する。

唐津市菜畑遺跡[注1]ではこの時期にすでに水田跡、矢板（＝畦の役目）、用水路、炭火米が確認されているので、桧島遺跡でも将来発見される可能性があると言えよう。

町内橋下の蔵堂付近から川内正治氏が板付Ⅱ式土器片を発見され（現物の所在不明）、武雄市みやこ遺跡から板付Ⅱ

式土器（弥生時代前期中頃）が出土しているので更に遺跡の増加が待たれる。

佐賀県弥生前期主要遺跡地名表

	市郡	町村	遺跡地名	遺跡種別	出土遺物	遺跡出土
1	杵島	北方	椛島東面	包含層	板付Ⅰ式壺片、土器	前～古墳
2	〃	〃	橋下蔵堂		板付Ⅱ式土器片	〃
3	武雄	橘	みやこ	包含層	板付Ⅱ式壺	〃
4	藤津	太良	野崎	散布地	夜臼、板付式土器後期縄文	前期
5	小城	三日月	三日月中学	〃	夜臼式土器、石斧	〃
6	佐賀	大和	野口	住居址	板付坩（板付）	〃
7	〃	久保泉	丸山	包含層	板付式壺、支石墓	縄晩～古墳
8	神埼	神埼	蔵戸貝塚（荒堅）	貝塚	土器、石器	前～古墳
9	〃	〃	朝日	包含層	カメ棺	〃
10	〃	三田川	上ノ原	〃	前期、中期カメ棺箱式石棺	前、中、期
11	〃	〃	郡境	〃	カメ棺群石棺	前、中、古墳
12	〃	千代田	詫田	貝塚	土器、石器	前、古墳
13	三養基	中原	上地	包含層	カメ棺	前～古墳
14	唐津		菜畑	〃	板付Ⅰ～土器、水田址炭化米	縄晩～中
15	〃	（宇木）	迫頭	墓地	甕棺	前～中
16	〃	〃	瀬戸口	墓地住居址	甕棺、支石墓	前期
17	〃	〃	汲田	〃	土器、甕棺	前～後
18	〃	（柏崎）	田島	〃	甕棺、土器	前～後
19	〃	（中原）	中原	墓地	甕棺	前～中
20	〃	（佐志）	松原	包含層	土器	前期
21	〃	（湊）	鼓	墓地	甕棺	〃
22	〃	（宇木）	萬麓	生活址墓地	板付Ⅰ式土器	縄晩～中



石包丁



紡錘車



石斧

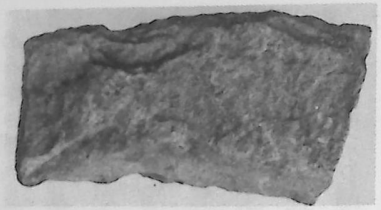

石鎌



土弾

椛島遺跡出土遺物

前頁の前期遺跡地名表からも判断されるようにその遺跡は極めて少なく、菜畑や宇木地方および丸山遺跡を除いては小規模である。然し、中期（紀元前後）になると遺跡数は急激に増加し、規模も拡大する。このことは水田稲作農耕の生成と発展を物語っており、この結果、共同体的血縁社会から、富の蓄積による階層分化を生じ、前時代の社会構造が崩壊して、権力の集中を伴なっての原始的小国家の萌芽を示唆していると言えよう。

椛島山麓の平地部の畑には、土器の包含層から耕起された結果、細片化、磨耗化された土器細片が耕土と人工的に混合したような状態で存在する。この地区では未だかつて表土除去による生活址の調査は実施されていないので詳細は不明で

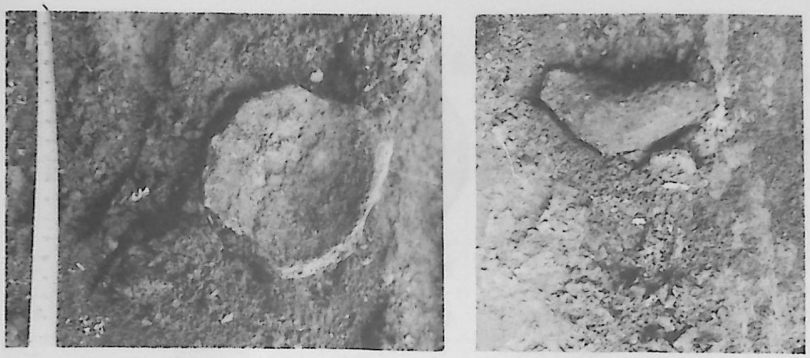

（甕の底部）　（甑の把手）

弥生時代中期遺物包含の崖面（地表下２ｍ、椛島西側山麓）

あるが、相当量の土器や遺物が包含されていると推定される。

椛島西面の墓地下の崖断面には、地表から一七〇㌢～一五〇㌢の層に土器片がびっしり包含されているのが露出しており、当時の生活表土を知ることができる。土器の形態から弥生時代中期から後期に亘る生活址である。種類として、壺・甕・高杯（たかつき）の破片および甑（こしき）の把手が出土しているので貯蔵用、煮沸用、供献用の生活上の土器と甕棺破片である。大塚氏は「壺・甕・鉢・高杯という機能的に分類できる土器の組合わせは、貯蔵・煮沸・供献という農耕生活の基本形態に一致している。」（「日本の考古学」弥生時代、河出書房）と指適されている。日常生活用具は土器であり、その焼成温度は約六〇〇～七〇〇度で、胎土は砂まじりの素焼状態で破損も早いので生活維持のためにはかなりの量の土器が補給されなければならない。今日、椛島山麓に見られる無数の細片はその結果であると言えよう。

椛島遺跡は町内でも卓越して濃密に土器が散布しており、当時、椛島にかなりの集落があったと推定される。石包丁・石斧・土錘の出土から水田稲作と漁撈の生活であったと思われる。

縄文時代遺物の出土がないので前時代との関連は不明である。

②　椛島山石棺遺跡

昭和四十一年七月二十六日～九月八日、県教育委員によって発掘調査が行われたが、同時にこの石棺も調査された。調査の概要は、「勇猛山古墳群」[注9]によると

「石棺は椛島山北峰の若松神社の背後に当る山頂近くの密柑園と雑木林の間の崖面に位置する。密柑園造成中に発見されたといわれ、その前部は調査の時点でブルトーザーによって破壊されていた。近くには弥生式甕棺破片が散乱していた。

石棺は地表下約一㍍の所に埋置されており、主軸の方向は東北東―西南西である。扁平の板状自然石で組み立てられ、長さは一、六〇㍍、幅は一端で四六㌢、高さは三五～四〇㌢である。石棺の外側は青色粘土（＝あおぎち）で一〇～二〇㌢の厚さで包まれ、床面も二㌢の厚さで床づくりされている。遺体はなかったが、頭部と推定される部に鉄丹が施されていた。

石棺内から青銅鏡一面・勾玉三箇・管玉三六箇・素環頭刀子一口が発見された。鏡と玉類は石棺の東側、刀子は西側（原



椛島山箱式石棺

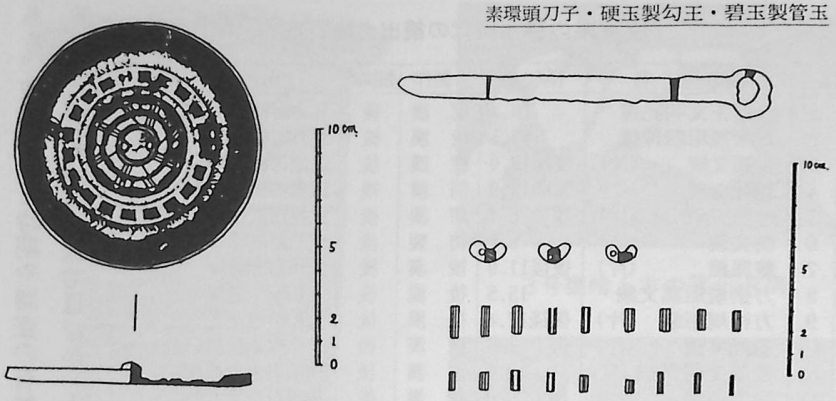

桂島山石棺出土 内行花文鏡・石棺出土品実測図（注９）

土例に近似し、遺構も石棺であることとあわせて後期前半まで下すのが妥当であろう（「佐賀県桂島山石棺の出土遺物」『古代学研究』五一）と指摘された。現在では後期初頭、後期前半として扱われるのが通例となっている。

この石棺は昭和四一年の調査時のまゝに現在も残存しており、西南約十五㍍の崖面には半分程度破壊された箱式石棺が

佐賀県有明海沿岸地域における勾玉出土地名表

遺跡	地名	形式	質材	長さ(cm)	共伴遺物	遺跡	時期
牟田辺	多久市南多久	獣形	滑石	2.0		住居址	中期中頃
牟田辺	〃 南多久	獣形	滑石	2.0		住居址	〃
牟田辺	〃 南多久	円頭系不定形	硬玉	1.7	管玉67	甕棺	中期末
桂島山	杵島郡北方町	円頭系不定形	硬玉	1.8	内行花文明光鏡1,刀子1,丁字頭勾玉，不定形勾玉，管玉36	箱式石棺	後期前半
桂島山	〃 北方町	丁字頭	硬玉	1.3	勾玉，管玉36	箱式石棺	〃
二塚山	神埼郡三田川町ほか	丁字頭	土製	5.2(復元)	土製勾玉22，丸玉30，器台形２	土壙墓	後期
二塚山	〃 三田川町ほか	不定形	土製	15.5(復元)	土製勾玉22，丸玉30，器台形２	土壙墓	〃

「松盧国」（唐津湾周辺遺跡調査委員会編）の森貞次郎編地名表より。
※唐津湾周辺からは宇木汲田遺跡11箇、他の５遺跡から１箇ずつ出土している。

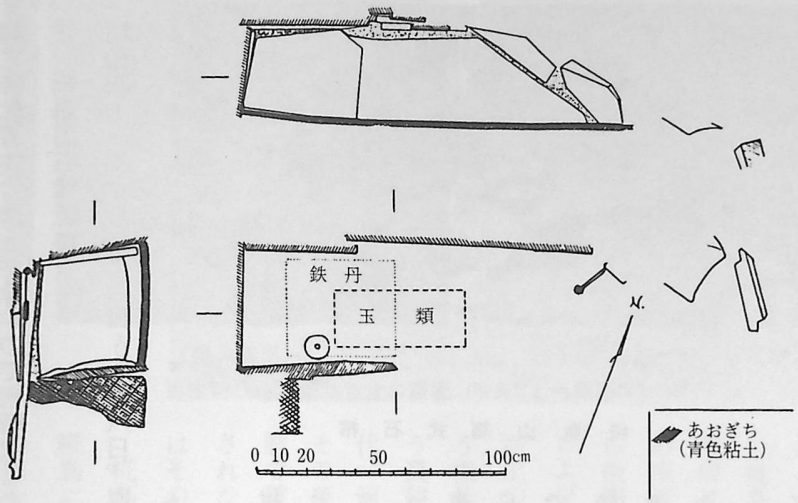

桂島山箱式石棺図（注９）

位置からずれている？）に配置されていた。玉類はやゝ広範囲に散在していた。鏡は背面にしておかれていた。素環頭刀子は県内で新例である。勾玉は硬玉製、管玉は碧玉製である。石棺構築の時期は遺物から判断して弥生時代中期のものと推定される。

この石棺の西南方至近の地点から、かつて箱式石管四基が出土し、その一基から方格規矩神獣鏡が一面発見されている。」

北峰の北側斜面、標高約四〇㍍、畑の崖下に露出していた甕棺も同時に調査されている。斜位埋置の小形合口甕棺で、二基存在し、高さ約四〇㌢、口経約三五㌢の須玖式（中期）甕棺で、遺物は発見されなかった。

青銅鏡は内行花文明光鏡で、前漢鏡である。

銘文は、「内而清而以而　而昭而明而光而日而月而天而」（「桂島山遺跡調査報告書」佐賀県立博物館による）

この石棺の構築された時期について、小田富士雄氏は、出土した鏡が後期前半の東背振村三津永田遺跡出

ある。破壊された時期や調査の有無は不明であるが、ミカン畑の状態から判断して、昭和四十一年当時、前記の石棺と同じ経緯ではなかったかと推定される。

佐賀県内弥生時代の鏡出土地名表

番号	鏡　名	径(cm)	製作	弥生時期	出　土　地
1	内行花文明光鏡	10.4	前　漢	後	北方町椛島山
2	方格規矩四神鏡	13.1	後　漢	後	北方町椛島山
3	連弧文鏡　(片)	復径18.0	後　漢	後	武雄市橘町みやこ
4	虺龍文鏡　(片)	復径12.0	前　漢	後	武雄市橘町みやこ
5	虺龍文鏡　(片)	復径 6.4	前　漢	後	武雄市武雄小学校
6	渦文鏡	8.8	仿　製	後	三日月町緑
7	夔鳳鏡　(片)	復径11.0	後　漢	後	大和町十三塚
8	方格規矩鳥文鏡	15.5	後　漢	後	大和町十三塚
9	方格規矩鏡　(片)	復径17.4	後　漢	後	大和町池ノ上
10	虺龍文鏡　(片)	復　11.0	前　漢	後	神埼町志波屋三角
11	連弧文明光鏡	9.6	前　漢	後	神埼町上志波屋
11	鏡名不詳　(片)	復　20.0	後　漢	後	神埼町城原北外
13	方格規矩鏡　(片)	復　10.0	後　漢	後	神埼町城原北外
14	方格四乳鏡	8.5			神埼町志波屋
15	連弧文鏡	8.0	仿　製		三田川町萩原
16	虺龍文鏡	9.2	前　漢	後	東脊振村三津永田
17	連弧文明光鏡	9.0	前　漢	後	東脊振村三津永田
18	連弧文鏡　(片)	復径15.4	後　漢	後	東脊振村三津永田
19	獣帯鏡	14.3	新後漢	後	東脊振村三津永田
20	連弧文清白鏡	16.0	前　漢	後	東脊振村大曲・二塚山
21	連弧文鏡　(片)	復径14.6	後　漢	後	東脊振村大曲
22	連弧文鏡　(片)	復径15.6	後　漢	後	東脊振村大曲
23	連弧文偽銘帯鏡	8.4	仿　製	後	東脊振村大曲
24	方格規矩四神鏡	17.5	後　漢	後	東脊振村横田
25	方格規矩四神鏡	14.7	後　漢	後	東脊振村在川
26	連弧文明光鏡	9.2	前　漢	後	上峰村堤
27	内行花文鏡	17.0	後　漢	後	上峰村坊所一本谷
28	波文縁鏡片　(片)		後　漢	後	上峰村堤五本谷
29	波文縁獣帯鏡	14.1	後　漢	後	上峰村堤
30	複線連弧文鏡	7.7	仿　製	後	上峰村堤五本谷
31	偽銘帯鏡	8.3	仿　製	後	上峰村堤五本谷
32	渦文鏡	5.7	仿　製	後	上峰村堤二塚山
33	複線連弧文鏡	7.8	仿　製		中原町姫方
34	内行花文鏡	8.8	仿　製		北茂安町白壁白石
35	多鈕細文鏡	10.3	舶　載	中	唐津市宇木汲田
36	方格規矩四神鏡	23.2	新後漢	後	唐津市桜馬場
37	方格規矩渦文鏡	14.4	新後漢	後	唐津市桜馬場
38	日光鏡	6.9	前　漢	中	唐津市柏崎田島
39	内行花文鏡	復径19.2	後　漢	後	唐津市桜馬場
40	流雲文縁方格規矩鏡	13.2	後　漢		佐賀県内　地区不詳

※「椛島山遺跡調査報告書」「佐賀県立博物館」「松盧国」(唐津湾周辺遺跡調査委員会編)
「みやこ遺跡」(武雄市教育委員会)によって作成。



甕形土器



3号甕棺上方の置石遺構



3号甕棺

椛島山遺跡遺構遺物(注10)

③　椛島山遺跡

昭和五十年三月十～十九日、佐賀県立博物館によって、北峰の頂上部が発掘調査された。その概要は次のとおりである。(注10)

調査区は南北一九メートル、幅一、五メートルのトレンチを設定。出土遺物から弥生時代～古墳時代の重複遺跡と推定される。中期前半の甕棺一基と中期中葉の甕棺が二基出土した。特に三号甕棺には上方に列石と石積み状の遺構があり、墓標と考えられる。列石に近接して甕形土器が供献の状態で出土し、当時の地表面から筒形器台片が確認され、祭祀を伴う遺構と推定される。

他に、古墳遺構と考えられる列石上から古墳時代前期の複合口縁壺形土器と鉄器が出土した。

尚、武雄市みやこ遺跡から類似の甕形土器(注11)

が出土している。県内で、この時期には類例がない。

④ 北方町内における弥生時代遺跡一覧　※佐賀県遺跡地図（佐賀県教育委員会編）より

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類
1	東中谷遺跡	大字志久字東中谷	遺物散布地
2	西ノ浦遺跡	〃　字西ノ浦	〃
3	追分遺跡	〃　字追分、中尾、清水	〃
4	内扇遺跡	〃　字内扇	〃
5	野副遺跡	〃　字野副、上掛橋	〃
6	上掛橋遺跡	〃　字上掛橋	〃
7	干給遺跡	〃　字干給	〃
8	木ノ元遺跡	〃　字木ノ元、高野	甕棺墓
9	高野遺跡	〃　字高野、道祖堤	遺物散布地
10	熊副遺跡	〃　字熊副	〃
11	林崎遺跡	〃　字林崎	〃
12	西堤遺跡	〃　字西堤、浦田	〃
13	勘町遺跡	〃　字勘町	〃
14	天神免遺跡	〃　字天神鬼、城ケ平	〃
15	浦田遺跡	大字大崎字浦田	〃
16	中々遺跡	〃　字中々	〃

17	大副遺跡	大字大崎字大副、寺田、屋敷田、五ノ坪	集落・甕棺・墳墓跡
18	永畑遺跡	〃　字永畑、岩ノ羽佐古、丁ノ坪、井手野元、苔ノ谷	遺物散布地
19	犬神遺跡	〃　字犬神、苔ノ谷、永畑	〃
20	館遺跡	〃　字館、犬神	甕棺・集落・墳墓跡
21	室ノ木遺跡	〃　字室ノ木、今山	遺物散布地
22	東宮裾遺跡	〃　字笹尾、今山元田、六反田、梅ノ尾、柳町、熊本、宮裾町	甕棺石棺墓、銅剣、管玉、貨泉、巴型銅器石剣出土
23	牟田船遺跡	〃　字牟田船、平松、小田町	遺物散布地
24	立山遺跡	〃　字立山、五反田、今山	〃
25	松瀬戸遺跡	〃　字松瀬戸	〃
26	桜木遺跡	〃　字桜木	〃
27	陣内遺跡	〃　字陣内	〃
28	経田遺跡	〃　字経田、桜浪	〃
29	下須遺跡	〃　字下須	〃
30	高取遺跡	〃　字高取	〃
31	西浦遺跡	〃　字西浦	集落・甕棺・墳墓
32	八龍遺跡	〃　字八龍	甕棺墓
33	向野遺跡	〃　字向野	〃
34	上深町遺跡	〃　字上深町	遺物散布地

35	天神原遺跡	〃	遺物散布地
36	猪ノ隈遺跡	字天神原 字猪ノ隈	〃
37	久津具遺跡	字城ノ東平、城ノ西平、殿町、ソーケ田、筒園、清川、板取、北ノ平、世上町、榎木町、済木町	集落・甕棺墓・石斧出土
38	蓮池遺跡	〃 字蓮池	遺物散布地
39	馬場遺跡	〃 字馬場	〃
40	天神免遺跡	大字芦原字天神免、新ケ江	〃
41	長町遺跡	〃 字長町、五本松一角、六本松二角	〃
42	境町遺跡	〃 字境町	〃
43	椛島山遺跡	〃 字西平、東平、北平	甕棺墓、鏡、勾玉、管玉、素環頭刀子出土
44	芦原五本松遺跡	〃 字五本松一角、二角、六本松二角	甕棺墓
45	久治浦遺跡	〃 字一本松、三本松	〃
46	貝良木遺跡	〃 字貝良木、丁ノ坪	散布地

(四) 生活と文化

1 水稲農耕

町内からは水田跡や木製の農具などの発見はないが、稲の穂づみ用具として使用された石庖丁と石鎌が椛島遺跡と久津具の岩崎から発見されている。

唐津市菜畑遺跡ではすでに縄文時代晩期（炭素放射能測定値紀元前六七〇）の文化層から、土盛りの畦畔と水路をもった(注1)一辺4×七メートル程度の水田と農具として石庖丁・石鎌・木製の諸手鍬・馬鍬・えぶりが出土している。畦畔や水路には矢板（杭）での補強技術もすでに存在している。これらの文化は弥生時代前期～中期へと技術の進歩を伴ないながら引き継がれていたことが菜畑遺跡の調査で明確となった。昭和四十六年には三日月町土生遺跡の発掘調査で、炭化米・木製の手鍬・二本歯や三本歯のまた鍬・鋤・堅杵および石庖丁などの農耕遺物が弥生時代中期の土器や竪穴式住居址とともに発見され、当時の実態がかなり明確になった。県内の弥生時代遺跡のほとんどから石庖丁が発見されており、

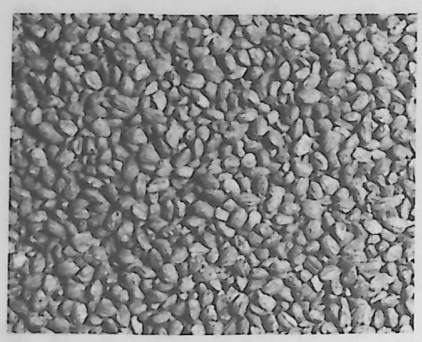

東宮裾出土の炭化米

特に武雄市橘のみやこ・茂手遺跡などから弥生時代前期の土器と共に約一〇箇の石庖丁が出土している。(注11)

昭和五八年、東宮裾地区の土地改良圃場整備に伴なう発掘調査で弥生時代中期と推定される遺構から炭火米が検出された。

以上のように水稲農耕を裏付ける遺物が町内や武雄地区で多数発見されており、菜畑・土生の遺跡ではすでに水田跡や木製農具が発見されているので、北方地区でも水田跡や木製農具が近い将来、発見されることも期待される。

水稲耕作は本来、水がかりが前提条件となるので、六角川が形成した低位の平地部に水田跡が、その後背の微高地に集落跡の存在が推定される。



二叉鍬
(三日月町土生遺跡)



柱　　根　(同上)

2　生活用具

①　土製紡錘車（椛島遺跡出土）

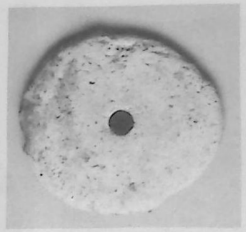

土製紡錘車

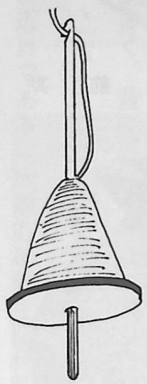

使用想像図　(注12)

三世紀ごろの日本の状況を記録した魏志倭人伝に「男子は……木緜を以って頭に招け、其の衣は横幅、但々、結束して相連ね、略々縫うことなし。婦人は……衣を作ること単被の如く、其の中央を穿ち、頭を貫きて之を衣る。」とあり、更に、衣服材料として紵麻を植え、蚕桑を知っており、絹織物を産するとある。

機織道具は佐賀県三日月町土生遺跡や大分安国寺遺跡でも出土しているので、中国の記事にあるように衣類が着用されていた事は確実である。椛島遺跡出土の紡錘車は直径五・四センチ、厚さ〇・九センチ、孔径〇・六センチで、糸をつむぐとき、糸巻棒にさして回転を助け、糸に縒をかける道具であった。県内からは土製と共に石製のものも出土している。古墳時代に入ると石製がほとんどで、厚みも増してくる。



土錘

②　土　　錘（椛島遺跡出土）

網漁用の土錘が四箇発見されている、現在の投網に使用されている位の大き

さ、重さであるので、当時も大型の網であったとは考えられない。発見された箇数から判断して専業的な漁撈でなく、個人漁的色彩が濃厚である。





前期の土器



中期の土器



後期の土器

③ 土製投弾（椛島遺跡、四箇出土）

形状は楕円形で、ラグビーの球に類似している。人力であるいは何かにはさんで投擲（てき）したものと考えられる。目標物は小動物ではなかったかと推定される。

④ 土器

前期、中期、後期の各時代にわたって出土している。前期の時代については壺の破片のみしか発見されていないが、中期・後期の頃には貯蔵用、煮沸用、供

献用の土器片が豊富に出土する。然し、そのほとんどが破片で、復原が不可能であるから、他地区遺跡の類例土器を図示する。

⑤ 石器

石庖丁（椛島遺跡、久津具岩崎遺跡出土）

半月形や舟形状のものが多く、背に近い部分に二個の孔を穿ち、腹部に刃を造り出している。この孔に紐（ひも）を通して指にかけ、掌に固定して稲の穂を摘む道具である。一般的に弥生時代前・中期に多く出土する。

石鎌（椛島遺跡出土）※四〇七ページ参照

鉄鎌を祖形とすると考えられており、弥生時代前期末～中期にかけて北九州を中心に出土する。刃部に直角に木材の柄をつけて作物の収穫用具として使用したと推定されている。

石斧（芦原津山遺跡、椛島遺跡出土）

木材の伐採加工用具として使用し、縄文時代に比して鈍重で、刃部も厚い。

扁平片刃石斧（西浦遺跡出土）

「のみ」「くさび」としての使用が考えられる。



石のみ

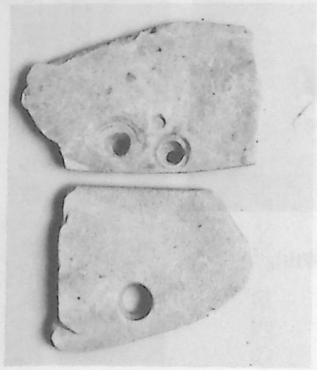

石庖丁



石斧

3 埋葬

弥生時代の埋葬施設には甕棺墓、壺棺墓、土壙墓、箱式石棺墓、支石墓などがあり、住居からやゝ離れた丘陵状地に、共同墓地的に集団で、しかも、年代を継続して構築されるのが一般的である。然し、現在までに北方町で発見されているのは東宮裾遺跡の甕棺墓、壺棺墓、石蓋石棺墓と椛島山遺跡の箱式石棺墓と甕棺墓のみで、しかも、群集墓ではない。朝日ダム工事に際しては、多数の甕棺墓が出土したと伝えられているので、今後、北方町内でも群集して発見される可能性がある。



合口甕棺墓
「二塚山遺跡」(佐賀県教育委員会より)



小児甕棺墓（東宮裾）



土坑墓（二塚山）

4 祭祀具

有柄石剣（大崎八幡社裏、東宮裾より表面採集）
硬質の粘板岩で作られてはいるが実戦用としては使用に耐えない。祭礼用として使われたと考えられる。青銅製の剣の模倣とされている。

高杯（主として東宮裾遺跡、椛島・椛島山遺跡出土）
東宮裾遺跡の第二次調査時に十数箇の高杯が石蓋土壙墓の周辺から集中して出土した。県内の他遺跡からは住居地域からも出土しているので供献用土器と考えられる。



祭祠用石剣
(北方八幡神社境内にて瀬戸口氏提供)



東宮裾石剣出土状況



東宮裾出土高杯

透かし入り器台（東宮裾遺跡出土）（P三九八参照）

同種のものが武雄市橘みやこ遺跡から出土しており、その報告書に「この種の器台は畿内、瀬戸内などに多く出土しており、九州では東九州（大分県）の安国寺遺跡など瀬戸内に面した地域に特徴的にみられる特殊なものである。佐賀県においても大和町惣座遺跡・佐賀市琵琶原遺跡・三日月町下久米遺跡と本遺跡の四ヶ所で発見されている。このように主として東九州以東で発見されている土器が、有明海沿岸に伝えられていることは二～三世紀の文化交流のあり方を知る上で重要な資料である」[注11]とある。東宮裾の類例を加えると県内五ヶ所となり、巴形銅器の項で述べたように熊本県二遺跡、香川県、広島県、大阪府の出土例と併せて当地区の文化の生成発展を考える上で注目さるべき遺物であると言える。

(五) ま と め

弥生時代における北方町の状況を、全国、九州、佐賀の各資料をもとに考え、北方町の文化史上に占める位置づけを試みてきたが、その特色は次のとおりである。

(1) この地域は巴形銅器などを有する独自の文化を持っており、唐津沿岸地方、熊本地方、瀬戸内海地方との交流が濃厚である。

(2) 有明海に面する地域では、県内の他地域に見られない独自の文化を有する地域である。

(3) 武雄市みやこ遺跡出土の前期土器に共伴した石庖丁の例から判断して、椛島遺跡出土の前期土器の頃（今から約二三〇〇年前）には水田稲作文化が定着していたと推定される。

(4) 縄文時代後期～弥生時代中期(紀元前後)にかけては低位海面期で、唐津では現海水面より一～二メートル低い（『菜畑』唐津市教育委員会）とされているので、六角川を狭んだ平野部は水田農耕に最適の条件を具備していたと考えられる。

(5) 以上のことから、椛島山・宮裾・朝日ダム東側・武雄市祇園社・橘をめぐる一帯に原始的小国家としての杵島国の存在が考えられる。

今後、発掘調査や遺物の発見によって、更にその文化の諸相が解明されていくであろう重要な地域であり、その中心が北方町地域ではないかと推定される。

注

(1)「菜畑遺跡」　唐津市教育委員会
(2)「武雄市史」に一部追加
(3) 唐津湾周辺遺跡調査委員会編「末盧国」木下尚子編「巴形銅器出土地名表」に一部追加
(4) 岩波書店刊古典文学大系、本書で用いた風土記、逸文はすべてこれに拠った。
(5) 上田正昭著　「日本古代国家成立史の研究」
(6)「新郷土」昭和四十七年七～八月号
(7) 前掲「松盧国」―木村貞次郎編「縄文晩期弥生時代九州の管玉の出土地名表」による、一部追加
(8)「右同書」―木下尚子編「弥生時代銅釧の出土地名表」による。一部追加
(9)「勇猛山古墳群」　佐賀県教育委員会
(10)「椛島山遺跡調査報告書」　佐賀県立博物館
(11)「みやこ遺跡」「茂手遺跡」　武雄市教育委員会
(12)「日本の考古学」弥生時代　河出書房新社刊

古代

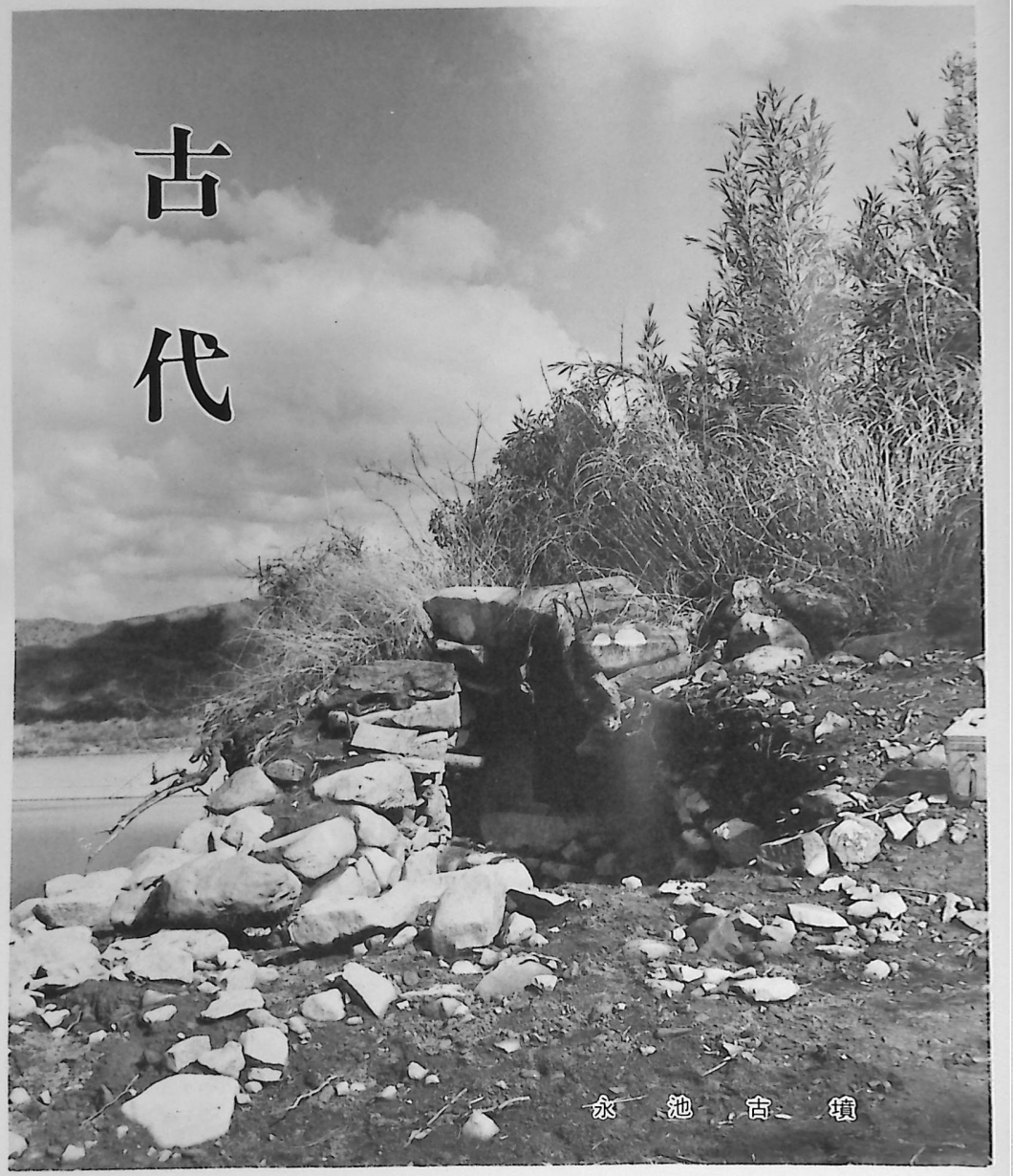

永池古墳

一 古墳時代

(一) 古代国家の成立

中国、晋の陳壽（一二九七年）が編んだ、通称「魏志倭人伝」（「魏書」巻三〇・東夷伝・倭人の条）に、三世紀頃のわが国の状況が記され、邪馬台国と女王卑弥呼の存在を知ることができる。帯方郡（今の京城付近）から邪馬台国への径路は次図の如くなる。

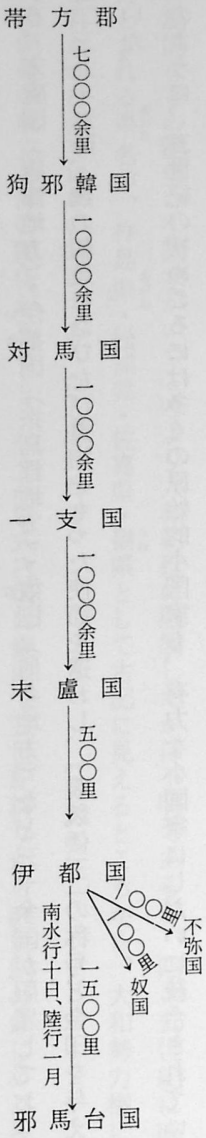

邪馬台国について「もと、男子が王となって七～八十年の間、倭の国は乱れ、内乱が続いたので、女子を立てゝ王となした。卑弥呼と言う。鬼道につかえ、よく人々を惑わしている。大分年とっているが、

夫はなく、弟がいて政治を補佐している。王位についてから卑弥呼を見た人は少なく、婢千人を召しつかっている。たゞ、男子が一人いて、飲食物を運んだり、言葉を伝えるために居室に出入りしている。宮室・楼観・城柵が厳然として設営されており、常に人が有り、又、兵を配置して守衛している。」としている。未盧国（唐津地方）・伊都国（糸島郡地方）・奴国（博多地方）など三十余国が服属しており、西暦二三九年以降、魏の朝廷にたびたび貢物をもった使節を遣わし、「親魏倭王」の称号と金印を与えられていた。

このように、三世紀の初めごろには多くの原始的小国家も、有力な小国家にしだいに統合されていったことを物語っている。しかし、邪馬台国の所在地については大和説や北九州説など多くの比定説があるが、現在のところではまだ確定していない。

四世紀の後半になると大和朝廷が歴史上に登場してくるが、邪馬台国との歴史的推移は不明である。朝鮮半島では四世紀後半、南進する高句麗と北進を企図する百済との間で争乱が起ったが、わが国は百済を援助し、三六九年には南鮮に任那を成立させてその地域を支配した。従って、朝鮮半島への出兵以前には大和地方を中心に強力な古代国家が成立していたことが考えられ、その時期は少なくとも四世紀の初頭と考えられる。しかし、三世紀については邪馬台国の状況を記録した「魏志東夷伝」が、五世紀については、倭国の五王について記した宋書などが中国に存在するのでその時期の状況をほゞ推定することができるが、大和朝廷成立期の四世紀ごろの記録がないので、いまだに不明確な点が多い。

いずれにしても、大和の三輪山を囲む地域に成立した大和の小王国が、大和周辺に統一国家形成のた

めの勢力を築き、国土統一を遂行し、対外的には朝鮮半島にも進出していった。四七八年、倭王武（雄略天皇）が中国の宋王順帝に献呈した上奏文に「昔より祖禰みずから甲冑をつらぬき、山川を跋渉し、寧処にいとまあらず、東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国」と記していることからも当時の状況を知ることができる。

畿内を掌握した大和朝廷は朝鮮半島へ出兵の通路である瀬戸内地方、九州北部地方の小国家群をその支配下においていったことが、各地の小国家の君長に与えられた「県主」の呼称や畿内を中心に古墳の副葬品として特異な出土例である三角縁神獣鏡の地方への分布状況からあとづけることができる。

(二) 大和朝廷の肥前への伸張

杵島国などの肥前の小国家がいつごろより大和朝廷に服属したかは不明であるが、四～五世紀に成立したとされる県名が、杵島県・松浦県・佐嘉県・嶺県として古記に見えるところから、大和勢力権に包含されたのは相当に早い時期であったと思われる。

大和朝廷の成立と深い関係があるとされる高塚式古墳は畿内で三世紀終りから四世紀のはじめごろに出現し次第に地方へ広まっていった。とくに、大和朝廷の朝鮮進出に伴って、瀬戸内海沿岸から大分県の周防灘沿岸や福岡県には、古墳の発生期に編年される四世紀前半から中頃にかけての古式古墳が点在している。佐賀県内では、朝鮮半島への進出の地理的な要地である浜玉町に四世紀後半に築造と比定さ

れている経塚山古墳と五世紀前半に築造と比定されている谷口古墳がある。一方、有明海沿岸地域には五世紀前半築造とされている銚子塚があり、玄海沿岸地域にやゝ遅れるがこの時期までには佐賀の全域が大和朝廷の支配下におかれたことが考えられる。

(三) 佐賀県の古墳時代

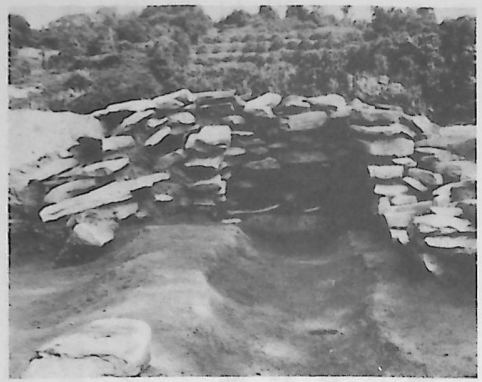

経塚山古墳の石室（浜玉町）

土を高く盛りあげた墳丘（封土）を有する高塚式の墓制を古墳と称しているが、三世紀の終りから四世紀のはじめにかけてまず畿内地方に出現し、大和朝廷の勢力の伸張とともに次第に地方に波及していった。この墓制は大化二年（六四六）「薄葬令」が出て、古墳の築造が衰退する七世紀後半まで続くが、この時期を古墳時代と呼んでいる。

古墳は盛土の外形から前方後円墳と円墳および方墳に分類されるが、佐賀県では方墳は確認されていない。

古墳の内部における埋葬の方法から棺を土で覆う方法と棺を竪穴式の石室に置く方法および棺を横穴式の石室に置く方法とに大別される。横穴式石室は朝鮮半島を経てわが国へ伝来した技法で、その初現は五世紀に九州地方に見られ、六世紀には九州以外の地方に広く伝播する。

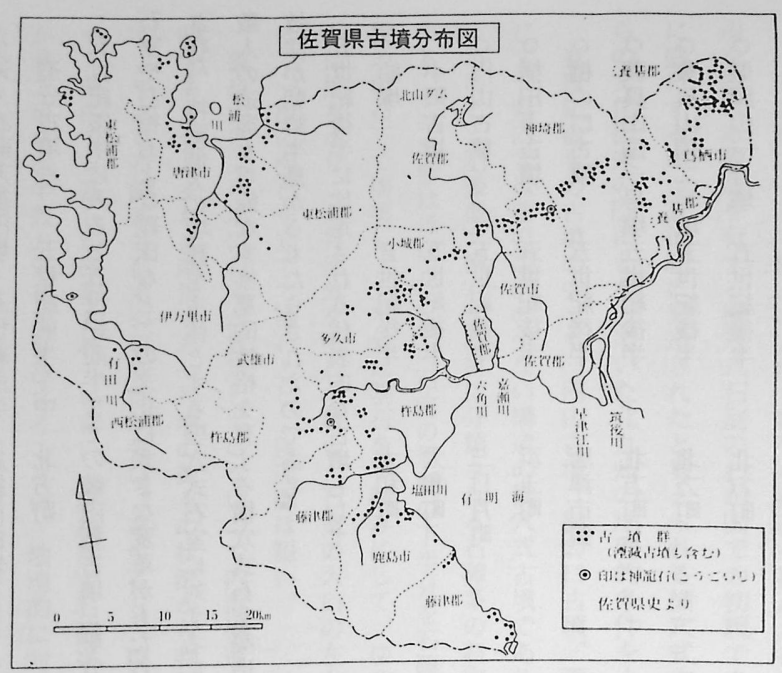

本県内の古墳は背振・天山・八幡岳山系で二分され、唐津湾・伊万里湾周辺などの玄界灘に面する地域と有明海周辺の山麓地帯に分けられる。

築造年代の古い、代表的な古墳をあげると

経塚山古墳　四世紀後半　浜玉町
谷口古墳　五世紀前半　浜玉町
李路寺古墳　五世紀前半　伊万里市
雌塚　五世紀前半　中原町
熊本山舟形石棺五世紀前半　佐賀市久保泉
銚子塚　五世紀前半　佐賀市金立

矢ノ浦前方後円墳　五世紀前半　武雄市白岩
追分古墳　五世紀前半～中　北方町

五世紀後半に入ると五世紀前半までの畿内型古墳（竪穴石室や石棺および礫床など）の文化に大きな変革がもたらされた。特定個人の埋葬を主体とする竪穴式石室に対するに数人の追葬も可能な家族墓的性格を有する横穴式石室築造技法が朝鮮半島からもたらされたのである。

五世紀後半に比定される代表的な古墳として、

船塚　五世紀後半　大和町
小隈古墳　五世紀後半　大和町
○円山古墳　五世紀後半　三日月町
○横田下古墳　五世紀後半　浜玉町
○樋の口古墳　五世紀後半　唐津市鏡
○蓑具山頂一号墳五世紀後半　北方町
○蓑具山頂二号墳五世紀後半　北方町
○栗岡山一号墳　五世紀後半　北方町
○玉島古墳　五世紀後半　武雄市



県内最大の前方後円墳（全長 114m）（大和町）

○印は横穴式石室構造の古墳で扁平な割石を積み上げた竪穴式石室形式の室の一端に、ごく短かい羨道を設ける構造を有する横穴式石室のわが国での初現である。横穴式石室は一般的には六世紀に全国的に盛行するが、五世紀に築造されたと考えられる横穴式古墳が六基、県内に存在することは朝鮮半島からの文化伝来の門戸となっていた北九州の地理的条件をよく示している。

五世紀後半の古墳の中でも、円山古墳、樋の口古墳、蓑具山頂一号墳、栗岡山一号墳は古墳時代を通じて、県内ではその類例の少ない構造の横穴式古墳である。いわゆる「肥後型」横穴式石室に分類される石障系の石室である。その形態はほぼ正方形の石室の周壁の下半分を石障（一枚の板石）で構築し、上半分は割石を平積みにして、ゆるやかに持ち送り、天井部分を平石で覆い、石室の入口の左右には、一枚の板石を立てて袖石とし、羨道部は短い。

蓑具山頂二号墳は石室が露呈していないので内部横造は不明であるが、それに隣接する一号墳の封土の状況から判断して、やはり石障系の石室の可能性が強い。とすると、現在まで、県内で五基しか確認されていない「肥後型」石障系古墳が北方町に過半数の三基も存在することは、地理的に対岸の地である肥後の古墳文化と対比して、県内でも特色のある古



横田下古墳の石室

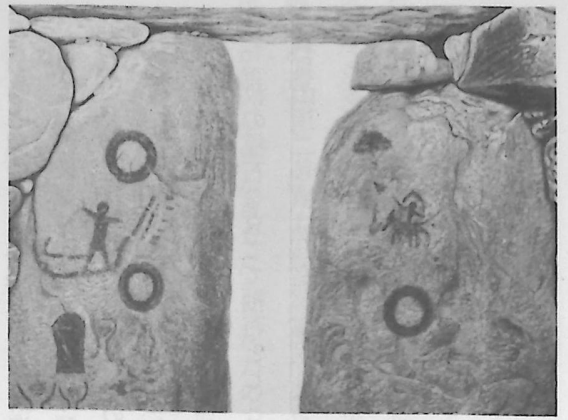

太田古墳後室入口袖石復元模写

墳文化を有していた言える。従来、五世紀以前に築造と考えられる古墳は、三日月町円山古墳より西には存在しないとされていたが、北方町で追分古墳(昭和五十二年)、栗岡山一号墳(五十九年)、蓑具山一・二号墳(五十九年)が、武雄市で矢ノ浦前方後円墳(五十五年)が発見されたので今後は県西部の古墳文化の生成発展を考える上で重要な問題を提起したと言えよう。又、前方後円墳も同様であったが前記の矢ノ浦前方後円墳と橘町楢崎の権現山前方後円墳の存在も確認されてきた。

この地域に「肥後型」石障系古墳の出現は、弥生時代における巴型銅器の伝播経路と推定される唐津—北方—熊本—瀬戸内ルート以来、北方地区と肥後との海上交易が継続され、古墳時代にあっても何らかの交流があったのではないかと考えられる。

六世紀に入ると古墳文化に大きな変化が見られる。

1、畿内的要素が薄れ、地方的特色が濃厚になる。

2、横穴式石室が一般化し、巨石を使用した規模の大きい石室が盛行する。

3、北部九州を中心に彩色した壁画古墳が築造される。

4、酸化焼成の土師器に代って、還元焼成による硬質で、灰色を呈する須恵器が日常の土器として一般的に使用される。

5、首長や豪族墓的な性格から、十数人～数十人の家族構成の家父長家族的な墓と考えられる小円墳が群集して築造されてくる。

六世紀における古墳は、群集墳を含めて県内の至る所に存在し、その数は非常に多く、県内における古墳文化の盛期をなしている。



北方町周辺地域の古墳群はつぎのとおりである。

武雄市内

野間古墳群・溝の上古墳群・北楢崎谷古賀古墳群・大日古墳群・鳴瀬古墳群・釈迦寺古墳群

白石町内

鳥巣古墳群・妻山古墳群・船野古墳群

有明町内

稲佐古墳群・竜王崎古墳群・竜

王峠古墳群など、杵島山の麓から中腹にかけて多数の古墳が築造されていたが、みかん園開墾によってその大半は破壊され、姿を消してしまった。

この期における県内の主要な、特色ある古墳としてつぎの古墳があげられる。

太田古墳（鳥栖市田代本町）赤・緑・黒の三色による彩色壁画を有する円墳。

伊勢塚（神崎町志波屋）朱を用いた彩色壁画を有する前方後円墳。

西隈古墳（佐賀市金立町）幾何学的線刻文様を有する家形石棺内蔵の円墳。

関行丸古墳（佐賀市久保泉町）熊本の江田船山古墳の副葬品に類似。前方後円墳。

権現山前方後円墳（武雄市橘町）内部構造不詳。

潮見古墳（武雄市橘町）金銅製冠を出土した円墳。

島田塚（唐津市鏡）舟型石棺を内蔵している前方後円墳。

七世紀になると、前半までは古墳の築造はなお盛んであるが、後半になると大化二年（六四六）の薄葬制施行の影響もあって急速に衰微していった。佐賀県でも七世紀後半が古墳文化の終末期であって、それ以後は古墳の築造はほとんど見られない。

七世紀前半に比定される県内の古墳は

永田古墳群（鳥栖市）・古賀山古墳（多久市）・勇猛山古墳群（北方町）・竜王崎古墳群（有明町）などがある。

七世紀の後半から八世紀初頭の終末期の古墳としては、鳥栖市の東十郎古墳群・北方町の永池古墳・

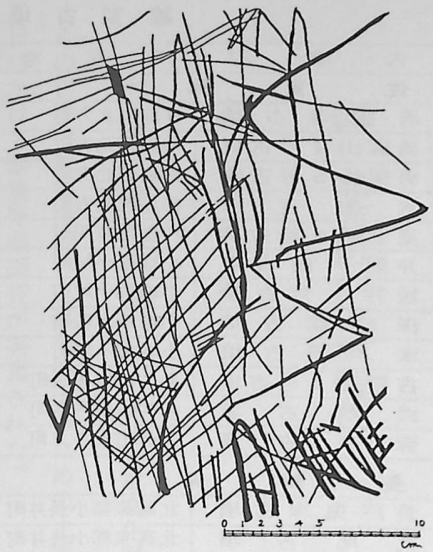

勇猛山第4号墳線彫文様

江北町の宮原古墳群などがあるが、その数は極めて少ない。

七世紀前半の古墳で、小城郡・多久市・杵島郡には特に注目すべき文化が見られる。石室壁面に線彫文様を施す手法である。文様は幾何学的な構図ではなく、上図のように自由な構図での格子文又は斜格子文が多い。竜王崎古墳群中の六号墳は家屋文様を施した特異な例である。

杵島郡では杵島山を中心に分布しており、弥生時代後期における杵島国の政治圏、社会圏、文化圏がこの時代にまでなお何らかの形で残存し、県内でも特色のある線刻手法の地域限定的な文化圏を形成したのではないかとも考えられる。

また、一面では熊本県の有明海沿岸地域を主とする線刻古墳文化圏との深い関係も考えられ、肥後の石障系石室古墳が北方町に三基、三日月町に一基存在することゝ併せて、小城、杵島地域が古墳時代の早い時期から肥後の有明湾岸と日常的に交流していたことは間違いないと思われる。前述の如く、その時期は巴型銅器の伝播ルートから考えて弥生時代後期初頭の一世紀にまで遡ることも推定される。

線刻古墳一覧表

古墳名	所在地	墳形	施文の方法
佐賀県			
勇猛寺古墳	杵島郡北方町	円墳	線刻
勇猛山4号古墳	杵島郡北方町	円墳	線刻
勇猛山5号古墳	杵島郡北方町	円墳	線刻
永池古墳	杵島郡北方町	円墳	線刻
竜王崎6号古墳	杵島郡有明町	円墳	線刻
弁財天山古墳	小城郡小城町	円墳	線刻
坂井1号古墳	小城郡小城町	円墳	線刻
深底籠古墳	小城郡小城町	円墳	線刻
米ノ隈古墳	小城郡小城町	円墳	線刻
古賀山4号古墳	多久市東多久町	円墳	線刻
渋木古墳	多久市東多久町	円墳	線刻
皆木古墳	多久市東多久町	円墳	線刻
長崎県			
長戸鬼塚古墳	北高来郡小長井町	円墳	線刻
丸尾古墳	北高来郡小長井町	円墳	線刻
善神古墳	北高来郡高木町	円墳	線刻
尾越古墳	壱岐郡郷ノ浦町	不明	線刻
福岡県			
日輪寺古墳	久留米市京町	前方後円墳	線刻
倉永古墳	大牟田市倉永	不明	線刻
熊本県			
大戸鼻北古墳	天草郡松島町	円墳	線刻　塗布（赤）
大戸鼻南古墳	天草郡松島町	不明	線刻　塗布（赤）
大鼠蔵東麓古墳	八代市鼠蔵町	不明	線刻
五反田古墳	八代市敷川内	円墳	線刻
千金甲甲古墳	熊本市松尾町	円墳	線刻　浮彫　彩色(赤青黄)
千金甲乙古墳	熊本市松尾町	円墳	線刻　彩色（赤緑）
井寺古墳	上益城郡嘉島町	円墳	線刻　彩色（赤白緑）
鴨籠古墳	宇土郡不知火町	円墳	線刻
桂原古墳	宇土郡不知火町	円墳	線刻　彩画（黒）
ナギノ横穴群	玉名市石貫	横穴	線刻　浮彫　彩色（赤）
石貫穴観音横穴群	玉名市石貫	横穴	線刻　浮彫　彩色（赤）
原横穴群	玉名市富ノ尾	横穴	線刻
釜尾古墳	飽託郡北部町	円墳	彩画　（赤白青）
永安寺西古墳	玉名市玉名	円墳	線刻　塗布（赤）

「装飾古墳の壁画」佐賀県立博物館刊より

(四) 北方町の古墳時代

1 主な古墳

① 追分古墳

※北方町文化財調査報告書第二集「追分古墳」より

この古墳は鉱害復旧等工事用盛土のための土採取予定地となったために昭和五七年八月二日から九月二日にかけて緊急発掘調査が実施された。

古墳は直径九・五㍍、比高一・一㍍の規模の円墳である。頂部の中央よりやや西寄りに内部主体である竪穴式石室が構築されているが、そのための墓壙は地山掘り込みで、盛土としては、蓋石を覆うために現状では僅かに二〇㌢の厚さである。

内部主体の竪穴石室は長軸を北―南八四度で、ほぼ東西を向いている。長さ約一八八㌢、幅約四二㌢の石室で、下部に四壁を腰石で囲み、腰石の上部は厚さ一〇㌢前後の扁平な石を主にした小口積みをなし、天井部は三枚の蓋や石で覆っている。

出土した遺物はすべて鉄器で、種類はつぎのとおりである。

武器……鉄剣三、鉄刀一、鉄鏃

工　具……蕨手刀子三、鉄斧一
農　具……手鎌二、鎌一

従来、この古墳と同じ型式の石室を持つ古墳は佐賀平野北方の背振山麓低丘陵部に集中して発見されており、その西限は佐賀市金立町大門西古墳群とされていたが、北方町で追分古墳の竪穴式石室が確認されたことは佐賀県の古墳文化の変遷や社会構造を考える上で重要である。

この古墳の築造年代は同型式の他の古墳の遺物の年代や石室の構造から五世紀前半から五世紀中頃の時期と推定され、小城郡より以西の地域では最古の古墳と位置づけることができる重要な古墳である。



蓋石除去前の状態（東より）



蓋石除去後

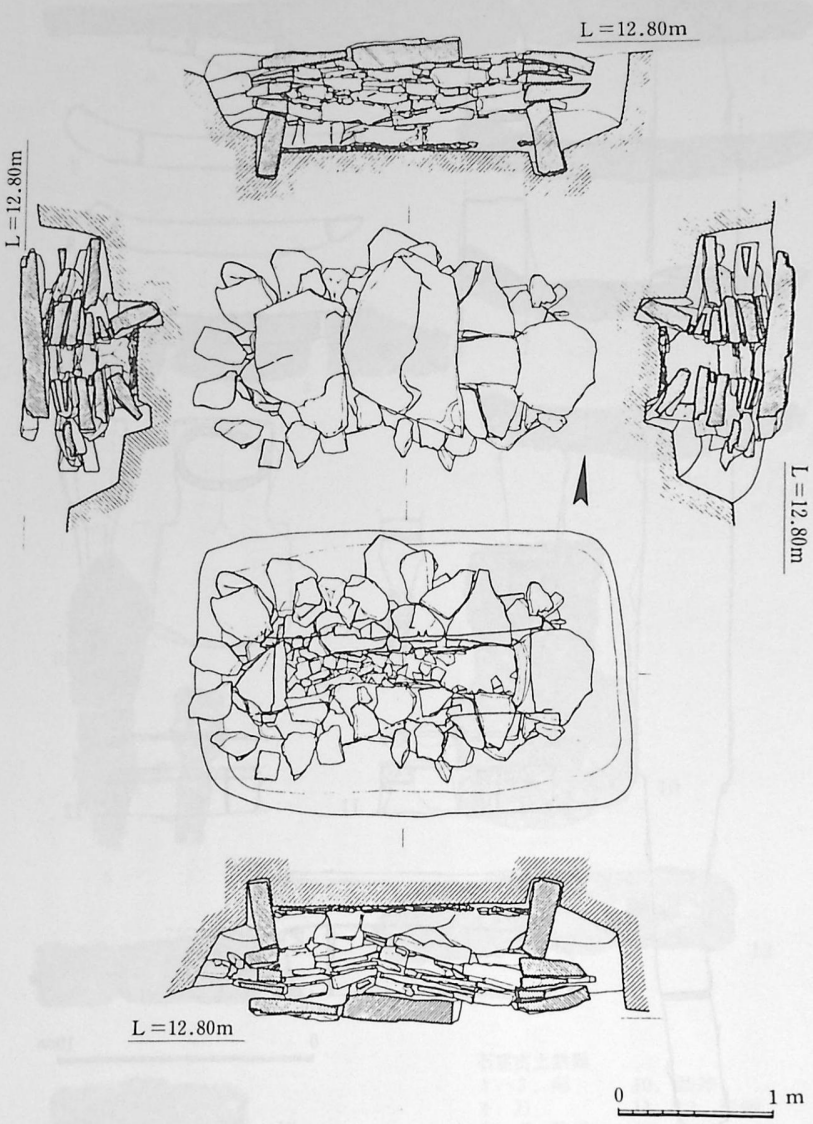

追分古墳石室実測図

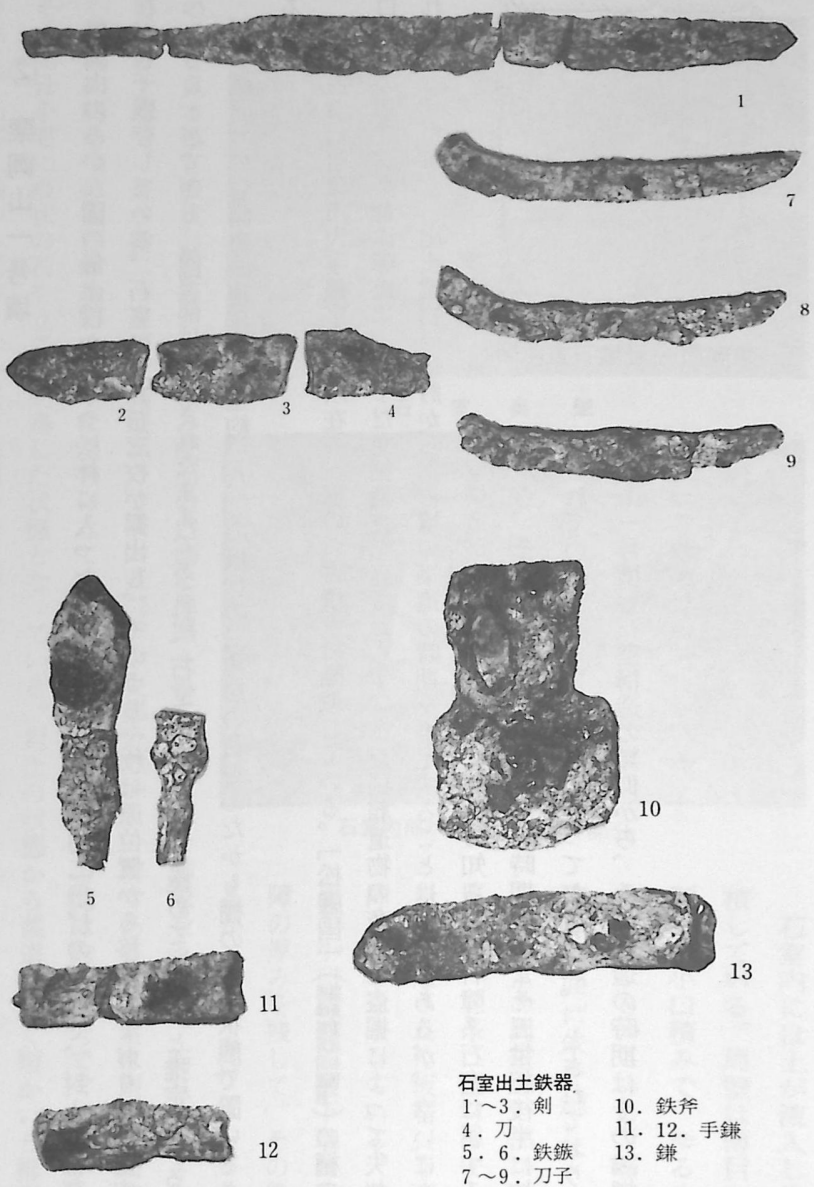

石室出土鉄器

1～3．剣　10．鉄斧
4．刀　11．12．手鎌
5．6．鉄鏃　13．鎌
7～9．刀子

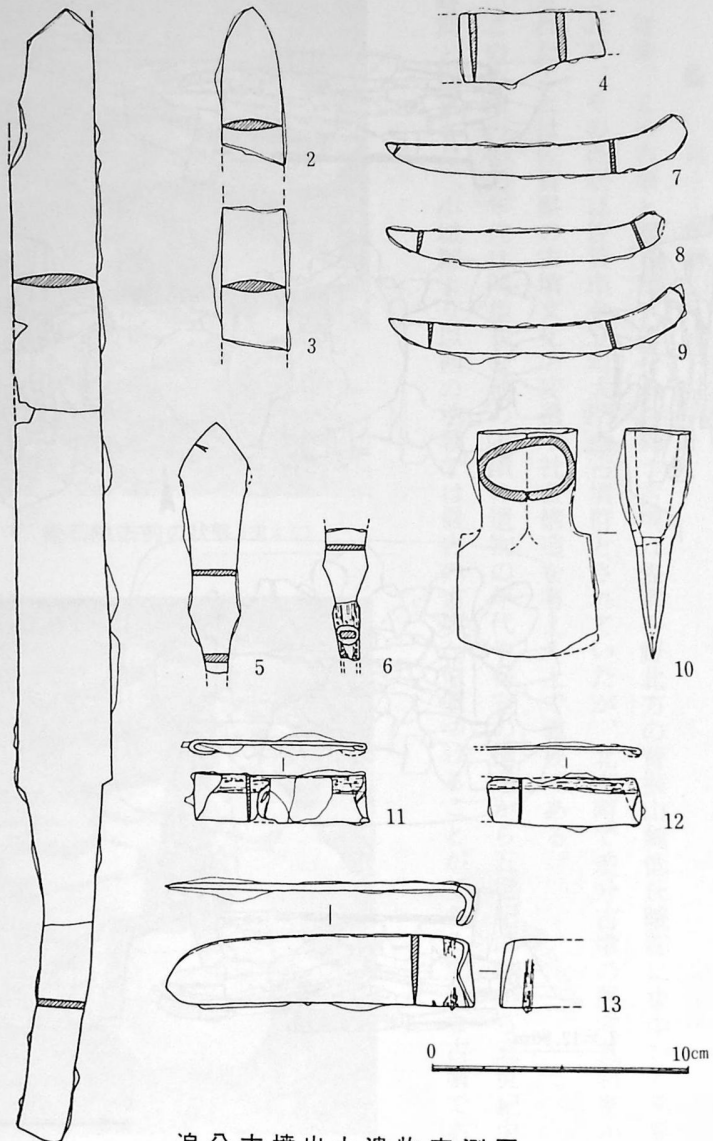

追分古墳出土遺物実測図

② 栗岡山一号墳

栗岡山のみかん園の最上段からやや松林に入った所に位置し、封土径約二〇メートルの円墳で、封土には葺石が若干残存している。石室の天井石三枚が露出し、そのうち一枚は原位置から移動しており、石室内へ入ることができる。羨道部は閉塞されたままであるが、石室内より測ると極めて短かいと推定される。

石室に向って右側奥の角には斜辺約一八センの板状の三角形の石をあたかも棚の如き状態で置いてある。

この古墳は唐津市大字鏡字山添所在の「樋の口古墳」に酷似している。「松盧国」（唐津湾周辺遺跡調査委員会刊）の樋の口古墳の項で、高倉洋彰氏は「いまだ発掘調査を経ておらず、また副葬遺物の多くも盗掘によって失われている。つまり、出土遺物の検討から本古墳の築造の時期を推定することは困難であるが、幸いにも石室構造が肥後地方を中心に類例の知られる石障系石室に属する点から、それらの比較によって築造時期をおよそ五世紀後半に比定されている。ここではそれに従っておきたい。」とされており、栗岡山一号墳も石室構造の類似から、その築造の時期はその論拠に従っておきたい。

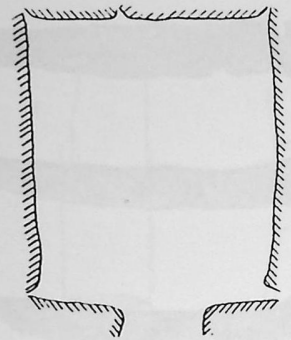

栗岡山一号墳石室略図



石室奥壁



石室内部から見た入口の部分

石室内には土が流入し堆積している。周壁は薄目の割石の小口積みで、ゆるやかにせりもっている。石室内は全面に朱を施している。石室の周壁の下部には厚さ約一五～二〇センの安山岩の剝離された板石（＝石障）をめぐらしている。壁面の小口積みの最下端は石障の厚みを残して、その後ろから積みあげているので、一見すると板状の囲みが小口積み壁面の内側に構築されているような印象をうける。石室の広さは石障の上端で、長さ約二一五チン、奥壁部分で一六五チン、中央部分で一六一チンである。石室は南西に開口し、幅約四七チンの板石が袖石のように左右に立てられており、二つの袖石の間は約四〇チンで、外側からその部分を更に板状の石を立てゝ閉塞した状態となっている。封土の状態から羨道は極く短かいと推定される。石障上端から天井までの高さは約一〇五チン、天井空間部の横幅は約七五チンである。

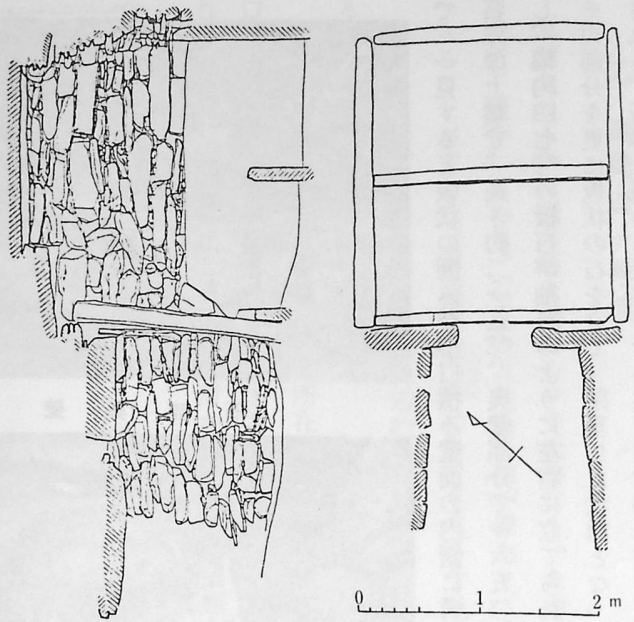

樋の口古墳石室実測図「松尾国」より

③ 蓑具山一号墳

栗岡山の東方約五〇〇㍍の蓑具山頂にある。封土径約二〇㍍の円墳で、葺石が見られる。封土中より円筒埴輪の破片と考えられる土器片が出土している。石室と羨部の接合部、袖石の石室側が開口している。石室内部には天井近くまで土が流入しており詳細は不明であるが、石室の長さ約二五〇㌢、安山岩の板状石をやゝせり持って小口積みしている。羨道は露出した石組みから判断して約二～三㍍と推定される。石室は南南西に開口している。封土の南側約三分の一が、みかん園開墾作業でカットされており、石室、羨道の石組みがかろうじて露出を免かれている状態である。

この古墳は石室や封土の築造手法で栗岡山一号墳に相通ずるものがあり、石室の規模や羨道の長さに差異はあるものゝ、同系統の古墳ではないかと推定され、その築造の時期は五世紀末ではないかと考えられる。





蓑具山１号墳(上)と２号墳(下)

④ 蓑具山二号墳

径約二〇㍍の円墳で、葺石を残している。処女墳と推定される内部主体は不明。一号墳の約一〇㍍東に位置し、封土状況から、一号墳と同じ時期の築造と推定される。

⑤ 勇猛山古墳群

※佐賀県教育委員会刊「勇猛山古墳群」より

勇猛山を中心とする一帯が団体営開拓パイロット事業として開墾されることになったために、昭和四十年七月二十六日から九月二十九日にかけて緊急発掘調査が、県教育委員会によって実施された。

調査された古墳は九基ですべて円墳である。石室はすべて横穴式石室であり、出土遺物からみてその築造年代は次のとおりである。

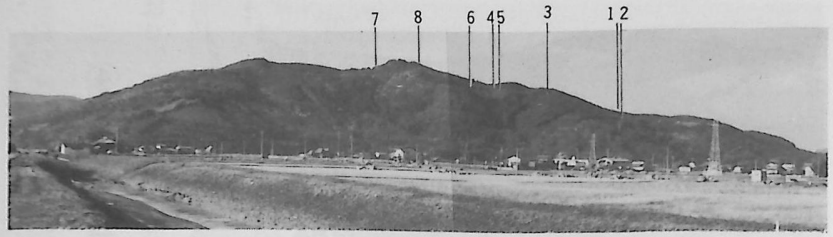

勇猛山古墳群遠景

古墳名	封土の大きさ 直径	封土の大きさ 下方からの高さ
第一号	八米〇〇	一米二〇
第二号	（不明）	
第三号	七米〇〇	一米〇〇
第四号	一四米〇〇	五米五〇
第五号	（不明）	
第六号	（遺構不明）	
第七号	一六米〇〇	三米五〇
第八号	一二米〇〇	一米六〇
勇猛寺	二〇米〇〇	四米三五

○五世紀後半
第三号墳
○六世紀後半
第二号墳
第四号墳
第一号墳
第五号墳
第七号墳
勇猛寺古墳
○七世紀
第八号墳

石室の大きさ方向

古墳名	奥室 長さ	奥室 幅	奥室 高さ	前室 長さ	前室 幅	前室 高さ	羨道 長さ	羨道 幅	羨道 高さ	石室の方向	開口
第一号	二米三五～二米四〇	一米二〇～一米五〇	一米三〇以上				一米七〇	八〇糎～不明	五〇糎	東東南—西西北	西西北
第二号	二・〇四～二・二四	一・六〇～一・八八	一・五〇以上				二・二〇～三・五〇	・七〇～一・二〇	・五四～・七〇	東東北—西西南	西西南
第三号	二・五〇～二・六二	・八六～一・一四	一・六三以上				一・三〇～一・五六	・四六～一・四〇	・四四～一・一〇	東北—西南	西南
第四号	三・〇〇～三・三〇	一・九〇～二・四四	三・二〇	・五六～・八六	一・二四	一・七四	三・八〇～四・三〇	一・〇四～一・六〇	・四〇～二・二〇	北東北—南西南	南西南
第五号	一、六〇	一・一六～一・四〇	一・二〇以上				三・〇〇	一・〇〇～不明	・三〇～・九〇	北—南	南
第六号	（遺構不明）									（遺構不明）	
第七号	二・四〇～二・八六	一・六〇～二・一〇	二・一〇	・六〇	・九〇～一・〇〇	一・一八	二・五〇	・九三～一・〇六	一・一〇～一・五〇	西北—東南	東南
第八号	二・六六～二・八〇	一・三六～二・〇〇	一・六八以上				二・六〇～三・四〇	・七八～一・四四	・六〇～一・四〇	東北—西南	西南
勇猛寺一号石室	二・八〇～三・二四	一・三〇～一・七〇	三・〇〇				一・六〇以上	一・六〇～不明	不明	北—南	
勇猛寺二号石室	一・九〇～二・一〇	一・三〇～一・六四	二・〇四～二・二六				二・七〇	・六〇～・九〇	不明	西北北—東南南	
勇猛寺三号石室	一・九〇	一・一〇～一・二六	一・八〇以上				一・七〇以上	・七六～不明	不明	西北—東南	

この古墳群中の勇猛寺古墳は一つの封土に横穴式石室を三室内蔵しており、県内では他に例がない構造である。

封土の中央に一室、封土の両端に各一室、約四、五メートルの等間隔でほぼ平行して構築されている。三石室ともに側壁や袖石などに相当多くの線彫文様が描かれている。文様は格子文が主体であるが、中に家屋文様、人物文様などもある点が特に注目されている。

勇猛寺古墳第２号室実測図　江頭　平八

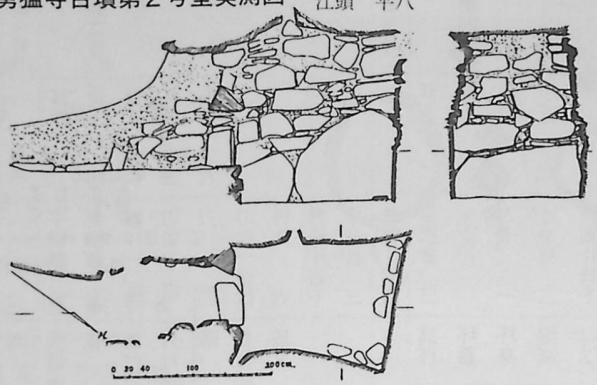

勇猛寺古墳第３号室実測図　亀井　義久

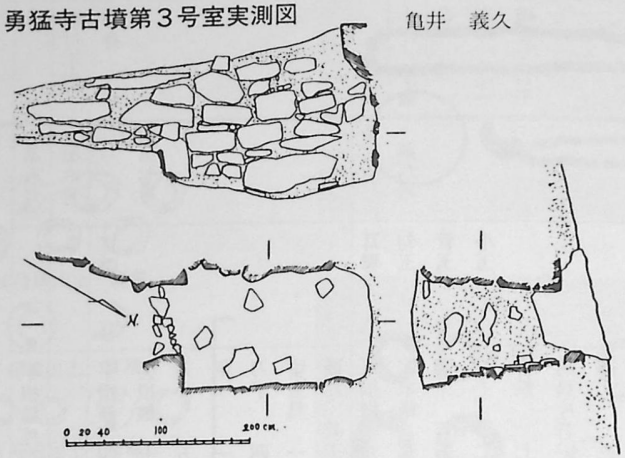



古墳出土遺物

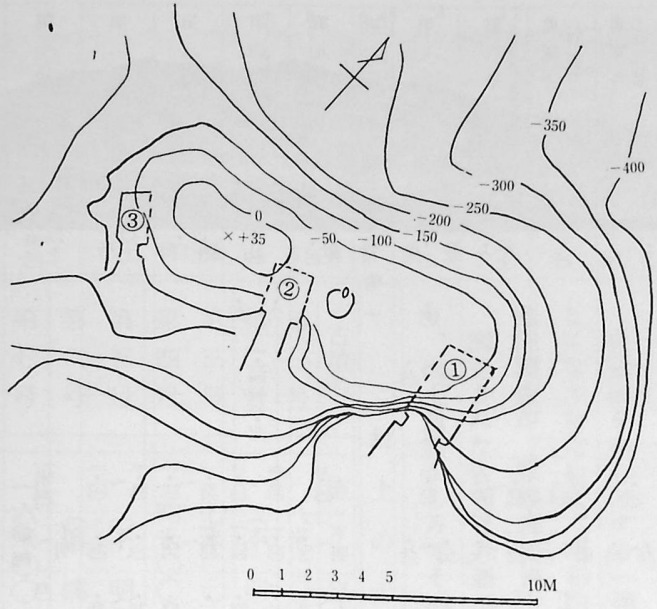

勇猛寺古墳封土実測図　木下　之治

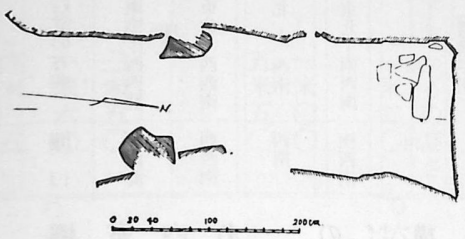

勇猛寺古墳第１号石室実測図
平増　道博

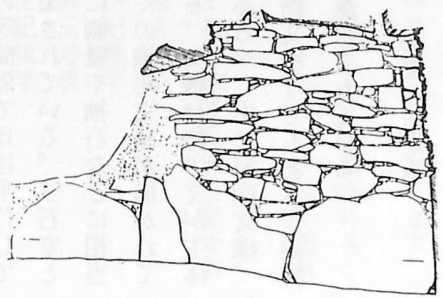

第2号墳出土　玉類



第4号墳出土　玉類

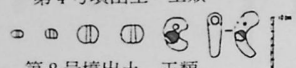

第8号墳出土　玉類

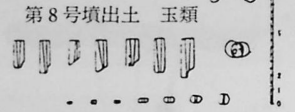

第2号墳出土　耳環



第4号墳出土　耳環

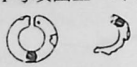

第7号墳出土　耳環

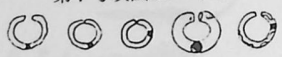

第8号墳出土　耳環



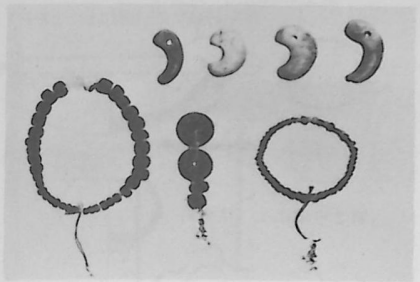

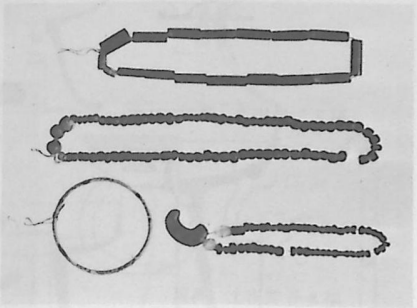

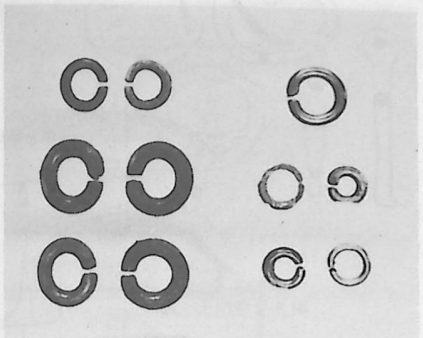

装身具類

出土遺物一覧

古墳名＼遺物	装身具	鉄器	須恵器	土師器
第一号				
第二号	耳環 八 勾玉 四 管玉 一六 丸玉 三 小玉 一三六	平根鏃 六 尖根鏃 三 鏃片 一〇余 刀子 一 刀 四 刀片 一箇体 轡鉄 六 轡鉄片若干 辻金具 三	甕 五 蓋付坩 一 台付腺 一 腺 一 蓋付坏 一 破片 若干	台付小坩 一 坏身 一 小片 少数
第三号		鉄器片少数		
第四号	耳環 二 勾玉 二 丸玉 二 小玉 二	平根鏃 三 尖根鏃片一〇 刀子 一 辻金具 三 鉄器片若干	高坏 四 坏蓋 六 坏身 二 提瓶 二 台付直口瓶 一 甕 六個体 破片 若干	壺 一 高坏 一 破片 若干
第五号				
第六号		平根鏃片二		小片 二 小片 一八
第七号	耳環 五 尖根鏃 七 刀 五 剣 一 刀子 四 留金具 一 破片 若干	平根鏃 四 尖根鏃 七 刀 五 剣 一 刀子 四 留金具 一 破片 若干	破片 若干	破片 若干
第八号	耳環 八 勾玉 一 管玉 七 小玉 二八	平根鏃 六 尖根鏃 一 鏃片 若干 刀子 二 轡鉄 七 馬具片若干 斧 三 鉇 一	盤 一 坏蓋 一 坏身 一 破片 若干	坏身 一

第２号墳出土須恵器甕

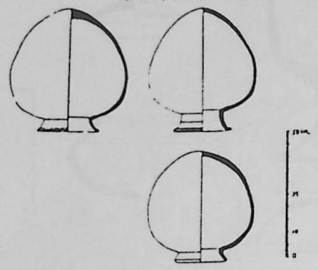

第２号墳出土土師器坏及び台付小坩

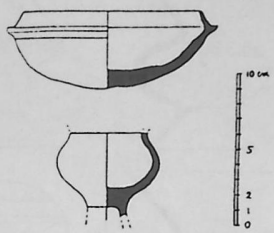

第４号墳出土　須恵器台付直口瓶

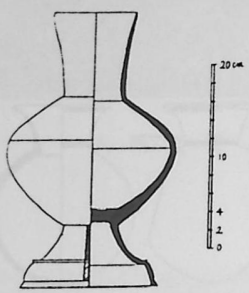

第４号出土須恵器高坏

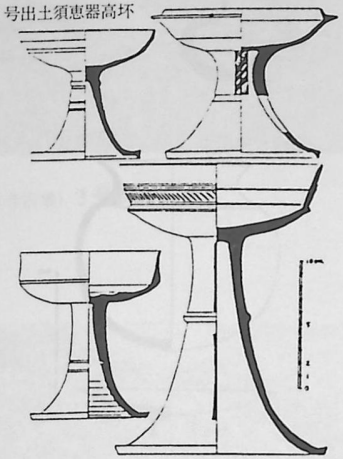

第４号墳出土須恵坏（身及び蓋）

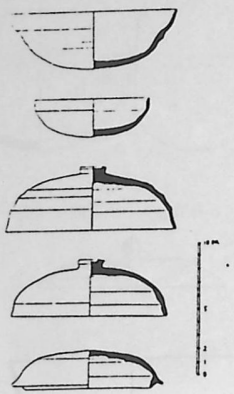

第４号墳出土須恵器坏（蓋）

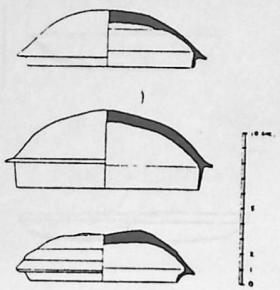

第４号墳出土　辻金具

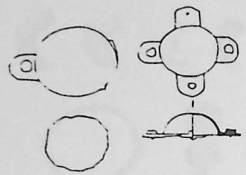

第２号墳出土　辻金具

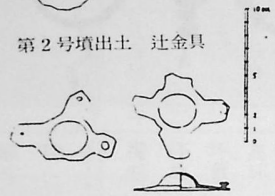

第２号墳出土　馬具



第８号墳出土　馬具

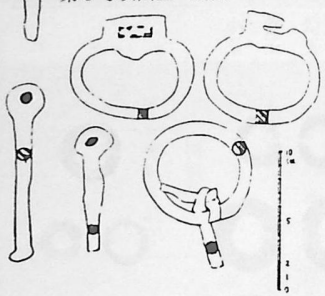

第８号墳出土　鉇

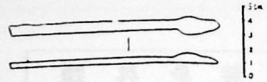

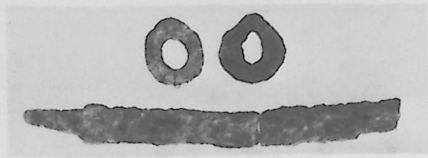

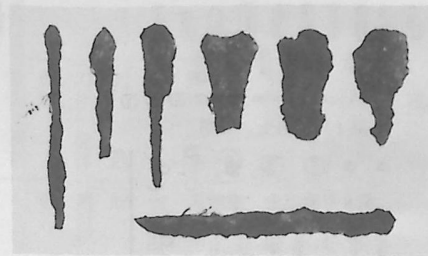



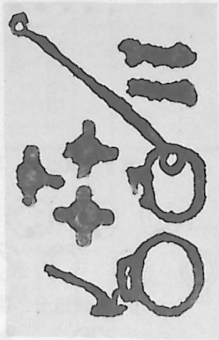

鉄器類

第８号墳出土　鉄斧

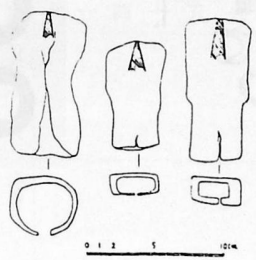

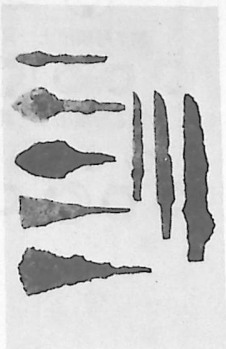

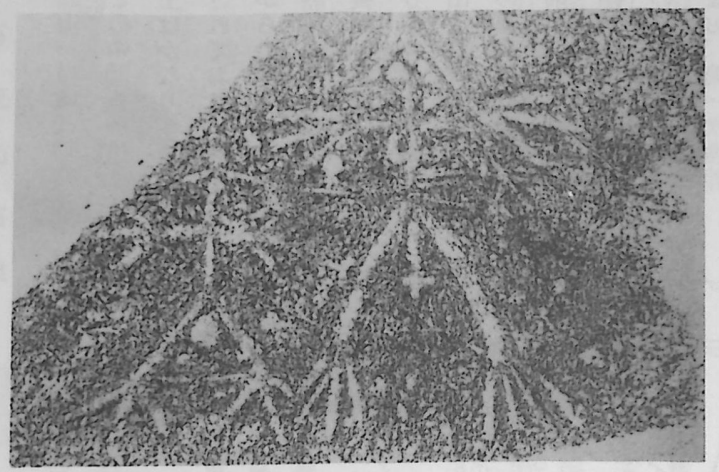

人物文様（勇猛寺古墳）3号文様拓本

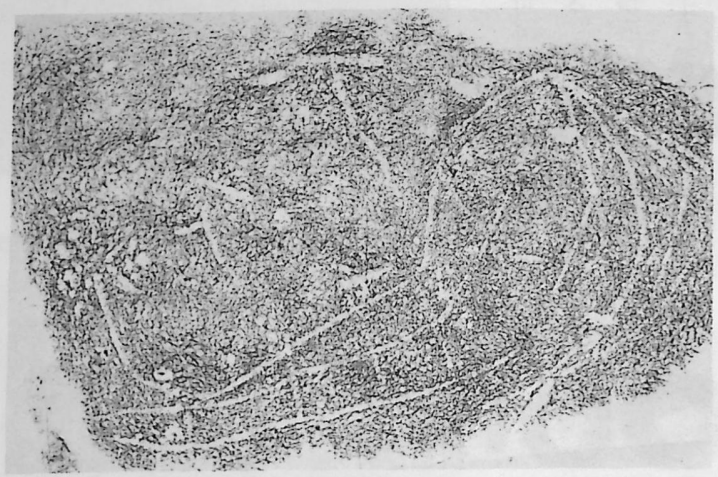

勇猛寺古墳2号船文様拓本

第2号墳出土須恵器壺　第2号墳出土須恵器台脚及び坏

第2号墳出土須恵器蓋付坩

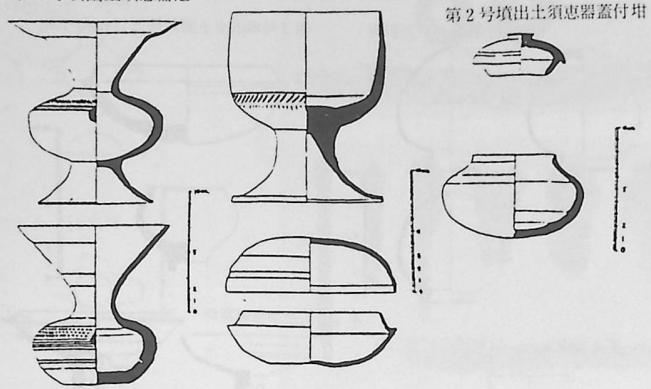

第4号墳出土　土師器壺及び高坏

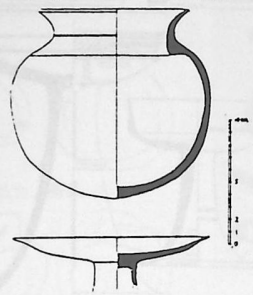

第4号墳出土　須恵器提瓶

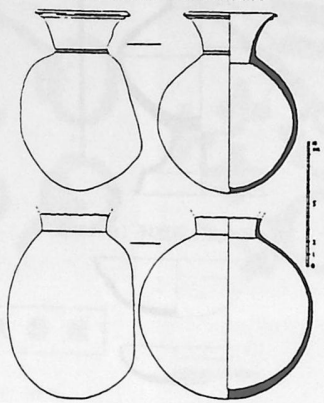

第8号墳出土　土師器坏（身）



第8号墳出土　須恵器坏（蓋・身）

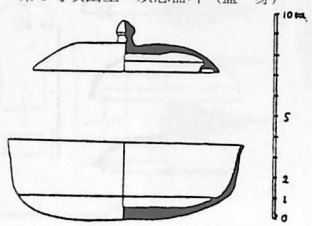

第8号墳出土　須恵器盤

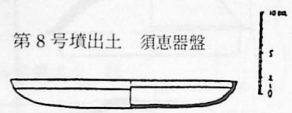

⑥ 立山古墳

立山一号墳は昭和五十一年一月、牧古窯跡の発掘調査に併行して調査が実施された。東宮裾と牧古窯跡との中間点の畑の中に位置する。封土の径約四㍍、高さは約一、七㍍の小規模円墳である。もっとも封土はかなり削平されており原状ではない。内部主体は南へ開口した横穴式石室で、羨道部は完全に破壊されており、僅かに石室の平面形が判明するにすぎない。玄室は片袖となっていて羨道は玄室の西側壁からのびる構造である。玄室は幅二・二㍍、奥行一、七㍍の長方形である。床には長径一五㌢前後の自然石が敷きつめられている。この敷石床の上から耳環三個、勾玉一個、小玉一箇、鉄製馬具（轡鉄）および須恵器や土師片が出土した。この古墳の築造年代は七世紀前半と考えられ、古墳時代も終末期に近い。

なお、第一次埋葬の上に墓所として後

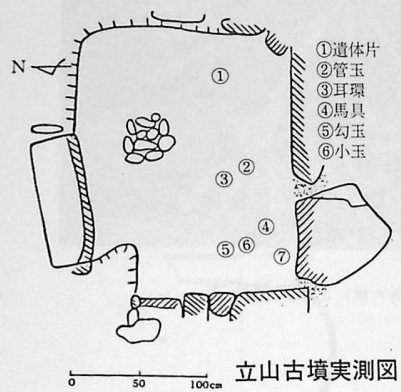

立山古墳実測図

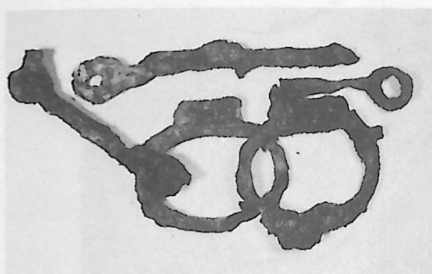
馬　具


立山一号墳出土遺物

世に再度使用されていた。第二次的な重葬の遺物として人骨片と二個体分の瓦器系統の土器が、また封土からは青白磁一箇と釜形土器片が出土した。（「牧古窯跡」北方町教育委員会刊より）

立山二号墳は東宮裾の立山に所在する古墳で、昭和五十八年十月に水田圃場整備事業の際に発掘調査された。封土は殆んど流出し、天井石も逸失し、玄室の壁石が僅かに残存している状態であった。その構造から小円墳であったと推定されるが規模は不明である。内部はすでに荒廃しており若干の遺物を残すのみであった。築造の時期は石室構造や出土品から六世紀後半と推定される。


須恵器

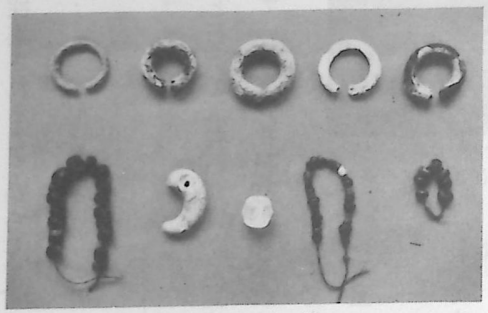
装身具


立山二号墳と出土した遺物

なお、この地区から多数の須恵器の土器が採集されることからして、宮裾の谷部のこの高地にかなりの古墳が存在したことが考えられる。

⑦ 永池古墳

永池溜池の東岸に位置し、溜池が満水すると石室の天井石が僅かに露出している。渇水期になると封土の大半を流出し、谷の上方に向って開口している横穴式石室が見られる。この古墳は直径約二四㍍の円墳であったと推定される。内部主体は複室の横穴式石室で、石室の全長は約一一・八㍍、羨道部の長さは約五・五㍍である。奥室は奥行約三・九㍍、幅約二・一㍍である。前室の閉塞石に用いられていたと推定される扁平石に線彫文様が描かれており、その文様は特に注目されている。翳（儀式用の調度品で、長柄の団扇）を持った人物と台に乗った人物そして一頭の動物（犬？）を素朴に線彫している。九州



（翳を持つ人物は後方に立つ貴人の従者であろうか？）

では翳を壁画に描いているのは福岡県竹原古墳と永池のみである。奈良高松塚の壁画にも相通じていると感じられる。七世紀後半の築造の古墳と推定される。

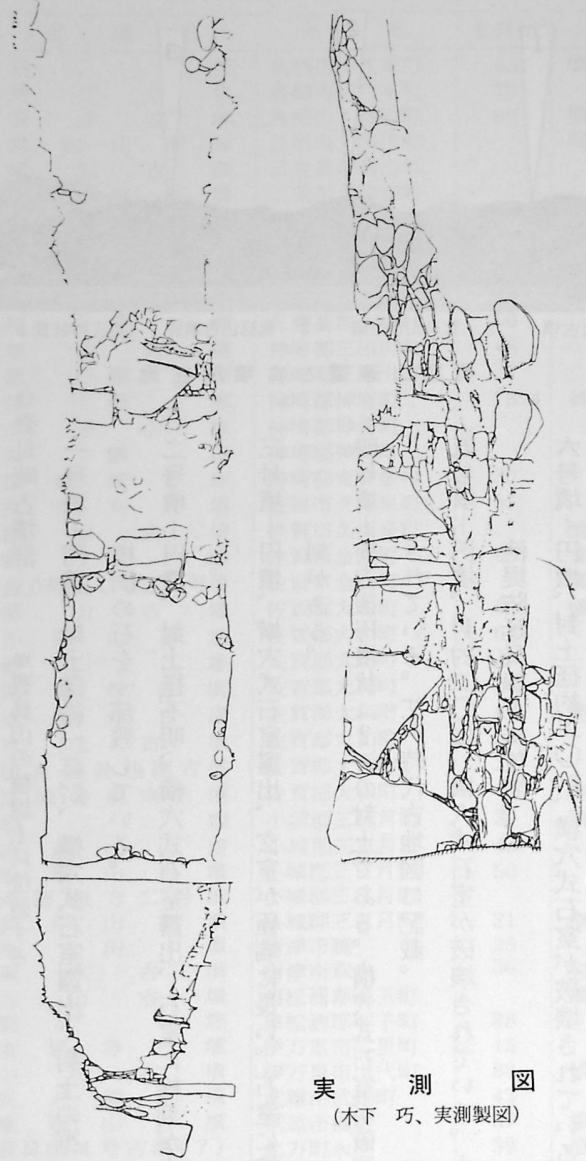

実測図
（木下　巧、実測製図）

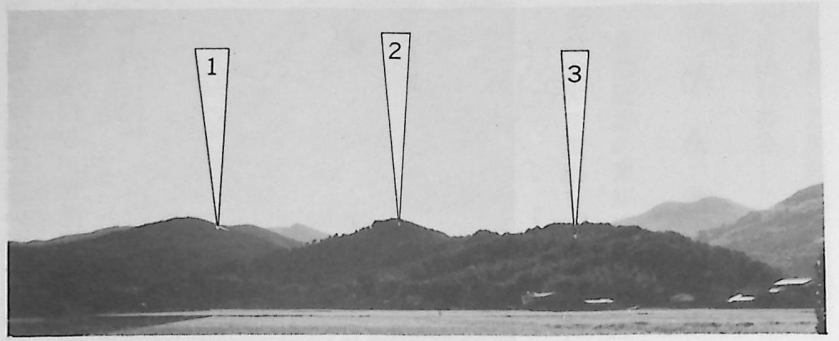

1　栗岡山古墳　　2　箕具山頂上墳　　3　箕具山古墳群　（富吉神社前より撮影）

勇猛山遠望と古墳所在地

⑧　その他の古墳・遺跡

○蓑具崎古墳群　※蓑具山の稜線上に位置する。

一号墳―円墳、封土径約一二㍍、横穴式石室露出。封土の裾に根固め石を一部残している。

二号墳―円墳、封土径不明、横穴式石室露出、石室に線刻がある。

三号墳―円墳、横穴式石室露出、玄室が極端に長い。石室に線刻がある。

四号墳―前方後円墳状（？）の封土である。横穴式石室が破壊されている。江戸時代古地図に記載。

五号墳―円墳、封約二〇㍍、横穴式石室が破壊されている。永池堤防延長線上に位置。

六号墳―円墳、封土径約二〇㍍、横穴式石室が破壊されている。旧火葬場付近。

○芦原山西古墳―円墳、封土径約一八㍍、横穴式石室露出。

○永池上堤東方古墳―円墳、封土径約六㍍、横穴式石室露出、近く

佐賀県の前方後円墳

	古墳名	所在地	全長m	内部主体
1	剣塚	鳥栖市田代本町	83	横穴式石室(?)
2	岡寺古墳	鳥栖市田代本町	70	(?)
3	庚申堂塚	鳥栖市　神辺町	60	横穴式石室
4	愛宕山東塚	鳥栖市　田代町		竪穴式石室(?)
5	塚原古墳	三養基郡基山町		
6	宝満宮古墳	三養基北茂安町		
7	姫方古墳	三養基郡中原町	40	横穴式石室
8	上地古墳	三養基郡中原町		〃　(?)
9	都紀女加王墓	三養基郡上峰村	50	
10	大塚	三養基郡上峰村	55	横穴式石室
11	稲荷塚	三養基郡上峰村	50	〃
12	塚山古墳	神埼郡三田川町	48	〃
13	瓢箪塚	神埼郡三田川町	27	
14	伊勢塚	神埼郡神埼町	78.4	横穴式石室
15	二子山塚	神埼郡神埼町		〃　(?)
16	丸隈山	神埼郡神埼町		
17	横田南方塚	神埼郡東脊振村	30	
18	関行丸古墳	佐賀市久保泉町	55	
19	西原古墳	佐賀市久保泉町		横口式石室
20	銚子塚	佐賀市金立町	98	竪穴式石室
21	金立開拓C地区2号墳	佐賀市金立町		横穴式石室(?)
22	築山古墳	佐賀郡大和町	60	横穴式石室
23	小隈山古墳	佐賀郡大和町	64	
24	船塚	佐賀郡大和町	114	
25	風楽寺古墳	佐賀郡大和町	35	
26	道善寺古墳	佐賀郡大和町	40	竪穴式石室(?)
27	水上古墳	佐賀郡大和町	35	
28	男女神社西南古墳	佐賀郡大和町	22	
29	高城寺東南古墳	佐賀郡大和町		竪穴式石室(?)
30	姫塚	小城郡三日月町	30	横穴式石式
31	地蔵山古墳	小城郡三日月町	43	
32	権現山古墳	小城郡三日月町	50	?
33	西野西方二号墳	小城郡三日月町		
34	宮戸山古墳	小城郡三日月町	21	横穴式石室
35	島田墳	唐津市鏡	35	
36	双水古墳	唐津市双水	36	竪穴式石室
37	谷口古墳	東松浦郡浜玉町		横穴式石室
38	瓢塚	東松浦郡呼子町	88	
39	杢路寺古墳	伊万里市二里町	15	(?)
40	小島古墳	伊万里市山代町	80	横穴式石室
41	矢ノ浦古墳	武雄市武雄町	43	
42	権現山古墳	武雄市橘町	37	横穴式石室
43	蓑具山4号古墳（？）	北方町永池	39	横穴式石室

（「矢ノ浦遺跡」武雄市教育委員会刊に追加）

に小円墳の破壊石室。
○永池上堤古墳―円墳、封土径不明、横穴式石室、玄室約三二〇㌢、横幅一六〇㌢、羨道約二五〇㌢。
○海童神社鉄器類―昭和九年、焼米堤増築工事の土取場より出土。神社裏対岸の古墳出土と推定される。
○椛島部落東面遺跡―防火用水槽構築工事で、地下約三～四㍍から須恵器甕出土。
杵島山系にはかなりの古墳が存在した伝えられ、そのほとんどでは開墾によって湮滅したが、山中には未確認の古墳がまだ相当存在すると考えられ、今後の調査に期したい。また、町内の各地から土師器、須恵器の土器片が出土するので、この地域が古墳時代後期にはかなり開発されていたと考えられる。

2　古墳時代の古窯跡

向野山唐人原古窯跡

（北方町大字大崎字向野四八三九番）

窯跡は、武雄市との境、西宮裾の西に位置する朝日ダム内の北岸面に三基が存在する。この窯跡の存在は、昭和四十一年十二月に確認し得たものであるが、満水時には水没して減水期のみにその全貌を知ることができる。ダムの築堤工事は昭和十五年から二十年にかけて実施され、その際の掘削によったのではないかと推測されるが、三基のうち、二基は焼成室の半分ぐらいから焚口部付近一帯が完全に削り取られている。しかし他の一基は、削平を受けた二基の斜面上位に築窯されているために陥没した天井部の窪み部分や焚口部付近での灰原もよく残っており、良好な状態で遺存しているものとみられる。向

野古窯跡での窯が三基のみなのか、それ以上の窯が築かれているのかは現時点ではまだ不明である。またこれらの窯跡群の対岸にあたる猪熊山の山麓面にも厚さ約五〇㌢をなして堆積した灰原層の断面が確認されることから、ダムに流れ込む杉岳川を挟んだ両岸の斜面部に窯跡群が形成されたものとすることができる。

削平をうけた二基のうち、一基は地表面で焼成室から煙道部までの遺存規模を知ることができ、全長約八㍍、幅約九〇～一〇〇㌢をなし、高さ約一〇五㌢の蒲鉾形断面をなす焼成室の断面を知り得る。これらの窯跡は砂質性の黄色地山層を刳貫いた無段式の半地下式穴窯の構造をとるものとみられ、天井部を架構したとみられる禾本科植物のスサ混入窯壁塊も発見されている。二窯跡はかなり近接して築窯されているので時期を若干異にするものとみられ、この二窯跡廃絶後に斜面上位に位置する灰原を残した窯が築かれたものと推定される。

採集された遺物から三窯跡所属の分類は困難であるが、各器種にそれぞれの形態差を見い出すことができるので、若干の説明をしておきたい。蓋類には口縁部と同じ高さのかえり部をもつもの（22）やそれに類するとみられるつまみ部のないもの（23）のA―I類が僅かに含まれるほかは多くが折り返しの口縁部をなすものである。後者には天井部が緩い丸味をもつA―II類（1～6）と、中間に段を有して平担面の天井部をなすA―III類（7～16・21）とがある。つまみ部の断面はそれほどの変化はないが、中央部が僅かに突起をなすもの（1・6・17・19・20）と僅かに窪むもの（9・18）とがある。A―III類をなす21の内面には「田」の字が線刻されている。坏類は器高が低く盤形をなすものであるが、口縁

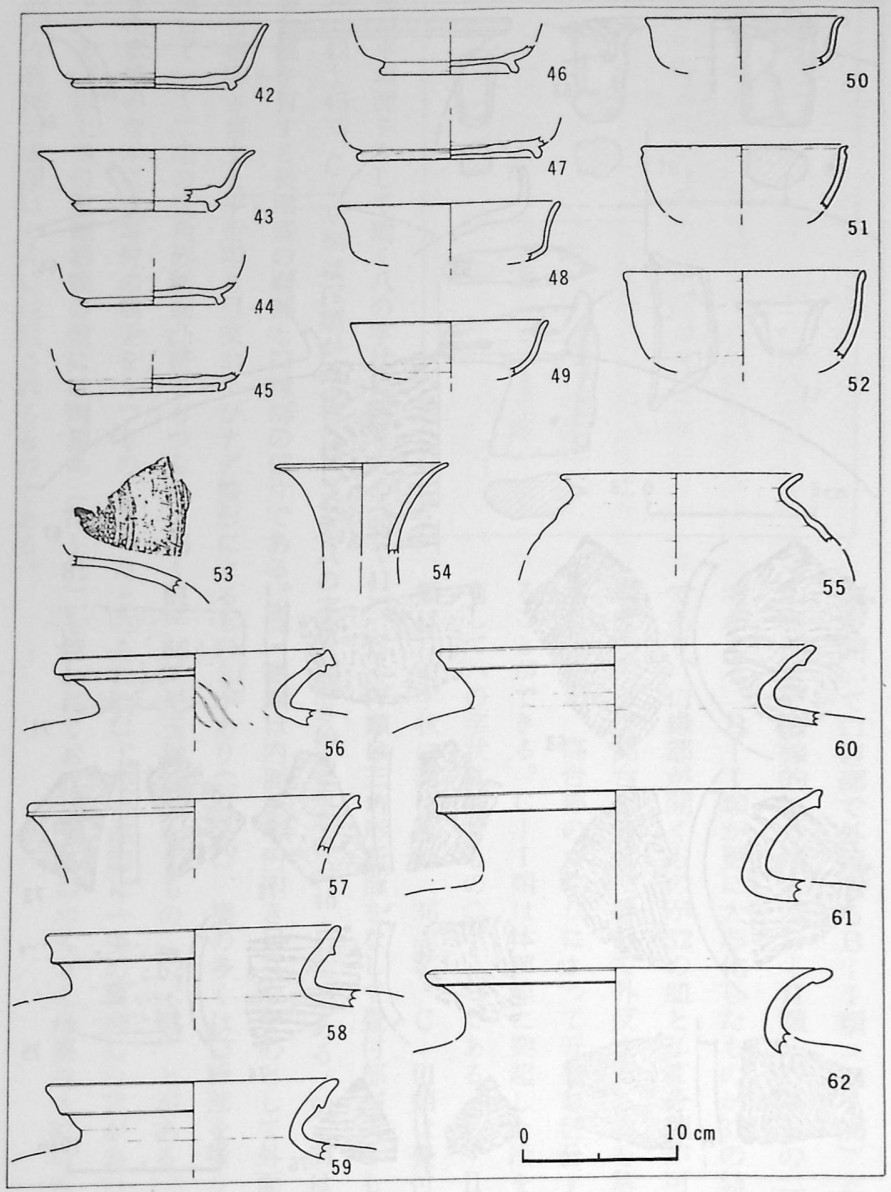
42
46
50
43
47
51
44
48
52
45
49
53
54
55
56
60
57
61
58
62
59
0
10 cm

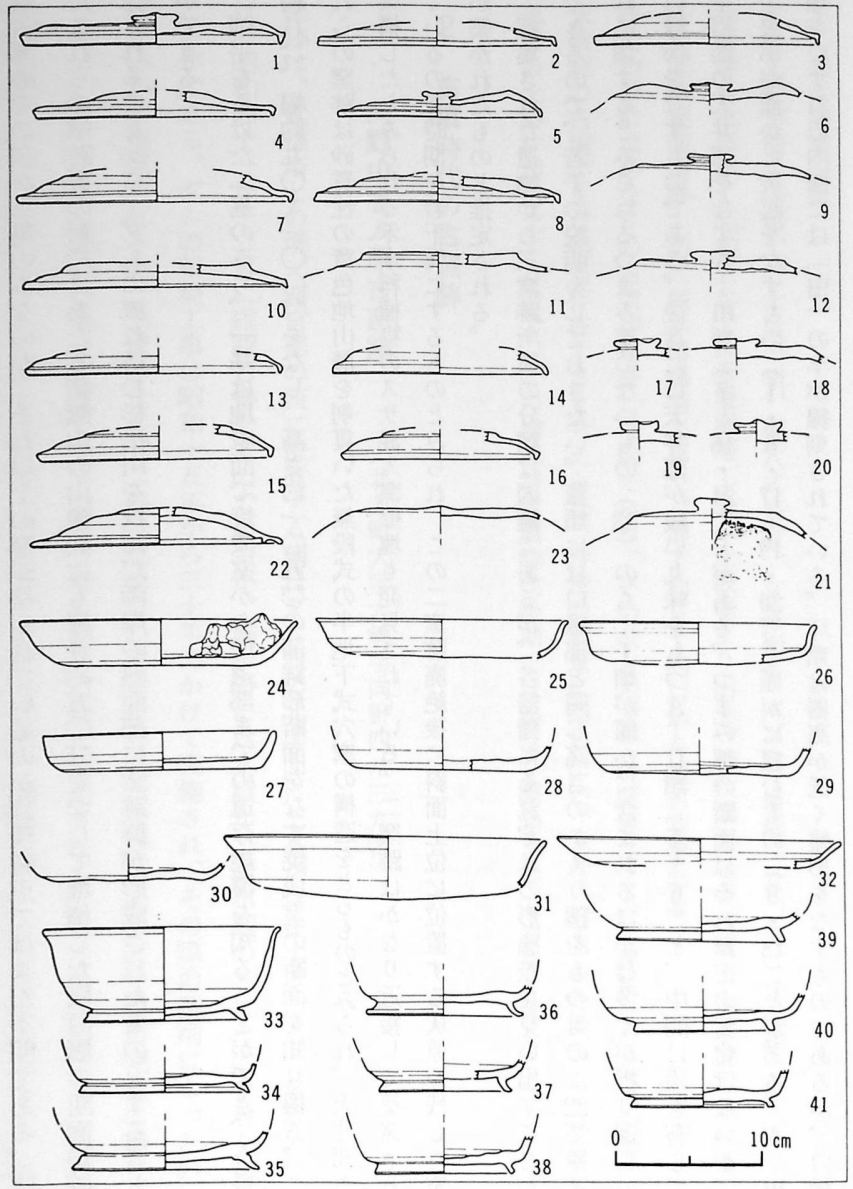
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
17
18
15
16
19
20
22
23
21
24
25
26
27
28
29
30
31
32
39
33
36
40
34
37
41
35
38
0
10 cm

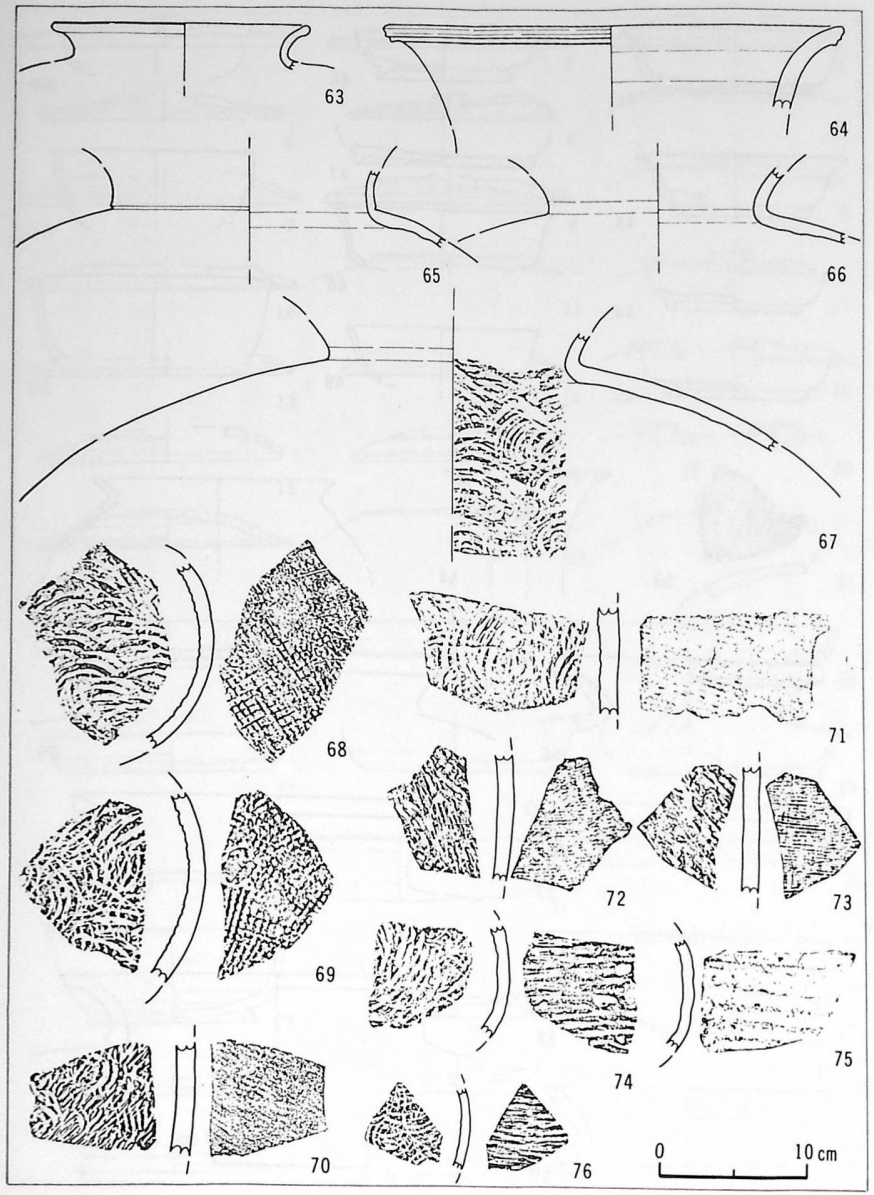

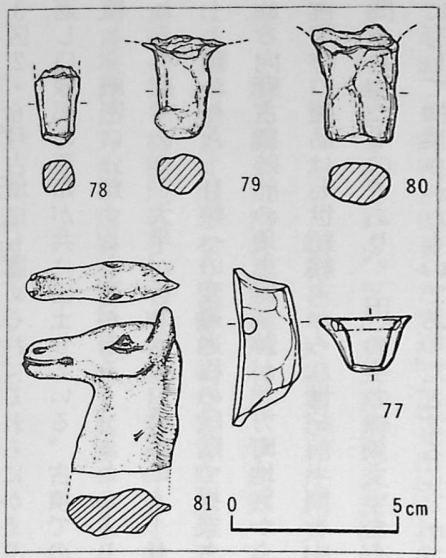

部が開いて口唇部で外反するB－I類（24～26）と口唇部まで直線的に外傾するB－II類（27）との二者がある。B－I類が更に大形化したものが31の盤であり、口縁部が開くものが32の皿として分類が可能であろう。高台付坏は口唇部で外反するものを基本とするが、高台部のつくりによって五類に区分することができる。C－I類は体部際に突起した段を有してハの字状に開くもの（33～35）である。C－II類は八の字状に開くもの（36・37）。C－III類は畳付部が尖るもの（42～45）。C－V類はIV類が退化しはじめて八の字状に開き始めるもの（46・47）である。53・54は高台部を有する長頸壺の肩部と口縁部の破片である。壺・甕類は内面を半円叩き目文を中心として外面が行格叩き目文と平行叩き目文およびナデ整形によるものとがあり（67～76）、甕の多くは口縁部を折り返して一～二条の三角形断面凸帯をもつもの（56～61・66）や玉縁状をなすもの（62・63）とがある。また壺類のなかには耳付の取手をもつものもあったとみられ（77）、接合部際に一条の貫通した穴があいている。以上の日常雑器類の他には陶製馬（78～81）も焼かれており、土馬のつくりとは異なる81の写実的な首部の表現はとくに注目されるものである。

以上の採集遺物を確認し得た三基での窯跡別編年は発掘調査を待たねば困難であるが、各器種の形態差から現時点での私案を若干述べておくことにしたい。まず編年のための中心をなすのが、蓋類のA—I類からA—III類のものと高台付坏でのC—I類からC—V類に区分したものである。高台付坏C—I類からV類は古い方からIV類→V類→III類→→I類→II類の順に変遷するものと考え、III類とI類とは若干の併行期をもつかI類が八の字形に開く点では後出的なものとみるのである。このような観点でみていくと、C—IV類よりも前出的な器形として、杵島山の東十郎古墳群での1区2・3号古墳、2区2・13・14・17・20号古墳、3区5号古墳、6区4・10号古墳出土の方形断面をなして立つ高台付坏を位置づけることができよう。しかしC—II類にちかい八の字形に開く高台部を有するものが2区5号古墳や3区2・6号古墳にも認められ、これらにかえり部が口唇部より若干突出するか内側にくるものと折り返し口縁部の蓋類が共に出土している。古墳でのこのような共伴関係は追葬と追葬されるまでの複合器種とを厳密に分類する心要があろう。またかえり部をもつ蓋A—I類は向野古窯跡からは僅かに採集される程度であり、大半が折り返し口縁部のA—II・III類で占てられる。このことは、向野古窯跡が蓋A—I類からA—II類への変遷過程の段階で操業され始めたことを物語っており、杵島山古墳群等にみられる向野古窯跡前の須恵器窯跡が北方町地区から若木町地区のどこかに必ず存在するはずである。向野古窯跡の製品は七世紀終末から八世紀前半期を中心として八世紀後半代のほぼ一世紀に満たない操業期間をもったものであり、「田」の字の線刻文字を有する蓋や陶馬の出土は寺院および官窯的な性格を一部に有して操業されたものであったとすることができよう。

なお、水町和三郎著『古唐津』（出光出版）に杵島郡北方村大字西浦字宮裾に唐人原須恵器窯跡が存在すると報告されている。この唐人原須恵器窯跡については水町氏に確認しようと思いながらその機会を逸してしまったが、昭和七年に編集された北方村誌に、「現今、西宮裾区の内に窯屋の元（津山嘉平氏宅裏）と唐人原（川内丈之助氏所有地、字向野）と云う処ろあり。いずれも陶器製造跡と云ふも、唐人原は全部開墾して畑となり窯跡不明なるも窯屋の元は山林に属し窯跡今に存在す。」と記されて居り、この窯跡一帯を私称地名として唐人原と云う呼名で呼んでいたものであり。窯屋の元については丹邱邑誌に『宮裾村に万治中陶器を製造したり其跡今存せり』とあり後世のものである。

3　古墳時代の生活

町内で古墳の所在地が集中している所はつぎの四地域である。

その第一は杵島山の文脈である箕具山の尾根から永地の堤までの一帯で、ここからは白石平野や北方町平担部を一望のもとに眺めることができる。

第二は勇猛山を中心とする杵島山の北斜面地域で、西は橘地区へと連なっている。第三は東宮裾・朝日ダム北面の向野一帯である。第四は鬼ケ鼻山の南麓地帯となる。

古墳築造の立地条件の一つとして、住居地の背後の高台、すなわち、古墳から住居を眺められ、逆に住居からは古墳を迎ぎ見られるように選ばれる例が多いことからして、当時の生活舞台は前記四地域の



山麓かその平地部であったと考えることができる。その範囲は弥生時代の生活舞台としての宮裾・向野地域および椛島山地域からするとかなりの拡大である。このことは北方町では宮裾・向野や椛島地域に生成した水田稲作農耕文化が、六角川の流域に形成された豊かな沖積平野を生産基盤にして共同体的農耕集落が急速に発展していったことを物語っている。

住居は堀立柱（ほったて）の竪穴式住居である。町内ではまだ確認されていないが、武雄市永島の野間峠で昭和四十三年に五世紀中ごろの住居址が発見された。武雄市歴史研究会刊「湯が里」所載の中島平一氏の報告

によると七、九メートルと四・七メートルの長方形の床面で、深さ五〇センチ前後の竪穴住居である。柱穴は一二個発見され、出入口は西側中央部分である。なお、出入口には庇（ひさし）があったようである。床面には粘土でかこんだ火床のようなものも確認されている。基山町伊勢山遺跡では竪穴式住居内の一端に、地形からくる風の方向を考えたような位置に固定式の竈（かまど）がつくられていた。

※佐賀県教育委員会刊「基山町伊勢山遺跡」
島栖市永吉

衣服については埴輪や聖徳太子像などから推定して魏志倭人伝に記載されている貫頭衣のようなものからかなり改良されたものになっているようである。この時代の遺跡から紡錘車が出土し、古


古墳時代の釜（椛島出土）


芦原二号古墳


竈　（伊勢山遺跡）



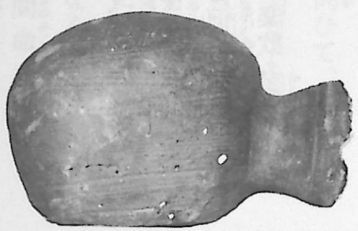
水　筒　（大町町四坑古墳出土）

墳に副葬された鉄器の柄には蚕糸や麻糸が残っているので当時すでに布地が使用されていたと思われる。

三日目町久蘇遺跡の堀状に落ち込んだ箇所からは当時の生活を推定できる遺物（前頁参照）が多数出土している。北方町に於ても地下水の高い遺跡で将来これらの生活遺物が発見されると思われる。

4　杵島山の歌垣

肥前風土記逸文に次のように記載される。

「杵島の縣。縣の南二里に一弧山あり。①坤のかたより艮のかたを指して、三つの峰相連なる。是を名づけて杵島と曰ふ。坤のかたなるは②比古神と曰ひ、中なるは③比賣神と曰ひ、艮のかたなるは④御子神一の名は軍神。動けば則ち兵興ると曰ふ。郷閭の士女、酒を提へ琴を抱きて、歳毎の春と秋に、手を携へて⑤登望け、楽飲み歌ひ舞ひて、曲盡きて歸る。歌の詞に云はく、

⑥あられふる　杵島が岳を　峻しみと
草採りかねて　妹が手を執る。是は⑦杵島曲なり。」

注　①西南から東北の方向　②白岩山？　③犬山岳？　④勇猛山？
⑤眺望する　⑥杵島についての冠辞　⑦この歌を歌詞として歌い踊る節付け・振付けについての名

歌の意味は「杵島山に登っているが山がけわしいのでなかなか登りにくい。更に一歩登ろうと草を握ろうとしたが握りそこなって愛人（妻）の手を摑んでしまったことよ。」と解される。

杵島曲は常陸国風土記行方郡の条にも記述されている。（常陸国は現在茨城県）

「……是、國栖、名は夜尺斯・夜筑斯といふもの二人あり。自ら①首帥となりて、穴を堀り②堡を造りて、常に居住めり。官軍を覘伺ひて、伏し衛り拒抗ぐ。建借間命、兵を縦ちて③追らふに、賊盡に逋げ還り、堡を閉ぢて固く④禁へき。俄にして、建借間命大きに權議を起こし、⑤敢死つる士を⑥校閲りて、山の⑦阿に伏せ隠し、賊を滅さむ⑧器を造り備へて、厳しく海渚に餝ひ、舟を連ね、桟を編み、⑨蓋を飛雲へし、旌を張虹り、⑩天の鳥琴・天の鳥笛は、⑪波に随ひ、潮を逐ひて、杵島の唱曲を七日七夜遊び楽み歌ひ舞ひき。時に、賊の党、盛なる音楽を聞きて、⑫房挙りて、男も女も悉盡に出で来、⑬濱傾して⑭歓咲ぎり。建借間命、騎士をして堡を閉ぢしめ、後より襲ひ撃ちて、盡に種屬を囚へ、一時に焚き滅しき。この時、痛く殺すと言ひし所は、今、⑮伊多久の郷と謂ひ、臨斬ると言ひし所は、今、布都那の村と謂ひ、安く殺ると言ひし所は、今、⑯安伐の里と謂ひ、吉く殺くと言ひし所は、今、吉前の邑と謂ふ。」

注　①賊長　②土窟　③追っぱらう
④防ぎ守る　⑤決死の兵士　⑥選び出す

⑦ 山の凹み　⑧ 武器　⑨ 絹の傘
⑩ 八琴笛を美しいといっている　⑪ 波のように音楽のつづれ　⑫ 一家
⑬ 浜一杯に群がって　⑭ 大喜ぎで笑った　⑮ 板来（＝潮来）　⑯ 矢切

建借間命が賊（国栖）を討伐された時、賊は敵を防ぐ構築物である堡（土窟）に隠れて出てこなかったので、琴や笛に合わせて賑やかに七日七晩も杵島曲を歌ったり踊ったりしていたら賊はそれにつられて出てきたので征伐したと言うのである。天の岩戸伝説に相通じる面もあるがいずれにしてもここでは賊討伐の道具として使われている。杵島曲がなぜ遠国の常陸国（茨城県）で歌われたかについては後述したい。

肥前風土記の完成よりも常陸風土記のそれが早いとされているので少なくとも七世紀の初頭には杵島曲が関東地方でも唱われていたことになり、杵島山ではそれ以前即ち六世紀代にすでに唱われていたものと考えることができる。

常陸国風土記の香島郡の条に

「月を経、日を累ねて、嬥歌の会（俗、宇太我岐といひ、又、加我毘といふに邂逅に相遇へり。時に、郎子歌ひけらく、

いやぜるの　安是の小松に　木綿垂でて
吾を振り見ゆも　安是小島はも。

嬢子、報へ歌ひけらく、

潮には　立たむと言へど　汝夫の子が

八十島隠り　吾を見さ走り。

便ち、相語らまく欲ひ、人の知らむことを恐りて、遊の場より避け、松の下に隠りて、手携はり、膝を役ね、懐を陳べ、憤を吐く。」

とある。従って、人々が相集まって唱を歌う行為を「嬥歌の会」、「宇太我岐」、「加我毘」と称していたことが分る。

摂津国（兵庫）風土記逸文に

「摂津の国の風土記に曰はく、雄伴の郡。波比具利岡。此の岡の西に歌垣山あり。昔者、男も女も、此の上に集ひ登りて、常に歌垣を為しき。因りて名と為す。」

とあり、常陸国風土記の「嬥歌の会」を「歌垣」と二字で表現している。

つぎに「万葉集」巻九に、歌垣に関する高橋虫麿の歌がある。※常陸国府の役人。

「登筑波嶺、為歌嬥会日作歌」の題で、

「鷲の住む　筑波の山の　裳羽服津の　その津の上に　あともひて　をとめをとこの
往き集ひ　かがふ嬥歌に　人妻に　吾もまじらむ　わが妻に　人も言とへ　この山を
うしはく神の　昔より　いさめぬわざぞ　今日のみは　めぐしもな見そ　言も咎むな
嬥歌は東の俗語にかがひと云ふ。」

鷲の住む筑波山の裳羽服津（地名）の付近に若い男女が集まり歌をうたって楽しむ嬥歌に私もやってきた。私も人妻に近づこう。私の妻にも人は声をかけるがよい。この山を治めている神が昔から許していることだから。今日だけは私の妻に人が言い寄ってもかわいそうだと思ってくれるな。私が人妻に言い寄ってもとがめてくれるな。

歌垣の字義について浅野建二氏は「日本歌謡の発生と展開」（明治書院刊）で次の如く述べておられる。

『歌垣はもと「歌かがひ」の約言で、歌を以て掛け合う義かといわれるが（『万葉集略解』）、『万葉集』巻九に「嬥歌者東俗語曰二賀我比一」とあり、『常陸国風土記』にも、「嬥垣之会」とあるので、「かがひ」は関東地方の方言で中央（畿内）では主に「歌垣」といったことが知られる。ところで「歌垣」ないし「嬥歌」を辞書的に見れば、前者には「男女が一所に集まり、互いに歌い舞い、楽しむこと。後世の盆踊りのようなもの。」、後者には「手をとりあっておどったり歌ったりする意の漢語。春秋のよい季節に男女が集まって飲食・歌舞・交歓」する行楽（以上、中田祝夫編『新撰古語辞典』）とあり、武烈紀に「歌場」（宇多我岐）とある用字例によれば、「場」（神ヲ祭ルタメニ清メタ地）や「嬥」（音チョウ・おどる・往来するさま）の字義から判断して、やはり神聖な場所における歌舞を意味した語と思われる。

その意義についても、乱婚祭の一種で男女共婚制の名残であると見る説や、単に後世の盆踊の起原と見なして農民村閭の歌舞に出たもので、最初は唯男女唱和して心を楽しませたものが進んで求婚の意を含むようになったとする説、あるいは土着人民と天孫人種との融和混交する機会として設けられたものとする説や、更に進んで、これは未婚の男女を参会せしめ、つま定めをする婚会の一種で、特に「歌闘」と名づくべきもの、一定の時に一定の場所に集まり、神の審判によって縁組が結ばれるのであるという説もある。確かに歌垣の記録によれば、歌垣は春と秋とに男女が特定の山や道の辻に集まって行なわれた行事で、まず男から女に歌（多分、片歌形式）を歌いかけ、女が同じく片歌でこれに歌い返すもので、男に歌いかけられて答えられない女は否応なしにその夜の一夜妻にならなければならないというのが当

時の信仰であり、習俗であったらしい。だから歌垣において歌を即興的に巧妙に詠み得るということは、恋愛の勝利者となるために必要なことであったのである。』

歌垣で歌われる歌詞としては常陸国風土記香島郡の二首と筑波郡の二首、それに肥前国風土記逸文杵島郡の一首と合わせて五首しか残っていない。筑波郡の二首は次のとおりである。

「それ①筑波岳は、高く雲に秀で、最頂は西の峯崢しく嶸く、雄の神と謂ひて登臨らしめず。唯東の峯は四方磐石にして、昇り降りは峡しく屹てると、其の側に泉流れて冬も夏も絶えず。坂より東の諸國の男女、春の花の開くる時、秋の葉の黄づる節、③相携ひ駢闐り、飲食を齎賚て、④騎にも歩にも登臨り、遊楽しみ栖遅ぶ。其の唱にいはく、

⑤筑波嶺に　逢はむと
いひし子は　誰が言聞けば
神嶺　あすばけむ。

⑥筑波嶺に　廬りて
妻なしに　我が寝む夜ろは
早やも　明けぬかも。

詠へる歌甚多くして載車るに勝へず。俗の諺にいはく、筑波峯の會に⑦娉の財を得ざれば、兒女とせずといへり。」

注

① 八七六㍍
② 登ることを許さない
③ 互いに手をとりあって
④ 馬や徒歩で
⑤ 「筑波の山の歌垣で会おうといった娘子はだれの求婦の言葉も聞き入れないで、神の山、筑波山で誰と遊んだのであろうか。私の相手はしないで」
⑥ 「筑波山に泊ったが相手もなく寝る夜は早く明けてほしいものだ」
⑦ 求婚のしるしとして男から受け取る財物

歌垣と男女関係について浅野建二氏は前掲書で、

『ともあれ歌垣は、あくまで農耕生産の豊穣を祈請する季節的行事であることに本旨があるのであって、男女の性愛を中心に行なわれているのも、そうした歌垣本来の性質に基づくものである。即ち、「土を踏んで歌舞することは土地の精霊の活動を促すことであり、飲食物をたくさんに齎して行なわれる饗宴は耕作物の豊穣を予祝することであって、性愛行為は単に子供を生むだけの私的行為ではなく、五穀の豊穣を招来する神聖な社会的行為としての感染呪術的な意義を有していたのである」（大久保正、「上代日本文学概説」）』

と述べておられる。

歌垣の際の男女の関係について、土橋寛氏は「古代歌謡論」（三一書房刊）の中で『歌垣が婚約の機会であったことは「俗諺曰、筑波之会不得娉財者、児女不為笑」と記されていることによっても明らかであり、今日歌垣の遺風と考えられている各地の民俗もやはりそうである。』として、三河国額田郡の「オ



筑　波　山

ヤマ」の行事（春の一日に村の未婚者が全部山に登って、一日中歌をうたって遊び、その時に、結婚の約束をして、たいていはその年の秋の収穫後に式をあげることになっていた）を紹介しておられる。

歌垣のもつ古代農耕社会における宗教的な行事の一面については、河野辰男氏は「常陸国風土記の史的概観」（崙書房刊）の中で、筑波山の歌垣の頃の前段に記載されている祖神巡幸説話を紹介した後につぎのように論じられている。

『「昔、尊い祖先の神が諸神のところを巡回された。駿河の福慈（※）の岳で日が暮れ、宿を請われたところが、福慈の神のいうには、「新穀祭をしているので、外来者を近づけないことになっている。宿を致し兼ねます」と。

神祖（みおや）の神が泣いていわれるには、「私は汝の親である。どうして宿をかさないのか。これから汝の住める山は冬夏一年中を通して、雪霜を降らし、人は登らず、飲食を捧げるものはないであろう」といわれた。筑波の岳に登られ、宿を請われたところ、筑波山の神の答えられるには、「今夜は新穀祭をして、客人を入れるわけにはいかないが、宿をせよとのお言葉を受けないわけにはいきますまい」といわれて、大変歓待された。祖神の神は喜ばれて、この神が弥栄えるよう歌を唄われた。これで福慈岳は常に雪が降

り登られないが、筑波岳は人びと往き集い、歌舞し飲食し、その盛んなことは現在まで絶えない。※富士山

ともあれ、新穀祭時、神の前に多くの人びとが集まり、今年の生産の豊穣を祈り、さらにはその収穫に感謝のまことを捧げる意味において、飲食をなし、歌舞したものであり、それは当時の人びとにとって最大の行事であったろう。その行事は、地方の農民などに現在も受け継がれ、五月の田植え時になると、「さなぶり」と称して榊を水田に立て、しめ縄をはり、海川山野に生ゆる産物を捧げて招来し、歌舞飲食をなして、その行事は夜を徹して実施される。秋の収穫祭は「さのぼり」と称して、その行事はさらに盛大に行われるのである。これまで農産物を守ってきた神（精霊）を秋の豊かな収穫を終えて、天に帰す重大な行事である。それは現代にも残る新穀祭であり歌垣の嬥歌の行事でもあるが、現代においてはその意義が多分に薄らぎ、簡素化されてしまった。当時の人びとにとっては、神に感謝を捧げ、さらには自分らも楽しむ意味において、最大のリクリェイションでもあったであろう。』

杵島曲の別伝承として、万葉集に、又、類似のものが古事記に記されている。



杵島山（原田より）

三首を比較すると、

あられふる杵島が岳を嶮しみと、草取りかねて　妹が手を取る　（風土記）

霰ふり吉志美が岳を嶮しみて　草取り加奈和　妹が手を取る　（万葉集）

梯立の倉梯山を嶮しみと　岩掻きかねて　吾が手取らすも　（古事記）

杵島曲が常陸国行方郡の国栖征伐の際になぜ歌われたのであろうか。この疑問について、河野辰男氏は前掲書で問題解決への提言をしておられるので要約して紹介しておく。

「杵島曲を唱わせた建借間命は、北九州を本貫とする神八井耳命の系統に属する人だから、北九州との関連で考えねばならない。那賀川下流域の装飾古墳も北九州との関連でしか考えられない。だから、建借間命とその部下たちはいずれも杵島山麓と関係があるものと見てよい。※茨城県

さらには、杵島山には男女二神が奉祀されており、春秋の祭礼には苦い男女が酒を携えて登り、杵島曲を舞い踊ったと風土記逸文に記してあり、これは筑波山麓における歌嬥行事の原形ではあるまいか。

また、杵島曲は常陸の鹿島神社の鎮座地の領主たちが祭礼の時に唱っていたと言われている。杵島山に奉祀してある御子神は武神であって常陸の鹿島神宮と同系統であろう。

建借間命の祖は神八井耳命で、神武天皇の御子である。この命の系統に十九氏族があり、才才氏（多、太、大、意富、……）など。仲国造（茨城県那賀郡）建借間命は常陸多臣氏の祖であり、北九州の火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連はすべて多臣系であるから建借間命は肥前国の鹿島（かししま？）から来たと考えられる。肥国を出生地とする多臣氏が九州から畿内に入り、さらに常陸地方へ移動したと見る。」

以上の如く、筑波山歌垣は杵島山歌垣が原形、常陸国那賀郡の国造建借間命は肥前国鹿島（かししま？）から来たと結論づけておられる。北方町の立場からして興味のある所論と思われる。

杵島山は「日本書紀」の景行天皇の条にも見える。

「秋七月辛卯朔甲午。到二筑紫ノ後国御木一居二於高田行宮一。（略）爰天皇問之曰是何樹也。有二一老夫一曰。是樹者歴木也。嘗未僵之先当朝日暉。則隠二杵嶋山一。当夕日暉亦覆二阿蘇山一也。天皇曰。是樹者神木。故是国宣号二御木国一。（略）

筑紫の後国御木（道後ノクニノミケ）にある樟木（歴木）に朝日の光（暉）が当って杵島山にかげさして山を隠したと述べている。

いずれにしても、杵島山は常陸（茨城）の筑波山、摂津（兵庫）の歌垣山と共に日本の三大歌垣として古来有名である。今日も白石平野を眼下にして雄大に構え、朝・昼・夜と山の色合いを変えていく姿を見るとき、有史以来、住民の畏敬の対象としてまさにこれ程の名山はなかったろうと想像される。白石町から建立された歌垣の碑には七世紀ごろ相携えて、嬉々として歌垣に集まり、眺望絶佳の地で、神の下、唱いかつ踊って夜を明かした若き男女の暖かき心が凝集しているのではないかとさえ思われる。

杵島曲がもととなって名づけられた潮来、矢切の地名など遠国常陸が杵島曲を通して非常に近く感じられるのも杵島山の偉大さを示している。

二　律令国家体制の確立

(一)　磐井の反乱

大化改新前の佐賀県には朝廷に服属した小国家やその連合国家の長である国造や県主が存在した。古記録には火国造・末羅国造・松津国造・米多国造・葛津立国造・嶺県主・佐嘉県・末羅県・杵島県などが見える。

日本書紀によると筑紫国造磐井は朝廷に対する地方豪族の不満を背景に反乱を起した。すなわち、五二七年、継体天皇は新羅に侵略された任那の二国を回復するために近江毛野に六万の新羅遠征軍を率いさせて朝鮮出兵を試みたが、朝鮮遠征の負担に反対して磐井は筑紫（筑前・筑後）を中心に火（肥前・肥後）と豊（豊前・豊後）を根拠地として新羅と結んで遠征軍の行手をはばんだ。そこで朝廷は物部麁鹿火を派遣して、翌年の末にやっと鎮圧した。磐井の墓は風土記の記事などからして福岡県八女市にある岩戸山古墳（全長一三二㍍、北九州最大の前方後円墳）であるとされている。

武雄市中野には古くから磐井の丘と言われている大きな独立丘があり、磐井八幡宮が奉祀されている。

磐井が肥前の統制と朝廷への反抗の拠点としたとの伝承があり、その真偽の程は別として磐井の反乱と杵島地方の動向を考える上で興味のある事象である。いずれにしても、杵島地方も大和朝廷の朝鮮半島支配の前線基地として事あるごとにその渦中にあったことは間違いないと思われる。

(二) おつぼ山神籠石

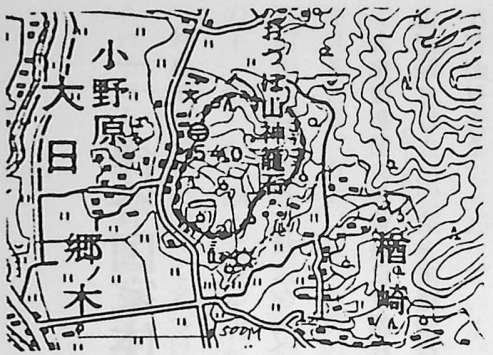

おつぼ山神籠列石

おつぼ山（靱山）は杵島山の西麓、標高六十二㍍の独立した山であるが上図で見るとおり列石があたかも鉢巻のようにめぐっている。列石の長さ約一八七〇㍍（欠石の長さ七六四㍍を含む）に達する。列石は一個の平均の長さ約七六㌢、高さ約六〇㌢で、石質は安山岩質の凝灰角礫岩である。表面は鉄のみで調整・仕上げをしている。列石線の中に門址が二ヶ所、水門址が二箇所ある。列石線の内側には遺構は確認されていない。

高良神社のある久留米市高良山で列石線が発見され、それがあたかも神社の霊域を示すかのような状態であったので神籠石と呼称されるようになって今日に至っている。

武雄市橘町字小野原にあるおつぼ山神籠石は佐賀県教育委員会によって発掘調査が昭和三十七年から三十九年にかけて第一次～第四次


第一水門跡

に亘って実施された。その結果、従来からの霊域説と山城説の論争に終止符をうって神籠石は朝鮮式山城であることが解明された。

というのは列石線の前面約三十㌢の所に、約三㍍間隔で柱穴と炭化した木柱が発見され、これは塵埼式の防柵であることが推定される。木柱に横木をわたし、それに竹や木をとがらせたものなどをとりつけて現在の鉄条網的な施設を作ったであろうと考えられる。

列石はかなり高度の土木技術をもって構築されていて、精密な設計が出来る技術者がいたことを物語っている。石材は杵島山に露頭する石を使用しているが、現存する切石が一、三一三個もあり、これらの石を運搬するにはかなりの労力を要したと思われ、北方町を含めて地域の住民を総動員しての大土木工事であったことは想像に難くない。加えて、列石線の内側には土塁が構築されており、すべて人力の当時、石材運搬と土塁構築とその労苦が偲ばれる。

それでは何の目的で、いつ構築されたのであろうか。基肄城など後述の山城は日本書紀に登場してくるが神籠石は記録などには一切登場しないので時期、目的ともに不明であるが、水城が構築された天智天皇三年（六六四）以前で七世紀の中頃とする見解が一般的で、その設計は国の統一的方針によるものであって地方豪族の手によるものではないのではないかとされている。その目的については南朝鮮支配が困難な事態となり新羅や百済の侵攻も余測せざるを得なくなった対外事情があったのではないかと考

えられる。

現在までに確認されている神籠石は次の九ヶ所のみである。

1	おつぼ山	佐賀県武雄市橘町	
2	帯隈山	〃 佐賀市久保泉町	
3	杷木	福岡県朝倉郡杷木町	
4	高良山	〃 久留米市御井町	
5	女山	〃 山門郡瀬高町	
6	雷山	〃 糸島郡前原町	
7	鹿毛馬	〃 嘉穂郡嶺田町	
8	御所谷	〃 行橋市稗田町	
9	石城山	山口県熊毛郡大和町	

日本書記に記載され、築城の年が明確な城は次のとおりで、百済人の指導によるものもある。

1	水城	福岡県太宰府町上水城	六六四年築城
2	大野城	〃 〃 四王寺～宇美町	六六五年 〃
3	基肄城	佐賀県基山町～福岡県築紫野町	六六五年 〃
4	金田城	長崎県下県郡（対島）美津島町	六六七年 〃
5	長門城	山口県下関付近（？）	六六五年 〃
6	屋島城	香川県屋島	六六七年 〃
7	高安城	奈良県生駒郡三郷村	六六七年 〃

三　律令制度下の郷土

(一)　肥　前　国

大化以後、地方の行政組織は国・郡・里に分けてそれぞれ国司・郡司・里長に統治させた。なお、里は霊亀元年（七一五）に郷と改称され、郷の下に新しく里が設けられた。

肥前風土記に『肥前の国は、本、肥後の国と合せて一つの国なりき。』と記し、火国が二分されて肥前国と肥後国になったとしている。元来は「火」を用いていたが、続日本紀の和銅六年（七一三）五月甲子条に「畿内七道諸国郡郷名は、好き字を著けよ。」とあるように、好き字を取り、且つ二字で表現するように改められたので、それ以後、「肥」を用いるようになったのであろうとされている。

風土記は和銅六年(七一三)、命によって国毎にその地誌的内容を遍述して中央へ提出したものであるが、現伝していものは出雲・常陸・播磨・豊後・肥前の五ヶ国のみである。肥前を含む九州の風土記の

完成の時期は中央の命の直後ではなく、天平四年(七三二)、藤原宇合が西海道節度使として大宰府に派遣された後に大宰府の指示によって完成したものと思われる。したがって、肥前風土記に記載されている内容は七三二年から数年後の時点でのことがらとそれまで伝承されていたものである。諸国の風土記が完成した当時は約六十ヶ国分があったろうと考えられるが、平安末から鎌倉末にあってもかなり伝世していたと思われ、当時の著書に風土記からかなり引用されている。その引用された文章を集約したものを風土記逸文と呼び、現在では五十数国分が集められている。肥前風土記逸文もその一つであって、杵島山や杵島曲について記述されている。

「火」の国の由来について肥前風土記*には二つの起源説を記述している。

『肥前の國は、本、肥後の國と合せて一つの國たりき。昔者、①磯城の瑞籬の宮に御宇しめしし御間城の天皇のみ世、肥後の國益城の郡の朝來名の峯に、土蜘蛛、打猴・頸猴二人あり、徒衆一百八十餘りの人を帥ゐ、皇命に②拒捍ひて、降服ひ肯へざりき。朝庭、勅して、③肥君等が祖、健緒組を遣りて、伐たしめたまひき。ここに、健緒組、勅を奉りて、悉に誅ひ滅ぼし、兼、④國裏を巡りて消息を観察しに、八代の郡の白髪山に到りて、日晩れて止宿りき。其の夜、虚空に火あり、自然に燎え、稍々に降下りて、此の山に就きて燎えける時、健緒組、見て驚き怪みき。朝庭に参上りて、奏言ししく、「臣、辱くも命を被りて、遠く西の⑤戎を誅ふに、刀の刃を霑らさずして、⑥梟鏡、自ら滅びぬ。威靈にあらざるよりは、何ぞ然あることを得む」とまをし、更、燎え火の状を挙げて奏聞しき。天皇、勅りたまひしく、「奏せる事は、未だ曾より聞きしことあらず。火の下りし國なれば、火の國と謂ふべし」とのたまひ、即て、健緒組の勲を挙げて、姓名を賜ひて火君健緒組といひ、便ち、此の國を治めしめたまひき。因りて火の國といふ。後、両つの國に分ちて、前と後とに為せり。』

注 ※岩波書店「古典文学大系」による

① 崇神天皇
② 命令に従わない
③ 神武天皇の子孫の氏族
④ 国内巡視
⑤ 蝦夷(エミシ)
⑥ 逆賊

②『纏向の日代の宮に御宇しめしし①大足彦の天皇、球磨贈於を誅ひて、筑紫の國を巡狩しし時、③葦北の火流の浦より發船して、火の國に幸しき。海を度ります間に、日没れ、夜冥くして、著かむ所を知らざりき。忽ちに火の光ありて、遙かに行く前に視えき。天皇、棹人に勅りたまひしく、「直に火の處を指せ」とのりたまひしかば、勅の應に往くに、果に崖に著くことを得たりき。天皇、詔を下ししく、「火の燎ゆる處は、此は何と號ふ界ぞ。燎ゆる火は、亦何為なるものの火ぞ」とのりたまひしかば、土人、奏言ししく、「此は是、火の國八代の郡の火の邑なり。但、④火の主を知らず」とまをしき。時に、天皇、群臣に詔りたまひしく、「今、此の燎ゆる火は、是れ、人

の火にはあらじ。火の國と號くる所以、其の爾る由を知りぬ」とのりたまひき。』

注　①　景行天皇
②　巡幸
③　日奈久
④　不知火の語の由来説明

また、「火」の国の由来について肥後国風土記逸文には次のように記述されている。

『公望の私記に曰はく、案ずるに、肥後の國の風土記に云はく、肥後の國は、本、肥前の國と合せて一つの國たりき。昔、崇神天皇のみ世、益城の郡の朝來名の峯に、土蜘蛛、名は打猴・頸猴と曰ふもの二人ありき。徒衆百八十餘りの人を率ゐて峯の頂に蔭り、常に皇命に逆ひて、降服ひ肯へざりき。天皇、肥君等が祖健緒組に勅せて、彼の賊衆を誅たしめたまひき。健緒組、勅を奉りて到來り、皆悉に誅ち夷げ、便ち、國裏を巡りて、兼、消息を察しに、乃ち八代の郡の白髪山に到りて、日晩れて止宿りき。其の夜、虚空に火あり、自然に、燎え、稍々に降下りて、此の山に着焼きぬ。健緒組、見て大く驚恠しと懐ひき。行事既に畢へて、朝庭に参上りて、行状を陳べて奏言ししく、云々とまをしき。天皇、詔を下して曰りたまひしく、「賊徒を剪り拂ひて、①頓に西の眷なし。海上の勲、誰人か比ふものあらむ。又、火の空より下りて山に焼えしも恠し。火の下りし國なれば、火の國と名づくべし」とのりたまひき。又、景行

天皇、球磨贈於誅ひたまひ、兼、諸國を巡狩しましき。云々。火の國に幸さむと海を渡る間に、日没れ、夜暗くして、着かむ所を知らざりき。忽ちに火の光ありて、遙に行く前に観えき。天皇、棹人に勅りたまひしく、「行く前に火見ゆ。直に指して往け」とのりたまひしかば、勅の隨に往くに、果に崖に着くことを得たりき。即ち、勅りたまひしく、「火の燎ゆる處は、此は何といふ界ぞ。燎ゆる火は、亦何為なるものの火ぞ」とのりたまひしかば、土人、奏言ししく、「此は是、火の國八代の郡の火の邑なり。但、火の由を審かにせず」とまをしき。時に、群臣に詔りたまひしく、「燎ゆる火は、俗の火にはあらじ。火の國の由は、然る所以を知りぬ」とのりたまひき。』

注　①　ひたすら

一国を二国に分けることについては、豊前と豊後にも見られる。豊後風土記に「豊後の国は、本、豊前の国と合せて一つの国たりき。」としている。古事記には「筑紫島、身一つにして面四つあり」と記し、筑紫国・豊国・肥国・熊襲国をあげている。以上の記事から、火の国の本拠地は熊本県の八代付近であったと推定され、その長が火君であったと考えられる。

一方、肥前国として成立した地域がそのまま以前は火の国であったかどうかは不明であり、次の理由から小城郡以西の地域だけが火の国であったとも考えられる。すなわち、古事記の神功記に「筑紫松羅の県の玉島の里に到り」とあり、また日本書紀雄略天皇記に「筑紫嶺県主泥麿呂」とあり、ついで国造本記に「竺志米多国造」と見える。これを文面どおりに解釈すると松盧地方も佐賀東部地区も筑紫

と呼ばれていたことになり、筑紫国の範囲となる。従って、火の国を二分して肥前・肥後とした時かあるいは以後に後世に言う肥前国の範囲が確定したのではなかろうかと考えられる。

弥生文化における巴形銅器の伝幡ルートとしての北方と熊本、古墳文化における肥後系統の石障構造を有する北方と熊本、また、石室の線刻手法による装飾古墳の北方と熊本、加えて、勇猛山『古墳群に見られる貝殻敷の石室の床づくりの手法における北方と熊本など文化の交流上から、杵島地方とくに北方町と熊本地方を一衣帯水の地あるいは対岸の地として関係づけてきたが風土記の記事から考えて北方町は、有明海を挟んで成立していた火の国の西岸地域における中心地であったと推定される。

肥町風土記逸文記載の「肥君等が祖健緒組に……」に関係づけて武雄市史では「武雄」の地名起源について言及されているが興味のある問題である。

肥前国は西海道に属し、九ヶ国（肥前・肥後・筑前・筑後・豊前・豊後・日向・大隅・薩摩）と二島（壱岐・対馬）は大宰府の管轄下にあった。

肥前国の国府（＝政庁）は大和町久池井付近にあったと推定されていたが近時の発掘調査によって、遺構が確認された。肥前国の国司の初見は天平勝宝二年（七五〇）に肥前守に任命された吉備真備である。

(二) 杵島郡

肥前風土記によると、基肄・養父・三根・神埼・小城・杵島・松浦・藤津・彼杵・高来の十一郡があった。杵島郡について肥前風土記は次のように記述している。

『杵嶋の郡、郷は四所、里は一十三、駅は一所なり。

昔者、纏向の日代の宮に御宇しめしし①天皇、巡り幸しし時、御船、此の郡の盤田杵の村に泊てたまひき。時に、船の②舳の穴より冷き水、自ら出でき。一云へらく、船泊てし處、自ら一つの嶋と成りき。天皇、御覧して、群臣等に詔りたまひしく、「此の郡は、舳嶋の郡と謂ふべし」とのりたまひき。今、杵嶋の郡と謂ふは、訛れるなり。郡の西に、③湯の泉出でたり。巌の岸、峻極しくて、人跡罕に及る。

④嬢子山郡の東北のかたにあり。同じき天皇、行で幸しし時、土蜘蛛八十女、又、此の山の頂にあり、常に皇命に捍ひて、降服ひ肯へざりき。ここに、兵を遣りて、掩ひ滅さしめたまひき。因りて嬢子山といふ。』

注 ① 景行天皇
② 船を繋ぐ杭
③ 温泉

④ 納所の両子山か

⑤ 反抗して

以上のように「杵島」の起源として、船が磐田杵村に停泊した時に船捍戝（船をつなぐときに使用する大きな杭）の穴から冷水が自然に湧き出たことと船が泊まった所が自然に島になったという二つの説話を一つに結んで「この郡は捍戝島の郡と呼ぶがよい」と景行天皇が群臣に言われたのが地名の起源だと説明している。したがって、風土記編さんの頃は「捍戝島」が訛って「杵島」と呼んでいると述べる。肥前風土記逸文や常陸風土記には「杵島」として使われているのでいずれにしても天平四年（七三二）前後には「杵島」が固定化していたことは間違いない。

磐田杵村の所在地については不明であるが、従来次の四箇所があげられている。

○武雄市朝日町上瀧

○白石町須古の湯崎

○北方町医王寺熊野社のある山（斎火山）（同社縁起に景行天皇頂上にて斎火をあぐと記している）

○大町町福母（＝古くは石崎）

文中の嬢子山については両子山説・西多久女山説・鬼ヶ鼻山説・大町福母山説などがあってその山は不明である。この山中に住んでいた先住民を土蜘蛛と表現しているが、一部の国を除いてどの国の場合も朝廷に反抗して服属しない土着民（＝先住民）を色々な名称で記述している。居住の状態を表現するのに「穴を掘り、堡を造りて常に居住めりし」などと記している。土蜘蛛は一般的には山地や高原に住む

山地系の住民をさし、海浜に住む人々は「あま」と表現している。肥前風土記に記載された住民は次のとおりである。

佐嘉郡			土蜘蛛大山田女・狭山田女
小城郡			土蜘蛛
松浦郡		賀周里	〃 海松橿媛
〃		大家嶋	〃 大身
〃	値嘉郷	小近嶋	〃 大耳
〃	〃	大近嶋	〃 垂耳
杵嶋郡		嬢子山	〃 八十女
藤津郡	能美郷		〃 兄名大白、次名中白、弟名小白
彼杵郡		速来村	〃 速来津姫
〃	浮穴郷		〃 浮穴沫媛
〃	周賀郷		〃 鵜比表麻呂

名称を付与されている人は土蜘蛛集団の長と考えられるが、これらの中には八十女のように女性がいることは弥馬台国の女王卑弥乎と対比して考えることも可能で、この頃まで呪術に従事する巫女的性格を有していたのではなかろうか。

九州では一般的に土蜘蛛と記載するが、常陸風土記には国栖・賊・国巣・夷などと記載し、風土記逸文では長髄（伊勢）・蝦夷（陸奥）・八掬脛（越後）・球磨噌於（肥後・肥向）などと表現されている。なお、出雲風土記と播磨風土記には記載がない。



郡庁があったと推定される志久付近

1　杵島郡の郡庁

郡には郡司（＝郡の役人）が郡内の行政に従事するための役所があって、郡家・郡衙・郡庁・郡院などと呼ばれ、その所在する地域を郡府と称した。庁院や館舎および倉庫などの建物があったとされている。郡はその広さによって大・上・中・下・小郡に分けられたが、杵島郡は郷が四つあったので下郡である。したがって郡司の定員は、大領（＝長官にあたる）、少領、主帳の三人で、その下に書記や下働きの者、雑役夫がいた。また、官吏などが公用で使用するための駅馬がいた。郡司の給与は大領は六町、少領は四町、主帳は二町が職田として与えられるのが一般的である。

杵島郡庁の所在については定説はなく、従来から次の箇所があげられている。

○武雄市橘町鳴瀬　　○江地町佐留志堤雄神社西方

○武雄市朝日町黒尾中の館・館の上

○武雄市橘町片白の官付　　○白石町馬洗宮の下

○北方町北方～志久付近

肥前風土記および肥前風土記逸文の記事から郡庁の所在地を考察するとつぎの如く考えられる。

「郡の西に湯の泉出でたり。」

「嬢子山郡の東北のかたにあり。」

「杵島の縣の南二里に一孤山あり。坤のかたより艮のかたを指して、三つの峰相連なる。」

文中の郡、縣はいずれも郡の中心地、政治の中心地を意味していると考えられるので、武雄温泉から見ると東の方向に、嬢子山を両子山とした場合には西南の方向に、そして杵島山の北二里（一里は約五三四・五四メートル）だから約一㌔の地点となり以上の三点の交わる所が郡庁と言うことになるので北方～志久一帯であったと推定される。なお、嬢子山を多久市西多久の女山とした場合、風土記記載の西南の方向を求めると山内町方面となって不合理である。杵島の三峰の方向を西南より東北としていることからしても、風土記記載の方向に著しい誤りはないと思われる。杵島山の北二里の表現から椛島や久津具を考えることもできるが、山麓のどこから計測するかで二里の地点が求められるが、一般的に言う山裾から北へ二里と考えると北方～志久一帯としか推定できない。

後述の如く、杵島郡には軍団が配備されており、また、杵島駅も存在することなど総合的に考えて志久～北方一帯に郡庁・駅・軍団が存在したと判断することがもっと合理的である。

森周造氏は「肥前国誌」で杵島庁趾ついて

「杵島炭坑ノ北数丁ニアリ其跡ヲ館中(たちゅう)ト呼ビ軍馬ヲ飼養セシ趾ヲ駄飼場ト云(イ)ヒ物見台ノ趾ヲ御立目ト云フ其附近ニ御手水、馬洗等ノ地名ヲ存ス末ダ其事実ヲ詳(ツマビラ)カニセズサレド父老伝(ツタエ)テ杵島官舎ノ趾ナリト云フ」と指適されているが地形的にも妥当と思われる。

2　杵島郡内の郷と里

肥前風土記に郷数は四、里数は十三と記載されている。郷は約五十戸で構成される。郷の中、更に十二～十三戸ぐらいに分けて里とし、それぞれ郷長、里正（里長）がおかれていたようである。当時の戸は現在の戸と異なっていて、令制によると百人以上にも及ぶ大家族的な郷戸から十人前後の単一家族である房戸まであった。従って、当時郡内の人口はどのくらいであったかは戸数のみでは判断できない。

風土記には郷名はないが平安時代中期頃作製したとされる和名類聚抄（和名抄）に「杵島郡多駄、杵島（喜之萬）、能伊、島見（志萬美）凡(およそ)四郷」と見える。

多駄郷―オホダ郷と読んで江北町小田、タダと読んで白石町多田とする二説がある。

能伊郷―武雄神社古文書の天暦五年（九五一）の武雄社領四至実検状にある「西ハ布留志　野井　牟多　大溝ニ限ル」の「野井」を充てると山内町・武内方面となる。

島見郷―武雄市橘町潮見と推定される。みやこ遺跡・野間峠住居趾、潮見古墳、おつぼ山神籠石など考古学上の遺跡の濃密分布から考えても合理的と思われる。

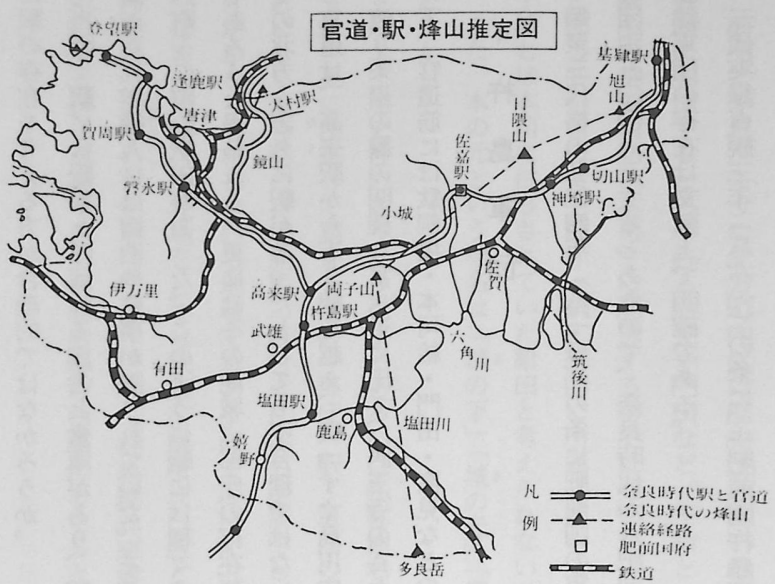

杵島郷―杵島郡の中心地であったと推定されるが、郡庁や杵島駅の推定所在地から考えて北方町一帯であったと思われる。

3　官道と杵島駅

肥前風土記の記述内容から当時の官道は上図のように推定される。九州地方の政治の中心地は大宰府であったので、肥前国への道は基肄駅から入り嬉野を抜けて彼杵・大村へ行くコースと多久で分岐して唐津へ行くコースがとられていた。

杵島駅は風土記に「駅壱所」とのみしか記されていないが、平安時代の延喜弐には「杵島駅」とあるので「駅壱所」は杵島駅と考えられる。杵島駅の所在地については後世の道中行程記に「鳴瀬駅」があることから武雄市

橘町鳴瀬に比定する人が多い。しかし、郡庁の項で指適した如く、行政上、地形上から志久―北方一帯に駅の存在を考える方が合理的ではなかろうか。

当時、駅には駅家と呼ばれる庁舎と倉庫があり、駅馬（杵島駅は小路であるから五頭）や食料などが備えられ、役人には宿泊や食事が許されていた。その管理には駅戸と呼ばれる集団が当り、給与として四町～二町の駅田があった。このように駅には種々の施設や馬の飼育など地形的にも好適な場所が必要であろうと思われる。更にはこの地域に郡庁の存在や軍団の設置も推定されるなど杵島郡の中心地としての北方～志久に駅があったとしても不合理ではないと思われる。

官道は、高来（たく）駅から志久峠を越え、真っすぐ烏川内谷を下り（＝元禄古地図の道）掛橋を経て、江湖を渡り条里の線の明確な富永道に出て、医王寺の谷から片白、塩田に通じていたと推定される。志久峠の下、官道筋には駄飼場・本司給・門田・高見などの歴史的な性格を有する地名が残っている。

4 杵島軍団

類聚三代格の弘仁四年（八一三）の条に肥前国の軍団の兵力を二五〇〇人から一五〇〇人に減員し、各団別五〇〇人とするとあるので、奈良時代から肥前国の軍団は、三団であったことが分る。その中、基肄軍団の存在は文献上で明確である。

三代実録貞観三年（八六一）の条に、「肥前国杵島郡兵庫（へいこ）震動。鼓鳴二聲。決之者亀。可警隣兵」と見え、杵島郡に兵庫があることや隣兵が存在することなどから推定して杵島団が置かれていたと考えられる。残りの一団は国府の置かれていた佐嘉郡（大和町久池井付近）にあった可能性が強い。

前項でふれたように北方町内には歴史性の高い地名が多い。軍馬が駅馬の飼育に関係の深い駄飼場、警備に関係すると思われる高見や門田など。干給という私称地名が伝承されているが、これは律令の官衛令の中の用語「本司」に関係するのではないか。本司とは大宝令によると官に属する司は皆「本司」と称しているので、郡庁・駅・軍団に所属している役人の中で本司と称していたものがあるとすれば、干給とは本司に付与されていた給田と考えられないこともない。

また、木の元という地名は「城（き）の下」「城（き）の元」「柵（き）の元」と読みかえて城あるいは柵に関係しないかどうか。

以上、歴史性のありそうな字名あるいは私称地名を郡庁に、駅に、軍団に関係づけて考察してきたが今後、更に注意して調査を進め、郡庁・駅・軍団の所在地を跡づけることが必要である。しかし、いずれにしても当時の官道筋や二坑付近に地名が集中し、考古学的にも白磁・青白磁・土師器・須恵器の破片がかなり散布している地域でもあるので期待が大きい。

なお、軍団の所在地としては武雄市橘町片白説と白石町妻山説がある。片白を主張する根拠として、付近に「震動石（しんどういし）」というのがあって、「杵島郡兵庫震動」と関係する。また妻山については杵島山三峰の中の御子神＝軍神である東北の峰の西麓にあたるというのである。

5 烽（とぶひ）

杵島郡には烽はおかれていないが、小城郡と藤津郡に「烽壱所」と肥前風土記に見える。烽は昼は烟（えん）、夜は火を用いて外敵来襲や外国使節の来航を知らせていた。大宰府への伝送は烽の峰から峰へと伝達された。烽長二人と烽子四人でその任に当っていた。小城郡のそれは両子山に比定されている。

(三) 律令政治下の生活

1 律令の完成

推古元年（五九三）推古天皇の摂政となった聖徳太子は、十七条の憲法などを制定して隋の中央集権国家の制度にならって国家の改革を達成しようとした。しかし、蘇我氏の勢力に阻まれて実行に移すことができなかった。

大化元年（六四五）中大兄皇子と中臣鎌足等は蘇我氏を滅して、皇室中心の中央集権統一国家の建設に着手した。新しい政治の内容は次の四つである。

第一に皇室や豪族の持っていた私有地や私有民を廃止して公地公民とする。

第二に国郡制をしき国司・郡司を任命し、また国防・軍事・交通の制度を整える。

第三に戸籍をつくり、条里制を確立して班田収授の法を実行する。

第四に租庸調の税制を定めて国家財政の基礎を確立する。

この後、唐の律（刑法）や令（行政一般に関する法）を参考にしてわが国の律令が制定された。近江令（六六八）、飛鳥浄御原（あすかきよみはら）律令（六八九）とつづき、大宝律令（七〇一）で完成し、大化改新以来の中央集権国家体制の基礎が固まった。

この一連の政治改革はわが郷土にも及び小国家の発展形態としての杵島県（あがた）の地域も肥前国司の直接支配地と変わり、社会組織や生活のしきりにも変化が生じてくることになった。

2 班田収授の法の実施と農民の負担

住民は六年毎に作製される戸籍に基づいて班田収授の法による口分田（くぶんでん）を支給されて最低の生活を保障されていた。口分田は良民の男子は二反、女子はその三分の二反を六歳になると支給され、死亡すると返納させられた。この制度を円滑に実施するためには先ず田地の整備を行うことが必要で、そのために採用された農地の改革がいわゆる条里制度であった。

生活を保障された農民は次のような負担を強いられていて山上憶良（やまのうえのおくら）の貧窮問答歌には、堀立柱（ほったて）の小さな藁葺きの家に住み、夜寝る時は地面に藁を敷いて父母は枕の方に、妻子はあとの方に寝る、とあり、更に、竈（かまど）には煙も立たないで甑（こしき）には蜘蛛の巣がかかり、飯を炊くこともない。笞（むち）を持って里長（さとおさ）が税の催促に来ると述べている。農民のすべてがこのような状態ではなかったと思われるがいずれにしても苦し

い生活であったと思われる。

●租―田一反について二束二把。※一反の収穫は五〇束。

●庸―一年間に一〇日、上京して労役に従事する変わりに布二丈六尺を納める。※二十一歳から六十歳男子、六十一歳から六十五歳までは½。

●調―絹・布・塩・海産物など地方の特産物を納める。

●雑徭―肥前国内の労役に年間六〇日従事する。※六十一歳から六十五歳男子三〇日、十七歳から二十歳男子一五日。

●義倉―凶作に備えて各戸から粟を納める。

●公出挙―国司から租（稲）の一部を強制的に貸付けられ、利息をつけて返納する。

●中男作物―十七歳から二十歳の男子は紙や胡麻油などを納める。

●兵役―戸内の二十歳から六十歳の男子は三人に一人の割合で兵役に服する。※食糧と衣服は各自持参

左図は平城宮跡（奈良市）から出土した木簡（荷札）で、調綿に付けたものである。県内関係では神埼郡のものも出土している。つぎのように判読される。

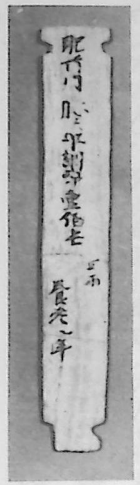



「肥前国藤津郡調綿壱佰屯（四両養老二年）」（表）※養老二年（七一八）

「□□片麻呂□□□□」（裏）

神埼郡のものは

「肥前国神埼郡調綿壱佰屯四両養老　」（表）

「□□真□□□□□」（裏）

杵島郡の木簡は発見されていないが右図のようにして庸・調などが京へ納められていたはずである。

3　条　里　制

大化改新の詔で「凡そ田は長さ卅歩、広さ十二歩を段と為し、十段を町と為せ」と布告し、班田の施行に便利なように農地の改良を行なった。

当時の一歩は小尺の六尺に当り、一尺は現尺の九寸七分五厘ほどに相当する。したがって、小尺の六尺は現尺で五尺八寸五分で、現在の一間にほゞ近い数値である。詔に規定された一段の耕地の形は長さ三〇間、幅十二間、面積は約三百六十坪ほどである。この一段が十筆（＝十段）集った区域を町と呼んだ。したがって、町は一辺が六十間の正方形である。なお、次図のように六十間に六間という細長の地割も見られる。町の周辺には※畸と水路が設けられている。※わりのこりの田、余分の地

さらに、町を三十六個集めて里と呼んだ。一辺に六個の町（＝長さ三百六十間）が並ぶ正方形の区域となる耕地の大単位である。

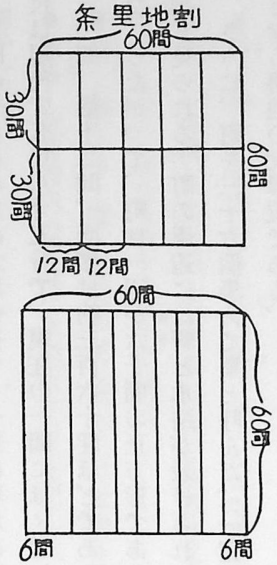

坪割図

6	5	4	3	2	1坪
7	8	9	10	11	12
18	17	16	15	14	13
19	20	21	22	23	24
30	29	28	27	26	25
31	32	33	34	35	36

（千鳥式）

1角	12	13	24	25	36
2	11	14	23	26	35
3	10	15	22	27	34
4	9	16	21	28	33
5	8	17	20	29	32
6	7	18	19	30	31

（千鳥式変形）

そこで、それぞれの町を呼ぶのに、一から三十六までの数詞をつけ、一町、二町、三町……となるべきところを一の坪、二の坪……と呼称した。坪と呼ばずに角と呼ぶ地域もある。

一坪の箇所は地域や地形により決められたようで一定していない。

また、里には座標によって地番が付けられており、佐賀平野では各郡の東端より六町ごとに一条、二条と西に向って数え、北から南に向って六町ごとに一里、二里……と数えられている。こうして、各里は何条の、何里としてその位置を示していた。このことから、歩、段、町、里を単位とする土地区割制度を条里制と呼んでいる。

4　北方町の条里制

町役場の字図を見ると、大崎に二、三、四、五、六、七、八、九、十、十六、十八、廿治（はたち）などの数詞

名があり、また、丁三、丁五、丁ノ坪、大坪の坪名もある。志久には十ノ坪、医王寺には三ノ坪、丁ノ坪、七田、八田などがある。そして、「橘中村文書」、「小鹿島文書」、「武雄神社文書」、「多久家文書」などの中にも多くの数詞地名が見える。そこで、文字として残されているものや私称地名として伝承されたものを素材にして北方町の条里制を復原するとつぎの五箇所となる。

(1)　熊副・大副の南部地区

志久村と北方村にかかる「里」が復原できる。南北の線は真北をとる。北方村に五、七、八、九ノ坪と廿治（はたち）の小字名があり、一辺を一〇九メートルで考えると東は市場と吉原の境界線が里の東境と一致し、西は相ノ浦と川副の境界と一致する。南は清池と三ノ坪の境をもって限り、北は運動公園、体育館北端に至る。

6	五ノ坪	4	3	2	1
七ノ坪	八ノ坪	九ノ坪	10	11	12
18	17	16	15	14	13
19	廿治	21	22	23	24
30	29	28	27	26	25
31	32	33	34	35	36

熊副・大副南部復原図

上図のうち坪名は小字名として現在も使用されている。アラビア数字は推定した坪名である。

用水路の掃除公役（くやく）の際には「三十六に行く溝さらえ」という言葉が聞かれるが、これは私称地名として現在に伝承されているものと考えられる。

(2)　宮裾地区

朝日ダムの北部向野と城の平との間に「十八」の小字名がある。これを里の西端にすれば、東端は山

西浦 6	5	経田 4	陣ノ内 3	宮裾町 2	熊本 1
堀内 7	引町 8	桜並 9	下須 10	耳敢 11	糸別当 12
十八	関戸 17	勘徳 16	菰町 15	池田 14	大坪 13
牟田 19	上竹下 20	下竹ノ下 21	上深町 22	図師町 23	小深町 24
牟田 30	城ノ平 29	荒田 28	下深町 27	上小川町 26	下水川町 25
31	栗ノ元 32	33	34	35	36

宮裾地区復原図

六	7	18	19	三十	31
五	北 8	東 17	天 20	二十九 新	32
四	平 9	平 16	神 21	二十八 ヶ	橋 33
境	10	15	面 22	二十七 江	34
町 二	西平 11	14	23	26	津 35
一	12	13	長 24	町 25	36

梶島地区復原図

田町と糸別当との境界線となる。

坪並びを東北からはじめ東南に終る地割で設定すると、南限は十町と梅ノ木町の境界線を朝日ダムの方向に延長した畦道となる。北限は大崎保育園の北より西へ道路に平行した線となる。阡佰は此より東へ二十五度傾く。地形の関係からこのような地割となったのであろう。※阡佰――東西を佰、南北を阡という。

数詞地名としては「十八」のみで復原の可能性が薄弱であるが、農道や用水路の直交の状況、そして、熊副・大副地区と隣接地域であることなどにより想定した。

(3) 梶島地区

梶島の小字名に数詞地名はないが、現地での聴き取りによると、一・二・三・四・五・六ノ坪・二十七・二十八・二十九・三十の私称地名が伝承されている。多久家文書の梶島村田帳元文四年(一七三九)では、一ノ坪から三十六坪までの全部と、北里などがあり、梶島は一つの里であったことが分る。

しかし、坪並びが東北にはじまり東南に終る前記の(1)、(2)の地区と異り上図の如くに想定される。

漢字の地名は小字名で、数詞地名のアラビア数字は推定坪名である。この里名は何と呼ばれていたかは不明で、梶島山を包含するので「梶島里」だったのかあるいは、前記多久家文書記載の「北里」であったか断定できない。

西南隅に始まって東南隅に終る北行千鳥式の坪並びは他地区と比較して何を意味しているのか疑問である。22の所を通称前田というのは若松神社の前面の意味か。鳥居所在地から参道の区域を辺田、長町の北部、23・26を通称「横枕」と呼ぶ。36の所は「余尺」と言っている。横枕以外は条里とは関係のない呼称であるが参考に一応紹介した。

6	5	4	三ノ坪 3	釘ノ 2	元 1
野 7	田 8	9	丁 10	野 11	中 12
新ヶ 18	江 17	16	ノ 15	岩 14	13
貝 19	良木 20	21	坪 22	23	石 24
30	29	28杵	27島	26山	25
31	32	33	34	35	36

かいらぎヶ里復原図

(4) かいらぎカ里

医王寺貝良木を「橘中村文書」は「かいらき」とか「加井良井」と書き、そこの里を「加井良井里」とし、加井良井里卅三、二反とか加井良井里廿三、二反とか、加井良井里卅、一反二丈などが見える。

医王寺村田帳(元文四年)の中には「十五坪」がある。しかし、貝良木の中か否かはわからない。「橘中村文書」には「野中」に肩書して「二ノツホトモイフ」とあり、野中に隣接して両側に三ノ坪があるので坪並は北東に始まり南東に終る西行千鳥式であり、(1)熊副・大副南部地域(2)宮裾地区の場合と同様である。圃場整備がなされたというが陌線間隔は一町(一〇九メートル)が保たれるが阡

線は真北で、間隔はすこし乱れている。

右図はその復原図であるが二ノ坪、三ノ坪を基準にし、東限は西袋との境界線をあてて作図した。右文書の中に「永代アレ分」とか「荒所」と肩書きした地名の中に、四ノ坪、野田、七田名などがある。ここのすぐ北部に六角川の河道があるので毎年水下になることが多かったのであろう。

かいらぎヵ里の北部は六角川との関係も合致するが、南部は十九ノ坪から二十四ノ坪までが杵島山の山麓線となり、それから三十六ノ坪は杵島山地にかかりこの復原図に疑問の余地は残る。古記録に「加井良井卅」や「卅三」があり、当該地の急斜面に一反や二反の耕地の成立が不可能とも思われる。

(5) 平倉ヶ里

「橘中村文書」の中に

れん与外二名連署譲状
久地布留の内平倉ヶ里わうハな四反田四反
正平十二年丁酉（一三五七）十月廿五日

とあり、平倉ヶ里の存在を示している。芦原に久治浦池があり、これを「くじゅうろう」と呼ぶ。くちふるの転化だからこの付近が久地布留村であったと思う。

また、正平十九年（一三六四）甲辰十二月二日付の菊池武顕田地寄進状に

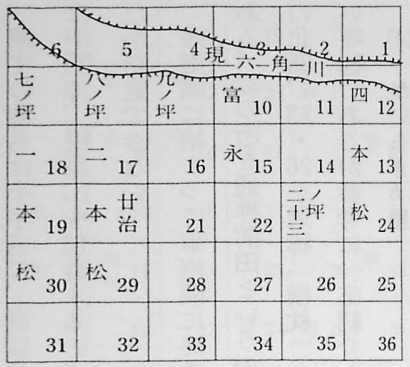

平倉ヵ里復原図

「肥前国長嶋庄芦原平倉内、安東左エ門尉跡田地廿六坪壱町、十四坪肆段
南肆段、横枕弐段、己上弐町事」

とあり、武雄神社に弐町を寄進している。この中に二十六ノ坪とか十四ノ坪の坪名が出てくるし、条里田の中によく見られる横枕がある。

西限と東限は医王寺村、椛島村との境界で限る。この間は六五〇㍍（六町）である。私称地名として新橋のたもと、字一本松の中に七ノ坪、東隣りに八ノ坪、九ノ坪、二本松の中に廿治（はたち）があり、富永の中に二十三があるので東北隅から始まり、西行千鳥式で東南隅に終る坪並であることがわかる。

復原すると前頁の図のようになる。北限は小字下丁三の南部の堀から志久津にかけての線で、条里制施行当時の六角川はおそらく国鉄佐世保線辺りを流れていたのではなかろうかと推定される。

南限は鳴瀬～住ノ江県道辺りで、北南は阡線が北から東へ五度傾くので県道を南限とした。江戸期の絵図には川の北部の上丁三、下丁三の地域に「芦原ノ内」とある。

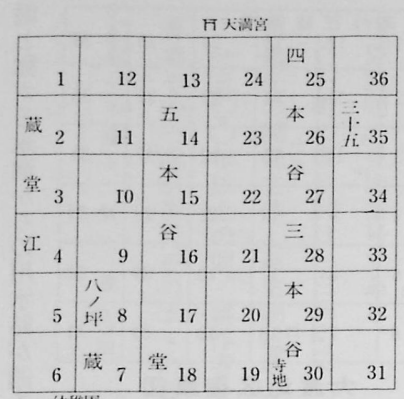

芦原地区復原図

(6) 芦原

現地で聴取した数詞地名は四ノ坪・十ノ坪・十五・二十・二十五・二十七・二十八であった。それをもとに復原すると西北隅に始まり南行千鳥式で東北隅に終る。西端は津山池、東端は蔵堂江の延長線に一致し、北限は鳴瀬～住ノ江線の県道、南限は殿さん

堀と称する永池からの用水路が通る「五反田」の南から西へ青幡神社裏を通る。ここで問題となるのは二十五の所を二十号と伝承されており、伝承の過程で誤ったのであろうか。この箇所以外は復原図と一致している。

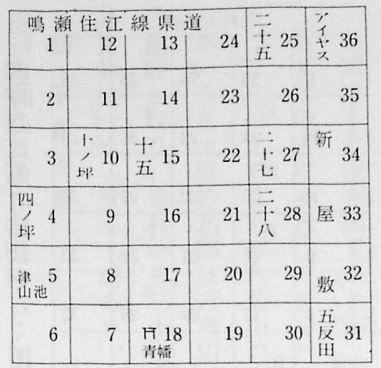

大渡地区復原図

(7) 大　渡

現地で聴取した数詞地名は八ノ坪と三十五であった。それをもとに復原すると西限は椛島との境である蔵堂江、これから東部へ六五〇㍍は一本谷と三本谷の間の南北線の道路であり、南限は鳴瀬～住ノ江線の県道、北限は大渡天満宮南の東西里道となり、八ノ坪と三十五が当てはまる。

(8) ながさきかり

「橘中村文書」に、

ながさきかりの十五坪三反

と記されている。ながさきかりとは長崎ヶ里か永崎里なのか。「武雄市史」は、「なかさき北里卅六」を武雄盆地の片白付近に想定してある。

「橘中村文書」中に

一、永崎里一丁

なかさき三反は、片白の観音ニ寄進候へく候

とあるので片白付近に想定されたものと思うが、同文書の長崎人給配分注文案の、長さきの内人給配分之事に掲げられた地名に、堀越・別法新ヶ江がある。また、長崎配分人給職之事の地名に折尾などが見えるので、長崎ヶ里は現在の西袋と折尾・上八田・下八田を含む地域ということになる。ただし、永崎里と同一か、違うかを判断できる微細な地名がないので確定は困難である。したがって、「橘中村文書」記載の「ながさきかり」は永崎ヶ里か長崎ヶ里かのいずれかであろう。

前記の西袋と折尾・上八田・下八田の区域は小字名や私称地名の中に数詞地名がないので復元はできないが、両隣ともに里の復原ができ、その中にあって、一里の六五〇㍍の間隔を持っており、恐らくここが「長崎ヶ里」ではないかと思われる。

以上、復原した里を五万分ノ一地形図に図示すると次ページのとおりである。算用数字で示す番号は復原説明の見出番号である。

白石町の復原図は「白石町史」、武雄盆地の復原図は「史学雑誌」に掲載された服部英雄氏の（肥前国長嶋庄の開発主体―条里制耕地の復元と変遷）と題する論文より引用した。

一三〇〇年以上の間、耕作者や営農の方法は変っても圃場の原型は残り、農道も用水路も畦畔に至るまでその一部が古代そのまゝの姿を伝えていることを目のあたりに見れば茫々たる歴史を感じないわけにはいかない。

牧古窯跡第１、第２号窯跡及び通路実測図

5 牧古窯跡

※北方町教育委員会刊「牧古窯跡」より要約

牧の古窯跡は通称、立山越といわれる東宮裾から西飯盛山の西側の谷を抜け、白仁田を経て多久市に通ずる古い間道の横の猪木谷という所に立地している。この窯跡付近は砂岩層からなっていて黄色を帯びた粘着性の強い土壌が相当厚い層をなして露出しており、陶土としても使用されうると思われる。発掘調査は昭和五十一年一月十七日～三十一日に実施された。

窯跡は通路跡を境にして、その下方に二基、上方に一基があり、その更に南に一基が確認されたが発掘調査が実施されたのは上図の三基である。

一号窯跡の勾配は約一〇度で、窯跡の残存部分の長さ約三㍍、幅は約一、五㍍である。床面は赤土が焼土化し、炭灰や土器片が堆積していた。窯の壁面は粘土をこねて築造されている。この窯跡は自然の地形を利用した単室の登り窯であったと推定されるが、天井部の構造は不明

である。この壁面の残片の中には、自然釉の流れた煉瓦状に焼けたものもあって、相当な高温で焼成されたのではないかと考えられる。

二号窯跡も一号のそれと構造的に類似している。窯跡の残存部分は長さ約三、八㍍、幅約〇、九㍍である。勾配約一〇度の単室の登り窯であるが、壁面は完全に破壊されていて焼土化した床面が僅かに残存しているのみで、窯跡の部分も物原（破砕物の捨場）となっていた。

三号窯跡は全長約三、〇七㍍、三室からなる登り窯である。東西の方向で構築され、この窯跡に隣接して南に窯跡、北に貯蔵穴がある。第一室は胴木間（＝焚き口）として利用されており、奥行〇、七㍍、最大幅〇、八㍍、幅約一〇㌢の壁で第二室と区分される。第二室は奥行一、一四㍍、最大部幅一、一㍍で正円の平面形となっている。奥壁は四四㌢高くなっていて幅六～二〇㌢の壁を距てて第三室となる。第三室は奥行一、〇四㍍、最大部幅一、三㍍の円形を呈している。奥壁の南寄りに径十二㌢の半円形の立上りが設けられているが、これは煙出しの穴ではないかと推定される。

この窯の特色は窯の壁面を粘土をもって構築する手法ではなく、地面を掘り凹めた穴窯形式となっており、そのため壁面は掘り凹めた穴の側壁をそのまゝ利用していることである。天井はこの掘り込みの壁面から真っすぐ粘土をもって構築していたと焼土から判断されるが構造や高さなどは不明である。

破砕された土器の分布地域（＝物原）は一号、二号窯跡を中心として東西一四㍍、南北一一㍍の範囲である。この点から考えて、一号、二号が廃窯になった後に三号が構築されたことが分る。しかし、三号窯の床面の焼成度が低く、壁面の焼土化も余りすすんでいないことから考えてその使用は短期間で

あったと思われる。

三号窯跡の北側に隣接して一、九×一、九㍍の穴が掘られているが、内部には炭灰・窯壁片・焼土・土器片などが堆積していた。この穴の使用目的については製品の一時的な保管場所とも考えられるが明確ではない。

幅約五〇㌢の通路が三号窯跡に接して貯蔵穴のところまで伸びていた。この通路は一号、二号窯の上端を切断しているので、その廃窯後に設けられた三号窯の付設道路である。

この窯跡から出土した土器は相当数にのぼるが完形品は僅かに一個で他はすべて破片であった。土器はすべて須恵器系統の土器で、坏形・碗形・皿形・鉢形・坩形・壺形・甕形の七種類に分類できる。他に特殊器形が一点出土した。土器はすべて轆轤（ろくろ）で整形されているが大形の壺形土器や甕形土器は敲手（たたき）によって整形されている。釉薬（ゆうやく）は使用されていない。内側の全面に布目のある壺形土器、「大」の部を肩部に線刻した坩一箇、樹木文様を配列した特殊器形の土器一箇がある。

この窯跡の築窯年代は出土した土器の形状から平安時代前期（九世紀）の頃と考えられる。したがって、出土した土器形式によって、一二〇〇年前の平安時代前期における当地方の日用容器の状態を知ることができる。当時、北方町は杵島郡家や杵島軍団がおかれており、又、駅路としても、舟運の要地としても早くから開けていたので、日用品としての需要が多かったのではないかと考えられる。

本県内における古代窯跡の調査はまだ未開拓でありその全容は不明であるが、現在までに判明しているのは次表のとおりである。中世の窯跡と推定される平窯跡は三日月町久蘇遺跡・大和町西山遺跡・三

牧古窯跡出土土器



日月町戊遺跡で発見されている。しかし、いずれも土師系の陶質土器の窯跡である。

所在地・名称	窯の構造	遺物	年代	調査	参考文献
基山町丸林　基肄城瓦窯跡		基肄城瓦	奈良		松尾禎作著「佐賀県考古大観（続）」
上峰村東部工業団地用地内　埴輪窯跡	平窯	埴輪	古墳	未	
佐賀市久保泉町　神籠池須恵器窯跡	登窯	須恵器	古墳	未	文化財調査報告書第16集「帯隈山神籠石とその周辺」
佐賀市久保泉町　不動滝窯跡	登窯	須恵系陶質土器	平安	未	全右
佐賀市金立町　金立開拓窯跡	登窯	須恵器	古墳	未	
佐賀市金立町　大小野窯跡	登窯	須恵器	古墳	未	
大和町柿園　国分寺瓦窯跡	平窯	国分寺瓦	奈良	昭36年	佐賀県の遺跡
北方町　朝日ダム窯跡	登窯（3基）	須恵器	古墳	未	
北方町大崎　牧古窯跡	登窯	須恵系陶質土器	平安	昭51年	
塩田町馬場下　高月窯跡	登窯	須恵器	古墳	未	佐賀県の遺跡
塩田町久間　光武窯跡	登窯	須恵器	平安	未	全右
塩田町久間　冬野瓦窯跡	登窯	瓦	平安	未	全右

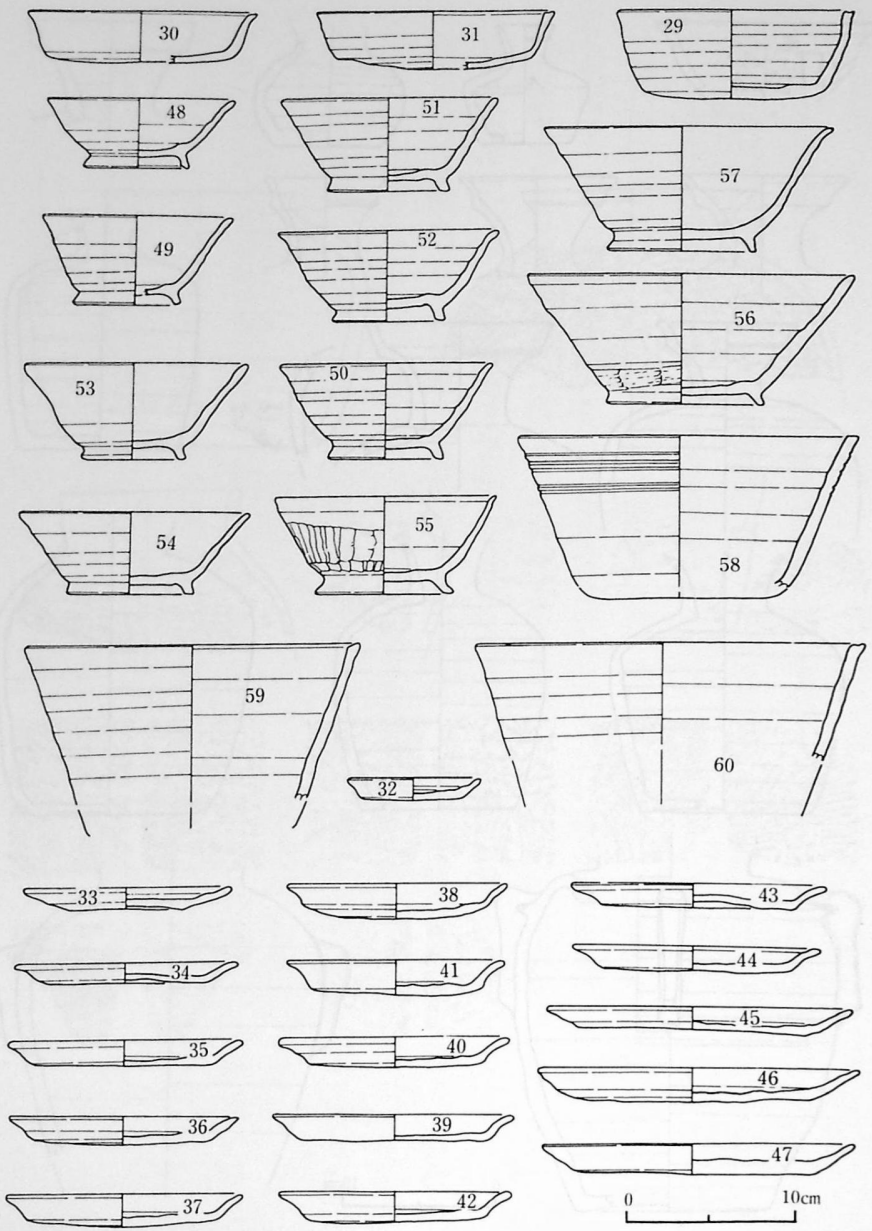

牧古窯跡出土、土器実測図

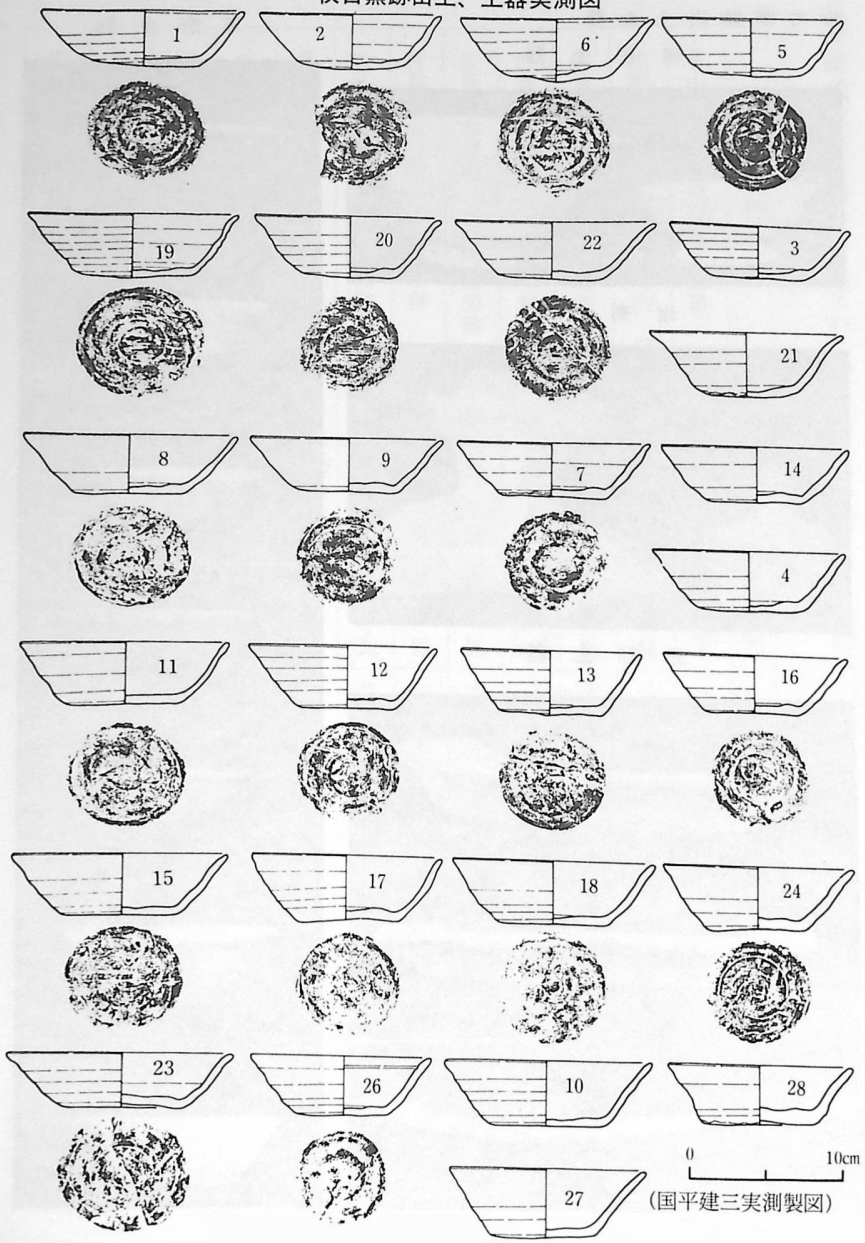

（国平建三実測製図）

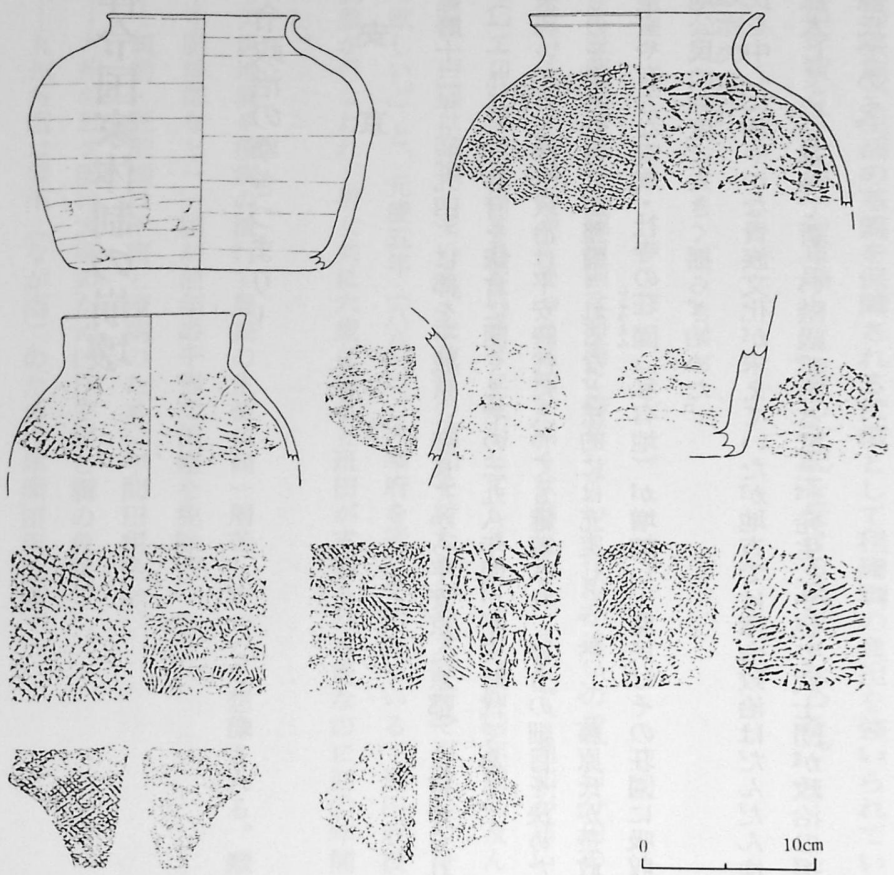
0
10cm

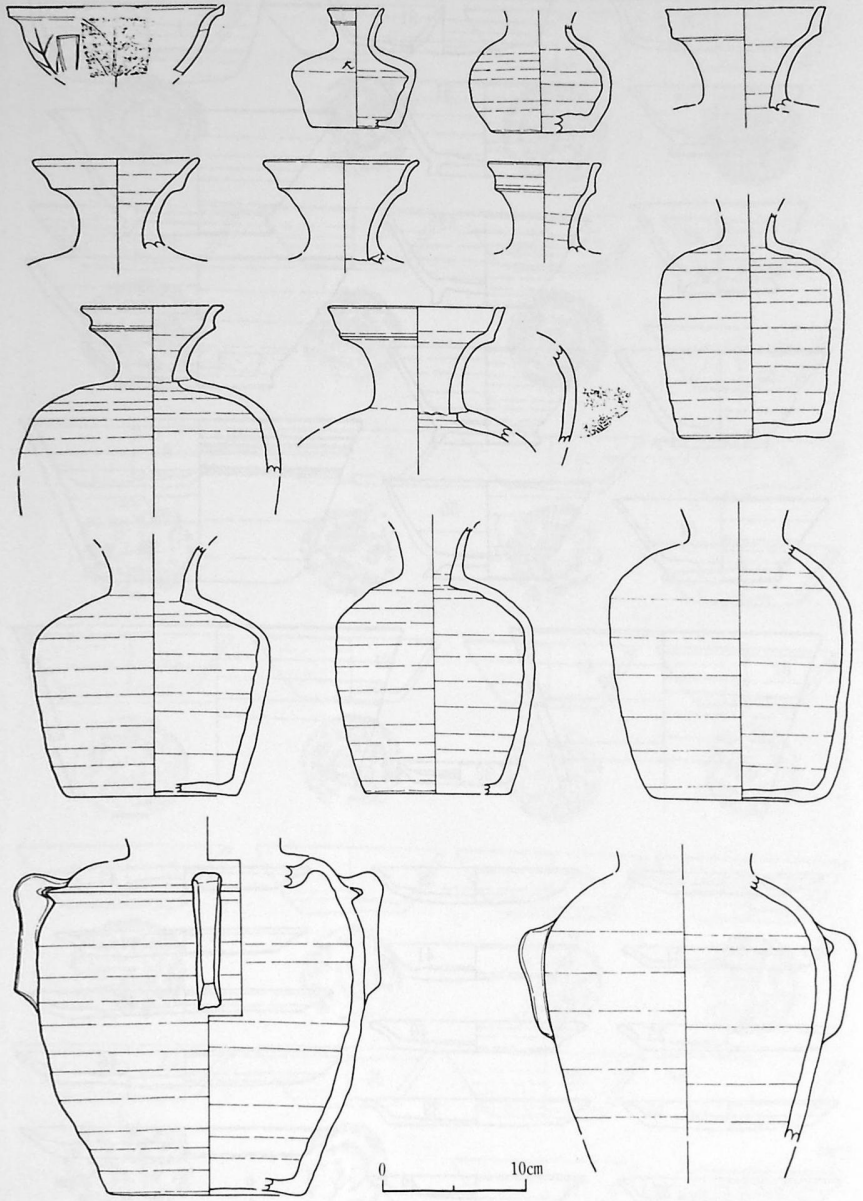
0
10cm

四　律令国家体制の崩壊

～律令政治のゆきづまり～

1　平　安　京

桓武天皇が延暦十三年（七九四）に都を平城京（奈良）から平安京（京都）に定められてから、源頼朝が建久三年（一一九二）に幕府を鎌倉に開くまでの三九八年間が平安時代である。

大化改新以来続いていた律令政治は平安時代に入っても継続され、律令の細目を決めたり、その都度政令で決めたものを集めた格式が整備されるなど法的には充実した。然し、藤原氏が摂政関白となると（八五八年）皇室や有力な貴族・社寺の荘園（私有地）が増加し、農民はその荘園に吸収されるなど律令制による公地公民の制度は大きく揺らぎ始めた。

都では藤原氏を中心に華やかな貴族文化が栄えていたが地方では律令政治はだんだんゆきづまり、荘園がますます拡大していく過程で新しい階級である武士が発生しやがて武士団が政治の担い手となる。それは平氏と源氏である。

班田収授の法の実施で生活の基盤を保障される代償として租庸調の負担を強いられていた農民は荘園の荘官による重い年貢と武士団への貢納との二重の支配を受ける結果となった。

2　地方政治の変化

農民の生活

肥前介であった笠朝臣宗雄は「肥前国は海西に僻在していて行程が遠いので、口分田の班給を大宰府を通じて申し出ているが、数年経ってやっと通知が届く状態である。そこで、通知が届いた時にはすでに国司が変っていて口分田は班給されないままに延引してしまい、すでに四〇年間に及んでいる。そのため調物が欠少し、戸口は減損している。太政官の通知を待たないで大宰府で百姓の口分田を班給してよいようにして欲しい。」と、元慶五年（八八〇）、大宰府を通じて訴えている。班田収授の法では、六年毎に収授へ調整が行なわれ、男女共に六歳になると班田が支給される筈なのに四〇年間も支給されずに放置されていた。

これに加えて天災地異や疫病の流行で農民の生活は尚一層苦しかったと想像される。類聚国史では

七九九年――肥前国など一一国が前年の干害で田租を免除。
八〇六年――筑前・肥前国は干害と疫病のため二年間田租免除。
八一三年――九州の五ケ国は大風のため凶作で租と調の免除。
八一五年――九州各国は霖雨（なが雨）のため三年間田租免除。

八四三年――飢饉のため肥前国など九州三国一島が救済を受ける。
八五八年――九州は大暴風で建物・稲など大被害。

当時の記録によると八世紀末ごろから全国的に調庸の品は粗悪となり、期限も遅延しがちであった。大宰府管内でも百姓が浮浪したり、逃亡したり、役所の正税倉庫の焼失などが起った。これらの事象は農村の疲弊を物語っている。

このように地方政治が乱れてきた原因の一つに役人の怠慢や横暴が考えられる。

荘園の増加にともなって公地公民が減少すると中央への租・庸・調などの税収入も減り、京の役人の収入も不安定となってきた。そこで、京在住の役人の中には国司の収入を目当てに、国司を兼任し、自らは任地に赴任しないで代理者を派遣する傾向となってきた。これを遙任の国司と称する。肥前国司では天安元年（八五七）物部玄泉が兼官の国司のはじめである。一方、現地に赴任した国司は私腹を肥やすために住民から搾取する苛酷な政治を行なった。

三代実録には、肥前国から大宰府への願い出として次のように記されている。

「国司などの役人をやめた者の子孫が党を結んで群居し、百姓の佃粮（食糧）を奪って苦しめ、また百姓に勝手に稲を貸し付けて利益を貪り、公事（役所の仕事）を妨げているので租税収入が不足している。そこで前の役人であっても一般の百姓と同様に公田を耕作させ、もし、それに従わなかったら追放するように大宰府で取り締まって欲しい。」

荘園の増加

大化の改新の政策の一つであった公地公民の制に基づく班田収授の法はその施行後に班田の不足を招来し、不足分は墾田によって補ったが、その墾田も勢力のある貴族や社寺に依存するようになった。そして、遂には三世一身の法（養老七年、七二三）や墾田永世私財の法（天平十五年、七四三）を出して収公規定を破棄して永久私有を公認することになった。この結果、有力者による開墾が急速に進められていった。一方、皇室自身も勅旨田の名目で広大な墾田の獲得に努めた。

荘園の所有者を本所・領家と称した。皇族や有力貴族や大社寺などの、荘園領主である。荘園の管理は荘官が行なった。荘官には中央の貴族や社寺から派遣されたものと在地の有力な土豪が任命されたものと、二つの型があった。開墾や耕作に従事したのは周辺の口分田農民で、口分田耕作のかたわら、賃稼ぎの形で働いていた。その後、荘園内に居住してその耕作に従事するようになり荘民と呼ばれた。

平安時代中期以後は、荘園は不輸租（租税の免除）や不入（公権力介入拒否）の特権を有するようになり、その結果、国家の徴税権や警察権から独立した独立地域となり、荘園内の農民は領主の隷属民として完全に支配されるようになった。

肥前国の荘園　※佐賀県史による

神埼御荘（院御領）、川副荘（最勝寺領）、松浦荘（最勝光院領）、杵島郡中津荘（大宰府観世音寺領）、高来別符（宇佐八幡宮領）、小城大揚荘・赤自荘・杵島大町荘・三養基米多荘（宇佐八幡宮領）佐嘉荘・鳥栖荘（大宰府安楽寺領）、藤津荘（仁和寺領）、その他、杵島荘、長島荘など。

次図にその分布を示す。図中、郷・保は荘園外の公領のことで、郷司、保司が支配した。

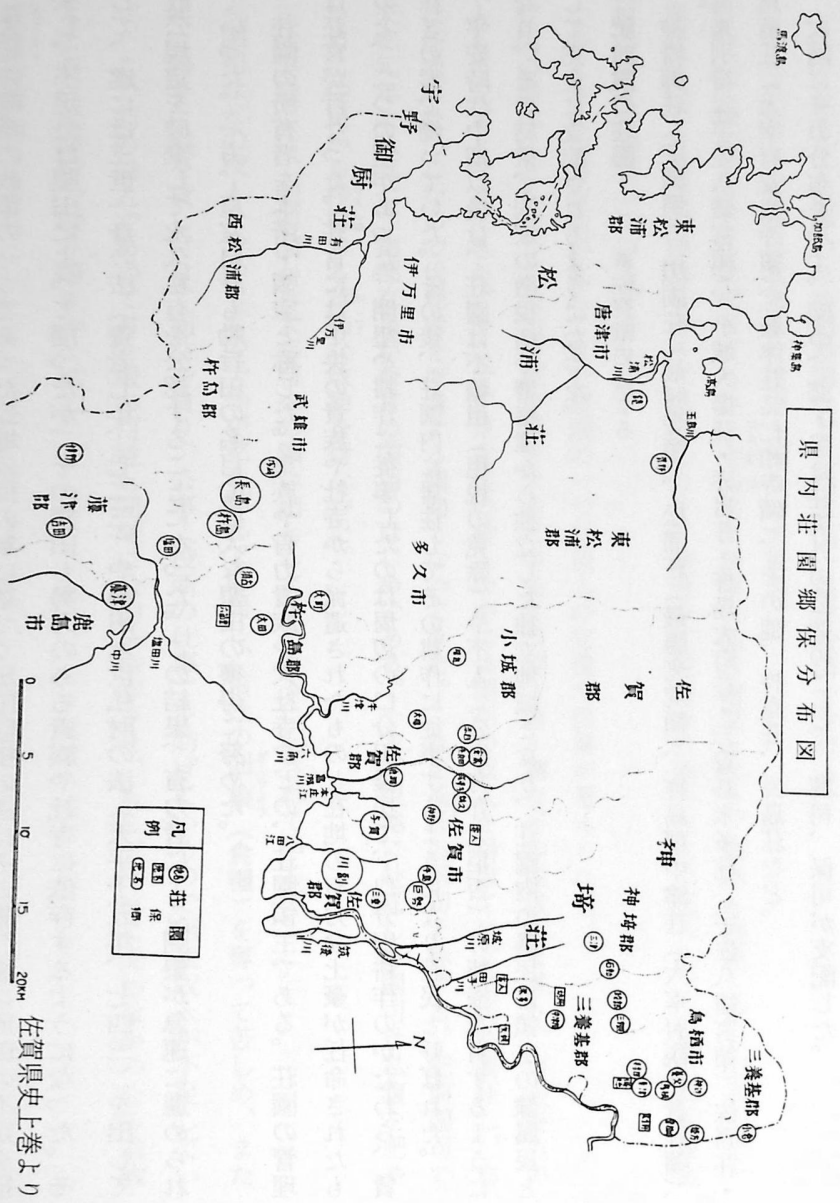

佐賀県史上巻より

長島庄

医王寺の歓喜寺に安置されている薬師如来像の背面に次の造像銘が線刻されている。

「長嶋庄　医王寺
藤原宗明幷藤原氏
橘宗友　幷平氏
承安弐年十月　日　　※承安二年―一一七二年
勧進僧　静覚」

長島の荘として史実に見える最初である。この造像銘から長島荘は一一七二年にはすでに存在していたことは明白である。他に長島荘と関係する記録として、武雄神社古文書(佐賀県史料集成)、二八号の藤原貞門解状(承安二年十二月廿日)に「……当社是御庄第一之鎮守……」、第二九号の僧覚俊解状(安元二年二月)に「僧覚俊解　申請　御庄裁事」と見え、ここでいう御庄は歓喜寺薬師如来像銘の長島庄と同じである。長嶋については前記史料集成の一号の武雄社領四至実検状(天暦五年二月十一日)に

「肥前国杵嶋西郷
　五所社内、武雄宮四至領事
　東限、長嶋大路鎮祭限」

と記される。

以上の史料から長嶋荘が一一七二年に存在したことははっきりしているが、それがいつごろ成立した

かは不明であり、また、平安時代におけるその範囲も明確ではない。しかし、鎌倉時代に入り、嘉禎二年（一二三六）、橘薩摩守公業が長嶋荘の惣地頭として赴任して以後は橘氏の記録である橘中村文書と小鹿島文書などによってある程度は明らかであり、それをもとにして平安時代の長嶋荘の範囲を推定することができる。

正安三年（一三〇一）七月十二日、関東裁許状案（小鹿島文書・肥前国長嶋荘史料・九州荘園史料叢書より）に「……上村則有河上・大崎・大渡以下之村、下村亦有志保江―・牛嶋・中村等之村……」とあって、武雄市川上から大崎・大渡にかけては上村、潮見一帯を下村と長嶋荘を分けて呼んでいる。地頭職についても前記文書などに「長嶋庄上村惣地頭橘……」の用例がある。

小鹿島文書や橘中村文書などに見える地名から考えて長嶋荘の範囲は成立初期の頃は東は永池、大渡勇猛寺付近まで、南は塚崎（墓崎）、志田付近まで西は宇土手、仁和木、高瀬、犬走、現山内町の一部まで、北は皮古（川古）桃川、中山付近までの広い地域に長嶋荘は成立していたのではないかと推定される。

前記文書には北方町内外の地名として、大崎・徳武・久津久・蓑具・永池・葦原・横枕・平倉・津山・勢智名などが見える。

正応五年（一二九二）、河上宮造営用途支配惣田数注文（佐賀県史料集成河上神社文書）によると、長嶋庄は一千五百十七丁と記載され、他の荘園に比してずば抜けた広さである。ちなみに、肥前国内の公

田合計は三千五百四十九丁となっているので、公田面積の約三分の一強の面積も長嶋荘一円で有していたことになる。同文書に記載された長嶋荘の周辺の荘園をあげると、東に隣接する大町庄は七八町、南に隣接する杵島北郷（公田）二五五町、杵島南郷庄五〇〇町、須古庄三一〇町、六箇里保（公田）一二〇町、藤津庄六百町、吉田村（庄園）六十町などとなっている。杵島郡内には公田分として杵島郷、六箇里保が存在するが、藤津郡内には公田分がなくすべて荘園化しているのは注目される。

醫王寺と後藤氏

医王寺所在の歓喜寺にある薬師如来像の後背造像銘に――藤原宗明幷の藤原氏について、武雄市史では、墓崎（つかさき）の地頭後藤宗明であり、「藤原氏」はその夫人の姓としている。後藤氏は本来、藤原姓であったが、任地の肥後と藤原氏のそれぞれから一字をとって後藤氏と名乗るようになったようである。

つぎに造像銘の「橘　宗友幷平氏」について同書では「宗明と宗友は宗という通字を名前に持っていること、などからなんらかの親縁関係にあったことを推測させるのである。……藤原宗明と橘宗友は……安元二年の二文書の奥に署判を加えている別当藤原朝臣、同橘朝臣とそれぞれ同一人物ではないだろうか。」と述べている。とすると藤原朝臣＝後藤宗明＝長嶋荘の別当となる。尚、この薬師像の銘から現在集落名となっている醫王寺が建立されていたことが知られる。

杵島郡と平氏

「歴代鎮西要略」に肥前国住人日向太郎通良が平治元年（一一五九）に乱を起したことを記している。

これを要約すると、日向太郎通良は「源氏の縁を以て」平家に従わなかったので、平清盛は勅令で、平家貞を下向させこれを討伐させた。日向太郎以下七人の首を携えて京に帰った。これで鎮西はすべて平清盛に従うことになった。

「公郷補任」仁安二年（一一六七）の条によると平清盛はそれまでの功によって杵島郡に大功田を与えられている。功田は公田から与えられるので、前記河上神社文書に見える杵島北郷、六箇里保の公田の中からであったろうと考えられる。

以上のことから、平氏と肥前、平氏と杵島郡は無縁の土地ではなかったと言えよう。

武雄神社と北方

武雄神社の創建年代は不明であるが同社最古の文書、武雄社領四至実検状（佐賀県史料集成・第二巻）の年号は「天暦五年（九五一）二月十一日」であるので、この頃にはかなりの規模の神社であったことが知られる。

「肥前国杵嶋西郷
　五所社内、武雄宮四至領事
　東限、長嶋大路鎮祭隈、
　南限、犬飼横尾妙見西太和、
　西限、布留恵野井牟田大溝、
　北限、宮崎登長道、」以下略

右の文書に「五所社」の用語があるが、この例を他の文書で見ると

仁安三年（一一六八）の文書に「五所社是当郡鎮寺、……而於武雄黒髪両所者、其中為第一之霊社、……」とあり、承安二年（一一七二）の文書に「当社是御庄第一之鎮守……」とし、安元二年（一一七六）の文書に「……長嶋御庄第一鎮守武雄社……」とある。之を要するに長嶋荘内に鎮守社として五社あるが武雄神社はその中でも最上格の鎮守社であるとしている。他の四社については当時の文書に前記の黒髪社と安元二年（一一七六）の文書に「御庄鎮守鑒見社……」とある現在の潮見神社があるが他の二社については不明である。

長嶋荘の東部を占める北方町にも当然御荘鎮守が五所社の一つとして存在したと考えられるが、古文書上は不明である。

いずれにしても、北方町の地域の住民も長嶋荘の荘民として、御荘第一の鎮守である武雄神社の尊崇をもなしていたのではないかと考えられる。

五　仏教文化

(一)　民衆の信仰

1　歓喜寺の銅造薬師如来立像

平安時代には、仏像や仏画を造ることが最大の供養で、造仏の作善の善業を積めば極楽往生が果せるという信仰が、我が国の津々浦々まで浸透していった。そして、唐風の文化から脱皮して和風文化が成熟すると、仏像においても貴族たちの現想像をつくりあげていった。これを制作技術の面で大いに貢献したのが仏師定朝である。いわゆる寄木法を考案し、繊細な美感を積み重ね、丸顔に程よい目鼻の配置や体つきの均整をとった仏像の形式であった。中央から遠く離れた佐賀県の場合、仏教美術が中央の影響を強く受けるようになったのは十一世紀頃からで、その花開くのは十二世紀（平安時代末期頃）に到ってからといえる。それは定朝様式をもつ仏像を各地で見ることができ、とりわけ鹿島市能古見にある蓮厳院の半丈六阿弥陀如来坐像や等身の阿弥陀如来坐像や薬師如来坐像の九重蓮華座に坐した像容は、往時貴族たちが好んだ都ぶりのする優作である。



銅造薬師如来

北方町で平安時代末期の仏教美術を偲ぶものとして、医王寺の歓喜寺に伝えられている佐賀県重要文化財に指定された銅造薬師如来立像がある。現在、醫王山歓喜寺の秘仏として祀られている。同寺は寛文年間に創建された曹洞宗の寺院で、本造はかつて醫王寺部落に所在した千軒寺にあったが、火災で焼亡したので本寺に移されたと伝えられている。

薬師像は像高が五七㌢の銅板鎚起しでてきた像で、像容にはいかにも平安時代後晩期らしい典雅なおもむきがうかがえる。

形状は、衲衣は両肩を蔽う通肩にし、左手は臂をゆるく曲げ、腹前で掌を上にして薬壺を軽く握る。右手は臂を曲げて掌を前にして立て、各指先を軽く曲げる。現在両足首を欠いでいるが、形状からして両足を揃えて立っていたであろう。裳裾は地付きまで垂れている。なお頭部の螺髪は粒状である。肉髻朱や白毫相はあらわされていない。

構造は、各部位毎にその形を鎚起しした薄い銅板十三枚を鋲でかしめて留め合せ構成する。すなわち、頭部は前後二材を中央で合せ、前面は三道下で、後頭部は襟際で体部とつなぐ。体部の前面は両肩上方から胸・腹・裳裾まで通して一枚でつくり、頭部が接する頸廻りに丸く孔を穿つ。この一材に左右各袖

の臂外側垂下部を含む両肩部、右袖の下半部、および各袖の臂内側の垂下部をつないでいる。体背面は上背部、下背部、裾部の三材からできており、三段に留め合せている。左右手の各前膊および手首はいずれも銅板一枚を使用し、各指は刻出、掌は鎚起、前膊部は板を管状に曲げて作る。右手の甲から前膊上面部までと、左手の甲部にはそれぞれ別に小銅板を当てる。両手は各袖内に挿し込んで留める。裳裾裏面には両足首鋲留の痕が残っている。銅製の薬壺はその頂から右手甲に釘を通し、その端をそれぞれかしめて留めている。

先にも記したように千軒寺の火災で罹災のためか全身膚荒れが著しく、鍍金、箔押しのあとは認められない。また鋲もゆるみ、破損が目立つ。だが各部位の形を鎚起し、鋲止めで造像した例は珍らしく、九州の平安時代の仏像ではこれがただ一躰あるだけである。

この薬師如来像の背面部には上背部と腰部の上下二段に線刻銘がある。上段は蹴彫風、下段は主に毛彫風で刻み方には相違があるが、書風には共通するものがあり、共に承安二年(一一七二)造像時のものと考えられている。銘は次の通りである。



銅造薬師如来像背部

(上段の銘)

長嶋庄　醫王寺

藤原宗明幷藤原氏

橘宗友幷平氏

承安貳年十月　日

勧進僧静覚

(下段の銘)

僧圓智　僧□原　僧成嚴

本家預所幷下司地頭尼妙蓮春日氏菅原貞房

藤原正明僧□与幷長蔵氏占部永友𠮷原氏

藤原安道藤原安守山公文惣庄内上下諸人

𠮷原延明　字覺善房　字𠮷三公文

字佐助房

なお、本像の脇侍として日光・月光の二菩薩像が伝えられている。いずれもヒノキの一材から蓮台までを丸彫りした彩色像で、像高は日光菩薩が三八・五㌢、月光菩薩三九・五㌢。共に高髻を結い天冠台を刻み、通肩の衣をつける。日光像は左手を屈臂し、右手垂下の姿で、月光像はその逆の形相である。共に矧ぎ足された両手先と持物は失っている。各々の背面に次の刻銘があり、文安二年(一四四五)に脇侍として作られたものと推定され、また醫王寺が存在していたことが知られる。

(日光菩薩像　背面刻銘)

醫王寺

大勧進僧藜翁

薬師講各々倍米也

文安二年乙丑正月廿七日佛師教達

月光菩薩にも同様の刻銘があるが、第二行の「僧」字を欠く。

参考文献

① 城島正祥「肥前歓喜寺の佛像」『史迹と美術』二五の九　昭和三〇年十一月

② 『日本彫刻史基礎資料集成　平安時代　造像銘記篇　第四巻』　中央公論美術出版

2　勇猛寺の倶利迦羅不動碑

不動明王が右手に持つ剣は威力の象徴であるが、それに倶利迦羅竜王がまといつき、剣を呑む姿をしたものを倶利迦羅剣と呼び、そうした姿形のものを不動明王の象徴としてつくられることがあった。これを倶利迦羅不動と称している。

勇猛寺の石碑には倶利迦羅剣の下部左右に不動明王の脇侍としして随侍する矜羯羅童子と制吒迦童子が描かれているところから、まさに倶利迦羅不動とみるべきであろう。倶利迦羅不動について儀軌は「大日如来が変じて憾の字となり、字が変じて剣となり、剣変じて不動明王身となる。明王変じて倶利迦羅大龍となり、忿怒相を現して利剣をまとう」と説いている。したがって、大日如来の使者としての性格をもつようになったが、なお、これによって加持祈禱をおこなえば病気が除かれるといい、また真言行者を守護する徳があるとして尊崇された。勇猛寺に本碑があることは、ここが真言宗の寺院であることを思えば至極当然のことかも知れない。



勇猛寺倶利迦羅不動碑の拓本

本碑は幾多星霜を経ているため、表面が磨滅していて像容に不明な点が多いが、判る範囲で述べてみたい。この碑は勇猛寺の周辺に産出する安山岩の自然石でできている。地上高二〇六センメートル、中央部で巾約九〇センメートル、同厚さ約五〇センメートルを測る。この石の平滑な面いっぱいに倶利迦羅不動を本尊とし、矜羯羅と制吒迦の二童子を脇侍とした図像が描かれている。

さて、倶利迦羅不動の像容の表現は輪郭を細線で陰刻し、像の外側、すなはち竜体・剣・火焔以外の部分を僅かばかり彫り下げ、像の部分が薄く盛り上がるような表現法をとっている。

次に像容を詳細に見ると、石碑中央に三鈷のある柄を下にして剣が垂直に立つ。竜体はその剣身を二重に巻き登り、頭部は剣の切つ先の上方で反転して口を大きく開き、剣を呑み込もうとする通形の姿をとっている。剣に巻きついた竜の背鰭に当る部分は鋸の歯状の突起を連続してあらわし、続く背部は円

弧を幾重にも接続して鱗としている。いっぽう腹部には二条の横線を繰り返し喉元まで刻むとともに、その間には四〜五本の短い従線を入れて腹部の鱗とし、背部のそれとの違いをあらわしている。こうして表現された竜はあるいは反転し、又は左右にうねって宝剣にまといつく様をリアルに描いている。

碑面の上方には頭・顔部が右向きに描かれている。鱗の間から生じた長い頭毛十条は、ゆれ動く焔のように逆立て、眼球は円形に大き目につくる。鼻孔は目の前方、顔面端の「八」字形をした二個の刻点であろう。大きく開いた口は剣を切つ先から呑み込もうとする姿にあらわされている。その凄まじさを強調するごとく喉奥から出た舌は先が二つに裂けてうねり、火焔も吐き、数本の歯と牙、それに髭の生えた下顎は今にもはずれんばかりに大きく開いている。そして、この像では最も高い位置に当る首の上に竜王の象徴ともいうべき火焔宝珠が配してある。この宝珠を得ればすべてが意の如く成就するという。宝珠の下部の竜首に横稿のある帯状の表現は、宝珠の首えの取り付けをあらわしたものであろう。竜王の体からは渦を巻いて燃えさかる火焔があらわされている。

次いで、下方に目を転ずると倶利迦羅不動の左右に脇侍である矜羯羅童子と制吒迦童子が本尊と同様の手法で描かれている。この二体の童子のうち向って右側に彫られた像は持物や形姿から制吒迦童子とみられる。左肩から右脇腹へ天衣をかけ、腰に裳をまとい、左腕上膊には臂釧が見え、左手で金剛棒、振り上げた右手には三鈷杵と覚しきものを執っている。頭髪は肩まで垂らして端を巻き毛に整え、膝にかかる裳の襞は童子の自由な動きを表現している。しっかりと地につけた左足、踵をつけつま先を浮かしている右足、こうした足の配りにはスムーズな重心の移動が感じられ、また一歩前に進もうとする姿

にあらわしている。左足の五本の指の表現も巧みである。本像は斜上方からやや見下す視点にたって描かれており、童子の姿は写実的で優れている。残念なことに顔は磨耗していて面相については記すことができない。

いっぽう向って左側の矜羯羅童子とみられる像であるが、これは竜王の斜後方に立つようにあらわされているために、左体側が一部竜体の陰にかくれる構成である。これも風化磨耗が激しくその姿ははっきりしないが右手を腰に置き、両足を左右に開いて立つ姿のようである。腹前には左肩方向から右脇腹へかけて斜線が走るが、これは天衣をあらわす輪郭線の一部であろう。あるいは矜羯羅童子の持つ連華の枝である可能性もある。



倶利迦羅龍王の石碑

制吒迦童子の側面に平安時代末期の制作を思わせる「仁安三年（一一六八）四月十五日　勧進僧教盤」の刻銘があるが、これは書風の趣きや干支を欠く書式などから後世の追刻とみる人もある。ともあれ、絵画や刀剣の装飾ではまま見受けられる倶利迦羅不動も、この種のように石彫になるときわめて珍らしく、九州では他に例を知らない。木彫のものは大分県国東の小武寺に伝存しており鎌倉時代の制作で勇猛寺像とほぼ同大である。

3 崇判山経塚

経塚の造営

現在判明している町内で出土した経塚の遺品は、崇判山経塚から出土した銅製経筒一口が知られている。時代は平安時代末期のものである。

経塚とは経典を地中に埋納した仏教遺跡で、その造営は平安時代に流行した末法思想に起因している。末法とは仏教では釈尊の入滅後、仏教の流布の期間を正法・像法・末法の三期に分ける考え方で、最後に当る時期のことである。つまり正法の時期は釈迦入滅後千年（または五百年）で仏法が正しくおこなわれる。像法の時期は正法後五百年（または千年）の間で、この時は教法は存在するが信仰は形式に流れ、真の修行は行なわれず、証果の得られないとされた時期。次いで、釈迦の教法は全く地におちて衰亡に向かう時代で、これを末法の世と呼んだ。我が国では、先人の計算では平安時代の永承七年（一〇五二）が末法の初年とされた。

末法の世となり経典の滅亡を恐れた仏教徒たちは、この末法の滅亡期を越えて釈迦入滅後五十六億七千万年後に出世し釈迦の救いにもれた衆生を救うという弥勒菩薩の出現まで経典を残そうと腐心した。その結果、考え出されたのが経典を地下に埋納し保存しようとする経塚造営であった。藤原道長は、寛弘四年（一〇〇七）八月に奈良県金峯山山頂に埋納供養したが、それらの遺品は元禄四年（一六九一）に発堀されている。それは日本における最古の経塚遺品で、円筒経筒の筒身には彼は左大臣正二位の位

にありながら、百日潔斎し自ら妙法蓮華経、阿弥陀経、般若心経、弥勒経など六部十五巻を書写し納めたことを書し、経典のうち妙法蓮華経は釈尊の恩に報い仏の悟りを得るために、阿弥陀経は極楽往生せんがために、弥勒経は弥勒の出生に遇い、その時に道長は極楽浄土から弥勒が竜華樹のもとで衆生を苦海から救済する法会におもむき成仏を受けることを願い、その際にこの埋納した経典が自然に湧き出て皆を喜ばせたい旨を述べている。

経塚はその後全国各地の霊山、聖地を選んで造営されたが、埋納される経典は比叡山の慈覚大師円仁が始めた如法経（清浄に書写した法華経）により、法華経が主流となった。また、これを納める優れた経箱、経筒や各種の副納品が作られていった。経塚造営は平安時代の中頃から江戸時代、一部はそれ以降まで引き継がれている。その目的は弥勒の出世を期して経典を保存し、併せて極楽往生、現世利益も祈願したが、鎌倉時代以降になると出離生死頓證菩提を願ったもの、あるいは逆修を願ったものなど、次第に自身や一族の追善供養が主流を占めるようになった。

経塚の遺構

経塚は多くの場合、寺院や神社の境内またはその周縁の地域にある。寺院は天台、真言系が多く、とくに教義の上からは天台宗と密な関係があり、神社の場合は垂迹思想によるものと考えられる。立地条件は概して高処が選ばれ、形態は地表下に小石室を設け、その上に小丘状の封土を築いている。多久市多久町山崎の山崎経塚からは天治元年（一一二四）銘の経筒が出土したが、経塚は山の中腹に造営されていた。遺構は地表下約九〇㌢の岩盤を径四六㌢×三九㌢の楕円形で深さ約三〇㌢に堀りくぼめ、底に

平石をすえ、経筒を置き、これに甕を伏せて保護し、甕の周囲を木炭で詰め、上部には一〇～三〇㌢大の石約一〇〇個が積まれていた。また天永三年（一一一二）銘の紙本経（観音賢経、法華経、無量義経）を納めていた東松浦郡相知町大野のセセリ谷経塚は、南面する低丘陵上に築かれていて、遺構は地山を堀り、底に盃形の台石を置き、その上に銅経筒を納めた石製外筒をすえ、四囲を石垣にして囲み、外筒のまわりに木炭を詰めていた。

経塚の遺物

経塚からは遺物が発見されている。経塚遺物の主体は写経で、経容器がそれに次ぎ、それに鏡・利器・合子・仏像など種々の副納品が加わる。納められた経典には紙本経のほかにも粘土板に経典を錐（きり）、篦（へら）などで書写して焼き上げた瓦経、銅板の面に経典を鏤刻した銅板経、そのほか礫石経、貝殻経があり、経容器にも銅、鉄、陶、石製品があり、とくに銅製品には工芸品として価値の高いものが多い。

崇判山経塚

崇判山経塚は北方町追分の標高四十四㍍、通称崇判山の台地頂上部に築営されていた。

崇判山は戦国時代末期、松江崇判の山城があった所だといわれ、これを記念して崇判の石碑が建っている。この石碑の位置が経塚が築営された所で、碑の下には今もその遺構が残されているという。

経塚からは銅製経筒一口が出土した。総高二七・一㌢の鋳製、円筒式で、筒の中央に三本、上下端に各二本の節がめぐっている。蓋は宝珠形のつまみのある笠形で、底は台底となっている。経筒が出土した際、筒の中には水が一杯入っていたので棒で中をかきまぜたら紙本の経巻が棒に巻きつき、やがて全

部こわれてしまったといわれている。

この経塚の発掘に関係された真鍋政治郎氏の話によると、経塚は砂岩質の軟かい地山を直径約一㍍、深さ約四十五㌢ほど掘り、その中央部を更に径約二十㌢、深さ約六〇㌢掘って都合上下二段にしてあった。下方の穴には経典を入れた銅製経筒が納められていて周囲には木炭が結まり、上方に饅頭形に加工した石で蓋がされていた。次いで上段の掘り込みには小石が一杯結っており、地表にはそこを中心に囲むようにして径約二㍍ほどに巨石が配されていたという。

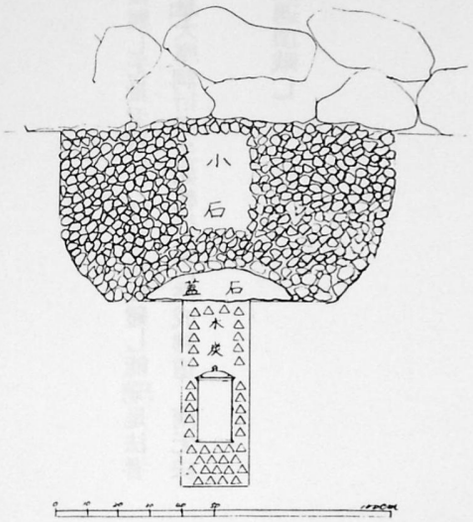

崇判山経塚推定遺構図

佐賀県出土経塚遺物の紀年銘文一覧

1　治暦二年（一〇六六）銅経筒銘
　小城郡小城町岩蔵出土
　（肥前岩倉寺山所出）
　治暦二年二月□日藤原維任僧勢圓

2　嘉保三年（一〇九六）銅経筒銘
　杵島郡大町町大町出土


崇判山経塚経筒

奉書寫供養　　助成僧明元
法華如法経　　同助成僧頼萬
嘉保三年八月廿七日　　結縁僧良鎭
助成僧長與
勧進僧安増　童子延壽
僧　永暹　鑄師僧永源
尼妙入尼善妙
助成僧良明
助成僧長能

3　天永三年（一一一二）紙本経奥書
東松浦郡相知町大野出土
諸佛興出世　懸遠値遇難　正使出于世　説是法復難し无量无数劫　聞是法亦難し能聽是法者
斯人亦復難し南无難値遇　妙法蓮華經妙法蓮華經是大摩訶衍衆生如教行し自然成佛道　南无決
定値遇弥勒慈尊し
若但書寫是人命終當生忉利天上　南无生生世世値遇頂戴し
右始自天永三年十一月十六日正月酉未時許書寫畢
佛弟子執筆僧永厳又僧奕尊

4　天治元年（一一二四）銅経筒銘
多久市多久町山崎出土
天治元年十月一日　　橘国末幷淚嶋氏

5　康治元年（一一四二）銅経筒銘
神埼郡東脊振村出土（脊振山一号経筒）
鎮西肥前州背振山如法　書寫妙法蓮華經十二部内
□權現大行事し天等　東西満山護法聖衆
□為一花一禮諸大　法主現世安隠後世幷也
康治元年歳次壬戌十一月　十六日甲辰　供養畢
大勧進僧増忍

6　康治元年（一一四二）銅経筒銘
神埼郡東脊振村出土　（脊振山二号経筒）
□西肥前國背振山　如法書寫法花經十二部内
大悲三所權現□　无子諸善□□无子
大□大行事し護法　東西満山聖衆
□□二類　先正□滅迺等□□道し
□□實厳慈父　悲母□□
康治元年歳次壬戌十一月　十六日甲辰　供養畢

7

康治元年（一一四二）銅経筒銘

神埼郡東脊振村出土　（脊振山二号経筒）

鎮西肥前州背振山　如法書寫法花經十二部内

□三所權現□　東西満山護法□

□

8

康治元年（一一四二）銅経筒

神埼郡東脊振村出土　（脊振山四号経筒）

鎮西肥前州脊振山　□妙法蓮華經十二部内

□西満山護法聖衆

□徳道也

康治□　□供養畢

大勧進僧増忍

9

康治元年（一一四二）銅経筒

神埼郡東脊振村出土　（脊振山五号経筒）

鎮西肥前國脊振山　如法書寫止観經一部

大□三所權現大行事し天尊　東西満山護法聖衆

右志者為大勧進僧増忍　師長尺母及至六道四生

三而丁四趣郡類併成佛　得道也

康治元年歳次壬戌十一月　十六日供養畢

大勧進僧増忍

10

康治元年（一一四二）銅経筒銘

神埼郡東脊振村出土　（脊振山六号経筒）

鎮西肥前國背振山　如法書寫止観經一部

大悲三所權現大行事し天尊　東西満山護法聖衆

右志者為大勧進僧増忍　師長父母及至六道四先

三悪四趣郡類併成佛　得道也

康治元年歳次壬戌十一月　十六日供養畢

大勧進僧増忍

11

康治元年（一一四二）銅経筒銘

神埼郡東脊村出土　（脊振山七号経筒）

鎮西肥前國背振山　如法書寫法花經十二部内

守護者

大悲三所權現龍□樹士　□善□帝王八所王子

大慈大行事し護法　□貫□時東權現

東西満山護法伽藍監神□　大率□時冥□處

右意趣非他□□偏　為上求井（井カ）下化衆生也
康治元年（歳次壬戌）十一月　十六日□供養畢
大勧進僧増忍

4　奈良・平安時代の墳墓

古墳を築いて死者を葬るための古墳築造は六世紀後半頃から増加をしめしたが、これも七世紀前半頃から衰えを見せはじめ、奈良時代（八世紀）に入ると姿を消してしまった。それに対し火葬墓が出現するようになるが、それは火葬という仏教文化の影響を受けた葬制がとり入れられたからだと考えられる。

奈良時代以降の墓は、一般に墳墓と呼んでおり、それには火葬墓と土葬とがある。だが、県内での古代墳墓の調査例は火葬墓の稲佐墳墓一例のみで、その様態は不明な点が多い。今日までに判明している奈良・平安時代の火葬墓についてみると、墳墓の立地は主に丘陵尾根上に多くが占地しているようである。中原町山田火葬墳墓は、綾部川の谷口近い標高一五〇㍍位の南向きの眺望のよい台地上にあり、大和町小隈火葬墳墓は小隈山西北麓、標高五〇㍍位のところにあった。また、鳥栖市麓笛吹火葬墳墓も脊振山塊から筑後川流域の平野に向って延びる低丘陵の標高約七〇㍍付近の南斜面に築かれていて、それぞれの墳墓には火葬骨の入った須恵質の骨蔵器が納められていた。そのほかの例を見ても墳墓は南斜面に占地している場合が多いようである。墳墓には地表上にどのような標識があったかについては、その大多数が開墾などの偶然の機会に発見されているので、この点についてもよく判っていない。だが、平

安時代の墳墓で、北方町に近い位置にある有明町辺田の稲佐墳墓は調査されて状況が比較的によく判っているのでここに紹介する。

稲佐墳墓は、もとは径四㍍位、高さ一㍍位の盛り土が地表上にあったのではないかともいわれ、もとの地面を畳一枚敷きよりも少し広いくらいに約三〇㌢程掘り下げて、そこに屍体を置いて火葬した。焼骨は骨蔵器に入れ、火葬のために炭と灰が厚さ三〇㌢程に充満した墓壙上部の北西隅に近い位置に安置し、先に記したように土を盛ったものであった。

被葬者については、墓誌等、身分や氏名をあらわすものの発見がないのでいかなる人か、あるいはどのような階層の人であるかは明らかではない。だが、全国的な例から見て、火葬が高僧、官人、豪族層でおこなわれていることからすれば、地方でもそういう階級層のものであったであろう。稲佐墳墓周辺には箱式石棺や横穴式石室の古墳群があり、古墳時代中期末頃（五世紀末）から平安時代初期頃（九世紀）までの氏族代々の墓地ではなかったかと考えられているところである。

なお北方町では、大崎字西宮裾から平安時代のものである須恵質長胴壺の骨蔵器が発見されている。

奈良・平安時代墳墓地名一覧

所在地	埋葬状況	骨蔵器	納入品	時代
三養基郡上峰村堤字切通四本谷	石室	須恵質と土師質	焼骨	奈良
〃　北茂安町白壁字白石	不明	須恵器長胴壺		平安
〃　中原町蓑原字山田	〃	須恵質短頸壺		奈良
〃　基山町宮浦字宮脇	〃	不明		

鳥栖市麓町立石字笛吹山	〃	須恵質長胴壺	焼骨	平安
〃 麓町山浦字道庵山	〃	〃	焼骨	平安
〃	〃	〃		平安
神埼郡東脊振村西石動一本杉山	〃	石室		平安
〃 石動字西石動	〃	不明		奈良
〃	〃	〃		〃
佐賀郡大和町川上字小隈	〃	墓壙、上・下石	土師質短頸壺	平安
〃	〃	〃	〃	〃
小城郡小城町栗原字峰八二四	〃	墓壙	須恵器長胴壺	平安
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃 三日月町織島字東分鞍投	〃	不明	須恵質	奈良
〃 西分	〃	墓壙	不明	〃
杵島郡有明町辺田字稲佐	〃	〃（火葬場）	須恵器壺	奈良
〃 北方町大崎字西宮裾	〃	不明	須恵質広口壺	平安
藤津郡太良町字中峰	〃	墓壙	須恵器長胴壺	平安
鹿島市能古見町山浦字水梨二九二五	〃		須恵質壺	平安
〃	〃		須恵質四耳壺	平安
唐津市半田字桜崎	〃	墓壙	須恵器短頸壺	奈良
〃	〃	〃	〃	平安
〃	〃	〃	〃	平安
〃 鏡字山添	〃	不明	焼骨	平安

『仏教考古学講座　第七巻　墳墓』九州墳墓地名一覧表から

5　高野寺の石造三重塔

石南花寺（しゃくなげ）として有名な高野寺は、鎌倉時代から室町時代までの間に造立された石塔類を境内に多く残しており、また、本寺開闢については弘法大師、造仏については行基菩薩の伝説をもった真言宗の古刹である。

この石造三重塔は、本堂裏手の山に営まれたつつじ園の中段に建っている。現在は、三重目の屋根とその上にのる相輪が失なわれ、また、二重目の軸石は別材が転用されていて完全な形でないのが惜まれる。材は凝灰岩で地上からの高さは一五二㌢。

層塔の各部についてみてみると、基礎は四角盤の形をしており、上面には最初の軸部の枘を受ける方形の枘穴が穿たれている。この基礎石の側面の一つに

永仁三年乙未潤二月三日
藤原有（カ）□

と造立者とその紀年銘が二行にわたって彫刻されている。次に、軸部は立方体状で上面は初層の屋根石に、底面は基礎部



高野寺の石造三重塔

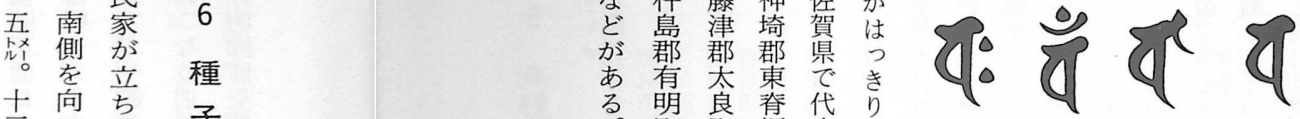

にはめ込む短頸の柄を造り出し、初層の軸石には四つの側面のそれぞれに径一九㌢の月輪を描き、その中に刷毛書き書体と彫りの深い薬研彫りした四門の種子の内　東方発心門の「𑖪（バ）」、南方修行門「𑖪（バー）」、西方菩提門「𑖪（バン）」、北方涅槃門「𑖪（バク）」の四文字が配されている。軒先は両端に向うにしたがいゆるやかに反っている。

先に記したように、本塔の二重目の軸石は後世になって他の石塔の部材を転用したため重心が上方にきて不安定に見えるが、本来、基礎石から第一重の屋根までに感じられるように大きく厚くつくられていて安定感があり、完備していれば堂々たる中に美しさを感じさせる塔であったと推定される。

本塔は完全な形は失せているが、鎌倉時代の永仁三年（一二九五）という造立の年代がはっきりしており、またこの種の石造物としては県内でも数少ない遺品の一つで、貴重である。

佐賀県で代表的なものを挙げると、

○神埼郡東脊振村修学院石造三重塔　（建治二年）
○藤津郡太良町竹崎観世音寺石造三重塔二基（鎌倉時代）
○杵島郡有明町田野上福泉寺石造三重塔　（鎌倉時代）

などがある。

6　種子十三仏　（北方町大崎字大副）

民家が立ち混む大副集落の西方崖面に刻まれている。南側を向いた砂岩の断層面で、高さ約四㍍、巾約四・五㍍。十三仏の一尊一尊の種子の彫りはていねいで、それを月輪（がちりん）で囲み、四〇～四五㌢の間隔で三段に並べている。崖面中央部最上段の位置に𑖪（タラーク）一尊のみを配し、中段には向って右が𑖪（ウーン）、左が𑖪（バン）の二尊、下段には右か左へ𑖪（ウーン）・𑖪（バク）・𑖪（サ）・𑖪（キリーク）・𑖪（サク）・𑖪（カ）・𑖪（アン）・𑖪（ユ）・𑖪（バイ）・𑖪（マン）の以上十仏、すべて合せて十三仏である。以上を図示すると下の配置図通りである。

十三仏とは、死後七日毎の法要並びに年忌法要に際して本尊とされる仏・菩薩・明王である十三の仏の総称である。これを順に示すと、初七日　不動明王（カーン）、二七日（ふたなのか）　釈迦如来（バク）、三七日（みなのか）　文珠菩薩（マン）、四七日（よなのか）　普賢菩薩（アン）、五七日（いつなのか）　地蔵菩薩（カ）、六七日（むなのか）　弥勒菩薩（ユ）、七七日（しちなのか）　薬師如来（バイ）、

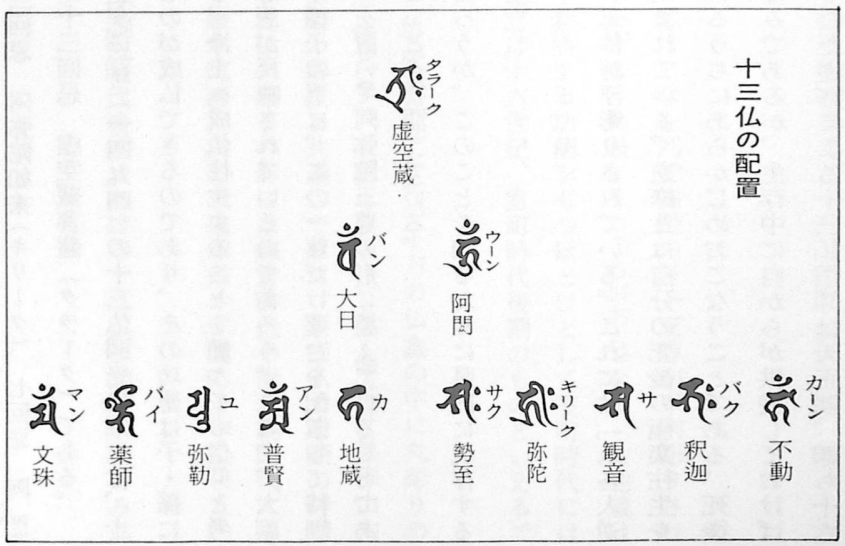

百ケ日　観世音菩薩（サ）、一周忌　勢至菩薩（サク）、三回忌　阿弥陀如来（キリーク）、七回忌　阿閦（しゅく）如来（ウーン）、十三回忌　金剛界大日如来（バン）、三十三回忌　虚空蔵菩薩（タラーク）である。

十三仏を造仏し供養することについて、『天陰語録』明応三年（一四九四）の十三仏開光の条には、十三仏を造仏することは先霊ばかりではなく、すべてのものが成仏できるのであり、その功徳は子・孫にまであらわれるとしている。したがって十三仏を造仏し、浄土へ成仏往生することを願っての信仰と考えられ、これは浄土教によって説かれた阿弥陀浄土の思想が反映されているのであろう。そこで、大副の十三仏中、下段の月輪に囲まれた（キリーク）（阿弥陀如来）の種子の下に、この一尊だけ蓮台を配置して特別扱いにし、向って右に（サ）（観世音）を、左に（サク）（勢至）を置いて阿弥陀三尊の形に整えていることである。このことは九品浄土への往生を願っての信仰であることを物語っている。

ところで大副の十三仏供養はいつ頃おこなわれたのだろうか。このことを知るために県内に現存する十三仏碑などと比較検討してみたい。

山内町宮野瑞応寺前　十三仏板碑

板碑正面に上段に一尊、その下に三尊並列で四段の十三仏が浮彫りされている。これには「為各人逆修善根　天正十四年二月廿九日」と造立の趣旨と年が刻まれている。逆修とは自分の死後の極楽往生を願って、一般に死後におこなう追善供養をまだ生きているうちにあらかじめおこなうことである。死後におこなう追善供養では亡者は功徳の七分の一を得るのみであるが、生存中に自からが供養しておけばその功徳は全部得ることができるというのである。こうした逆修による十三仏信仰は天正期、即ち十六

世紀後半頃、実さいに行なわれていたことをこれで知り得るのである。

次に、

厳木町平之字岩詰　六地蔵十三仏塔

この塔には六地蔵とともに、竿石の最上部に一尊と、他は三尊並列で四段の計十三尊が半肉彫りされている。この塔は無銘であるが、先の宮野の十三仏の彫像技法と共通するところがある。なお、六地蔵は十六世紀になって盛んに造立されており、迷界の衆生を救済する功徳をもつほとけとして室町時代には庶民信仰の主流をなしたのである。したがって本塔の建立は十六世紀、室町時代後期のものといえるであろう。

そのほか、時代を推定させるものとしては大副の十三仏が刻まれたその下方の仏龕の中に丸彫りの閻魔王とみられる十王像が納められていて、十三仏と一体となって祀られている。像は杵島郡山内町宮野にある天正十年（一五八二）に造立された閻魔王像の彫技と共通しており、十三仏の彫顕の時期がその頃のものであろうことを示唆している。なお、十三仏の種子の形には鎌倉時代や南北朝時代にみる雄渾さはすでになく、大永六年（一五二六）銘がある厳木町浦川内の宝篋印塔や、明応十年（一五〇一）銘三田川町箱川明雲寺の六地蔵塔の種子に似かよっている。

こうしてみて来ると、大副の十三仏は十六世紀、即ち室町時代後期における十三仏信仰の所産とみることができよう。

7 十三塚

なお十三仏信仰の遺跡として志久掛橋の十三塚がある。ここには十三基の板碑が約三、五㍍間隔で一列に並び建っている。これには無実の貧窮浪人父子を盗みの罪で死に至らしめた役人十三名を処刑し埋めた塚であるとの伝承が一般にあるが、『丹邱邑誌』にも見えるように十三仏信仰の所産と考えたがよい。十三基の内、七基は板碑の形式からみて室町時代後期に建立されており、他の六基は後世のものである。

最初に建立された七基について、西から東へと並ぶ板碑を順を追ってみると、カ（地蔵）・ア（普賢）・サ（観音）・サク（勢至）・カーン（不動）・ウン（阿閦）の種子が刻まれている。これは、順序は混乱しているが先の十三仏中の七仏に該当するのである。多分、建立頭初は十三基が皆揃っていたであろう。それがやがて失なわれたため、その欠を補って新たに六基が建立されたものと考えられる。

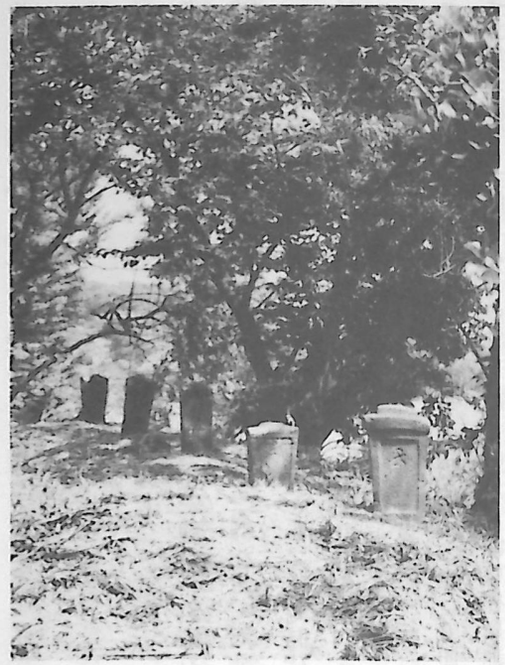

十三塚

8 地蔵信仰

地蔵菩薩は、がんらいインドにおいてバラモン教の大地の神として信仰されていたもので、それを仏教にとり入れたのである。日本に伝えられると、やがて末法思想と結びついて釈尊の入滅後、弥勒仏が出世するまでの間、無仏の世界に住んで六道の衆生を救うものと信じられ、とくに民衆の間に圧倒的に多く信仰されていった。

地蔵菩薩の形相は、頭をまるめ法衣を着た僧形で、左手に宝珠をささげ、右手で錫杖を執るものが一番多い。錫杖はがんらい仏家において托鉢のために用いられたものであるが、これを地蔵に持たせたのは、六道を隈なく行脚して大衆の苦しみを見い出し、救済するために常に巡行しているという地蔵菩薩の性格を強調したためであろう。

佐賀県下における地蔵菩薩の信仰は、県下にはじめて寺院が建立された奈良時代に入ってからのことであろうが、その頃のことは資料がないので残念ながらわからない。だが、平安時代の末期（十二世紀）頃になると地蔵信仰を物語る地蔵像が知られる。それは木造地蔵菩薩立像で、塩田町常在寺に伝来していて、桧材を使い、頭部と体部を一材で彫り出しており、撫で肩で胸から腹にかけてゆるやかな起伏をもたせ、柔和さが目だつ穏やかな姿である。

鎌倉時代になると太良町竹崎観世音寺の木造地蔵菩薩坐像があり、北方町に近い所では小城町圓明寺の木造地蔵菩薩半跏像や、同町岩蔵寺の大般若経に描かれた地蔵菩薩像がある。圓明寺の地蔵像は、鎌

倉時代末に千葉胤貞が小城千葉氏の祖と仰ぐ常胤をはじめ一族の供養のため都の仏師につくらせ安置したもので、秀麗な面だち、堂々とした体格、正確な衣文の表現など作者の優れた技倆が見てとれる作品で、佐賀県重要文化財に指定されている。いっぽう大般若経の表紙に角筆で描かれた地蔵像は、円形頭光を負い錫杖を右肩にあて、右斜めに向き、六道能化のために歩く姿である。鎌倉期にはそうした諸像があり、この信仰がうかがわれる。

南北朝時代から室町時代前期頃には、小城町三間寺圓通寺や大和町高城寺の木造地蔵像のほか、板状の自然石に線刻または半肉彫りの地蔵像が造立された。大町町福母の自然石板碑に刻まれた地蔵像は右手で錫杖を執り、左手は腹前に上げて宝珠を捧じて坐った通形のもので、造立者は亡者の追善供養のため、あるいは現世の安穏や後生安楽のために造立したのであろう。この時期の地蔵像が描かれた板碑の所在地は次の表の通りで、その分布の広がりから見ても地蔵信仰の隆盛をうかがうことができる。

地蔵像が描かれた板碑の地名表

西暦	紀年	所在地	
一三七三	応安六年	大町町大字福母字中島	
	右と同時期（無銘）	白石町	法泉寺境内
〃		〃	〃
一三九一	明徳二年	有明町	安福寺境内
一三九八	応永五年	北茂安町大字千栗	大師堂
		基山町小倉伊勢前	

一四一三	応永二十年	浜玉町大字谷口	
一四二二	応永二十九年	塩田町大字下野辺田	筒井氏蔵
一四二四	応永三十一年	北茂安町中津隈	
一三九五	応永	北茂安町西尾観音堂	
～一四二九			
	右と同時期（無銘）	北茂安町西尾	
	〃	北茂安町大塚	

そして室町時代後期になると石造六地蔵がおびただしく造立された。それは、苦海に沈む苦の衆生を救済するという六地蔵菩薩を、地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上の六ツの世界即ち六道に配し、各界の衆生を救済するという六道能化の信仰に基づいている。石造六地蔵は二本継きの竿石の上に中台をのせ、その上に六体の地蔵を半肉彫りしてめぐらした尊体を安置し、宝珠のついた屋根形の笠石をのせた形式の石幢である。

六地蔵の形について『覚禅抄』は次のように示している。

一、地獄　大定智悲地蔵　左手宝珠　右手錫杖
二、餓鬼　大徳清浄地蔵　左手宝珠　右手与願印
三、畜生　大光明地蔵　左手宝珠　右手如意
四、修羅　清浄無垢地蔵　左手宝珠　右手梵篋
五、人道　大清浄地蔵　左手宝珠　右手施無畏
六、天道　大堅固地蔵　左手宝珠　右手経冊

県下の六地蔵では、文明十六年（一四八四）の佐賀市嘉瀬町荻野のものが初現であるが、北方町では勇猛寺境内の文亀三年（一五〇三）のものを最古として、以降十六世紀代には十七基の六地蔵石幢が建立され、地蔵信仰の全盛時代であったことを物語っている。

これらの六地蔵は道端や辻、墓地、寺院の入り口などに安置されているが、造立趣旨は銘文で見る限りにおいては預修・逆修・為菩提を目的とするものであったことが知られる。しかも亡者が六道輪廻の苦海に呻吟しているのを現存者の供養によって救済しようと企てたのにほかならない。この時代は明日をも知れぬ動乱の時代であり、社会不安の世相の中に生きた人々の地蔵に寄せる信仰はもっとせつなるものがあったであろう。

この六地蔵は地蔵信仰の資料としての価値のみでなく、その構造美は石造工芸品としての価値も高い。



稲主神社下の六地蔵（永禄十三年の銘あり）

北方町六地蔵分布図



北方町六地蔵所在地名表

地図番号	所在地
1～3	杉岳大聖寺入口及び境内
4	北方八幡社下
5	馬神観音堂境内
6	稲主神社下
7	永禄十三年（一五七〇）在銘 十三塚登口
8	十三塚地蔵堂境内
9	永禄十三年（一五七〇）在銘 追分観音堂境内
10	永禄十三年（一五七〇）在銘 医王寺　歓喜寺下
11	医王寺猿川崎
12	永禄三年　（一五六〇）在銘 医王寺折尾
13	芦原堂の元
14	椛島　新ケ江祇園土居
15～16	勇猛寺境内
17	文亀三年　（一五〇三） 永池溜池堤塘東下 天文三年（一五三四）在銘

中世



南北朝時代争乱の舞台となった北方町西方を望む



大副種子十三仏の部分図



同上下部の仏龕内にある閻魔王

中世



南北朝時代争乱の舞台となった北方町西方を望む



大副種子十三仏の部分図



同上下部の仏龕内にある閻魔王

一　平安時代末期

(一)　平氏の滅亡と郷土

平氏は、正盛・忠盛の二代に東の源氏に対し、西の平氏として発展し、保元平治の乱を経て、源義朝は滅び、平清盛は政権掌握の道に進んだ。

平清盛は保元三年（一一五八）八月、大宰大弐となり、永暦元年（一一六〇）十二月末まで二年数ヶ月在任、しかし現地には赴任していない。任期中に平治の乱があり、また九州では日向太郎通良の反乱があった。

1　日向太郎通良の乱

平治元年（一一五九）、肥前の地に日向太郎通良の乱が発生している。この事件は源平盛衰記と、百錬抄（鎌倉後期の史書）に誌されている。

通良の事に就いては武雄市史に於て既に検討され、当地方のかかわりが示されている。後藤家古文書、藤原太子（オオイコ）という人の、杵嶋北郷大町宮御領福面村田畠について裁定を得たいという文書に「……件の田

畠に於ては本公験等去る仁平二年（一一五二）五月二十七日買得の後、領掌せしむるの間、親父故執印通良不慮の外、死去せしめ畢んぬ。其後、本の如く沙汰致すべきの処、或は恐を成し、或は悲しみを致すの間、此の沙汰を忘れ、年序を送る所也……」とあり、又武雄神社文書に「……長嶋庄地頭日向太郎入道当社を以て、長嶋内と号し質人四人を押取る由のこと……」と通良と親縁関係の者を記す関東御教書がある。又嬉野白石系図でも通良を当地とのかかわりにしるしている。小浜・綾部・西郷・白石氏など一族であり、肥前東部から島原半島にかけて、有明海沿岸を占めていたようである。源氏の側に立っての行動とも思えないが、神埼の荘など対宋貿易に関しての中央に対する反発なども考えられるようである。

朝廷は、この乱の鎮圧を清盛に命じた。清盛は家人筑後守家貞を派遣することとし、家貞大宰府に下向、筑後の兵を率いて合戦、永暦元年（一一六〇）四月通良以下を誅したとある。「通良が城に押寄せて度々合戦に及ぶ城も究竟（くっきょう）の城なり」（源平盛衰記）とあるが、どこか明確ではない。

凱旋の行列を迎え、五月十五日、後白河上皇は鳥羽殿で通良らの首と、家貞等将兵をご覧になっている。

通良の処刑後、その遺児は武雄神社や後藤氏の庇護を受け、推ばんを受けて鎌倉の御家人となったとあり、後記白石五郎通益に発するとされる宇礼志野白石氏の所領のうちに、長島荘のうち小野原名・久津具村をしるすものもある。

通良とともに討たれたものとして、その子日向太郎通秀・次郎親長・三郎親秀、生存に、綾部四郎太夫通俊と白石五郎通益をしるす系図も見られる。

嬉野白石系図通良の続柄について二通あり、次のように記載されている。（武雄市史）（中原町史）

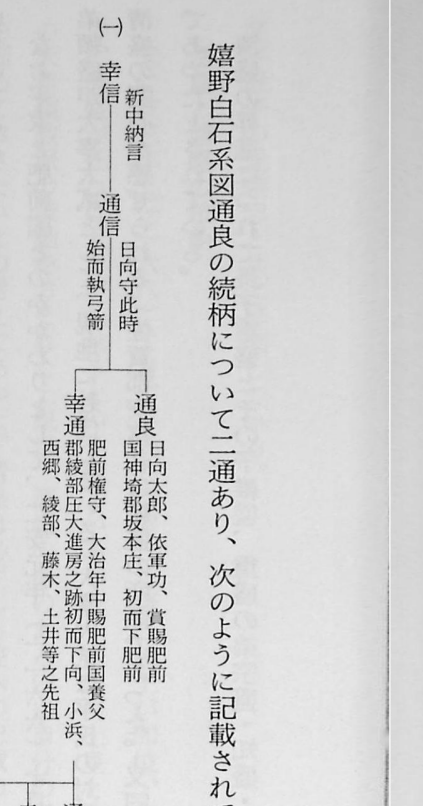

平氏は追討の功により清盛・教盛昇進。特に清盛は二階級特進の正三位。その後の栄進次の通り。

○永暦元年（一一六〇）八月、清盛、武士では初めて参議となる。

○応保元年（一一六一）九月、平滋子（後白河妃、清盛室時子の妹）憲仁親王（後の高倉天皇）を生む。

○長寛二年（一一六四）八月、崇徳上皇讃岐に没す。九月平氏一族法華経を書写し厳島神社に奉納す。

○永万元年（一一六五）六月、二条天皇譲位、七月六条天皇即位、二条上皇没。
○仁安元年（一一六六）七月、清盛の女婿藤原基実没し、遺領を平家支配する。十一月清盛内大臣となる。
○仁安二年（一一六七）二月、清盛太政大臣となる。五月太政大臣を罷める（重病）。

2　清盛と大功田

同年八月、国家に特別の功労あったものとして、播磨国印南野、肥後国八代郡南郷などと共に、杵島郡に大功田を賜っている。永く伝世の賜となすべきものであって、藤原氏の鎌足と仲麻呂に百町の先例がある。杵島郡のどこであったか、又その経営と経過も不明である。武雄市史に、清盛が造進した蓮華王院の荘園長島荘との関連をも示されているが、根拠とするに足る史料なしとされている。杵島山をめぐる平家伝承にも、直接清盛に結びつくものはないようであるが、平家滅亡までの十八年、考えて見たいものである。

なお平家と肥前国とのかかわりとして、仁安元年（一一六六）十月から、同三年十一月まで、清盛の弟頼盛が大宰大貳として、現地に赴任している。大宰大貳は平氏の対宋貿易にもかかせない役務であり、清盛の関心が感ぜられる。佐賀郡安富荘は頼盛の所領であった。又同郡加世庄は、頼盛の兄教盛の所領であったとされている。

清盛の昇進につれて長子重盛とその子維盛、重盛の弟宗盛・知盛・重衡、清盛の弟経盛・教盛・頼盛、

又平滋子の兄時忠と共に昇進している。

法皇と清盛の抗争

又仁安三年（一一六八）二月、平氏の待望した憲仁親王が即位、高倉天皇である。清盛はその頃重病で、清盛が死ねば天下が乱れるという観方があった。後白河上皇と政権を争っていた二条天皇の時からの天皇親政派の策動をおそれた上皇は、清盛の命のある内に自分の子憲仁親王を即位させ、上皇の地位を固めておきたいとの考えであった。清盛は必ずしも院への忠誠のみではなかった。

承安元年（一一七一）十二月、清盛の女徳子入内。後白河法皇の養女となり、高倉天皇の後宮に入った。治承二年（一一七八）徳子に皇子、のちの安徳天皇の生誕があった。

しかしその前年に平家討伐の陰謀、鹿ヶ谷事件が起きている。

二条天皇の頃から、清盛の本心は天皇親政派に近かったようで、天皇の在世中も朝夕の伺候をしていた。

高倉天皇は、平家一門との血縁があり、専制君主後白河法皇は、平氏に警戒心をいだき、反発をはじめている。

まづ官位に於て清盛側を押え、殊更に法皇の近臣をつけている。

ついで寺院大衆の強訴の防御に平氏を利用大衆との対立を深めようとした。平氏は再々回避したが、安元三年（八月改元治承元年）（一一七七）五月法皇の口説きに比叡山攻めを承諾させられた。その時東山鹿ヶ谷で反平氏を謀議した鹿ヶ谷事件が発覚した。

法皇ならびにその側近と平氏一門の対立は切迫していた。平家一門の急速な進出によって、公卿或は受領の地位を奪われてしまった貴族たちが、直接の原因をなしている。

法皇の側近、西光法師と藤原成親が逮捕され、謀議参加の人々も明らかになった。西光はその日のうちに、首をはねられ、成親は備前に流され、のち斬られた。成親の子成経、僧俊寛、平康頼らが鬼界島に流され、他は法皇の懇望により釈放された。

中心人物成親は、その妹が重盛に、娘は維盛に嫁すという関係を持ちながら、清盛に類のない憎しみを持っていた。

治承三年（一一七九）平氏にとって不幸な出来事がつづいた。清盛の嫡男である重盛が健康すぐれず、五月末出家、六月には故摂政藤原基実室、平盛子が死亡し、七月末に重盛も没した。この二人の所領を法皇は没収した。又盛子が養っていた基実の子基通を無視する人事を行った。明らかな挑発である。

このころ京都を中心に宋銭の輸入に基づく経済的混乱があり、法皇をはじめ王朝貴族に対処する能力はなかった。しかし民衆の不満はかへって清盛にむけられた。

南都・北嶺の寺院勢力も堂衆・衆徒の叛逆によって反平氏の急先鋒、藤原氏一門も不満を呪詛の言葉で表はすまでなっていた。

清盛としては頼みうるものは、自己の武力のみであり、十一月福原の山荘を出て、数千の武士をひきつれ入洛、軍事的独裁政権の樹立である。太政大臣以下を、解官したり追放したりした。法皇は陳弁の使者を出し、「これから世間沙汰のことは、いつさい取止める」と告げたが無駄であった。法皇は鳥羽殿

に幽閉された。

独裁者清盛となり、彼に妥協の道はなかった。前関白基房の配流を阻止せんとして、興福寺の大衆が蜂起したが、こうした反対にも耳を藉さなかった。翌治承四年（一一八〇）二月、摂津大輪田泊の改修方針を決めて、海上交通・日宋貿易の保護にのり出し、貴族たちの宋銭使用反対を無視する態度を明らかにした。

つづいて、孫にあたる三才の皇太子安徳天皇を即位させた。

そして、高倉上皇譲位後の最初の社参は、恒例の加茂・石清水とせず、平家一門尊崇の厳島とした。高倉上皇としては清盛の心を和らげ、後白河法皇を幽閉から救う悲願であった。高倉上皇は出発されたが、このことは寺院勢力が、連合して平家から離反するきつかけとなった。

以仁王と源頼政

この頃、源氏一門のなかで、独り清盛に随って、公卿の地位に登った源頼政は、後白河法皇の第二皇子以仁（モチヒト）王に、平氏打倒の計画を奨めていた。王は建春門院平滋子の嫉視をうけ、親王宣下もなく不遇の内に過ごしていた人である。以仁王の令旨は、源義盛（義朝の末弟、行家）によって諸国の源氏に伝えられた。

ところが、令旨を受けた熊野で、合戦が起こり、敗れた平氏方が事の仔細を注進したので、平氏は以仁王を追捕させた。王は頼政の知らせで、計画の洩れたことを知り、園城寺に逃れた。しかしここでも座主の法親王が平氏に知らせ、頼盛以下の平氏の一門が園城寺に向った。これまで気付かれず、攻撃側

にあった頼政は、夜半子等と共に走り、以仁王の陣営に加わった。

予想より早い発覚に、近国の源氏を糾合する暇もなく、攻撃と切り崩しにあい、夜陰に乗じて奈良に向った。しかし追跡されて、宇治川で合戦になり、頼政父子討死。王も流れ矢にあたって死なれた。

福原遷都

以仁王・源頼政の挙兵は圧服したものの、平氏にとってその周囲はことごとく敵と考えねばならなかった。京都にうづまく敵意と陰謀をたち切るために清盛は福原に遷都をはかった。退却ではなく西国に持っている所領と家人、又海上権を掌握しうる期待があったと思われる。しかし折角の遷都も、貴族等の猛反対にあって失敗、十一月には再び京都に帰った。

3 源平の決戦

治承四年（一一八〇）八月十七日、源家の嫡流、源頼朝が北条時政の援助を得て伊豆に旗挙げした。五月頼政との合戦に参加した大庭景親等も帰国し、頼朝の身辺は危険であった。祭礼の日、手薄に乗じての目代山木兼隆の館の襲撃は成功した。頼朝はすぐ次の行動に移った。石橋山の戦いである。頼朝三百、平家の包囲軍三千、勝敗ははじめから明らかで、頼朝完敗、軍勢は四散した。頼朝は安房に逃れ、房総の地を頼みとして再挙を期した。

九月源義仲木曽で挙兵。十月には頼朝も鎌倉に入るを得た。平氏は維盛を将として東進したが、頼朝も迎撃に出で、甲斐源氏武田信義の合流により富士川で戦い平氏の軍を敗走せしめた。

頼朝は関東の諸将の進言を入れて、西上せず、遠江以東を自己の軍事的支配圏とする体制を整えた。

十一月二十六日、清盛は天皇以下を奉じて福原から京都に帰った。十二月平氏は反撃して近江源氏を追い、一時朗報が流されたが、つづかず、寺社勢力との戦闘がはじまり、近江の反乱軍も、もり返した。

平氏は高倉上皇の院宣によって諸国から兵糧米を徴し、公卿・受領などから兵士の供出を命じた。しかし荘園などから集めた兵士を以て、主従関係で堅く結ばれた源氏に対抗することは出来なかった。

叛乱は直接平氏を目標とするばかりでなく、国衙に対する叛乱も加わり、全国に及んだ。十二月十八日、清盛は後白河法皇の幽閉を解いて、懇請、院政が復活した。

治承四年の暮、平重衡が南都興福寺の大衆の鎮圧に向った。そして諸大寺に火を放った。この事件で寺院勢力と貴族達は、完全に敵となった。

翌治承五年（一一八一）に入ると、九州の在地の領主達が反旗を挙げた。吾妻鏡に、

「治承五年二月二十九日丙午、鎮西に兵革あり、是肥後国住人菊池九郎隆直・豊後国住人緒方三郎惟能等、平家に叛くの故なり、隆直に同意の輩は、木原次郎盛実法師、南郷大宮司惟安、惟能に相具する者は、大野六郎家基、高田次郎隆澄等なり、此外、長野太郎、山崎六郎、同次郎、野中次郎、合志太郎并びに太郎資奉（スケモチ）已下、六百余騎の精兵を率いて関を固め、海陸の往還を止む、仍って平氏の方人原田大夫種直、九州の軍士二千騎を相催して合戦を遂ぐ、隆直等の郎従、多く以て疵を被ると云々」

宇佐大宮司公通から知らせを受けた平氏に取っては信ずることが出来なかったが、事実であった。清盛は無二の郎等肥後守平貞能を侍大将に任じ下向させた。筑前に原田種直の味方もありこの時は鎮定す

るを得た。

しかし伊予・阿波に源氏内応軍の蜂起、紀伊・熊野の武士が平氏の本処地伊勢に乱入するなど頼みとした地にまで叛乱が及んだ。

同年閏二月四日、清盛死去。六十四才。

平氏は清盛追善の暇もなく、重衡を大将とし、大軍を以て出陣、源行家を墨俣に破り、頼朝の送った援軍も破られている。しかし頼朝は東国の経営に尽して出でず。東方は小康を保った。

北陸では平氏方の余五平維茂の裔城氏が信濃に侵入したが撃退され、在庁官人・国人が平氏に抵抗し始めた。木曽の源義仲、これに呼応して北陸に進出。

治承五改元養和元年（一一八一）から寿永元年（一一八二）にかけて全国飢饉。平氏は院宣をかりて諸国の荘園から苛酷な取立を行い民の苦しみも顧みる余裕はなかった。

寿永二年（一一八三）平氏は北陸に進撃したが、木曽の源義仲に惨敗。義仲これを追うて京都に迫る。平氏は天皇と共に法皇をも奉じて西国に走ろうとしたが、法皇は察知して叡山にかくれた。七月二十五日平氏は安徳天皇を奉じて京都を離れた。

二十八日、後白河法皇は、京都に入った源義仲と行家に、平氏追討を命じた。

新帝には高倉天皇の第四皇子をたてた。後鳥羽天皇である。

九州の反平氏の勢力を鎮圧した平貞能は、原田種直や、再び平氏方に復した菊池隆直、松浦党など三千騎を連れて京都に凱旋していたが、淀川の河口の処で、源氏が待ち受けていると聞いて出掛けた。ま

ちがいと判り帰洛していたところ、都落ちの行幸に出逢い、ひき連れた五百騎は、維盛等につけ、自らは都に引き帰し、主君重盛の墓を堀り骨を高野に送った上で、かつて情をかけていた東国の宇都宮朝綱を頼って下った。

都落ちの平氏は一路九州を目指し、八月十七日には大宰府に入った。しかし平家の人々が期待する程九州在地の領主たちは歓迎しなかった。又平氏方の武家にも、原田と山鹿の間など不和対立が見られた。豊後の緒方惟能が大軍をひきい、攻め寄せるとの流言を聞き、北上して筑前芦屋の山鹿秀遠を頼ったが、ここにも落着かずして九州を離れ、長門の彦島に一つの拠点を置き、主力は讃岐の屋島にあって、瀬戸内海を抑える体制を作った。

東の頼朝は、都の義仲、西の平氏とひとときの均衡はあったが、まづ義仲がついえた。

義仲とその部下をもて余して、法皇は平氏討伐を口実に、京都から遠ざけた。法皇の意図を義仲は察したものの拒み得ず西下、閏十月一日備中水島で平氏の反撃に敗走して京都に帰った。

京都では法皇が頼朝の上京をうながし、又義仲に勝った平氏も、京都回復の気配を示し、義仲は進退に窮し、遂にクーデターを起こした。法皇の御所も襲われ、保元・平治の乱以上のはげしさであったとされ、義仲が制圧、翌年正月征夷大将軍となった。

しかし間もなく、年貢運上を名目とする源範頼と義経の軍に、義仲は敗れ、近江粟津で戦死した。

義仲没落後、政権を回復した後白河法皇は源平両氏を対立させ、その上に権威をふるう積りであったらしい。しかし主導権は頼朝がにぎり、法皇はやむなく範頼・義経に、平氏追討の院宣をくだした。

その頃水島に義仲を破った平氏は、摂津の福原にまで陣を進め、西国の軍兵を集め、摂津・淡路と山陽方面の源氏残党を破り、又瀬戸内海の制海権を握り、意気さかんであった。

しかし平家追討の宣旨を受けた源氏の軍は、二月七日払暁一挙に福原を襲った。平氏は重衡が捕虜となり、通盛・忠度・経俊・知章・敦盛・業盛・盛俊と兵力の過半を失い、致命的打撃をうけ、海上に逃れ、屋島に走った。

源氏には、追跡する水軍がなかった。九月行動をおこして山陽道を下った範頼の軍も、苦戦をつづけた。

しかし寿永四年（一一八五）二月十九日、義経の屋島奇襲が成功し、海上に於ける源平の地位が替り、瀬戸内海の水軍も源氏に属するものが多くなった。

三月二十四日、追いつめられた平氏は彦島を出て義経の水軍に決戦をいどんだ。壇ノ浦の合戦である。安徳天皇も、建礼門院以下の女房達まで同伴しての決戦である。

平氏は完敗した。宗盛・時忠等は捕虜となり、教盛・知盛・経盛の一門の人々は海に没した。安徳天皇も二位の尼（平時子）らとともに水没し、皇位を象徴する宝剣も失われた。

4　当地のかかわり

当地域に平氏の時と記されているものに、永池勇猛寺の倶利加羅龍王像の「仁安三年（一一六八）四月十五日　勧進僧教鑒」の造立銘と、医王寺歓喜寺の薬師如来立像の「長島庄医王寺　藤原宗明並藤原

氏　橘宗友並平氏承安二年（一一七二）十月日　勧進僧静覚」の後背銘がある。

平清盛が杵島郡の地を大功田として賜ったことや、蓮華王院領長島庄の成立など、関連して考えられる。

昭和十五年杵島郡教育会編杵島郡史に、第八十四章、平重盛医王寺へ来住日輪、月輪二山を開く、として次の記載がある。

〝橋下村大字芦原村若松神社の由緒に依れば、治承元年三月、杵島郡永島庄医王寺の静覚法印の下に住み、養和元年に熊野大神を分祭し、寿永二年には日輪山安福寺・月輪山勇猛寺を建立し　文治二年卒す、年五十。とあり。而してその若松の社号は小松を茶化したものだと云はれている。なほ藤津久間村下久間には維盛社があり、平維盛が此地で薨去したことを伝へてゐる等、曽て仁安二年八月に平清盛が我杵島の地に大功田を得て以来、平家の族人等がその事ある都度に我郷土を訪れたとの云ひ伝へは全然無根のことでもあるまいかと思う。特に維盛の子の六代が我が柄崎領主の後藤氏に救はれ、一時中通村船原に扶持せられたが、後藤氏はその後二人の子供に藤津郡久間の地を与へた。それが久間・辻の二家で、之等は長く柄崎城南方の堅めとして重きをなし、大村・有馬の両氏を押えていた〟

平　重盛　治承三年（一一七九）　七月死

平　維盛　寿永三年（一一八四）　那智沖にて入水

文治元年（一一八五）　維盛の子六代捕われ、文覚に預けられる

建久九年（一一九八）　六代、鎌倉において斬らる

これが史書に記載の事実である。又六代についての、後藤氏の保護は、日向太郎通良の遺子を保護したことと似ている。

須古水堂さんの重盛供養塔、塩田常在寺の敦盛供養塔などと共に、杵島山をめぐる平家伝承として記しておく。

二　鎌倉時代

(一)　橘氏の長島荘入部とその展開

先章に述べられたように、杵島の郡衙（律令制時代に置かれた郡の役所）は現北方から高野附近に置かれていた。この傍証として、近隣の字名に細工町・図師町・糸別当・大別当・小別当・勘取町・市場等の地名が見える。細工町とは、役所に付属する技術者、図師町とは、田地の実測や積算に関わる仕事を行なう技術者、別当は事務等に当たった者、勘取町は梶取町の意で[1]河川を利用しての運送に携わる者等を指したものといわれ、彼等に与えられた免田が地名として残ったものと思われる。長島庄が成立すると庄衙の所在地は郡衙より南転して杵島山西北部の中橋に移ったが長島庄の中心は依然としてかつて

郡衙が置かれていた北方にあった。服部英雄氏は『肥前国長島庄開発主体』の中で庄衙の南下を認めながらも長島荘の経営は実際には中橋に庄衙が設置された後も郡衙が北方に於て庄衙の機能を併わせ持って機能し続けたと推測している。中橋に庄衙が移った理由は、中橋開発のための前進基地の意味を持つものと捉えている。郡衙一帯では関連地名が豊富に残るのに比し、中橋一帯には庄衙関連地名がほとんど残らない事をその理由としている。北方に残る干給の字名も本司給の転訛と考えられるが、本司はこの場合、荘官を意味すると考えられ北方の旧郡衙地区が庄衙の機能を果たしたと言う服部氏の見解はうなずかれる。

1　惣地頭と小地頭

このような情況の中で鎌倉幕府が開創され武家の時代に移って行った。その政権の確立途上、肥前の武士達も次第に幕府の御家人となり地頭職を安堵されていく一方、彼等の上には多く惣地頭として幕府に勲功のあった関東からの下り衆と呼ばれる武士が置かれていった。『室園文書』宝治二年（一二四八）九月十三日付「関東裁許状」に、

右大将家(頼朝)の御時、地頭職の御下文を拝領するの輩、惣地頭を補せらるるの日、名主職を安堵せしめ、小地頭と号するは、鎮西の例なり

と見え、在来の名主クラスの土豪達は、惣地頭が置かれると名主職を安堵され小地頭と称した。惣地頭と小地頭は規模の大小はあるが、同じく田地からの得分（収益）を自己の収入とすることに変わりはな

く、土地も重複しているので、しばしば相論を惹起した。「肥前国佐嘉御領小地頭等申状案」によれば、通常は名内に課する加地子米は一町につき一石を取り、それを惣地頭と小地頭で五斗ずつ分けるのが佐嘉での慣例であった。この情況は長島庄でも同様であった。長島庄の惣地頭は当初中原季時が任ぜられている。季時は幕府創業の臣中原親能の子で筑前や筑後に父親能の跡を継いで地頭職を持っていた。長島庄が父の譲りか或は新たに季時が勲功によって賜ったものかは不明であるが。恐らく貞応二年(一二二三)以前から長島庄に何らかの役目を行う立場にあったことが次の『武雄神社文書』「関東御教書」から分る。

肥前国武雄黒尾大宮司家門申、長嶋庄地頭日向太郎入道、以当社号長嶋内、押取質人四人由事、於守護所、彼是可遂一決之由、所令下知駿河守季時入道也、早可遂其節之状、依仰執達如件、

九月廿八日(貞応二年カ)　　前陸奥守(花押)

長嶋庄地頭日向太郎入道が人質四人を押し取った問題は肥前国守護所の裁定で解決するべきことを武雄黒尾大宮司家門に伝えることが季時の役目と考えられる。この役目は季時が惣地頭の立場にあったためであろう。季時が惣地頭であったことは寛喜三年(一二三一)「僧長順田地寄進状」の寄進理由の一つに「惣地頭家子々孫々皆願円満」と見え、まず惣地頭の存在が確認され、更に建長五年(一二五三)「関東裁許状」で長嶋庄内勢智名の相論を述べた一条に「嘉禄之比、被付前地頭駿河守季時法師之間、追其跡薩摩前司公業法師幷子息公義令知行」とあり、嘉禄の頃(嘉禄元年は一二二五)季時が所の地頭であったことが分る。しかもそれが、惣地頭と呼ばれる性質ものであったことは、のちに惣地頭に補任された

橘氏に引きつがれた点や、今、季時に付けることで決着したものと同じ性質の事件が、時も同じく建長の頃に惣地頭の沙汰に任せられていることからも明らかである。

中原季時は何時長島庄惣地頭職を離れたものか、それまで彼は後を襲う橘氏のようにこの地に土着していたものなのか、地元の地頭(小地頭クラス)とどのような関係にあったものか。疑問とするべき点は多いが、季時の子孫が在地勢力として残らなかったため、文書・記録も残らず不明である。(季時の弟能直は豊後大友氏の祖となった)

2　惣地頭橘氏

嘉禎二年(一二三六)二月、中原季時のあとの長島庄惣地頭に橘公業が任ぜられた。橘公業の父橘公長は平知盛の家人で平家方であったが、平家の衰運を察し、一転頼朝に従い、創業期の合戦に従軍、出羽国秋田郡小鹿島地頭職等を与えられている。公長の子公業は小笠懸や御的始めの射手として『吾妻鏡』の記載に登っている。嘉禎四年十月二十八日付「将軍家政所下文案」(小鹿島文書)によれば橘公員は「肥前国長嶋庄内上村地頭職」を「親父公業法師今年(嘉禎四年)十月廿八日の譲状に任せて」領知することを認められている。橘氏はもともと四国伊予国宇和庄を本貫の地としていた。この地は平安中期、公業の先祖が藤原純友を討って以来、子々孫々へ伝領して来た所である。ところが承久の乱後、この乱で幕府に協力した西園寺家はこの土地を求めその再三の強い要望により、幕府も不本意ながら西園寺家の要請を承認した。この経緯が『吾妻鑑』嘉禎二年二月二十二日の条に見える。「伊豫国宇和郡の事、

薩摩守公業法師の領掌を止め、常盤井入道大政大臣家の領に付けらるるところ也。是れ年来かの禅閤これを望み申さるるといえども、公業先祖代々の知行、なかんづく遠江掾遠保、勅定を承り、当国の賊徒純友を討ち取りてより以来、当郡に居住し子孫に相伝せしむこと年久し。咎なくして召放たるべからざるの由、しきりに以て愁歎す。御沙汰はなはだ是非をあらわし難く、左右なく仰られざるところ、去んぬる頃、禅閤の御書状重ねて参着。この所望、事行われずんば老後の眉目を失うに似たり。今に於てはわざと下向せしめ、所存を申さるべきのおもむき、これを載せらる。御下向の条、かえって事のわずらいたるべきに依り、早く御管領あるべきの旨、今日、かの家司陸奥入道理繆の許に仰せ遣わさる。」

この幕府の処置は橘氏にとって甚だ承服しがたいものであった。しかし、咎もないのに召し放たれる不当さを訴えても、公家の西園寺家と地頭の橘氏とでは幕府の扱いにも自ずと軽重があり、橘氏は不承不承これに服するより道はなかった。元弘三年七月廿九日付「橘薩摩公有文書請取状」（橘中村文書）によれば鎌倉幕府が倒れ、建武新政府になるやいなや、橘氏はすぐにかつての譲状等の旧文書を集めて、宇和庄返還のための訴訟を準備している。故地を取り戻すことは橘氏の根深い宿願として南北朝に至る約百年もの間、子孫に受けつがれて来ていたのであろう。このような状況のもとで橘氏に替地として与えられた長島庄内地頭職は宇和庄が捨てがたいものであっただけに、たとえこの地が都よりなお遠い辺陬の地であっても、一族郎党の不満を解消するためには宇和庄と並びうる、あるいはそれ以上の富を橘氏にもたらすものでなくてはならなかった。なお、『渋江氏由来』には替地には長島庄の他に大隅国種ノ島・肥後国求摩郡ノ内久米郷・豊前国副田庄を賜ったと見えるが、少くとも種嶋の地頭職は長島庄領

知から百年をくだる建武三年（一三三六）に勲功賞として宛行なわれたものであり、検討を要する。

長島庄に入部した橘公業はいくばくもなく仁治元年（一二四〇）頃死去したと推定されている。[2] この二年前、嘉禎四年十月廿八日先述したように長島庄内上村の地頭職が公員に譲られている。もともと長島庄は上下二村あった。公業は上村を子息公員に譲り下村を自分の妻に譲った。正安三年（一三〇一）の「関東裁許状」の中に「當庄（長島庄）は本主公蓮（橘公業）の遺領なり。一庄を分けて上下と為し、上方を以て上村と号し、下方を以て下村と号す。而して上村を以ては余一公員法師（法名公阿）に譲り、下村を以ては後家に譲るところなり。上村には則ち河上・大崎・大渡以下の村あり。下村また志保江・牛嶋・中村等の村あり。上下はこれ惣名なり。一村の名にあらず」と明快に見える。公業の所領はまずは上村（河上・大崎・大渡等）を公員、下村（志保江・牛嶋・中村等）を後家と分けて伝領されたのである。橘氏が土着し、惣地頭としての立場を利用しながら、地元に領主制を押し進めていく過程には当然ながら領家蓮華王院や在地御家人との衝突があった。領家蓮華王院側に長島庄に関わる文書が残存しないので不明な所が多いが蓮華王院との力関係は文永の頃までは橘氏の侵出を受けながらも伝統勢力である蓮華王院が一応旧来の権益を守っているようで、文永三年（一二六六）八月廿六日、蓮華王院領長島庄雑掌左衛門尉重幸と下村地頭橘公義代子息公村との相論を裁いた鎌倉幕府は

一下地事

所務者可依先例之間、任元久以往状、於下地者、

可為領家進止矣

と「下地（土地）は領家進止たるべし」と領家側に立つ裁定を下している。しかし、この後の文永十二年（一二七四）の蒙古合戦を経てくる間、橘一族も執拗に権益拡張を計ったようで、『橘中村文書』に建治三年（一二七七）十二月廿日付で「十町分、ちとう（地頭）りやうけ（領家）てんちやしき（田地屋敷）ちうも（んのあんヵ）」の文書が残るところからすれば、この時点以前に橘氏と蓮華王院の間には主に長島庄東半分の土地の各所を対象に下地中分が行なわれたと推定される。

3 下地中分

下地中分とは地頭と領家の間に争われる下地の進止（支配）や年貢の押領についての相論を早急に解決し、のちのちまで問題を残さないように、地頭と領家の間で土地を半分づつに分けることである。この結果、地頭・領家は他に干渉せずにそれぞれ独立して経営を行うことになり、地頭の領主化は大きく進んで行く。先の下地中分の場合もこれによって長島庄内に蓮華王院の経営から全く離れる土地が誕生したわけで、領家蓮華王院の支配は後退した。また、橘氏は永仁七年（一二九九）六月五日、「蓮華王院領肥前国長嶋御庄高瀬山田畠山野等」についても再度下地中分を行っている。これから見れば十四世紀以前に橘氏は一応土地の完全な支配を掌握していたと考えられる。

また地元の在地御家人（名主層・小地頭）との対立も「於當庄惣地頭職者、曾祖父薩摩前司公業法師（法名公蓮）拝領以後、名主等罪科之時、被付下地於惣地頭之条……」という有利な立場で臨んで来ている。その例を建長二年（一二五〇）七月七日と建長五年（一二五三）八月二十七日の関東裁許状（橘中村文書）

に見てみたい。建長二年分は惣地頭橘薩摩十郎公義を相手どり、長島庄の東福寺住僧良慶が訴えたことに対し鎌倉幕府が裁いたものであり、建長五年ともとも、同じく橘薩摩十郎公義を相手どって岩永三郎重直法師（法名寂心）なる人物が幕府に訴えたものである。岩永氏は、現在北方町の大字志久に小字として岩永の地名があり、この岩永の地を本貫地とした人物と思われる。いずれにしろ前者の東福寺住僧良慶、後者の岩永重直は、共に新しく入ってきた橘氏に対しては土着の勢力の立場にあった。

東福寺住僧良慶との訴訟は、一、東福寺院主職、一、釈迦寺並正光明寺院主職、一、久（治）布留村内平倉名田を相論の対象としている。東福寺院主職について良慶は次のように主張した。当寺はもともと相伝知行のところであるのに、仁治二年（一二四一）十月公義がこれを押領し、郎従に分け与えた私良慶の師匠道覚がこのことを訴えたのでありますが、今は死去してしまいました。以下は省略されているが、ともかく公義の押領をやめさせてもらいたいことを訴えている。この一項目について鎌倉幕府の裁定は、公義の押領を停め、先例に任せ、領家の命令に従い地頭としての所務を行わせるようにというものであった。つまり、良慶側にたつ裁定を下している。仁治二年と言えば、橘公業が長島庄惣地頭に任ぜられた嘉禎二年（一二三六）からわずか五年しか経っていないが、すでに橘氏の荘園領主及び在地勢力に対する蚕食が始まっていることがわかる。

これに対し、三項目の久（治）布留村内平倉名田のことについては、私領を勝手に売買した諸明なる人物の罪科が遁れがたしとして、売地肆拾町においては当庄惣地頭つまり橘氏の沙汰たるべきと判定し、残り拾町は収公も当然の所であるが今より以後、沽却しない旨を諸明に起請文を作らせて免したとして

いる。諸明と東福寺僧良慶の関係は不明であるが、いずれにしろ良慶は、この諸明の旧領地について訴えを起したもので、これについては「嘉禄の御下知状に任せ、地頭を進止せしむべし」と橘氏に有利に裁定している。

建長五年（一二五三）の岩永重直と公義争いもこれと同様なもので、一つは長島庄惣公文名、一つは同じく長島庄の勢智名について争っている。前者については、惣公文名について地頭公義が侵入し、濫妨を働くということを重直は訴えているが、長島庄の惣公文には、領家は重直以外の人物を任命しているということを理由に、幕府は重直の訴えを退けている。後者の勢智名については、先の建長二年（一二五〇）の久（治）布留名内平倉名田と同じく、諸明という人物の売買した旧領地についての事件を裁いたものである。重直（寂心）は公義の押領を訴えているが、幕府は重直の主張を退けている。

これら相論の場所となった東福寺・釈迦寺・正光明寺・久（治）布留村等は、おおむね杵島山北麓であり、南北朝期以後は橘氏の所領となっている。服部英雄氏はこのことを述べて「これら領家・地頭の繋争地はやがて地頭橘薩摩一族が掌握するところとなるのではある。けれども鎌倉期には領家方に結集する在来勢力が郡衙・庄衙・一帯に地頭侵略からの防衛線を設定しようとしていたことを記憶しておきたい」（肥前国長嶋庄の開発主体）と長島庄領家方に属する在来勢力との接点をこの土地周辺とみなし、両者の相論がこの周辺に起った理由としている。このことを逆にみれば、上村地域は伝統勢力の地盤が強く、橘氏は下村方面を基盤に土着化を深めたと考えられる。

この関東裁許状に登場した岩永氏・東福寺良慶を領家方の人物とみたが、長島庄内北部に所在した郡

衙周辺には、なおこれら以外にも領家方に属する幾多の在来土着勢力が存在したことが考えられる。永仁三年（一二九五）㞍閏二月三日、藤原有継なる人物が北方高野寺の石塔銘を残している。

4　志久村宇佐氏

また、鎌倉期のものと思われる歓喜寺薬師如像追刻者の中に政所後裔長蔵氏、志久村地頭宇佐氏等の在地領主系統と思われる人物の名が見える。（平安遺文・金石文編）

（第十二銅板背部下部）

僧円智　僧相原　僧成嚴
本家預所幷下司地頭
尼妙蓮春日氏管原
貞房藤原正明僧爰
與幷長蔵氏占部
永友藤原氏藤原安道
藤原安守山公文
惣庄内上下諸人藤原延明
宗覺善房字藤公文
宇佐助房



高野寺三重の石塔
（下層部南面に藤原有継と読める銘あり）

このうち少くとも数名は現北方町域を主体とする在来勢力であったと思われる。ことに下記の譲状から、志久村地頭であったと想像される宇佐氏は、弘安三年（一二八〇）八月二十二日「宇佐氏女譲状」（橘中村文書）で志久村の所領を譲っている。それによれば譲られる土地は宇佐氏女重代相伝の所領と主張されているようだ。志久村の東方に当り、長島庄の東北部に接する大町庄が宇佐八幡宮の荘園であるところからすれば、大町庄を経営した宇佐の勢力は長島庄内にも伸びていたことが考えられる。現在、北方町北部から大町にかけて、つまり杉岳から鬼ヵ鼻山、不動寺に至る山地の南麓には八幡系統の神社が所在している。現在、北方町大崎にも大崎八幡が所在するが、宇佐氏の経営との関連が考えられる。元来、宇佐氏は宇佐八幡の大宮司家で、宇佐宮領荘園が九州一帯に発展したのにともない優勢をきわめ、平安末期には大宰少弐も兼帯し、寿永二年（一一八三）には都落ちした安徳天皇をその館に迎え入れたこともあった。大町庄の経営に宇佐氏の一族から派遣されたものもしくはその分れが志久村に土着していたことも十分考えられよう。『武雄神社文書』正中二年（一三二五）三月十二日付の「造宇佐宮作料米絹等勘定状」によれば、長島庄内富岡村の安永名・永松名・米守名や花嶋村から、宇佐宮の作料米・絹等が宇佐宮造営のために、武雄宮司の沙汰によって収められている。

なお、この他に近隣では伊万里の松浦党大河内氏の『大河内家文書』の中に松浦党津吉重平の妻として「うさのおういこ」（貞応二年―一二二三）、重平の曽孫栄範の妻に「宇佐氏女」の存在がある。宇佐姓公文氏の子孫に当るとされる。（古賀稔康氏「大河内文書について」）

5　上村と下村の対立

以上みてきたことから、上村と下村を比較して考えてみれば、上村はすでに開発が進みかつ開発見込みの可能性のある土地も少なく、伝統的勢力が強いところということができ、一方、下村は伝統的勢力の影響がまだよく及んでいない地域であり橘氏が入部定着しやすく、かつ開発可能の地があったところと考えられよう。服部英雄氏は、『開発・その進展と領主支配』の中で、このことを次のように約言している。上村については「惣庶間の相論において、一段、四丈といった狭少な田地を争っていることは、単に訴訟戦術というよりは、上村氏の制約された領主制――領主支配の基盤となる広大な耕地と開発予定地をもちえなかったこと――の帰結として理解したい」といい、かつ「上村における領主支配が、相論の危険を冒してまでも楢崎への進出、領家への対捍を行い、それ以外には基盤拡大の方向を見出し得なかったこと、そこにおける惣庶相論が他者を、即ち惣領は庶子を、庶子は惣領を全く否定する激しいものであり、既に分割相続の破綻が明瞭であったこと」を指摘し、一方、下村については「激しい相論にあけくれる上村とは大いに異なる」として、渋江・牛嶋・中村氏の三家の自立を前提としたゆるやかな支配であったとし、このゆるやかな支配ができた原因を、一つは下村三百五十町の広大な開発可能地をもったこと、二つめは大日井手の共同管理という開発に不可欠の要請があったこと、これが三家が惣領のゆるやかな支配にまとまった原因としている。

上村は先に引用した『小鹿島文書』正安三年（一三〇一）七月十二日付の「関東裁許状」の中に「一庄（長島庄）を分けて上下となし、上方を以て上村と号し、下方を以て下村と号す」とあるように、長島庄が上・下に分けられた上半分が上村であると説明している。さらに詳しく「上村には則ち河上・大

崎・大渡以下の村あり」と加え、また「上下はこれ惣名なり、一村の名にあらず」と念をおしている。つまり、上村とは武雄市の一部河上と北方町、白石町の一部大渡を含む大きな地域を言っている。ここ上村に経営を展開する橘氏と下村に経営を展開する橘氏を比較した場合、上村に領主制の基盤となる広大な耕地と開発予定地をもち得なかったという先きの指摘はもちろんであるが、また、平安期から地元に残り、執拗かつ頑強に橘氏の支配を拒む伝統勢力の存在も大きかったと思われる。先の宇佐氏などはそれを想像させる一存在であり、宇佐氏の他にも先の岩永氏などもそのような存在であったと思われる。先に述べた長島庄東半分の土地や高瀬山田畠山野等の下地中分などで長島庄から領家支配が大幅に後退し、その経営が崩れはじめ、かつ後章に述べるように、後藤氏の勢力が伸びて塚崎庄が長島庄から分出してくる頃には、ようよう伝統勢力の力も衰えてきたものと思われる。これ以後、室町前期に至る間、花島村・下村・富岡村は勿論、上村及びその周辺の村落である大崎村志久村や久津具村などからも狭小な土地ながら武雄神社への寄進が出現してくる。進出する武雄勢力が、おそらく宇佐勢力を中心とすると想像される伝統勢力を駆逐しはじめていることを物語るものであろう。在地の伝統的社寺の権威をかり、宇佐勢力を後退させる事例は、小城の千葉氏において指摘されており、川添昭二氏は「肥前千葉氏について」の中で、「千葉氏の河上社に対する接近は、千葉氏の根拠地小城郡に対する宇佐宮の支配を克服して、小城一郡における地頭領主的成長（在地支配）を達成せんがためではなかったかと推考される」と述べている。この時期がほぼ室町前期に当るのであるが、後退せしめられる宇佐宮の支配は、推察の域を出ないが、同じように志久村を中心とする現北方町域で、武雄神社の力をかり、橘一族など

によって千葉氏と同様なことが行われたのではないだろうか。

さて、これまで述べてきたように、領家との下地中分等によって領主化を進め、かつ在地領主に対しても惣地頭の立場から優位をしめてきた橘氏であったが、一族内では、上村・下村の相違は決定的であり、異なる発展、分化をたどった。上村は、公業の嫡子公員（法名公阿）に譲られた。しかし、この公員知行のとき、「収公」されるという状態に陥っている。収公とは、公員の地頭職が公権力つまり幕府によって一旦取り上げられたということと、みなされる。取り上げられた地頭職は公員に代って土地の経営を行うにふさわしい有力者に再び預けられたはずである。正安三年（一三〇一）に七月十二日付の「関東裁許状」（小鹿島文書）によれば、薩摩右衛門次郎公助が仁治元年（一二四〇）これを給ったとしている。公助は公員には甥に当る人物である。上村を譲られた公員が、幕府によって、この地頭職を放たれた原因は上村に根強く残る伝統勢力との間の確執が考えられる。なお、公員は仁治元年（一二四〇）閏十月十三日付「将軍家頼経政所下文」によれば、大渡村の地頭職に補せられているが、先の「関東裁許状」と照し合わせれば、この補任のすぐ後で解除されたものであろうか。ちなみに服部英雄氏は『開発・その進展と領主支配』の中で、仁治元年（一二四〇）公助に給わったという記載は虚偽であると断じている。[3] 先の「関東裁許状」に戻れば、公員は上村を召し上げられたが、そのうち大崎村の知行は残された。ゆえに公員の子孫は大崎村を知行し、後に宮裾氏や大崎氏を称することになっていく。

このように上村収公という混乱の状態で、公員は橘一族の嫡流として一族を統括する権威を失墜した。これにより下村の公義が嫡流を主張し、これをきっかけに嫡家相論が生じている。仁治元年の三年後、

寛元元年（一二四三）には、鎌倉幕府は公義をして流鏑馬役を勤仕せしめているところからみれば、公義が惣領として認められたものであろう。（橘中村文書）これによっても、上村の衰退、混乱がいかに早急なものであったかが想像される。大崎村を除いて収公された上村が、仮に正安三年（一三〇一）の「関東裁許状」通り、代って公助に与えられたとすれば、公助は以後上村を支配することになるのであるが、この後、公助の子孫に現われる上村は、長島庄の最南端楢崎村の帰属に関するものが多い。このことから上村は惣名としての上村ではなく、楢崎に隣接する上野一帯を上村と称したもの、つまり上村は鎌倉中末期には、河上・大崎・大渡をさした惣名としての上村とは別に、楢崎・上野辺をさす上村となったと服部英雄氏は主張している。仮に公助が「関東裁許状」通りに、惣名としての上村を給わったとすれば、その後の経営はどのようになったであろうか。正応二年（一二八九）七月六日の「橘薩摩公康請文」（小鹿島文書）によれば、公康（公助の孫）は長島庄雑掌永弁に年貢の抑留等を訴えられている。公康は親父公村（公助の子）が昨年正応元年の秋に死去したため、知行地が後家の進退となっていたので、自分はあずかり知らず、今年の春、譲状に任せて知行をはじめたので、今までのことは良く知らなかったのだと釈明している。この地域がどこであるかは不明であるが、長島庄南端の楢崎付近と考えるより、長島庄の伝統勢力が強い長島庄北部、惣名としての上村の中に考える方がより自然と思われる。

それではなぜ楢崎が上村の内と主張されるようになったのであろうか。年不明の「橘薩摩公康陳状（小鹿島文書）」によれば、楢崎村の知行を主張する公遠（公義の孫）は、配分に漏れた分、或いは御家人等の罪科の跡の分は惣地頭が残らず一所知行してきたと主張し、楢崎村も配分に漏れた分であるから仁治

から文永まで公義が知行したと言っている。これに対し公康は、それは謂れのないことで、自分の祖父公助が上村の配分に預り、楢崎は上村の内であったので、祖父公助が知行したのであると反論し、配分に漏れた土地ではないことを言っている。これからすれば楢崎は、訴えられた公義方の主張も勘案して考えると、上村・下村に分けられた長島庄に属さない、いわゆる配分に漏れた土地に楢崎村があって、この土地は惣地頭の支配地となっていたが、惣地頭が上村の公員から下村の公義の系統に移るにつれてその帰属が不分明になってきたのではなかろうか。惣地頭は公義系統になるが、公員が所領を収公される際にその所領を引き継いだのは公助の系統であるので、所領を引き継いだ公助か、惣地頭を引き継いだ公義か、いずれが楢崎村を所領すべきものかが問題として残ったのではなかろうか。楢崎村が上村の内に属するというときの上村は、当初は惣名としての上村をさしていたのではなかろうか。楢崎と惣名上村とは地域は離れていても、惣名としての上村に属する楢崎という意味ではなかったのであろうか。ゆえに後に、楢崎を包含する小地域をさす地名となる根拠となったのではないだろうか。

こうして惣名としての上村については、宮裾氏やその他の諸氏が、わずかに公員の流れとして残るにとどまった。もし、先の「関東裁許状」で主張されたとおり、公員の知行を公助が引き継いだとしたら、恐らく伝統勢力に押され、実際の知行が成り立たず、長島庄南端の楢崎付近を知行するのみにとどまったと考えられる。橘氏の嫡家は下村の公義の系統になり、公義の系統は、その子供公村が渋江氏、公茂が牛嶋氏、公光が中村氏、時業が中橋氏と四家に分れ、公村を惣領とするゆるい統括の中に繁栄していく。

6　建武の恩賞配分と橘氏一族

こうして鎌倉末期から南北朝期に至る橘一族の繁衍状況、勢力分布を建武四年（一三三七）頃の「橘薩摩一族所領支配注文」（小鹿島文書）に見てみたい。

（異筆）

「橘薩摩一族恩賞地大隅國種嶋配分事」

一　可勤行肥前國長嶋庄並塚崎兩庄佛神事以下事

一　可軍忠以下弥致忠勤事

一　依軍忠淺深一族中加評議令支配事

一　村立事（次孔第子）

一　西山村分（名字記録沙汰次第）

弥次郎入道蓮妙（中上課、不足之由申間、追可有沙汰之由被成御書）　下上課（本課下中、後下上課定）

次郎三郎入道義栄（中：課本課中下覆勘之時、中：課定）　十品課（本：

三郎兵衛入道栄真　上中課（本課上下再往有沙汰、後上中課定）　下中課（本下：、後下中課定

七郎右衛門入道蓮西　中下課（本：　中上課（除此内半分、後日可申

弥六　公兄　中ゝ課（本：　下上課（下方半分、内加増分者、依為用人、下上課定）

弥八公末跡　十品（本：　下ゝ課（本

次郎九郎公継　中下課（再往有沙汰、中下課定　十品（上臺源六子息

十品

浦上三郎入道光蓮

次郎　公保

彼岸王丸

余一　公藤

郷房　公範

小中原女子

房丸

次郎公隆

一　大崎村

橘佐渡四郎公高

弥八跡夜叉童丸

一　永野村

孫三郎公通

一　弥四郎公秀大渡村

新次郎公政

余七公藤

妙喜跡

一　河上村

上中課（本上下、覆勘之時、上中課定

上下課（本：

上ゝ課（本上中、再往有沙汰、上〃課定　下上課（本覆勘弁捐了

上下課（本覆勘弁捐了

上ゝ課（本

上ゝ課（本上中課、領状訖、再往有沙汰之時、向後誠

下ゝ課

弥五郎入道慈雄　上〻課本上下、覆勘之時、依難儀、以石童丸分、被昇進者也
石童丸　中下課
刑部房跡六郎次郎公連　下〻度〻有沙汰、被補訖
彦次郎公光　下中課本下〻、後下中課定
彦三郎公廣　中上課
五郎太郎公道　下〻課本〻
一　木佐木村
弥三郎公俊　下上課
後家正眞跡　中下課但、半分為沙汰、又五郎被配分畢
彦五郎公高　十品
女子尼妙光　十品但有押書
一　袴野村
弥三郎公氏　上下課本中上、後上下訖、但本引時合點也、
六郎公道　下〻課本
有智田次郎太郎公等　下上課後下上訖
一　下村
孫次郎公重　上〻課本
七郎次郎公廣　中〻課本

三郎入道淨蓮跡　中下課本下上、後下訖
弥三郎入道巖蓮　上〻課本上中、覆勘之時、上〻訖
聖空房　上〻課本上中、度〻有沙汰、向後誠右定
三郎入道慈曰(因)　中上課本中〻、後中上訖
孫四郎公兼　下中課本下〻、後下中定
五郎太郎公明　中上課本中〻、後中上定
孫五郎公時　十品
三郎次郎公豊　下〻課
女子代孫三郎公明　下〻課
女子代　下〻課本下中課之處、向後分有辞退、下〻課訖
女子代公森　下〻課
女子代松壽　十品
孫十郎公胤　中上課本下上、其後重却雅意間中〻、重申間中上、於此内課者、以別儀所複補也、但被所有加増之時ハ可為其時沙汰者也
口次郎久治布留　十品
一　上村
弥次郎入道持蓮　上〻課本上中處、御下文持参之間、所被上課補也
新三郎公拾　中上課本中〻、後中上
弥五郎公家　下〻課本

五郎次郎公春　下〻課本
姫鶴丸　下〻課本下中、有覆勘、下上定
一　花嶋村
次郎左衛門入道幸蓮　上〻課本上中
薩摩權守公高　上〻課本上下、爰對于一族御之間、依恩顧、被昇上課了　感
弥次郎公頼　中上課
弾正助公教　中上課
次郎左衛門尉公資　上〻課
彦四郎左衛門尉公守　下中課
左衛門三郎跡孫鶴丸　下上課
弥四郎公豊　下中課
左衛門次郎公名　下〻課
一　有智田村
大夫房盛俊　上〻課
大進房俊治　中上課
六郎入道　下〻課
大貳房　下〻課
又四郎入道明蓮　下〻

四郎次郎　下〻
一　桃河村
六郎公諸　下〻
又五郎公氏　下〻
女子代重宗　十品
一　廣瀬村
孫四郎公友　下中〻
五郎公政　下〻〻
余三公直　下〻
一　彼佐木（ヘマ）村（ヽ）
彦四郎眞平　下上〻
一　長松村
十郎次郎公門
次郎四郎公順　中〻課、内兄弟被配分、不服申、一切公時
（後欠）

これは橘一族が足利尊氏により、大隅国種嶋の恩賞配分を受けた、その恩賞配分地に関する所領の注文（記録）である。尊氏に軍忠を尽した十五ケ村、約八十名を「軍忠の浅深」により評価している。評

価は大きく上中下の三段階に分れ、その三段階が各々の中でさらに上中下の三段階に分れる九段階評価である。さらにこれに最下位の十品が加えてあり、結局全部で十段階に評価されている。例えば、上上課といえば最上、つまり第一位で、上中課は第二位、上下課は第三位、中上課は第四位といったふうである。現北方町付近に関する村では大渡村・大崎村・木佐木村が現われている。大崎村の佐渡四郎公高は上中課とあるが、注によれば本上下課であって覆勘（不服があれば繰り返し審査を要求すること）して一段階上って上中課に認定せられている。大崎村の二名は、いずれも上に部類し、大渡村の三名中二名も上にはいっているが、木佐木村の四名に関しては中下位に属している。全体の勢力分布からいえば、橘氏中においては中堅といったところで、上〻課を三名もつ下村や花嶋村に比べれば、一歩後退していることが認められる。

注 (1) 服部英雄氏「肥前國長島荘の開発主体」史学雑誌第88編第6号
(2) 服部英雄氏「開発・その進展と領主支配」地方史研究一五二号
(3) 服部英雄氏は『関発・その進展と領主支配』の注（30）で、「正安相論で下村が、「上村は全庄の半分でこれを公助が給わった」と主張したのは訴訟戦術上の方便（虚偽）であって公助流の全く関知しないところだったはずである。」といっている。

(二) 元寇と郷土

1 蒙古の日本召諭

文永三年（一二六六）十一月、蒙古の使節黒的・殷弘の二人が、世祖フビライの二通の国書を持って、高麗に来た。一通は、日本に通好を求めたもので、必ずしも服属を強いたものではなかったが、末尾には「兵を用ひるに至りては、それ孰か好む所ぞ。王夫れ之を図れ」と威赫していた。他の一通、高麗に、日本への案内と、説得を命じたものであった。

日本が拒否すれば、高麗は蒙古の出兵に、負担を免かれず、苦慮したが、止むを得ず、巨済島まで案内した。

この時は、対馬に渡る冬の風涛の、すさまじさを見せ、引きかえしている。

文永四年八月、再び黒的・殷弘を遣し、今度は高麗に、単独で、日本に交渉することを命じた。

高麗は、潘阜を使者として、前年の蒙古の国書と、高麗からの国書を持たせた。

潘阜は、文永元年正月、大宰府に到着、国書は大宰少弐武藤資能に渡され、鎌倉の幕府を経て、京都の朝廷に送られた。

当時鎌倉幕府の実権を握っていたのは、執権北条政村、連署北条時宗であり、評定衆には時章・実時・

時広・教時・義政らの北条一族のほかに二階堂行義・安達泰盛などの人々があったとされている。又その頃外交問題は朝廷の扱いであったとされている。政府間の公の関係はなかったが商人や僧侶の私的な往来で情報は得られていた。朝廷も幕府も国書は受理しないことに決し高麗の使者の一行は、返書も与えられず、帰国した。

既に国書到来の時点で、朝廷と幕府では神仏に祈願を行い、西国の御家人には、異敵の来襲に備えることを命じている。

文永五年三月、北条政村に代って、十八才の時宗が執権となり、政村は連署として、補佐することとした。

その年十一月、黒的・殷弘が高麗に来て、今度は日本に同道案内することを要求した。

翌文永六年三月、蒙古・高麗の使者一行は、対馬に着き、前回の使者に、返書が得られなかった理由をただした。その内、住民との間に、争いを起こし、又高麗の政情不安もあって引揚げた。このとき対馬の島民二人をうばい伴っているが、この二人は、日本の招諭に役立てようとして、世祖に歓待されている。

同年七月、蒙古の使者ウルダイが、この二人の島民を伴い、高麗からは、金有成・高柔が護送の使者となり、九月対馬に着き、国書を届け島民をかえした。大宰府は前の如く、国書のみを鎌倉に送り、鎌倉はこれを京都に送った。朝議は蒙古の要求を拒否し、翌年初め返牒の草案を作成したが、幕府は強い態度で、これを握りつぶしてしまった。

高麗は、王の廃立にからみ、蒙古の干渉を受け、文永七年蒙古軍の進駐を受けている。そして王室の蒙古への服属に反発し、強い敵愾心を持って蜂起した武士団三別抄は南下して珍島に、後には更に済州島に移り、抗戦をつづけた。これに呼応するように、諸処に反乱が続発している。

しかし蒙古は高麗の事情を顧慮せず、十一月屯田経略司を設けることを命令した。屯田は日本征討の用兵を、農耕に従事させながら駐屯させて置く基地であり、経略司は、その総司令部である。そして大規模となり、高麗にとっては、耕地を提供するだけでなく、農具・種子・飼料の全部と秋の収穫に至るまでの、六千の屯田兵の軍糧を負担せねばならなかったとされている。そして翌十二月、今一度の試みとして、女真の人趙良弼が、とくに起用され、日本国信使に任命された。彼は絶域に死すとも憾みなしとの決意を表明して、文永八年正月、高麗に着いた。しかし南部を制している、三別抄を討つことが先決で、直ぐに日本に渡ることは出来なかった。

そして珍島の三別抄の攻略には、屯田兵を転用せざるを得なかった。

しかし三別抄は、更に根據地を耽羅（済州島）に移して活動をつづけた。その抵抗の終熄は文永十年（一二七三）とされている。

高麗は趙良弼の出発に先立って、牒使を日本に送った。高麗自身で日本を説得し、高麗の犠牲を回避せんとしたものであった。

牒状のみ鎌倉を経由し、九月二日には京都に届いているが、日本の敵愾心をたかめるだけで、効果はなかった。

幕府は、九州に所領を持つ御家人に下向を命じ、防備体制を強化している。

趙良弼は、九月百余名の従者を随え、筑前今津に着き、大宰府に赴いて、今迄返書のないことを責め、都に上り、直接国書を渡すことを主張した。押し問答が繰返されたが、国書は渡さず、その写が十月下旬、幕府から朝廷に進奏された。もとより返書はなかった。

文永九年正月、趙良弼は一旦高麗に帰ったが、蒙古には行かず、文永十年三月、再び大宰府に来て、交渉を繰返し、むなしく引揚げている。

一方、日本では、さきに九州に所領を有する御家人に、下向を命じていたが、文永九年二月頃から異国警固番役を始めている。

文永十年三月、大陸では南宋の襄陽も陥ち、制圧は目前となり、又同年四月、高麗に於ける三別抄の抗戦も終り、日本への出兵の障害は除かれた。

2 文永の役

文永十一年（一二七四）正月、元は高麗に造船を命じた。突貫工事で仕上げを急ぎ、十月三日元と高麗の連合軍は、忻都を總司令とし、兵士二万八千、かじとり・水夫一万五千、戦艦九百隻で、十月五日対馬の海上に達し、翌日一部が上陸、地頭であり守護代の宗助国以下、防戦したが、寡兵敵せず討死した。

十四日壱岐に来寇。守護代平景隆も、防戦空しく、翌日自決している。

二つの島とも在島の人のみが防備していたのか。松浦党大系図山代系譜には、弥三郎諧を、対馬討死と誌している。事実と確認出来る史料はない。

「十六日・十七日平戸・能古・鷹島辺の男女多く捕えられ、松浦党敗北す」また「松浦党は数百人討たれ、或は生取にせられしかば、寄りたりける浦々の百姓共、壱岐対馬の如し」とも誌され、九州北西の損害の程がしのばれる。

有浦氏系図には、佐志四郎左衛門房が、三人の子息と共に、討死したことが誌され、又石志文書には、石志源三郎兼が、出陣に際して、したためた譲状を伝え、その日附からして、兼は所領呼子辺で、迎撃したのではないかとされている。嫡子二郎はその時討死している。

元軍は、十九日筑前今津に至り、二十日上陸終日戦闘し、博多に迫っている。初めて接する元軍の集団戦法や、見做れぬ兵器に、日本軍は苦戦し、水城まで後退している。しかし、博多・箱崎を攻略した元軍は、それ以上は進まず、一旦船に引揚げている。元軍も損害が大きく、反撃とくに夜襲を怖れたようである。その夜、大風雨が起こり、多くの軍船は難破し、航行出来るのは僅かであった。一ヶ月以上もかかって、十一月末高麗の合浦に帰りついている。

この戦いは、肥前の武士達がどれ程参加したか、明らかではないが、小城の徳島系図に千葉氏の祖頼胤が、所領に下向して参戦、疵を蒙り、翌建治元年八月小城に於て卒去したことを誌している。又有名な竹崎季長の「蒙古襲来絵詞」に、「……季長以下三騎痛手を負ひ、馬射られ跳ねしところに、肥前の国御家人白石六郎通泰、後陣より大勢にて馳けしに、蒙古の軍ひき退きて、麁原に上がる。馬も射られずし

て、異敵の中に馳入り、通泰つづかざりせば、死ぬべかりし身なり。思ひの外存命して、互に証人に立つ……」とあり、白石六郎が救援している図絵がある。身近い白石郷の武家である。

なお文永の役の終末は、台風ではないとの説が出されている。台風シーズンが既に過ぎていること、信頼すべき文書に記録のないこと、弘安の役の台風との混同などが挙げられている。撤収が予定の行動でなく、海難であったとすれば、規格を下げ、工期をいそいだ船の粗末さも原因と見るべきである。

九州に於ける元軍の敗退が、京都に伝えられたのは、十一月六日のことであった。

高麗では、敗戦の報が届いた直後、元に使者を送った。敗戦そのものより、一層切実な問題、負担に堪えられない窮迫の実情を訴えたものであった。

しかし元の世祖には、戦闘には負けていないとの、確信があり、日本征服を断念しなかった。高麗の訴えはなんの効もなかった。

帰還の諸将の報告を聞いた世祖は、すぐ日本再征を決めた。日本へは宣諭使を派遣し、高麗には再び戦争準備を命令することにした。

日本へ派遣の宣諭使として、杜世忠と何文著が任命された。文永十二年（四月改元建治元年一二七五）三月、この二人の使者は高麗の都につき、高麗から通訳が加わり、四月長門の室津に着いている。出先の大宰府をおき、京都或は鎌倉に直接交渉を考えていたものと思われる。これに対し、日本は八月、元使を鎌倉に送らせ、九月七日龍ノ口にひき出し斬首している。

元の再襲は必至であり、九月・十月の頃ではないかとの観測もあった。

建治元年十月末、幕府は九州の御家人一二〇人に行賞している。前年の文永十一年一月、現地では戦いは終っているが、「蒙古人対馬・壱岐に襲来し、合戦致すの間、軍兵を差遣さるる所なり……」とし、非御家人と雖も軍功あったものは、抽賞さるると告知していた。行賞も戦時の要件である。

文永十二年二月（四月建治に改元）、九州の防禦体制（異国警固番役）を定めた。春三ヶ月を筑前と肥後、夏三ヶ月を肥前と豊前、秋三ヶ月を豊後と筑後、冬三ヶ月は日向・薩摩・大隅と、各国が夫々分担して、順次番役につくことになった。ただ、壱岐・対馬については、最前線であるにもかかわらず、自主防衛か、明らかでない。

建治元年十二月、明年三月を期して、高麗を攻めるため、幕府は、大宰少弐経資に、梶取・水手などを、ととのえるよう命令を下している。

当地武雄神社文書に、異国征伐の幕命を、管下の武士に伝えた書状案がある。建治二年三月廿一日、経資在判として、武雄大宮司宛に、渡海すべきことを命じている。大友頼泰・島津久時もそれぞれ管下に指令し、動員出来る軍勢の注進も行われたが、この計画は実行されなかった。弘安の役の直後にも、同様の計画が立てられたが、これも実行されていない。

防塁の築造は、建治二年（一二七六）三月で、かたちを整えたのは八月頃、約半年の突貫工事であった。幕府の支配下の武士は勿論、公領・寺社領も負担している。防塁の築造後は、警固の勤務を、四季順次各国分担から、築造・修理の課役と一体となった。

武雄後藤家戦功其外覚書に「建治二年異国防禦の為、九州の武士に課して、筑前博多津に石垣を築か

しむ。氏明諸家と共にこれを勤め候事」とある。又北肥戦誌に、橘薩摩十郎公員・後藤三郎氏明・塚崎十郎定明・白石次郎入道・多久太郎宗国・於保・馬渡と、当地近隣の勤仕を誌している。

肥前国の担当した防塁は、姪の浜であった。

幕府の取った対策として、文永の役後、九州及び裏日本の守護を、大量に交替させ、北条一門、またはこれに近い人を充て、指揮系統を強化している。

元は杜世忠等を使者に出すとともに、併行して出兵の準備、高麗でも日本の建治元年（一二七五）軍器・兵船の製造を始めていた。当時元は、南宋の攻略にかかっており、その抵抗を顧慮、翌年正月、再征準備を中止、高麗にも伝えた。

弘安二年二月（一二七九）、ついに南宋は滅び、元は中国の統一を完成し、純粋に日本征服を目指すことが出来た。世祖は中国を戦力として利用をはかったが、又中国の事情によって制約を受けた。

高麗に九百艘の造船命令の来たのは、その年六月、既にその年二月に、江南四省にも日本遠征に用いる軍船六百艘の建造を命令していた。



肥前御厨逃ノ浦防塁

世祖は、宋の降将范文虎等と、日本遠征の方略を議し、友好的であった日宋関係から、宋の旧臣として使者を出すとの、提案を受け入れた。使者周福・欒忠（ラン）は、高麗を経由せず、直接日本に向い、六月下旬対馬に着いた。しかしこの使者も博多で斬られてしまった。

この年の八月、四年前に杜世忠等を日本に送った高麗船の、生き残りの船員が、逃げて来て、杜世忠等が斬られたことを告げた。高麗は元に使者を出し、このことを報告した。

元は戦いの準備をする一方、使者の帰還を待っていた。しかし周福等は、帰る筈もなかった。

弘安三年（一二八〇）六月、再征方法の討議が始まり、征東軍の首脳もきめられた。

高麗では、苦役に群をなす人々の、呻吟の中に、造船の槌音は響き、又商船の往来は絶えず、情勢の逼迫を把握した日本側も、充分に諸将をいましめている。

3 弘安の役

弘安四年（一二八一）正月、世祖は、諸将を召集して、出征を命令した。前年の取りきめに従って、阿剌罕・范文虎は、江南軍十万、忻都・洪茶丘は、四万の東路軍を率い、壱岐で合体して、日本を襲うことにした。

高麗の忠烈王も、積極的に参戦の意志を、表明した。

三月忻都、洪茶丘が元軍をひきいて、開京に到着。四月十八日合浦で、四万の大軍と、九百の艦隊を、忠烈王が閲兵、五月三日出港した。

しかし東路軍の出港は、早目に過ぎ、半月の間、巨濟島に碇泊、五月二十六日対馬沖に至り、一部が上陸して、日本軍を破っている。ついで壱岐を侵し、六月六日には博多湾に姿をあらわした。

博多湾沿岸には、堅固な石塁が築かれ、九州をはじめ、諸国の武士が待機し、又関東から安達盛宗も軍勢を率い、到着している。

六日夜半から、十三日まで、海上と陸上の一部で戦闘が行われた。防塁や、激しい防戦にあって、東路軍は、単独での上陸侵攻を断念して、肥前鷹島に退き、さらに江南軍との合流点壱岐に向った。

しかし、江南軍は、計画の変更や、司令官阿剌罕の病気交替で、出発が遅れ、六月十五日の合流約束の期日に、間に合わず、待ちわびている東路軍に、先発隊が壱岐で合流したのは、六月も押詰ってからであった。

これに対し薩摩・筑前・肥前・肥後の御家人達が、進んで渡航し、六月末から七月初めにかけて、果敢に戦を挑んでいる。

薩摩の守護島津久経の弟長久・筑前守護少弐経資らをはじめとし、肥前国御家人山代栄・船原三郎・橘薩摩河上又次郎・御厨預所源右衛門太郎兵衛尉・益田道円・志佐小次郎・同三郎入道・津吉円性御房・平戸平五郎・有田深・大嶋通信らが軍忠状などで知られ、又龍造寺季時・家益・季友などの奮戦・後藤氏明・塚崎定明子息中野頼明・大村家信なども北肥戦誌などに誌されている、郷土では橘氏の一族で参戦したと思われる者に、宮裾氏、久治布留氏・志布江氏がいる。宮裾氏は、上村の橘氏一統の主流で、後述する蒙古合戦の恩賞地を神埼荘内に与えられている。



元軍のものと思われる遺物

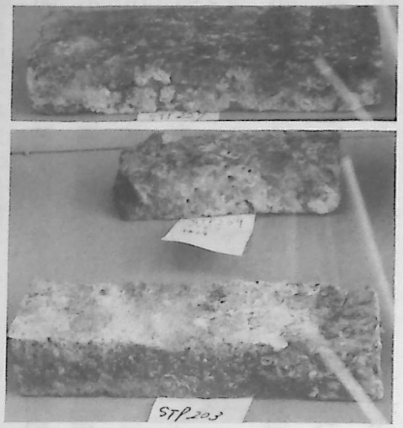

元軍が積んでいたインゴット
（鷹島教育委員会提供）



元軍のものという遺物



元軍の石臼

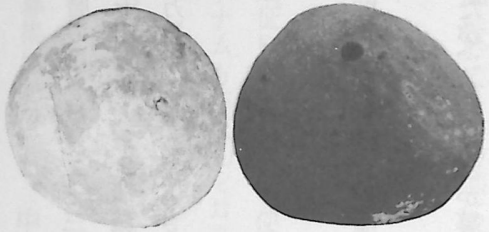

元の使用した石弾というもの

管軍総把印



鷹島で発見された元軍の印パスパ文字

その後、元の両軍は平戸附近に集結、作戦を練り、休養の後行動を開始した。

七月二十七日肥前鷹島に移動、博多湾突入の機をうかがった。

ところが、三十日夜暴風となり、翌閏七月一日も吹き募った。現在の太陽暦では、八月二十三日とされ、二百十日が間近かな日である。四千数百の元の兵船の大部分は破損し、十四万の大軍は潰滅した。日本軍は、鷹島周辺の海と陸に掃蕩戦を展開、元軍で生還するを得たもの三万数千であったとされている。

4　元の第三次遠征計画と終熄

弘安の役後、日本の報復をおそれた元は、直轄領耽羅（済州島）の守備、高麗南部海岸の防備を固め、又中国本土でも、杭州湾や楊子江下流に、軍団を配置した。

日本をこのまま放任する気にはなれず、元の世祖は繰返し計画し、準備したが、一揆反乱が募り、遠

征を実行することは出来なかった。弘安六年（一二八三）準備の強行は、高麗に於ても、中国に於ても、抵抗があり、特に江南では反乱に発展、五月に中止した。

しかし八月には再開し、日本に宣諭使を出した。この使者は海上の島に八ヶ月もとどまり、出帆したら、とたんに暴風にあい引帰してしまっている。

日本に宣諭を出した翌月、広東・福建に一揆が発生、その鎮圧には、日本遠征に当てる兵を、使用せざるを得なかった。この一揆は翌年一旦鎮圧されたが、更に南部に拡がり、ベトナムも亦反乱をおこした。二月兵船を出したが、暴風雨で損害を受け、遠征のための征東行者も廃した。

弘安七年（一二八四）世祖に任命された宣諭使王積翁が、対馬に到着した。しかし、これ以上進むことを望まぬ従者に、殺されてしまった。

世祖は、遠征をあきらめず、この年の秋、準備を開始、船の建造と水夫の募集にかかった。中国民衆の抵抗にこりて、強制徴発を避け、金を用いている。

弘安八年（一二八五）十一月、遠征計画の大綱が発表された。江南の治安が悪いので、全軍を合浦に集結することにした。

しかし、翌年一月、突然計画は中止され。

中国南部とベトナムで一揆・反乱がいつ爆発するかわからぬ状態になっていた。

世祖にいわしむれば、日本は孤遠の島夷である。さしせまっては、辺を侵す交趾（ベトナム北部）を事とすべし、であった。

その後正応四年（一二九一）の頃まで、南ではベトナム、北では元の帝室内で、争いが続いた。

正応五年（一二九二）世祖の命令で、高麗の使者金有成が来た。高麗の国書には、元にたよる高麗が生きのび、反抗した宋は滅亡したことを述べ、日本は事実を学び、態度を改め、元に入朝すべし、と説いていたとされている。

金有成はその翌年、鎌倉に送られたが、その後の消息は明らかでない。

永仁元年（一二九三）八月、元は高麗に兵船、軍粮の準備を命じた。しかし世祖は病み、翌年一月死去した。

世祖を嗣いだのは、孫のチムール成宗であった。彼は遠征の進言に、時期にあらずとして、却下した。

正安元年（一二九九）成宗は、僧一山一寧を日本に派遣したが日本は動かなかった。

僧、一山一寧は、高僧として厚遇を受け、日本で生涯を過ごした。

5　弘安の役後の日本の備え

弘安の役後も、日本はきびしい警戒体制を継続した。寺社権門領、本所領家一円地の荘官など兵力になりうる者は、すべて幕府の下知により、動員しうるよう、改めて朝廷の承認を得た。また西国・九州の御家人には、「賊船の事、退散せしむると雖も、自由に任かせて、上洛遠行あるべからず」「要害の修固ならびに番役のこと、ひごろの如く、懈怠なく勤仕せらるべく候」等の命令がなされている。それ丈でなく、この度も異国反攻の準備がなされ、少弐或は大友を、大将として、筑前・肥前・豊後の御家人

を動員すると同時に、山城・大和両国の、悪党五十六人をこれに加へようとしたとある。実行されてはいない。

武雄神社文書

関東御教書案

近日、海賊船令浮海路之間、往反之船有煩之由、多有其聞、肥前国地頭御家人、統賊徒船之懸、或召取之、或可令責平也、更不可有遁避、且任御制法之旨、可被相鎮盗賊候、仍執達如件

弘安五年十一月九日　平　御判

武雄大宮司殿

為政異国警固番役覆勘状案

異賊警固、肥前国嘉元四年博多在津番役事、一ヶ年内、二百六十日被勤仕候畢、仍執達如件

徳治二年三月廿三日　為政在判

武雄大宮司入道殿

前の文書に　平御判とあり　県史料集成には、北条時宗とされている。

次の文書は、弘安の役後、二十五年経過しての警固である。

中村文書（以下二通）

長一丈、口四寸

異国警固、多々良潟、乱杭六本致用意、来月二十日以前、請取、彼地可被打候　仍執達如件

弘安十年三月二十九日　　浄恵（花押）

異国警固、博多番役事、自二月一日迄同晦日、被勤仕了、仍状如件

・永仁四年七月廿九日　　貞経　花押

中村弥二郎殿

前の文書は、石築地の出来ない川などに、乱杭を打たせたと思われる。(1)

領主の課役を直接担ったのは、農民であり、ときには作業員として、防塁の築造・修理にあたり、又警備にも従ったものと思われる。

警固番役と石築地役は、鎌倉幕府滅亡の頃まで、つづけられた。

なお石築地については、松浦市星鹿の海岸線に、断続して築かれていたのが、見出だされている。

元寇後の恩賞

肥後の御家人竹崎季長は、文永の役の翌年鎌倉に赴き、恩沢奉行安達泰盛に面謁直訴して、勲功の賞に領地を賜るという下文を得た。その日大宰府宛に、九州の御家人百二十余人に行賞の通知がなされたとされている。しかし、確認しうる史料が、余りにも稀である。

松浦山代文書、建治元年十月二十九日将軍家政所下文によって、松浦一族の一人、山代弥三郎諧の子、亀丸（栄）が、肥前国恵利地頭職に補任されている。文永の役に父諧が戦死したことによるものである。

そして、さきに述べた百二十余人の内の一通であり、時宗の署判が加えられている。

将軍家政所下文

将軍家政所下　肥前国恵利

補任　地頭職事

亀丸

右、依亡父山代弥三郎諧去年蒙古合戦勲功賞、所被宛行也　者早守先例、可致沙汰之状、所仰如件　以下

建治元年十月二十九日　案主管野

令左衛門少尉藤原　　知家事

別当相模守平朝臣（北条時宗）（花押）

武蔵守平朝臣

現存する下文案に、肥前国御家人、曽根崎慶増に、豊後国田染郷内に、地頭職を宛行われたものがある。弘安元年七月八日付である。

又有浦文書に　上松浦の佐志房の遺族の間に相論があり、弘安二年十月八日の関東裁許状案に将軍家政所下文と思われる文書内容が次の如く引用されている。

如建治元年七月八日御下文者、可早以源氏字曽久領知肥前国松浦西御庄内佐志村々田畠等事、右亡父佐志源次郎勇蒙古人等合戦之時、莅戦場殞命云々者　任申請之旨　所宛行也　早守先例、可令領掌云々者

佐志房は嫡男直・二男尚・三男勇を率いて、戦に馳せ参じ、全員戦死している。文永の役最も早い給付例である。戦死した兄弟の子女、各恩賞に預っていることも、文書に示されている。

又同じ上松浦の石志文書に、配分状は存在しないが、関東で下知状案や譲状によって、行賞の地を与えられたことが、推定されるものがある。

弘安の役の恩賞は、役後二十年以上七回にわたっている。

御家人の戦功の実否は、文永の役の際は、各国守護が尋究したが、弘安の役以後は、大宰府に集中されているようである。配分すべき恩賞地に苦慮し、公平な配分に、戦功の確認に、繰返し証人を喚問している。

弘安九年十月、弘安の役の第一回行賞を行っている。

その前年鎌倉では霜月騒動がおこり、一般御家人の信望を集めていた、豪族安達泰盛と、その与党と目される人々が討たれた。

合戦は九州にも及び、安達泰盛の子で、肥後国守護の盛宗は博多で討たれ、又少弐景資は筑前岩門城で兄経資に攻められて、多数の御家人たちと共に滅んでいる。盛宗・景資ともに元寇の時の勇将である。

この合戦は、景資が兄経資から家督を奪わんとして起きたともいわれ、又元寇の恩賞地を捻出するための謀略ではないかとの、憶測もされている。内管領平頼綱の胸の中はともかく、没収地も財源に、この合戦の勲功と合せ、弘安の役の行賞が行われた。第二回目からは、特定の場所を細分し、次の等級にまとめられている。

田・屋敷・畠

① 十町　三、四ヶ所　一町前後
② 五町　二、三ヶ所　一町―五反
③ 三町　一、二ヶ所　六反―一反

肥前では神埼荘が配分されている。郷土史辞典（佐賀県）によれば、神埼荘は勅旨田として開墾されて、皇室領荘園となり、鎌倉初期迄、皇室の有数な財源であった。荘域も正応五年（一二九二）の頃三千町と称されている。しかし、承久の乱（一二二一）に、京都側が敗北すると、幕府の手に移り、三浦泰村の地頭職、この三浦氏も宝治元年（一二四七）滅亡して、知行者不在、鎮西御家人に細分されるに至ったとある。

又当時の史料で、配分を確認しうる人数二十六人、この内に斑嶋・山代・宇礼志野・曽根崎・青方・深堀・後藤・武雄など、肥前の御家人が多いが、筑前の宗像、豊後の詫磨氏など他国の武士もいた。しかし折角配分されても、既に名主的土豪が占めている例も多く、土地の権益を手に入れることは困難であった。

武雄後藤氏の藤山考略に

「後藤氏明庄内の兵士を募り、博多に発向し、蒙古を禦ぐ。屢々戦功を抽ず。因て褒賞の地を賜る。正応二年三月、少弐妙恵（浄恵経資の誤り）・大友具簡（道忍頼泰の誤り）之を奉じ、氏明及び中野後藤頼明、武雄社の神主武雄小次郎頼門に　神埼郡内の地を充行る」

とあり、配分の史料はないが、松浦山代文書にも、参戦の証人となっており、事実であったと思われ

る。支族中野氏への配分は、武雄鍋島家文書に、田地三町他を宛行われた配分状がある。また武雄神社文書に、武雄下孫次郎安知が元寇の後五十六年を経た、建武三年（一三三六）三月、朝廷側から取上げられていた、元寇の恩賞地、神埼荘の加摩多村の田地の返還を求めて、足利尊氏の承認を得た文書がある。

黒尾社大宮司藤原資門は、弘安の役に出征し、御厨星鹿半島の千崎鼻で、賊船に乗り移り、又鷹島棟原に攻め上り軍忠しかも手疵を負い十五年、沙汰を待兼ねて、永仁四年（一二九六）嘆願書を出している。黒尾社は、武雄神社が兼掌するのが、恒例であったともされるが、結果は明らかでない。

今一通は武雄神社が、元寇の十四年後、国難排除、異国降伏の祈禱に対し、恩賞のないことを強く訴えた申状である。

6　郷土武士の恩賞

この戦に、橘一族で関係したと思われる者に、宮裾氏・久治布留氏・志布江氏がいる。宮裾氏は、上村橘氏の主流で、ここから大崎氏・大渡氏が分家する。『東妙寺文書』「東妙、妙法両寺寺領坪付注文写」（建武二年）は、蒙古合戦によって恩賞地を神埼荘内に与えられた武士たちが、寄進した土地の坪付といわれる。その理由は、遠隔地から配分地を経営することがむつかしいためや、比較的近距離でも配分地に既住する在地の名主等との争い、あるいは建武新政府がかつて皇室領荘園であった神埼荘を旧に復する方針をとり地頭職安堵をしないため、先行きの困難を予想して経営を放棄したものらしい。このた

め、多くの恩賞地が東妙・妙法両寺に寄進されたものと理解される。つまり逆に見ると、この坪付にある武士たち、もしくはその父祖は、殆んど蒙古合戦に参戦した可能性が強い。「東妙・妙法両寺寺領坪付注文写」に「（前略）……

一、宮裾三郎公明子息道勝
　中郷力田里十五坪一段　十七坪四段
一、塚崎後藤五郎頼明孫子時明
　西郷乙南里五坪南外二段四丈　六坪南外一町一段　七坪五段三丈　西外三段三丈　九坪五段　十坪二段
　蒲田郷鳥喰里廿七坪屋敷一宇
　土師郷加納　本吉郷本掘里畠地一段

と見える。宮裾氏もそのような蒙古合戦参戦の家と思われる。寄進の田面積が、一段、四段の計五段と、狭小であるのは、宮裾氏が受けた恩賞が十町・五町・三町の三段階のうち三町であったことを想像させる。次項の塚崎後藤氏（支族中野氏）は、別に残在する「蒙古合戦勲功賞配分状」から五郎頼明が参戦し正応二年三月十二日恩賞配分を受けていることが分るが、この土地が全域東妙・妙法両寺の坪付としてあがっている。寄進者は末尾の時明であろう。この例から類推すると、宮裾氏の場合も公明が参戦し、恩賞配分を受け、子息の道勝が手ばなしたものと考えられる。系図上、公明を称する橘氏は宮裾氏に見当たらず、その分れ大渡氏に一人と、下村中村氏の分家東福寺氏に一人見えるが確定しがたい。子息道

勝も同様に確定しがたい。(2)

この他、橘姓久治布留氏も神埼荘内土師郷加納の恩賞地を知行していたようだ。ただし、この土地は久治布留氏が蒙古合戦に参戦して得た土地ではなく、松浦の斑島氏が与えられた恩賞地を相続したものである。「土師郷加納細工所内肥前国斑嶋左衛門四郎入道跡参町内壹町八段久治布留名不知、令相傳之」（後藤基藤請文―橘中村文書）と見える。久治布留氏は斑島氏と縁戚等の近いつながりにあったと考えられる。さらにその前半部分によれば久治布留氏は「志布江橘下野權守公規子息若童丸」とこの地を争っている。後藤氏は仲介して久治布留氏の立場を弁護している。(3) 恩賞の確認できる最後は徳治二年（一三〇七）十月とされ、詮議を打切ったのは、それより早く永仁二年（一二九四）ともされている。

注

(1) 『武雄市史』では「少弐貞経警固役覆勘状」を「右のうち貞経とは少弐氏であり、のち入道名を妙恵といった人物である。中村弥二郎とは橘氏の一族であって長島庄中村を本拠としていた。」と述べている。先の『橘町の歴史』でも「古文書中の中村弥二郎とは潮見城主二代公義の三男中村五郎左衛門尉公村の一子、中村弥二郎公有がこれに該当するようである。中村公有の長兄は五郎太郎公平で本家中村氏を相続したが、公有は兄の代将として博多の警固に勤め……」として弥二郎を公有に比定している。一方、『大宰府・大宰府天満宮史料』（巻九）では、文言が一字だけ異なるのみで（二月が今月となっている）あとは同年月日、同人宛の「中村文書」を掲げて、中村弥二郎を筑前御家人中村續としている。

(2) 大渡氏については『雲海山岩蔵寺浄土院無縁如法経過去帳』に「317大渡二郎、565大渡ノ公助二郎太郎589大渡弘勝・大渡妙道・大渡二郎太郎」（番号は『九州中世史研究』三、有川宜博編、史料「岩蔵寺過去帳」による）と見える。

(3) 元徳三年四月十日「鎮西探題御教書案」（武雄鍋島文書）によればこの久治布留氏に関連あると思われる「久治布留左近次郎」は神埼土着の武士「執行太郎入道寂祐」と縁戚であったようだ。神埼の土地経営に深くかかわっていた

ことが察せられる。

(三) 長島庄の崩壊

長島庄は京都・蓮花王院領の荘園である。その成立時期は明らかでないが、芦原の歓喜寺、薬師如来像光背銘に

「長嶋庄　医王寺
藤原宗明幷藤原氏
橘宗友　幷平氏
承安弐年十月　日
勧進僧　静覚」



薬師如来像の光背

と初見するところからすれば、すくなくとも承安二年（一一七二）以前に成立している。その後、平安末期、鎌倉期にどのような経営がなされていったかは、領家である蓮華王院側に長島庄に関する史料が残存せず、分りにくい。先に「橘氏の長島荘入部とその展開」で述べたように、鎌倉期、惣地頭として長島庄にはいった橘氏側の史料によれば、仁治～建長年間（一二四〇～一二五五）に領家側に立つ名主や小

地頭的存在と思われる東福寺良慶や岩永重直などの在来勢力と新入勢力である惣地頭の橘氏との間でかなり激しい相論が行なわれている。鎌倉幕府の裁定は必ずしも橘氏に有利というものではなく、先例を重んじ領家側に立つ判断も下している。文永三年（一二六六）の蓮華王院領長島庄雑掌佐衛門尉重幸（先の岩永重直と関連ある人物と想像される）と下村地頭橘公義代子息公村との相論も「下地は領家進止たるべし」と領家側にたつ裁定である。しかし、蒙古合戦を契機に在地武士たちの年貢公事等の抑留対捍はいよいよ拍車がかかっていく。長島庄と一部庄域を接する松浦庄でも「文永七年以来、事を蒙古人に寄せ、全分済す所なし」（「東寺百合文書」）という状態に陥っている。松浦庄の本家に納めるべき年貢等が、文永七年（一二七〇）以後は蒙古人のことを理由に全く送って来なくなったというのである。長島庄の場合、領家蓮王院と惣地頭橘氏にこのように状態が生じたかどうかは不明であるが、この頃、少なくとも建治三年（一二七七）以前に両者に長島庄東半分の土地の各所について下地中分が行なわれているようだ。下地中分は紛糾した年貢の対捍等の相論について両者の実質的利益を目的に早急な解決策として提示される方法であるが、この方法が行なわれていることから、蒙古合戦の頃は長島庄も松浦庄と大同小異な在地武士優勢な状態であったことが想像される。この後、永仁七年（一二九九）にも「蓮華王院領肥前国長島御庄高瀬山田畠山野等」についても下地中分を行っている。蓮華王院の経営は大きく後退した。蒙古合戦については武雄の後藤氏や後藤氏の支族中野氏、武雄神社大宮司家なども合戦に参加している。この後、長島庄から塚崎庄が分出独立して来るが、そこにも蒙古合戦を契機に土地の実質的支配の確立していく在地武士の勢力伸張が認められる。塚崎庄は応長元年（一三一一）に成立した荘

園である（「武雄市史」）荘の中心はかっての「長島荘内墓崎村」であり長島荘内の一村が独立して荘となったものである。元来肥前の荘園は平安後期に造立されるものが多く、みな立券荘号して荘園として成立する。荘園はおおむね、所有者が国家に不輸租を申請して、太政官派遣の役人やその国の国衙の役人、郡衙の役人、荘園の荘官となるべき人物などが実地に立合い四至と坪付を記録して文書（券文）をつくり、これを国が認める太政官符や民部省符が発行されて成立した。十一世紀になると官符や省符の代りに国司の裁量によって許可される国免荘も成立してくる。しかし、この場合の塚崎庄は十四世紀の成立である。国司の免判による国免荘とも考えられない。この場合の荘に預家といった存在があったものであろうか。いずれにしろ、塚崎庄は後に後藤氏が塚崎後藤何某などと称することからも、後藤氏を中心に長島庄から分出したと考えられ、その独立の様相は橘氏の下地中分により、より強力な荘立てであったとが注目される。

三　南北朝・室町時代

(一)　鎮西探題北条氏と鎌倉幕府の滅亡

1　北条政権後期

鎌倉幕府の権力を支えて来た御家人層も、二度にわたる蒙古の来寇により、格差が甚だしくなり、所領も手放さねばならぬ程窮乏したものもある一方、これらと私的に主従関係を結ぶ有力な御家人もあった。

忠実な御家人というより独立した領主的性格の地頭、同じような傾向は、荘園の荘官や、公領の郡・郷司にも見られた。

又守護も一国の封建的組織者に転化しはじめていた。

このような地方の情勢に対して、北条氏は一門で中央・地方の要職を占めることをはかり、又一門でも特に得宗（北条氏嫡流の当主）に権力を集中・独裁化を進めていた。

しかし北条一門に対する有力御家人の反発、同じ北条氏でも得宗に対する不満があり、又弱小御家人

と非御家人の身分的混乱、更に悪党と称せられる反体制的な武力集団の動き、農民の失望と不信に反幕的な勢力が形成された。

2　二つの皇統

この頃京都では、皇位継承に就て後嵯峨天皇のあと、後深草天皇を祖とする持明院統と、亀山天皇を祖とする大覚寺統の両統があり、迭立（テツ）を原則としていた。

後醍醐天皇の即位

文保二年（一三一八）大覚寺統の後醍醐天皇が即位された。時に三十四才。律令政治の全盛期とされる延喜・天暦の治を理想とし、再現を期する天皇は、元亨元年（一三二一）院政を廃し、天皇を中心とする政治を復活、自ら訴訟の裁決にもあたった。

しかし親政の完遂に、又皇位の継承に、幕府の存在は邪魔であり、又反幕の気運に乗じ、倒幕が謀議された。

3　正中の変

倒幕の計画は、後醍醐天皇を中心に、日野資朝・俊基らにより進められた。畿内の武士と僧兵を味方にし、幕府方の御家人の切崩しをもはかったが、計画は六波羅探題にもれ、元亨四年（一三二四）九月、加担した武士多治見国長と土岐頼兼が、居宅を急襲されて自殺し、廷臣の資朝と俊基は捕えられて鎌倉

に送られた。十二月改元の年号により、これを正中の変としている。

この時は釈明がなり、幕府は天皇への疑惑を追及しないこととし、翌年俊基も赦免し、資朝のみを佐渡に配流して結末をつけた。

この変に肥前の御家人達も一様に博多に集合したようである。武雄神社文書（史料集成第二巻）に、

依　禁裏御事、就去九月廿三日関東御教書同御事書、肥前国御家人兼武雄大宮司小次郎入道入真当病之間、為舎弟孫次郎安門代官、則令馳参罷入着到候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

元享四年十月廿日　入真代藤原安門（裏花押）

進上　御奉行所

「承了（北条英時）（花押）」

とあり。御家人武雄大宮司が鎮西探題の招集を受け、病気のため、その弟が代理で馳せ参じたことを奉行所に上申した文書、即ち着到状である。上申に対して、探題北条英時が承知した旨の証判を加えて返し与えたものである。なお裏花押とあるは、受取者に対する丁重な書式で、紙背に花押を書いたものである。

久しく続いた武家政治の時代であり、その当時の秩序からして、この変を天皇の野望とし、「主上御謀反」の言葉も用いられた。

鎌倉幕府の執権は得宗の北条高時であった。

4　元弘の変

正中三年（一三二六）皇太子邦良親王死去、後醍醐天皇は自分の皇子を皇太子に立てんとしたが、幕府は前々からの約束で、持明院統の量仁親王を推した。天皇は希望を抑えられたが、倒幕の計画を捨てず、二人の皇子を天台座主に立てて、奈良や叡山に行幸し、園城寺に寺領を寄せるなど、僧兵を味方につけることに勤めた。しかし元弘元年（一三三一）計画は幕府に密告され、天皇は奈良に潜幸し笠置に兵を集めたが攻められ、遂に宇治平等院で捕えられた。楠木正成も河内で兵を挙げたが、敗れて行方をくらましている。

九月幕府の推した量仁親王は即位して光厳天皇となり、その父後伏見上皇に院政が復活した。

翌二年三月、幕府は後醍醐天皇を隠岐、尊良親王を土佐、尊澄法親王を讃岐に流した。

そして六月には日野資朝を佐渡で、同じく俊基を鎌倉で斬った。

元弘の変という。

北条氏滅亡

これで討幕の計画は挫折するがに見えたが、御家人の利益代表ではなくなった北条氏に不信が集積し、御家人達はなお天皇の倒幕の動きに応じた。

大覚寺統の戦闘的指導者護良親王（尊雲法親王還俗）の連絡活動や、楠木正成の執拗な抵抗戦に、畿内近国の武士が蹶起し、元弘三年（一三三三）閏二月後醍醐天皇は隠岐を脱出、鎌倉から鎮圧のために

派遣されていた有力守護の足利高氏は、四月丹波で後醍醐天皇に応じて挙兵した。五月には六波羅も陥落した。

関東では新田義貞が、幕府に対し、上野で挙兵し、五月激しい戦闘の末、鎌倉を攻略した。北条高時以下一門の者は自決し、頼朝以来の鎌倉幕府の政治はここに終った。後醍醐天皇は光厳天皇を廃し、その間用いられた正慶の年号を元弘に復した。

5　鎮西探題の滅亡

武雄神社文書に鎮西探題北条英時が、京都の騒乱を聞いて、肥前国内の諸社寺に幕府の安泰と、武運長久を祈らせるよう、肥前守護代に命じ、又守護代平某がこれを武雄大宮司に伝達している書状がある（県史料集成第二巻一二九号）。当時鎮西探題は肥前国守護を兼ね、守護代を置いていた。

後醍醐天皇の隠岐脱出、護良親王の呼びかけもあり九州でも探題討伐の気運となり、少弐・大友・菊池三氏の間に挙兵の密約がなされた。探題側ではこれらの動向を警戒し、逆に御家人を招集し、天皇に味方する者を討取る計画をした。

元弘三年三月十一日に肥後の菊池武時は一門二五〇騎で博多につき、翌日出仕したところ、遅参を理由に、着到を阻止されて、計画の漏れたことに気付き、先制攻撃をかけるべく、大友、少弐の陣に使者を出した。しかし両陣とも変心、少弐貞経は使者を斬り、大友貞宗への使者はかろうじて逃げ帰った。菊池武時は憤激して単独討入りを敢行し、武時以下一門多数が討死した。このときの少弐・大友の背信

は、後の南北朝期の抗争にまで尾をひいている。

三月十七日には彼杵の土豪江串三郎入道等が尊良親王（後醍醐天皇の第一皇子）を擁し、挙兵したことが報ぜられ、これに対して探題は上松浦地方の佐志・値賀・波多・多久・高木氏等を差向けたとあるが、どのように進展したか確かな史料はないようである。

しばらくは日和見の状態にあった少弐貞経等も、五月半ばの頃六波羅の陥ちたことを伝えられて、大友・島津両氏に謀り、九州の御家人に呼びかけ、五月二十五日探題館を襲い、北条英時を討った。鎌倉陥落の三日あとであり、もとより九州ではこれを知らなかった。

武雄社大宮司藤原諸久曽女代幸門着到状（県史料集成第二巻）は次の通りである。

肥前国武雄大宮司諸久曽女代小太郎幸門、武蔵修理亮英時誅伐之時、承及之間、令馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

元弘三年七月廿七日　藤原氏女代幸門上（裏花押）

進上　御奉行所

「承了（花押）」

証判は少弐妙恵貞経である。

後藤家戦功其外覚書に

「正慶二年＝元弘三年）五月廿一日後藤光明、武雄神社神主武雄弥三郎員門・東福寺中村弥二郎公有・松浦（山代）弥三郎弘と共に、官軍少弐筑後前司妙恵・大友近江前司具簡に従って九州探題北條修理亮を伐ち、戦功

を顕候事」

とある。武雄神主弥三郎員門は初め小太郎幸門であったとされている。着到状は見られないが、後藤氏、橘中村氏、山代氏いづれも参戦したものと思われる。

(二) 建武新政

1 建武新政と郷土武士

元弘三年（一三三三）五月、伯耆にあった後醍醐天皇は光厳天皇の在位を否定しその年号を改め、名和長年とその一族に守られ、帰京の途についた。兵庫で楠木正成の出迎えを受け、鎌倉の陥落を知り、六月十一日京都に着いた。

しかし、足利高氏は既に多くの武士を麾下にして、京都を占拠、支配していた。一方護良親王は兵を率いて信貴山に籠り、高氏討伐の構えにあった。

武家政治を否定する天皇ではあったが、内乱を避ける為、さきに高氏を鎮守府将軍に任じ、今度は護良親王を征夷大将軍にして、漸く矛を収めさせ入京させた。

七月には、恩賞のこと、所領安堵のこと、又軍勢催促のこともあって、各地から武士が続々と入京して来た。多くは高氏の陣に赴いたと思われるが、松浦山代家文書（県史料集成第十五巻）には両陣営へ

の着到状が残されている。

山代亀鶴丸着到状

「一見了（証判）
左少将（花押）

肥前国松浦山代亀鶴丸、令馳参候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言
元弘三年七月　日　　源亀鶴丸上（花押）
進上　御奉行所

山代亀鶴丸着到状

肥前国松浦山代亀鶴丸、令馳参候　以此旨、可有御披露候　恐惶謹言
元弘三年八月　日　　亀鶴丸上
進上　御奉行所

「承了（証判）（尊氏）（花押）」

先づ護良親王方に、ついで尊氏方に着到している。

龍造寺氏に、同文の十月廿日の着到状があるが、この頃、護良親王は声望を失い、父天皇とも疎隔し、征夷大将軍を解かれている。

この時上洛した肥前の武家として武藤経清・相知蓮賀などもいた。

元弘三年八月五日高氏は北条高時から貰った高という字をやめて、天皇の「尊治」の一字をもらって

「尊氏」と改めた。同日武蔵守に任命されている。

天皇は旧領回復令や朝敵所領没収令を新政の手初めにしたが、混乱を生じ修正せざるを得なかった。武雄神社文書にも官宣旨案として知ることが出来るが、諸国平均安堵法である。骨子は朝敵の範囲を北条高時一族とその与党に限定すること、当知行の安堵を各国の所管にすることにしている。

元弘四年（一三三四）正月二十九日建武に改元した。

しかし折角の中興の政治も公武の不和、朝令暮改、恩賞に適正を欠き、特に尊氏のひきいる旧幕府系の武士が反発し、新政は後退した。

かねて尊氏に対立し、天皇とも疎隔していた護良親王は、十月二十二日陰謀を問われ、鎌倉に送られて、幽閉された。

地方の反乱

かがやかしい筈の中興の新政は当初から秩序を保ち得ず各地に反乱がおこり、九州でも建武元年正月北条一族の規矩高政と糸田貞義が相呼応して挙兵した。

少弐頼尚は筑前、肥前の兵をひきいて、規矩高政を企救郡帆柱城に攻め、少弐の軍に武雄後藤光明もあったとされている。

又翌建武二年一月には長門に於ける北条余党の蜂起があり、橘薩摩性空（中村弥二郎公有）の着到状がある。

橘薩摩性空着到状

上野四郎入道以下長門国下山立籠之由依承及、橘薩摩性空令馳参、付御着到候畢、以此旨可有御被露候、恐惶謹言

建武二年正月　日　　沙弥性空（裏花押）

進上　御奉行所

「承了　　沙弥遍雄（花押）」

沙弥遍雄が誰であったのか、記載を見ず。

この事件について佐賀市史には、建武二年正月長門守護、厚東武実の不在に乗じ、北条氏の残党越後左近将監上野四郎等、長門豊浦郡佐加利山に拠って叛した。少弐貞経は吉田頼景に命じて攻めさせた後　更に宗像氏範に命じてこれを伐たせ、正月二十三日龍造寺家泰も出動させられその着到状に少弐頼尚の証判を得たことを誌している。

2　中先代の乱

その年六月中央では西園寺公宗を主謀とする陰謀が発覚した。西園寺家は鎌倉中期公経時代から幕府と密接な関係にあり、また持明院派であったために時を得ず、北条余党と連絡をとりつつ　後醍醐天皇をたおす計画を進めていた。しかし弟公重の密告により逮捕された。公宗と連絡のあったのが北条高時の遺子時行である。七月信濃に挙兵し、勢いを得て鎌倉に迫った。鎌倉にいた足利直義は出陣したが敗れて西に走った。この出陣に際して護良親王を殺害させている。七月二十五日、時行は足利軍を一掃し

て鎌倉に入った。時行を中先代といい、この争乱を中先代の乱という。

尊氏は時行討伐を理由に、天皇に征夷大将軍の地位を請い、許可を得ないまま東下し、時行の軍を撃破、八月十九日鎌倉を奪回した。そして天皇の命に反して帰京せず、新第を構えこれに移った。

3 尊氏上洛

建武二年十一月尊氏は同じ源氏で反目している新田義貞の討伐を上奏した。しかし天皇は同月十九日尊氏の追討のため義貞を出陣させた。義貞は三河で尊氏の将高師直(もろなお)を、駿河で直義(ただよし)を破ったが、箱根竹の下の戦では尊氏に敗れた。尊氏は義貞を追撃し、西上を決意した。

京都での戦い

十二月下旬には、東北にあった義良親王、北畠顕家(あきいえ)に尊氏追討が下令され、二人は奥州を出発した。

建武三年、正月八日尊氏は山城に入り、十日その将細川定禅が入京。天皇は叡山に逃れた。十三日北畠顕家が尊氏を追って近江到着。二十七日には尊氏が京都で敗れて丹波に退き、更に二月兵庫に移り、ここでも敗れて海路九州に走った。

天皇は正月末、叡山より京都に還幸された。

4 尊氏の九州西下

当地には足利直義から既に味方を募る檄が出ており、当時の肥前守護、大友貞載や大宰府の少弐頼尚

からも参集の呼びかけがあっていた。

少弐頼尚施行状写(県史料集成18 橘中村文書)

被誅伐新田右衛門佐義貞由事、如去月二日関東御教書、被相催一族以下軍勢等、可馳参云々、任被仰下之旨、不日可致参上候、仍執達如件、

建武二年十二月廿三日　　大宰少弐

橘薩摩孫二郎殿

橘公業五世の孫公重へ宛てられたものである。

尊氏の到着の前に、九州では少弐・大友らは尊氏方、菊池・阿蘇は天皇方と分かれて戦いが始まっていた。

菊池氏の北上

菊池氏では在京の兄武重から武敏に、尊氏西下の知らせがあって出動、北上して高良山に陣し、破竹の勢で大宰府を攻略、更に有智山城に老将少弐貞経を攻め、貞経以下は自害した。建武三年二月二十八日であった。菊池氏は翌日博多に突入した。

尊氏宗像入り

この日尊氏は、貞経の子少弐頼尚に迎えられて、赤間関から筑前芦屋に上陸、翌三月一日宗像大宮司の館に入り、最も頼みにしていた少弐貞経の死と菊池氏の進出を知った。

なおこの年二月二十九日建武を改元して延元元年となった。

多々良浜の戦い

延元元年（一三三六）三月二日筑前多々良浜の合戦となり、後続の間に合わない尊氏の軍は寡兵であったが、そのうち松浦党のものなど寝返る者、後陣から菊池軍を攻めるものあり菊池武敏は敗走して肥後に帰った。重傷の阿蘇惟直は天山で一族とともに切腹したと伝えられ、又秋月種道は大宰府まで落ちのびたところを追手の足利直義に遭遇し、一族二十余人と討死している。

松浦党は誰であったか。松浦党神田の者共（太平記）或は松浦党草野・佐志・神田（鎮西要略）と誌されている。

又尊氏方に利したのは風下の菊池勢に吹きつけた砂塵がしるされており、春の黄砂のようである。

四月尊氏は東上した。大宰府に在陣している間上野頼兼を将として、菊池武敏を筑後黒木城に攻め、豊後の玖珠城に追い、更に一色道猷らに玖珠城を攻めさせ、又仁木義長を将として神代・高木・松浦党を肥後に差向け、武重・武敏不在の居城を陥している。

武雄鍋島家文書に一族後藤貞明の着到状がある。

肥前国長嶋庄中村一分地頭秦氏女代後藤五郎次郎貞明、為抽合戦忠勤、令馳参御方候了　以此旨可有御披露候　恐惶謹言

建武三年三月六日

進上御奉行所

（証判）

「承了（高師泰）（花押）」

長島庄内中村の一部を領する秦氏女（ウジノメ）の代理として出陣。貞明は後藤氏の庶家辻後藤の人である。秦氏女については明確にし得ない。なお翌年五月一色道猷より貞明に対する地頭職の宛行状がある。肥前国相智小太郎跡内相知田地陸町幷豊前国曽根弥四郎入道跡田地拾町……とある。

後藤朝明、橘氏の澁江公重・中村公有、又武雄大宮司代員門などの人々も、前後して足利氏に属し、筑後や肥後の菊池氏と戦っている。

武雄神社文書によると、武雄大宮司諸久曽女の代としてその配、弥三郎員門が、三月十七日上野頼兼の手に属し、黒木城攻めに加わっている。

尊氏が上洛に当り、武雄神社には、武具・兵士の調達を命じ、又佐賀郡正法寺と高城寺に、武運を祈禱するように命じた文書が、伝えられている。

出立後の九州には、一色範氏（入道して道猷）、仁木義長等同族の武将を留め、九州武士団の統轄に当たらせた。仁木義長は軍事指揮のみにかかわって、三月程して去り、以後は範氏が軍事をも掌握し、九州探題として、名実を備えることになる。九州探題は博多聖福寺直指庵に設けられた。

武雄大宮司代弥三郎員門は五月聖福寺の探題館に着到、六月十六日平塚原に戦い、七月二日に戦死し、その後は一族の岩永小三郎通幸が大宮司代を勤めたことが知られている。この七月二日の戦いは少弐頼尚の感状に、白石の合戦のときとあり、石井良一氏は武雄史に、肥前旧事続篇記載の杵島郡白石を否定されている。しかし所在は必ずしも明確ではない。

少弐頼尚感状（小切紙）（武雄神社文書）

去二日、白石合戦之時、自身討死、幷親類若党中間討死手負由之事、承了、殊令感悦候、恐々謹言

七月廿三日　　頼　尚（花押）

武雄大宮司殿跡

又武雄市史には詫間文書により岩永通幸が八月筑後豊福原に橘薩摩八郎二郎、龍造寺季利らと共に、仁木義長・一色道猷に従い、菊池武敏の軍と戦ったことを誌している。橘薩摩八郎二郎が誰であるか明らかでない。後藤家戦功其外覚書には朝明と一族貞明の参戦をしるしている。

5　尊氏兄弟の東上

建武三年（一三三六）四月三日九州を出立した尊氏・直義の兄弟は、五月五日備後鞆に到着、ここから海陸にわかれて東進、五月二十五日摂津湊川に戦い、楠木正成を敗死させ、新田義貞を京都に退けている。二十七日後醍醐天皇は比叡山に逃れ、二十九日から直義以下の入京相つぎ、六月十四日には尊氏が持明院統の光厳上皇を奉じて入京した。しかし六月末には天皇側の軍が攻撃をかけ、市街戦となり、名和長年が討死している。肥前国・鏡の草野季永が討捕るとされている。

帰趨は明らかで八月十五日持明院統の光明天皇が践祚された。

この年十一月尊氏幕府をひらき、建武式目を定めている。

新田義貞は恒良・尊良の両親王を奉じて北陸に去り、尊氏側から提議された和議で、後醍醐天皇帰京。

(三)　足利幕府の成立

1　南北朝の分裂

しかし平和はなかった。十二月二十一日後醍醐天皇は吉野に潜幸し、南北両朝に分かれて抗争がつづく。京都の朝廷を北朝、吉野の朝廷を南朝と呼び、それぞれの年号を用いている。後醍醐天皇は潜幸に先立ち、多くの皇子を各地に派遣している。九州には懐良親王が下り、菊池氏を頼った。

山城国宇治で山代・石志氏軍忠

先に名和長年を討取ったものとして草野季永があったが、なお九月四日山城国宇治の戦での肥前国松浦石志源三郎満、同じく山代亀王丸代伊賀光秀の軍忠状があり、仁木義長が証判を与えている。早く尊氏に従って東上したものか、或は暫らく九州にあった仁木義長に従ったものとも思える。

新田・北畠の敗死

建武四年＝延元二年（一三三七）三月新田義貞の楯籠る越前金ヶ崎城が攻め落とされ、義貞は脱出したものの、尊良親王と義貞の嫡子義顕は自殺、恒良親王は捕えられ京都に送られた。翌年閏七月義貞も藤島で戦死。これに先立ち北畠顕家が義良親王と西上、一時は京都をつく勢いであったが、延元三年五月尊氏の将高師直と和泉で戦い、敗死している。

後醍醐天皇没

暦応三年＝延元四年（一三三九）三月、義良親王吉野に帰り立太子、八月後醍醐天皇は行宮で薨去。皇太子践祚。後村上天皇である。

2　九州探題の支配

尊氏の上洛後軍事を担当残留した仁木義長も、三月のかかわりで去り、その後は一色範氏が九州探題として一手に支配した。北条氏の専制に失望し、政変に希望を託していた、少弐・大友・島津三氏は、北条氏の一門支配と同じような足利氏の九州支配には不満であった。なかでも代々大宰少弐の自負を持ち、地理的にも探題に近接している少弐氏が強く反発した。

菊池氏の挙兵

建武四年＝延元二年（一三三七）二月菊池武重の挙兵が報ぜられた。武重は上洛して後醍醐天皇に供奉していたが、京都をのがれて、帰郷しての挙兵である。それまでは、弟武敏が九州にあり、多々良浜で敗れ、その後も一色範氏・仁木義長に苦杯を喫し、逼息していた。

武雄神社文書、一色頼行書下

菊池武重以下兇徒等、可打出由有其聞、早相催一族、可被抽軍忠也、仍執達如件

建武四年二月十三日　　沙　弥（花押）

武尾女地頭代

御家人である大宮司は諸久曽という女性で、この時は岩永小三郎通幸が代行している。なお花押は一色範氏の弟頼行であり、探題方の軍勢催促である。

橘氏の小鹿島文書には、一色道猷（範氏）軍勢催促状がある。

菊池武重以下兇徒蜂起、既及合戦之旨、少輔孫太郎入道注申之間、所発向也、不廻時刻、可馳参、仍執達如件

建武四年七月廿六日　　沙　弥（花押）

橘佐渡四郎公高殿

橘佐渡四郎公高は大崎にいた人とされている。

このとき菊池氏に応じては肥後では阿蘇氏の庶家恵良惟澄、又豊後では大友嫡流に離反した大友貞順が蜂起している。

一色範氏は肥後に入り、四月十九日上益城郡犬塚原で戦っている。武雄市史は恵良氏の軍功の申状を引用、「……四月十九日、一色少輔入道（範氏）下国の時、武重相共に犬塚原に馳せ向い、数々合戦致し、一色入道舎弟右馬助入道（頼行）、そのほか橘薩摩弥八……以下、当手において討取りおわんぬ……」とあり、橘弥八について、小鹿島文書の配分の記載「西山村」に「弥八公末跡」或は「大崎村」に弥八跡夜叉童丸」とあるにより、実名公末といい、西山村と大崎村に所領を持った家とされている。

建武四年＝延元二年、山代松浦文書には足利直義の感状、安堵状、軍忠状などがあり、武家方であったことがわかる。

翌建武五年＝延元三年、北畠顕家が討捕られたことを一色道猷が武雄大宮司に知らせた文書がある。

又武雄神社には、尊氏方から平戸の松浦貞を誅伐すべき旨の御教書を出され、その施行状も共に残っている。他にも一門をわけての賭のようなもの、又嫡庶の争いによる敵対などの対応があったようである。

建武五年＝延元三年（一三三八）三月菊池武重は筑後に出て石垣城に拠り戦っている。山代氏系譜には

建武五年三月三日菊池武重以下の兇徒筑後石垣山に出張する。鎮西の大将一色右馬頭道猷、師をひきいて攻め戦う。九州の武士多く遅参の処に、松浦一党麾下に属して死を致すもの十三人、創を被る者百十五人、大将戦い屈め後勝を謀る。山代弥三郎弘、松浦亀王丸従って功あり……」

とある。上松浦の家々に多くの戦死傷が伝えられている。松浦党に関する歴史に利用されているこの時の交名注進状の奥書には右本書在松浦十太夫契之家とあり芦原鍋島家にあったもののようである。

戦は繰返され小鹿島文書に少弐頼尚の軍勢催促がある。

菊池武重已下兇徒等事、為誅伐、今月廿八日所令発向肥後国也、当日以前令上府、同可被進発、於不参之輩者、可有異沙汰也、仍執達如件

建武五年八月四日　　少（頼尚）弐（花押）

橘薩摩佐渡四郎　殿

又翌年には一色道猷の軍勢催促がある。

為兇徒退治、所発向也、相催一族、今月中、可馳参、更不可有遅怠之儀、仍執達如件

暦応二年八月十八日　　沙　弥（花押）

橘薩摩佐渡四郎　殿

暦応三年＝興国元年（一三四〇）五月菊池武敏が山鹿城に楯籠り、渋江公経軍勢を率い討伐に従事し、一族郎党の数輩が戦死した。（石井良一氏武雄史）

又武雄後藤家の藤山考略には、同年七月一色道猷、少弐頼尚が菊池武敏を討つため、筑後国豊福原牧村竹野庄に戦い、後藤光明・武雄大宮司代岩永小三郎通幸・中村弥次郎公有・弟三郎公実・山代弥三郎弘以下道猷に従って戦功を尽すとあり、このとき後藤の一族、辻後藤の遠明も参加している。兵を班（カ）したのは十月中旬であった。

又康永二年＝興国四年（一三四三）五月末、筑後竹井城にこもった中院侍従・菊池武茂等を攻めたときの軍忠状が、武雄大宮司代岩永小次郎通厚と山代遖にある。

後藤家の覚書には右両名の外、後藤光明、渋江公重・中村公有・山代弘・伊万里尚の軍功をしるしており、菊池氏は七月二日城を去り、肥後に帰ったとしている。

3　征西将軍宮懐良親王の九州入

南朝の征西将軍懐良親王が薩摩についたのは興国三年＝康永元年（一三四二）五月である。建武三年八才で後醍醐天皇の下を出立し、五条頼元以下十二名を従者とし、足掛け七年の歳月を要した。

親王を薩摩に送りとどけたのは、水軍を持つ伊予の勿那(くつな)氏であり、武家方の少弐・大友を避け、薩摩でも島津氏と対立している国人層を味方にとの配慮があったようである。もっとも頼みとなるべき菊池・阿蘇両氏とも一族一致しての受入れ体勢にはなく、菊池氏の隅部の城に入ったのは貞和四年＝正平三年（一三四八）一月であった。菊池氏では武重・武敏既に没し、末弟武士(たけひと)が家督をついでいたが昔日の勢威はなかった。



マイ城趾、略図

この年長島庄宮裾城に菊池氏が楯籠り、渋江公重が軍勢を催しこれを討伐したと、石井良一氏武雄史にしるされているが、史料を明らかにし得ない。

菊池氏と当地については、武雄神社文書にも関係の文書があり、今後の課題である。

吉野朝の衰え


宮裾に館の跡と空堀を残すマイ城跡

康永二年＝興国四年（一三四三）常陸にあった北畠親房が、関城を攻め落とされて、吉野に逃げ帰り、貞和三年＝正平二年（一三四七）には楠木正行が、紀伊・河内・摂津に転戦して、足利方の細川顕氏と山名時氏を破ったが、高師直・師泰の兄弟に破られ、翌年一月河内の四条畷で討死した。勝に乗じた高師直は一挙に吉野に入り、後村上天皇は賀名生に逃れた。懐良親王が肥後の宇土に着かれたのもこの月である。

4　足利直冬の九州入

観応の擾乱

貞和五年＝正平四年（一三四九）尊氏の執事で武功抜群の高師直と足利直義が不和、京都騒擾。幕府上層部の分裂は拡がり、尊氏の庶子で直義の養子直冬は中国地方を管理していたが、尊氏に討たれんとして九州に逃げた。北朝の観応二年（一三五一）二月高師直兄弟は殺害されたが、今度は直義と尊氏・義詮の父子が対立し、兵を構えた。和睦・決裂・出家・交互に南朝に帰順するなど複雑な推移で、沈滞の南朝側も恢復した。足利氏は、両頭ならび立たず、翌観応三年二月直義が毒殺された、これが観応の擾乱といわれている。

足利直冬九州入

この間、懐良親王を迎えた菊池氏は、武士に代って武光が家を継ぎ、肥後を固めて筑後をうかがい、探題一色道猷がこれを抑えて対立しているところに、第三の勢力として足利直冬が九州に入り、在地の

勢力の分野も複雑を極めるに至った。

貞和五年＝正平四年（一三四九）九月中旬直冬は備後から海路肥後に入り、河尻・詫磨氏等に擁されて四方に兵を募っている。当地の軍勢催促には、橘氏の一族で東川登内田を本拠とした有智田大夫房に送られたものとして、武雄市史に次の通り引用されている。

両殿の御意を息（ヤス）め奉らんが為に打立つるところなり。急速に馳せ参じ、忠節を致すべきの状くだんの如し。

貞和六年正月廿九日　　（直冬）（花押）

橘薩摩内田大夫房

両殿とは尊氏・直義であり二人を立てている。少弐頼尚は既に直冬に通じており、直冬は迎えられて大宰府に入った。

直冬は兵衛佐であったのでその味方を佐殿方、探題の勢力を武家方、懐良親王にくみするものを宮方と呼んだ。鼎立離合して抗争している。

この年、年号を直冬党は貞和六年、幕府、北朝は観応元年（二月二七日改元）、南朝は、正平五年と同一年に異なる年号を用いている。その後、鎮西探題となった直冬は観応三年＝正平七年（一三五二）二月養父の、足利直義の死後、九州経営のため直義さしまわしの幕府評定衆や奉行人の後ろ立を失ない九州国人の期待と支持をなくし、同年十一月十二日太平記によれば長門の豊田城に於いて尊氏の軍に敗れ九州より去るが、それ迄は、北朝、南朝とそれぞれの年号の外に直冬党独自の年号が見られる。

武雄神社文書（佐賀県史料集成第二巻）によると直冬党年号の貞和六年四月（一三五〇）武雄神社大宮司藤原亀石丸申状に直冬の将今川直貞は同年三月十八日、肥前長嶋荘に到着して武雄神社に詣で翌十九日長嶋荘志久村の内田地を同神社に寄進する事を誓い、同月二十三日宮裾村で合戦したことが誌されており、四月九日には同神に寄進の擧状（直冬の奉行所宛）がある。宮裾合戦の後、寄進の手続があったことがうかがえるが、その志久村の田地の寄進がどこであったか、史料により確認したいと思う。

武雄社大宮司藤原亀石丸申状

武雄大宮司藤原亀石丸申、御寄進地事、一所肥前國長嶋荘志久村□拾町

女子跡

副進

一通　河尻御教書（可致精誠御祈禱事）

一通　當大将御教書（可有由寄進□賞所有）

二通　同御教書（巻数進御返報）

右、當大将去月十八日、長嶋荘有御着、則奉入武雄社檀刻、御靈忽



宮裾原古戦場

現、神慮感應之間、同十九日、可有御寄進之由、預御教書訖、然間社司神官等、致精誠之御祈禱之處、同廿三日、宮裾村合戦之時、神變顯光、渇仰銘肝、随而御方合戦被打勝之條、天運御果報乍申、是偏為當社大明神擁護欤、爰検此神御垂跡、當初號武内宿禰藤大臣、景行、成務、仲哀、神功皇后　應神　仁徳奉六代朝御坐、其後顯神明、奉仰武雄大明神、當社御山者異國降伏□也、被征伐代々朝敵、故號□此等子細縁起炳焉也、次今月七日當社御、庄内□衆□爲天下泰平四海静謐、且爲當庄安穏家門繁昌、於當社被□□被開初百内砌八勝處云文、最初被現云々、是則御方験八文字也、勝處兩字吉事也、天下静謐事、不可有子細之由承之、随而七日夜、自亥時計至子丑剋當社御殿内、幷御山震動而、大将御陣上御靈現光之時條、當陣軍勢見聞、無其隠同剋、御内御奉行八木平次兵衛直重、有御夢想告、當陣有御遷條、併神慮宣見嚴重也、然則預巨細御注進、申賜御寄進地、彌為致精誠御祈禱、言上如件。

貞和六年四月　日

また武雄の藤山考略には、

「観応元年足利右兵衛佐直冬まさに杵島を征し塚崎に到る。後藤光明之を迎へ納め、其の指畫に応ず……爰に橘薩摩党、武衛を拒み、



楢崎より潮見城趾を遠望

一色を潮見城に入る。道猷の姪（系譜には実子）一色宮内少輔直氏及び弟修理亮範光、杵島・松浦の兵士を募り、潮見塁に来り加はる。同月廿三日武衛、塚崎・彼杵・松浦の勢を率い、一色と宮裾原で戦う。四月七日また宮裾に戦う……」

とあるが、当地で戦ったのは、今川直貞である。戦闘の様子の大要を石井良一氏の武雄史の記述にたどると

「三月十二日武家方は渋江公経をして、宮方に属する白石郷の地頭白石氏を攻めさせた。白石三河入道通臣は征西府のある八代にあって不在、老父の白石法橋通頼が百余騎で水堂山を守っているのを探知して、夜襲、無勢の白石法橋は自殺した。公経は更に妻山城を攻め、城代白石弥次郎通治、戦い敗れて降伏した。一色直氏は後藤光明に降伏を奨めたが聞かないのでこれを攻め、三月十九日渋江公経をして光明の領地である福母の民家を焼かせた。三月二十三日萩尾・上滝・宮裾原で合戦、四月七日に再び宮裾原で合戦し、探題方は敗れて杵島山を越えて須古の妻山城に入り更に追われて五月一日博多に遁走した……」とある。

橘氏宗家の渋江公経は、武家方で終始しているようであるが、一族にはさきに佐殿方の軍勢催促を受け、これに応じて参陣した内田大夫房に対する感状と、東福寺中村公世の軍忠状がある。

今川直貞感状（小鹿島文書）



杵島神社より妻山城趾を望む

当国発向之処、最前被馳参条、殊以神妙、其子細、可令注進状如件、

貞和六年三月廿二日　　源（今川直貞）（花押）

橘薩摩大夫房

橘薩摩公世軍忠状（橘中村文書）

橘薩摩東福寺四郎次郎公世申軍忠事

右去五月一日、令発向須古城、致合戦之間、中間孫八令討死訖、然則下賜御證印、為備将来亀鏡、恐々言上如件、

貞和六年六月廿日　　「承了（今川直貞）（花押）」

武雄大宮司については佐殿方祈禱寄進のことがあったようであるが武家方の軍勢催促も受けている。

武雄神社文書。

頼尚与同直冬事、為相待京都御左右、所打越赤間関也、早致用意可被馳参、仍執達如件

観応元年十二月二日　　宮内少輔

武尾亀石殿

亀石は十二代舎門の幼名。少弐頼尚が直冬に与したので馳参すべしとの催促である。去就はさまざまである、諸家の中にあって一貫した態度を持することは出来なかった。

直冬九州を去る

その後尊氏兄弟の和睦により、直冬を鎮西探題とすることにしたが、平和は忽ち破れ、直義は鎌倉で

殺された。九州でも一色氏が南朝に降り、直冬が一色を破り、更に一色が懐良親王に離反する等の経過があったが、直義死しては直冬もその勢いを保つことは出来ず、文和元年＝正平七年（一三五二）長門へ逃れた。

5　宮方の全盛

文和元年＝正平七年（一三五二）足利直冬去って後の九州の情勢は、宮方に有利に展開している。

少弐頼尚は探題敵視の念が強く、宮方と結んでいた。

文和二年＝正平八年（一三五三）探題に攻められた少弐頼尚を救援のために、筑後にあった菊池武光が北上し、大宰府南方の針摺原で探題方を撃破した。この戦では神埼以東の肥前の武士は探題一色氏に味方している。

文和四年＝正平十年懐良親王は探題一色父子を攻めるために、肥後から肥前に入り、九月一日小城に千葉胤泰を攻め、筑後や西肥前の武士が宮方に馳せ参じている。橘中村文書(37)に橘薩摩公世軍忠状があり、宮方に馳せ参じたことを示している。

証判
「一見了（花押）」

橘薩摩東福寺四郎次郎公世申軍忠事

右、為朝敵御退治、御発向肥前国小城郡之間、最前馳参、其後致用意、日田御陣令参着候訖、仍迄于豊後豊

前博多、属于御手、致忠勤候　以此旨、可有御披露候　恐惶謹言

正平十年十一月　日

右上の証判は、親王側近の五条良氏である。更に宮方は筑後・豊前を征し、九州の政治的中心の博多を掌握した。

孤立した一色道猷は九州を去り、後を継いだその子直氏も延文三年＝正平十三年（一三五八）に去った。

この年の三月、足利尊氏は、九州親征を考えたが、嗣子義詮の諫止で出発しないうちに、病にかかり、四月三十日卒去。歳五十四才であった。義詮継ぐ。

なお九州ではこの頃少弐氏のほか、大友・島津ともに宮方であったが、日向の守護畠山直顕のみは直冬の失墜後は尊氏に通じ、反島津の態度を維持していた。九州の宮方は唯一の北朝方、畠山直顕を討つために、この年十一月日向に出向した。

しかし宮方勢力の発展をおそれる幕府の説得もあって、まづ大友氏時が離反した。

そのため懐良親王は豊後に遠征し菊池武光も日向を引揚げ、翌延文四年＝正平十四年豊後に入った。ところが、少弐頼尚がその虚を衝いて離反、大宰府を出発、豊前糸田に陣し、宮方を挟撃する態勢を取っている。この時武雄大宮司代通厚も龍造寺家貞等と少弐の陣にあった。

菊池氏留守の肥後でも阿蘇大宮司や詫磨氏が叛いた。

大保原の合戦

その年七月、懐良親王は菊池武光と三井郡大保原に陣し、少弐の軍と対峙した。双方大兵力を投じての決戦で、筑後川の戦ともいう。

宮方に千葉、波多、稲佐、白石、後藤など、又少弐方には波多氏を除く松浦諸家、龍造寺、高木、千葉氏などが参加している。後藤氏については、一族分かれての記載もあり必ずしも明確でない。

武雄社大宮司家の少弐方参加については、次の軍忠状が残されている。

武雄社大宮司都々亀丸代藤原通幸軍忠状

肥前国後藤武雄大宮司都々亀丸代岩永小次郎通厚申軍忠事

右、為良氏良遠幷菊池武光以下兇徒等退治、御出府之間、御共仕、筑後国大保原御合戦之時、属於小府御手、致散々太刀打候畢、若此条偽申候者

八幡大菩薩御罰於可罷蒙候　以此旨可有御披露候　恐惶謹言

八月　日　　武雄大宮司代藤原通幸（裏花押）

「承了（花押）」（少弐頼尚）

進上御奉行所

当主都々亀丸が幼少であった為岩永小三郎通幸（建武の頃武雄大宮司であった諸久曽女の代司）の子通厚が代司として出陣している。良氏・良遠は懐良親王の側近五条頼元の子達である。宮を憚って両名を挙げている。岩永氏は武雄大宮司の庶族とされている。

延文四年＝正平十四年（一三五九）七月小部隊の接觸、少弐勢味坂庄から大保原に後退、湿地帯で対

時が続いたが、八月六日菊池武光先制攻撃から夜襲をかけ、少弐方は支え得ず、大宰府に敗退、残ったものは四散した。宮の陣・太刀洗などの地名はこの戦に因んだものである。宮方の損害も大きく、追撃し得ず、負傷した懐良親王を擁して肥後に帰った。

将軍義詮の対応

大保原敗戦に対して、将軍義詮は、大友氏時を激励、八月肥後国守護に補し、北朝の綸旨を得て、少弐頼尚と大友氏時に追討を命じている。翌正平十五年斯波氏経に九州を経略させることとし、又正平十八年には氏時を筑後国守護にしている。

宮方の全盛

宮方は大保原の戦の翌年四月少弐頼尚を徹底的に攻め、更にその翌年の康安元年＝正平十六年（一三六一）七月に北上、翌月大宰府を攻略して征西府を此処に置いた。

肥前の少弐方に対しては、菊池武安を派遣、武光自らも松浦党と少弐氏の連携を絶つことを図っている。正平十五年正月武安は肥前に入り、神埼の仁比山を本拠に、進んで佐賀・小城・松浦に攻め入り、高木・龍造寺・千葉氏と戦っている。少弐氏は代官、宗経茂を差向けたが勝たず大宰府に引揚げた。武安も亦一族のものを諸処に配置して肥後に去った。

九州探題斯波氏経

幕府は九州探題を復活して新しく一族の斯波氏経を任命した。康安二年＝正平十七年（一三六二）豊後にあった大友氏時・少弐頼尚を討つために出動していた菊池氏は引帰して探題の来着に備えた。氏経

は博多を避け豊後にとどまり、子息松王丸と頼尚の子冬資を大宰府にむけた。長者原で合戦、菊池方は武光の弟武義が指揮し、苦戦の末探題方を破り、追撃に移ろうとしたが上松浦に蜂起するものあり、これを鎮めて豊後にむかった。長者原の戦いでは、千葉・後藤・高木と松浦党でも波多などは宮方であったようである。

翌年宮方は豊後の諸城を陥とし、少弐頼尚は土佐へ逃げ、大友氏時は誅伐され、斯波氏経は北朝貞治三年（一三六四）京都に帰った。

近畿をはじめ諸方の南朝方振るわず、九州のみ宮方が強く、武家方を制圧するを得た。

武雄神社と菊池氏

武雄神社に宮方菊池氏の祈願が再々行われ、又菊池武顕として芦原の田地二町を寄進した文書が残されている。

菊池武顕田地寄進状（武雄神社文書）

奉寄進

肥前国塚崎庄武雄社

同国長嶋庄葦原平倉内、安東左衛門尉跡田地廿六坪壱町、十四坪肆段(四)、南肆段(四)、横枕弐段、已上弐町

事

右、当神者、異敵征伐之神明、為武勇将軍垂迹給、令君民国家守護事、雖年尚、就中至当御代、神明厳重之段、無其隠、将又武顕在庄以後、於所々浮沈之合戦之時分、度々被顕奇瑞、御方擁護之恵、染神勘、心中丹

祈之志、無他事、然間毎度奇瑞之段、令注進之処、闕所地定申者　就夫可被成令旨之旨、征西将軍宮御気色也、今寄進地内、壱町者。為於大明神御宝前毎月大般若経壱部転読新足、壱町者、為当社修理造栄(営)新田也、仍件意趣者、為天長地久国家泰平当庄安穏殊武顕心中所願成就円満、所也奉寄進之如件

正平十九年甲辰十二月二日、越前権守藤原武顕（花押）

この文書にある菊池武顕は当地に在庄とあり。宮裾城、あるいは、従来の橘薩摩一統との関係、安東左衛門尉とは誰か、比定することがなお残された問題である。手懸りを得て補充したいものである。

菊池武顕に佐嘉郡の土地の寄進状もあり、又南朝の建徳元年（一三七〇）には菊池武平の寄進状がある。

なお菊池武顕は太平記巻三十八の〝菊池大友軍ノ事〟に城越前守とあり、註には武光の家臣城越前守武顕と誌されている。

九州探題渋川義行

北朝貞治四年（一三六五）八月渋川義行が探題に任命された。備後まで来たが九州に上陸することさえなく引き返している。征西将軍宮と菊池氏の得意な時期である。

足利義満と細川頼之

貞治六年＝正平二十二年（一三六七）十一月足利義詮が病み、政務は十才の義満に譲り、細川頼之を執事とした。

翌応安元年＝正平二十三年（一三六八）征西将軍宮は九州の諸将を伴い、上洛しようとしたが、大内

義弘に阻止されたと、北肥戦誌はしるしている。

その後少弐頼尚（入道して梅渓）四国より帰り、大友兄弟も旗を挙げ、武家方の立直りがあった。

武雄の藤山考略には

「後藤氏・武雄大宮司等は菊池にかたぬぐ。応安元年（一三六八）十二月二十五日大宰府少弐冬資長嶋庄椿ヶ里に陣を張り、塚崎武雄の城を攻む。兵庫允光明、武雄大宮司、力をあわせてこれを防ぐ。又二年正月十三日冬資進んで柏嶽に屯し、南北互に奇正を争う。」としている。

6　九州探題今川了俊

幕府は九州を宮方の支配から取返すため、応安三年＝建徳元年（一三七〇）六月、足利一門の今川貞世（了俊）を九州探題に任命した。出自、経歴はもちろん、有能で慎重な人であり、適任であった。

彼は九州に赴任するに先立ち戦略を練り、豊後に息子の義範を送り、菊池軍をひき寄せ、又弟仲秋を肥前に上陸させ、松浦党などこの国の土豪を組織させた。防長の守護大内氏にも協力させ、自身は応安四年の暮、門司につき、翌五年八月大宰府を攻略している。

肥前では仲秋が応安四年十一月呼子に到着、松浦党諸家や高木・竜造寺・多久等肥前の武士が港に道に、歓呼して出迎えている。少弐冬資（或は弟頼澄か）とも会い、金屋・相知・小侍・女山を経て塚崎に来ている。

橘中村文書の東福寺中村四郎次郎公与とその弟中村祖甲坊定円の軍忠状に依れば、二人は安藝まで出

掛け、七月九日仲秋に会い、案内して来ている。

藤山考略には橘薩摩總領家の渋江孫次郎公重と一族宮裾三郎・木佐木五郎太郎等は武家方で仲秋を迎え、又後藤氏では光明が宮方であったが、一族の資明は武家方であったとしている。資明は辻後藤の人であったが後になって十四代として宗家を継いだ。橘氏でも渋江公治など一時宮方であったとされている。

塚崎に入った仲秋は、応安五年二月下旬迄、長嶋・塚崎地区にいて西山・潮見・しらげ岳・武雄城・牟留井城・柏岳・烏帽子岳などで攻防を繰返した。龍造寺家文書に（二月）十三日烏帽子岳で菊池次郎との合戦としるされ、菊池武政の兵や後藤氏を中心とする当地の宮方が応戦している。

橘薩摩公与軍忠状　（橘中村文書）

橘薩摩東福寺掃部助公與申軍忠事

右為九州兇徒退治、依大将軍御発向而、去年七月九日、中国参安芸国而、自供奉仕以来、同十一月十九日、肥前国上松浦呼子津罷着、同二十四日、馳加塚崎庄西山而、致度〻合戦、其後大将軍志保田仁御越之時、案内者御供申、同十二月五日、於潮見山、初構城郭、致合戦、同二十三日寄武雄之城、抽忠節畢、次今年十三日、於鳥帽子山、昼夜御合戦之間、随仰而、潮見城警固仕、抽軍功訖、然早下賜御判、為備向後亀鏡、粗言上如件

応安五年三月　日

「承了（花押）」

石井武雄史には右と殆ど同文の橘薩摩野副祖甲坊の軍忠状を示してある。なお同じく三年後の永和元年（一三七五）十二日の橘東福寺尾張権守（公与）の軍忠状もある。この永和元年は頼泰の兄少弐冬資が肥後水島で謀殺されたときであり、そのときも麾下であったことが知られる。仲秋は菊池武安と神埼郡に戦い又筑後酒見で大会戦をして勝利を得て綾部に入っている。翌五年八月兄了俊と狭撃して大宰府を攻略した。

7　宮方の衰退

宮方は十年余占拠していた大宰府を去り、高良山に拠ったが、応安六年＝文中二年（一三七三）十一日菊池武光死去、又翌年五月にはその子武政も逝き、継嗣武朝幼齢のため、応安七年九月菊池に引揚げている。更に翌八年の夏には懐良親王は吉野から迎えた甥の良成親王に征西将軍の地位を譲っている。後村上天皇の皇子である。

少弐冬資謀殺さる

永和元年＝天授元年（一三七五）今川了俊は肥後に入り、七日菊池城に近い水島に陣した。菊池との決戦を期し、島津氏久、大友親世、少弐冬資に来援を請うた。冬資は容易に来なかったので、氏久に頼み呼び出した。そしてやむなく出て来た冬資を酒宴に招き、刺殺してしまった。了俊は氏久に弁明これつとめたが、氏久は一言も発せず席を蹴って退出してしまった。探題の支配に反発している守護の中、少弐氏はまた特に嫌い、これを察した了俊の決行で、北朝勢力に疑惑を生じ、多くの離反者を出し、今

川方は不利となり了俊は塚崎まで退いている。

同年十二月今川仲秋より山代氏に筑前と豊前に兵粮料所を給付した文書がある。勲功として兵粮米を加徴させるために兵粮料所として預置くということである。

永和二年＝天授二年（一三七六）塚崎の後藤氏や須古妻山の白石弥次郎、潮見の渋江公治が了俊に抗戦している。しかし上村公直や大崎公次など橘氏の多くは武家方であり、のち渋江公治も武家方となったとされている。

又この年菊池武朝は良成親王を奉じ、肥前に入り、翌年今川の軍と佐賀郡で戦い敗走した。

永和四年＝天授四年（一三七八）今川の軍は肥後に進攻したが託麻ケ原で敗れた。しかし宮方の衰退は如何ともしがたく、永徳元年＝弘和元年（一三八一）菊池の本城隈部（わいふ）や良成親王の居城も落ちた。当地の上村公直、大崎公次、同公安らの橘氏一族のものは今川方について戦い、それぞれ軍忠状が残っている。

永徳三年＝弘和三年（一三八三）懐良親王逝去。父天皇の下を離れて　幕府打倒に五十年の歳月であった。

南北朝合一

明徳三年＝元中七年（一三九二）閏十月、南朝の後亀山天皇は京都に還り、神器を北朝の後小松天皇に渡し、南北朝の合一が行われた。年来の宮方菊池、阿蘇両氏も幕府に随ったが、良成親王は応せず、元中の年号を用いた。しかし応永二年（一三九五）以後を知ることを出来ないとされている。

今川了俊の解任

今川了俊にはなお島津氏を制圧し南九州を併せて九州統一を完成する使命があった。

ところが応永二年（一三九五）閏七月、突然帰京の命令を受けている。そして駿河半国守護職を与えられたのみで恩賞もなく解任された。

了俊自身は大内義弘と斯波義将の謀略としているが、了俊の智謀故に博多の貿易にも介入してゆくことに対する将軍義満の警戒もあったようである。

(四)　探題勢力の衰退と郷土

1　九州探題渋川氏

応永三年三月渋川満頼が九州探題に任ぜられた。父は今川了俊の前に九州探題を命ぜられ、備後迄下向したが、遂に九州に入り得ず、空しく引帰した渋川義行である。前任者今川了俊が想を練り　策を立てて九州入りをしたのとことかわり、早々に博多に着いている。在職二十年、跡を子の義俊に譲り以後世襲されている。固定化され、形式化して、放置されたようなその扱ひに、見るべき治績を挙げることは出来なかった。

大内氏の進出

幕府は大内氏に渋川新探題の援助を命じている。しかし大内氏には貿易基地博多掌握のねらいがあり、

その強い進出の意欲に在来の少弐・大友氏との抗争を免かれることは出来なかった。北肥戦誌によると、渋川満頼は応永五年（一三九八）二月博多を発して肥前に入り、八月小城郡で千葉、後藤、松浦党など肥前西部の武士と戦っている。大内・渋川方に対する少弐方の抗争である。

しかし先に今川了俊が失脚したように、大内義隆の発展も亦将軍義満に警戒され、その挑発に乗り、義隆は応永六年十二月泉州堺で謀反、義満の大軍に滅ぼされた。応永の乱という。

しかしこの時大内家は存続し、弟盛見が家を嗣ぎ、引続き九州に影響を与えている。この年千葉勢が探題の神埼倉戸の城に押寄せたが敗北している。また応永九年から十二年頃迄、菊池の一族赤星氏が三根郡にあって探題と戦を繰返している。

2　千葉氏の内紛

応永十一年小城の千葉氏に内紛、家人鍵尼泰高が当主胤基を攻め、渋川満頼は泰高を制せんとしたが、少弐氏が泰高を助け探題と戦っている。鍵尼氏の敗軍で落着したが探題の地位の低下である。探題は五月には渋江氏を潮見城に攻め綾部に帰城している。

小鹿島文書に室町幕府の安堵状がある。

室町幕府安堵御教書

渋江下野入道性淳申、肥前国長嶋庄内志久村以下事、如元、可被全性淳知行之由、所被仰下也、仍執達如件

応永四年十二月十八日　　（斯波義将）沙　弥（花押）

（渋川満頼）右　兵　衛　佐　殿

九州探題渋川満頼施業状案

肥前国長嶋庄内志久村事、如元、可全性淳知行之由、去年十二月十八日御教書如此、案文遣之、早任被仰下之旨、可被沙汰付下地於渋江下野入道性淳之状如件

応永五年五月十三日　　（渋川満頼）御判

吉　見　弾　正　少　弼　殿

吉見弾正少弼遵行状

肥前国杵島郡長嶋庄内志久村事、去年十二月十八日任御教書之旨渋江下野入道勝淳（性）、可被下地渡付状如件

応永五年二月廿四日　　散位（吉見弾正少弼）（花押）

志　地　主　計　允　殿

垣見勘解由左衛門尉　殿

応永四・五年の頃であり、後、少弐方に移ったものと思われる。

武雄神社には応永十一年八月渋川探題から花島村の内として寄進がある。

少弐氏は九代貞頼が没し、満貞の代である。

橘氏一族の関係

応永十三年（一四〇六）十二月には幕府の意を受けた探題が、牛島房童丸に対し長島庄下村の内として百二十町を安堵している。

しかし牛島氏は安定せず渋江氏第十一代公代が享徳四年（一四五五）中村公頼に牛島氏との和与の誓書を出し、その翌年には牛島氏から中村氏に起請文を送っている。一応一味同心が成立している。

橘中村文書(53)橘公勝軍忠状応永廿五年正月二十九日があり、中村氏五代公勝が満頼の嫡子義俊に属し転戦した軍忠状であるが、明確には戦闘の箇所などを掌握し得ない。この年義俊が父を継いで探題となっている。

応永十八年（一四一一）正月千葉胤基が白石に於て大村家有と戦い、大村氏は藤津に敗退、千葉勢は追掛けて討取っている。両家の戦は後々まで繰り返されている。

応永三十年（一四二三）探題義俊は少弐満貞、千葉胤鎮に攻められ、翌年更に少弐の一族筑紫教門に攻められ、急速に勢力を失っていった。義俊辞して筑後に蟄居、正長元年（一四二八）満頼の甥満直が探題に補せられた。

応永三十二年七月豊前、筑前の守護職を兼ね博多を拠点に貿易の巨利を収めている大内盛見に対して、少武満貞と菊池兼朝が挙兵した。盛見は満貞、兼朝を追い、また大友氏内部の攪乱をはかった。しかしこれは失敗した。

永享三年（一四三一）六月、大内盛見は、筑前立花城に大友持直を攻めたが、逆襲され敗死している。大内氏に取って盛見の敗北は意外であった。元来大内と大友・少弐の私闘であった筈であるが、盛見の死と博多が制圧されたことにより、大友持直と少弐満貞の謀反とされた。大内持世に幕府の討伐の命が下った。

永享四年（一四三二）大友持直は豊後・筑後の守護を改易され、のち豊後の守護を別系の親綱に安堵された。

永享五年（一四三三）大内持世は、兵を進め豊前で敵対する実弟持盛を討ち、八月筑前二岳城で大友親雄を討ち、持直を府内から追放した。少弐氏も大内に追いまくられて資嗣先づ討死し、父の満貞も自害している。

永享六年（一四三四）に、満貞の弟横岳頼房が少弐の一族や肥前の国人領主を糾合し　探題満直を神埼に敗死させた。満直の子万寿丸元服し、探題をつぎ教直と称し綾部に居住した。

永享九年（一四三七）千葉胤鎮の士中村胤宣が大内氏に通じ、主胤鎮を廃し、胤紹を擁立した。しかし文安元年（一四四四）の冬、千葉家譜代の家臣が集い、小城の牛頭城攻撃をはかった。度々、戦った末、胤紹は佐賀の春日で敗死している。石井良一氏はその武雄史に胤宣を橘中村氏六代の公廉と同一人物であるとされている。公廉の系図にある「中村左ェ門五郎、永享十年冬従大内修理大夫持世、伐千葉介胤鎮、仍得奉行所賞状」の記載と上記文書の現存をよりどに示されている。

嘉吉の乱

中央では永享十三年改元嘉吉元年（一四四一）六月将軍義教が赤松満祐の館で討たれるという事件がおこった。少弐教頼は対馬より上洛したが、赤松誅伐に遅参し、却て不首尾であった。将軍義教は幕府の威信を高めた人であったが、あまりにも強圧政策をとった為、諸将の反感を招き、誘殺された。嘉吉の乱といわれる。大内持世も将軍に同席、重傷、翌月七月二十八日死亡している。

大内氏では盛見の子教弘が持世を継いだ。幕府は少弐氏の播磨遅着の弁疎を聞かず、教弘に少弐教頼とその与党大友持直等の追討を命じた。太宰府にいた少弐教頼は対馬に逃れた。教頼は宗氏の女婿となったが、宗氏は少弐の代官ではなく保護者であった。

大内教弘は探題渋川教直を博多姪の浜に据え、陶、仁保などの家臣を箱崎や太宰府に配して、少弐氏の再起に備えた。

文安三年（一四四六）三月宗貞国が上洛して、将軍義政に謁し、細川勝元の執りなしで少弐教頼は勘気赦免となった。教頼は太宰府に帰るを得たが、その翌年大内氏に追われ、佐賀の龍造寺家氏を頼った。家氏は城西に新城を築き、これに移した。

千葉氏再び内訌

千葉氏は胤鎮のあと元胤・教胤つづき、元胤の時が千葉氏全盛とされている。

今川仲秋の子孫に胤秋がいて、千葉家にあり、与賀・川副の両郷を与へられていた。文安二年事破れて討たれた胤紹の遺子胤朝とよく、胤朝は渋川・大内と通じていた。元胤没後の寛正六年（一四六五）五月幼主教胤に代って家宰中村越前守胤頼が、与賀城に胤秋を攻めた。戦い決せず、また内通あり、兵を川上にひいた。胤秋これを追い激戦、胤頼矢に当り、これをみて子息妙胤、同名伯耆守、武雄加賀守、同大蔵允馳け入り討死。しかし勝敗決せず、越前の乱といわれている。

胤頼についても石井良一氏は橘中村氏を考えられたようである。この前後の時代また武雄大宮司家や橘中村氏など千葉氏の勢力下にあったことが知られる。

寛正七年改元、文正元年（一四六六）千葉と今川氏再び川上で戦い、翌応仁元年今川方は渋川教直に加勢を乞い、また土民を連れて民家を焼払う等のことがあったが、遂に敗れ、胤秋と弟二人討死した。渋川方も散々の敗北であった。

この頃は天災地変がつづき、寛正六年の肥前について、北肥戦誌に「六月十八日より、雨一滴も降らず、七月二十九日に大風夥しく吹き出して、大潮漲り上り、肥前の南、海より三里上は船を以て往還す。九州是に同じく田畠悉く溺れ滅び　菜殻共に捜るに希なり……」とある。

3　応仁の乱の頃

応仁元年（一四六七）五月、応仁の乱勃発、七月大内政弘は、西軍山名持豊（宗全）に応じて上洛した。対馬にあった少弐教頼は東軍の細川勝元に通じて挙兵し、筑前で大内・大友の連合軍と戦ったが、対馬の宗盛直と共に敗死している。応仁二年十二月のことである。大友氏は政親であった。

文明元年（一四六九）大内氏主力が京都にあり、西国蜂起。菊池重朝・大友親繁・少弐頼忠等が兵を挙げている。

少弐教頼の子頼忠は大内留守軍を破り、太宰府に帰還し、将軍義政の偏諱を受けて政尚、後更に政資と称した。

朝鮮との通交で領主権を強化している宗氏に取って、少弐氏は重荷となっていた。

応仁の乱の終熄により、諸将は帰還し、大内政弘の攻撃をおそれる少弐氏に、もはや宗氏は応じ

なかった。

少弐政尚太宰府を追わる

文明九年（一四七七）十一月大内政弘は帰国し、翌十年には兵を率いて九州に渡海した。少弐政尚（初め頼忠、後政資）を討つためである。

渡海に先立ち、大内氏は幕府権力を介して、対馬の宗貞国に工作した。少弐氏に宗氏の援兵はなく、政尚は追われて龍造寺氏のもとに居を移した。

小鹿島文書 大内政弘書状に

態御使喜悦候、此方之儀、敵残党所〻悉加対治候、仍、委細承候、祝着候、就中、彼両家事、毎〻可然之様被仰談、早〻一段事行候者、尤可為肝要候、此子細、具杉美作守可申候間、省略候、猶〻態承候、為悦候、恐〻謹言

十一月廿五日　　政　弘（花押）

渋江兵庫頭殿

とあり、渋江氏が大内氏に、よしみを通ずる使者を送っていることを知る。

杵島藤津の動き

当地方に於ては文正元年（一四六六）、藤津の大村家徳が、藤津と杵島を抑える拠点として、鹿島の在尾に城を築いている。

その当時、大村氏は小城の千葉氏と杵島の地で抗争していた。

文明元年（一四六九）六月、千葉教胤は、鹿島の大村氏を討たんとして出陣し、その船が大町江で顚覆し、水死したと伝えられ、北肥戦誌や鎮西誌に誌されている。

鎮西誌には、「六月、千葉教胤は多くの兵を率いて、大村家親を攻めた。家親は藤津に出張して千葉勢を防ぐ。時に炎天遽然として、雨寒氷霰が陣頭に降りそそぐ。千葉衆船にて帰らんと大町江を渡ろうとする。軍勢乗込の船、忽ち顚覆し、教胤以下軍士百余人、篠島の潮水に没す。けだし教胤が、祇園恒例の鎮祭を怠廃した故の神罰の致す所か。今松松岳の鎮守が、家親を擁護したのか。その後、大村氏は新たに藤津・杵島の郡県の運略を得た」とあり。教胤時に十八歳。千葉氏は一敗し、大村氏は難を逃れている。

これより先、大村家親の兄家徳に、当地にかかわる一通の書状がある。

橘中村文書

尚〻、いまのことくかんにん候て、世中の様も御らんし候者、志せんおのづから可然時儀もあるべく候也、渋江方ハ其方へハとうかんなきように、うけ給及候。牛嶋方の事こそふかくうらみられけに候へ。

昨日御入候、悦喜申候、兼、又それの身の事承候。尤はし免より河栅方と申談候間、一途可然様に渋江方へ申談へき心中に候処ニ、牛嶋方思ひ之外ニ風度被越候間、先以そなたの親方の事にて候間、牛嶋方の事、渋江へさいそく候て、過半道行候処ニ、又、牛嶋方こらゑか祢て、長嶋へ勢遣候間、まへより渋江方へ無為候子細申て候事共、いたつらになりて候、無是非候へ共、さり乍ら牛嶋方身上はいたはしく候て、又志ふへ方へさいそく申候。九十一町事、先、牛嶋方へ知行させ申候。それの御事ハ、牛嶋方の身上とつき候するまて

と存候て北方をあっけ進し候キ、当年中なんとに長嶋へ可申事候ハす候
恐々謹言
壬十月廿八日　　家　徳（花押）

記述の享徳四年とその翌年の夫々に、渋江・牛島氏が中村氏に出した和与・起請文とかかわり、また年次は明確でない。北肥戦誌に「文明二年（一四七〇）高来の有馬肥前守貴純、串山を退治す。此時大村家徳有馬に打負け、上松浦の草野へ落ちたりしが、彼の所に於て程なく死去せしとぞ聞えし」とあるので、その没年より遡及して、渋江・牛島の橘氏同族の争ひに、強く介入して勢力を拡げ得た頃のものである。

なお太田亮氏の姓氏家系大辞典にはこの藤津大村氏を彼杵大村氏と一体にし、家親一名日向守純治としている。しかし家徳を以て純治とするものもある。書状に北方とあり、牛嶋氏のこと、また大村氏の事にも知見を得たい。

文明九年（一四七七）千葉教胤を継いだ胤朝が藤津に出張し、内田何某を以て大村日向守家親の有尾城を攻め落としている。

4　杵藤、伊万里の四家契諾

この頃、高来の有馬氏が北上を開始している。

文明十四年逼息していた少弐政資は、龍造寺氏らに守られて甦り、探題渋川万寿丸を綾部城に攻めた。

このとき万寿丸は大内氏の援助がなく筑前に落ちている。

翌十五年五月将軍義尚から大内政弘と渋川氏に少弐政資誅伐合力の命が下っている。しかしこのとき両者の間はうまく行かず、具体的な行動の史料はない。

（小鹿島文書）

渋江公直外三名連署一揆契諾状

契諾条々之事

一、此人衆、自今以後、就公私、無余儀可為同心事

一、於此寄合中、万一、自敵方、雖有如何躰故実、無各同心之儀て、不可取置事

一、有存寄篇目は、相互不残心底可申承事

一、弓箭之時は、何方任先立て、可令合力之事

一、内談之儀不可有他言之事、

若有此旨相違者、可罷蒙神明御罰候、仍状如件

文明十五

五月吉日

渋江　公直（花押）

伊万里　後藤　仰（花押）

後藤　職明（花押）

藤原　胤明（花押）

四囲騒然たる情勢の中に当地方の人々が結んだ攻守同盟の締結である。

5　延徳、永正の頃と千葉氏

千葉氏には内紛があり、文明十八年胤朝が弟胤将に討たれた為に、少弐政資は、弟を胤朝の女に配して胤資とした。これを西千葉という。

また一方胤朝の弟で早世の胤盛の子を、家人が撫育し、赤目の城にいたのを、大内義興（政弘の嗣）がこれに加冠し興常と名乗らせた。これより千葉氏は東西に分裂して敵対する。

延徳二年（一四九〇）少弐政資は西肥前に入り、下松浦の伊万里氏・山代氏を降し、このあと大友政親と提携して、筑後犬塚城の渋川刀祢王丸を追落とし、また太宰府に入り、奪回の念願を果たした。

延徳四年改元明応元年（一四九二）少弐氏は大内勢と箱崎で戦い、更に明応三年上松浦を征し　更に有馬貴純の同心を得て平戸の松浦弘定を降している。貴純は平戸を知行し、又政資は貴純に軍功を賞して白石・長島両庄を宛行ったとされている（北肥戦誌）。確認しうる文書はないが有馬氏は杵島に大きな影響を及ぼすことになって来る。

明応四年政資の子頼資上洛、将軍義高（義澄）の一字を受けて高経と名乗っている。

更に亦大友政親の女が高経にとつぎ、大友・少弐は結束して大内氏の北九州進出に備えた。

しかし、明応五年大友政親・義右の父子、内紛で共に没し、大内義興は将軍義尹に、少弐討伐の名分を与へられ、兵を起した。翌六年正月、大内方の杉興正は敗れたが、義興みづから大兵を以て出陣、太宰府の少弐を破り、更に筑前岩門城・肥前養父勝野尾城と追い、政資は実弟千葉胤資の小城晴気城へ、

高経は勢福寺城を経て晴気に来た。しかし大内の大軍は四月この城を攻撃、城主胤資討死、高経は城を出たが途中で自刃。父の政資は多久宗時を頼ったが、ここも攻められ自害している。

千葉興常は、このとき晴気城を攻めて大内氏から肥前守護代に任ぜられた。

明応六年（一四九七）政資、高経父子の滅亡により離散した少弐氏は、高経の弟資元が大友親治の保護により成長し、その支援を受け、また横岳・出雲・朝日氏等一門の家臣の支援で、永正の初め頃には再び勢力を回復していた。また千葉氏嫡流の胤繁等が小城に帰るを得て、少弐資元と連携して大内の勢力に対抗するに至った。明応七年八月綾部城の渋川刀祢王丸は少弐の遣臣に攻められた。渋川勢では防ぎきれず大内の将仁保護郷が少弐勢を破った。

渋江公直はその頃大内・渋川と与した勢力であった。

細川政之による将軍の廃立

将軍家では明応二年（一四九三）細川政元により将軍義材が廃され、関東から上京して来た堀越公方政知の子清晃（義澄）が擁立された。室町将軍の権威はまさに地に落ち、以後の将軍は、有力な大名の力を借りる以外には、地位を保ち得ないものとなった。

義材は永い流浪の末、名も義尹と改め、明応九年（一五〇〇）三月大内義興に迎えられて周防山口に入った。以後山口滞留が八年に及んでいる。その間京畿から戦国の様相が深くなって来た。

渋川刀祢王丸はこのとき大内義興のとりなしで、義尹の一字を興えられて尹繁となり、また明応九年八月正式に九州探題に任ぜられた。

永正二年（一五〇五）少弐資元東肥前で旗挙げし、大内方になっていた江上興種を追って勢福寺城に入り、更に千葉胤繁と勢と勢を合せ綾部白虎城を攻略、探題尹繁は筑後へ逃れた。

前将軍義尹上洛

永正四年（一五〇七）六月管領細川政元が養子澄之等に殺され、又その澄之も細川高国に殺されるという異変が発生。前将軍義尹は大内義興に援けられて、上洛を画策した。

先づ大内・少弐・大友・渋川氏らに和睦を命じ、義興を筑前・豊前、少弐を肥前、大友を豊後の守護に任じた。依然北九州を支配せんとする大内氏本位の策に、大友・少弐の反発があったものの、一応和解した。

翌年義尹は大内義興はじめ渋川尹繁、少弐資元代横岳資誠・千葉興常・龍造寺家和・同家兼・波多治等をまじえ、九州中国の諸氏を従えて上洛。七月将軍に復した。

少弐氏一門・千葉家の内紛

北肥戦誌によると永正三年（一五〇六）少弐一門の筑紫満門大内氏に属し、これも少弐一門の横岳資貞の子で千葉嫡流を嗣いだ胤勝を小城に攻撃している。しかしこの満門はのち大永四年（一五二四）一門で婿である馬場頼周に討たれた。馬場頼周は後に策謀して龍造寺家兼を欺き、龍造寺一門を存亡の危機に追込んだ人である。

永正七年（一五一〇）三月、東千葉の興常・喜胤の父子等が西千葉の胤治を殺害し、その内訌に乗じて、その年の秋大村氏と渋谷氏が杵島郡に入り、千葉氏と争った。その翌年喜胤が来て、これを退けて

いる。杵島郡は東千葉の勢力下に入り、岩部・中村らの家臣が郡境を警備し、郡中の人々は千葉代と称したとされている。

ところが永正十一年（一五一四）有馬晴純は、大村氏を破り、伊佐早氏・西郷氏等を味方にし、藤津に兵を向けた。翌十二年千葉勢を破り、横辺田に陣を布いた。郷士等は有馬氏になびいたとされている。

武雄市史は「由来有馬氏は早くから周防の大内氏に呼応して行動することが多く、大内とは対立関係にあった小城の千葉氏と、しばしば杵島あるいはその周辺において抗争し、杵島の諸家はそれらの間にあって微妙な立場に立たざるを得なかった」と誌されている。

6　渋江氏の盛衰

橘公業の長島入部から十三代、嫡流の渋江公勢に就ては、若木の日鼓城に、勢威を張っていたが、最後は余りにも悲劇的であった事が伝えられている。

日鼓城は橘氏の一族で大崎に居住していた井手備後守公泰が築造したものであり、明応年間（一四九二―一五〇〇）に公勢が拡張して居城にしたとされている。公泰は文明元年（一四六九）にはその領地大崎に樋口神社を創祀した人である。渋江氏が特に公勢の代に勢力を得るに至った経過は明らかでないが、大村純伊と旅で出会い、これを助けて旧領に復帰させている。彼杵の大村は島原半島の覇者有馬氏と抗争が絶えず、文明六年（一四七四）その攻撃に敗れて、大村純伊は、早岐から佐々へ逃れ、さらに唐津の加々良島に潜伏し、文明十二年（一四八〇）加々良島から川棚村小串浦に上陸して、旧臣の協力

を得て再びこの地に勢力を得たとされている。

宝暦三年（一七五三）に書かれた渋江由来記には大村氏援助出陣を永正五年（一五〇七）としているが、石井氏の武雄史と武雄市史は大村家譜や藤原有馬世譜により考証し、二十七年を遡及して文明十二年に改めたいとされている。

更にまた武雄市史はこれを文明十二年とすることにより、純伊を援助したのを、公勢とすることに疑義を出されている。文明十五年伊万里・大村・後藤と契諾を結んだのは渋江公直であるため、援助したのは先代公直とするのが自然である。がなお橘系図に



日鼓城趾

公代
- 公忠――公勢
- 公泰――公直

とする異伝がある。文明から永正初期にかけて右馬頭、或は下野守を称した公直があり、橘中村文書で明らかであるが、公勢との関係判然たらず、後考を俟っとされている。又異伝の系図の公泰は日鼓城を築いた井手公泰とすることも出来るか。

公勢については永正八年（一五一一）中村公集に、また大永六年（一五二六）中村公継に、加冠の名字状がある。

永正十年、十一年千葉興常より、杵島郡山口附近の所領を中村公連と公集に安堵した三通が中村文書の内にある。興常は大内氏によかった。中村氏と總領家渋江氏との関係も保たれていた。

渋江公勢について他に明らかな史料はなく、死のみが劇的に伝えられている。

渋江由来記に、公勢に公政・公親の両児があり、かねて公親を害し、公政を惣領に立てんと図っていたその乳母に、公政と

日鼓城跡略図





日鼓城趾にある渋江公勢父子の墓

共に誤って毒殺された。公親は幸に生き残ったが、後藤純明の軍に押寄せられ、逃れて母の里波多興信を頼ったと誌されている。公勢時に七十歳とされ、大永七年三月の死と誌さる。

後藤純明

後藤純明は渋江公勢の長子であり、母は後藤職明の女である。早くから祖父職明の許にあり、嗣となった。大永六年には武雄城防備のため、武雄社大宮司武雄峰門に命じて、宮崎川に土居を築造させている。石井氏は千葉氏に備えたものとしている。

渋江公勢の死を聞いて、純明は日鼓城を攻めた。公親は幼弱で、一族郎従も過半が純明に志を通じ、城を出た。その為に城内は防戦の術もなく、公親は波多氏の許に行き、更にその臣日高甲斐守喜に依頼して、壱岐に蟄居した。

享禄三年（一五六〇）正月有馬晴純が塚崎に入り、住吉城に迫ったが、後藤勢は十六日、三間坂村白水原の有馬陣を夜襲して、敗走させた。晴純は切歯、復讐を期したが、仲裁するものがあって和睦し、晴純の妹が純明の室となっている。仲裁は誰であったか、知るを得ない。

純明、天文二十二年三月十八日卒。武雄市川良の浄円寺に墓を伝えている。

北肥戦誌に「資元は、大内介が為め、過ぎし永正の頃藤津山中に蟄す」とあり、少弐一門であったが反少弐である、筑紫満門の全盛時代である。

大永八年改元享禄元年（一五二八）少弐資元は、管領細川高国を頼み　将軍家に訴え、その子松法師を元服させ興経と名乗らせた、大宰少弐になして屋形号を得ている。このとき資元四十歳。今の世であ

れば寄る年なみでもないが、目の黒い内に太宰府奪回をとの念願で、大友と結び、中央の対立を利用し、動きはじめたのである。大内義興は資元を討つことを将軍義晴に願出たが拒否されてしまった。この年十二月大内義興は病死し、その子義隆後を嗣いだ。

興経のちの少弐冬尚は江上元種の迎えを受けて勢福寺城に入り、馬場頼周が後見をした。少弐資元も漸く勢いを得て、上松浦を伐ち太宰府をねらって西筑前に進出した。

大内義隆は、父義興が取付けることに失敗した少弐追討の命を得て、享禄三年（一五三〇）四月筑前守護代杉興運に下知した。資元は冬尚と勢福寺城に一緒になり興運を迎えた。再三兵を進める大内勢と少弐勢は現在の三田川町田手畷で合戦し、押され気味になった龍造寺家兼の勢から、鍋島清久等の赤熊の面をつけた異形の一団が出て、大内勢をさんざんに混乱させている。大内勢は筑前に敗走した。このとき筑紫尚門や横岳資貞は大内軍の主力として参戦し、討取られている。このころ千葉胤勝は筑前で浪人していたが、実父横岳資貞と同様に大内方についた。先に述べた有馬晴純の後藤純明攻撃はこの年である。

享禄四年筑後に進出した大友義鑑に呼応して少弐資元自身発向、翌天文元年杉興運を太宰府の岩屋城に攻めた。杉の要請により義隆は新に陶興房を派兵。少弐を立花城に追込めたが、筑後に出ようとして秋月で、少弐の一族に待受けられ、敗退、その年は越年している。翌二年、陶は大友・少弐に対して、筑後・筑前・肥前と転戦し、少弐方の筑紫、宗らを降した。龍造寺胤久・千葉喜胤・上松浦のものも陶の軍についた。資元父子そのとき多久にあったが、これを勢福寺城に迎え江上・馬場以下恩顧のもの、

又龍造寺家兼・家門ら、防戦の準備を整えた。十二月綾部・朝日山の両城を攻落とされ、このとき探題渋川尹繁の息弥五郎義長が大内勢の中にあって討死している。

天文三年（一五三四）五月陶の軍は神埼の陣を発して、龍造寺家兼の居城水ヶ江城を攻めたが、敗退して引返し、又七月には、有馬晴純が、少弐資元の留守を伺って、多久を攻めたが、城番龍造寺盛家が撃退した。その翌日十四日夕から風雨、十五日大風水の中を、家兼が陶の軍を急襲し、大勝を得ている。

大内義隆は十月、みずから少弐討伐にかかり、太宰府に本陣を置いて、討手を向けた。一方千葉興常父子・波多氏を介して、龍造寺家兼に働きかけ、少弐方に和議をはからせた。

少弐父子は勢福寺城を渡し、大友氏も和平し、九州は静謐と見えたが、翌天文四年大内氏は太宰府の陶に命じて、東肥前の少弐の采地を悉く没収させた。いたし方なく少弐資元は多久に落ち、冬尚は蓮池の小田氏を頼った。

武雄鍋島家文書

千葉興常安堵判物

肥前国杵嶋郡内、山口八十町、小城郡内、原分弐拾四町之事

右、任先例之旨、御知行、不可有相違之状如件

天文五年三月五日　　平　興　常（花押）

後　藤　殿

このとき、後藤純明は千葉氏の配下であったとは思えない。

大内氏少弐資元を討つ

天文五年（一五三六）大内義隆は、大宰大弐に任ぜられた。少弐氏より上の箔付の望みが通った訳である。龍造寺氏の支持を失った少弐氏の滅亡は時間の問題であった。その秋陶道駅（興房）は小城に布陣、千葉興常を語らって、多久へ発向、後藤・波多・草野も加わり、小弐資元は多久専称寺で自害した。

その子冬尚は、蓮池や小田氏の許にあったが、資元の死を龍造寺家兼の寝返りにありとする蓮池方が、水ヶ江に押掛け撃退されている。ここに肥前の実権は少弐氏から龍造寺氏に移ることになった。

天文七年（一五三八）三月、大内義隆は大友義鑑と和睦して、かつての大友氏の所領であった筑前の数ヶ所を義鑑に返戻した。漸く九州に於ける大内氏の支配が確立することに見えた。しかし天文八年少弐冬尚が動き初めた。

少弐冬尚立つ

天文九年千葉興常卒去。喜胤嗣ぐ。

この年少弐冬尚は龍造寺家兼を訪い、援助を要請した。家兼には先年の小田氏来攻のことがあり、了承が因難であったが、漸くに心を解き、以前の如く、少弐冬尚を勢福寺城に据え、龍造寺家門が執権となり、江上元種、馬場頼周が補佐することにした。翌年一月、冬尚は勢福寺城に入った。

有馬氏の進攻と千葉氏

天文九年（一五四〇）三月有馬晴純が、杵島郡横辺田に兵を進めて、千葉喜胤の軍を破っている。後藤純明・平井経則・白石・秀・前田など有馬方に参戦している。鹿島市史には鎮西誌の引用として「…郡

（杵島）には平井山城守経則・後藤伯耆守純明及び白石・前田・伊本・大町・芦原の輩、群居して有馬に属し、千葉を防ぐ。この時有馬氏、高来・彼杵・藤津・杵島及松浦の五郡を領し、以て威を逞うし、牛津川・横辺田に城砦を構えて、その封彊を守らしむ」と誌されている。また歴代鎮西要略には、杵島郡の武将の有馬氏に属したものとして、平井・後藤・白石・秀・前田・井本・田中・富永・大町などとしている。芦原・富永など当地の武士と思われるが、残念ながら出自など明らかでない。

又北肥戦誌には「……小城の千葉丹波守喜胤、父（興常）に変らず、中国の大内義隆に属して、少弐家に随わず。又同名胤勝、その子胤連とも不和にして、佐嘉・神崎・小城の際騒動に及びぬ……」とあり。既に強力な有馬氏であり、千葉家内紛に乗じ、喜胤を攻め、ついで少弐・龍造寺攻めをはかった。天文十年少弐の執権龍造寺家門は千葉両家の和解を斡旋し、有馬の攻撃をかわすことが出来た。

このとき冬尚の弟を喜胤の養子とし、千葉胤頼を名乗らせ、鍋島信房の二男彦法師丸（後の直茂）四才を千葉胤連の養子とし、東西千葉の合体、少弐・千葉・龍造寺の連繋をはかった。なお彦法師丸は天文二十年十月千葉氏を出で父鍋島清房の許に帰っている。

天文十一年千葉喜胤病苦により自殺し、胤頼が家督をついだ。

少弐一族と家臣団に団結はなく、少弐・大内氏の間で巧妙に保身をするものもあり、また家兼統制下、優れた一族の戦闘団、龍造寺氏には、嫉視が集中していた。

渋江公親の長島復帰

大永七年（一五二七）若木の日鼓城を服した渋江公親は、壱岐にあったが、天文十一年旧領を回復せ

んと、波多・平戸松浦と謀り援兵を得て、長島に進出して来た。後藤純明は黒髪城を出て戦ったが敗れ、公親は再び日鼓城に入った。しかし十一月に至り日鼓城は後藤の攻撃を受け、公親は小城郡牛尾山に逃れた。後更に龍造寺を頼った。渋江氏の復帰は僅かに三ヶ月であった。純明は武雄城に移った。

(五) 橘一族 諸氏の興亡

橘一族は公業入部以後、大きく上村と下村に分れた。『小鹿島文書』正安三年七月十二日「関東下知状」に「一庄を分けて上下と為す。上方を以て上村と号し、下方を以て下村と号す」と見える。また、「上村は則（すなわち）河上・大崎・大渡以下の村あり、下村はまた志保江・牛嶋・中□（村カ）等の村あり。上下はこれ惣名なり」としている。

北方町はこの上村に属している。橘氏は先に述べたとおり、下村を中心に発展し、上村については領主支配が進展する余地が少なかったとされている。実際、後世有名な渋江・牛島・中村・中橋はすべて下村橘氏であり、上村橘氏はあまりその名を聞かないし、史料の残存も少ない。このうち鎌倉から戦国に至る中で、わずかに地元の石碑や史料にその片鱗をのぞかせる橘一族と目される人達を、現北方町、主に上村を中心とする橘一族に拾遺してみた。史料が断篇的で、どの家がどこからどのように分岐しているのか、あるいは、たとえば大崎村を知行しても大崎氏と称したものであるのか、大崎氏と宮裾氏はどういう風に異っているのか、そういう細い点は判断できにくいが、一応、現北方町域で活躍した、少

くとも生活したと思われる人達を瞥見してみたい。大字もしくは小字名くらいを名字として名乗っている人達、かつ名前に橘氏の通字である公の一字を名乗っている人達を収集の目途とした。史料が限られていることは、史料を残しにくいほど浮き沈みが激しかったとも考えられよう。

1 大崎氏

大崎氏は現北方町大崎を本貫の地とする橘一族である。もともと橘公業の一子公員が上村（河上村・大崎村・大渡村）を譲られ、後家（後に公義）が下村（渋江・志保江・中村・牛島）を譲られ知行する。その後、土地相続をめぐる相論があったが、大崎村知行は、公員とその子公綱に認められている。この公綱の子公資が初めに大崎氏を称したと思われる。その後、下村系統渋江氏から分出した公次、公安父子が大崎氏を名乗る。

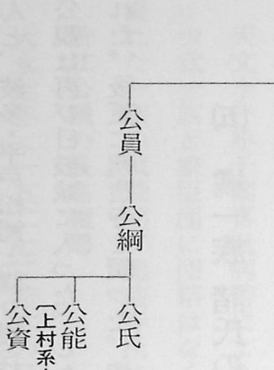

建武年間と推定される「橘薩摩一族所領支配注文」を見れば、大崎村を支配している人物は橘四郎公高と弥八跡夜叉童丸である。服部英雄氏は「開発・その進展と領主支配」の中で、弥八跡夜叉童丸の弥八は『相良家文書』「相良定頼申状案」に見える橘佐渡弥八公好であろうとしている。つまり、彼を先の大崎公資と同じ系統の公員（公阿）の末裔としてとらえている。いずれにしろ大崎村の惣領は、橘公高、佐渡公高であった。この惣領宛に、この建武年間、軍勢催促が出ている。（小鹿島文書）

「菊池武重以下凶徒蜂起、既及合戦之旨、少輔孫太郎入道（小俣道剰）注申之間、所發向也、不廻時刻可馳参、仍執達如件

建武四年七月廿六日　　沙弥（一色道猷）（花押）

橘佐渡四郎（公高）殿」

「菊池武重已下凶徒等事、為誅伐、今月廿八日所令發向肥後國也、當日以前令上府、同可被進發、於不参之輩者可有異沙汰也、仍執達如件、

建武五年八月四日　　少貳（頼尚）（花押）

橘薩摩佐渡四郎（公高）殿」

足利尊氏が九州に残した一色道猷と鎌倉時代の伝統勢力である少弐氏は、共に菊池氏討伐のため公高に軍勢催促状を出したのである。その後、事情は不明であるが大崎村の支配は公員の流れから下村系統に移った。

南北朝末期、今川氏が入部して以来、橘氏は一部菊池方についたものもあったが、おゝむね今川氏方について北部九州を転戦した。大崎氏を称する橘公安もその一人で、今川仲秋に軍忠状を差出している。

「橘大崎但馬權守公次申軍忠事
右肥後國團山凶徒楯籠之間、為御退治御發向之時、去六月平鹿倉御參陣ニ、同十七日城攻之時、御合戦致忠節、其後養徳寺城衆罷籠、前原御陣御移之時、七月十一日又平鹿倉城衆罷籠、同八月十二日伊倉菊池同團山凶徒散落之後、同十四日平尾城追落之時御共仕、竹迫凶徒楯籠候間、一族可罷向之由、被仰出之間、馳向追散、同十八日板井參御陣後、度々菊池御勢使致忠勤、至于今迄致宿直候訖、然則下賜御判、備後證弥為成弓箭勇、粗言上如件、
康暦元年十月　日
「承（今川仲秋）　了（花押）」

去自三月板井御陣參以来、同四月廿二日城野仁対城被占時供奉仕、其後、吾平河内同城聖城没落之時、御共仕、同六月廿二日夜、隈部城菊池武興以下凶徒没落刻、致宿直、同廿六日南部至日留隈御陣而宿直警固候之条、無其隠者哉、然則為備下賜御判、子々孫々弓箭亀鏡、粗言上如件
永徳元年七月　日
「承（今川仲秋）　了　（花押）」

公次は今川仲秋について肥後国まで出張し、菊池攻めに随身したことを述べている。その後、息子の公安は隈府城の菊池氏没落のとき参陣したことを主張している。了俊はこれに証判を加えている。このように自分の軍忠を主張することは、当時のシステムであり、これだけの軍忠を尽くしたので、そのみかえりを恩賞もしくはそれに見合う安堵という形で要求したわけである。大崎氏も肥後に出兵するに当っては一人ではなく、地元で数名から数十名の軍勢を整えて出発し、この参陣を果したものであろう。

これより少し前、応安六年（一三七三）九月廿四日、源頼国は武雄神社に長島庄大崎村富永名の内田地一町を寄進している。（武雄神社文書）

「奉　寄進
武雄大明神
肥前國長嶋庄大崎村富永名内田地壹町事
右彼所者、為□（大）長地久國土静謐、殊者源頼國戰場勝利息災延命家門繁榮所願成就圓満也、仍為後日、所奉寄進之状如件
應安六年九月廿四日　　源　頼　國（花押）
武　雄　大　宮　司　殿」

源頼国が戦場で勝利を得るため、息災延命のため、家門繁昌のため諸願成就のために寄進するとしている。源頼国なる人物はどういう人物なのであろうか。かつ、先の大崎村を知行した橘一族とどのような関係にあったものであろうか。

2　今　山　氏

今山氏は現在の大字大崎字今山、もしくは今山六田のあたりを本貫とした橘氏一族と思われる。橘氏

のいずれから分岐するのか不明である。永享六年（一四三四）八月廿三日、先の大渡氏と同じく武雄神社に志久村のうち田地一町を作人名を付けて寄進している。（武雄神社文書）

「武雄大明神、仁、公匡任被申寄進之旨、志久村之内一町渡申候坪口（付）之事
四反　上吉原作人
　　孫太郎
一反　う志ろ田□（作）人
　　平六
三反　水丁作人
　　藤六
一反　大坪同藤六
一反　う志ろ田同藤六
以上一町
永享六年八月廿三日　　今山公光（役仁）（花押）」

文中、「公匡寄進申さるゝの旨に任せ」とあり、それを執り行ったのが役仁（役人）今山公光であるところからすると、武雄神社に寄進した人物は公匡であり、これを実地に行った人物が公光であった。公匡は系図上に見えないので、今山氏とも、そうではないとも確定できないが、恐らく今山公光を役人として動かせる立場にあった橘一族と思われる。

今山は東福寺谷北方の谷にも地名があるが、今山公光が武雄神社へ寄進された志久村の孫太郎・平六はじめ、作人たちを把握している点からして、この土地に近い大崎の今山を本貫とする人物と考えることが妥当であろう。

また別に、応永七年（一四〇〇）十一月廿一日の「古川公高買得田地注文」に、「なかちやう　三反、いま山とのよりさうてん」と見える（橘中村文書）。買得された田地のもとの所有者が「今山殿」であったわけである。この「今山殿」が大崎の今山氏とどのような関係にあるのかは不明である。

3　桜　木　氏

桜木氏は現北方町大字大崎字桜木を本貫とした橘氏の一族であったと思われる。『岩蔵寺過去帳』に、

「90当所御台（桜木妙秀）」
「369妙智禅尼（桜木之）」
「472桜木」
「600孫二郎（桜木正順）」
「603正円禅門（桜木備前）　正光禅尼」
「604正恩禅尼　正珎禅門（桜木）」
「607正満千代徳童子」（番号は有川宜博氏史料「岩蔵寺過去帳」による）

と現われている。90の当所とは、岩蔵寺の所在する小城の千葉氏をさしたものであろうか。つまり、桜

木妙秀は小城の千葉氏の妻となっていた人物と考えられる。この桜木氏が橘一族のどこから分岐するかは不明である。

『水江臣記』巻三に

今村東右衛門組

杠　関之允

一某先祖杠之某、紀伊國杠之里ゟ當國罷越、神埼郡杠江居住、其後北方村桜木館屋敷ニ罷在候、其時分　隆信様多久通御登被成、飯盛ニ御陣被遊、須古平井経治久津具嶋へ陣取有之、武雄勢猪熊ニ陣取火番廻リ稠敷相聞候（下略）

とある記載の中に桜木館屋敷が見える。この桜木館屋敷と岩蔵寺過去帳に書かれていた桜木氏がどのように関連あるものかはわからないが、橘一族桜木氏の衰退の後、杠氏がこの地に入ったものであろう。いずれにしろ桜木館屋敷なる存在が確認される。

4　木佐木氏

木佐木氏も桜木氏と同じく、旧橋下村（現在白石町）の木佐木を本貫とした橘氏の一族と思われる。服部英雄氏作製の橘薩摩一族系図（『地方史研究』一五二号所収）によれば、木佐木氏は公業の一子公行から公茂、公方と続いている。この流れは『橘姓澁江氏世系図』では

公業――公行（木佐木氏）――公持――公方
　　└女（下野守妻）――公氏

と見えている。

また、建武年間と推定される「橘薩摩一族所領支配注文」に木佐木村の知行地として弥三郎公俊、後家正真跡、彦五郎公高、女子尼妙光の四名の名前が見える。

これ以後、室町期には木佐木氏の存在を証するものは見当らない。

下って戦国期、『水江臣記』巻三に次のような喜佐木氏の活躍が見える。この喜佐木氏が、先の木佐木氏の子孫に当るものかどうかは不明である。あるいは全く別家の可能性もある。しかし、いずれにしろ木佐木を基盤に生活し、活動した家に違いなく、この点で一応先の木佐木氏を継ぐ橘一族と考えたい。

「

石井九郎右衛門組

喜佐木八郎右衛門

一某先祖喜佐木三郎兵衛儀、杵嶋郡喜佐木村之住人ニ而御座候、隆信様長信様須古城御退治之砌、多久勢之致手引、於一間塀敵を討取、其場ニ而戦死仕候事

一三郎兵衛子八郎右衛門、其砌幼稚御座候、須古城之残黨ニ被殺候而はと心得乳母心遣ニ而北方村江連越罷在候、此旨龍造寺下総守殿被聞召付、於多久忠節之子ニ而候条可被召仕由ニ而、女山江御呼、構口と申所ニ居屋敷を被下、其上頭立衆並ニ知行被下たる由ニ候事

一高麗御陣之砌、八郎右衛門儀龍造寺又八郎殿致御供、名護屋迄参リ候處、御跡之義無心元思召候条、留主居心ニ御息江可被付置由ニ而被差返候事

一八郎右衛門子九郎兵衛儀、伊勢陣ニ罷立多久衆同前ニ津城へ乗込粉骨相働申候、其以後片目ニ相成不具ニ而奉公不罷成知行指上候事

一九郎兵衛子八郎右衛門義、右之首尾故無扶持ニ而女山ニ罷在候を由緒有之者ニ候故、多久与兵衛殿ゟ御詞を被副前野田勝右衛門存之鼻組ニ御入被成候事

一右八郎右衛門子某ニ而御座候事」

これは多久家に仕えた喜佐木八郎右衛門が江戸中期に書き残した家の由緒である。これによれば喜佐木氏は、戦国期に猛威をふるって進出した龍造寺隆信につき、対平井氏攻めに活躍、喜佐木三郎兵衛は北方村へ退避、のち龍造寺より女山構口へ居屋敷を与えられた。秀吉の朝鮮出兵の折、八郎右衛門は龍造寺又八郎に随身し、名護屋まで参陣した。その後、八郎右衛門の子九郎兵衛は伊勢陣（関ヶ原）に出陣、多久の者と一緒に津城へ乗り込んだ。その後、片目を失い、不具となったため知行を返上したと見える。子孫は多久家家臣となって存続した。

5 宮裾氏

宮裾氏は現北方町大字宮裾を本貫の地とする橘一族で、橘公業の一子公員の流れに属する。系図によれば公員の流れは以下のようになっている。

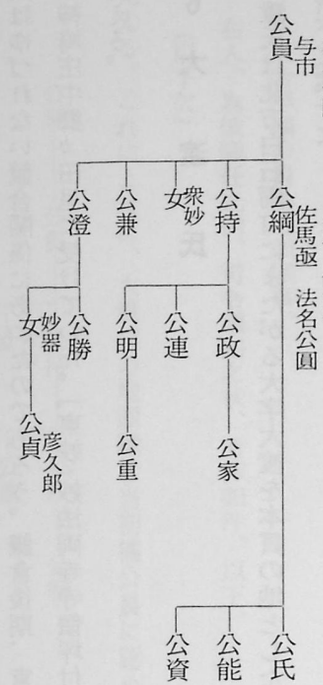

「武雄社大宮司藤原頼門重申状」に

「肥前國御家人武雄大宮司小次郎入道入眞重言上

同國宮裾兵衛三郎□(入)道、顧(不脱カ)非分押領咎、違背御教書、不及是非請文陳状上者、早任定法、欲糺給下地幷年々押領物等勲功地清□(水カ)山浦財部稲塚田畠屋敷等事

副進

一通　御教書案

右、巨細勒本解状、具言上畢、然早任定法、為給下地幷年々押領物等、重言上如件

元亨二年□(閏)五月　日」

と見え、宮裾三郎が武雄大宮司小次郎の土地を押領し相論となっている。かつ、これについて宮裾兵衛

三郎の非分を停める御教書が差出されたようであるが、これに背いたため、更に重ねて武雄大宮司は申状を作っている。場所は清水山浦財部稲塚田畠屋敷等となっている。藤原頼門（小次郎入道）代の康門清水山とは宮裾と同じく大崎の小字にある清水町のことであろうか。

同年五月付で、武雄黒髪両社の大宮司を兼ねた藤原頼門（小次郎入道）代の康門の申状に「早く停止せしめん……」とあり、ここでも（宮裾）兵衛三郎入道（今は存命でないとしている）の息女が押領を訴えられている。大宮司小次郎入道入真代康門つまり藤原康門が裁可を求めた係争の地は、黒髪村のうち林口田地五段であった。この土地を兵衛三郎入道（宮裾三郎入道）の息女が押領したため、「種々の神役等を對捍せしむるの條、希代の所行なり」と訴えられたわけである。これからすれば、もともと神役を行うのが宮裾氏の年来の立場だったとも受けとれる。それを対捍（収めるべき年貢を収めないこと）したため訴えられた。宮裾氏側の申状が残存しないので、同氏側からの事情は不明であるが、武雄氏との間はゆづれない競合関係にあったのであろう。鎌倉後期、宮裾氏は蒙古合戦に参戦したらしく、恩賞地を神埼庄中郷ヵ田里に受けていた。「東妙・妙法両寺寺領坪付注文写」に宮裾三郎公明子息道勝の名前が見える。

6 大渡氏

大渡氏は北方白石両町にまたがる大字大渡を本貫の地とした橘一族である。『小鹿島文書』の「将軍家政所下文案」（経頼）に

「将軍家政所下　肥前國長嶋庄内大渡村住人
　可令早橘公員為地頭職事、
　右人、為彼職任先例、可令領知之状、所仰如件、以下、
（以下欠）」

と見える。これによれば、大渡村の地頭職は当初橘公員に認められていたことがわかる。

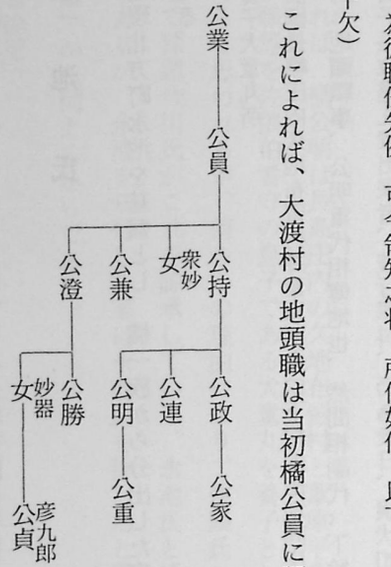

建武年間と推定される「橘薩摩一族所領支配注文」の大渡村に新次郎公政・余七公藤・妙喜跡の三名の名前が見える。公政は先の公員の孫に当る人物である。

また、永享六年（一四三四）正月二日「大渡公元契状」に次のように見える。

「肥前國長嶋庄志久村之内田地壹町之事
　武雄大明神免此間ハいつ町の分のれうそくお被進候へとも散田時より下地お渡可申候（別）坪付へちにあり仍状如件
　永享六年

正月二日
大渡豊前守公元（花押）
武雄　殿
」

「契状」とは、将来の行為を約束するための契約状で、この場合、大渡公元は志久村内にある武雄社免を今までは料足（料は物の代物、足は銭の意で、ここでは銭の意と思われる）で納めたが、散田時（この場合、請作人に割り当てて地子をとれるようになった段階）から土地を武雄神社に渡すことを約束している。大渡氏はこのようなことができる土地支配に密接した立場にあることがわかる。

7　永池氏

永池氏は現北方町永池を基盤とし、橘一族から分出した家と考えられる。「橘薩摩公明譲状案」に次のように見える。

「譲与養子犬童丸所
在肥前國長嶋庄内久地布留村幷葦原平倉口下村内田地同庄永池村内田地屋敷等（者坪付在別帋之）地頭職等事
右、件所〻地頭職事、公明重代相傳地也、然間相副代〻下給證文、佐隈伯耆守子息犬童丸養子所譲与也、若為公明子孫致違乱輩出来者、被行罪科、仍為後日、譲状如件、
應永二年乙亥二月一日　　公明判
今河あう州御はん

此旨可存知候状如件、　　沙弥
披見畢
沙弥　了俊　御判

これによれば、橘公明は長島庄内の久地布留村と葦原平倉口下村内の田地に加えて永池村の田地・屋敷等の地頭職等を佐隈伯耆守の息子である犬童丸を養子として譲り渡している。橘公明は下村系統の橘氏一族であると思われるが、何らかの理由により、佐隈氏の息子犬童丸に右のところの地頭職を譲っている。末尾で探題今川氏がこれを諒承している。永池氏と橘公明あるいはその養子となった犬童丸の関連は不明であるが、永池を知行した家は永池氏を称したと思われる。永池氏を称する一族の存在が『岩蔵寺過去帳』から伺えるからである。

「585妙幸（永池ノ）禅尼」
「645前長池美作守」
「649決心（永池）勝公禅定門」
「769道監（永池）」
（番号は有川宜博氏史料「岩蔵寺過去帳」による）

これら永池氏は、法名中に公の字を使う点からしても橘一族との関連が予想され、現永池を本貫とした橘一族と考えられる。

8　諸石氏・蓑具氏・福田氏

諸石氏、蓑具氏、福田氏がどの系統から分岐したか、また分岐した時期はいつなのか、ともに明らかでない。しかし、在地武士であり、しかも名前に公の通字を使う点から橘一族と考えられる。『後藤家文書』天正三年（一五七五）「不動寺勝意外六名連署起請文」には次のように見える。

天罰起請文□□明様甫子殿様同後藤御家、向後永々不可存疎意別儀之事、□□一度不致随□□二□家□□可抽□□石條□□、梵天帝尺四大天王、惣而六十余州大小神祇、當國千栗八幡大幷、黒髪大権現、武雄大明神潮見大明神、軍神摩利支尊天、天満天神、冥罰神罰、各々可蒙其身者也、仍状如件、

天正三年十月十三日　　不動寺勝意（花押）
諸石土佐守　公久
同　三介
蓑具和泉　公偕（花押）

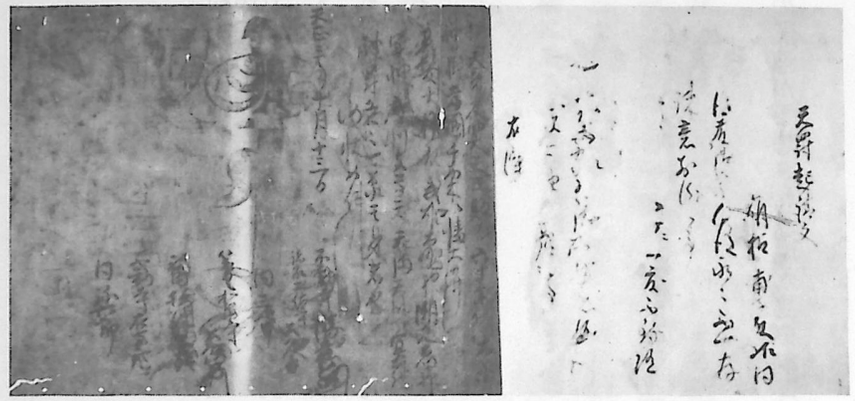

不動寺勝意外六名連署起請文



諸石飛弾守起請文

福田攝津公□
不動寺右馬亮
同弥六郎

九州大学教授藤野氏の研究によれば、天正二年後藤貴明は内憂外患、つまり惟明の反乱と竜造寺氏の進攻によって危機的状況にあり、このため「武雄とその周辺の給人・地侍層から起請文を徴し、反乱の主謀者が養子惟明であることを示し、自らと実子晴明に対して忠節を求めつつ、領主的結集を図った。」（「竜造寺領図の形成過程」）とされる。右の「不動寺勝意外六名連署起請文」もその中の一つに捉えられている。差出人、諸石土佐守公久、諸石三介、蓑具和泉守公偕、福田攝津公□もそのように貴明に対し、起請文によって忠節を表わしたのである。このうち諸石氏はこの他に諸石飛弾守なるものが天正三年、同じ状況下で久間氏に対し起請文を出している。（「後藤家文書」）

起　請　文

一　奉對當方、於以後茂、無沙(汰)□申上間敷之事、
一　就今度仕合、不企悪心之事、

右之旨於虚言者、可蒙梵天帝釋四大天王、堅牢地神、惣而日本國中大小神祇、殊者千栗河上、別而黒髪大権現、武雄大明神、潮見大明神、若宮八幡大菩薩、部類眷属、御罰其身者也、仍起請如件、

天正三年乙亥九月廿三日　諸石飛驒守

久間殿進覧

諸石氏の在住地は確定できないが、神文に最後の神名に多久所在と思われる「若宮八幡大菩薩」を掲げている点から六角川以北の可能性が強い。なお、杉岳には丑の神と呼ばれる諸石氏の氏神があり、在住地との関連が考えられる。

蓑具氏は「岩蔵寺過去帳」に「金阿ミノク式部大符ノ私事ニ打死了」と見える。これから、蓑具式部法名金阿の存在は確認してよいと思うが、「大符の私事に打死しおわんぬ」とはどのようなことであろうか。大符(大府)は大宰府の略称や幕府の敬称に使われたことがあり、中国では唐代の郡守の敬称であったというが、この場合何を指したものか確定しがたい。いづれにしろ、蓑具氏も存在は明らかであり、公の通字を使っている点から橘氏の分岐もしくは縁戚と考えられる。

福田氏はこの文書の福田摂津公□のほかに、寛正七年(一四六六)に中村氏に対して常木公次などともに詫びを入れている人物に福田周防守公照がいる。(「道春・公照・公次連署起請文」『橘中村文書』)

9　芦原氏

橘氏一族で芦原と知行するものには中橋氏が知られていて芦原氏は見えないが、河副荘江上の福満寺

の「長尾山年譜」には次の文書が見える。

肥前國佐嘉郡河副庄福満寺本免田之内、春日・相野・野田不慮散在候地如古本丸目五町之事、堅可有御知行候、依仰執達如件

永享六年十一月十五日　　葦原大膳之輔公利　判

同年譜は天正八年(一五八〇)八十で歿した僧朝覚が録したものを後世の僧や佐賀藩士石田一鼎・大塚盛純が再録・再訂したものである。徴証として時代々の文書を折り込んで構成してあり、先の葦原公利のものもその一つである。同年譜の注記では公利を今川了俊の臣で川副の老としているが、今川は既にこの三十数年前に九州を去っておりおかしい。文書の年代の永享の頃の探題は渋川氏である。そして渋川氏は西肥前経営に橘氏とたしかな連絡があった。宿敵少弐氏が小城千葉氏と比較的良好な関係にあったため千葉氏と勢力を接する橘氏の遠交近攻の策であろうか。永享六年は一月に探題渋川満直が少弐方横岳氏のために戦死し、十月にはその子満寿丸が探題となった。葦原公利が橘一族ではないとしても、この文書は満寿丸の意を受けたものと思われる。満寿丸はのち渋川教直と名乗る。これ以後教直には、橘氏の中村播磨守にあてた書状「態通信本望候・仍太刀給祝着候・是も太刀一腰進候・委細期後来候」なども残っている。渋川―橘の関係から、葦原公利が橘一族である可能性は強い。

10 津山氏

「岩蔵寺過去帳」に「津山」（471—有川氏整理番号）と見える。前後の記載からすれば応永三十四年（一四二七）多久城内で切腹した者の一人と見られる。応永三十四年何の事件があったのか。なぜ切腹したのかなど不明である。またこれに先だつ応永八年「丹波守某所領安堵状」には左のように見える。

肥前國杵嶋郡長嶋庄久治布留村内葦原富永當知行分田地屋敷之事、任證文之旨、領掌不可有相違状如件

應永八年六月十五日　丹　波　守（花押）

津　山　弥　五　郎　殿

葦原富永の田地を安堵されている。安堵した丹波守が誰であるかは明らかでないが探題渋川氏系の人物の可能性が強いとされている。

四　戦国時代

(一)　松浦党と郷土のかかわり

1　郷土と松浦党

中世、ことに室町後期から戦国期にかけて当町には加々良・馬渡・徳永（桃川）・波多・山代氏等の松浦党や松浦方面に出自をもつ諸家が移り住み、あるいは知行地を持って活動した。伝統勢力渋江氏を当町中世の東の横綱とするなら松浦党諸家は西のそれといえる。とりわけ戦国期には渋江氏を抜いて主人公である。それではなぜ松浦党はこの方面に進出したのであろうか。一つに上松浦・下松浦、いずれの方面にしろ佐賀平野部への進出はこの地域が距離的に近いこと、二、高来方面の有馬氏が北上に際し松浦党と結んだため連携関係で進出が容易になったこと、三、東の小城方面は肥前の最大の勢力千葉氏の地盤で進出できないのに対し、北方方面の伝統勢力渋江氏は戦国期天文以降は全く衰えてしまい切り取りやすくなったこと、四、文明十五年の渋江公直・伊万里仰・後藤職明・藤原胤明の一揆諾状に見られるように、この地域の国人との攻守同盟、つまり相互の安全保障に松浦党が加わることは地理的にまた

10 津山氏

「岩蔵寺過去帳」に「津山」（471—有川氏整理番号）と見える。前後の記載からすれば応永三十四年（一四二七）多久城内で切腹した者の一人と見られる。応永三十四年何の事件があったのか。なぜ切腹したのかなど不明である。またこれに先だつ応永八年「丹波守某所領安堵状」には左のように見える。

肥前國杵嶋郡長嶋庄久治布留村内葦原富永當知行分田地屋敷之事、任證文之旨、領掌不可有相違状如件

應永八年六月十五日　丹　波　守（花押）

津　山　弥　五　郎　殿

葦原富永の田地を安堵されている。安堵した丹波守が誰であるかは明らかでないが探題渋川氏系の人物の可能性が強いとされている。

四　戦国時代

(一)　松浦党と郷土のかかわり

1　郷土と松浦党

中世、ことに室町後期から戦国期にかけて当町には加々良・馬渡・徳永（桃川）・波多・山代氏等の松浦党や松浦方面に出自をもつ諸家が移り住み、あるいは知行地を持って活動した。伝統勢力渋江氏を当町中世の東の横綱とするなら松浦党諸家は西のそれといえる。とりわけ戦国期には渋江氏を抜いて主人公である。それではなぜ松浦党はこの方面に進出したのであろうか。一つに上松浦・下松浦、いずれの方面にしろ佐賀平野部への進出はこの地域が距離的に近いこと、二、高来方面の有馬氏が北上に際し松浦党と結んだため連携関係で進出が容易になったこと、三、東の小城方面は肥前の最大の勢力千葉氏の地盤で進出できないのに対し、北方方面の伝統勢力渋江氏は戦国期天文以降は全く衰えてしまい切り取りやすくなったこと、四、文明十五年の渋江公直・伊万里仰・後藤職明・藤原胤明の一揆諾状に見られるように、この地域の国人との攻守同盟、つまり相互の安全保障に松浦党が加わることは地理的にまた

伝統的に不自然なことではなかったこと、五、南北朝期、松浦党が佐賀平野方面に得た恩賞地の経営を考えるとき、有明海交通が利用された形跡があるが、当地域も六角川を通じてその可能性があったこと、などが考えられる。南北朝期、呼子に上陸して宮方による大宰府攻略をめざす今川仲秋は呼子津・金屋（唐津）・相知・小待・女山と道順を経て武雄へ進出する。武雄進攻の要因も種々あろうが、一つは援兵を募りやすく、進みやすい道を進んだとも考えられる。つまり松浦党及び松浦党に呼応する勢力の道筋を進んだものと解してよかろう。このため武雄牟留井城までは合戦もなく到着している。仲秋は地元の援兵を集合させつつ進んだものであろうから、呼子から武雄までの道筋は松浦党諸家と同心した地域、いわば松浦党のルートであったと考えられよう。これは戦国期松浦党が当町に進出する地勢的遠因をなすものであろう。

2　松浦党の創成期

福岡県糸島郡から、長崎県五島列島の西南端に及ぶ、九州北西部の、複雑な地形の海岸地帯に、また島々に、平安時代の中期頃から、松浦党と称せられた武士団があった。

その多くは、摂津渡辺荘からの下向の、源久を始祖とし、同



永長元年、松浦党祖、源久が始めて今福に築城

族関係にあったとしていた。そして源姓で一字名を名乗っていた。

内陸の武士団と異なり、海が優位の経済基盤に、庶子の独立も比較的早く進み、出陣、着到、恩賞など別々で、指令し、統轄する惣領はなかった。

党という呼称には、多分に中央貴族の蔑視がこめられていた。鎌倉前期、北条泰時が執権の頃の歌人、藤原定家の日記に、松浦党という鎮西の兇党が、数十艘の兵船で、かの国の別島（巨済島か）に行き、合戦し云々と、聞き書をしるし、高麗のうらみを買うようなことになれば、宋との往来も容易でないと言っている。

松浦一族は自らを党とは称していない。

松浦党は、その占める地域により、上松浦と称し、又下松浦と称している。

上松浦は東西松浦の在地領主層によって構成され、松浦荘を中心に発展した。これに対し、下松浦には、西松浦西部から、南北松浦にかけて存在した宇野御厨荘にあって、実在の明らかな源直の裔と、また婚姻などを通じて、包含されるに至った他姓もある。

江戸時代後期、平戸松浦家によって調査編纂された、松浦家世伝などには、始祖源久の下向を、延久元年（一〇六九）とし、北松浦今福の地に、梶谷城を築いたとしている。伝承である。

源久実在の史料として、上松浦石志文書に、康和四年（一一〇二）宇野御


梶谷城遠望

厨野検校散位として源久が三男石志勝に譲与したとする文書写二通があり、また有浦文書にも、延応二年（一二四〇）松浦先祖代々末流次第事と表記された文書に源大夫久を始祖に誌してある。

いずれも、写しであり、史料的価値は絶対的とはいえないが、伝承は早い時期から流布されていたと見られる。

しかし、伝承は事実としても、延久元年下向とする源久が、子孫に与えたとされる所領が、一代で形成されたとするのは、不自然である。源久以前に、源浮や源聞など、肥前守に任ぜられた嵯峨源氏の人々があり、又源久の下向の年より、五十年前の寛仁三年（一〇一九）に刀伊の賊の、松浦侵寇に際し、前

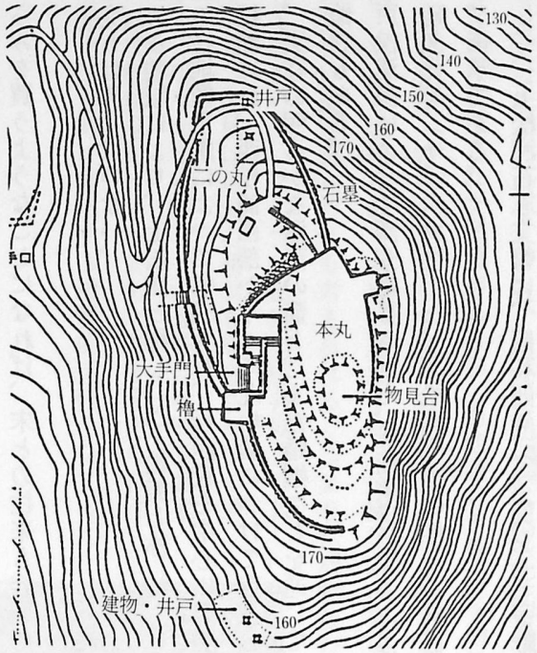

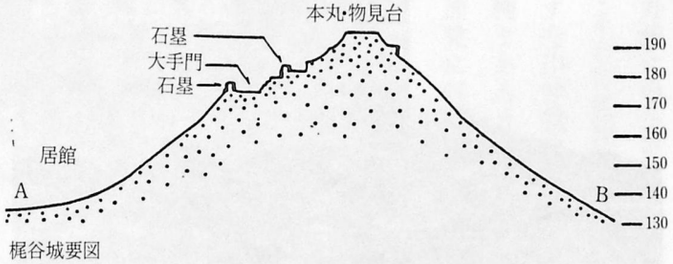

梶　谷　城（日本城郭大系より）

肥前介源知（シラス）が、郡内の兵を率いて撃退している。藤原氏全盛のときの藤原実資の日記「小右記」寛仁三年六月二十九日の条に、「前肥前介源知、賊徒還却之間、於肥前国松浦郡合戦間、多射賊徒、又生捕進一人」とあり、又朝野群載にも戦いのことが誌されている。祖先として松浦一族の系図には、誌されてはいないが、任を了えて帰洛せず、土着した人と考えられている。久の入部のときには、松浦一族の所領は形成されつつあったようである。

源知の拠点はどこであったのか。創成期の松浦氏、上・下松浦の展開、手がかりがありそうに思える。伝えられる源久の、所領分配は、下松浦の地は嫡子直に譲られ、直を除く庶子には上松浦の地が分与されている。それらの人とその分流は次の通りである。（唐津市史による）

- 持
  - 親　波多源太、駿河守と称して岸岳城にあり、子孫より八並氏が出る。
  - 来　鶴田太郎と称し、鶴田・中村・河原・山口各氏の祖となる。
  - 至　鴨打源三郎と称し、鴨打・木島の祖となる。
- 勝
  - 遙　石志より伊万里黒川に移り、後に二男繁を祖父の地石志に分家させ、清水を称し、さらに黒川・清水・川副の各氏に分脈した。
  - 至　石志にあり、石志・山本・河崎の各氏に分れる。
- 聞
  - 安　新久田（南波多）に住したが、後に壱岐に移り、新久田・吉永・牛方の各氏に分れる。
- 広
  - 高　神田五郎と称し、唐津神田にあり、神田氏となる。
- 調
  - 清　佐志太郎と称し、佐志氏・浜田氏となる。
- 高俊
  - 納　牟田部・相知・築地・向の各氏となる。

同時代の九州の武士団、原田・菊池・山鹿・緒方氏などと異り、松浦一族の本宗の直は他の庶家に数倍する土地を有していたが、本宗としての統制は、庶家に及んでいない。

直の実在は、安貞二年（一二二八）三月十三日付の関東下知状案（青方文書）によって知られている。直の孫山代三郎固と峯源藤次持の、小値賀島地頭職をめぐる相論に、直のことに及び、記述されている。

平家の九州経営、宋との貿易に協力して発展している。直を父とする下松浦の分流は次の通りである。

（松浦党大系図など参照）

清　本宗松浦、丹後・志佐・斑島氏等の祖　源直の継嗣　今福に居す

栄　有田氏祖、唐船城主

遊　大河野・大河内氏祖、二代知の女鶴田氏に嫁し、鶴田氏日在城を嗣ぐ

披　平戸・伊万里氏祖、大河野峯邑にあり、峯五郎と称す　岩屋に獅子ヶ城を築き、後田平に移る。田平、鷹嶋を分流す。

囲　山代氏祖、直経営の山代邑を継ぐ、早岐・楠久氏分流

彊　上松浦八並氏祖

連　小値賀・御厨氏祖

なお別家をしるして、頼、別家松浦家を創設五代で断絶となす系図もあり、又後代地域的発展により更に多くの分流が知られている。

源直の史料に見られる活動は、五島であり、平戸であったが、経営の拠点は、伊万里市山代の地であった。東西に飯盛城と和田城を築き、従来の梶谷城と併せて砦とし、東山代の里に、政庁の里館を、自らは山ん寺山に館邸を営んでいる。山ん寺は、宇野御厨内陸部の中央に当り、山越えの馬道もあって、統轄するには案外便利であったものと思われる。広大な原野には、牛馬牧も開発され、山頂には山祇神社を祀り、その北側の平坦地は總持寺跡と伝えている。杉の木立の中に、南北に分かれる館跡があり、武者溜り、馬寄せ場、矢倉門跡など、石塁、土塁をめぐらせている。源久の遙拝墓、直夫妻夫々の墓、嫡子清の墓が伝えられている。

椎の原生林も、大石庭の跡も、尾根の道も中世武家のたたずまいに感慨新なものがある。

また、里の館の鬼門を相し、源大夫判官松浦直が創建したとされる青幡神社が、東山代町里の地にあり、楠の大樹が欝蒼としている。

3　源平抗争期

源平抗争の初期、治承五年（一一八一）、九州の菊池・原田・緒方・臼杵・部槻（戸次）・松浦党が大宰府を焼払うという風聞が立ち、平家を驚かせた。

平家は、一族の平貞能を肥後守に任じて、討伐、寿永二年（一一八三）松浦党も降伏、菊池・原田氏と共に、貞能に率いられて、上洛の途についた。ところが、この年木曽義仲が、越中礪波山に、平氏の軍を破り、都に入ろうとしていた。平家の一族はこれを避け、安徳天皇を奉じて、西海への途について

いた。貞能の上洛軍も、途中で出会い、引返し大宰府に入った。松浦党は安徳天皇仮御所の守護についている。

寿永三年（一一八四）一月義仲は、源頼朝の代官、弟範頼と義経に敗れ、逃れるところを、近江の粟津で討たれた。

平氏は前の年、大宰府に落着いたが、九州を抑える力はなかった。豊後の緒方惟義の旗挙げに、筑前芦屋に山鹿秀遠を頼り、更に海に出て、讃岐の屋島に逃れ、頼朝・義仲の抗争期に立直り、福原に帰って、一ノ谷に防禦陣地を築いた。松浦党は水軍を編成して、平氏に随っている。松浦党という呼称で誰々であったかは明らかではない。

木曽義仲を破った頼朝は、さらに平氏追討の命を受け、寿永三年二月、範頼は山陽道を、義経は丹波路を進み、激戦が続き、ひよどり越で義経が急襲し平氏を破った。この戦いに、平氏は忠度（のり）・通盛・知章・重衡・敦盛と一門の錚々（そうそう）を失っている。松浦党でも、松浦太郎高俊の死がある。相知・牟田部氏の祖である。しかし屋島の戦いでも太郎重俊と、誌すものあり、同一の人のようである。又高俊の長子納の戦死も伝えられている。

平氏は再び九州に入ろうとしたが、範頼が既に豊後にあり、豊後の緒方惟義の外にも、武雄の後藤宗明なども、応じていたとされている。上陸を阻止された平氏は、拠点を屋島に求めた。

源氏の水軍は、四国の河野氏、熊野の別当湛増に、周防の水軍も加わり、数に於て平氏に勝っていた。しかし、平氏も自信を以て、戦っている。寿永四年三月二十四日山鹿秀遠先陣、これに松浦党、平氏一門

の船と、続いていたが、潮流の変化で源氏が有利となり、阿波の田口成能が寝返り、松浦党また源氏につき、戦は一日で決した。直逝去の後と思われる。



山代にある松浦党の氏神青幡神社

4 鎌倉幕府初期

九州の戦後処理には、先づ源範頼があたったが、七月、特使中原久経・藤原国平が派遣された。しかし紛争が絶えず、その翌年文治二年（一一八六）鎮西奉行に、有力御家人天野遠景を任命し、御家人の統轄と残党の討伐にあたらせた。

鎌倉ではその前年、統治の機構も整い、守護・地頭の設置と兵粮米の徴収など勅許を得ていた。

しかし奥州に、弟義経と、これを庇護する藤原氏ありて、平定したのは文治五年、更に頼朝が征夷大将軍に任ぜられ、幕府を称したのは建久三年（一一九二）七月のことであった。

平家に味方した九州の有力武家については、筑前の原田種直父子は戦いの末期に討たれ、同国の山鹿秀遠、豊前の板井種遠（原田種直の従弟）・肥後の菊地隆直が所領を没収されている。筑前大宰府の安楽寺別当は平家の為、祈禱したとして

詰問を受け、宇佐大宮司公通は、平家と親密であったが、八幡宮は源家の氏社であり、また源氏の出であった為に許されている。しかし、平家に応じた松浦一族は処罰を受けていない。統轄する惣領がなかったからとも思える。

これに反して、反平家の中核として、活躍した、豊後の緒方氏は、義経とからめてきびしく追及され、三人とも配流された。有力な旧勢力を口実を設けて排除したものとされている。

建久三年（一一九二）六月山代囲が山代浦地頭に補任された文書がある。党とは関係なく個々の補任である。

御家人と将軍の関係は、直接の主従関係で、将軍からの本領安堵であり、恩地のことであった。守護にも、地頭にも任命され、平時は京都大番役、戦時には出陣奉公せねばならなかった。

伊万里文書、正治元年（一一九九）十一月二日鎌倉より、大宰府の奉行所に宛てた牒状に、「其後何事候哉、抑肥前国松浦党（清・披・重平・囲知）如本可令安堵之由蒙仰、賜身暇、所令下向候也……」とあり、頼朝の没した年、下松浦一族、松浦清、峯披、山代囲、大河野知、峯の縁者、津吉重平が、鎌倉に出向き、所領の安堵を受けて帰国している。上松浦にはグループを作っての伺候などの記録はないようである。

鎌倉時代を通じて、上松浦では波多氏よりも、石志氏・佐志氏が有力であったと、されている。下松浦では、松浦直経営の地を継いだ山代氏が、恵まれていたように思える。

しかし一族も増し、御家人としての勤仕の義務もあり、基盤にする土地は狭く、骨肉の争いは避けられなかった。石志二郎潔は、兄の山本四郎見と争い、また叔父河崎五郎登と争っている。山代氏では、

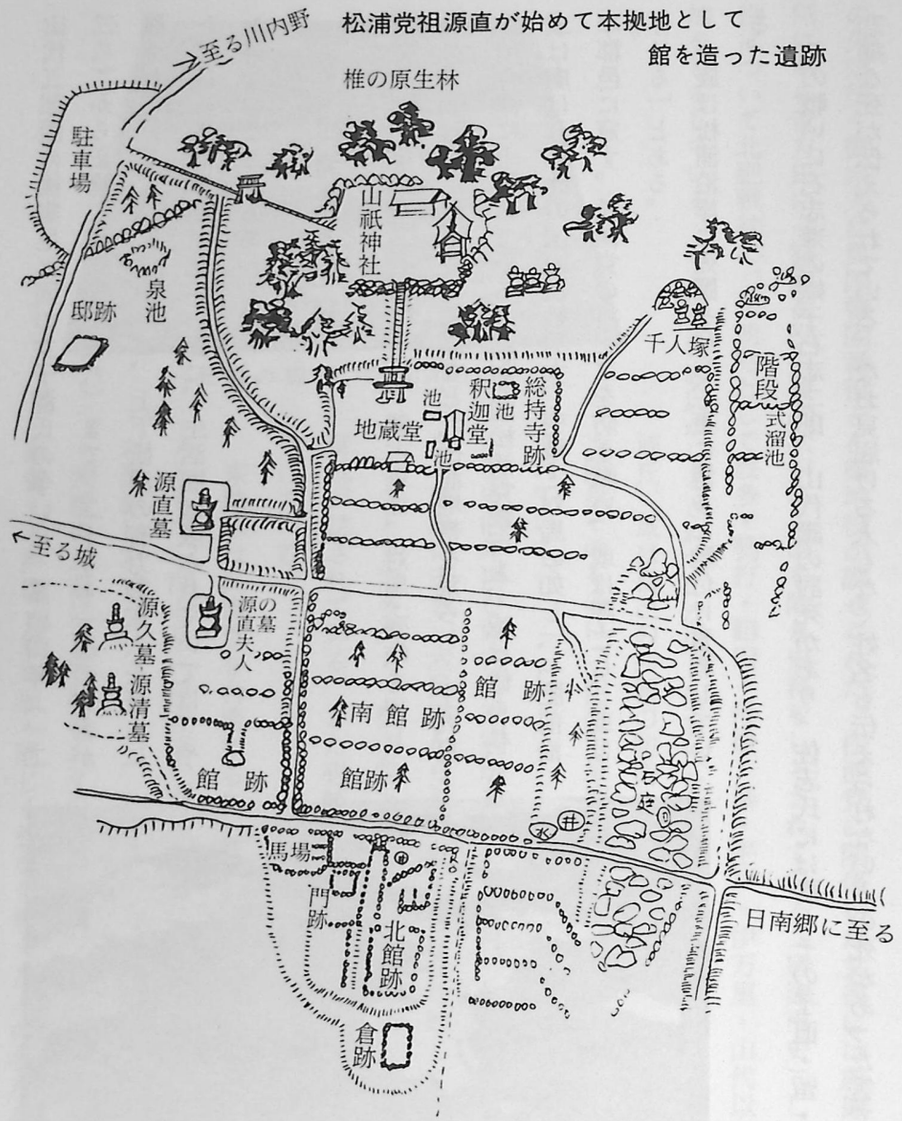

山ん寺史蹟図（松浦研究会山ん寺資料より）

山代三郎固の後家尼と固の女子源氏の争いに、嘉禎四年（一二三八）から正嘉二年（一二五八）まで、二十年十一通の文書が残されている。幕府は裁判に、上下松浦の有力御家人を証人にしている。惣領制の弱い一族に、生活圏は限られていては、やむ得ないことでもあった。

5　松浦党と元寇

文永十一年（一二七四）十月、蒙古軍は、対馬・壱岐を侵し、十六、十七日には平戸・鷹島など北松浦地帯を荒らし、十九日筑前今津に上陸している。「肥前国松浦党数百人、或は伐られ、或は虜はれ、此の国の百姓男女、壱岐・対馬の如し」、「肥前沿岸郡邑に寇す。松浦党の将士之を防ぎ戦い、或は陣亡し、或は俘はる」とある。

一族は松浦沿岸に死闘を尽し、更に博多に馳付け奮戦している。

この戦いに石志兼の嫡子石志二郎、山代諧の討死があり、佐志氏には房とその子直・留・勇の四人の悲痛な死が伝えられている。なお見届ける人もなく姓名も伝えられない人の死があった筈である。文永

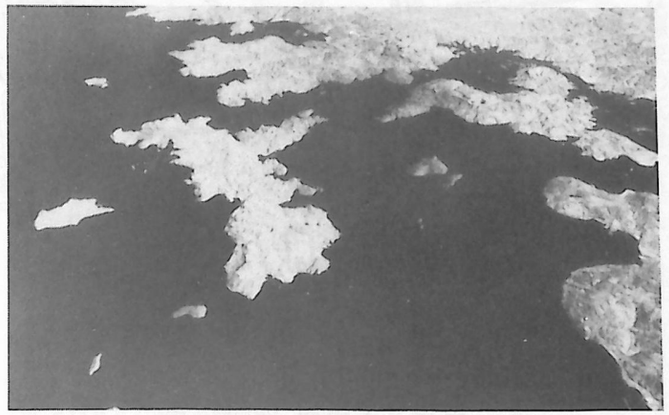

鷹　島　周　辺

の外寇後、御家人に異国警固番役と石築地役が課せられた。松浦党に関係した文書には藤原姓で姻戚関係にある青方氏に、警固番役の覆勘状があるのを除き史料なしとされている（唐津市史）。しかし石築地役について北肥戦誌に、松浦党として波多・鴨打・鶴田・丹後・峯・平戸・伊万里・山代以下両党の参加をしるしている。石志氏・佐志氏がしるされていない。佐志氏など文永の役に父子四人の討死があり、両氏、或は自己の所領の防衛に当ったのか。

防塁そのものは、松浦市星鹿の海岸線にも断続した石築地が確認されている。

弘安四年再び蒙古の来寇があった。五月、対馬、六月志賀島に侵攻、鷹島に退き、六月末から七月初め壱岐を攻撃している。

このとき博多湾で、松浦党として、石志兼・相知比・宇久競等の奮戦が誌されている。また壱岐の海上で、山代栄・志佐継が手疵を受けている。

東路軍は江南軍を合流する為に、平戸に集結　再び行動を開始せんとして、閏七月一日夜半、台風に会い、鷹島周辺の海に、蒙古勢は覆滅した。

両度の元寇に、前記の人々の外に松浦一族に神田糺・馬渡為俊・峯省・平戸答・鷹島満・同じく長など戦った人の名がある。



元船の碇石（鷹島町資料）

なお戦後恩賞の沙汰が遅れ、弘安十年十一月、松浦一族二十余人が結束して、鎌倉に出向かんとした。ところが幕府は　鎮西御家人が所領を離れることを禁じていたので、代表として志佐継・有田深・山代栄が選ばれている。纏りの早い一族にも思える。

6　南北朝争乱期

挙国一致、御家人を結集した鎌倉幕府であったが、戦後を切り抜ける力はなかった。後醍醐天皇による討幕の動きは、九州にも及び、元弘三年（一三三三）三月　菊池武時は鎮西探題を襲撃、事ならず敗死した。

この頃彼杵に、江串三郎入道等が、天皇の第一皇子尊良親主を擁し、挙兵が伝えられた。下松浦の中にはこれに応じたものもあり、探題はその討伐に波多・佐志・値賀らの上松浦や多久・高木を差向けたとされている。

同年五月新田義貞の襲撃により、鎌倉北条氏滅亡、九州の探題北条英時も誅戮された。

肥前では勤王軍の取纏めに上松浦の相知蓮賀が活動、一生勤王で、平戸の松浦貞や波多広等と新田義貞に従い、箱根竹の下に戦ったと伝えられている。建武の天皇親政はつづかず、南北朝に分裂し、建武二年（一三三五）平戸の松浦貞（定ともあり）は義貞に属し、足利の軍と戦い、足利氏から追及を受けている。

建武三年＝延元元年（一三三六）三月　九州に再起を期した尊氏は、多々良浜で菊池武敏・阿蘇惟直

に迎撃された。草野氏や佐志・石志・神田などの上松浦の人々が、初め菊池に与していたが、戦半ばに足利氏に応じた為に、菊池方は敗退したとされている。

尊氏の東上に際して、波多氏など水軍を提供している。しかし湊川で新田義貞の軍にあって、迎撃した人の中には、菊池武重と共に相知蓮賀・松浦貞があった。

一方、宇治で南朝方と戦い、軍忠状に仁木義長の証判を得ているものに、石志満や山代亀王丸代伊賀光秀がある。

尊氏上洛後は暫くは、一色道猷が少弐頼尚の協力を得て、菊池武敏と、帰来したその兄武重を相手に戦っている。松浦党は少弐の輩下にあった。

暦応元年＝延元三年（一三三八）三月、一色・少弐に属し、菊池武重の石垣城（田主丸町）を攻めた。松浦党は惨敗。二百五十余名の戦死傷を出している。

翌年正月高良山に拠る菊池氏を攻め、攻撃側に松浦丹後直・伊万里充・佐志有・草野季永・波多・神田・鴨打などの松浦一族・菊池方には平戸の松浦貞や草野氏の本家筋、次郎永久らがいた。

康永二年＝延元四年（一三四三）一色氏の筑後竹井城攻めには武雄の諸氏と共に、松浦遶・山代弘・伊万里尚が参加（後藤家覚書）また大島小次郎聞と吉永源三郎正も軍中にあった。（岸岳城物語）

貞和四年＝正平三年（一三四七）楠木正行が四条畷で戦死、南朝の衰微は避けられなかったが、九州では、その前年懐良親王が菊池氏の城に入り、南朝勢力が旺んであった。そして足利氏内部に於ける足利直義と高師直の不和は、尊氏・直義の不和を招き、足利直冬が介在、直冬が九州に来たことによって、

武家方（一色探題）、佐殿方（直冬）、宮方（菊池氏）と三分された勢力に、少弐氏がからみ、複雑な離合の抗争となった。直義の死により、直冬が九州を去ったのは、文和元年＝正平七年（一三五二）であった。

延文五年＝正平十四年（一三五九）少弐頼尚は、菊池武光と大保原で合戦大敗している。平戸・佐志・波多（武）・鴨打・伊万里・山代・有田など松浦一族の殆どが少弐方であったが、宮方に波多二郎の名があった。戦い勝った宮と菊池武光は大宰府を占領し、九州南朝勢力の全盛時となった。

貞治元年＝正平十七年（一三六二）斯波氏経が、九州探題となり、少弐・大友氏をひきいて、糟屋郡長者原に戦い、大宰府の奪還をはかったが敗れた。宮方の先陣の菊池方に上松浦の波多・福井があり、探題方にも少弐冬資や宗像大宮司と共に、松浦党が誌されている（北肥戦誌）。この戦いで波多照戦死し、波多氏は一時断絶、相神浦より養子を迎えたとされている（唐津市史）。

またこの戦いに佐志披が、筑前片岡で戦死し、披の子久曽寿丸が足利氏に出した軍忠状と、少弐頼泰が彼の死を悼んだ書状が有浦文書にある。武家方に与する一族の中心に、佐志披があったようである。

斯波氏経は九州探題として定着し得ずして去り、後任の渋川義行九州の地に入り得ず、応安三年＝建徳元年（一三七〇）今川貞世が、探題を命ぜられた。入道して了俊。彼は力量ある探題で、事前の工作も充分であった。弟今川仲秋の呼子上陸には、松浦党・高木・龍造寺・多久など歓呼して迎え、忠誠を誓っている。了俊の九州在任は、南北朝合一後の応永二年（一三九五）まで、足掛け二十五年であった。

今川了俊の在任と関連して考えられるものに、松浦党の一揆契諾がある。

一　応安六年五月六日、青方文書
　宇久・有河・青方・多尾一族三十六名

二　永徳四年二月二十三日
　青方文書三十四名　山代文書四十六名

三　嘉慶二年六月一日　青方文書三十一名

四　明徳三年七月五日　青方文書三十四名

註　南朝年号をしるさず

永徳四年の山代文書にある契諾書は、署名者四十六名、居住地も肩にしるされている。相知が一人、伊万里・有田から北松浦全域、佐世保、日宇、五島列島の宇久、青方、奈留の広範囲に及んでいる。純粋の一族一揆というより、地域連合の性格を持っている。

上松浦に、応安六年、今川仲秋の呼子上陸のとき、唐津で会盟。更に西松浦郡誌に、至徳三年（一三八六）松浦党宗族第一回会盟旗幟を鮮明にし、翌年第二回同盟、血書を作成し、室町将軍に属する決議、上下松浦四十八名をしるしている。内容不明。

更に応永二十八年（一四二一）上・下松浦の会盟が誌されているが、現在史料とされていない。

契諾状の内容に就ては、室町将軍への忠節とともに一族の同心、衆議による決定、一揆衆中の武力衝突の禁止、夜討強盗以下の重罪人に対する検断権の発動・所務・境相論の解決法・土民百姓の逃亡に関する人返しなど、在地の小武士間に於ける紛争の解決・禁止の取極めがみられる。

成立の契機について、長崎県の歴史（瀬野精一郎氏）に「九州探題に任命された今川了俊が、鎮西弱小武士団の浮動性を抑えることによって、互に共同的行動をとらせる方策を推進した。そしてその一揆衆を味方にすることによって、自己の勢力の確立を意図した」とされている。

智謀の人、今川了俊は応永二年（一三九五）智謀の故に、警戒され、将軍義満に召還された。その三年前の明徳三年（一三九二）十月、南北朝は合一している。

7　倭寇と松浦党

十三世紀から十六世紀にかけて、朝鮮半島、大陸沿岸に行動した海賊集団が倭寇として知られている。松浦地方は日本の西端、海上活動を重要な経済源とする住人にとって、平和な取引が阻害されれば、略奪的貿易のこともあったのではあるまいか。

嘉禄二年（一二二六）定家の明月記にしるさるる松浦党のこと、また貞永元年（一二三二）高麗より珍宝を持帰った鏡社住人のことなど、高麗の沿岸各地の受難に、松浦沿岸地方のかかわりが知られている。

鎌倉末期から南北朝動乱期にかけて、北部九州の地もまきこまれ、田畑は荒れ、御家人も農民も窮乏倭寇も激しく、十四世紀の七・八十年代がピークで、高麗の首都開城附近にまで至り、兵船四百、兵数三千といわれる大規模のものもあった。

日本の南北朝が合一した頃李朝が成立し、倭寇は幾分衰えたが、なお「三島倭寇」と呼んでおそれた。

壱岐・対馬・松浦地方のことである。十五世紀に編まれた、申叔舟という人の海東諸国紀は、肥前の上・下松浦地方は海賊の拠点で、高麗末期朝鮮南岸を侵したのは、松浦・壱岐・対馬の海賊としている。

日本側に海賊行為を明記した史料はあるべくもないが、山崎猛夫氏の岸岳城盛衰記に、かかわりを示されて「伝えによれば歳の市には異国の珍宝・奇器が人目を引いた」と記載してある。

応永二十六年（一四一九）六月二十日、朝鮮の水軍が、突如対馬に現われた。対馬が基地の一つと見られ、連年の倭寇に対する報復でもあった。鎮西探題の軍に、上・下松浦一族も加わり、これを撃退した。ここに於て、対倭寇の政策は大きく変り、宗氏を介して、幕府に禁寇を要請すると共に、西日本の豪族の歳遣船による貿易を約することにした。少弐・宗像・菊池・島津、また中国の大内、四国の村上など共に松浦の家々にも名をつらねている。歳遣船で倭寇は朝鮮でなく、明国沿岸に向っている。

明の朝貢船貿易は、流通経済の進展に即せず、主流となった密貿易者の群は、武装集団化した。

十六世紀中頃になると、所謂倭寇の中に日本人は一―二割であったと聞く。王直や徐海のような明国人の大頭目もいて、日本人と結托し、五島・平戸を根拠地として、二千人余りもの部下をひきい、大陸沿岸を荒らしていた。その終息は、豊臣秀吉の出現を待たねばならなかった。

8　戦国期の松浦諸家

戦国時代の上松浦は、波多氏が主導している。現在の北波多を拠点に、岸岳城を居城としていた。そ

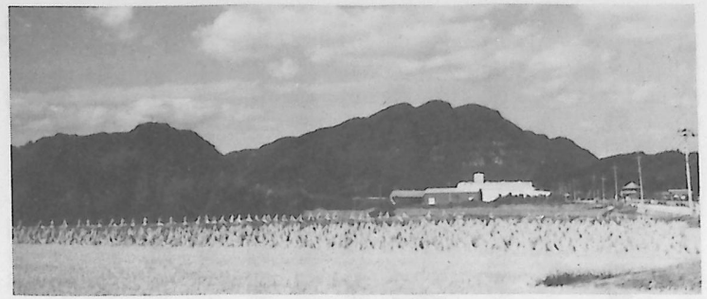

鶴田氏の日在城趾

の継承は必ずしも明確ではないが、応永の頃から勢力を得、第十二代を称する下野守泰が、文明四年（一四七二）武力によって壱岐に進出し、その子興のときには、有馬・平戸・相神浦氏等と婚姻を通じて、最も盛んなときであった。しかし興を継いだ盛に嗣子がなく、天文十六年（或は十一年）俄かに没した。ここに継嗣をめぐって盛の後室と鶴田兵部大夫直・弟越前守前・日高大和守資・相知掃部助等の重臣が対立した。重臣は盛の弟志摩守の子を推し、後室は大家から迎えて、家運を興すと考えていた。

波多・鶴田は本分家の関係にあったが、一致せず、弘治三年（一五五七）有馬仙岩の第二子藤童丸（後の三河守親）を迎えた。有馬氏と親交のあった、大友義鎮（宗麟）の一字を受けて波多鎮と称した。

鶴田氏の声望は高く、波多氏をしのぐ有様で、その同調者として日高大和守が、後室により毒殺されたという。

天文十三年龍造寺家兼一族による、上松浦攻撃には、波多氏の許にあってはげしく抵抗した鶴田兄弟も、永禄六年の大友氏の肥前侵入には、波多氏と手を切り、龍造寺隆信に味方した。

永禄七年波多の重臣、山本青山城の青山妥女正は、後室とはかり、日在城主鶴田兵部大夫直を岸岳城

に招き、伏兵を以て襲撃、直は傷き帰城して間もなく没した。

直の子勝は、越前守前と岸岳城を包囲したが、そのときは引揚げている。

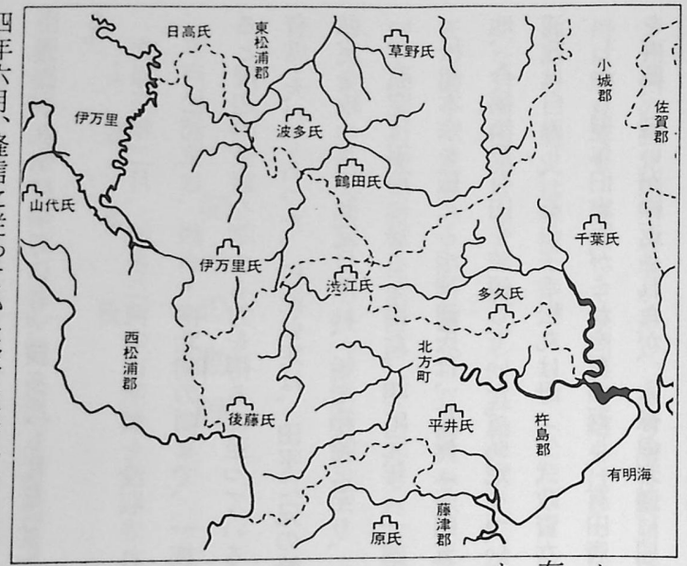

その年の暮、日高大和守の嫡子甲斐守喜が城に火を放ち、後室は城を出て、草野鎮永を頼った。後室はその後有浦氏に迎えられ、龍造寺隆信に岸岳城の奪還を依頼した。

一方日高氏は平戸松浦に援助を請い、永禄十二年（一五六九）十二日、鎮信兵を率いて、星賀についたが風強く上陸出来ず、一方龍造寺氏はそれと日を同じくして、岸岳城に突入した。

日高氏は壱岐に脱出し、壱岐を平戸松浦に差出し、保護を求めた。相知氏も平戸松浦に従ったという。重要な海上の拠点、壱岐は遂に波多氏に戻らなかった。

厳木町史に鶴田越前守前の戦死がしるされている。龍造寺隆信の遠征以来、上松浦は小康状態にあったが、天正四年六月、隆信に従っていた波多鎮・伊万里治・有田盛は、有馬氏にそそのかされて変心、獅子ヶ城の鶴田氏を急に攻めた。越前守前は加番の龍造寺河内守・馬渡主殿助等と城を出て応戦。天正四年六月二十

八日討死としている。諸豪の勢力の接点に立ってすぐれた武将の死であった。

天正十二年二月、龍造寺隆信戦死。波多氏島津に接近。天正十五年（一五八七）島津を討つため豊臣秀吉が九州に来ている。波多氏も礼をつくしてはいるが、兵を出さず、後の滅亡につながっている。

文禄三年二月、波多三河守は所領を没収された。武士団として上松浦は終った。

平戸松浦家は、鎌倉・南北朝の頃まで、一族の中で特に抽んでた勢力ではなかったが、室町時代になると周辺の豪族を制する力を得るに至っている。その頃平戸の脅威は海沿いに、南から北進を企図する、有馬・大村であった。松浦弘定は、田平に兄の峰昌を攻め、これを追い、有馬氏は峰昌を援けるとして、弘定を攻めた。弘定は敗れ、船で箱崎に至り、大内義興を頼った。大内の出馬をおそれる有馬は和を請い、弘定は平戸に帰るを得た。明応元年（一四九二）の頃である。

松浦本宗を伝える相神浦氏は、長禄（一四五七―一四六〇）の頃から、佐世保の大智庵城にあり、祖地、今福領及有田を兼領していた。弘定をついだ興信は、明応七年（一四九八）大智庵城を急襲、相神浦政は自刃し、その子幸松丸は母（少弐政資女）と共に、捕えられ、平戸の河内村に置かれた。

しかし翌年旧家臣がこれを奪い返し、有田唐船城で成人した。のち丹後守親を名乗り、相浦に飯盛城を再興、戦いが繰返されたが、永禄の末遂に屈服した。家は松浦隆信の三男が継いだが、相神浦は平戸に併領された。

有馬氏から相神浦に養子になり乍ら、離れていた有馬五郎は、有田唐船城に入り、丹後守盛を名乗っ

た。

元亀二年（一五七一）壱岐も平戸に併領され、平戸は近世大名に発展することになる。

九州の西北端、辺境が幸し、一方海外貿易による富の蓄積、鉄炮の渡来など、有効に利用した。切支丹に触れても、排除して家門の団結をはかった。有馬遂に来たり得ず、龍造寺の圧力に、一旦は屈したものの、歴史は轉換した。

なお下松浦では、一族化した五島の宇久氏が、大永五年（一五二一）平戸松浦の援助を得て、玉ノ浦氏を破り、五島の支配を確立、五島氏を称する大名に発展している。

上松浦の棟梁波多氏が没落し、伝えられる岸岳城のような、大きな悲劇は、下松浦にはなかった。二つの家が近世大名として残ったのである。

(二) 諸家の動静

1 波多氏

戦国の波多家の統主波多鎮（親）は有馬義貞（一五二一―一五七六）の子である。それは義貞の妻が波多與（一説に興の子盛とも）の娘であったために成立した養子であった。永正期（一五〇四―一五二一）以降高来を地盤とする有馬氏は序々に杵島方面に進出して来ていたが、天文末期前後には上松浦の

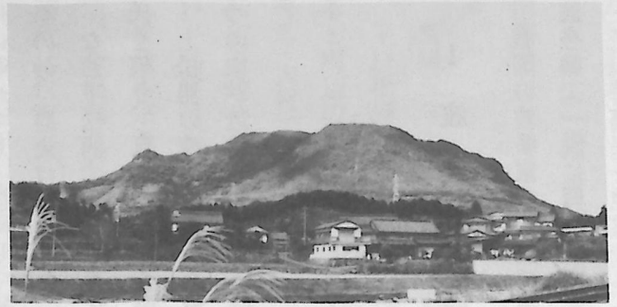

趾城岳岸

波多氏と縁戚を結んで、松浦方面への大きな手がかりを得ていた。当時、北方町域の伝統勢力であった渋江氏は弱体化しており、武雄の後藤氏と高来の有馬氏がこの衰弱を相はむ形となっていた。南から杵島に進出する有馬氏に呼応し、波多氏が北から地歩を固めて、連絡して後藤の進攻を拒んだことも考えられる。具体的に波多氏がいつの頃から当町に進出してきたものかは詳らかでないが、次の「波多鎮田地寄進状」(『肥前国田嶋大明神古文書』)からその知行地があったことを知ることができる。

北方村の内、田地二反竹ノ下、これを寄附し奉り訖んぬ。造営、怠慢なく、これを励まるべきなり。右、旨趣、武運長久・分郡安寧・願望成就のところなり。よって寄進の状、件の如し。

天正三年二月吉日　　源　鎮(花押)

田嶋大明神

御師

これは北方村のうち竹ノ下にある田地二反を武運長久・分郡安寧等を願って寄進したものである。現在朝日ダムのすぐ西に上竹ノ下・下竹ノ下の小字があり、面積は合計で一町四反余、寄進田地二反よりはかなり多い。(頁の図を参照)寄進状中の「北方村の内竹ノ下」はこの場所に相違ないと思われる。

寄進された天正三年二月の三ヶ月程前、つまり天正二年の暮はこの地域にとって画期的な出来事があった。それは永年、杵島東部北部に威を張って執拗に竜造寺氏と対立した須古の平井氏が、遂に竜造寺隆信に滅亡させられた時期である。また、それより少し前の同年夏には同じく竜造寺氏と永く敵対関係にあった武雄の後藤貴明も養子惟明との内紛により佐賀へ援助を求めて、後藤・竜造寺の力の均衡は破れていた。つまり、天正三年の初めは杵島北部周辺に竜造寺の勢力が抗しがたい力ではいってきていた時期と認められる。天正元年暮から同二年正月にかけて、竜造寺軍が上松浦の鏡の武将草野鎮永を攻め降した時、波多鎮は家臣八並武蔵守等を道案内として出し、竜造寺氏に協力したといい、(北肥戦誌)鎮は同氏の実力を十分に認識していた。竹ノ下の土地を田嶋神社に寄進すれば、隆信も簡単には召し上げることはできず、かつその実際の知行はこれまで通り波多氏の手によって行なわれそれなりの得分は残ると考えられたのであろうか。またこの竹ノ下の西上は、城ノ平の小字が示すように要害の地であり、多久方面から白仁田を通って宮裾へ出た時、あるいは松浦方面から川古・川上を通って同じく宮裾へ出た時、東方へ対する第一歩の拠点となり、捨てがたい場所であったようだ。また猪隈砦も至近にあっ

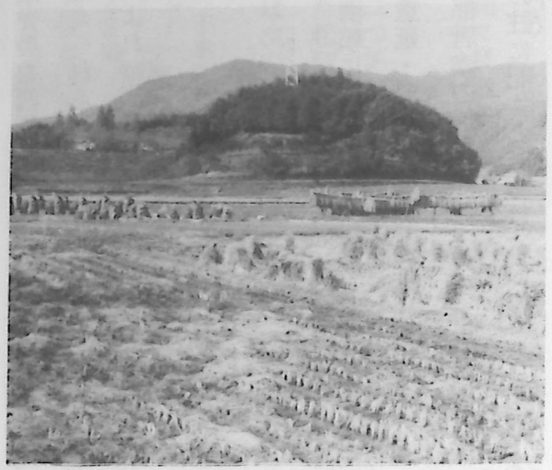

城ノ平と竹ノ下

た。そのようなわけで、田地の面積は2反と小さいが、竜造寺勢力西漸への対抗措置として、武力によらない有効な知行温存の方法を寄進という形でとったとも考えられる。いずれにしても、寄進以前、波多氏がここを知行し、進出していた証明である。古老の話によれば城ノ平の山の下のあたりから青磁類が出たということであるが、波多氏との関連も考えられよう。

2 加々良氏

加々良氏は後掲系図Ⅰからすれば、九州探題渋川氏の初代満頼に出自する。松浦党とも加々良島とも全く関係のない家と見えるが末尾には当町で活躍する重兼・重延・資(賢)秀・兼明等の名が見える。ところが、上野介（重兼）からはじまる系図Ⅱでは加々良氏は松浦郡唐津の加唐島（一説に神集島）を領して氏を加々良と改めたとしている。その系図Ⅱ上野介（重兼）の註に記すところは次のようなものである。

大永年中（一五二一―一五二八）加々良上野介（重兼）は弟隠岐守（重延）とともに柄崎（武雄）に出て、後藤純明に仕えた。妻は後藤氏の娘というが不詳。一説として、天文年中、大村純前と後藤純明が戦ったとき、純明めがけて大村右馬太夫が放った弓矢を上野介は頬に受け身を以って純明を守った。これにより凱旋ののち、純明は上野介に焼米・福母を与え、平井経治への圧へとして福母に置いた。また武雄への出仕途上の遊息所として甘久村にも屋敷を与えた。さらに純明は末子広明を（兼明）を上野介の養子に与えた。その後、後藤家の相続問題について、一門の中野秀明を迎えんと話し合いがあった

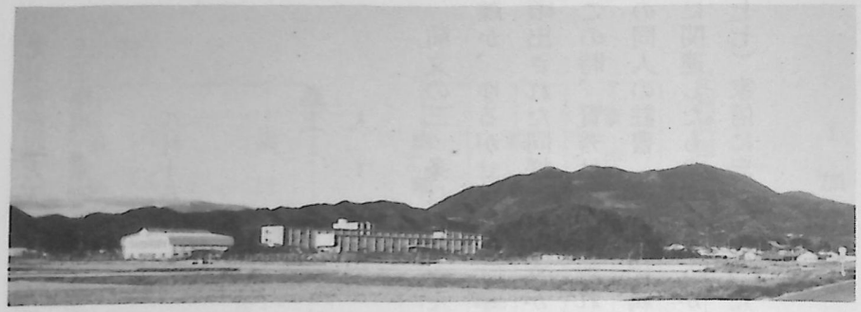

加々良氏の砦趾という城ノ平

が、上野介は大村純明の長男又八郎（貴明）を迎える案を出し、この接衡について大村への使者の役も勤めた。

このようなことを記してのち、この系図の作者は「家にはこのような書き伝えがあるが、『藤山考略』には純明の大村出馬のことが見えず不審である、しかし後藤家の系図には純明が大村との戦で戦功を得たことが書いてあり『北肥戦志（誌）』にも大村出馬のことが荒増(あらまし)見えるので、まあ妥当な事実であろう」と推量している。慎重な考察といえよう。また甘久村の遊息所を加々良屋敷といい、上野介の墓がそこにあることを付記している。

加々良氏で確実な史料は二つあり、一つは加々良賢秀が向重将とともに後藤貴明・晴明へ出した起請文、他の一つは同兼明が後藤家信へ出した起請文である。前者は次のようなものである。

一　奉對貴明様晴明様、不奉存疎緩、當末、不□召仕覚語之事、
一　自今以後者、何様□空言等無之、可致御奉公之事
一　不依地下他家、御上之儀、毛頭讒奉間敷事、□(付カ)、誰人茂、御上之儀、疎早ニ拵可申上候者、忽言上可申上之事
右条〻於令相違者

梵天帝釈四大天王、惣而日本六十餘州大小神祇、殊當國鎮守千栗八幡大菩薩、川上大明神、當所香椎大明神王子権現、軍神摩利支尊天天満大自在天神、可蒙我ゝ寄合子孫眷属等迄請悪病悪難御罰者也、仍而起請文如件

八月十八日　　加々美作守　賢　秀（花押影）
　　向周防守　重　将〇

進上
人ゝ御中

前文の三ヶ条は貴明とその実子晴明に対し賢秀や向重将が二心のない忠節を約束したもので、決して疎か、ゆるがせに思わず奉公し、もし悪く言う者があったらすぐに報告するといっている。年代はこの頃出された同様の起請文から推して天正四年（一五七六）頃と思われる。ただし、神文に見えるように、この時、賢秀は武雄を離れ、香椎大明神と王子権現の所在する久保田の地に移っているようだ。系図IIの同人の註書「家均公に属、久保田に出」からして晴明（家均）が竜造寺の養子として佐賀へ移る事情に関連したものであろうか。後者は賢秀と兄弟ながら実は後藤純明の末子である兼明が天正五年（一五七七）家信に忠誠を誓ったものである。武雄の家臣として残るのはこの兼明の末である。

I 加々良之系源姓

『肥陽諸系図より』

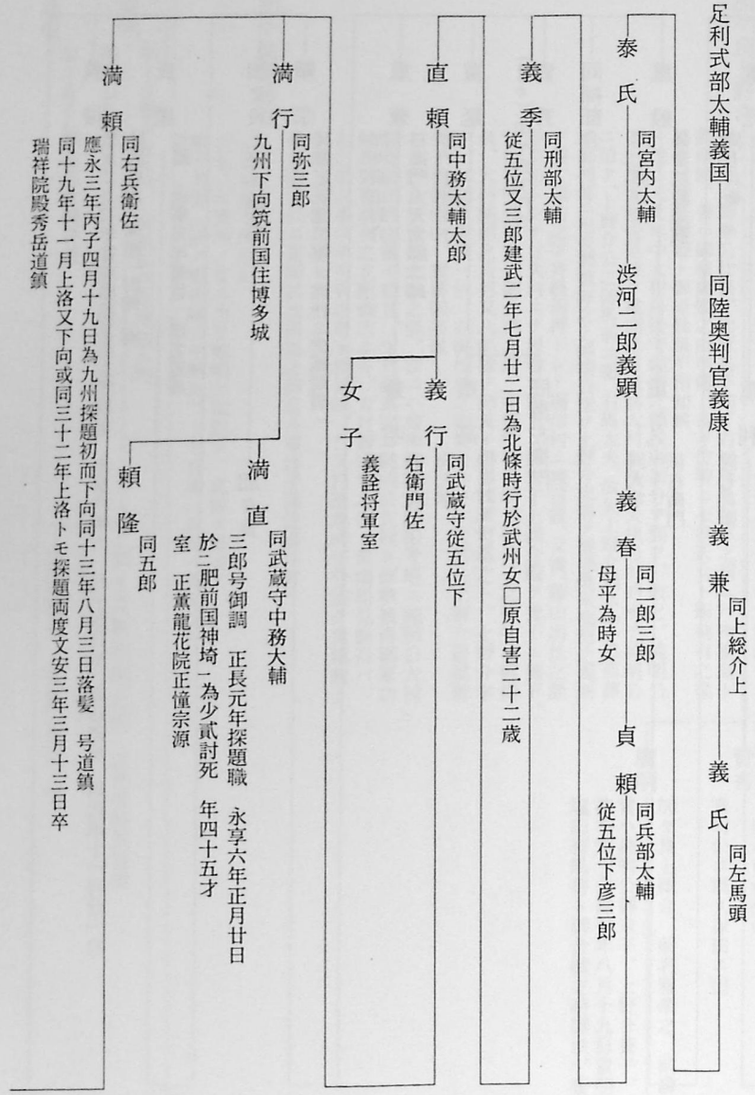

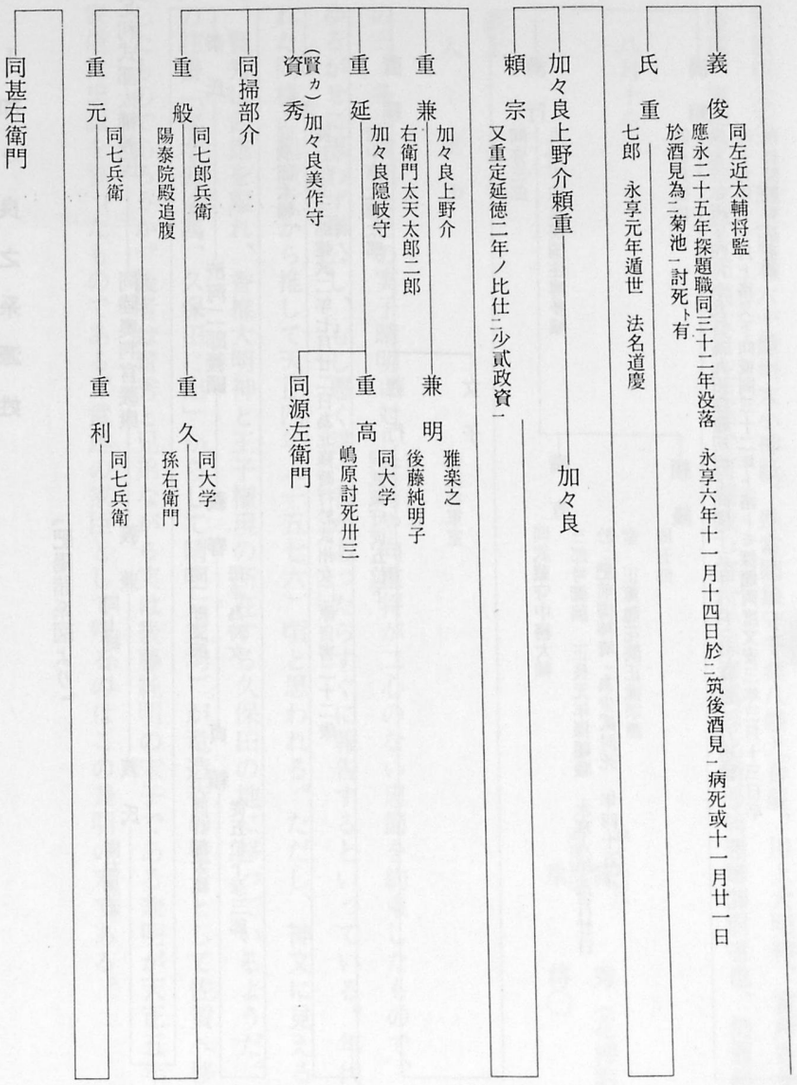

義俊　同左近太輔将監
應永二十五年探題職同三十二年没落　永享六年十一月十四日於二筑後酒見一病死或十一月廿一日
於酒見為二菊池一討死ト有

氏重　七郎　永享元年遁世　法名道慶

加々良上野介頼重　加々良

頼宗　又重定延徳二年ノ比仕二少貳政資一

重兼　加々良上野介
右衛門太天太郎二郎

兼明　雅楽之
後藤純明子

重延　加々良隠岐守

重高　同大学
嶋原討死卅三

同源左衛門

（賢カ）資秀　加々良美作守

同掃部介

重般　同七郎兵衛
陽泰院殿追腹

重久　同大学
孫右衛門

重元　同七兵衛

重利　同七兵衛

同甚右衛門

II 加々良判兵衛系図

『武雄家中系図』より

加々良上野介　松浦郡唐津加唐島ヲ領仍加々良ヲ氏号ト仕候、大永年中弟隠岐守共ニ柄崎罷越
純明公ニ御奉公仕候、知行高不知、右加唐島先年之調ニハ神集島ト
御座候、妻ハ御家御姫之由申傳、古キ位牌ニモ君氏女ト彫刻有之候
得共、誰様御姫ト御座候儀不相知候
一説ニ天文年中大村丹後守純前之領民御領分ヲ襲フ、依之、純明公
御出馬大村皆是城ヲ被囲候日城兵大村右馬太夫抉弓矢的所ヲ純明公
ニ請フ、上野介公之御馬前ニ駈、右馬太夫、放矢上野介頬ニ中、然而藤
軍御利運ニ相成御凱陣之上純明公深ク上野介忠情ヲ被感焼米福母之両所
ヲ賜、須古之平井経治押トシテ福母村ニ被召置、又後、藤山出仕之節
遊息所トシテ甘久村ニテ屋敷ヲ被下、御末子上総介殿ヲ養子ニ被下、
其後純明公御養子御会議之節、中野監物秀明ヲ御養子之吟味ニ候得
共、大村純前之長男又八郎様ヲ御養子之方ニテ可有之ト、上野介申
上、其儀ニ衆議一決、右御相談之御使者ニモ、大村ヘ上野介罷越御
養子相済候由、書傳御座候
右上野介於皆是忠戦之儀、家ニハ書傳候得共藤山考略ニ純明公大村
皆是御出馬之儀不相見、乍然御系図ニ純明公大村ト御戦被得御軍功
候趣御書載有之北肥戦志ニモ、大村御出馬之儀、荒増相見候得バ、
右之節之事ニテ可有之哉ト相見候、甘久村遊息所干今加々良屋敷ト
申傳、上野介墓モ其所ニ御座候
後年隆信公ニ従属其後鍋島之御家ニ奉仕子孫佐嘉ニ有

賢秀　加々良美作守
家均公ニ属久保田ニ出

廣明　加々良上総介、前名雅楽之、前諱兼明
實ハ純明公御末子、上野介養子、知行
高不知、永禄七年八月十九日貴明公於
塩田有馬勢ト御合戦之時御供、妻不知

加々良隠岐守
〔石井良一氏追記〕
天正二年惟明ノ変ニ当リ惟明ニ加担シ、武雄ヲ退去ス
嫡子大学（前ノ嶋原陣ニテ戦死）―七兵衛（直茂ヘ殉死ス）

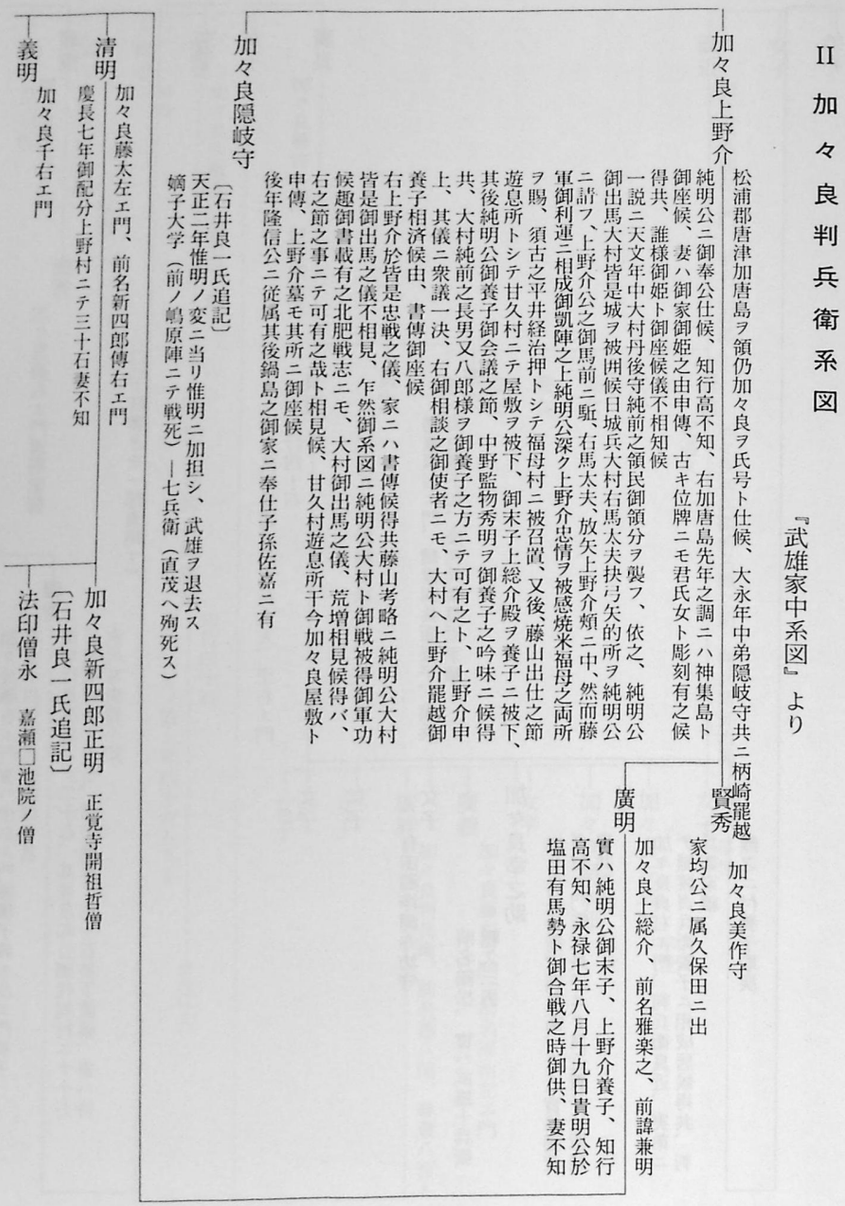

清明　加々良藤太左エ門、前名新四郎傳右エ門
慶長七年御配分上野村ニテ三十石妻不知

加々良新四郎正明　正覚寺開祖哲僧
〔石井良一氏追記〕

義明　加々良千右エ門

法印僧永　嘉瀬□池院ノ僧

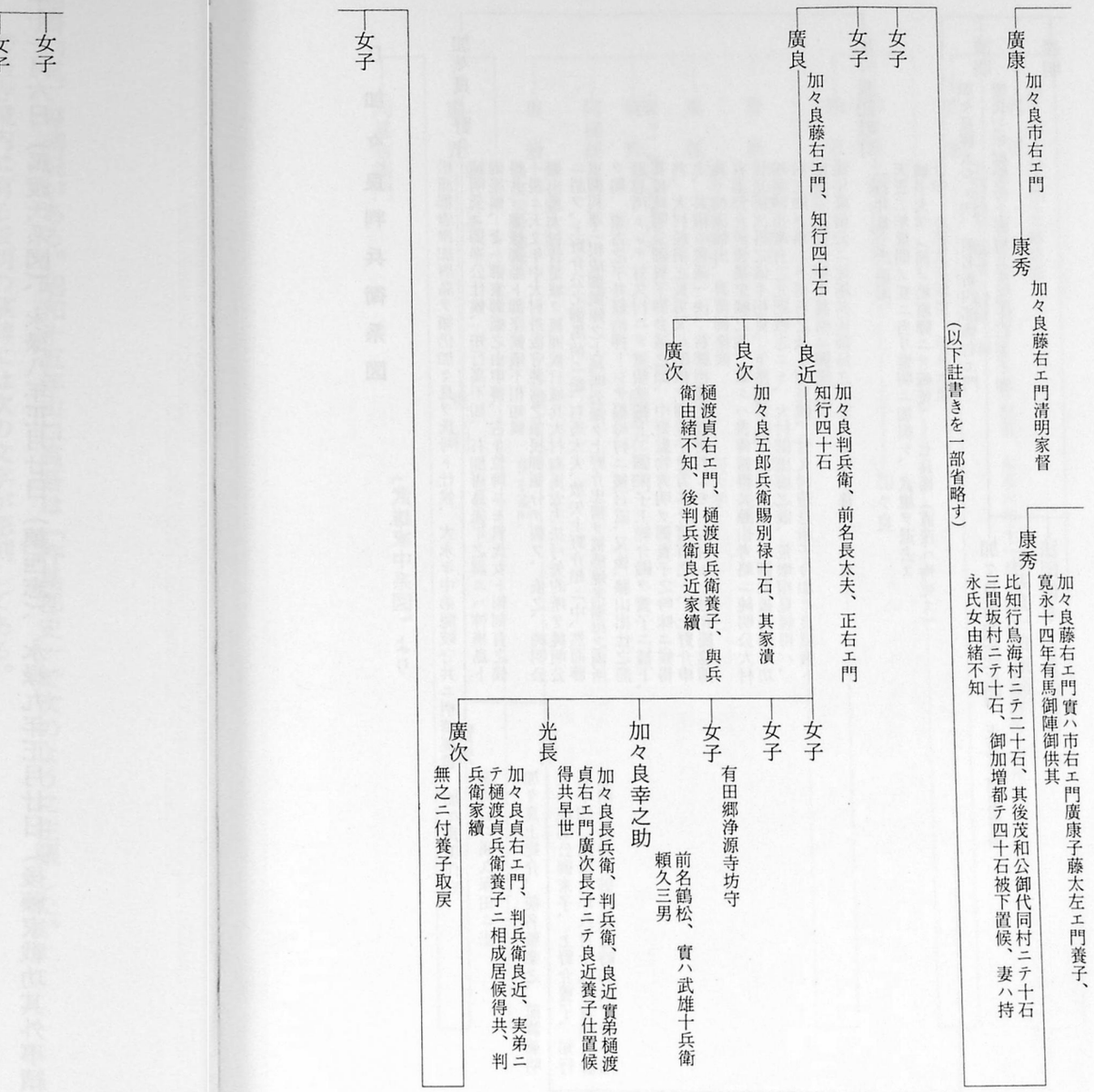
廣康
加々良市右エ門
康秀
加々良藤右エ門清明家督
加々良藤右エ門實ハ市右エ門廣康子藤太左エ門養子、
寛永十四年有馬御陣御供其
比知行鳥海村ニテ二十石、其後茂和公御代同村ニテ十石
三間坂村ニテ十石、御加増都テ四十石被下置候、妻ハ持
永氏女由緒不知
（以下註書きを一部省略す）
女子
女子
廣良
加々良藤右エ門、知行四十石
良近
加々良判兵衛、前名長太夫、正右エ門
知行四十石
良次
加々良五郎兵衛賜別禄十石、其家潰
廣次
樋渡貞右エ門、樋渡與兵衛養子、與兵
衛由緒不知、後判兵衛良近家續
女子
女子
女子
有田郷浄源寺坊守
前名鶴松、實ハ武雄十兵衛
賴久三男
加々良幸之助
加々良長兵衛、判兵衛、良近實弟樋渡
貞右エ門廣次長子ニテ良近養子仕置候
得共早世
光長
加々良貞右エ門、判兵衛良近、実弟ニ
テ樋渡貞兵衛養子ニ相成居候得共、判
兵衛家續
廣次
無之ニ付養子取戻
女子

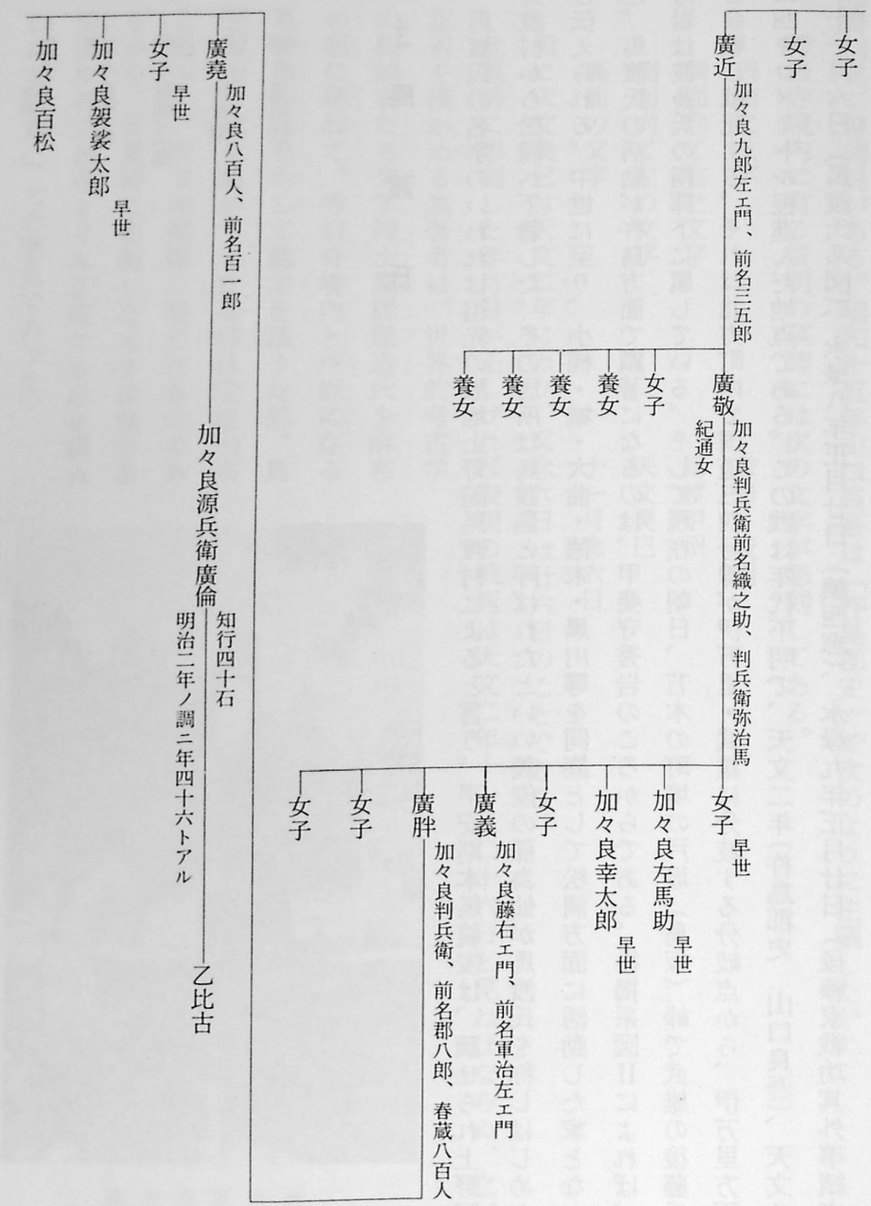
女子
女子
廣近
加々良九郎左エ門、前名三五郎
廣敬
紀通女
加々良判兵衛前名織之助、判兵衛弥治馬
女子
女子
養女
養女
養女
養女
養女
女子
早世
加々良左馬助
早世
加々良幸太郎
早世
女子
廣義
加々良藤右エ門、前名軍治左エ門
廣胖
加々良判兵衛、前名郡八郎、春蔵八百人
女子
女子
廣堯
加々良八百人、前名百一郎
加々良源兵衛廣倫
知行四十石
明治二年ノ調ニ年四十六トアル
乙比古
女子
早世
加々良袈裟太郎
早世
加々良百松

女子　早世
加々良寛橘
加々良判三郎
加々良良栄
加々良君松

3　馬渡氏

馬渡氏の名字のいわれは祖先の故地上野国馬渡村によると言う。平安期本馬義俊は、謫せられ上野国馬渡村から松浦へ下着した。その居所は馬渡島と呼ばれたといい義俊の孫為仙が馬渡氏を称しはじめたと伝えられる。中世に至り、小楠・城・大曲・徳末・黒川等を同族として松浦方面に活動した家となった。馬渡氏の活動が杵島方面で顕著になるのは、甲斐守秀岩のころからである。後掲系図IIによれば、秀岩は波多氏の指揮下に属している。そして現在の朝日、若木の町境の戸坂（鳥坂）峠で武雄の後藤氏と会戦し戦死する。それは北方町内で国道三四号線が伊万里・武雄に分岐する分岐点から、伊万里方面に四キロメートル程進んだ地点である。この戦は年代不明で、天文二年（杵島郡史　山口良吾）、天文八年十一月六日（馬渡氏系図）、永禄八年正月廿日（鎮西志）、永禄九年正月廿日（後藤家戦功其外事績幷

諸書物覚）等諸説がある。昭和十五年山口良吾は「杵島郡史」で次のように主張した。

秀岩寺境内に有る俊明の墓碑には次の文字が彫刻してある。

表面之文字　　秀岩　俊明
側面向て右之文字　　馬渡甲州
側面向て左の文字　　天文癸巳
裏面の文字　　十一月念六日

因に天文癸巳は天文二年に当り、又念六日は廿六日のことである。

此墓碑に彫刻した年月日が正しければ俊明の戦死は天文二年十一月二十六日と見ねばならぬ、之が正否を確かめる為著者は、世界的考古学の権威者たる文学博士鳥居龍造氏を麻布の邸に尋ねて、秀岩寺境内と戸坂に存る墓碑の写真を示して鑑定を請うた処、鳥居博士は之を眺めて「此墓碑は宝篋印塔と称へて、天文年間頃に建てたものであるから、其墓碑に彫刻した文字は他の系図書や古文書等よりも正確なものと認めねばならぬ。」との意見であった。



馬渡秀岩の墓

又観音堂俊明の墓碑の傍らに碑があって、之に次の文字が彫刻してある。

表面の文字　奉看読法華一千部　為位

裏面の文字二十四年乙卯八月

因に此碑は俊明死後二十三年目に、俊明の冥福を祈る為に法華経一千部を読経して法事を行い、建碑したものと認められる。

此碑文によるも俊明の卒去は永禄九年でなく、天文年間であったと見ねばならぬ。

以上両碑に彫刻した文字を確実とすれば、俊明は天文二年十一月二十六日に戦死したものである。左すれば永禄九年は天文二年より三十四年後となる。尚甲斐守戦死後其後室が秀岩寺を創設し、其初代の住職は天文二十年八月十五日死亡しているが、是も永禄九年より十六年前であるから、此合戦を永禄九年とする後藤家事蹟は誤りである。又永禄十一年とする藤山考略の説は猶更のことである。

これに対し、若木町の歴史を研究しておられる満武初一氏は、秀岩の没年を天文二年や八年とした場合、秀岩の女で山代虎王丸の母となる人物の生年に齟齬をきたす事、また秀岩と同時に戦死した嫡男賢俊の弘治二年（一五五六）生存資料からも戸坂峠の戦いを天文年間に置くことの不都合を主張しておられる。示教によれば左のとおりである。

馬渡甲斐守には一女がある。秀岩の娘、山代領主山代直に嫁ぎ、一子虎王丸を生み、天正十五年虎王丸（後の鍋島喜左ェ門茂貞、杵島郡芦原に移封、虎王丸の母慶長十三年十一月十三日芦原にて死亡、

光明寺に葬り以来鍋島家（芦原）代々の墓所とされ、墓塔並に光明寺過去帳に出自する。

慶長十三年歳六十八才より逆算すれば秀岩天文十年に一女を産んだことになる。伏戸神社の棟札は秀岩の嫡子伊豆守賢俊、弘治二年十一月吉日改造と表記している。戸坂で父秀岩と同時戦死とする馬渡氏系図武雄家中系図と一致し賢俊生存を裏付ける

これら二説とは別に後掲系図Ⅰは、天文八年（一五三九）十一月六日秀岩没としている。この根拠は系図と同じく東京都多摩市馬渡俊邦氏方に所蔵される『覚書』にあるようだ。この『覚書』は慶長六年馬渡俊則が書き残したものの写し〔寛文八年（一六六八）七月廿四日俊則の孫俊貞の手によるものと判断される〕である。後掲系図Ⅰから判断すると俊則の没年からこの覚書は慶長六年俊則四十才の時の作成である。そうすると俊則の生れ年は永禄五年（一五六二）である。永禄五年生れの彼は俊明（秀岩）の合戦について「馬渡甲斐守法名秀岩明公の戦死は、天文八年巳十一月六日武雄宮野取合の時、川古村東の山の多久の方から横合に出て、敵と戸坂山谷合で合戦し、息子伊豆守一門には佐々木市佐衛門、楢覚左衛門、高木式部、権大僧都大越家宗養戦死し、その場所に印の石塔がある。（原文後掲）と書き残している。もし、永禄年中の合戦であれば、俊則存生中の戦いである。四十才になり過去をふり返った俊則が、馬渡家にとって大きな戦いであった戸坂峠の戦いについて自分の生前か生後か時期判定を誤ったことはまずないと思われる。俊則が物心ついた頃にもまだ戸坂峠参戦者で存命するものも多かったはずである。

I（馬渡俊邦氏所蔵『馬渡氏系図』より抄記）

馬渡氏系図

田村将軍五代孫坂上清則鎮守府将軍上野守源満仲為猶子号本馬八郎源義俊住上野國征夷将軍田村麿之後胤也
義俊至日吉社働綾怠故依山門訴一條院之御宇被流九刕下着松浦郷馬渡右京太輔為仙者義俊之孫義英之子也号
馬渡於上野國依有馬渡村其在名ヲ名乗ル本馬之代渡ル故又松浦郷馬渡嶋江義俊下着ス則馬渡嶋ヲ領故其弟小
楠城大曲徳末黒川ト各名字ヲ分皆成松浦黨
兄者馬渡　二男者小楠　三男者城　四男者大曲　五男者徳末　黒川モ親類一姓也

一　氏字俊者之二字
一　坂上之時者家之紋張弓征矢
一　本馬之時家之紋日ニ雲
一　馬渡之時家之紋三引両三星

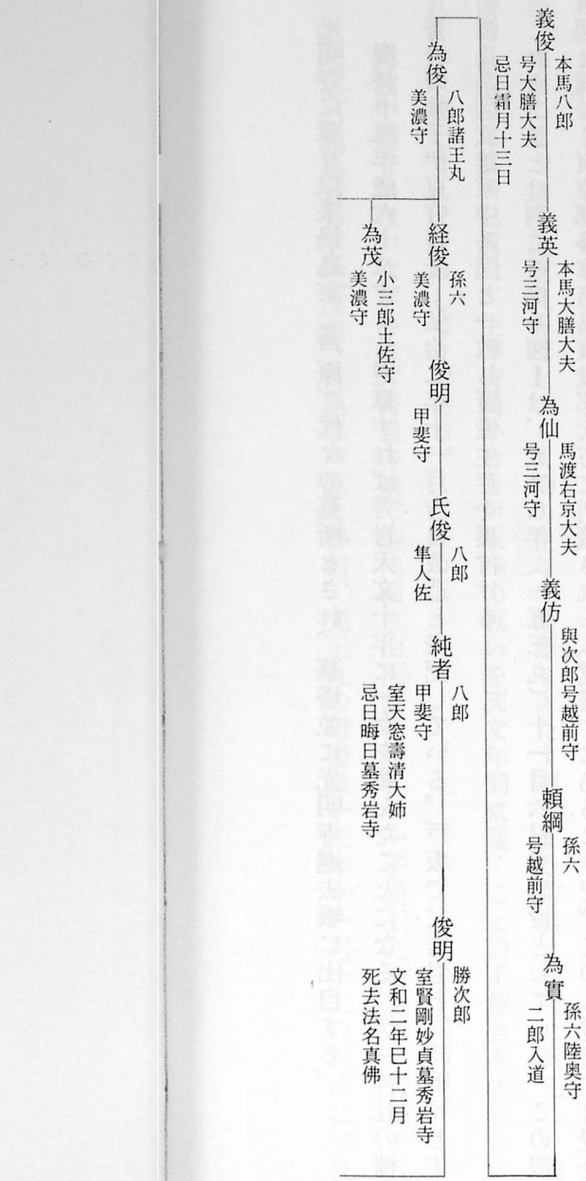

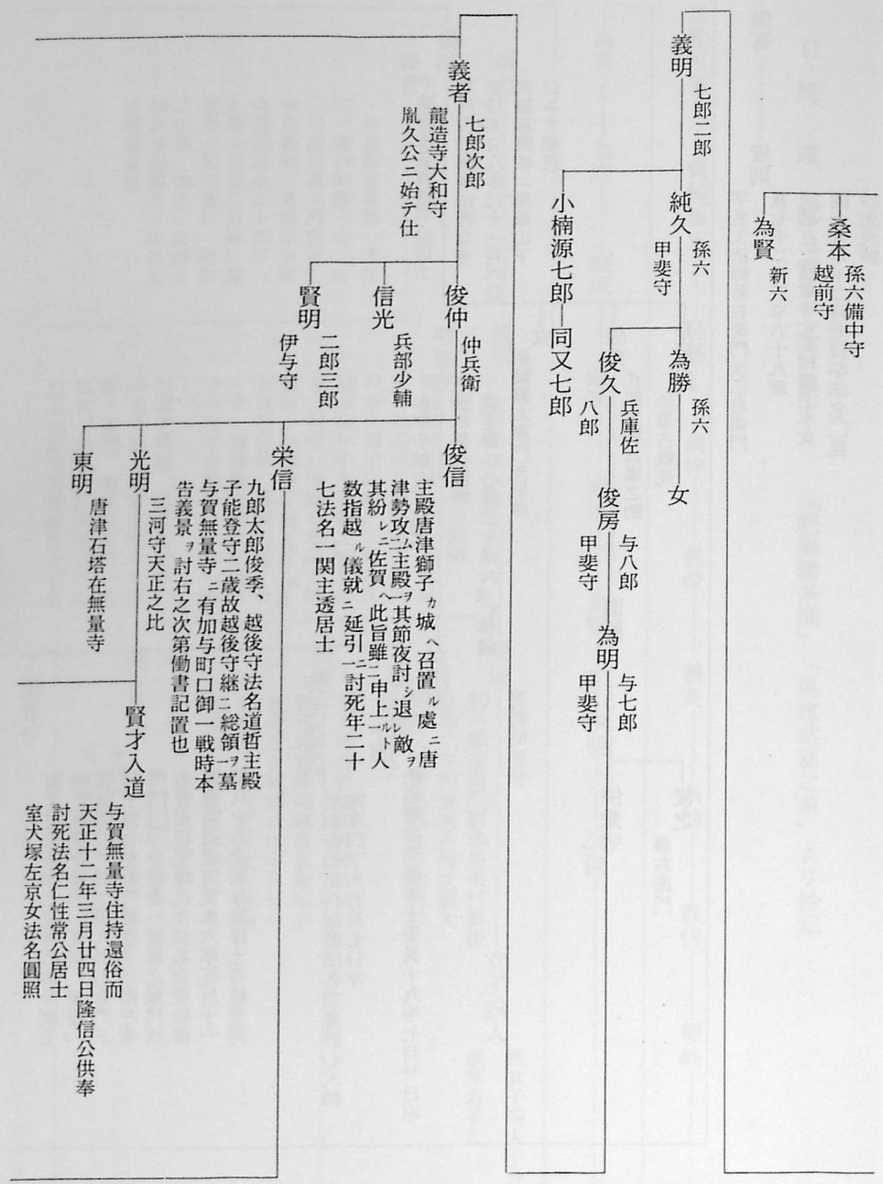

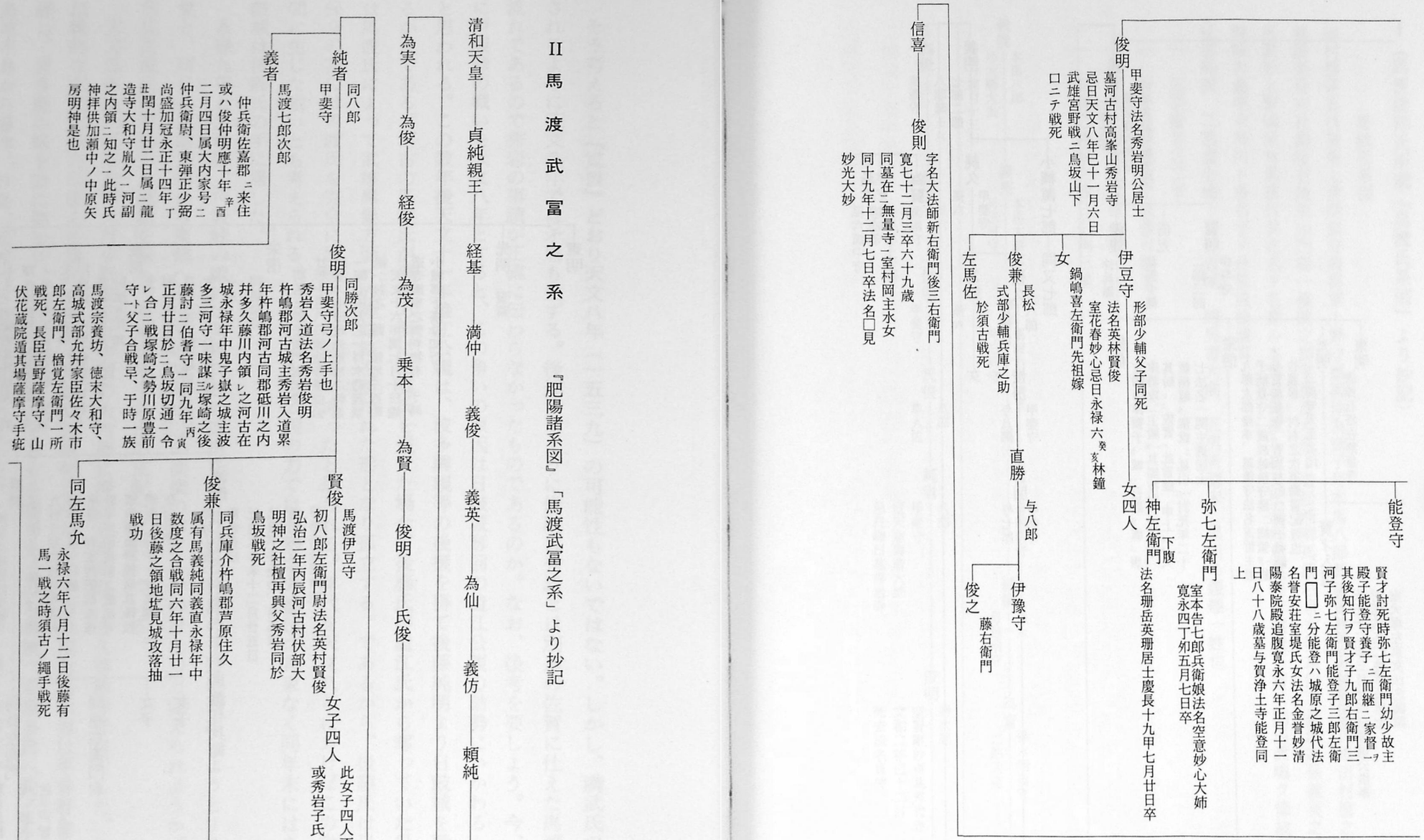

II 馬渡武冨之系

『肥陽諸系図』「馬渡武冨之系」より抄記

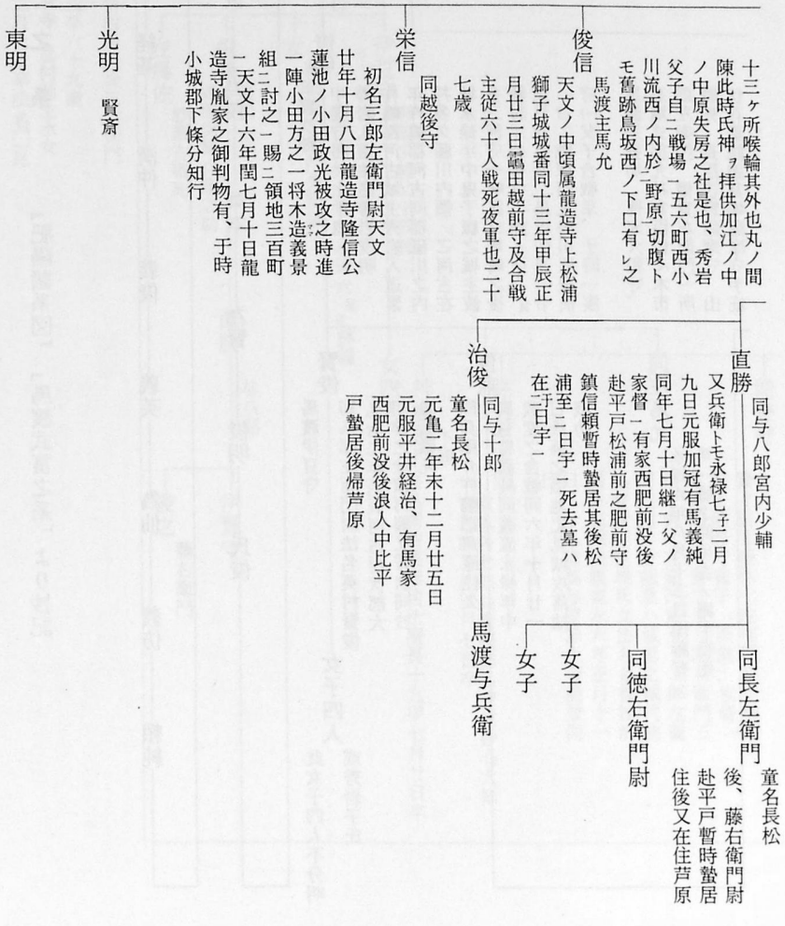

そう考えると『覚書』どおり天文八年（一五三九）の可能性もないではない。しかし、満武氏の主張されるように天文八年では矛盾も生ずる。後述するように俊則は秀岩とは別系の佐賀に仕えた馬渡家の流れであるので秀岩の事蹟が正確に伝わらなかったものであるのか。なお、後考を要しよう。今、かりに戸坂峠の戦いを天文八年とすると、この争いの原因は日鼓城奪回の澁江公親の動勢にかかわるものかと思われる。この数年後天文十一年澁江公親は、波多興親等の後援を得て後藤純明より日鼓城を奪回するからである。河古の馬渡氏が黒髪方面に後藤氏を退けた場合、後藤氏が澁江氏から奪っていた日鼓城は馬渡氏によって武雄黒髪方面への連絡路を断たれた形となり孤立する。であるから、後藤氏は日鼓城保全の為には馬渡氏を完全に屈服させる必要があったと思われる。年代を天文八年におけばこの動きの間に生じた戦いとも考えられる。いづれにしろ公親の力では旧勢力の維持は覚束なく同年末にはまた日鼓城は後藤氏の手に帰した。

永禄九年とすれば、戸坂峠の戦いは有馬氏との連携を取りながら杵島の平野に進出しようとする松浦党と、同じく武雄方面から東部へ進出する後藤氏との衝突のパターンのひとつと促えられようか。この前後馬渡氏は有馬方と連絡を保ち、有馬氏や平井氏の支配下に動いている。

天文五年（一五三六）九月少弐資元は中国の大内勢に押し込められ、多久専称寺で自刃した。この頃伝統的な少弐氏の力は衰え千葉氏も内紛でかつての威勢はなかった。この間有馬仙岩は平井経治に女を嫁し、波多盛の妹を妻に娶とり、これに生まれた子どもを藤童丸（のちの鎮）を波多氏へ養子に入れ、島原半島から藤津、杵島、松浦へと影響力を強めていた。この先手となって働くのが平井氏である。平

井氏は元来少弐の同族で室町後期千葉氏の指揮下に杵島方面に進出したものであるが、少弐、千葉氏の衰勢と有馬氏の優勢また有馬氏からの懐柔により大永頃より、却って反千葉の旗幟をあきらかにしていた。有馬氏の杵島方面への働きかけは住々平井氏によって代行された。永禄六年八月五日平井経治は馬渡兵庫助（俊兼）に領地三十町を安堵した。

平井之系藤原姓

『肥陽諸系図』より

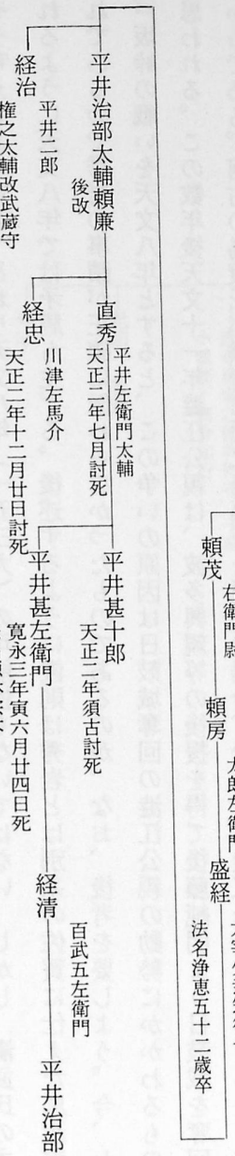

「馬渡・武富之系図」によれば、俊兼は秀岩の子で芦原に住した人物である。領地三十町の場所は確定できないが、芦原であることも考えられる。

今度之弓箭至厲案中候、者、領地之儀三十町無相違、可有御知行候、為後日一通如件

永禄六年八月五日　藤原経治（花押）

（異筆）須古平井

馬渡兵庫助殿

これによれば、三十町の安堵は「弓箭」の働きによるためとなっている。これはこの直後に須古において後藤氏と平井氏が激突する戦いの前哨戦をさしたものであろうか。『北肥戦誌』によれば、この八日程後その合戦が越っている。

一永禄六年八月十三日、肥前の塚崎の城主後藤伯耆守貴明、須古の平井権大夫経治を征せむと、軍兵を率して取懸く。既に貴明が先手中野一門、樺島・蘆原に討ち入る。時に平井一味の輩白石左近大夫・馬渡兵庫助・林田左馬助等出合ひて散々に打戦ふ。時に後藤が軍利を失ひ、中野山城守重明・其子大和守・嫡孫三郎・同新七郎・同名左衛門佐忠明・舎弟僧二位蓮成・同弟東何某以上七人樺島に於て、一所に討たれ敗績して引退く。其時又武雄兵部大輔討死しけり。平井方にも、野田掃部允は、武雄右馬大夫が放つ矢に中りて死し、其外白石彌次郎・馬渡左馬允も討たれにけり。爰に又有馬の侍南肥後守・同筑後介兄弟は、雙方和與の談合に、頃日須古の陣中に来てありけるが、止む事を得ず、平井方にて相戦ひ、兄は疵を蒙り弟は討死しけり。この戦いは有馬義純・仙岩子から馬渡兵庫助に宛てられた次の書状からしても裏づけられる。

弟左馬允戦死之由候、無比類候、子孫候之哉、承候而可得其心候
今度於須古防戦之刻、尽粉骨剰分捕候之由候、尤神妙之至候、何様其感不可(有)亡却候、尚以可被抽忠節事
専要候、仍状如件

永禄六年
九月三日　義　純（花押）
仙　岩（花押）

馬渡兵庫助殿

このように有馬氏―平井氏―馬渡氏は縦の関係にある。加えてすでに有馬家からは波多氏に養子がはいり、馬渡氏も年来波多氏と近かかったことから、有馬・平井・馬渡・波多の有明海から玄海に至る連携ルートが出来ていたものと見てよかろう。このルートを竜造寺氏は主に多久方面から後藤氏は杵島方面から進出して切りくずして行こうとするのが戦国期の一つの図式と思われる。この永禄の頃兵庫助俊兼時代の馬渡氏は残存資料でみる限りでは、芦原や白石に知行をもっている。永禄七年（一五六四）二月九日有馬義純は俊兼の嫡男与八郎に加冠（武士が元服して実名を名乗る場合、将軍大名などから名乗りの一字を与えられること）として直勝の名を与えた。

加冠

与八郎
直勝

永禄七年
貳九日

馬渡長松殿　　義　純（花押）

同年七月十日いかなる事情があったか不明であるが、俊兼の家督がこの加冠を受けた直勝に認められた。これ以前、俊兼が没したものであろうか。永禄十二年（一五六二）四月平井経治は直勝に砥河・佐留志五町を安堵した。

肥前国杵嶋之北郷砥河佐留志両村之間、領地
五町
無相違可有知行之状如件

永禄十二年卯月廿一日　　藤原經治（花押）

馬渡与八郎殿

永禄十二年は大友宗麟が佐賀の竜造寺隆信を討滅する為、自ら高良山まで出陣した時期であり、周辺武士の反竜造寺の旗幟がいよいよ鮮明になった時である。元亀二年（一五七一）十二月二十五日平井経治は与八郎の弟与十郎に加冠して治俊の名を与えた。経治が治の一字を与え与十郎がその字を受けて治俊と名乗るところに平井・馬渡の上下の関係が察せられる。

加冠

与拾郎
治俊

元亀二年十二月廿五日

藤原經治（花押）

馬渡長岱殿

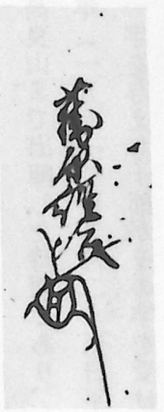

平井経治の花押

しかし先の永禄十二年、続く元亀元年（今山の戦）と二度にわたる大友宗麟の攻撃を切り抜けた竜造寺氏は、以後破竹の勢いで周辺に進出し、天正二年、平井氏は須古城に滅んだ。『馬渡・武富之系』の系図によれば、直勝・治俊は当時まだ竜造寺に対抗していた平戸松浦氏に落ちた。その後、直勝は松浦の日宇に行きそこで没し、治俊は芦原へ帰った。直勝の子長左衛門も平戸から芦原へ帰り住んだ。この間芦原は天正十五年より後には山代氏の所領するところとなっていたが、虎王丸の妻は治俊には叔母に当り虎王丸の子、のち鍋島茂貞はいとこに当るところから、帰住を許されたものであろう。また、山代氏が芦原を所領とした経緯も、戦国期芦原が馬渡氏の所領であったことと無縁ではなかろう。



有馬仙岩の花押

さて、馬渡氏には二つの流れがあり先述したものは秀岩につらなり杵島を本貫とし、有馬・波多方として働いた当北方町に関係深い家である。他の一つは秀岩の叔父義者につらなるもので、もともとは杵

島の出であるが、『馬渡・武富之系』によれば義者のとき佐賀に来住し、隆信の先々代に当る龍造寺宗家の龍造寺胤久に属し、河副を所領した。義者の孫三郎左衛門尉は胤久の子胤栄に仕え、栄の一字を与えられ栄信（みつのぶ）と称した。

小城郡下條分八町任先例之旨可有知行之状、如件

天文十六年閏七月十日　　胤栄

馬渡三郎左衛門尉　殿

三郎左衛門尉栄信は右のように胤栄から小城郡に八町を安堵されている。この翌年胤栄は早世、隆信が竜造寺宗家を継ぐが、隆信も栄信の功を賞し左のように益封している。

田蔵名一所、満城坊給一町、杉谷給一町、西村伊与守給一町、鍋島右衛門兵衛給一町、知行不可有相違之状、如件

天文廿二年正月十二日　　隆信

馬渡三郎左衛門尉　殿

以後、栄信の子信喜も竜造寺家幕下で活躍している。要するに隆信に随身する杵島の馬渡家は殆んどこの義者系統で、藩政期に至っても義者の玄孫三右衛門俊則のように百九十石（寛永五年惣着到）をとって確実に存続していった。

〔資料・馬渡俊則『覚書』〕

覚書

一　馬渡甲斐守法名秀岩明公戦死之儀、天文八年巳十一月六日武雄宮野取合之時、川古村東之山多久之方

横合ニ出敵ニ戸坂山谷合ニて一戦仕、息子伊豆守一門ニハ佐々木市左衛門・楢覚左衛門・高木式部・権大僧都大越家宗養戦死、其場ニ印之石塔有り、秀岩為菩提川古村ニ高峯山秀岩寺と申す有之事

一 馬渡主殿助戦死事、隆信公松浦表御攻取獅子城為加番龍造寺河内守殿主殿助両人被召置候之処、天正五年鶴田因幡守波田(多)参川守申組、獅子城ニ押寄俄ニ及一戦候、城中之勢相働候へ共無勢故不残戦死仕候事

一 馬渡越後守働候之事、天文廿二年癸巳隆信公小田覚派同政光御攻被成候砌、越後守先拂被仰付加与丁町口ニ押寄一戦仕候節、本生義景は長太刀越後守ハ長柄之鑓ニ而及一戦候、越後守義景之高ももを突おさへて唯今首を取候間念佛を唱候へと申候砌、義景被答候ハ念仏も時ニ5申由ニて越後守左之うてを引寄指を弐ツ喰をり被申候、其節首を取申候、加与町町口軍此節ニ終り候事

一 馬渡形(刑)部少働候事永禄四年隆信様川上於宮原口神代勝利と御一戦之砌、敵畔越ニ長柄之鑓余多突出シ相働申候故、味方及難儀候節、形(刑)部少畔之前ニから堀有之ニ入、敵之突出鑓之うの首不残切折申候、其後味方之御人数自由ニ相働候事、西目戸坂口之御一戦之時形(刑)部少弓を強ク達者ニ仕候、坂口ニ立大勢之敵ヲ射退候、此節敵ヨリ矢を一手、形(刑)部少へ送り申候、隆信様松尾之城御取立被成候砌、自然くり矢なと届き候てハとて御心見ニ形部少ニ御射させ御覧被成候、不残城中ニ矢を射入候ニ付而城不罷成候、於辻堂鎮並御打果被成候節、一戦仕鎮並御自害之砌参懸御介錯仕候由、其節鎮並之八ツ切と申刀打取申候事

一 隆信様嶋原御戦死之時馬渡堅才御供仕罷有候元来堅才儀ハ与賀無量寺之住持ニて御座候を属俗被仰付御傍ニ被召仕候、嶋原之城丑寅ノ方丸尾5一番ニ乗入敵合仕候、薩摩家頼村岡加右衛門と申者堅才ヲ討取申候、家頼三人同所ニて戦死仕候事

一 馬渡三右衛門働候事立花左近殿御成敗之砌、鍋島主水殿5被召寄被仰聞候者今度御一戦付而先峰之義被

仰付候某小先手を弟七左衛門尉へ申付候人数無人ニ御座候、政家様御傍之者少々申合七左衛門尉江相付於柳川一戦御頼被成之由被仰下候、畏入候由申候、此節天林様御出被成政家様御傍之者申合七左衛門尉へ相付、柳川へ可罷立之由太慶ニ被思召候是を着仕可罷立由ニて仕物はくろ一端御手次ニ被下候、三右衛門罷帰政家様へ申上御傍之者申合七左衛門殿与ニ相付柳川へ出陣仕候、与力十五人被仰付候、十月廿日於八之院夜之内ニ村中之案内為可見申罷出候処敵三百計紺之着物縄たすき懸其内七人一様之具足着仕長柄之鑓を持押シ出シ参候、此節三右衛門与之者共へ申候者ハ之院之堀を越一戦仕候て後ニ堀有之而自由働難成存候、敵程近ク参候ハ鉄炮を打懸堀之こなたニ引取、鉄炮を打可申と申付罷有候処、右之敵とも七本之鑓ニて地をたたき候て参候、三右衛門鑓寸詰り鑓合難成付而すはたえ者手ちかく参候を突申候砌、七本之鑓ニて三右衛門を打伏申候、大勢走り寄切候へ共手を不蒙候、此節七左衛門殿大勢押懸り右敵不残堀ニ追籠討捨ニ被成候、今度之御一戦御家之浮沈之儀ニて候、悴作次郎一処ニ召置討死仕候ハヽ、名字を継可申者無御座候、御旗本江罷有候ハヽ生残申儀も可有之と存、加州様信州様へ此旨申上候付而、御傍へ被召置候、廿日朝鑓合有之砌、先備之主水殿七左衛門へ作次郎御用付而御使ニ再三相勤申候、其時年十六ニ罷成候、柳川御帰陣之後七左衛門殿5御上ニ三右衛門粉骨之働被仰上御褒美被仰付候迫者御延引ニ思召候由ニて、先自分ニ白石下太原之内ニて三拾石知行被下候、一年預所務御返進候、其後御上ヨリ柳川為御加増知行拾五石被為拝領候、右御知行馬渡権右衛門江申上拝領為仕候、立花三太夫手を負引申候節渕川五右衛門と申与之者走り寄高もゝを切候へ共、具足之上にて腰ニ付申候陣貝切とり罷帰候事

一 馬渡又兵衛伏見御陣之砌、城内石垣之上ニて上林竹庵を討取申候、信州様御陣之前ニて御上覧被成御帰

陣之節為御褒美知行三拾石被為拝領候

一　馬渡七郎次郎初而龍造寺大和守様へ主従之御契約申上候砌、新庄沖下之東三百石最初ニ被為拝領候、依之に今馬渡敷地と申候、柳川御一戦之以後、鍋嶋七左衛門殿ゟ先祖之敷地ニて御座候、少ニて候へ共依粉骨代官被仰付候事

一　永禄六年癸亥隆信様有馬仙岩為御退治小城郡鯰川原ニ御出張被遊候、馬渡兵部少輔と申者砥川ニ罷在候、隆信様ニ御忠節可申上と鴨地徳嶋前田白石之衆と申合野田右近を有馬遣、申候者隆信様為有馬退治此表ニ在陣御座候、御討可被成時節能御座候間御一門之内壱人比境ニ御出張可被成候某御道引可申上旨野田右近を以申候、有馬仙岩承野田右近を為人質有馬上野介大将ニて数千之人数横辺田を通り小城表ニ参候、嶋原弥七郎と申者船より芦ヶ里ニ押渡ル、有馬上野介鴨地陸奥守居城ニ押詰候節、馬渡兵部少輔其外跡ゟ裏切仕候付而有馬勢不残討取申候兵部少輔も疵をおひ一門九人戦死仕候事

右働之覚幷御書物共無相違永々子孫可相伝者也

慶長六年八月廿九日　馬渡三右衛門源俊則

4　徳永氏

徳永氏のことを述べる前に、まずその縁戚となる掛橋若狭を一瞥したい。掛橋若狭は須古の平井経治の親類である。永禄六年（一五六三）竜造寺隆信が須古の平井氏を攻めた時、経治はそれまで敵対関係にあった武雄後藤貴明へ援兵を求めた。貴明はこれに応じ兵を出し、経治はようよう危機を脱した。そのとき、貴明、経治は、この同盟をより堅固にするため、人質を交換した。貴明よりは弟の松尾周防守

近明が、経治よりは親類の若狭が送られた。現在のところ平井氏の詳細な系図が見当らないので、経治と若狭の関係は親類というのみで詳しくは不明であるが、貴明が弟近明を送っているところからすれば、若狭も経治にごく近い縁戚であったと考えられる。若狭は志久村のうち掛橋に住居させられ、そのため、この地名を名字に名乗ることになったといい、知行は甘久村に与えられたという。翌永禄七年（一五六四）二月、竜造寺隆信は、多久在居の弟長信に山越えで武雄を攻撃させた。これに対し、若狭は貴明配下河原豊前と共に武雄寄りの猪隈砦に籠った。以上は次に掲げる系図の記載に見える。

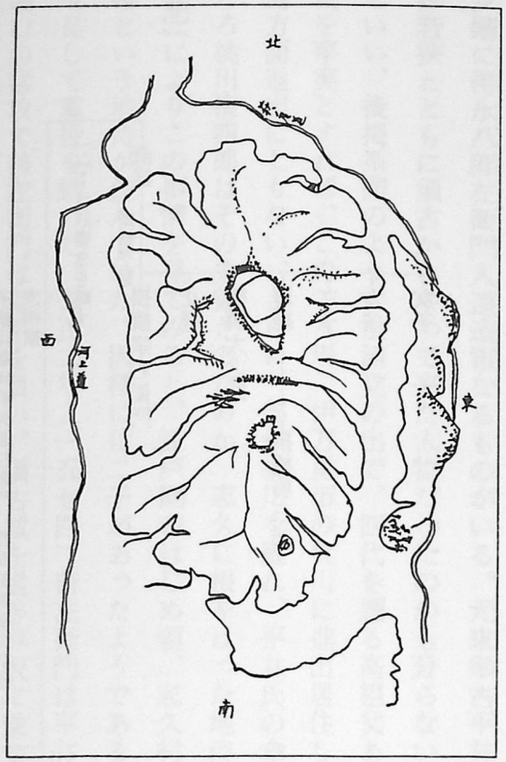

武雄市教育委員会保管（猪隈城古図写し）

掛橋判左衛門系図

『武雄家中系図』より

○掛橋若狭―元須古地頭平井武蔵守経治親族、永禄六年隆信公須古ヲ御攻被レ成候節、経治ヨリ貴明―女子―平井臣得永八郎左衛門入道道雪妻子孫多久ニ有

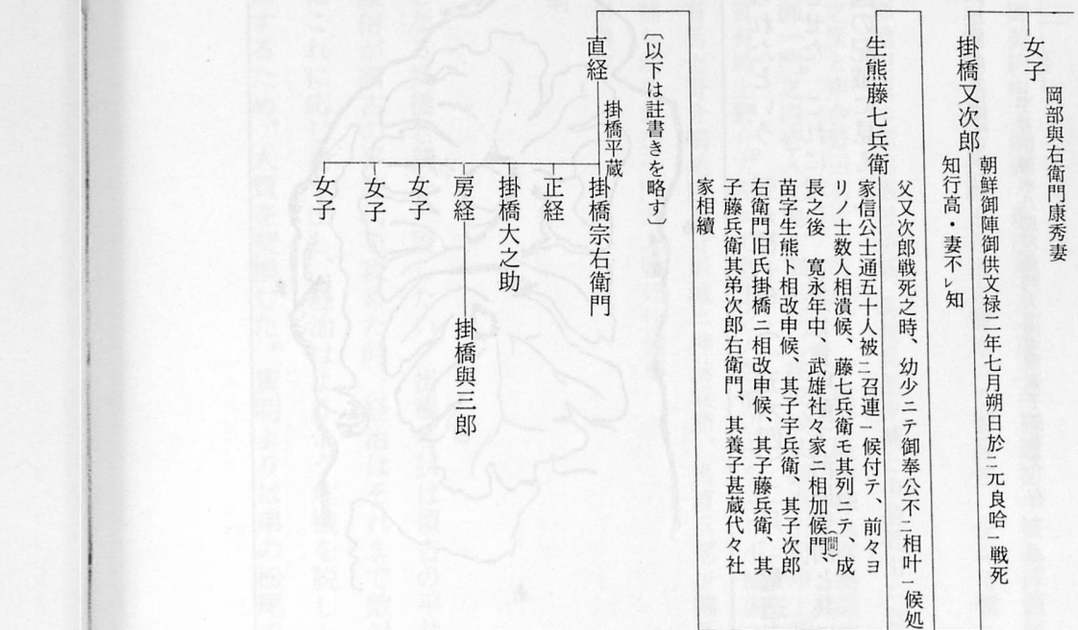

さて、この系図によれば、若狭の女婿に得永八郎左衛門入道道雪なるものがいる。元来須古平井の家臣であったようであるから、あるいは若狭とともに須古からやって来た人物だったのかも分らない。この得永八郎左衛門はもと桃川権四郎といい、後掲系図のように松浦党の出で、四代を遡る高祖父あたりから桃川を姓としている。系図の記載を事実とすれば、このころ現、伊万里市の桃川に進出居住したものであろう。それ以後、松浦党の杵島方面進出にともない、さらに一部が桃川を離れ、平井氏の傘下に加わったのかも知れない。いずれにしろ桃川権四郎はその勇猛さのためか、志久に根をはった地侍岩永氏の名跡を継ぐことになる。『水江臣記』によりこの事情を見てみると、江戸期のはじめ頃、志久村の庄屋屋敷となった場所は戦国期岩永因幡という地侍が住んでいた。因幡には二子があったようであるが、長子宗二郎は早世、二男善左衛門が成長して軍役を勤めた。天正二年（一五七四）善左衛門は平井氏に属して須古城防戦に参陣した。一間堀口の猛攻で善左衛門は深手を負い、須古城を退き戸板に乗せられて志久へ帰っていたが、その途上蔵童宿あたりで、竜造寺方の嘉瀬の光武蔵人に討ちとられて戦死した。善左衛門は深手ながら蔵人に応戦し、肩を切りつけたが、相手には相討ちとなるほどの痛手とはならなかった。『北肥戦誌』では「城兵岩永善左衛門等若干討たれ、攻口終に破れしかば……」と善左衛門討死の場所を須古城としているが、『水江臣記』に見える先の子孫への言い伝えがより真実に近かろう。善左衛門にも子はあったが、幼少であったのか、善左衛門の父岩永因幡は桃川権四郎を養子に迎えた。同じ平井方としての誼の故であろうか。しかし主の平井氏は先の戦ですでに滅亡している。天正三年（一五七五）頃、桃川権四郎こと岩永八郎左衛門は平井氏と先に同盟関係を結んだ後藤氏に臣従した。翌四年

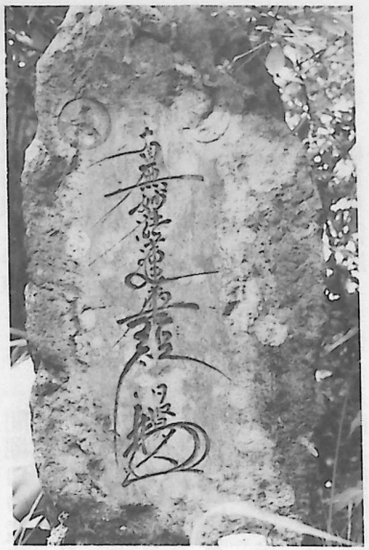

志久峠合戦の供養碑

正月元日八郎左衛門は後藤方の物見として志久峠に赴いたが、そこで多久竜造寺氏の野田与七郎と出くわし、組み合いとなり、これを討取った。八郎左衛門は与七郎の首を竜造寺方に返却するとき高尾平という所から「握下」したという。大きな岩の上から髪の毛をつかんで下にいる敵方に渡したものであろうか。しかし、この元旦早々の活躍も八郎左衛門の先行きを明るくしなかった。すでにこの頃竜造寺勢は須古からさらに進攻し、藤津群横造城を落し、(二月)その兵を廻して武雄を討たんとしていた。貴明は諸方の砦を焼払い本城に楯籠って臨戦体制を固めた。(三月)この頃隆信は武雄にとりかけるに当って大崎を根拠地とし、堀をほることを命じた。隆信の行なった須古城修築や大崎村普請には志久・焼米・山口・多久等の農民が夫丸として動員されたと考えられる。(多久家文書)平井氏没落後の佐賀・武雄の新しい力関係は、夫丸としてかり集められ、竜造寺氏のもとで働らかされた農民たちには、攻勢竜造寺、守勢後藤と感ぜられたに違いない。周囲の離叛を恐れた貴明が芦原村の百姓四郎右衛門外八名から起請文を取ったのもこの年の六月廿一日のことで、この中には、貴明・晴明・後藤家に対し、先々疎かな関係にならないこと、敵方よりいろいろな誘いかけがあっても、これに同意し、裏切らないことなどが誓われていた。ということは裏を返せば、そういうことが起りそうな状況であり、別の所では既に反後藤

の動きが出てきていたのだろう。殊に旧平井家臣団は元来永く後藤に敵対して来ていたので、旧恩による奉公心はなく、力関係で竜造寺が優勢と見るとその方へ転身する者もいた。岩永八郎左衛門もこれで、先には後藤の先手として野田与七郎の首級を得たが、竜造寺隆信が貴明との合戦に本腰を入れ、志久まで出張ってくると、貴明を捨て隆信に参じ、武雄への案内のため物見をかって出ている。この時、貴明から同じく物見に派遣された朝重孫助と志久・北方の間で鉢合せし、一戦し、朝重に同道していた不動寺半助ともども彼らを討ち取った。隆信はこの勲功を賞し八郎左衛門に鑓を与えた。その後、八郎左衛門は秀吉九州入りに伴う肥後改めや朝鮮出兵に参加して、藩政初期多久家の家臣として定着した。またどういうわけか、のちに徳永と名字を改めた。後年入道して道雪と名乗り居所も多久へ移ったようだ。道雪は長命で百歳を超えた。百歳まで幾多の戦場に出たが不思議と疵一つ被らなかった。竜造寺長信の子で多久領を継いだ多久安順は晩年曽孫茂矩が生まれたとき(寛永七年―一六三〇、時に安順六十八歳)その父である孫茂辰と相談して、この「運強き者」とも称すべき道雪に茂辰を祝福させている。道雪は名(幼名と思われる)を名付け、茂矩を抱きあげ歴戦の中で「折々首をかき申候小脇」を進上した。戦国の世を生きぬき、百歳を超えた道雪はどのような気持ちで生まれたばかりの茂矩を抱きあげたものであろうか。なお、茂矩が生れたのは没年から逆算して寛永七年(一六三〇)だが、このとき道雪が百歳を超えていたとするなら彼は享禄四年(一五三一)以前の生れとなる。享禄二年(一五二九)生れの竜造寺隆信とほぼ同期である。以上に関連ある『水江臣記』の主な部分は次のとおりである。

徳永八郎左衛門

一　五代已前之先祖岩永因幡、志久村只今之庄屋々敷ニ住居仕候、頭之子ハ宗ニ郎早世、ニ男善左衛門須古ニ而深手負（作間承候）之戸板ニ乗り帰申候砌、蔵童之宿ニ而嘉瀬之光武蔵人と申者ニ討れ相果申候、其節蔵人肩を善左衛門切申候得共、相果申程者無之由候事

一　右善左衛門子権右衛門子孫只今之徳永次兵衛ニ而御座候、桃川ノ子権四郎を右因幡養子仕り跡を継せ申候、後は八郎左衛門と申法躰仕候而ゟハ道雪と申候事

（一項略）

一　多久勢はたねヶ原、南目勢は志久峠ニ陣仕候砌、互ニ物見ニぬけ出申候而志久峠之北ニ而野田与七郎ニ与風行逢組合仕、与七郎を討候而壱ツ首ニ候間、返し申由ニ而高尾平と申所ゟ首を握下為申由候事

一　隆信様貴明と御取合之節は志久迠被成御越右権四郎武雄江之御手引仕、其節御互ニ物見へ参り合、武雄ニ而名相知候朝重孫助と申者ニ志久北方之間ニ而行合戦申候而右孫助を討取申候、其節又、不動寺半助を討取申候、時に為御褒美従　隆信様御手次ニ鑓を拝領仕候、（下略）

（四項略）

一　道雪儀、若年之折ゟ百歳ニ及候迠ニも終ニ少之手疵をも負不申、運強者ニ被思召上之由ニ而　天叟様、愚溪様被遊御相談、玄山様御出生之砌、御ましない之様ニ養上申候而名を付上可然由被　仰出、玄山様を道雪抱キ上申候、其節已前ニ折々首をかき申候小脇指を　玄山様江進上申候、右玄山様ニも折々被遊御餝候事

徳永古善右衛門老後述懐の事　善右衛門申し候は、「今陣立と云うても、極老不合期なれば働く事成らず、さりながら敵の中に駈入って、突殺されて死に度きなり。頓（やが）て終腐（つひくち）れて死ぬべきが残念。」と、号々述懐の由、行寂和尚小僧の時承り候由り。行寂和尚（高伍寺第廿世住持）の師父、要門和尚は善右衛門末子にて候なり。

衛門末子にて候なり。

道雪はかねがね言っていた。いま戦争で出陣だと言っても自分はもう高齢で役にはたたない。しかし死ぬときは敵の中へ駈入って突殺されて死にたい。畳の上でじわじわと死んで行くのは何とも残念だと。先の『水江臣記』の事歴を見ればなるほどとうなずかれる言葉である。

徳永之系

『肥陽諸系図』より

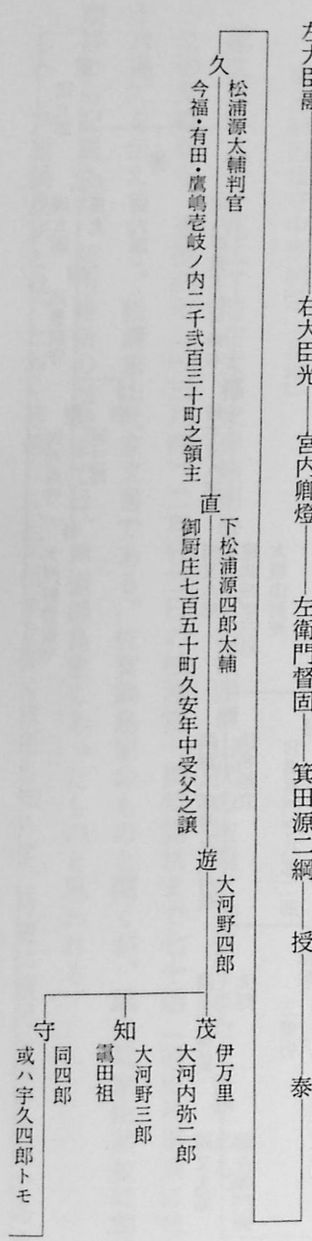

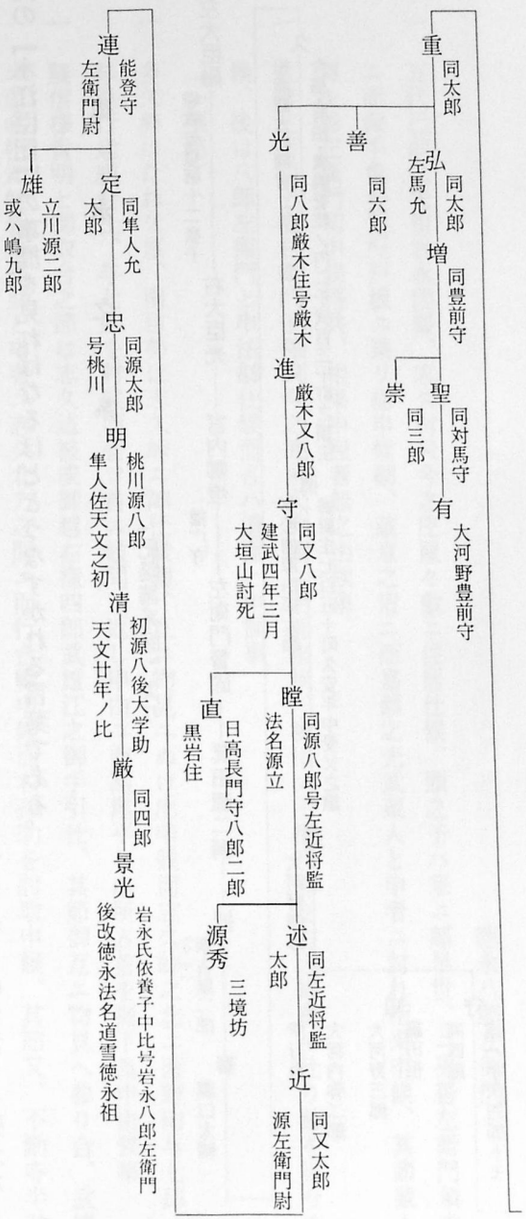

5　山代氏

芦原鍋島家は、天正年間、龍造寺氏につき、隆信の死後、芦原に転封になるまで、約四百年、現在の伊万里市山代の地を占めていた。そして鍋島藩の家臣となり、鍋島姓を称するまで、山代氏を称していた。

十二世紀中葉の松浦源四郎大夫直の第六子、源六囲を初代とし　芦原に入部する迄の累代は次の通り

である。（松浦党大系図山代系図）

囲――固――広――諧――栄――正――弘――勤――栄……信……吉……清（キヨシ）――直（ナオシ）――貞（タダシ）

…は系図に記載なきも　空白の期間あり、或は契諾書に、或は歳遣船に当事者として、知られる人を以て補充している。しかし、継承を充分に知ることは出来ない。

「松浦山代文書」

前右大将家政所下、肥前国宇野御厨内山代浦住人等

可早以字源六郎圍為地頭職事

右人、為令執行彼職、補任先□、於本所御年貢已下雑事者、□例、無懈怠、可令致沙汰也　住人等宜承知、敢勿違失、以下

建久三年六月二日　　案主　藤井（花押）

令民部丞藤原（花押）　　知家事　中原（花押）

別当前因幡守中原朝臣（花押）

建久三年（一一九二）前右大将家源頼朝により、山代囲が山代の地頭に補任された文書である。

この文書から、永徳四年（一三八四）二月廿三日の松浦党一揆契諾状まで七十通（県史料集成には六十六通）を伝えている。松浦家山代家文書である。佐賀鍋島家のものと聞くが、鍋島篤家由緒並に御書類写にも記載され、明治維新の当時までは、芦原鍋島家にあったものと思われる。

しかし芦原鍋島家とは、とおく音信なく、又伝承を聞く故老も知らず、今更に歳月を惜む次第である。

山代氏草創の親子関係については、安貞二年（一二二八）の五島青方文書関東下知状案によって知られる。五島小値賀島地頭職をめぐる山代氏と峯氏の、又従弟同志の争論に、相伝の経過が祥しく述べられている。

囲の母は清原三子で、直と離別している。直から後妻の連れ子に譲られることを怖れた、母三子が寿永二年（一一八三）自分に譲ったと囲は主張している。

三子の従弟尋覚、直の後妻の連れ子連の主張も絡み、囲の子、固に有利な裁決ではなかった。

しかし源平の抗争期に、五島の地にも、既に地歩を占めている直と、周辺の人々を知り得る史料である。

正治元年（一一九九）十一月二日伊万里文書に、遠江守某書状として、鎮西奉行所大蔵次郎に通知の前半に次の記載がある。（書下しに改む）

その後何事も候はむや、そもそも肥前国の松浦党、清・披・囲・知・重平は、もとの如く安堵せしむべき由仰せを蒙り、身の暇を賜ひ、下向せしめ候ところ也……（略）

松浦清・峯披・山代囲と彼等には甥にあたる大河野知、並に峯披の相婿、津吉重平の四名が、頼朝の後継者頼家に見参、所領の安堵を受けていることを通知している。

囲の後が固である。松浦家世伝には、固に弟清があり、早岐氏としている。

さきに安貞二年三月の青方文書関東下知状の裁決では、値賀島の地頭職は峯持（タモツ）領掌であったが、同年七月三日、宇野御厨預所法眼下文として、値賀・五島惣追捕使並御綿御使に補任されている。祖父の五

島に占めていた地位は父囲から固へと相伝されている。

系譜には固に子なし、所帯を妻に譲る。猶子広を以て家督と為す、字は山代源三とある。のち固の遺領をめぐる二十年に及ぶ相論が起きている。

仏門に入った固の後家尼は、後妻であり、法阿弥陀仏と称し、固と前妻の子を源氏女（ウヂノメ）という。固後家の相続は、十月十五日付の六波羅探題から少弐資能に宛てた書状と、資能の天福元年（一二三三）十月請文により明らかである。

又後家尼は御家人として、暦仁元年（一二三八）京都で大番役を勤仕している。翌年六波羅探題連署の書状がある。

しかし義理の母娘の相論は既に起っており、一旦は「早く源氏山代固の女子の濫訴を停止し、固の譲状に任せ、後家尼一期の後は、源広『固猶子』が相続すべきこと」と延応元年（一二三九）裁許状が出たが、今度は源氏女の嫡子益田通広が、法阿弥陀仏は改嫁（再婚）しているので、遺領を請ける資格はないと訴えた。その証人には上・下松浦の人々を徴している。しかしこれらの人から改嫁を認める積極的な証言はなされていない。寛元二年（一二四四）北条経時の命で濫訴を停止したが、関連の文書は正嘉二年（一二五八）に及んでいる。

系譜には「広、諧を生む。字は弥三郎。文永十一年、蒙古合戦に対馬に討死す。諧、栄を生む。字は又三郎。肥前国恵利村の地頭職を賜はる。父の軍忠に依つてなり。弘安四年蒙古壱岐嶋に合戦す。山代の栄功を抽んで創を被る。肥前国神崎の田地拾町屋敷畠地を賜る。又恵利の村替として筑後国八院の田

地拾参町屋敷二十三箇所を賜はる。」

文永の役については、翌建治元年山代諧の死により、栄に恵利村の地頭職が与えられている。しかし弘安の役については、容易に恩賞地の配分がなく、弘安十年（一二八七）松浦一族地頭等二十余人鎌倉に参向せんとして、留められ、志佐継・有田深・山代栄の三人が参向している。山代栄については、戦いの後八年にして神崎庄に十町の恩賞があった。

さきに亡父諧の勲功について与えられた恵利村は恵利弥二郎兼綱後家尼や千葉宗胤代、行蓮より申立あり、結局正應四年（一二九一）筑後八院に替地されている。しかしこの八院についてもその領知について白垣氏との間に争論がつづいている。恩賞の地の経営には、一代では解決出来ない複雑さがあったようである。

鎌倉時代恩賞地の新給が行われた場合、その恩賞地の本主（もとから）の領主と、新恩受給者との間に、屢々紛争を生じている。

山代氏の場合も、建治元年十月廿九日将軍家政所下文による、文永の役の恩賞地、肥前国恵利村名主（地頭）職について、相論が起きた。松浦山代文書に、関東御教書の裁決がある。

肥前国恵利弥二郎兼綱後家尼蓮阿並千葉太郎宗胤代行蓮等申、恵利村名主職事、注進状披露之処、彼等訴訟所被弃置也者、山代亀丸知行不可有相違之状　依仰執達如件

正応元年九月七日

（北条宣時）前武蔵守（花押）

（北条貞時）相模守（花押）

大宰少弐入道殿

恵利村は小城郡三日月の、江里とされている。

高城寺文書に、伴兼信田地避状として「奉辞進、地蔵菩薩御免田弐町事、在（肥前国恵利村内坪付在別□……」とあり、永仁七年とされ、恵利氏の本姓は伴氏としている。

瀬野精一郎氏の肥前国土豪一覧に記載されているが、御家人ではないようである。或は農村の有力地主として、武士的性格を持つに至った、名主職と考るべきか。

又何故千葉宗胤代行蓮が応援して、山代氏の知行を妨害したのか。

千葉氏は本来下總国の御家人である。

千葉氏の小城所領は、鎌倉時代初期、薩摩に於ける平家没官領の給付と、同時期であるともされている。

常胤より五代の後頼胤が、文永の役に、疵を被り、小城の地に卒したとされている。その子宗胤は、文永九年二月北条氏の一族名越時章が二月騒動（時宗の異母兄時輔、南六波羅探題であったが、家督を時宗に取られた為に謀叛）に非常の死を遂げたとき、そのあとの守護職につき、大隅守を称している。系図にしるさるるその死は、永仁二年、三十才である。宗胤の代までは、入部せず代官に委ねていたものと思われる。

正応元年恵利氏等は敗訴したにも拘らず、山代氏の領知は続かず、また東国御家人千葉氏への配慮か、山代氏には替地が与えられている。

可令早松浦山代又三郎　領知
筑後国八院菅藤三入道唯仏跡田地公事足拾参町（在牟田、）屋敷分弐拾参箇所、牟田薗九箇所事
右、為肥前国恵利村替所被宛行也者、早守先例可令領掌之状　依仰下□（知）如件
正応四年九月二日
（北条宣時）陸奥守平朝臣（花押）
（北条貞時）相撲守平朝臣（花押）

この替地、筑後国三潴庄八院は、現在三潴郡大木町内とされ、上・中・下の八院また上・下白垣等の地が交錯している。

筑後国御家人白垣弥藤三宗氏（前述の大木町白垣に在った御家人）が、罪科により没収される以前に、買得した所領であると訴えている。本主菅藤三入道唯仏（助範）が、永仁元年五月廿六日鎮西下知状に、白垣氏は弘長元年、弘安二年、同六年唯仏（時に助範）沽券状（売渡証）による取得を訴えたが、取上げられていない。また弘安九年十二月・九月・十月前筑後守護人少弐盛経の石築地覆勘状、制札免許状、或は又宗氏が唯仏の所従（従者家来）を召捕ったとする関東への注進状などの具書を添えての主張にも、山代栄所進の正応四年の関東下知状が優先し、鎮西探題は山代氏に安堵下知している。

しかしなお白垣氏は抵抗し正安二年の堺相論、嘉元三年栄扶持の悪党狼籍の訴がなされ、文保二年堺相論に白垣氏の越訴が、棄捐されている。鎮西探題は終始、山代氏を支持し、白垣氏はことごとく棄却

されている。それにより、山代氏は不知行を免れているが、遠隔の地に勲功地の進止は極めて困難なことであった。知行の困難は、御家人の窮亡である。

なお山代氏が、鎌倉時代に所有していた、所領・所職

五嶋惣追捕使幷定使職
宇野御厨内山代浦地頭職
筑後八院村地頭職
肥前国神崎庄内田地拾町屋敷畠地

であった。しかし建武二年太政官符、同雑訴決断所牒案（いづれも山代文書）山代氏に安堵されているのは、宇野御厨内山代・多久島・船木・東嶋等の地頭職であり、文永・弘安の恩賞地は含まれていない。しかし建武四年足利直義の安堵状には、五嶋惣追捕使定使両職並に筑後国八院村地頭職を加えている。足利氏の御家人層把握である。

弘安の恩賞神崎庄の配分地は、建武新政権は勿論、足利氏も承認していない。瀬野氏は、鎮西御家人の研究に、不知行地を理由に、安堵しなかったことが考えられると、しておられる。

貞和六年山代弘の譲状にも、神崎荘の配分地は含まれていない。

なお康永四年山代弘に神崎庄内根事又五郎恩賞地内田地地頭職として、一色道猷の宛行があるが、前記の譲状には、既にこれも含まれていない。地位の不安な人の宛行、永続するものでもなかった。

なお松浦山代文書に観応二年十二月廿五日付を以って

松浦西原鬼熊丸宛として、足利直冬の宛行状に神崎庄がしるされている。鬼熊丸と山代氏のかかわりは不明である。

折角の恩賞地も、統合整理或は在地新興勢力に進止権を奪われ又沽却、寄進のこともあった。

元寇に、稔りのない恩賞は、却って禍根となって衰微につながって行くようである。

元寇に殊勲の諧・栄の父子、その供養塔、二基が伊万里市脇野の旧宝積寺跡に伝えられている。

栄に二子あり　正は字亀犬丸、長じて三郎を称す。弟安は楠久源三郎である。

正の子弘　字亀鶴丸。

元弘三年（一三三三）山代亀鶴丸は、上洛している。この年五月六波羅・鎌倉落ち、北条高時以下自殺。後醍醐天皇還幸。しかし護良親王と足利尊氏との間は険悪であった。去就の判断は、困難であったようで、両陣営に証判を得た着到状が残されている。

建武二年（一三三五）山代・多久島・船木・東島の地頭職を建武政権によって安堵されている。太政官符案、十二月山代亀鶴丸申状案、十二月十日雑所決断所牒案である。

この頃既に尊氏は鎌倉に下り、新田義貞を竹下に破ついる。

建武三年九月四日山代亀王丸代伊賀光秀が、山城宇治に発向、合戦し、足利方の将仁木義長の証判を得ている。松浦党大系図山代系図には次の通り誌されている。

御厨源三　次郎　丹後守　　亀王丸三郎次郎

清――遶――直――時――遶

また建武四年（一三三七）三月松浦山代亀王殿として、足利直義の感状、七月肥後犬塚原合戦に、松浦山代亀王丸代秦兵衛尉友長の軍忠状に、一色道猷が証判を与えている。暦応三年（一三四〇）亀王丸の筑後出陣、康永二年（一三四三）山代三郎次郎遶の筑後出陣、軍忠状並に領家職宛行状がある。菊池氏との戦いであり、一色道猷に随っている。

領家職宛行状には松浦御厨小次郎殿としてあるが、松浦山代系譜には、肥前国西坊所保の内田地百町を遶に賜うとあり、同一人と思われる。貞和三年（一三四七）松浦遶、御厨庄の内紐差、美都多里、保々木、嘉治、大河等の地頭職を弘の子定亀丸に譲っている。何故遶は山代氏を称したか。丹後系図には誌されていない人のようである。又伊賀光秀とか秦友長とか、陣代はどんな人達であったかも知りたい。

建武四年足利直義により、山代・多久嶋・青嶋・舟木・荒古田・東嶋・五嶋惣追捕使、定使両職と筑後八院村の地頭職を安堵されている。建武五年（一三三八）から康永三年（一三四四）にかけて有河氏が山代領の荒久田内東島に押入り乱妨、山代弘の訴によって、後藤光明、佐留志太郎が追捕している。

康永四年（一三四五）筑後と神崎に地頭職を、一色道猷に宛行われている。

山代弘の譲状がある。漢字まじりに改む。

譲与ふ、嫡子定亀が所に

在、肥前国宇野御厨山代・青島並に海夫・多久島・船木・五島の惣追捕使並に定使職、松浦の東島・安富・川副の恩賞の地、筑後国八院の村の地頭職の事

右件の所々の地頭職は、弘(ヒロム)重代相伝の私領なり、八院の村・安富・川副の荘は、勲功の領なり、しかる間、嫡子たるによって、定亀丸の所々に、代々の公験・関東の安堵御下文、並に次第手継らをあいそへて、永代を限って、譲与ふる所なり、よって後日の為に譲状如件

貞和六年三月廿日　　源　弘（花押）

この年五月足利直冬の須古城攻めに、定亀丸代船木左衛門四郎が参加している。このころ弘は没したものと思われる。同年十一月、肥前国御厨庄紐差・保々木以下安堵の御判を賜るとある。

永和元年（一三八〇）筑前と豊前に、永徳二年（一三八三）壱岐に、兵粮料所の預ヶ状が、今川頼泰から出されている。宛名はともに山代豊前守栄である。栄は定亀丸勤の嫡子である。今川頼泰のちの仲秋であり、仲秋の呼子上陸を松浦党の諸家は歓呼して迎えている。豊前守栄は永徳四年（一三八五）松浦党大一揆の契諾状に遠江守栄としるしている。栄には他に宛名を楠久亀殿とした去り状がある。一族に楠久氏あり、楠久村を譲っている。

この頃迄が山代文書として遺されていたがその後は、文書を見ず、又系図にも空白が続いている。

山代系図並系譜とも、栄を継承して清としている。しかし栄の松浦一揆連署は永徳四年（一三八五）であり、清が龍造寺を訪れ、好みを通じたのは天正三年（一五七七）で、その間一九七年、到底これを父子の継承とはし得ない。松浦家世伝にも検討し、信と吉との二人を挿入している。応永二十八年の宗族会盟に山代遠江守信とあるによっている。契諾状そのものには、史料として疑義を持たれている。又海東諸国記に、源吉、乙丑年始めて使を遣し、来朝す、書に肥前州下松浦山城太守源吉を称す云々。乙

丑年は文安二年（一四四五）であり、まだ百年の空白がある。空白は衰退の事実を示すものと考えざるを得ない。しかし山代文書はよく保存されたものと思う。

松浦家世伝に、山代氏及び伊万里等下松浦の輩、或は大内氏に通じ、命を聴く、明応二年（一四九三）少弐政資、伊万里、山代等下松浦輩己(オノレ)に従わざる者を撃たんと欲す。少弐氏の来攻をしるし、また伊万里・山代と云うが、字名(アザナ)を言はずとしている。

平戸の松浦弘定と抗争し多久島を提供している。

上松浦の中心にあった波多氏、或は諸豪勢力の接点に立った鶴田氏のような、歴史に残る抗争もなく、旧態が保たれたのではあるまいか。有馬や大村の北上にも後藤・平戸が堤防となってくれた。その堤防の外に出でんとした本宗松浦は、平戸と抗争して、敗れた。

松浦家世伝はしるしている。栄の数世の後、清あり。字は六郎、豊前六郎を称し、豊前守に任じ、山代里村に居すと。天文の頃である。この頃有馬晴純（仙岩）が強く、東肥前に進出せんとして抗争し、天文十年（一五四一）小城に入らんとした。これに対し龍造寺家門が少弐・千葉の勢力を結集させて事なきを得ている。このとき千葉・龍造寺の松浦侵入に対する備の中に清等もあり、有馬に直属する程の勢力ではなく、後藤貴明を通じていたようである。

天文十一年平戸松浦隆信が、本宗相神浦氏を攻めたときは、山代・伊万里はこれを援けている。

芦原鍋島家御当家由緒に、

天文年中

清公、武田、村上戦争ノ砌、御軍功アラセラレ
御鎗ノ躬一本、義輝公ヨリ賜ル事。
附ケタリ　今御持タセ鎗トナル　其作三条ノ銘アリ　名高キモノニ承リ伝ヘル。

唐突の伝えであるが、山代氏空白の歴史の中に、しるし残されていること、明証を得たい。

天文二十年（一五五一）清の子直が生れている。しかし、元亀四年（一五七三）卒とあり。永禄の文書には直をしるしているが、天正の初の頃まで清の動きが伝えられている。

家世伝にしるしている清の事績の大要は、次の通りである。

◎天正二年龍造隆信が上松浦から筑前更に大河野を従え、ここに於て清等も命を聴くに至り、師を旋(カ)えした。

◎天正三年清、龍造寺隆信に礼を厚くして訪れている。

◎天正四年十一月龍造寺隆信の有馬出陣、清・伊万里氏これに従う。西郷の徒七浦に防戦したので隆信突撃、西郷純隆を諫早城に囲んだ。隆信は清・伊万里氏・後藤等を大村に向けている。大村は純忠である。

◎天正五年龍造寺隆信正月諫早、六日大村攻め、清・伊万里氏等の松浦輩と後藤・藤津郡の曹(トモガラ)これに従う。

直は早逝し、その嫡子虎王丸と在った祖父清の没年は天正八年である。年齢不明。法名高雲道秀居士。室は岩誉妙荘大姉とある。室の墓碑は光明寺にあり。

清の子、弥八郎直、因幡守　行年二十三才、法名春翁玄陽。父清と位牌を芦原光明寺に祀っている。室は馬渡甲斐守俊明女。法名南窓妙月。光明寺に墓碑あり。

直一男一女。男は虎王丸。女は鶴田明に嫁す。

永禄十年（一五六七）本宗丹後守親は、平戸松浦に降り、山ン寺地域は山代氏のものになっている。鶴田嫡流家に、山代直の起請文と書状が遺されている。

山代直起請文

対其方、従爰元、於向後、不可有疎略之旨、今度存定畢、右此等趣、到相違者　可蒙梵天帝釈四大天王、大日本国大小神祇冥道、別而当国鎮守千栗八幡大菩薩兼当座鎮守志自岐大菩薩、当村七社明神、天満大自在天神御罰者也　仍起請如件

永禄十年丁卯　六日吉日　　山代弥八郎直（花押）

鶴田因幡守殿

鶴田因幡守勝は大河野日在城主である。波多氏の相続にからむ内紛で、傷つき死亡した兵部大夫直をついだ人である。兄は獅子ヶ城にあり勇名を挙げた越前守前である。直・前・勝は兄弟であり、勝が直を嗣いだ。

山代氏に鶴田氏の差出したと思われる起請文はなく、何故に清にあらずして直が出したのか。当時を合点しうる資料はない。

鶴田因幡守勝は、龍造寺隆信の奨めがあったが遂に波多氏には帰らず、天正五年武雄の家信を頼り、

重職となっている。その子明の室が山代直の女である。

山代虎王丸、後の孫七郎貞、更に喜左衛門茂貞を名乗ったが、父直が卒去のときは、七才であった。

祖父清は在世であるが、年齢は不明である。

清の事績として、天正六年十二才の虎王丸を佐嘉に出し、龍造寺の麾下につけている。天正八年龍造寺政家の肥後陣には虎王丸が参陣している。清この年卒去。

西松浦郡誌に山代虎王丸、山ン寺砦で勇戦がしるされている。戦振りについて伝承もある。余りにも幼弱であり、又祖父、清存命のときでもあり、補足がいるようである。系譜の記載は支配者に対する配慮もあってのことと思うが、戦をしるしていない。

直、虎王丸を生む。幼にして父を喪ふ。時に松浦丹後守栄有り。此の愍凶に重じ、分領を椋めんと欲す。親族相議して曰く、今や龍造寺山城守隆信佐嘉に崛起し、見龍の威を振ふ。早く幕下に属し、憲法の指揮を受けんと、天正七年春　虎王丸　佐嘉に往詣め　隆信公に謁す……

家世伝には参謁を天正六年とする。丹後守栄とは誰であるか。有田唐船城主をついだ丹後守盛といっている。或は又平戸から入り、本宗をついだ人ともされている。

右旨於相違者

(一)　龍造寺氏起請文（鍋島篤由緒書記載による）

対山代虎王丸殿、為龍造寺鎮賢、向後無別儀　可申談候　虎王丸鎮賢間ニ、自然於有讒人ハ、糺実否、無陽心、可申承候、但如此雖申談候　対此方御相違之時者　彼神文不可有其実之事

梵天帝釈、四大天皇　惣而日本国中大小神祇　冥道当国一宮千栗八幡大卉　河上大明神　天満大自在天神

別而軍神摩利支尊天、御罰可罷蒙也　依起請文如件

天正六年弐月廿九日

山　代　虎　王　殿

鎮　賢（御判）

参

(二)　山代虎王丸起請文（龍造寺文書一四一）（佐賀県史料集成）

再拝〻〻敬白起請之事

一　対、龍造寺鎮賢公、為山代虎王丸、盡未来際不可企悪行事

一　悴家之儀、順逆鎮賢可任御異見事、付鎮賢公御隔心至方角、不可致入魂事

一　貴家此方間難有讒者、糺邪正、弥無相違可遂御入魂事、若此旨令相違者、可蒙梵天帝釈四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊者当国鎮守千栗八幡大菩薩、当庄鎮守志自岐大菩薩、当村七社幷青幡大明神、天満大自在天神御罰也、仍起請文如件

天正六年三月十三日

龍　造　寺　殿

源　虎　王　丸

(三)　松園備、力武豊連署起請文（龍造寺文書一四二）（佐賀県史料集成）

再拝〻〻敬白起請文事

一　奉対龍造寺鎮賢様　為力武対馬守松園伊勢守、盡未来際不可存悪行事

一　虎王丸進退之儀順逆貴家可請御意見事、付鎮賢様御隔心至方角、不可致入魂事

一　貴家虎王丸間　雖有兼所讒言　糺邪正、弥無相違様　可令裁判事

右条〻於相違　可蒙

梵天帝釈四大天王　惣而日本国中大小神祇　殊者当国鎮守千栗八幡大菩薩、当庄鎮守志自岐大菩薩、殊者当所七社、兼青幡大明神　天満大自在天神御罰者也

仍起請文如件

天正六年三月十三日

源　豊　花押

源　備　花押

進上　龍造寺殿

(四)龍造寺隆信起請文（鍋島篤由緒書記載）

再拝〻〻敬白天罰起請文

対山代虎王丸殿　為龍造寺隆信当時行末不可有心疎候　殊更雖有讒者　無信用　弥〻深重可申承候事

右旨於令相違者

梵天帝釈四大天王　惣而日本国中大小神祇冥道稲荷、祇園加茂春日大明神、当国一宮千栗八幡大菩芥、別而軍神摩利支尊天御罰可羅蒙者也

天正六年三月十七日

龍造寺山城寺

山代虎王殿

隆　信　花押

参

後藤家信譜に「天正六年三月山代虎王丸、家信につきて盟書を捧げ、龍造寺隆信の幕下に属す。其の家人、力武対馬守豊、松園伊勢守備も兼起請文を隆信に献ず」とあり。又「八月二十八日山代虎王丸、隣好を修むる誓状を家信に送る。家人力武対馬守豊、松園伊勢守備連名の誓書、及び山代左馬頭尚豊、同又次郎完、得永越前守政、楠久縫殿順連名の誓書を添ゆ」とある。

力武・松園両氏は、天正六年正月龍造寺の有馬攻めの陣列にしるされている。

家信譜に記されている山代氏ゆかりの人々の内に、芦原に来た人があったか不明である。

天正十二年三月、龍造寺軍島原に、有馬・島津の連合軍と戦い、大敗。隆信戦死。北肥戦誌には「杉浦虎王丸歳十五、肩の上に疵。主徒三百余人、出勢す」としるす。松浦虎王丸に該当するのではないかと思う。しかし系譜にも、戦功覚書にも記載なし。

龍造寺隆信戦死ののち、與望を擔って、鍋島直茂があとを支えた。松浦家戦功覚書や、当家由緒に、直茂公よりの御誓紙として

今度至政家深重可被仰談由

御神文之趣御望敷被存候　於此上、対家文幷御神明御連判之御家中衆　為信生、少茂不存疎略之儀　弥政家無御等閑被申談候様、龍造寺常陸介申談御取合可申之儀　不可存余儀候之事

附、自然讒者等於有之者、互相糺邪正　無異儀、可申承候　但至政家於相違之儀者　此神文不可有其実候
候事
右之趣於令違犯者
梵天帝釈四大天王、惣而日本国中大小神祇冥道　別而者肥前国鎮守千栗八幡大井熊野三社大権現稲荷賀茂
春日大明神天満大自在天神諸軍神摩利支尊天御罰可罷蒙者也　仍起請文如件
鍋島飛弾守
信生
天正十二年七月五日
山代孫七郎殿
参

天正十五年豊臣秀吉、九州に下向。島津氏降伏、六月博多で論功行賞を行っている。山代孫七郎貞も参謁している。

天正十五従
秀吉公之御朱印左の通
今度為御恩地肥前国之内当知行分之事、被宛行早、全致領知　令合着龍造寺　向後可抽忠勤之由也
天正十五
七月三日　御朱印
山代孫七郎とのへ

千三丞覚書と当家由緒に誌されている。山代の城主として、山代の地を安堵され、龍造寺に与力する

よう命ぜられたものである。

しかし、原史料なく、特に由緒書には明らかに誤記と思うものあり取捨に注意を要する。

芦原に転封の時期についても天正年中とのみしるされている。山代より侍二十七人、足軽五十人を引連れ、百七家と代官を残したとしている。天正十五年転封との推定（石井武雄史）もあるが、田尻氏が天正十七年山代に入部しており、その時点まで一部封地が残っていたのか、天正十七年迄として、検討すべきものがありそうである。

6　芦原転封後の山代氏

天正十四年（一五八六）鍋島直茂は、龍造寺政家とその一族重臣達から、領国の支配を託されたが、領国の主は、なお龍造寺氏であった。

しかし、不安定な時期に、巧に嚮導した直茂に、勢威が増すのは、自然の勢であった。

天正二十年（文禄元年十二月改元・一五九二）、豊臣秀吉による朝鮮出兵に、直茂は一万二千の兵を率いて渡海した。龍造寺家久（のちの多久安順）・龍造寺家晴（諫早）・後藤家信（武雄）・松浦信昭（須古）等の龍造寺一門を初め、横岳・田尻・深堀・山代等外様衆もあって、龍造寺麾下の精鋭が、直茂の指揮で、異境の山野に労苦をともにしている。

龍造寺政家は、天正十八年隠居して、軍役を免除されていたが、情勢の進展に焦燥し、秀吉の許を得て、文禄二年春渡海した。その頃直茂の軍は、遠く東北の地に進んでおり、政家は合一せず、釜山方面

で警備についたようである。

芦原鍋島家は、その当時なお山代氏を称していた。

芦原鍋島第三代喜左衛門武と、嫡子十太夫契による系譜（一六八一年）に、

直茂公一萬二千の将トシテ渡海シ玉フ。

山代貞相従ツテ軍忠ヲ抽ヅ。慶長三年ノ冬帰朝、前後七年ノ戦陣、粉骨砕身、勝テ言フ可カラズ。公其、軍労ヲ感、鍋島ヲ許サル。（書下しに改む）

とあり。又天明七年（一七八七）鍋島千之允（後の十太夫繁）の時に、誌された覚書（戦功記）に

慶長三年（一五九八）戊戌正月二日

高麗御陣ノ始終、鍋島主水方へ相附キ相勤メ候。此節召仕、討死幷手負ノ者、左ノ通り

討死　得永喜八・河内野新左衛門

手負　山代喜兵衛・山代三右衛門・得永利左衛門・得永与三左衛門・得永作十・得永弥六左衛門・黒川太郎右衛門・黒川九右衛門・黒川主馬・草場龍助・林田次郎兵衛・幸待作左衛門・小池源兵衛・川内野孫兵衛・田中次郎左衛門・金子次郎右衛門

以上の外には、七年に及ぶ文禄・慶長の役に関する　当家の記録を知るを得ない。後年島原の乱出陣



芦原に分祠された青幡山参道の鳥居

の記録に比すれば、余りにも寡黙である。

天正二十年、二十六才と思われる山代貞は、横岳・深堀・田尻氏等の、所謂外様衆と共に、佐嘉勢の一方の先手、鍋島平五郎組に属し、与力している。

平五郎茂里は、直茂四十才にして、男子がなかったので、その養子となり、勝茂誕生のため　神崎郡に横岳の旧地を与えられて一家を立てのち主水を称している。石井氏の出である。山代貞より二才若く後年の柳川陣や、有馬一揆に至るまで山代氏はその与にあり行を共にしている。

家臣団の一部を連れて芦原に入部した山代氏がこの時何程の人数を伴って渡海したか史料には得られない。

しかし、積極的参陣であったと思われる、佐嘉勢の中に於て山代氏にも当然の負担があったものと思われる。ちなみに武雄後藤家信は七百人、多久龍造寺家久は八百人を引連れて出陣している。

天正二十年三月二十日、直茂名護屋を出船、翌二十一日壱岐着、翌日より逆風にて、数日滞在。

茂里は三月二十六日伊万里より出船、同二十九日平五郎与力、田尻丹後守鑑種、山代孫七郎貞も同船して伊万里を出船、星鹿にて風を待っている。

四月二日直茂は壱岐湯の浦に廻船逗留、その時着船の田尻鑑種と山代孫七郎に「御料理下され、良御咄」とある。（直茂公譜考補）。直茂の外様衆に対するねぎらいと掌握とみたい。

佐嘉勢は四月下旬に釜山上陸、京城・開城を経て、六月咸鏡道に到着している。加藤清正と、配置を分担して越年している。

小西行長等別の先手は、六月平壌に入城していたが、既に所々に義軍の抵抗があり、海戦に於ては、李舜臣に名をなさしめていた。

茂里譜には、十一月咸鏡道に於ても義軍の蜂起を受け佐嘉勢が苦戦し、きびしい積雪に、寒気に、追撃もならず守りについた。山代氏についても、茂里の弟茂忠、田尻、山代、納富等奮撃抜群なりとのみ誌されている。

十二月八日、李如松の率いる明軍五萬が、遼東に着き鴨緑江を渡っていた。明けて文禄二年（一五九三）一月四日明軍に地兵を加えて、二十萬の大軍が、平壌に来襲小西の陣を撃破した。小西勢は、援軍も得られず京城に引揚げたが、既に釜山への通路も、ままならざる状態であった。

清正・直茂に帰来を求められたが、金山・吉州の両城に、加藤の家人が攻囲されており、鍋島より龍造寺家晴・成富茂安をつけて、漸く「高麗吉州百日籠城」を救うことが出来た。

二月十二日咸鏡道より、撤退を開始残雪深き道を金剛山を越え、艱難を凌ぎ漸く京城に着いている。しかし京城も去らねばならなかった。

鍋島勢は殿軍を勤め蔚山着、五月二十八日西生浦に移り、六月晋州城攻め、のち竹島城に駐屯

文禄三年（一五九四）と四年（一五九五）直茂も現地で越年、その間、直茂には一時帰朝のこともあったが、山代氏は、講和決裂後、慶長三年（一五九八）蔚山城の攻防に至るまで、在陣のままであったのか、所在を知るを得ない。

数年にわたる交渉・喰違いのある講和条件を、不履行としての、再征であった。明も再び出征し戦闘

が行われた。

慶長二年（一五九七）十二月二十一日から二十四日にかけ、清正の留守中の蔚山城が包囲され、清正は二十六日帰城したものの、水飯つきて、晦日を迎え、翌三年正月元旦、救援の諸将野陣を張り、二日軍議、鍋島勢は先手成富茂安、二陣鍋島茂里を以て、漸く包囲を破っている。翌三日追討に移ったが、討死する者多く、その内に山代孫七郎家人、徳永喜八・河内野新左衛門が誌されている。

八月秀吉死去。在朝鮮の将兵の召還が決定しても、九月には明軍の攻撃、又水軍の阻止の行動があり、撤兵をほぼ完了したのは、十二月であったと言う。直茂と慶長の役から参戦している勝茂の父子は、十二月上旬博多に上陸、国元にも帰らず伏見にのぼっている。

帰国するを得た山代孫七郎貞に、慶長四年と目さるる、直茂父子の書状がある。

二月晦日、生札参着、其許異議なき由、本望に候。殊に家中衆覚悟の体、一段と念を入れられ、誓紙の趣、公私目出度き根元と珍重候。殊に家中不便を加えらるべき事、専用に候。是よりも其心を得べく候。数年在陣の事候つる間、下々余り草臥候はぬやうと見合せ普請も仰付くべく候。仍て京都相易るの儀無く候。頃、各存ぜられ候事共に候ひつれども、内府公、大納言殿御間別してよく罷成候。御心易かるべく候。我等下向の儀、今少し見合候て。御暇申上け罷下るべしと存候。何れもその節を期し候。恐々謹言

三月五日

鍋信濃守
清　茂　御判
同加賀守
直　茂　御判

鍋嶋孫七殿　参る

右は覚書に転載されてもので、原史料を見るを得ない。宛名の孫七に鍋嶋を冠しているのは不審である。直茂・膳茂の公譜には、この頃なお山代氏としている。

関ヶ原前後

慶長四年（一五五九）年初の情勢を、岩波日本史年表にたどると、一月、石田三成、徳川家康と不和。家康、島津と親交、豊臣秀頼、伏見より大阪に移る。二月、家康、前田利家と和す。加藤清正で、毛利・黒田・小西の諸氏と抗争、三月、黒田長政ら石田三成と対立する、とある。去就の判断をしかねる、こんとんたる情勢であった。

多久史には、慶長四年二月、伏見・大阪を警固するために、佐嘉勢は再び動員され、多久安順は茂富をつれて、東上したとある。

孫七郎改め山代喜左衛門貞の東上は、いつであったか。覚言（戦功記）には

勝成公御登り遊バサレ候ニ付、御供仰付ケラレ、所々ノ御陣ノ始終相勤メ候

とあり、前掲・書信が三月であるので、その後の東上と思うが、明確でない。

四月、直茂帰国。九月、家康、大阪入城。勝茂大阪へ。十月、勝茂の注進により、直茂再び大阪へ。騒然たる中に、年改まり、慶長五年（一六〇〇）、秀頼は大阪城の本丸で、家康は三ノ丸で、年賀の礼を受けている。

六月、家康は、上杉景勝を討つため、関東にむかった。直茂も随従を願ったが、九州に備えるため、

帰国させられた。

勝茂は、龍造寺高房や家久（多久安順）信昭（須古）以下を連れ東に向ったが、石田勢に阻止され、再び大坂に帰り、西軍に加担した。

家康は関東にむかうに当って石田三成らの伏見攻撃を予想し近臣鳥井元忠に死守を命じている。宇喜多、小早川、島津、毛利らの率いる軍との間に、攻防が繰返され八月一日夕、遂に火を発し陥落している。鍋島勢も攻撃側にあり、山代喜左衛門も名も誌されている。（勝茂公年譜）

その後、鍋島勢は、伊勢方面に転戦したが、九月十五日関ヶ原に於ける、西軍の大敗で、鍋島勢は漸く大阪に帰りついた。

勝茂は、家臣と共に、一度は切腹を覚悟したが、井伊直政・本田正信・元佶和尚の取持ちで、赦免になり、柳河の立花宗茂の征討を命ぜられた。

柳川陣

立花宗茂は、碧蹄館の戦に、小早川隆景と共に勇名を馳せた武将であり、関ヶ原では、西軍に属して敗将となり、囲みを脱して既に帰国していた。

千之亟覚書（戦功記）に

其後柳川御陣ニツイテ、御下国遊バサレ、大阪川口、御乗船遊バサレ候砌、御供船差支エ、惣人数一度ニ御供仕候儀、相成ラズ難儀ニ及候ニ付、泉州境ニテ、働キヲ以テ船一艘、自分ニ買取リ川口ヨリ御供仕、御国元罷下リ候。

とあり、西松浦山代の地にあり、海に生きた名残りと、便宜があったようにも思える。

覚書は更に

追付、鍋島主水方同前柳川御陣ニ罷立候。
鍋島七左衛門方備に軍御座候ニ付テ、鍋島主水方へ其段相達シ、即戦場へ駈参リ、相戦候。此節召使共討死並手負左ノ通
討死　田中九郎右衛門　川内野喜兵衛
手負　得永千兵衛　川内野清兵衛　黒川太郎右衛門　高取藤右衛門

とあり、

鍋島勢は、父子ともに出陣、三萬人を動員している。

鍋島七左衛門は、主水茂里の弟で深堀で鍋島安藝茂賢を称した人である。葉隠に、柳川七騎として　その勇戦が誌されている。

又直茂公譜に、十月二十日八の院の戦として、

小野和泉守、立花三太夫頻リニ進ンデ打戦フ。七左衛門既ニ討タルルカト、見エタル時、山代喜左衛門貞、平五郎ニ向ッテ、早ク兵ヲ進メ、七左衛門ヲ相援ケントイウ。平五郎曽ツテ承引セズ。七左衛門が討死ヲ見テヨリ、我等ハ代リテ戦フベシ。少時彼等が存亡ヲ見ヨト答ウ。然ル処ニ、御旗本ヨリ、軍使ヲ以テ、平五郎早速勢ヲ繰出スベキ由、両度ニ及ビ仰遣ハサレシカドモ、茂里御返事ニ能ハズ、三ヶ度ニ及ビシ時、平五郎御使ニ向ツテ「尻(ケツ)クソ」ト申ス。是ヲ直茂公聞召サシ、ハヤコノ軍ハ打勝ツタルゾト御悦ビアル。

とある。平五郎兄弟、山代喜左衛門、直茂の相互の呼吸が感ぜられるようである。

覚書（戦功記）に

柳川御勝利ヲ得ラレ、御帰陣ノ上、先般、御下国ノ砌、大阪川口御出船ノ時、御供船差支エ候ニ付テ、自分ニ船ヲ求メ、御供間ニ合セ候儀、扨又、今度柳川ニテ、相働彼是神妙ニ思召候段、勝茂公御直ニ、御懇ノ御意成シ下サレ、御褒美赤糀五百俵、拝領サセラレ候

と誌す。

又系譜には

貞方(マサシ)ヲ生ム。勝右衛門尉ト号ス。慶長五年勝茂公、内府公ノ命ヲ承ツテ、立花宗茂ヲ追討ス。鍋嶋貞、同方之ニ従フ。

とあり。方時に十二才か。方は柳川に参陣したものか。

なお立花氏は一旦改易されたが、後再び柳河に復している。

駿府城普請

慶長十二年（一六〇七）正月より駿府城普請。去年極月より諸役差登される。

多久長門守・鍋島七左街門・成富十右衛門・山代喜左衛門・小山平五左衛門・中野甚右衛門・宮部善右衛門・嘉村茂松・石井九郎右衛門、などの人々が出向き翌年秋まで従事している。

城普請は、早くから武士にとって戦と同じ軍役とされ、各藩同志、また藩の中に於ても、割当の達成に競争がった。しかし、藩の財政に取っては、破綻に瀕する負担であった。

江戸城普請

慶長十九年（一六一四）山代氏は、鍋島喜左衛門として、江戸城普請を勤めている。

勝茂公譜考補三によると、

今年正月ヨリ江戸御普請アリ

今年正月ヨリ江戸御城御普請公御手伝被仰付

右場所ハ虎御門其他所々ノ石垣ナリ。此用石ハ、前年豆州多賀・真名鶴・伊東ヨリ運送ス。御当家ヨリハ御普請方ニ須古下總信昭ヲ仰付ケラル。

今度須古下總・有田八右衛門・鍋島主馬允・鍋島伝兵衛・鍋島喜左衛門等ニ被仰付

鍋島喜左衛門家記

とある。

大阪冬の陣

慶長十九年十月、将軍徳川秀忠、大阪豊臣家を討つべく、関東・奥羽に出陣を指令、江戸城普請の西国の武将には暇を出し、帰国の上、下知に応じて出陣するよう命じた。しかし、豊臣恩顧と見られる武将は、江戸滞留を命ぜられた。

勝茂には、大阪軍陣の御供が認められた。

諸士戦功集に

鍋島喜左衛門茂貞ハ、江戸御普請相動メケルが、今公キスノ攻口、御請取、喜左衛門へ鉄炮五十挺相副へラレ、御供出陣ス。子右衛門佐ハ御国元ニテ、大阪御陣ノ由、聞付、伊万里ヨリ手船ニ乗ツテ、大阪へ参陣シ、公へ御目見申ケレハ、御懇ノ御意ヲ蒙リケリ

とある。系譜の記載には方（マサシ）即ち右衛門佐が、勝茂の左右を離れずと記載あれど、右の通りに改むべきもののようである。また右衛門佐の名乗も、初見である。

江戸よりの飛脚が、国元についたのは、十一月八日で、鍋島七左衛門出陣、多久氏・武雄鍋島氏も東上した。十二月下旬、和議。

大阪夏の陣

慶長二十年（元和元乙卯年・一六一五）三月、大阪再挙の報が駿府に届き、徳川家康再征を命令。大阪夏の陣が起きた。鍋島勝茂には、急ぎ登るやうに、命令があり、兵員を連れて出立したが、途中海路で、大阪落城を聞いた。

勝茂公譜考補に

此ノ節、鍋島喜左衛門同子右衛門佐も、伊万里ヨリ、自分ニ船ヲトトノエ、家人ヲヒキイテ、漕登リ、釜ヶ里ニ至ル時、大阪落城ノ由ヲ承リ地勢一同ニ罷帰ル。

とある。

元和二年四月、徳川家康没

元和四年六月、鍋島直茂没

大阪城普請

大阪の陣後、大阪城の普請が行われた。三期に合けられるが、鍋島氏は三期を通じ、半役、寛永元年から三年に至る第二期の普請に、鍋島喜左衛門の名が見られる。

栗原氏校注葉隠七三〇（聞書第六）に

大阪御普請の役附、惣奉行・四組頭、二百人頭・行合奉行、其他

大阪御普請の時役附、惣奉行（御家老衆）・四組頭・二百人頭・行合奉行・下奉行・下割副衆・浮奉行・横目・銀遣・大工頭

とあり。註に、寛永元年春から行われた、大阪城石垣普請の時で、佐嘉藩鍋島勝茂は、天守石垣十九間の受持、半役（十七萬八千五百十八石）であった。此の時の役割は、家老諫早右近直孝（石見守）、物頭鍋島市佐、鍋島喜左衛門・嬉野織部、四組頭中野又右衛門・葉利左衛門・嬉野与右衛門・南里権右衛門などであった。山本神右衛門重澄は、二百人頭の一人として加わり、一同十一月二十二日勝茂と陽泰院に御目、翌二十三日出発した、としている。戦陣におもむいく趣であった。

徳川氏の大名統制であったが、徳川譜代より、城郭構築の経験と技術に優れた、外様大名に、依存されるのも、やむを得ないことでもあった。

(三) 龍造寺家の興隆と郷土

1 龍造寺氏の孤立と復帰

天文十二年（一五四三）龍造寺氏は一門の存亡の危機にさらされた。かねて龍造寺氏の勢威を恐れていた馬場頼周は神代勝利更に少弐冬尚と謀り、反龍造寺勢力に呼びかけ、有馬・後藤・平井・多久・鶴田・波多・草野等に陣を構えさせ、少弐に叛くとみせかけ、龍造寺一門をこの討伐に向け、その分散を俟ってせん滅せんと謀った。

武雄鍋烏家文書に、

佐賀逆徒、急度取詰可加退治候、仍其表之事、一衆被差出、於馳走者、諸方之覚、累年入魂之首尾、肝要之由、至晴純(有馬)申候　別而被副心候者可為祝着候　猶老共可申候　恐々謹言

八月六日　　冬(少弐)　尚（花押）

後藤伯耆守　殿

冬尚（花押）

龍造寺退治に兵を出して呉れるよう、有馬晴純にもいったので協力して呉れとの後藤純明宛ての少弐冬尚の書状である。一方龍造寺家兼には、みせかけの反少弐勢の討伐を要請している。家兼は謀略をほんとうに知らなかったのか。天文一三年（一五四四）一門を四つに分けて軍を進めた。上松浦には盛家・家

大阪城普請

大阪の陣後、大阪城の普請が行われた。三期に合けられるが、鍋島氏は三期を通じ、半役、寛永元年から三年に至る第二期の普請に、鍋島喜左衛門の名が見られる。

栗原氏校注葉隠七三〇（聞書第六）に

大阪御普請の役附、惣奉行・四組頭、二百人頭・行合奉行、其他

大阪御普請の時役附、惣奉行（御家老衆）・四組頭・二百人頭・行合奉行・下奉行・下割副衆・浮奉行・横目・銀遣・大工頭

とあり。註に、寛永元年春から行われた、大阪城石垣普請の時で、佐嘉藩鍋島勝茂は、天守石垣十九間の受持、半役（十七萬八千五百十八石）であった。此の時の役割は、家老諫早右近直孝（石見守）、物頭鍋島市佐、鍋島喜左衛門・嬉野織部、四組頭中野又右衛門・葉利左衛門・嬉野与右衛門・南里権右衛門などであった。山本神右衛門重澄は、二百人頭の一人として加わり、一同十一月二十二日勝茂と陽泰院に御目、翌二十三日出発した、としている。戦陣におもむいく趣であった。

徳川氏の大名統制であったが、徳川譜代より、城郭構築の経験と技術に優れた、外様大名に、依存されるのも、やむを得ないことでもあった。

(三) 龍造寺家の興隆と郷土

1 龍造寺氏の孤立と復帰

天文十二年（一五四三）龍造寺氏は一門の存亡の危機にさらされた。かねて龍造寺氏の勢威を恐れていた馬場頼周は神代勝利更に少弐冬尚と謀り、反龍造寺勢力に呼びかけ、有馬・後藤・平井・多久・鶴田・波多・草野等に陣を構えさせ、少弐に叛くとみせかけ、龍造寺一門をこの討伐に向け、その分散を俟ってせん滅せんと謀った。

武雄鍋烏家文書に、

佐賀逆徒、急度取詰可加退治候、仍其表之事、一衆被差出、於馳走者、諸方之覚、累年入魂之首尾、肝要之由、至晴純(有馬)申候　別而被副心候者可為祝着候　猶老共可申候　恐々謹言

八月六日　　冬(少弐)　尚（花押）

後藤伯耆守　殿

冬尚（花押）

龍造寺退治に兵を出して呉れるよう、有馬晴純にもいったので協力して呉れとの後藤純明宛ての少弐冬尚の書状である。一方龍造寺家兼には、みせかけの反少弐勢の討伐を要請している。家兼は謀略をほんとうに知らなかったのか。天文一三年（一五四四）一門を四つに分けて軍を進めた。上松浦には盛家・家

重・家直、多久梶峰城には長尾口より家純・周家・胤門・胤直、又横辺田を通る搦手より胤明・胤宗、更にもう一手は有馬勢に対し家門・頼純以下を向けた。しかし龍造寺氏強しとはいえ、分散しての戦闘、何れの方面に於ても苦戦敗退の外はなかった。

上松浦に向った盛家等は、先づ獅子ヶ城にかかったが、落城せず、一隊をここに残し、更に大河野の日在城に向った。しかし在地の波多・鶴田氏などの手痛い反撃に会い、盛家父子は討死し、敗退した。この年は、獅子ヶ城、多久梶峰城を包囲したまま越年した。

翌天文十四年正月七日獅子ヶ城を一旦は陥としたが、十二日逆襲され、城の守りに入れていた馬渡後信以下討死、鶴田勢に取り返された。

多久城はおとしたが、搦手に向った龍造寺新五郎胤時・於保・副島以下志久嶺で、須古の平井、佐留志の前田、山口の井元等と戦い、ことごとく討たれた。又長嶋表も於野原（現在武雄市橘町小野原）で敗退し、龍造寺胤直らが討死している。

龍造寺勢の敗退を追い、有馬勢など佐嘉を攻め、これには少弐の手の者も加わっており、龍造寺の一族を啞然とさせた。

ここで又、馬場頼周に謀られ、その奨めで再起を期することになり、家兼以下分散して城を出た。家兼は孫の鑑兼と筑後へ、家純・家門・純家は筑前を目指し、周家・家泰・頼澄は馬場の云うままに、冬尚に申開きのため、勢福寺城に向った。しかし筑前に向ったもの、勢福寺城に向ったもの、悉く馬場・神代の軍兵に討取られてしまった。

後藤武庫譜には、天文十五年二月、去年の藤津の軍の勲功として、焼米村の地を馬場膳兵衛頼経に四町一段一杖、井手清左衛門公長に二町を与えた、としるしている。武雄家中系図には、馬場豊前、前名善兵衛経良として、藤山考略にはその父の頼経のことと誌されているが、この違却何の通と調不行届申としている。又少弐系の出自を誌している（馬場七兵衛系図）。井手清左衛門公長については日鼓城、樋口神社創建の橘一族井手公泰とのかかわりが思われ、又加恩の二町の内二反を武雄神社に寄進している。（武雄神社文書209）寄進状に井手清左衛門尉源公長とあり、橘氏と源姓ではかみあわない感じがする。

多久の歴史には、天文十四年龍造寺周家は有馬義貞の攻撃を志久村に防ぎ、敗れて多久に帰ったが、山下の柵によった吉野尾村の土豪鶴崎源太左衛門尉正明の攻撃を受け、夜に乗じて佐嘉に帰った。これを「多久崩れ」というとある。水江事略には「有馬勢兵ラ纏メテ女山ニ陣ス。舟山日鼓ノ山々軍勢ナラザル處ナク筒火幾百千ト云ヲ知ラズ城中ハ甚ダ微勢ニシテ此ノ強敵ニ当リ難ク終ニ夜ニ紛レテ城ヲ出テ竜造寺ニ帰ル有馬氏多久城ヲ取リ宗時ヲシテ又爰ニ居ラシム世ニ多久崩レヲ唱フ此ノ時ナリトゾ」とある。

龍造寺氏にせん滅的打撃を加えた少弐冬尚は、西千葉の胤勝が晴気に帰城しているのを追い、晴気に東千葉の胤頼を移して、胤頼のいた祇園岳牛頭城を居城にすべく、普請を申付けていた。

龍造寺家兼入道剛忠は、筑後一木にあって、長男家純を初め、一門の悲惨な討死を知った。三月鍋島清久父子と連絡も取れ、与賀・川副の郷士らに迎えられて、城番の小田の家人を追い、水ヶ江に帰った。白石に追われていた千葉胤勝も立ち、剛忠の勢と胤勝の千葉衆は、四月三日祇園岳にいる馬場頼周、

政員の父子を攻めた。城内の普請をしていた小城の者も胤勝に応じ、馬場父子は防ぎ兼ねて綾部を目指した。しかし川上で二人とも捕えられて殺された。剛忠形の如く葬礼を営んでやったという。

政員の妻は剛忠の孫であった。

頼周については褒貶相反する伝へがあるようである。

剛忠死去で隆信還俗

天文十五年（一五四六）三月龍造寺家兼入道して剛忠、卒去。九十三才。法名剛忠浄金居士

さきに多くの一族を失った龍造寺氏は、一族家宗が主唱し嫡系で、仏門にあった円月を帰俗させ、水ヶ江龍造寺家を嗣がせた。十八才。胤信を名乗った。

總領家は村中龍造寺といい、当主胤栄はこの年の正月少弐冬尚に攻められ、浪人の体で筑前（筑後ともあり）にいた。筑前守護代杉隆満を通じ三月大内義隆の援助を得て、少弐方と戦っていたが、翌十六年大内義隆の許に至り、冬尚を訴え、将軍義晴に通じ、少弐誅伐の下知を得た。大内義隆により肥前国代官に任ぜられ、七月本領に帰り、胤信とも談合し、東肥前に向った。肥前守護代の立場にあった千葉氏の立場は、龍造寺氏の勢力に取って代られることになる。

一方冬尚は小城の舎弟千葉胤頼と力を併せ、大内氏の来襲に備えた。

胤信は閏七月大内方の守護代杉隆満に書状を送り筑前の兵を加え、胤信と共に勢福寺城に押寄せた。

少弐方は防戦空しく、八月米田原の戦いに股肱と頼んだ宗入道本盛討死し、十月冬尚は筑後に去った。

ところが翌十七年三月今度は總領家胤栄が病没した。一族老臣の協議により、胤信に胤栄の後室を娶

らせ、村中・水ヶ江両家を併せて相続させることに決めた。

天文十九年七月胤信は大内義隆の吹挙により、山城守を稱し、義隆の偏諱を受けて、隆信と名を改めた。

しかし村中の老臣土橋栄益は、これをうべなわず、大内に通ずるものとして、排除し、家門の子、鑑兼を立てようと、大友義鑑にも通じていた。なお鑑兼は大友義鑑の偏諱を受けている。

この騒ぎに重じて、少弐冬尚は筑後より帰り、勢福寺城に入った。

天文十九年大友家では義鑑が家臣に襲撃されて横死した。後嗣をめぐる家臣の対立という御家騒動である。義鎮が後をついだ。後のキリシタン大名大友宗麟である。

翌天文二十年には大内義隆が重臣陶隆房（晴賢）に追われ、子の尊尊と共に自らの命を断っている。北九州を制している大内氏であったが、なお領民には重税を課し、それによって京都に近づき、金品を献じては官位の昇進をはかり、その権威によって支配する義隆は、次第に家臣にも農民にも反感をいだかれた。彼の死によって大内氏の勢力は九州から全面的に後退し、その家臣で大宰権少弐・筑前守護代として九州統治の実権を握っていた杉興運も、落去の途中筑前糟屋の浜で自害した。

龍造寺隆信と土橋栄益

大内氏の後退は、土橋栄益の動きを有利にした。大友に通じ、神代・高木・小田・八戸・江上・横岳・馬場・筑紫ら佐嘉以東の者や、後藤・多久・有馬をも誘い、佐嘉城包囲の体勢が出来た。曽祖父剛忠の先例もあり、隆信の老臣納富左馬助・福地長門守に蓮池の小田政光の老臣深町理忠の、退去の奨めで、

隆信は柳河の蒲池鑑盛の領内一木村に身を置いた。ここは、かつて剛忠が住んでいたところでありその頃大友方に属した鑑盛の厚意であった。

大内氏では、陶晴賢が、大友義鎮の弟晴英に名跡をつがせた。大内義長である。後のことであるが、弘治元年（一五五五）陶晴賢は厳島の戦いで、弘治三年大内義長が毛利軍に包囲され、共に滅亡している。

天文二一年（一五五二）隆信は、芦刈の鴨打胤忠を頼って帰還を企てたが、鴨打の兄弟など有馬や蓮池の小田に通ずるものあり、帰り得ず、胤忠も塚崎の方に逃れた。有馬は佐留志に代官をおいて備えていたようである。

しかし翌年七月に隆信は与賀・河副の人々に迎えられ、帰るを得た。そして八戸宗賜・神代勝利・小田政光・江上武種とつぎつぎに降し、十月には龍造寺鑑兼の水ケ江城を没収し、鑑兼は筑後に浪人したが、後宥免された。張本人の土橋栄益は捕えられ、首を刎ねられた。

武雄ではこの天文二十二年三月、後藤純明が没し、養子の貴明が家を継いだ。

この頃から、隆信の弟、後の多久龍造寺の初代長信、須古龍造寺の初代信周の名が戦陣に見られる

天文二十三年三月高木鑑房が佐留志で、隆信の命を受けた、前田伊予守の手で討たれている。

大内義隆の死により、大友義鎮はまづ肥前の国に目をつけた。将軍義藤（義輝）に運動して、天文二十三年八月、守護に任ぜられた。既に豊後・肥後・筑後の守護であり、更に永禄二年（一五五九）に豊前・筑前の守護にも任ぜられ、北九州六ヶ国の守護となり、又渋川氏以来の九州探題にも補せられた

（外山幹夫中世の九州）。大内義隆がさきに令制上九州の事実上の統轄者大宰大弐であったことを意識したものである。菊池氏を乗取り、大内氏の家督を取り、島津氏は未だ領内統一の途上にあり、得意の大友に直接対抗するものは、龍造寺隆信であった。また毛利氏に九州進出の意図があり、両者の結びつきがあった。

2　少弐氏の最後

天文の末年、少弐冬尚は勢福寺城にあり、弟政興は綾部城にいた。馬場・横岳・筑紫等一族家臣があり、又有馬氏や千葉胤頼と提携し、大友氏にもよしみを通じていた。

これに対し、一族の内紛の収まった龍造寺氏が全面対決をすることになった。

天文二十四年改元、弘治元年（一五五五）三月、隆信は、少弐冬尚を勢福寺城に攻め、在城の江上武種を追い、援助の布陣をしていた神代勝利を山内に去らしめた。

弘治三年・四年改元永禄元年、龍造寺氏と小田・神代・江上・八戸氏等と戦が繰返され、勢福寺城も一旦は囲まれたが、実相院座主が和睦を斡旋している。

永禄二年（一五五九）正月、龍造寺隆信は勢福寺城を急襲している。江上武種降り、冬尚は十一日自殺している。

佐賀県史には、前年末、龍造寺・神代・江上三者の和平の後、冬尚は実弟千葉胤頼を頼って、晴気城に入っていたが、これを知った千葉胤連が、隆信の援助を受けて、ともに攻めたので、胤頼敗死。時尚（冬尚）は勢福寺城に逃れたが、ついにそこで自殺したという。しかし異伝があり、必ずしもはっきり

していないと誌されている。

貞頼の下向以来十三代三百七十年、不死鳥のごとき甦りを、繰返した少弐氏本流の歴史は終った。歴代あまりにも横死が多い。

弟の政興は筑後に出国したが、のち大友氏らの策と援助で、東肥前に入り幾度か戦っている。もう一人の弟元盛は旧臣の奨めで出家、河副の福満寺で卒去している。

又千葉胤頼の遺子胤誠は、川久保に神代勝利を頼り、胤連系はその子胤信が龍造寺作兵衛ついで鍋島忠右衛門を名乗り代々着座の家となっている。

3　永禄・元亀の頃

後藤貴明のこと

後藤貴明は、天文三年（一五七四）三月、彼杵の大村純前（さき）の庶子として生れ、武雄後藤純明の嗣となり、純明卒去のときは二十才であった。天正十一年（一五八三）八月二日五十才を以て芦原の館で卒去した。館は今の自運山光明寺の地である。戦乱の明け暮れであったが、よくその生涯を全うした人である。



少弐氏父子の墓

潮見城の防戦

貴明が相続したとき、有馬は藤津に進出しており、その侵入に備えて永禄二年（一五五九）長嶋の旧主渋江公師・公重の兄弟を山鹿より招き、汐見城を修築して護らせた。兄弟の父で日鼓城落城のとき、龍造寺氏を頼って佐賀に去った公親も来て花嶋に居住した。しかし翌年九月、謀略にかかり、武器を城外に出したところを、攻められ、公重は討死、落城した。これを知った貴明は、直ちに出動して取り返した。公師は貴明の姿をおそれて山鹿に奔り、公親は花嶋から佐賀に移っている。

芦原の戦い

藤山考略に、「同年十二月十九日伯州（伯耆守貴明）平井武蔵守経治と芦原に戦う。藤（後藤）軍敗れて奔る。藤山（後藤山の意）の兵武雄兵部大輔（ゆう）（武雄神社十九代敬門）野田掃部允戦死す。南肥後守純正及弟筑後介某両家を和せんと擬し高来より到る。既に到れば則ち交々戦うを以て藤軍に属す。肥州創を被り筑州に死を致す（肥州は両家の姻戚なり）。平井が属士白石弥五郎某逃ぐるを追って、塚崎城の郊外に到る。武雄右馬太夫其の僕卒を連ね併せて、之を射殺す。（墓は武雄社の北にあり。）当に今年の春なるべし。平井経治猿楽を須古城に観る。然るに塚崎の卒徒猥りに舞台の庭に入り、動揺呼嘘、頗る遊楽を煩わす。経治叱ってこれを追い、これを打つ事法に過ぐ。これをふくみ、既にして弓をひき楯を列ぬるの事に及べり」とあり、後藤・平井とも高来と姻戚関係にあり、些細（さ）な原因で死闘になっている。医王寺区猿川崎に六地蔵が建っている。碑文に「浄前、筑州太守壱山少禅定門、永禄三年十二月二十四日」と誌されている。又武雄神社主系譜（石井武雄史）に、十九代敬門（千徳丸、兵部大夫、永禄三年戦死、法名機山道勇、墓は芦原に在り）

としている。その墓所未だ知るを得ず。

平井氏は少弐に発する家とも伝え、白石氏の衰退の後、大永五年の頃千葉氏の配下として須古に居城を定め、藤津大村氏や有馬氏に対抗したが、やがて有馬氏に属している。

永禄三年貴明二十七才、子なきを以て平戸松浦隆信の二男惟明を養子している。年十六。惟明初めの名は弥二郎、平井経治の女を娶り惟明と改めた。夫々大村・有馬に対する配慮があったようである。なお武雄市史には、養子の時期について、別に永禄六、七年の伝えもあり、必ずしも明確でないとされている。

原直景、龍造寺に降る

有馬氏に潮見城の護りを攻め落とされ、これを取返した後藤貴明は翌永禄四年（一五六一）二月積極的に武力を行使し、有馬方の塩田を攻め、領主原直景を降し、砦の位置を塩田籾岳に選び、これに直景を置き護らせた。

亨禄三年（一五三〇）住吉城の戦いに後藤の先代純明と有馬仙岩との間に結ばれた兄弟の誼は反古であった。有馬氏は壁岩・有尾と城を構え、更に横蔵城に深町佐渡掾を置き、鷲巣城には岩永和泉掾を置いていた。

隆信と勝利

この年九月龍造寺隆信は、神代勝利に日を決めて決戦することを申入れ、河上川で激戦している。敗れた勝利は、大村純忠を頼って波佐見に遁れた。貴明の方からも、神代勝利に便りがあったようである。

勝利は再び三瀬に帰城している。龍造寺に降伏しない豪毅な武将であった。

大村純忠と後藤貴明

大村純忠は、有馬晴純の二男として、天文二年（一五三三）に生れ、天文七年六才のとき大村純前の養子となっている。後藤貴明は天文十四年大村家から、後藤家の養子に迎えられた。純前の実子であった。

有馬氏との関係強化のため、貴明が相続出来なかったことの不満で、純忠の切支丹への傾斜に、純忠反対の家臣も続出して来た。

純忠は永禄五年（一五六二）西彼杵半島北端横瀬浦にポルトガル船を入れ、治外法権を認めている。翌年には基督教の洗礼を受け、ドン・ペルトラメウと稱した。後藤貴明は、反純忠派の家臣団と呼応して、永禄六年八月クーデターをおこし、横瀬浦の町や教会堂を焼き払った。藤山考略には誌されていないが、宣教師の通信によって明らかとされている。純忠は一時追放されたが、有馬の援軍により領主権を回復し、家臣団の反対にあい乍らも、基督教への傾斜を深めていった。

籾岳城の備え

後藤貴明は、実家大村氏への介入のみならず、更に龍造寺氏の西進、有馬氏の潮見城恢復の企てに備えて補強をはかり、再び渋江公師を山鹿から招き島山の柵を築き、ここに置き、原直景と隔月交替で籾岳城を守らせた。

有馬氏丹坂に戦う

大友義鎮は、少弐冬尚の弟政興を擁立し、少弐の再興を称えて、有馬仙岩・波多鎮に、龍造寺氏討伐

を呼びかけた。波多は松浦党を初め、田代因幡守・馬渡甲斐守に觸れを廻し、有馬仙岩は子の義貞を以て、多久宗利を味方につけた。しかし、有馬氏の本当のねらいは、牛津川以東の千葉領にあったともいわれている。（佐賀市史）

西肥前の諸将多く有馬氏に与し、北肥戦誌には、彼杵の西郷純堯・矢上幸治、下松浦の松浦親・山代清・伊万里直、杵島・藤津の平井経治・白石・永田・吉田・宇礼志野・原・上滝・高来の安徳・安富・神代・島原・多比良・千々岩等の名を挙げている。平戸松浦や後藤氏はしるされていない。

永禄六年（一五六三）三月十七日、有馬方先陣横辺田に進み、堤尾岳に砦を構えた。

これに対し、龍造寺隆信は、鍋島信房（神代鍋島家祖）・信昌（直茂）兄弟や、小河・納富・福地以下を横辺田に進発させ、小城郡高田に布陣した。千葉胤連も龍造寺方に加わり、鴨打胤忠・徳島道可・持永盛秀等の地元の人々は龍造寺氏に属した。

六月有馬に縁のあった砥川の馬渡俊光が、龍造寺討伐のためと称して援兵を請うたのを、策略とは知らず、有馬方の島原弥七郎が出向いた。牛津川で流を漕ぎ上っているところを、東西から挟撃され、弥七郎は敗退した。馬渡・鴨打・徳島等は恩賞を受けている。又馬渡俊光は信光を名乗っている。

この戦によって、上松浦の両鶴田氏や、田代因幡守等が龍造寺方となり、横辺田の郷士土井・井本・田中等も前田家定の斡旋で龍造寺氏に属した。

七月有馬方は、島原弥介を将とし、安徳直治や高来・杵島両郡の兵を以て、砥河から東に出ようとしたが、破り得ず北に攻めのぼり、千葉胤連の家人等と防戦したが及ばず、隆信自身一門麾下をひきいて

丹坂口に出馬した。一時は優勢に見えた有馬方も遂に敗退した。このとき前多久氏は多久太郎宗直以来の所領を失い、須古の平井経治を頼っている。

龍造寺隆信は弟長信と多久城に入り、兵をやすめると共に、城兵の順逆を糾明、鍋島信昌は堤尾岳に布陣した。

有馬の残党は横辺田から久津具に籠った。

明けて七月廿六日、多久在陣の隆信の使者が、後藤貴明のところに来ている。北肥戦誌には「明くれば七月廿六日、隆信、多久の陣より、塚崎の後藤伯耆守貴明の許へ、使を立て申されけるは、隆信昨日丹坂に於て、有馬の軍兵を一戦の中に崩し、唯今多久に在陣申すなり、然れば追付け当陣を横辺田へ移して、有馬の残党を残らず討ち果たすべし。此の時、御辺我等と無事をなし給わんや。若又有馬へ加勢あらば、先づ隆信、其表へ発向し、御辺と一戦を遂げて勝負を運に任すべしと言送られ、其返答をも相待たれず、即時に多久を打立たれ、杵島へ陣替あり。百堂原に至りて備を立て、朝日の旗を押立てらる。時に貴明、兎角の返答をせざりけり。然る処に隆信の後の方より、有馬・大村の残党共、鬨の声を揚げて不意に切懸る。然るに隆信は、元来機変万化の大将にて、些（ちっ）とも騒がれず、先備を後に繰替えて、有馬勢と相戦う。佐嘉勢の中よりは、木下伊予守・副島右近允以下死を争いて打戦い、有馬勢には、須古衆白石・林田・本田・川崎並に高来衆安富・安徳の家人等、十死一生になって戦いしに。有馬勢は素より昨日敗軍の残党にて、はかばかしからず、又打負けて敗走し、或は元の如く久津句島へ引退き、或は医王寺山に取登りけり。斯くて隆信は、不意の敵を打散らして、北方という所へ陣を移さる。此時、後

藤貴明より猪熊半介を使者とし、今度の軍安利の祝儀を述べられけり。斯くて隆信、北方の陣を払って横辺田へ退き、福母山に陣せらる。」とある。

更に北肥戦誌は隆信敗軍の事として「斯くて隆信は、福母の北なる山に、本陣を据えられ、諸勢は南の江に副いて陣を取り、扨て須古の高岳城主平井権太夫経治を攻めらるべしと、同七月廿八日晨、彼の城の北の大手、福母の南大橋口へ押結めらる。先陣は納富但馬守信景にて、案内者前田伊予守家貞・井元上野介彼是併せて二千余騎なり。彼の平井経治というは、当代無双の勇将にて、佐嘉勢の案するを聞いて、さらば半途に出合い、一々討散らすべしと評定し、一族川津右馬助経忠・平井刑部大輔を初め、本田豊前守純秀・同新左衛門純親・白石左近大夫純通・湯崎・川崎・志自岐・永池・林田以下の者共、大橋口に向い、互に弓鉄砲を放ちかけ、火を出して防戦す。斯くて両陣太刀打になって、討ちつ討たれつ戦いしが、龍造寺の者共散々に利を失い、引足になって引退く。平井が兵勝に乗り、大勢にて附慕う。……」とあり野伏の窺う中を、鍋島信昌を先頭に押通り佐嘉に引揚げている。

北肥戦誌は、この丹坂と須古の戦いを永禄五年としている。

武雄後藤氏の藤山伯州譜には、永禄六年七月は、大村野岳出陣をしるしているが、横瀬浦については言及していない。平井氏とのかかわりに就ては「八月十二日平井経治龍造寺の軍と芦原に戦う。貴明経治を救う。龍軍退き去る。これより先、経治使を貴明に発し、援兵を請うて曰く、龍造寺隆信兵を須古に出すの風聞あり、隆信来るときは我が墨の敗滅するや必せり、前に経治の傾滅は、後に貴家の危難なるべし、唇亡ぶるときは歯寒し、貴君の熟慮を祈ると。貴明援兵を約諾す。経治喜悦斜ならず、親族掛



須古城趾遠望

橋氏を質とし、盟約の書を送る。貴明亦今弟松尾周防守近明をして須古に赴かしむ。……」とあり。

すでに両者の間に戦いあり。しかし、平井は龍造寺の来攻に備えねばならず、後藤は大村に事ありて、両者人質を交換して、盟約ととのったものと思われる。

七月二十五日、龍造寺隆信は兵を進め北方百堂に布陣、武雄後藤氏を威嚇した。後藤氏は二十七日猪隈半助を使者として和平、翌日龍造寺軍は須古を攻めたが利がなかった。ついで八月十二日の須古攻めには、後藤方は龍造寺軍の先鋒をつとめている。石井良一氏の武雄史には、龍造寺氏の第二次須古攻めとして、一族中野石見守秀明が出軍したが、惨々な敗北を招き、椛島の野辺に戦死した。此時、貴明の一門重なる者、十三人、一族三十七人が戦死したと誌されている。

前項記載の藤山伯州譜に、八月十二日の戦いに先立つとされている和平の時期は何時か。経過と併せて再考を要するようである。その年九月、平井経治の女が惟明の妻室となっている。

龍造寺氏の須古城攻めと東肥前の戦い

永禄七年二月龍造寺隆信は多久に駐留していた弟長信をして、白仁田を経て、須古城を攻めさせようとした。後藤貴明は猪隈砦の河原豊前と掛橋若狭守をして側面をつかせている。大崎・宮裾・久津具・上滝の兵これに従うとあり、白仁田で戦ったものか。当地既に橘氏から移り後藤氏の治下であったが、在地の兵といわれる人は、橘氏ゆかりの人の筈である。北肥戦誌には、この戦を誌さず。この月龍造寺隆信再び須古を攻めて、和議、経治は弟直秀を隆信の聟にする約束をした。隆信女なく信純の娘を養女として嫁がせた。

三月隆信は少弐政興が東肥前に入ったので出兵したが、大友宗麟の指図により蒲池鑑盛・田尻親種等筑後の諸将援助して、横岳鎮貞が防戦し、隆信は速攻をやめて帰った。

後藤貴明、大村・有馬と戦う

永禄七年三月後藤は平戸の松浦・諫早の西郷と協力し、彼杵城を攻め落とした。八月二日、有馬・大村の兵船が川棚に乗込み、彼杵の恢復を企てたので、貴明は平戸の援助で撃破した。八月十九日有馬の軍勢が大挙して塩田籾岳城に迫った。城を守っていた渋江公師と原直景が援を求めて来たので、貴明父子出兵、有馬軍を挟撃、籾岳城の兵も出て、有馬軍を大敗させ、鹿島の方に退けた。この時天文十五年、その前年の藤津の軍で焼米に恩賞を得た馬場豊前父子が討死している。馬場氏系図は頼経とせず経良とその子良晴の討死により感状を得た事に記している。此の戦を貴明は大友宗麟に通報している。

武雄鍋島家文書

去夏慶徳坊法印進之其境無異儀由（承候カ）尤肝要相存候之処、去月十八巳来、有馬大村西郷其外申組衆、以陣付従海陸取懸、防戦及度々候欤、依遠方、無其聞候之処、前ハ被遂一戦、敵城為始、城督宗徒之者、数輩討捕、現形之人数、切崩之由、預注進候、被得勝利候次第、感悦此事候、仍此節一稜可加下知之通承候、得其意候、当時年寄共多分在宅条、急度召寄、可令相談候、雖無申迄候、其間之儀、弥堅固之御才覚、専要候、委元聊非油断之趣、猶臼杵越中守可申候、恐々謹言

九月三十日　　宗　麟（花押）

後藤伯耆守殿

宗麟は、前年豊前で戦った毛利元就とこの年和睦している。

永禄八年龍造寺隆信は和睦していた神代勝利の没後、その子長良を筑前に追い、年の暮には長良は山内に帰還した。

後藤貴明、馬渡氏を討つ

永禄九年河古の馬渡甲斐守俊明（入道して秀岩）有馬に通ずる状ありとして、貴明兵を出し、鳥坂で戦い、秀岩大敗した。今の戸坂峠である。馬渡氏については別に一節が設定されるが芦原鍋島家初代喜左衛門の母は俊明の女であり、又肥陽諸系図の記載により、俊明の子兵庫助俊兼とその子孫の芦原居住の事実を知った。

藤山伯州譜「永禄十年三月大町惣領分（石井武雄史に大村惣領分とあり）の地を以て馬場善三郎某に

加附す。（一箇所一町二。）是椛島砦馬場豊前及子善三郎に至って之を守る。大渡・椛嶋・木佐木・長池衆之に副うを守るの功労に依るか」とあり、武雄家中馬場七兵衛系図には良明筑前を稱し前名善三郎隼人であるとしている。なおこの人は天正十二年三月廿四日島原陣討死とし、又天正二年後藤貴明父子の乱に惟明に与みしたとした藤山考略の記載に異議を述べている。永禄六年の和議で平井経治の割地した須古の地五町一ヶ所を与えられている。この度びの分は大町惣領分でよいのか。ともに守備についた人々についてもどんな人達であったのか。大渡・椛島・木佐木・長池の衆に副うとある。

龍造寺・大友の抗争

永禄三年桶狭間の戦、四年川中島の戦、九年松平家康、徳川氏を稱し、十一年織田信長が京都に入っている。

九州に於ては、島津氏は一門・領国統一の最終段階にあって出でず、九州に進出して大友氏と抗争のあった毛利氏は、永禄十二年（一五六九）十月、尼子の臣山中鹿之助が、背後を衝いたため、小早川隆景の率いる軍を、急ぎ撤兵した。大友氏が優勢になり、龍造寺隆信も和を詰うている。

しかし戦国の終焉は遠く永禄十三年（一五七〇）改元元亀元年となる。

そして講和した筈の大友宗麟は、龍造寺隆信再征のため、この年三月久留米高良山に布陣し、麾下の諸将をして佐賀を攻めさせた。肥前の諸氏殆と大友方に加わり、所々の戦いに勝敗があった。鶴田・後藤・平井・有馬・大村・西郷ら西肥前の武士も、大友に加担している。

八月中旬、宗麟の弟（猶子ともいう）親貞が、佐賀攻撃の總大将として発進、河上の西方今山に布陣

し、佐嘉の協議も区々であったが、鍋島信昌（直茂）の強硬な主張によって、夜襲を決行した。二十日の夜明け一挙に、大友の本陣に突入、成松信勝が親貞を討取った。大敗を知った宗麟は「……合戦の慣珍しからず候の条、更に仰天に及ばず候…」とも書状にしるしているが、九月大友方の宿老、戸次・臼杵・吉岡が田尻鑑種の陣に来て会談、その仲介で和議が成立し、宗麟は豊後に帰った。

4　天正の頃と龍造寺氏の全盛

元亀二年から三年にかけて龍造寺隆信は東肥前に兵を出し、大友氏に味方したものを攻め、或は来降させている。神代長良とは一旦戦ったが、和議が成立した。

龍造寺氏上松浦・杵島に戦う

天正元年（一五七三）上松浦の草野鎮永が軍勢を小城郡に入れ、千葉の旧臣に一揆をおこさせた。隆信は神代氏や波多氏の協力を求め草野を討ち、これを筑前に追い、のち和を請うて来たので許している。上松浦では外に獅子ケ城の鶴田前が、攻められても直ぐには落城せず、数日抵抗、和を請うたのでこれを許した。

隆信は、天正二年杵島地方に進出している。

この頃の後藤氏の動向は（石井武雄史による）

◎永禄十二年夏、大村純忠宮村を恢復せんと兵を出す。貴明葛の峠に撃退

◎元亀元年三月平戸城主松浦隆信・鎮信父子・大河野城主鶴田因幡守勝誓書を貴明に納れた。貴明はこ

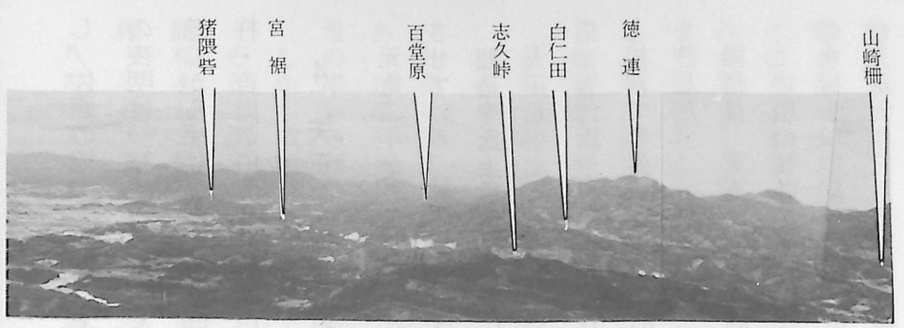

の年三十八歳

◎元亀二年冬、十一月貴明の兵、志久峠より多久を侵した。

◎元亀三年七月晦日貴明は平戸及諫早の援兵と申合せ大村の三城を包囲した。

◎天正元年正月貴明の兵、再び志久村より多久の辺境を窺った。

同年秋九月貴明は女山の鶴崎源太左衛門と示し合せ、多久を侵し、龍造寺長信の梶峰城を囲んだ。しかしこれを落す能わず十月鶴崎の守城山下の塁に帰陣した。

となっている。

天正二年二月、隆信は多久の梶峰城にいて、女山一揆の残党を討ち平らげ、杵島郡の塚崎城主後藤貴明と須古の高城々主平井経治を討つために出発、三月白仁田に陣した。

水江事路によると

「隆公（隆信）多久ヲ発シテ、白仁田峠ニ陣セラレル。ワガ公（長信）御同陣ナリ。後藤勢ノ先手原直景ヲ大将トシ、猪ノ隈ヨリ発シ、桜木ニ来テ接戦ス。味方奮戦シテ、後藤勢ヲ散々ニ打破ル。直景敗績シテ武雄ニ奔ル。時ニ須古ノ平井経治長臣河津某（河津左馬助経忠）ヲシテ後藤ヲ救ワシム。

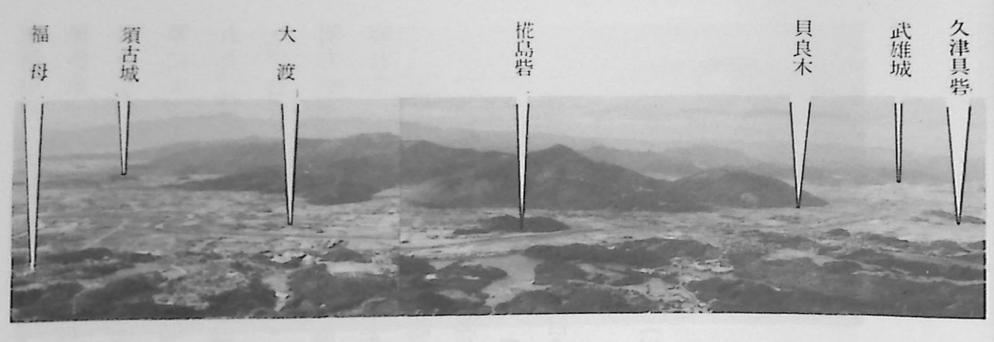

河津数百ノ兵ヲ率イ来テ、久津具嶋ニ陣ス。二公其勢ヲ合セ、久津具嶋ヲ責メラル。敵ハ防戦力ヲ尽スト雖モ、我ガ兵龍虎ノ如ク猛リ懸テ戦ウニゾ。須古勢散々ニ敗レ、久津具江ニ追詰ラレ溺死スルモノ数ヲ知ラズ。味方江ヲ打渡リ河津ヲ追ウ。河津ハ伊王寺海羅岐ニ追詰ラレ、終ニ其場ニ自害ス。二公残兵ヲ追討テ、首二百余ヲ得タリ。須古ノ城外マデ押詰、軍ヲ返シ、小通ノ橋ヲ渡テ、志久村ニ宿陣セラル。翌日午ノ刻斗リニ、貴明大勢ヲ率イテ、北方龍石ニ来陣ス。二公整々ト御備ヲ立テラレ、後藤勢ト御対陣アリ。後藤勢敢テ戦ヲ交エズシテ、遙カニ備エタリ。時ニ志久ノ住人岩永八郎左衛門尉（此以前我公の臣となる）物見ニ出テ、貴明ノ勇士朝重団助ヲ突伏セ首ヲ取ル。隆公ハ岩永ガ働キヲ御賞美有テ御槍ヲ下サレシト云々。伝ニ云桜木ノ住人ニ杠越後ト云ウモノアリ。二公ノ命ヲ受ケテ、猪ノ隈ノ城ニ放火シ、久津具嶋・須古ノ戦ニモ、度々武勇ヲ顕ワセシニ依テ、我ガ公殊ニ御賞美有テ御家臣ニ成サレ多久ノ北境ニ置カル。……」

藤山伯州譜にはこのこと誌さず。

後藤氏惟明の変

この年六月、大村に出陣し、藤津に有馬勢、又龍造寺氏の進攻に面しながら、後藤氏は養子惟明の反乱に直面した。平戸松浦隆信の子であり、

鎮信の弟である。貴明の実子弥次郎晴明の成長に伴い、疎隔を生じ、後藤家一門の貴明の政策に対する不満と結び、乱を招いている。一門の多くの人々が惟明に加担している。富岡の後藤貞明や久間の辻豊明等によってこれを知った貴明は、六月二十三日黒髪山裾の住吉城に逃れた。住吉方には、貴明の女婿伊万里純治、中村公顕、河原高が加わった。七月三日福和山・長谷・白水原などで合戦をしている。しかし惟明方が過半であるため、龍造寺隆信父子に援兵を諸うた。隆信これを容れて、十日盟約の起諸文を与えている。

再拝々々、敬白天罰起請文

一　対貴明、為龍造寺隆信・同鎮兼、当末、不可有疎意之事

一　今度、一稜令与力、貴明江可顕入魂之事

一　如此申承候上者、自今以後、難題申入間敷事

右条々於相違者

梵天帝釈四大天王（以下神文略）

仍起請文如件

天正弐年七月十日　　藤原隆信（花押）

鎮兼（花押）

後藤伯耆守殿





杉岳より猪隈砦と武雄城を望む

大河野の鶴田因幡守勝、其子兵部大輔明をして住吉を援けている。八月十七日惟明の求めた救援の願は、隆信に聴かれなかった。八月二十日龍造寺隆信自ら兵を率い、多久を経て白仁田に陣し、翌二十一日小川信俊等塚崎に入った。

又貴明の士卒、鶴田、伊万里の兵は、西谷峠から西山村に入った。惟明降伏の使者を出し、許されて平戸に去り、のち伊万里に移っている。

貴明は、惟明の実家平戸松浦に、鶴田氏を通じて釋明をしているが、龍造寺に援助を求めたことに、平戸は釋然としなかった。

この惟明の乱に、渋江公師も深いかかわりがあったようである。

後藤貴明は白仁田の本陣の隆信に会って、謝意を表し、八月二十五日には和平の契約・牛津川以西、横辺田、志久一円を龍造寺長信へ割譲、晴明を質子とした。八月二十八日隆信は三男家信を連れて武雄に来て、後藤一族・家臣に面謁している。

龍造寺氏平井を攻む

なお北肥戦誌に七月末から八月、平井経治が、白仁田の龍造寺の陣に押寄せ戦っていることが誌されている。水江事略と時期などそごが

あり明確にしえないが、「龍造寺の陣場は、岩石高く峙ち、急に下ること叶はずして、其の働自由ならざる所なり。佐嘉勢一人も洩らさず討捕るべしと勇み喜んで、所々に備を設け、すでに其体切懸らむと見えしかども、日夕陽に傾く故、軍を進めず暫し見繕いて控えたる。時に龍造寺の先勢、鍋島飛驒守信生（直茂）、敵の機を察し、軍使を旗本に遣して、隆信へ申されけるは、敵間近く押寄せ申すと雖も、日暮に及ぶ故、明日の軍を待つと見えて候、所詮此方より早速軍兵を進めて、一戦を始め申すべし。此の儀御同意候はば、急ぎ御用意あって相図の貝を立てらるべしと、言い送られしに、軍使未だ帰らざりしに、貝の音聞こえしかば、信生即ち采配を挙げて、士卒を下知し、十丈許りの岩石を一同に颯と押下し、平井が陣へ切懸からる。時に平井も軍兵を励まし、火を出して戦いしかども、後陣の佐嘉勢相続き、北島河内守・高岸主水・副島式部等大いに打戦しかば、平井忽ち打負けて、河津左馬助討死し、總勢悉く須古をさして引退く……」

この年なお須古攻めに就て協議。鍋島信昌（直茂）の進言により、継続、隆信横辺田に陣を移した。信昌策を講じ、経治の弟直秀を説き、諸将に謀り、経治を追放した。高城に直秀、横辺田に納富信景を置いて、隆信は佐嘉に帰った。

しかし経治は十月、退去の地、藤津吉田から須古に帰り、高城の直秀を自刃させて、復した。

隆信再び横辺田へ。福母山に本陣を構えた。弟信周松浦勢と共に参着、佐嘉勢と共に高城に押寄せた。この頃大町は龍造寺家晴の領知であったので、家晴先手となって、小通より発進、その餘の旗本は皆大渡を越した。このとき平井勢の中には、長池とか蓑具遠江守・今村杢允など、旧橋下郷の地にかかわ



百町牟田より須古城趾を望む

りありそうな人々がいる。十一月二十六日城攻めは激烈をきわめ、一間堀（塀ともしるす）その烈しい戦の有様が、家々の由緒書に残っている。千葉・有馬と与し、龍造寺氏と撤底的に抗争した、須古は十二月二十日遂に落城した。後藤氏が惟明の変で落伍した後、単独では抗すべくもなかった。信周高城の城主となる。経治は城を出たといわれるが明らかでない。須古鍋島氏の墓所陽興寺に墓を伝えている。

後藤・龍造寺の和平破れる

天正三年八月、後藤・龍造寺氏の和平破れ、質子晴明は武雄に送り帰された。さきの惟明の変では、貴明に最も尽した、後藤貞明が龍造寺に通じたとされて、貴明から猜疑されたが、誓紙を入れ、嫡子幸明を質子として事なきを得たとある。苦境にあった貴明の焦慮か、この頃領内に多くの起諸文を徴している。この幸明が後長崎に去って頭人になった宗印である。ドチリナ・キリシタンを慶長五年（一六〇〇）刊行した人か。

十二月貴明の兵は志久峠を出て多久を侵し、又四年の正月には鶴田越前寺の三男久善坊豪海ら多久境を侵し笹原峠に多久勢を破っている。三月には龍造寺勢が塚崎にせまり、貴明城を出でず、龍造寺軍火

を放って兵を班す。

松浦家世伝は、九月龍造寺隆信が、伊万里を討伐し、伊万里兵部大夫治は遁れて、後藤貴明を頼ったとしている。

この年芦原村寄合衆連署起請文がある。

天罰起請文

一　奉対貴明様・晴明様・同後藤御家、向後永々不可奉存疎義事

一　従敵方角、如何躰之儀申懸候共、以同意、不可存野心別儀事

付、相応之忠節、涯分無油断、無沙汰申間敷事

一　芦原村衆中ニ、疎草之者於御座者、為寄合中、具ニ子細可申上儀、余儀有間敷事

右条々於令相違者

梵天帝尺四大天王、惣而六十餘劫大小神祇、当国鎮守千栗八幡大井、殊者黒髪三所大権現、武雄大明神、軍神摩利支天、部類眷属神罰冥罰、各々其身忽可罷蒙者也、仍起請如件

天正四年丙子　六月廿一日　　四郎左衛門

新左衛門

彦左衛門

剛左衛門

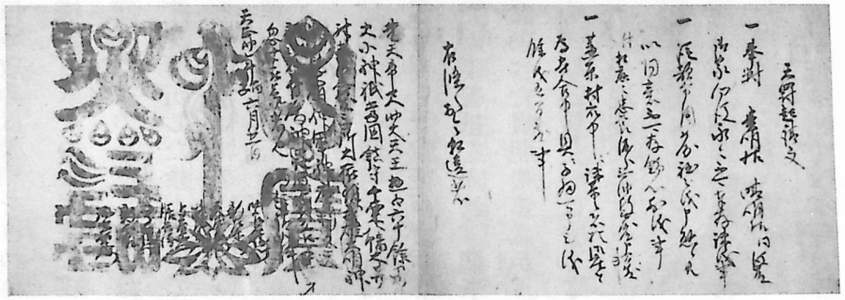

与左衛門

膳兵衛

二郎左衛門

新三郎

弥七左衛門

芦原村の百姓四郎左衛門外八名が、寄合中を構成し、貴明、晴明に、永久に疎義なきを誓い、衆中に疎草の者があったら、寄合中で報告するとしている。兵農未分離の段階で、百姓にも起請文を求め、領国の強化をはかっている。

龍造寺、後藤の和議

天正五年（一五七七）二月、佐賀と武雄は再び和平、貴明の実子弥二郎晴明は、隆信の猶子となり、長信の長女を室とした。

降信の三男善次郎家信は、貴明の家督を継ぎ、其の女を室とすることを誓約した。その年五月、家信は佐賀より、家臣五十人を引連れ、塚崎城に入り、貴明は住吉に移った。

弥二郎晴明は、龍造寺五郎二郎家均と号し、久保田に住し、天正八年仮りに食邑として、久保田五百町、芦原八十町、藤津に数十町とあり。貴明の芦原館は、晴明の食邑にあったのか。家均は、天正九年多久の長信の女を娶り、その孫が多久家をつぎ、美作守茂辰（しげとき）である。なお久保田町史には永禄年間後藤貴明は太俣郷恒安に草庵を建て自運庵と称して居館していたが、龍造寺隆信に攻められ塚崎城に逃がれ

た。……貴明再び恒安に住したが、家忠（家均とも云う）の領地杵島の芦原に蒐裘（註、死に場所のこと）をトし、天正十一年八月二日没したとしてある。久保田の地に永禄年間貴明の領地があったのであろうか。天正五年七月後藤貴明より龍造寺長信に志久村が贈られている。

龍造寺大村攻め

天正五年十二月、龍造寺隆信の大村攻めに、貴明父子は、鶴田勝・渋江公師・原直景・中村公顕等を率いて参陣、平戸の鎮信も隆信に随属し、海路到着したが、渋江公師は大村純忠のために斡旋し、平戸と和平させた。そのため、龍造寺勢撤退、貴明の軍は追尾されて、損害を受けた。

しかし天正六年六月再征により大村方は降伏している。

天正六年八月、貴明は渋江公師・原直景を住吉城に招いた。公師が昨年の大村出陣に、松浦鎮信と大村純忠を和平させ、そのために損害を受けたこと、又先年の惟明の変に、公師と直景が惟明に通じたことを糾明する為であった。直景と公師が外縁で一味同心に見られた。二人は住吉城に出向いたが、貴明は会わず、二人は追手のかかる前に、大村へ立退いた。直景は佐賀に帰参し、天正十二年の島原の陣で討死、公師は帰らず再起をはかっていたが、天下一統に至るまで、機会はなかった。公師の子公種大村氏となり子孫は大村の重臣として明治に至り小鹿島氏を称した。その文書が史料として尊重されている。

龍造寺の須古城

天正三年四十七歳の龍造寺隆信は、嫡子民部大輔に家督を譲るべく、平井氏の須古の旧城に普請を下知した。もっとも隠居というより、松浦・彼杵・藤津・高来征略が残っており、意慾に満ちた基地であっ

た。

先年丹坂の戦いで敗退し、有力な与力、平井氏を失った有馬氏はなお鹿島の地に、一族の義純・義直と深町・岩永の部将が、夫々城を構えていた。

これに対し、三根郡の横岳鎮貞と筑後の安武家教を降して、東肥前をすべて帰属させた隆信は、所替を行い、馬場鑑周を小田。綾部鎮幸を横辺田に配置した。城の普請は、天正四年一月には完成した。この普請には志久村焼米村などの人々も夫丸で働いている（多久竜造寺文書。）又浪人をしていた犬塚鎮家・徳島信盛が起用され、北鹿島に城を築き、有馬氏側の情勢を探った。

隆信は、正月二十日高城を出て、藤津に向った。二月六日、有馬の属将深町・原・岩永の籠る横沢城を攻め落とし、前後して鷲巣・松丘城も陥落、有馬義純・義直は、有馬に去った。鍋島信房を鹿島に置いて有馬氏に備えた。後の神代（コウジロ）鍋島の祖である。

天正五年（一五七七）隆信伊万里城を攻め、伊万里氏を降し、山代氏・有田氏・庄山氏など和を請うている。伊万里氏は鍋島信房の末子茂成がつぎ、有田氏は龍造寺信周の次男彦左衛門を養子とした。（北肥戦誌記載の年次による）

同年彼杵に入り城攻め、平戸松浦や塚崎後藤も、軍勢を催促され、城は遂に落ちて、和議が成立した。

ついで諫早西郷氏を征して、和議。更に進んで有馬を討伐にかかった。しかし歳末となり、一旦引揚げた。翌天正六年再び島原に渡り、有馬氏も遂に降伏した。後再び離反するが、一応この年龍造寺氏の肥前平定は、達成されている。

天正六年十一月、大友宗麟の軍は、日向耳川で島津の軍に大敗を喫した。ここに島津氏は領国経営を安定して、北進を開始した。

龍造寺隆信は、大友氏遠征の虚に乗じ、筑後に兵を進め、その後肥後北半、筑前・豊前の西部にも兵を進めた。天正九年の頃、五州の大守といわれる程の勢力であった。

ところがこの年春、隆信は、柳河の蒲地鎮並を欺いて、佐嘉に呼び、討果している。このため人望を失し、筑後の諸将の謀反がつぎ、田尻鑑種などは最も強く抵抗し、和を請うたのは、天正十一年である。

龍造寺隆信討死

龍造寺氏が筑後の経営に苦心しているとき、有馬氏は再起を期して、島津氏に通じていた。

天正十年深江氏の留守を侵した有馬氏の侵攻にはじまり、再三の有馬の救援要請に、島津氏は、義久の弟家久が、島原にわたり、龍造寺氏と対決した。

隆信は天正十二年三月十八日、龍王崎（有明町）から神代湊（長崎県国見）に向った。実際の兵数は、二万五千余でなかったかとされている（フロイス日本通信にあり）。龍造寺勢は神代または三会村に到着、二十四日有馬・島津の本陣森ケ岳城を攻撃することにした。有馬・島津は多くて八千で、数の上で龍造寺勢が絶対に優勢であった。龍造寺軍は全軍を三手に分け、鍋島直茂山手、江上家種・後藤家信海岸沿いを進み、隆信は旗本を率いて、中道の深田の中を進撃した。早朝から正午過ぎまで激戦が続いた。しかし龍造寺軍は先鋒が銃火にさらされて、二陣が助けようとするが、泥沼の中の道で、進退きわまり、このとき有馬・島津の城戸を開いての攻撃に、総崩れとなり、小河信俊・龍造寺康房を初め有力な部将を打取られ

た。

康房は、女山多久家の祖であり、長信病気のため陣代として、多久邑の兵五百人を率いての参陣であった。

乱戦の中、龍造寺隆信は、島津軍の川上左京亮に討たれた。

猪隈砦の修築など

武雄後藤氏は、有馬陣敗北後三月を経て、猪隈山の砦を修築している。大日本史料第十一篇上に次の通り記載されている。

天正十二年五月二十二日、後藤道一、肥前猪熊在番ノ河原高ヲシテ、其砦ヲ修築セシム

〔後藤家事蹟〕三、後藤十三左衛門家信

一　天正十二年五月　河原豊前守に申付候而、後藤領猪隈之砦を可修覆致候事

来廿四日より可然也　惣奉行同名左馬允ニ被仰付可然候

一　猪隈城番　河原豊前守

城取夫丸

河古村　北方村

河上村　芦原村

桃　河　以上拾ヶ村

提　河

上滝村

久津具村
高橋町衆
成瀬村衆

天正十弐年五月廿二日

後藤伯耆守入道
道一判

河　豊
参る

又十四年二月、家信は塚崎より住吉城に引移り、家中の面々も亦宮野に引越したとされている。過去に於ても幾度か有馬氏の侵攻があり、ともに決戦に備えたことのように思われる。

5　多久家文書に見る志久村

佐賀県史料集成、第十巻、多久家文書の中に、龍造寺隆信が、弟の多久領主、長信に宛てた書状が見られる。その内、龍造寺氏と後藤氏の間の、第一次和平が破れてから、第二次和平に至るまでの、志久村にかかわりある分を抽出し、年次を推定し、検討した。

天正二年後藤氏の内部抗争、惟明の変は、龍造寺氏の援助で終熄したが、その機会に結ばれた和平は、天正三年の頃（石井良一氏の武雄史には天正三年八月二十八日と記載しあり）破棄された。

龍造寺氏に対し死力を尽して抵抗を繰返した、須古の平井氏は天正二年既に滅亡し、杵藤地区で龍造寺氏と争うものは武雄の後藤氏と、鹿島に残る有馬勢であった。

12　龍造寺隆信書状

貴明衆志久江取懸候処、勝利二而、敵に持候而預注進候、大慶之至候、弥無疎、可被申村候、遠方故、不存候而、長嶋今日一着候半事、口惜候、年内卒度之儀候間、随分無由断肝要候、改候者、可輙候、夜中候条大方申候、恐〻謹言

十三ノ子刻　　信判
長信返

申給へ

天正三年十二月十三日子ノ刻である。長信から届いた、戦勝の注進に対する返書である。水江事略には「敵に持候而」を「頸数多持タセ候而」としている。「卒度」は僅かばかりの意、又「可輙」はたやすかるべくと読まれる。また大町の人不動寺半介の討死が伝えられている。

17　龍造寺隆信書状

為改年之祝儀、一入申付け、仍鰯賃進入候、誠御慶計候、随而来十一日、至須古、普請申付候、志久・焼米・山口・多久之夫丸鍬鎌被申付、馳走肝要候、奉行は西岡丹後入道・福地蔵人可然候、不可有油断候、恐々謹言

正月五日

山城守
隆　信　判

長信まいる
申給へ

水江事略には
「正月隆公有馬追討ノタメ須古城ヲ改メ築カル。十一日ニ経営ヲ初マリ、御加勢ヲワカ公ニ請ワル。公領内ノ人夫数百ヲ出サル。」
又龍造寺記に「天正四年一月経営す。築畢つて自ら是に居る」とありと。
天正四年正月二十日隆信、高城を発し、有馬討伐の藤津に赴いている。鰤簀は鰤を苞に入れたもか。

79　龍造寺隆信書状

能申候、昨日盛要害濱城落去候、爰許満足、可為御察候、此次長嶋之儀、案中程有間敷候、先此由、為可申、令啓候、恐々謹言
弐月十二日　　隆信判
長信まいる
申給へ

天正四年二月六日横沢城、前後して鷲巣・松丘(浜)などの諸城も落ち、有馬氏は去った。つぎは後藤氏との戦がある。安中程有間敷と意気盛である。水江事略には、「我公モ衆軍ヲ引テ御出馬アリ」としている。

48　龍造寺隆信書状

至長三構、今一所、掘らせ度候、一円夫丸事闕候、志久村之者共江被申付、ほらせられ候而可給候、普請奉行之儀、彼仁江申付候、従其方も丹後入道可被申付候、無緩様、分別肝要候、恐々謹言
龍山

卯月十八日　　隆信判
長信まいる
申給へ

長三構は掛橋の字長三にあった。後藤氏も龍造寺氏に対し、必死に勢力の結集を図ってる時であり、六月二十一日、芦原寄合衆として四郎右衛門他八名の人も起請文を徴されている。芦原・医王寺方面に対する構である。一円の地から夫丸が得られず志久村の人々に夫丸を申付け、西岡丹後入道に奉行申付けるようにとしている。構は砦或は柵とどんな関係にあるのか。長三構の場合二重に堀を廻らしていた陣地のようである。

61　龍造寺隆信書状

追而申は、鷲越事、死去必定之由、是は直説承付候、打続刑部太輔事も死去候由申候、直説にて可承候、此表之儀ハ昨日申候外、別条無相替儀候、随而小通村之橋、村々え申付候、大般道具出来候、併志久村より調延引候条、彼未成就候、今明日之間、稠被申付、彼村之衆調候様肝要候。我等親子、二三日中可為帰陣候条、其内彼橋出来候半而ハ笑止候、不可有御由断候、恐々謹言。
七月八日　　隆信判
長信まいる
申給へ

小通橋は須古への通路として軍事に重要な橋である。志久村より調とは何か。志久村の課役は稠しかったものに相違ない。子の鎮兼と二三日中に帰陣するが、橋が出来なければ笑止である。急げとのことで

ある。追而書は直接志久村との関連はないが、波多鎮、伊万里治・有田盛らが、有馬氏に唆かされて、龍造寺氏を裏切り、東松浦の獅子ケ城を攻めている。城主鶴田前が、龍造寺氏から加番の龍造寺河内守・馬渡主殿助と城を出て応戦し敗死した。天正四年六月二十八日のことである。刑部太輔賢は死んではいなかった。

31　龍造寺隆信書状

丹後入道被仰付候、畏入候、明日、武雄城裏、可相働候、働廻候者、如志久表、可致陣替候、就夫、大崎可取揚覚悟候、堀之儀、被仰付候而可給候、又門之儀、二三日中出来申候様肝要候、細砕慶賀へ申候、恐々謹言。

七月十日　　山城守　隆信判

和泉守殿まいる　　申給へ

武雄で兵を動かす筈である。終ってから、志久表の方に陣替する積りである。夫に就て、大崎に構をしたいので堀をつけて呉れ。門は二三日中に出来るように。詳しくは西岡丹後入道慶賀に申して置く。



志久村の人の普請による大崎堀、のち町裏川となる

15　龍造寺隆信書状

猪隈大崎為可取構、今日罷出候、兼而申候門之儀、明日、志久村如庄屋之、被持せ候而肝要候、殊大崎堀之儀、被仰付、ほらせられ候而可給候、重々従陣所可申候、恐々謹言

山城守　　隆信判

南呂六日

長信まいる　　申給へ

南呂は陰暦八月。猪隈・大崎に構を取るため、今日出て来る。前に申していた門は庄屋の方に持たせるよう、又大崎堀の掘り方を陣所から重ねて命じている。

41　龍造寺隆信書状

御札披見候、如仰、此表悉任存分候、満足同然候、然者、明日、武雄城裏可相働候、明後日十五、如猪隈表之、可致陣替候、其方事も可被罷出候、行、依躰、以面可申候、武雄事、程有間敷と存候、殊武雄ヨリつたへ共候歟、閣使共候者、則時可被討捕候、此前之心持毛頭無之候、万端緩有間数候、恐々

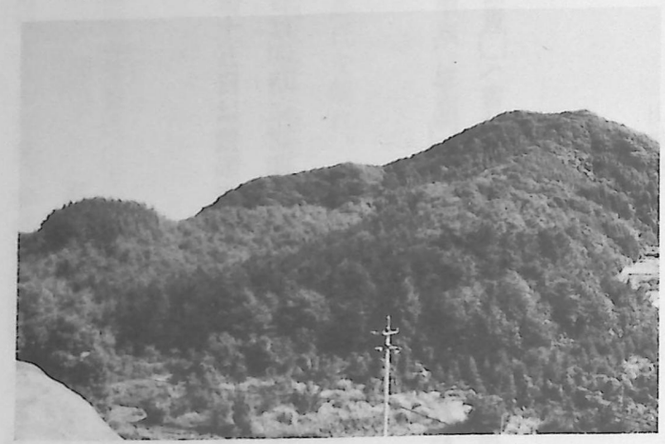

猪隈山城趾

八月十三日　　山城守　　隆　信　判

長信まいる

申給へ

存分に出来て満足である。明日は武雄城裏に兵を動かす。明後十五日は猪隈表の方に陣替する。其方も出て呉れ。武雄も程なくであろう。何か伝えどもないか。使者は則時に討捕れ。此方もこの前のように容赦しない。「閣使」は不明。

64　龍造寺隆信書状

従其元□嶋寄之領内、人馬之道、可被作候、又志久八戸米地下人、早々□被召直候て、可□彼村続路次、是又人馬輙往返候様、道之儀可被仰付候、不可有油断候、随而貴□へ書状遣候、従□飛脚可被差遣候、返事到来候者、可持セ給候、恐〻謹言

八月廿五日　　隆　信（花押）

和泉守殿　　山城守

申給へ

頭初四字目の欠字に樺を充てて考えて見た。椛島の構は後に出て来る。志久・八戸（焼米）米の人々に道作りをさせ、往返をたやすくとしている。須古との往来の道でもあった。

14　龍造寺隆信書状

大崎村堀普請之儀、不成就候、近日中、然〻可被申付候、又直景足弱小宿之儀、可被申付候、是亦不致成就候、二三日中成就候様、肝要候、今程弓箭半候条、何篇無緩被申付候而肝要候、猶子細、彼者可申候、恐〻謹言

九月四日　　山城守

長信まいる　　隆　信　判

申給へ

今は平時ではない。大崎村の掘普請をいそがせるように。原直景は足弱で宿下りをするように。子細は申含めてある。

原直景は、永林寺の開基の人である。藤津の武将であり、有馬氏を離れ、永禄五年後藤貴明に降り、龍造寺隆信に属したのは、天正四年とされている。天正十二年有馬陣に藤津衆として参戦し、討死している。

11　龍造寺隆信書状

追而、其後其方足之儀、不承候、先日、以面、如申候、別の薬共ニて養生ハよかるましく候、只うれしのへゆくませられ候て養性肝要に候、

大崎村堀普請之儀、明日被申付候歟、得其心候、奉行之儀、近日より申付候、不可有油断候、恐〻謹言

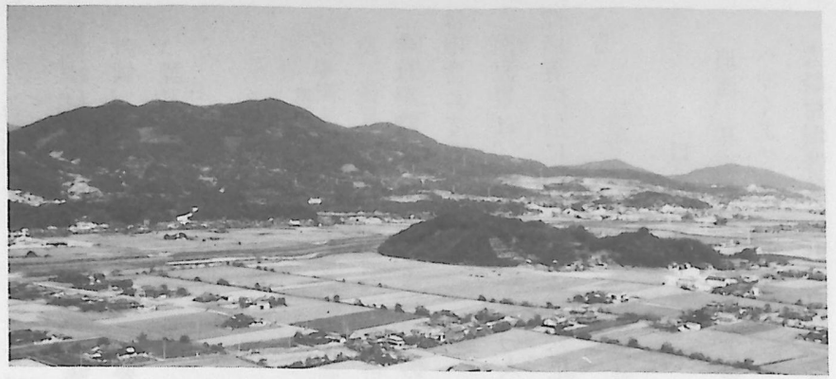

砦のあった椛島山

九月十日　　隆　信　判

長信返

申給へ

大崎村の堀の普請を繰返し急がせている一方、追而書には、嬉野の湯が足の治療に最もよいので治療するようにと述べている。

30　龍造寺隆信書状

椛嶋之構仕調、聢退衆へ番申付候、志久村之儀、地下人以下へも調可被仰付候、須古城普請之儀も漸成就候条、我等事、明後日廿五、可致帰陣覚悟候其内意之儀、口上申候、恐々謹言

山城守

十月廿三日　　隆　信　判

長信まいる

申給へ

椛嶋の構には退衆に番を申付ける。退衆という言葉も辞書に知り得なかった。想像に過ぎるようであるが、この場合志久が龍造寺・後藤の抗争の地であり、後藤勢に属し、地位を追われた人の

ように思われる。その故に殊更にきびしく扱われているのではあるまいか。御教示を得度いと思う。

43　龍造寺隆信書状

就志久村番之義、退衆存分共候条、我等意分、為可申、彼者申付候、細砕含口上候、恐々

十月廿七日　　隆　信　判

長信まいる

申給へ

志久村番の退衆に、存じ分があるならば、こちらの意とする分を申し度、詳しくは口上に含めている。扱に苦心しているようである。

後藤氏を旧主とし、今は龍造寺軍の最前線の地とあり、休むなき徴用に、当時の志久の人々の苦労が偲ばれる。

64　龍造寺隆信書状

猪熊城可引崩之由存候而、夫丸之儀申候、其方領内過半被申付候、尤可然候、乍去、須古城先二引度候条、来十三日、如須古城、夫丸可被仰付候、此由、為御心得候、細砕含口上候、恐々謹言

霜ノ五　　隆　信　判

長信まいる

申給へ

猪隈城の引崩しに、領内の過半に、夫丸を申付けたそうだが、須古城を先きに引度、須古城の方に夫

丸を命じて呉れるようにとしている。

猪隈城の引崩しが、和平のさきがけか。翌天正四年十二月十二日、龍造寺康房から後藤家の属将河原豊前守に起請文。翌五年二月三日と四月二十四日に後藤貴明に起請文が渡された。貴明に取ってはきびしいものであった。

77　後藤貴明判物

志久村可有御存知候事

七月八日　　貴明判

長信まいる

和平による贈与である。水江事略には次の通り誌されている。

七月後藤貴明志久村ヲ我公ニ贈ル。是ハ佐嘉武雄和睦我公ノ御扱ニヨリテ調ヒシ故、貴明ヨリ其謝儀ニ贈ル所ナリ。

志久村ハ元来貴明ノ所領ナリ。我公多久御在城ノ初ヨリ数年争ヒ奪ノ地ナリ。村人モ或ハ公ニ帰シ或ハ貴明ニ従フ。以来我公ノ領地ト成村民皆多久ニ属ス。

(四)　龍造寺長信の多久領経営

1　長信の出自



龍造寺長信

龍造寺隆信の弟長信は、天文七年（一五三八）十月二十八日、水ヶ江東の館で生れた。父は龍造寺六郎次郎周家、母は同姓胤和の娘慶闇。幼名を慶法師丸といい、同十九年七月大内義隆の吹挙をもって元服。妥女正家信と名乗り、後兵庫頭とも称した。長信と改めるのは、天文二十二年十二月、兄隆信が大内義長と親交を結び、義長に家信の加冠を請い、その偏諱を得て弾正忠長信（述）としたからである。

天文年間といえば、肥前においても応仁以来の動乱が続いていたが、天文十二年（一五四三）二月四日在銘の、養父郡千栗八幡宮の銅鐘によれば、少弐冬尚・馬場頼周ら一族、筑紫惟門・宗本盛・江上元種・竜造寺剛忠等一党、小田政光の連記祈願によって、暫時の和平の時もあったことが窺える。

当時竜造寺剛忠（水ヶ江竜造寺二世・山城守家兼）は少弐冬尚を支えて功績があり、次第にその勢力を與していた。ところが少弐の氏族である馬場頼周はこれを快く思わず、竜造寺氏に異心ありと冬尚に讒言した。頼周の嫡子六郎政員は、剛忠の長子家純の娘を娶り姻縁に連る間柄であったが、頼周は竜造寺氏を除こうと謀った。このため冬尚は剛忠一族を討伐する準備をすすめることとなった。

2　永禄の志久峠

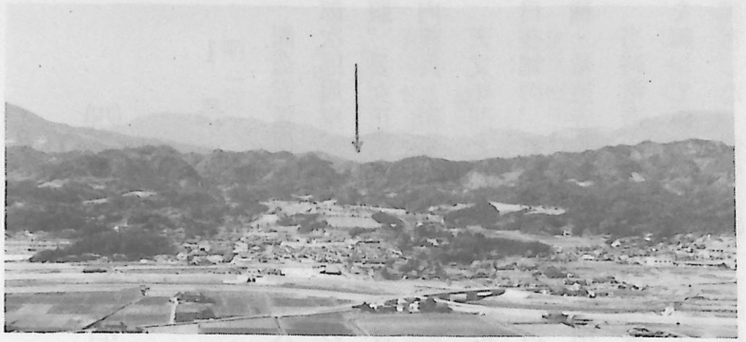

望遠　志久峠

天文十三年、冬尚と頼周は術をめぐらし、西肥前の城主、島原の有馬晴純、多久・鶴田・波多氏らに偽って少弐氏に背かせ、剛忠に討伐を命じた。この時剛忠は九十一歳の高齢で出馬出来ないと、一門の者を集めて三手に分けて発向させた。

周家を将とした一族郎従は多久梶峰城を攻略し、城主多久藤左衛門宗時は南目の山を越えて有馬に逃走した。代って周家が城に入った。これは竜造寺氏が多久の城に入った最初の時である。この時、相浦・土橋ら多くの土着の士が味方をしたという。又一方、波多・鶴田氏攻撃のために松浦に向った竜造寺盛家・高木鑑房父子一族の軍、有馬を討つべく杵島郡長嶋に出兵した竜造寺家門等は各所に苦戦を続け、一族の多くを喪い、漸く佐嘉に退いた。

翌十四年一月、梶峰城に在った周家らを、勢いを得た獅子ヶ城の鶴田前や多久宗時を先陣とした有馬勢が攻め寄せた。一族数百人が志久峠に出て防ぎ戦うこと三日に及んだが力盡き、夜闇に隠れて竜造寺村に敗走した。これを後に「多久崩れ」といい、水ヶ江竜造寺氏の事蹟

を記した「水江事略」巻之一には、その時のことを、

「有馬勢兵ヲマトメテ女山ニ陣ス、舟山（船山）・日鼓岳（八幡岳）ノ山々軍勢ナラザル處ナク、篝火幾百千ト云ヲ知ラス、城中ハ甚微勢ニシテ此敵強（まま）ニ當リ難ク、終ニ夜ニ粉レテ城出」

と記している。多久宗時は再び多久の城に戻った。

辛うじて水ヶ江城に逃れた竜造寺氏の後を追って、有馬晴純その他の軍はその居城を包囲した。この時馬場頼周は再び謀計をもって、開城をすすめた。「水江事略」巻之一によれば、

時ニ頼周、千布宗利ト共ニ来リ金公（剛忠）ニ對シテ申上ケルハ、御身讒者ノ妨ニヨリテ、屋形（冬尚）ノ御憤リ尤甚ク、今此城ヲ守リ、強ク防キ玉ハバ、恐ラクハ不忠ノ名ヲ蒙リ玉ハン、一先、速ヵニ城ヲ御啓キアツテ、後日罪ナキヨシヲ申啓カレナバ、ヨモ宥無キ事ハアラジ、其時コソ此頼周程能執成（ほどよくとりなしもうす）申ベシト勧メ奉リシカバ、家純公・家門公ハ此義ニ任セラレ然ルベシト同シ玉ヘトモ、金公・純家公ハムザト其義ニ随ヒ玉ハズ、純家ノ云、夫當家ニ於テ屋形（冬尚）ニ對シ忠有テ不義ナシ、縦令佞者アリテ讒言（誣）ヲ構ユルトモ、容易ク是ヲ聞入玉ハンヤ。我察スル所、是頼周我一族ヲ詠シ出シ、當家ヲ亡サントノ結構ナル事疑ナシ、努々（まま）城ヲ啓（ひらく）事然ルベカラス　指當（さしあた）り此場ニテ頼周ヲ討果シ、其後分明ニ申啓キ有テ然ルベシ、ト申サレシカ共、金公如何思召ケン、此義ヲ許シ玉ハズ、終ニ頼周カ勧メニ従ヒ玉フ、爰ニ於テ諸軍囲ミヲ解ク、家純公・家門公父子兄弟六人一同ニ城ヲ出ラル時、頼周カ使来リテ告テ云、御邊等何方ニ御出候トモ、御一同ニテハ然ルベカラス、最早御下城ノ上ハ頼周ヨキニ御計ラヒ申スベシ、周家公・家泰公方ニハ人質トシテ城原ニ御越アルベシ、其余ノ御方々ハ何方ニモ御啓キアレカシ」

と、巧みな頼周の誘導が記されている。こうして一党は三方に別れて落ちていくが、家純・家門・純

家（家純の子）は筑前に趣くべく川上の淀姫社境内にさしかかった所で、また周家・頼純・家泰は勢福寺に出向するべく神埼郡尾崎の祇園原に到った頃、それぞれ頼周や神代氏らの軍によって全員討死した。この時九十二歳の剛忠は、慶法師（後の長信）ら幼少の者達を連れて筑後に亡命して、この悲報に接した。

水ヶ江城開城により、冬尚は剛忠一族の所領を没収して、馬場・神代・小田氏に与え、小田政光に水ヶ江城を守らせた。政光の室は川上で討死した家門の娘である。

しかし筑後・一ッ木村の剛忠は二ヶ月後の三月下旬、鍋島清久らに迎えられて佐嘉に戻り、水ヶ江城を奪回し、翌四月、頼周・政員父子を小城祇園岳に急襲、敗走するのを追って、それぞれ誅殺した。剛忠は念願の二人の息子と四人の孫の仇を報じたが、送られてきた頼周父子の首を、春日の高城寺・水上の万寿寺に届けて懇に葬った。このあと、政員の室は竜造寺氏に復し、後千葉胤連に再嫁している。

とまれ、剛忠は喪った息子たちの跡を立てる為、川上で戦死した嫡子家純の遺跡を曽孫の慶法師（長信）に、次男家門の名跡を家門の二男鑑兼に相続させた。家純の室玉洞は、天文十四年九月二日付の「慶法師殿ゆつり進し候」の譲状を詳細に書き出している。康家に始る水ヶ江竜造寺氏は二代家兼（剛忠）により采地を東西に分けられ、東分を惣領分として弟家門に、西分を多病の長子家純に与えていた。長信は西分を嗣ぎ中館に属した。

天文十五年一月、剛忠は水ヶ江の本領を、出家して宝琳院に在った中納言円月を還俗させて跡目につかせた。後の竜造寺隆信で、母を同じくする長信の兄である。このあと同年三月十日九十三歳で剛忠は死去した。

天文十六年　水ヶ江惣領分を享けた鑑兼は、境界のことで西方と不和があり、水ヶ江城を去った。これを竜造寺惣領家の胤栄が歎いて「あきかね御身体事、かう忠御すちめゆへに、なにとやとそんし候まゝさま〳〵のむつかしき御事、申まいらせ候に、あのけちのふん御さり候よし、うけ給候、めてたふこそ候へ、くれ〳〵、かう忠御ゐやしきを、いぬのふしとになし候ハ、われ〳〵共見まいらせ候する事、くちおしく候まゝの事……」と姉慶闇に訴えの書状を送った。鑑兼の妹は胤栄の室なので二人は義理の兄弟になる。慶闇のとりなしで、論地のことは避けて鑑兼は一先ず帰館した。

同十七年三月二十二日、竜造寺宗家の胤栄が早世した。二十四歳であった。後は幼い娘於安だけで嗣子がなかったので、一族老臣詮議の末胤信（隆信）に跡を嗣がせることにした。この時胤栄の室人も親族のすすめによって胤信に配された。於安は養女となった。後の妙安である。ところがここに、胤信の継嗣を喜ばない者達がいた。殊に竜造寺累代の将、土橋栄益は諸士と謀って鑑兼を擁立、隆信（胤信は天文十九年七月、大内義隆から偏諱を受けて、一時隆胤と名乗り後隆信と改めた）。家信を討つべく機を窺っていた。そこに天文二十年九月一日、大内義隆はその臣陶隆房の叛に会い自決させられた。隆信らは強力な背景を失ったのである。土橋栄益は時到れと同志糾合して同年十月兄の跡をうけて水ヶ江城を守る家信を攻めた。家信は村中城の兄隆信に急を知らせ、兄弟は城に楯籠るが、神代・高木・小田・八戸・江上・横岳・馬場・筑紫・姉川・本居らの諸将が包囲の態勢をとるのに、既に形勢不利と一族家臣を伴って城を出て筑後にのがれた。筑後では柳河の蒲地鑑盛の好意によって、曽って曽祖父剛忠が住んだ一ッ木村に身を置いた。

隆信は翌年船に乗って帰国を企てたが暴風雨で果せず筑後に引き返えした。しかし翌二十二年七月、再び筑後を出て与賀・川副等旧領の郷士農民の協力を得、八月には佐賀に帰えり、八戸・高木・小田氏を退けて村中城に入った。翌九月には江上武種が投降し、十月には小田政光の小曲城を攻めて降服させ、鑑兼を水ヶ江城から追放して蟄居を命じ、水ヶ江の名跡をすべて弟家信に嗣がせた。水ヶ江竜造寺氏四世である。この年十二月、大内義長の偏諱をこい長信と改名した。時に十六歳であった。

小城に謹慎の鑑兼は、隆信の室の兄でもあり、謝罪して誓紙を奉げたので免じ許し、新地を横辺田に与え、嫡子家晴を筑後柳川の城代とした。家晴は後に諫早氏の祖となった。

3 長信の母

弘治二年隆信・長信の母慶闇は、自ら選んで鍋島駿河守清房に嫁した。年令四十余りであった。「水江事略」巻之二はこのことについて「伝ニ云、夫人（慶闇）兼テ鍋島直茂（此時左衛門大夫年十九）ノ人トナリヲ能ク御覧有テ、御子トセラレ、二公（隆信・長信）ト御兄弟ノ縁ヲ結ハレ、二公ヲ相助ケ、家業御興隆アラント、御深慮ナリ」と記している。直茂は清房の次男であった。

永禄元年十一月、隆信は小田政光と和を結んでいたので政光は蓮池城に戻っていた。このころ先に帰順した江上武種が、少弐冬尚を守護して神代勝利らと、隆信に決戦をいどんできたので、隆信は政光に追伐の先陣を命じた。ところが連合していた本告頼景が敗れて退いたので、政光は隆信に援軍を求めるが、そのまゝ放置され見殺しにされた。政光を討たせまいと小田氏の多くの将が討死し、政光も矢に当って最後を遂げた。

戦いはたがいに勝敗があったが、この中で隆信は蓮池小曲城の小田鎮光を急襲した。これは政光を救援しなかったことを知った一族が隆信を敵とすることを慮っての上と「九州治乱記」は伝えている。鎮光ら三兄弟は父政光を喪い、主だった家臣も討死した後なので抗するすべもなく、城を明け渡して筑後坂東寺に逃れた。しかし間もなく蓮池城に戻って、隆信に和を乞い、隆信の養女於安（後の妙安・秀の前）を室に迎え、妹芳岩を長信に娶あわせることとした。永禄四年、水ヶ江東の館で長信・芳岩の婚礼の式が挙げられた。時に長信二十四歳、芳岩十六歳である。

4 丹坂の戦いと多久

永禄五年、一時的に隆信は大友氏と好みを通じていたが、宗麟が少弐資元の子政興を立てて少弐家を復興しようと肥前の諸将に呼びかけた時これに応じなかった。この時島原日江（ひのえ）原城主有馬仙岩は牛津川をはさんで小城の千葉氏と抗争していた。領域を牛津川以東に拡大したいとねらっていたので、宗麟の意を名目にして千葉・竜造寺を討つべく、多久の宗利を味方にし、息子義貞を大将に杵島・松浦・藤津・高来の郡士を従えて、丹坂・牛の尾に陣を構えた。同七年下旬の未明、牛津川を境に一戦を交えるが、戦いは竜造寺軍に有利に展開し、「有馬勢は討死する者数十人。松瀬川に溺れる者若干に及び敗走した」と「水江事略」は伝えている。この戦いで、有馬氏に味方した多久土着の武士たちのうち、西の原、田代刑部少輔は討死。羽佐間の田中土佐守は羽佐間に退いた。長尾口（現南多久町長尾）を梶峰城に向っ

た長信は、長尾の地士米満・倉富氏らを討ち破り、多久宗利を攻めたので、宗利は力尽きて間道から南山を越えて須古に奔走した。

この時の城主宗利は、鎌倉家人多久太郎宗直の末裔で、建久年間戦功を賞されて多久を与えられ、この地に下ってきたものと伝えられる。城は梶峰山上に在るので梶峰城と称されたが、「九州治乱記」等には、多久城とも呼ばれている。この多久氏を近世に入っての多久氏と分けて、前多久氏と通称している。前多久氏についての史料は乏しく、系譜など明治以前に記されたものは残っていない。この頃の戦記には宗時の名を見ることがあるが、宗利は宗時の嫡子とされているものの確証がある訳ではない。宗利が須古に奔ったことにより、前多久氏は領地を失った。

隆信は梶峰城を弟長信に守らせることとした。しかし、志久・北方を含む杵島郡の大部分は、まだその傘下にはない。ここに多久の地士たちで竜造寺氏に味方したものに、相浦・田中（日向）・岩本・土橋・小侍・津留・佐古・安童・前田・山犬原・樋口・倉富・米満ら、各地名を姓とする者達がいたが、田中・倉富・米満らのように、同姓で敵味方に分れた一族もいた。

敗れた有馬の軍兵は横辺田に退いた。横辺田で山口の柵を守っていた田嶋彦左衛門は、長信の兵を加勢に受けて、有馬方の諸江右衛門大輔の柵を夜討ちして破り、逃げるのを志久十三塚に追い詰めて、右衛門大輔以下を討取った。長信は悦んで感状を下し、賞として田嶋彦左衛門尉を山口村の司とした。隆信は鬼神太夫という銘の刀を贈った。山口村が長信の領有となったのはこの時以来と「水江事略」は記している。

隆信らは有勢に乗って、更に須古の平井氏を攻めたが失敗し、佐賀に引揚げた。

永禄六年、長信の嫡子が水ヶ江東の館で誕生。幼名は彦仁王。後の家久、多久長門守安順である。生母は小田氏芳岩夫人。長信は多久梶峰城に在ったが、南に有馬・平井・後藤・西に伊万里・山代・大河野、北に波多・松浦・鶴田氏らの大敵を控えていることを案じた母慶闇の配慮により、鍋島信昌（後の直茂）が後見に遣わされた。



梶峰城跡遠望

今日隆信から長信に宛てた書状が数多く残っているが、その殆どが「境目のこと油断あるまじく」と繰り返えされており、時として詰問の形で糺されている。恐らく豪将隆信にとって、弟長信は人のいいまどろっこしさがあったのであろう。これは後に母慶闇が長信の許に滞在した時「爰元（隆信）ハ見かきられ候而」とか「其方（長信）ハかう〳〵（孝行）者ニ而候間、申事ニ而候、我等共ハ子の内とは不被申候」などと幾分拗ねた書き方をして、長信の優しさを羨やんでいるようなところも窺われる。

同十一年に隆信は、小田鎮光を多久の城に移し、小田氏の居城、蓮池の小曲城に長信を置いた。この時多久の地士達も長信に従って蓮池にいくことを望んだが許されず、苗字の地に残った為、梶峰城主となったことを快く思わない鎮光によって、城内に質を入れさせ

られた。

元亀元年三月、竜造寺氏を打つため、大友宗麟は再度佐賀に侵攻してきた。六月二十三日宗麟から鶴田賢に宛てた書状によれば、共に小城表出陣に決したとあり、多久城の小田鎮光も大友方に味方して小城に布陣している。八月十七日、大友方の兵は「砥川・佐留志・丹坂・牛尾山野ニ充チ満ツ」とあり、「都合八万余騎」とされ、佐賀は「隆信以下三千」と伝えられている。十九日佐賀城内で軍評定が行われるがこの時の次第を「水江事略」巻之四は

「鍋島飛騨守信昌（直茂）公寄手ノ陣々ヲ物見シ、得ト其強弱ヲ量リ、今山ノ陣ニ夜懸セント請ハレシカ共、城中野心ノ輩有テ、衆議区々ニシテ定マラス、爰ニ於テ長信公進ミ出テ仰ケルハ、我モ信昌ト同意セリ、只速ニ進発スベシ、今斯ク大軍ニ囲マレナカラ悠々トシテ日ヲ送ラハ、一族悉ク敵ノ虜ト成ラン、信昌イサヤ発向スヘシ、ト仰ラレシカ共、兎角ニ軍議果ササリケリ、此時母公慶闇座中ニ立出テ仰ラルルハ、我女ノ身ニシテ軍ノ事ハ知ラサレ共、義ヲ守リ節ニ死セン事ヤハカ男子ニ劣ランヤ、先刻ヨリ御辺等の詮議ヲ聞クニ、区々ニシテ一決セス、幸（さいわい）信昌・長信所存アリ、何ソ是ヲ行ハサル、所詮運ヲ天ニ任セ速カニ事ヲ行ヘシ」

と、漸くにして衆議一決をみた次第を述べている。

こうして、鍋島信昌の今山陣の奇襲は竜造寺の命運を決した戦果となった。大友方は総崩れとなって、主なる武将の内にも討死し虜となる者も多く、兵の大半は逃走した。小田鎮光は筑後に逃れた。

今山の陣に到る大友勢の佐賀包囲の状況と信昌の戦功は、後々までも語り伝えられ、多くの戦記・軍

記、武将の戦功書・由緒書きに録されている。

戦勝に湧く竜造寺陣の中で、息子鶴仁王と養女於安を多久城に質としている隆信は、「サシテ御悦ヒノ御気色モナク、愁然トシテ仰ケルハ、我多久城ノ存没如何アラント甚心ニ懸レリ、子ナリ、娘ナリ」と思案の体であった。これを聞いて信昌は「其義ナラハ某早速彼地ニ馳向ヒ、御供シテ罷帰ラン」と、鎧も脱がず台所で立ったまゝ湯漬けを食べ、兵糧をととのえると西の方に向って城を出た。長信もすぐ兵を率いて同行しており、それをみて加わる者の数はふくれ上り、中途残留していた大友軍もその勢いに押されて逃げ散じたという。多久に入ると相浦右衛門を誘い、小侍通過では山内の唯十人衆と称される地士達が馳けつけた。いづれも先に竜造寺軍に味方し、多久城内に妻子を質に入れている者達であった。信昌の軍は中山峠を越えて進攻した。城内には城代江口左馬助・内田治部大輔らが楯籠っていて、信昌の使者鍋島淡路守・公文相模守が、鶴仁王丸と於安を賜るべしとの申出を拒んだ。ここで梶峰城に攻撃をかけることになるが、「水江事略」にはこの城のことを「抑、梶峰ノ城タル、山険岨ニシテ、湟（からほり）（城堀）幾重ト云事ヲシラス、曲折ナル細道繞り廻テ、登ル事十余町」と記し、必死の城兵ト意気込んだ寄手の軍の間には、負傷者・死者の数を知らずとしている。

この時、長信は下総守信種（信昌の弟、竜造寺純家の養子後の女山多久氏の祖）らと城の西口から、信昌は険しい亀の甲（現、東の原銭亀山か）を越えて、鴨打陸奥守胤忠らと東の搦手から城内に寄せ入るが、ここで長信の家臣、成富與六左衛門の戦功が信昌の称讃を受けている。

城は陥落して鶴仁王と於安は無事奪還され、佐賀に連れ帰った。八月二十二日のことである。翌二十

三日、隆信は使札をもって長信の軍功を褒賞している。九月に入って、隆信は長信に多久の地を与え、梶峰城主とした。これが水ヶ江竜造寺第四世長信の多久支配のはじまりである。多久は尚周辺を有馬・平井・後藤・波多・鶴田氏らに囲まれていたので、隆信はこのあともたびたび「聢と城番然るべく候」「境目何事も無く候か」「油断あるべからず候」等との書状を送っており、「昨日堺目にて曲(くせ)仕合候由承り候、兼ても是をこそ申候へ、御油断故此の如く疎早(そそう)の儀候」とその怠慢を諭したりしている。

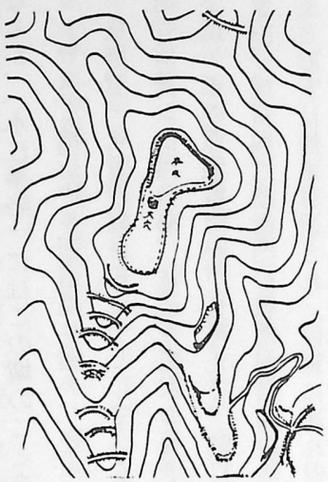

梶峰城跡

元亀元年九月、長信は城を修復し、群臣の居宅を城下に構え、下総守信種を後見役として入城した。この時九月十五日、「水江事略」巻之四によれば、率いた士卒は五百余人、従った士は七十五人として、その名が銘記されている。程なく水ヶ江に残されていた者達も呼寄せられた。新しく仕えた輩の中に、相浦・土橋氏らのように土着の士たちがいた。



梶峰城跡の大穴



梶峰城跡を西方より望む

同年十二月、長信は近習の者少数と水ヶ江に行き、芳岩夫人と嫡子彦仁王を連れての帰途、自領荻野村（現佐賀市）に宿をとった。それは村長前山美濃守の屋敷であったという。ここに以前八戸神代氏にくみして隆信・長信に一族を討たれた怨みをもつ小柳弥藤左衛門・稲崎主水という者がいて、多人数で宿舎に夜襲をしかけたが、前山・田中・高取・野田・百武・河副・古賀・池田・橋本ら里人が馳けつけて、それぞれの得物で防戦し、撃退した後も長信らの周辺を警固して翌朝出発した。ところが小柳・稲崎らは途中森川という所に待伏せて再び一戦に及んだ。はげしい戦いのあげく、二人を討取ることができたが、この時の荻野の郷士の働きが長信らに賞揚された。長信の子安順の代になって、前山一族を村司とし、その時、功あった者の子孫十一氏を咾と定められたと伝えられる。

5　元亀・天正の頃の志久峠

・志久峠を境にして、後藤貴明と長信勢は互に隙を窺い合っていたが、元亀二年十一月、志久村の住人岩永厳四郎を案内者にして岡川のあたりまで出張った。多久側の士、北村掃部はこの岩永を討つべく狙っていた。この二人のことを「水江事略」には

「其比、北村ハ岩永ヲ伐ント志シ、岩永又北村ヲ心懸、不敵ノ両士互ニ白眼合フテ居ケルカ、或時両人志久峠ニ出合、互ニ其武辺ヲ称美シ、具足ヲ脱テ取替ハシ、是ヲ着シ、透（隙）間アラハ討取ラント志シケレ共、互ニ手ヲ出スヘキ詮ナク、高笑ヒシテ別レシトナリ、其具足今猶家ニ傳フト云」

と記している。岩永は志久峠で、物見に出た多久方の臣野田與七郎に出合い、若年の野田は討たれ、その死屍が放置されたため、異嗅を漂わせるようになったので、里人が與七郎を悼んで柴を折って掛けてやったことから、志久峠は「柴折峠」とも称されるようになった。岩永厳四郎は後に、徳永八郎左衛門と改めて長信に仕えた。後藤氏と竜造寺氏が和議を通ずる頃のことであろうか。

6 女山一揆

同じころ、多久西の女山（現西多久）に、鶴崎源太左衛門という者がいて、女山・藤河内（現西多久）・中多久（現多久）・志解（現北多久町四下か）岸河（現北多久町岸川）を領して有馬氏に属し、後藤貴明にも内通、山下の柵（現西多久町板屋）を守り、長信をおびやかしていた。源太左衛門には女山の名頭とする七十五人、長尾（現南多久町長尾）の住人の大半がくみしており、他にも野心を抱く者が城を窺っていたが、城中は兵も少く、武備も不如意で打って出ることができずにいた。その時、下鶴（現多久町）の長五人が城方に味方して、城中に兵糧を送った。後にこれを賞して長信は全戸に苗字帯刀を許したという。「兵糧小路」の記念碑は有志の手によって大正十二年四月建立された。ここに、林口孫左衛門・下津留四郎左衛門・毛賀新兵衛・筑地三郎左衛門・西岡対馬の五人の名が刻まれている。

天正元年九月『長信は佐賀の隆信にこの不穏な情況を知らせるべく、藤崎市左衛門を使いに出した。これに気付いた長尾の者が、源太左衛門に通じたので、源太左衛門の嫡子新六らがその帰途を待伏せた。二瀬川のあたりで伏兵を知った藤崎市左衛門は、従者に間道の下鶴をぬけて城に入るよう命じ、「敵ヲ見テ道ヲ避ルハ勇士ノ本意ニ非ス」と八溝街道を通って伏兵と戦い討死した。従者松本半助の通報で、城兵が馳けつけた時は鶴崎新六らは西山（現多久町撰分）を越えて逃去っていた。

十月に入って、長信は西山の谷口進次兵衛に、藤崎市左衛門を討った新六の首を差出すように命じた。進次兵衛は縁に繋る新六を謀殺して命に従ったので、新六の父源太左衛門の怒りに会い、夜討ちをかけられて一族が殺された。進次兵衛はこのことを予知して、幼い息子を妻と共に砂原（現北多久町）のおじの所に預けていた。これを伝え聞いた長信は幼児を城中に引取り、芳岩夫人が養育した。後に谷口弥左衛門と称し、長信に仕え、夫人に殉死した。

また女山に船山大助という源太左衛門の一族がいたが、長信への忠節を示そうと、謀略によって源太左衛門一門を誘い出し、六人を討取った。報復の為大助が質に出していた妻子は磔にされた。娘の名は鶴といい、女山東川土井にある松に懸けて殺されたので、後、松の名を「鶴懸の松」と呼んだという。

鶴崎らと城兵は、その周辺の住民を巻き込んで攻防を繰り返えすものの、天正二年二月、後藤貴明攻略に、隆信が兵を多久に出し、先陣の下総守信種（直茂の弟、後の女山多久氏）は山下の柵を破ったので、鶴崎源太左衛門は武雄に逃れた。一説には馬神峠で信種に打たれたとも伝えられる。後にこの戦いを「女山一揆」と称した。鶴崎の所領は長信に隷属し、女山多久氏の知行となった。

この鶴崎らの抵抗は、隆信も案じたらしく、長信への励ましの書状や、女山衆五人を討取った時、いつもこんな風にいくと油断しないようにと訓戒したりしている。

同年十二月、隆信が平井経治攻略の時、長信も従軍して善戦するが、平井方であって竜造寺氏に味方した杵島郡喜佐木の村長喜佐の木三郎兵衛の導きによる功績が大きかった。三郎兵衛は須古の一間塀で戦死するが、その一子は、須古の残党に見付かることを恐れた乳母の才覚で、北方村に隠れていた。信種はこれを聞いて女山に呼寄せ家臣に取立てた。喜佐木八郎右衛門のことである。

こうして一先ず後藤・平井氏を降したものの、翌三年、後藤氏は再び反し攻寄せるが、長信はこれを討って敗走させた。天正四年隆信は隠居後の居城とする目的で須古城を改築。この材料人夫等について長信の協力を要請して「来る十一日（天正四年一月）、須古に至る普請申付候、志久・焼米・山口・多久の夫丸鍬鎌申付られ馳走肝要候、奉行は西岡丹後入道・福地蔵人可然候……」等多くの書状を書き送っている。しかし西側の境目では、鶴田越前守が再び和議を破って侵していた。守備の兵の激しい戦いの中で、地名を姓とする地士達の善戦が「水江事略」には詳細に記されている。

天正五年正月、隆信の三男家信を貴明の養子として貴明の息女と娶合せて後藤氏の家督を嗣がせ、貴明の子弥二郎晴明は多久の質人にして長信の娘、土寿を室とすることで、後藤氏と和睦が成立した。この謝儀として、七月、貴明は長信に志久村を贈った。

7　志久村多久領となる

長信が多久の城に入って以来、双方の争いの地であったが、ここに長信の属領と決した。晴明と土寿（後の真光院）の婚礼は天正七年行われ、采地として、久保田五百町、芦原八十町・藤津郡の内数十町が封ぜられた。貴明は杵島郡芦原に隠居し、天正十一年八月二日、五十二歳で没した。

隆信は天正八年家督を嫡子民部大輔鎮賢（政家）に譲って、須古の城に隠居したといわれるが、その年月は一定していない。世に二島五州の太守と呼ばれ、竜造寺氏の全盛の頃であった。この時一門の主なる者の領地は

一　知行　八百七十町　竜造寺長信
一同　千五百七十町　式部左衛門家晴
一同　五百三十町　鍋島飛驒守信昌
一同　千七百町　江上又四郎家胤
一同　千三百町　後藤善次郎家信

と、「水江事略」には書き出されている。

この年、鍋島飛驒守信昌の息女千鶴が、長信の嫡子賢康（後の家久・安順）の室となるべく多久城に迎えられた。十二歳であった。賢康は翌十年、六郎次郎家久と改め、龍造寺与兵衛尉として知られている。慶長十三年（一六〇八）、駿府城の普請の課役を勤めている時、多久長門守を名乗って、近世におけ

る多久氏の初代となった。後の安順である。以来水ヶ江龍造寺氏は多久姓を称することとなった。

隆信戦死という、一族最大の打撃を受けた天正十二年三月二十四日の、有馬鎮貴・島津家久との島原での合戦に、長信は隆信の命で梶峰城に残り、病体であった家久は後陣に加った。下総守康房（信種）は大物頭として先陣にあったので、敗戦の中で討死した。時に二十一歳の若い家久は、敗走する味方の軍の中から、頻りに敵方に向って進んだので「側に付き従っていた成富又左衛門が馬の口輪を取って引戻そうとすると、家久は挙（こぶし）を握って又左衛門を打ち、なおも引返えそうとするのを、福地蔵人・西岡覚右衛門・中島彦左衛門・木下進士允らが馳け塞って押立て、海から船で漸く脱出させた」という。

8 太閤検地

天正十五年四月『大友氏の懇請により九州入りした豊臣秀吉は、島津討伐のための陣を構えるが、政家・直茂・家久もこれに加っている。秀吉は隆信らの母慶闇に手紙を送って「島津は隆信の仇なので、島津一類の首をはねられ、いよいようっぷんをはらせられるべく」と述べている。そして五月八日、島津は秀吉に降服した。この恩義によって、長信・家久父子は名護屋城築城に人夫・資材等積極的に協力した。

天正十七年、佐賀領内にも検地があった。「水江事略」「水江臣記」によれば、「物成究之検者」三人が武雄を済ませて多久に入り、八つ成を決めて帰っていくのを、南里三郎左衛門と吉岡平左衛門は追駈けて、洒肴で饗応シ「多久ノ領は、其土地深山幽谷ノ間ニ狭マリ、元ヨリ良田少ナシ、然ルニ貴方等ハ里

目一通ヲ巡見シテ八ツ成ニ定メラル、誠ニ以テ当ラサル」と、このまゝでは軍役も勤まらないと六つ成に減免してもらい、さらに直茂に直訴して山成を免除してもらった。

天正十八年三月七日、秀吉より長信に知行安堵の御朱印を受けた。「水江事略」によれば、

「　小城ノ内
多久　別府　納所　北浦　深河　江里山　初田ヶ里
杵島郡ノ内
志久　北方　医王寺　福母　喜佐ノ木　大渡　焼米　山口　砥川（後小城郡）　椛島
佐賀郡ノ内
尼寺ノ内　上嘉瀬　荻野　八重　真木　木原　竹藤　南里　新郷　鹿子
三根郡ノ内
矢俣
以上都テ高知行三萬二千八百餘石ナリ
此時五成　本禄一万六千四百餘石ナリ」

とある。この五成は前年の検地から押して理解し難いが例えばの意味であろうか。このうち大まかにいえば佐賀郡・三根郡の内は水ヶ江竜造寺伝来の地であり、杵島郡は後藤・平井・小田氏らとの確執の中から得られ、多久・別府・納所は前多久氏らとの関りからとされているが、別府は大永四年（一五

二四）小城の千葉興常が、竜造寺家和に安堵しており、その規模は「小城郡別府百廿町、此内岩部分廿町除いて」とある。また「水江事」によれば、「木原・竹藤・矢俣・小楠・江里山・初田ヶ里・焼米」の一千餘石は、慶闇の死後長信に譲渡されたものと記されているが、鍋島加賀守直茂（信昌）が慶闇に宛てた消息文「當御ちきやうふんの儀、てん理さまへ御ゆつりあるへきのよし候、尤しかるへく存じたてまつり候」を見れば、明細は不詳であるが、直茂のとりもちにより、まだ慶闇が生きているうちに、長信に相続されたのではなかろうか。天正十八年の安堵状はそれを裏付けているように思われる。

この年長信は五十歳。剃髪して法名を天理と号し、家政を嫡男家久に譲った。長信の治下における行跡は詳らかでない。そこで領内の社寺由緒の中に散見するものを拾えば、大永年中に竜造寺家兼（剛忠）が別府荒平山に創建した別府八幡宮を、曽祖父の志を継いで尊崇するが、山が峻しいので不便であるからと、永禄年中に別府駅南に遷座した。また構内東の原の若宮八幡宮は元亀三年再興。下多久の高野大明神が兵火で焼失していたのも、天正二年再築してもとに復した。この二社は鎌倉の家人多久太郎宗直が、建久年中に創建したものであった。寺院では城の鬼門に聖光寺（真言宗）を建立。桐野山妙覚寺への寄進などがある。江北の上山口村の山口大神宮も長信の再建とされている。

慶長四年、長信は朝鮮出陣から無事帰国した家久への心願成就の礼として、若宮八幡宮へ下鶴の田一町三反を寄附するが、同年九月二十日に高野大明神の、翌二十一日に若宮八幡宮の猿楽を、新庄村の美麗という楽人に行わせた。この催しは以後恒例となって毎年この日に行われ、以来美麗には荻野村の米三石が与えられることとなった。

翌年三月一日、母慶闇が水ヶ江東の館で率去。九十二歳であった。鹿子の流長院に埋葬された。流長院は後に般若山慶闇寺と改められた。

長信の跡を嗣いだ竜造寺与兵衛尉家久が、多久長門守と改名するのは慶長十三年三月であったが、既に鍋島氏の佐賀領掌が固っていたからであろう。同十六年一月、直茂の嫡嗣勝茂の命によって、鍋島氏財政救援のための最初の三部上地が行われており、「水江事略」によれば、安順（家久）は十七ヶ村、地米四千九百餘石を差出した。慶闇から譲られた地も、「焼米」をのぞいてこの時すべて佐賀領となった。

翌十八年十月二十六日、「水江事略」には梶峰城にて長信逝去とあるが、慶長五年の一国一城令で既に梶峰城は廃城となっているので、恐らく今日元禄十五年作製の絵図に見える、梶峰山裾の「天理さまおやしき」で亡くなったと思われる。時に七十六歳。殉死者四人。「水江臣記」によれば石田軍兵衛・土橋式部・早田杢左衛門入道長栄・江副十郎左衛門入道意順らであった。慶闇寺に葬られた。晩年の長信には、若年の頃千人切りなどをしたという面影はない。隆信の没後戦場に出ることもなく、文禄・慶長の役も家久にゆだねて、ただ乱世の結着を見届けていたように見える。この長信の死はまた、水ヶ江竜造寺氏の実質的な終えんをも意味するものであった。

年表

西暦	時代	郷土事項	国事項
前五〇万年	旧石器時代		○ 原人
前四〇万年		○ この頃、氷期の海面低下で日本列島は大陸とつながり揚子虎、犀、熊などが移動する	アジア、アフリカ、ヨーロッパに原人が生息する（北京原人、藍田人、直立猿人、ハイデルベルク人）
前三〇万年			○ 宮城県大和町の中峰遺跡で一四万年前～二七万年前の前期旧石器の小型剝片石器・キリ・スクレイパーが出土したと同県教育委員会発表（佐賀・朝日・毎日新聞）
前一五万年～三万年		○ この頃、海面の水位上昇して郷土の現海抜三〇㍍近くまで海面下となる（筑摩年表）	○ 旧人 アジア、ヨーロッパ、アフリカに旧人 ▽愛知県豊橋市牛川町出土の牛川人は旧人に属すると言う。 兵庫県 明石遺跡 愛知県 中川原遺跡 栃木県 葛生遺跡
前一〇万年		○ この頃、有明海の水位五〇㍍低下し	○ この頃から粗型ハンドアックス剝片

前一万七千年	旧石器時代	○ て郷土は大陸と陸続となりオオツノシカ、野牛などの動物が移動して来る この頃、最後の氷期ビニルム氷期に入り海面は一五〇㍍以下に低下する（右、以上、日本旧石器文化、筑摩年表）	○ 尖頭器、スクレイバーなど日本最古の石器が使われ始める ▽大分県 早水台遺跡 栃木県 星野遺跡下部文化層 群馬県 岩宿遺跡ゼロ文化層（右、以上、日本旧石器文化、筑摩年表） この頃から世界に新人が現われるホモサピエンス、クロマニョン人など ▽中国、周口店山頂洞穴人
前三万年		○ 郷土の石器使用遺跡 ・尖頭器（安山岩） 多久市茶園原三年山遺跡、・尖頭器（安山岩） 大町町鬼ヶ鼻遺跡、・刃器（黒曜石） 伊万里市鈴樋遺跡、・細石器（黒曜石） 伊万里市白蛇山遺跡、・細石器（黒曜石） 北松浦郡吉井町福井洞穴 この頃、細石器を複数個、骨、木製の軸に植つけた組合せ利器が普及する	○ この頃から世界に新人が現われるホモサピエンス、クロマニョン人など ▽中国、周口店山頂洞穴人 この頃、丘陵や段丘で人が生活を始め石器生活をする ナイフ型 石器 切出型 石器 台型 石器 尖頭型 石器 スクレイパー（日本旧石器文化）
前一万七千年	石器時代	○ この頃、唐津湾にもナウマンゾウなどが居た ナイフ形石器 姫方遺跡 中原町、	○ この頃、海面上昇し朝鮮海峡、津軽

	西暦	時代	郷土事項	国事項
早期	前七〇〇〇年	縄文時代（先土器時代）	刃器　老松遺跡　三日月町 （右、以上、日本旧石器文化、筑摩年表）	○
草創期	前八〇〇〇年			
	前一万年		（細石刃） 唐津市枝去木、牟田辺、辻遺跡 伊万里市東山代辻堂遺跡 多久市綿打遺跡 嬉野町大野原遺跡 唐津市佐志笹尾遺跡 武雄市南樽崎遺跡 （細隆起文土器、爪形文土器） 玄海町今村遺跡 （右、調査報告書）	○
	前一万二千年			○
			弓矢の出現によって黒曜石による石鏃の制作始まり伊万里の腰岳から、宮裾、椛島、久津具、志久に運ばれたと考えられる	○
				○

海峡が出現する

この頃、北海道から東日本地域で大型の磨製石斧が使われる
（右、以上、日本旧石器文化、筑摩年表）

この頃から縄文土器文化始まる
隆線文を持丸底鉢型土器や細石器や有舌尖頭器が旧石器時代末と同様に使われる
（隆線文土器）
長野県須坂市小屋洞穴遺跡
（爪型文、豆粒文土器）
長崎県吉井町福井洞穴遺跡第二層
同　佐世保市福泉寺洞穴遺跡
（隆線文、櫛目文土器）
伊万里市白蛇山岩陰遺跡
（同調査報告書）

弓矢と石鏃の使用が始まる
（筑摩年表）

この頃、竪穴住居が作られ小集落が

		縄文時代	郷土事項	国事項
前期	前四五〇〇年			
	前三〇〇〇年	○	縄文前期遺跡（曽畑式土器、塞ノ神式土器） 唐津市西唐津海底遺跡 相知町千束遺跡（竪穴住居跡） 伊万里市波多津町筒井遺跡 前三五〇〇年頃、有明海の水位が現在の水位とほぼ同じとなる （筑摩年表）	○
中期		○	縄文中期遺跡（並木式土器阿高式土器） 伊万里市山代町辻ノ堂遺跡 武雄市南楢崎遺跡 肥前町新木場の上場遺跡 （同調査報告書）	○
	前二三〇〇年	○	この頃から稲作が始まる（唐津地方） 唐津市、菜畑遺跡 （同調査報告書）	○
		○	この頃、 西有田町坂ノ下遺跡でアラカシなどの堅果の貯蔵穴が作られ編籠などが使用される	○

形成され始める
（筑摩年表）

海面上昇して海水が谷奥まで入り関東、北海道では現在の海岸線より五〇㍍奥に貝塚が出来る
（右、各の調査報告書）

この頃、丸木舟の使用や木工技術が発達する。また漆の使用が始まる
（漆）福井県　鳥浜遺跡
（同）千葉県　加茂遺跡

南九州に廣く阿高式土器が分布し種子島の西表市国上大田遺跡にも出土

熊本県下益城郡城南町、阿高貝塚を始め九州全域で多量の滑石粉末を含み太い曲線的な凹線で飾られて縄文文様のない深鉢形の阿高式土器が製

西暦	時代	郷土事項	国事項
前二〇〇〇年	晩期	○ 縄文後期遺跡（鐘ヶ崎式土器、西平式土器後領式土器）（同調査報告書） 大和町今山遺跡 三日月町東分遺跡 唐津市浦幸多里遺跡 縄文晩期遺跡（黒川式土器、山ノ寺式土器、夜臼式土器） 大和町野口遺跡 三日月中学校庭遺跡 唐津市枝去木の女山遺跡（右、調査報告書）	○ 作使用されるようになる 細く流麗な磨消縄文帯のある土器（鐘ヶ崎式土器）が福岡県宗像郡玄海町上八貝塚などで使われる ○ 大分県大野郡朝池町草木洞穴遺跡で抜歯の風習がある ○ 凸帯を口縁や肩にめぐらした精製、粗製の土器が作られる（山ノ寺式土器） 福岡市板付遺跡で畦畔のある水田で水稲耕作が開始され縄文時代は終りをつげる（右、筑摩年表）
前一〇〇〇年			○ 弥生時代板付式土器 この頃から西九州に本格的な水稲耕作が始まる（板付遺跡調査報告書）
前二〇〇年頃	前期	○ 「弥生時代の文化と生活」 この頃、湿地に水田が営まれる。収穫の用具として石庖丁が使われる ○ 弥生式土器の製作と使用が始まる ○ 青銅器や鉄器を使用するようになる 甕棺墓、椛島山、山頂に祭祀を伴う石列を施した甕棺墓と祭祀用筒形土器を埋葬する	○ 銅剣、銅矛、銅戈などの細形器が渡来する（筑摩年表）

紀元前後	時代		
一四	弥生時代 中期	○ この頃、椛島で板付式土器が使用される	○ この頃、倭人百余国に分かれ一部は漢の楽浪郡と交渉を持つ（漢書地理誌）
二五		○ この頃、環濠集落が営まれる この頃、椛島に連弧文明光鏡の前漢鏡が渡来する	○ 中国の王莽、貨泉を鋳造する（但し漢書王莽伝には二〇年） この頃から西日本で銅矛、銅剣等の青銅製武器の製作が始まる（筑摩年表）
五七		○ この頃、東宮裾に巴形銅器、貨泉が渡来する	○ この歳、倭の奴国王が後漢に朝貢して光武帝より印綬を受ける（後漢書東夷伝）
一〇七		○ この頃、椛島山に石棺墓が作られ三種の神器と言われる前漢鏡、素環刀子、曲玉が埋葬される この頃、椛島や宮裾で稲作が営まれていた この頃、三日月の土生遺跡や、久蘇遺跡では木製の鋤や鍬が使われる（佐賀県史） この頃から急速に石器の使用が消滅して鉄器が普及したと言われる	○ この歳、倭国王、師升ら後漢に生口百六十人を献ずる（後漢書、東夷伝）

西暦	時代	郷土事項	国事項
	後期	この頃から甕棺墓が少くなり土壙墓や石棺墓が多くなる（筑摩年表）	この頃、国内で仿製鏡が作られる（筑摩年表）
一八四〜一八八	弥生時代	この頃の集落跡と考えられる場所 久津具、殿町、揚げ、岩崎 東宮裾　陣の内、柳町畑、山伏堂 北方　館の町裏 馬神　番通田の溜池内 木ノ元　門田 椛島　東辺田、立番所、びわ崎 芦原　くちふる山、津山谷 西宮裾　馬場（集収遺物より）	この頃、倭は韓、濊と共に朝鮮の弁韓、辰韓の鉄を採る（魏志韓伝） この頃、倭国大いに乱れ国々が相戦う（魏志倭人伝） この頃、倭の諸国、卑弥呼を共立して連合の盟主とする（魏志倭人伝、東夷伝） 後漢、中平の紀年銘を有する鉄製の大刀、天理市櫟本町東大寺山古墳より出土 六月魏、景初三年 女王卑弥呼、大夫の難升米、次使
二三九			

二三九			
二四七		都市牛利を帯方郡に遣わし明王に朝献を求める。卑弥子 男生口　四人 女生口　六人　斑布二匹二丈を献じる（魏志倭人伝）	12・
三六〇		明帝、卑弥呼に親魏倭王の称号を贈り金印紫綬を与え銅鏡百枚などを賜う（魏志倭人伝）	○
三六九		倭の女王卑弥呼、狗奴国との交戦を告げる（魏志倭人伝）	○
三七二		方形、円形周溝墓が造られ集落から離れる（姫方環状列石墓遺跡） この頃福岡県宗像郡沖ノ島で中国朝鮮との通交に関する祭祀が始まる（沖ノ島調査報告書） 倭と百済の連合軍、新羅を破る（神功紀四九年） 百済の肖古王、七枝刀一口、七子鏡	○ ○ ○
		この頃椛島山頂や追分中尾に縦穴式古墳が築かれる 追分中尾山古墳では鉄器を使い	○

西暦	時代	郷土事項	国事	事項
三九一	古墳時代	工具として蕨手刀子三点、鉄斧一点 農具として手鎌二点、鎌一点 武器として鉄剣三点、鉄刀一点、鉄鏃二点 生活の中に鉄器が使用されていた	○	一面を献じる （神功紀五二年）
四〇〇			○	倭国軍、渡海して百済、新羅を破り服属させる （高句麗広開土王碑）
			○	倭国軍、好太王の五万の新羅軍に破れ任那加羅に追われる （広開土王碑）
			○	この頃から墓道を持つ横穴式の石室が出現する （福岡市老司古墳）
四〇四			○	倭軍漢江を渡り帯方郡に侵入高句麗軍に撃退され倭寇潰敗する （広開土王碑）
四三〇	古墳時代		1・	倭国王、宋に使を遣わし方物を献じる （宋書文帝書）
			○	倭国王済、使を遣して奉献し安東将軍倭国王を授ける （宋書倭国伝）
四四三			○	畿内の古墳に横穴式石室が採用される

四五一			○	倭王済、慕韓六ヶ国諸軍事安東将軍倭国王を賜わり二三人に軍部を与えられる （宋書倭国伝）
四六〇	古墳時代		12・	倭国、使を遣わして方物を献上する （宋書孝武帝記）
四七一			○	辛亥年七月の紀年銘を有する鉄剣が作られる （埼玉県稲荷山古墳）
四七八			○	宋の順帝、倭王武に使持節都督倭、新羅任那、加羅、秦韓、慕韓六国諸軍事安東大将軍倭王を授ける （宋書順帝記）
四七九			4・	百済の文斤王没し、天皇昆支王の子米多王を送還し東城王とする （雄略紀二三年）
			8・	雄略天皇没、星川皇子反乱し誅殺され、星川皇子に加担した吉備上道臣ら責められる。征新羅将軍吉備臣尾代の率いる蝦夷五百人が吉備国で反乱する （雄略記二三年清寧紀前記）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
五一五	(継体) 九	○この頃から須恵器が使われる	○物部連至が率いる倭国軍、帯沙江で伴跛国軍に敗退する (百済本記) ○この頃、墓室内に彩色壁画をもつ装飾古墳が出現する (筑摩年表)
五二七	(継体) 二一		○近江毛野臣、任那復興のため六万の兵を率いて出発、築紫国造磐井、新羅と通じて反乱、火、豊によりて毛野臣の軍をはばむ (日本書記)
五二八	(継体) 二二	○この頃、向野須恵器窯の製品が出来る	○大将軍物部、麁鹿火、磐井斬殺され磐井の子筑紫君葛子、糟屋屯倉を献ずる (日本書紀)
五三五	(安閑) 二		○この頃から石人石馬を持つ古墳が急速に衰退する ○勾舎人部、勾靱部を置く (日本書記)
	(欽明) 四		○筑紫、豊、火、播磨、備後、婀娜、阿波、紀、丹波、近江、尾張、上毛野、駿河の国々に二六の屯倉を置く

西暦	年号	郷土事項	国事事項
五三六	(欽明) 五	○この頃、古墳群が築造される	○諸国の屯倉の穀を筑紫郡津に運ぶ (日本書紀)
五三七	六	○「古墳時代の住居集落として考えられる場所」(集収遺物より) ・焼　米—焼米、溜池北岸一帯 ・追　分—ゆるぎ谷、中尾谷、たんとん谷	○任那回復のため大連大伴金村その子磐と狭手彦を遣わし狭手彦任那を鎮め百済を救う (日本書紀)
五三八	七	・掛　橋—牛丸、大日、烏川内谷 ・木ノ元—高見、門田、辻畑、辺田 ・高　野—駄飼場、西谷、犬丸の園	○百済の聖明王、仏像と経論を献じる、佛教の伝来 (元興寺縁起)
五五二	一三〜二一	・北　方—犬神、館 ・久津具—清川、殿町 ・医王寺—かいらぎ谷、辺田 ・芦　原—津山、やくじょう、久治浦(くちふる)	○百済の聖明王、釈迦仏像、経論を献じる、疫病起り、物部尾輿、中臣鎌子、仏像を難波の堀江に流し棄て伽藍を焼く (日本書紀)
五八六	(用明) 元	・椛　島—エゲン、じちゅう、辺田、ひわ石、五ノ坪、立番所	○天皇病気平癒を祈り法隆寺建立を発願する (法隆寺薬師像の銘)
五八七	二	・永　池—箕具山西平原と永池谷、勇猛寺山	○泊瀬部皇子、厩戸皇子が物部守屋を滅ぼす (日本書紀)
五九三	(推古) 元	・東宮裾—立山谷、御子園、陣内、桜木、大園 ・西宮裾—西浦の内まいじょう向野山の南西、萩ノ尾谷、大	4・10　聖徳太子(厩戸皇子)摂政となる (日本書紀)

西暦	年号	郷土事項	国事項
六〇二	（推古）一〇	西谷	10・　百済僧観勒、暦本、天文地理本、遁甲、方術の書を伝える（日本書紀）
六〇四	一二		4・3　聖徳太子、憲法一七条を作る（日本書紀）
六〇七	一五	○この頃、推古天皇、大連泰河勝をして志久峠を開く（狭布の山路を開）（和漢三才図絵）	7・3　小野臣妹子を隨に派遣し国書に「日出づる処の天子書を、日没する処の天子に致す恙無きや」と記し煬帝を怒らせる（隨書倭国伝）
六二二	三〇	○この頃、官道の整備がされる	2・22　聖徳太子斑鳩宮で没す（法隆寺金堂釈迦如来像銘）
六四五	元		6・12　大兄皇子中臣鎌子らと蘇我入鹿を暗殺する（日本書紀）
六四六	二		1・1　改新の詔が出る（日本書紀） ・公地公民の原則 ・行政組織と交通軍事の制 ・戸籍、計帳班田収授の法

西暦	年号	郷土事項	国事項
六五二	白雉　三	○この頃から条里制の地割が始まる。（坪名）宮裾、北方、医王寺、芦原、椛島、永池、大渡、掛橋、高野	・調等の税制
六五九	斉明　五	○この頃から戸籍の篇さんを進める	3・19　宮司の屯田を廃止（日本書記） 3・22　薄葬令、身分によって夫役の人数などを規制する ・婚姻、奴婢、祓除の制を定める（日本書記）
六六二	天智　元		8・14　百官を定め、位階を定める事を詔す（日本書紀）
六六三	二		1・　班田収授完了（日本書紀） 7・3　第四次遣唐使を派遣、唐は戦争準備のため使を長安に幽閉する。伊吉博徳この事を記す（日本書紀） 3・　高句麗日本に救援を求む（日本書記） 3・　上毛野君稚子、阿倍比羅夫らに命じ兵二万七千を率いて新羅の征討に向う（日本書記）

西暦	年号	郷土事項	国事項
六六四	天智 三		8・27 八月二十七日～二十八日にかけての戦で日本と百済軍、白村江で唐、新羅軍に惨敗する。百済滅びる（日本書記、旧唐書、三国史記）
			○ この年、対島、壱岐、筑紫に防人、烽火を置き大宰府防衛のために大堤を築く（日本書紀）
六六五	四		2・ 百済人男女四百余人を近江国神前郡に移す（日本書紀）
			8・ 筑紫国大野城、椽（基肄）城を築く（日本書紀）
六六七	六		3・19 都を大津宮に遷す（日本書紀）
六六九	八		○ 百済の亡命者男女七百人を近江国の蒲生郡に移す（日本書紀）
			2・ 戸籍を作る「庚午年籍」（日本書紀）
六七〇	九		○ この年水碓を作りて治鉄する（日本書紀）

西暦	年号	郷土事項	国事項
六七一	天智 一〇		4・25 辛卯日に漏剋を作り始めて候時を知らせる（日本書記）
六七二	天武 元		6・24 大海人皇子、東国へ脱出するため吉野を出発し、壬申の乱が始まる（日本書紀）
六七七	六	○ 公地、公民制の原則が厳しくなる（日本書記）	9・30 己丑の日に浮浪人を本土に送り還った者が又浮浪すれば行先でも双方に課役せよと詔を出す（日本書記）
六七八	七		10・26 己酉の日詔して、内外の文武官に年毎に成績に應じて進階の制を定める（日本書記）
		12・27 ○ 地震 この時の地震は郷土にも及んだものと思われる	12・27 筑紫国で大地震、地裂ること広さ二丈長さ三千丈余り家々多く壊れた（日本書記）
六八〇	九		4・ 大寺以外は官治をしない、また食封ある者は以後三十年にて限度とする（日本書紀）
六八二	一一		7・ 信濃国、吉備国、一同に霜が降り大風が吹いて五穀が稔らない（日本書紀）
六八三	一二		4・15 壬申の日詔して今より後は銅銭を用

西暦	年号	郷土事項	国事項
六八四	天武 一三	「衣服令、結髪の令」 男女、並衣服者、有レ襴無襴、及結紐長紐、任レ意服之。其會集之日、着襴衣而長紐。 唯男子者、有二圭冠一ク、而着二括緒一褌。女年卅以上、髪之結一不結、及乗レ馬縦横、並仕レ意也。別巫祝之類不レ在二結レ髪之例一。 （日本書紀）	4・18 乙亥の日、銀の通用を許される（日本書紀） [4]・5 丙戌の日詔して文武官の兵馬を備えさす、また男女の衣服、結髪の制を定める（日本書紀） 5・14 帰化した百済僧尼など二三人を武蔵国に配置する（日本書紀） 10・1 己卯の日詔して諸氏の族姓を改八色の姓を定め身分秩序の形成をはかる（日本書紀） 10・14 壬辰の日、人定（夜十時頃）大地震あり社、寺、倉住居の破壊数を知れず死傷者多し土佐国千二百町歩の田、海下になり伊豆嶋の西北に二つの島出来る（初島か）（日本書紀） 3・27 壬申の日詔して諸国の家毎に佛舎を作り佛像及び経
六八五	一四		

六八六	朱鳥 元		を置いて礼拝供養を督励する（日本書紀） 11・4 丙午の日詔して諸国の軍の装備を私蔵するを禁止、ことごとく郡家に収めよと命ずる（日本書紀） 12・4 築紫に遣した防人達が遭難して皆衣裳をなくしたので布四五八反を給す（日本書紀） 1・14 難波宮が全焼する（日本書紀） 7・4 壬寅の日に詔して天下の調を半減して悉く徭役を免す（日本書紀） 7・19 丁己の日に詔して百姓の貧乏により借財したものには乙酉年（天武一四年）十二月三十日以前のものは公私に問はず免す（日本書紀） 7・20 戊午（つちのえ）の日改元朱鳥（日本書紀） 3・15 高麗の帰化人五六人を常陸国に置く田を賦す
六八七	持統 元		

西暦	年号	郷土事項	国事項
六八八	持統　二		3・22　新羅の帰化人一四人を下毛野国に置き田を賦生業を安からしむ（日本書紀）
			2・13　丙申の日詔して筑紫の防人の年限が満ちた者は替へよと命じる「養老軍防令」に（丸兵士上番、向京一年、向防三年不計行程）（日本書紀）
六八九	三		[8]・10　庚申の日詔して今冬戸籍を作り。九月を限り浮浪人を糺し捉め、国毎兵士に武事の習得を命じる（日本書紀）
六九〇	四　〇	浄御原令に「造戸籍条」凡戸籍六年一造。起十一月上旬、依式勘造。里別為巻。惣写三通其縫皆注其国其郡其里年籍五月卅日内記	9・1　戸籍を作ることは戸令に依れと命じる（日本書紀）
六九三	七		1・2　詔して百姓に黄色の衣服を奴に皁衣（すみぞめ）を着せよと命じる（日本書紀）

西暦	年号	郷土事項	国事項
六九四	八		5・11　金光明経一百部を諸国に送り必らず年毎、正月に讀めと詔りあり（日本書紀）
			12・6　都を藤原宮にうつす（日本書紀）
六九七	文武　元		[12]・1　瀬戸内の諸国飢饉となる（続日本書紀）
七〇一	大宝　元（3・21改元）		6・8　諸用使を出す「凡そ其の庶務は一に新令に依れ」と令す（続日本書紀）
七〇二	二		3・8　初めて度量衡を諸国に頒つ（続日本書紀）
			10・14　大宝律令を諸国に頒下する（続日本書紀）
七〇三	三　〇	この年不作、大宰府管内の調を半と庸を免ず（続日本書紀）	4・9　諸国印を鋳造し用いる（続日本書紀）
七〇四	慶雲　元（5・10改元）		
七〇六	三	7・28　大宰府管内、旱害風害、甚しい所は調役を免す（続日本書紀）	

西暦	年号	郷土事項	国事事項
七〇八	和銅　元（1・11改元）		8・10　銅銭、和銅開珎を鋳る（続日本書紀）
七〇九	二		1・25　銀銭の私鋳を禁じる（続日本書紀）
			8・2　銀銭を廃止して銅銭のみとする（続日本書紀）
七一〇	三		1・15　大宰府銅銭を献上する（続日本書紀）
			3・10　都を平城京に遷都す（続日本書紀）
七一一	四	○　穀六升は現代の升で一升二合に当たる（筑摩年表）	5・　籾六升を銭一文に当てる（続日本書紀）
七一二	五		1・23　太安万侶、古事記を完成する（続日本書紀）（古事記序文）
		○　銭調が始まる（岩波年表）	○　調庸の銭納を命じ銭五文を布一常に順ずる（続日本書紀）
七一三	六	○　このころ藤原宇合、大宰師に任じられ肥前風土記の編さんを始める（佐賀県史）	5・　郡郷名に好字を用いさせて風土記の編さんを命ずる（続日本書紀）
			○　日向の四郡を大隅国とする

西暦	年号	郷土事項	国事事項
七一五	霊亀　元（9・2改元）		○　土断法を令し百姓の流亡を戒め産業を奨励し浮浪者は浮浪地で課役を課す（続日本書紀）
			○　この年、里を郷と改称し、郷を二、三の里に分ける（出雲風土記）
七一八	養老　二	○　藤津郡より調綿百屯四両を送る（木簡）	2・　大宰府隼人の反乱を告げる（続日本書紀）
七二〇	四		5・　日本書記三十巻完成（続日本書紀）
七二一	五		1・　銀銭一を銅銭二五、銀一両を百銭とする（続日本書紀）
七二二	六	○　銀銭は従来通りとしていた。諸国この年備荒のため晩黍喬麦、大、小麦の栽培を勧められる（続日本書紀）	2・　銀一両を二百銭とする（続日本書紀）
			11・　奴婢に班田を給する、一二才より班田を始める（続日本書紀）
七二三	七	○　この頃から新たに溝池を作り耕地を開墾した者	12・15　太安万侶の銅板墓誌が副葬される

西暦	年号	郷土事項	国事項
		に三代	（奈良市出土）
		既存の溝池で開墾した者は一代	
		懇田の占有を認める三世一身の法始まる	
		（続日本書紀）	
七二七	神亀 四		12・29 渤海国との国交が開かれる
			（続日本書紀）
			○ この年口分田を悉く収めて再班される
			（続日本書紀）
七二九	天平 元	○	9・3 大宰府、調綿十万屯を貢送
	（8・5改元）	「律令、口分田の制度」	（続日本書紀）
		凡給二口分田一者、男二段。女減二三分之一。	
		五年以下不レ給。其地有二寛狭一者、従二郷土法。	
		易田倍給。給訖、具録二町段及四至一。	
		凡田、六年一班。神田、寺田、不レ在二此限一。	
		若以二身死一応レ退レ田者、毎レ至二	○ 日本国の兵船三百艘、新羅を襲う、
七三一	三		

西暦	年号	郷土事項	国事項
		新羅これを破る	
		（三国史記新羅本紀）	
		班年一、即従二収授。	
		凡応レ班レ田者、毎レ至二班年一、正月卅日内、申二太政官。	
		起二十月一日一、京国官司、預校勘造レ簿。至二十一月一日一、捻二集応レ受之人一、対共給授。二月卅日内使レ訖。	
七三三	天平 五	凡官戸、奴婢口分田、与二良人一同。	2・30 出雲風土記成る
		家人、奴婢、随郷寛狭二、並給二三分之一。	（続日本書紀）
		（令義解巻三田令）	○ この頃肥前国風土記成る
			（佐賀県史）
七三四	六	○ この頃、官道や駅が整えられた	1・15 国の等級によって出挙の官稲の数を限定する
			（続日本書紀）
		「律令、駅制」	2・1 天皇、朱雀門で歌垣をみる
		凡諸道須レ置レ駅者、毎二卅里一置二一駅一。若地勢阻険、及無二水草一処、随レ便安置。不レ限二里数一。	（続日本書紀）
			4・7 大地震、圧死する者多し
			（続日本書紀）
七三五	七		

西暦	年号	郷土事項	国事項
		其乗具及蓑笠等、各准所レ置馬数一備レ之。「以下略」（令義解巻七）	11・9 鋳銭師を置く（続日本書紀）
		（註、卅里は現在の約一六㌔）	12・ 大宰府管内に疫瘡大流行しこの年の貢調を止める（続日本書紀）
七三六	天平 八	○ この頃、疫瘡が大流行する	10・22 大宰府の管内の田租を免じる（続日本書紀）
七四〇	一二	○ この年から郡里制から郡郷制に戻る	9・3 大宰少貳、藤原広嗣反乱を起こす 10・23 松浦値賀島にて広嗣とらわる（続日本書紀）
七四三	一五	○ この頃肥前国、国分寺造営される	5・27 三世一身法を廃して位階に応じた限度で墾田の永世私有令を出す（続日本書紀）
七四六	一八		5・9 諸国の寺が百姓の墾田、園地を買、寺地とする事を禁ず（続日本書紀）
七五五		6・24 大宰府官内、諸国から国毎に兵衛と采女を一人づつ貢上させる（続日本書紀）	
七五六		12・20 肥前の国分寺に仏具を下賜される（続日本書紀）	5・2 諸国の田租この年分を免ず（続日本書記）
七五九	天平宝字三	○ 県、犬養吉男肥前守となる	3・24 大宰府、船の不足、東国防人の廃止

		（県史）	による防備不安を訴える（続日本書紀）
七六一	五	7・2 不慮に備えるために、肥前のほか肥後、筑前、筑後、豊前、豊後、日向に初めて甲、刀、弓等を作らせる（続日本書紀）	6・18 大宰府に行軍式を造らせ、新羅征討の準備をさせる（続日本書紀）
七六〇	天平宝字四		3・16 新銭、万年通宝一を旧銭十銀銭、大平元宝一を新銭十金銭、開基勝宝一を銀銭十（続日本書紀）
			11・10 官人を大宰府に遣わし、大貳吉備、真備に就いて兵法を習わせる（続日本書紀）
七六二	六		4・22 大宰府に弩師を置く（正倉院文書）
七六四	八		1・21 大宰大弐の吉備真備、造東大寺長官となる（正倉院文書）
七六五	天平神護元（1・7改元）	○ 営城監佐伯今毛人肥前守を兼ねる（県史）	3・10 大宰大弐佐伯今毛人を築紫城（イト）専知官に任じる

西暦	年号	郷土事項	国事事項
七六六	天平神護二		9・8 新銭神功開宝を鋳造する（続日本書紀）
七七一	宝亀　二		○ 百姓に大麦小麦を作る事を勧める（続日本書紀）
七七八	九	10・23 遣唐使第三船が小値島に帰る（続日本書記）	1・21 大宰府の管内大風（三代格）
七八二	延暦　元（8・19改元）	○ 紀眞木、肥前守となる（県史）	12・4 公廨の濫費を戒める（続日本書紀）
		○ 甘南備浄野、肥前守となる（県史）	○ 戸籍、田籍を作成する（続日本書紀）
七八五	四	12・9 大宰府管内九国の百姓浮浪人から調庸を徴収させる（三代格）	6・24 諸国の戸口を調べ浮浪人を取締る（三代格）
七九〇	九	8・1 大宰府管内飢饉となり飢者八万八千人（続日本書紀）	4・5 大宰府に鉄冑二千九百余を造らせる（続日本書紀）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
七九一	延暦　一〇	○ 巨勢人公肥前守となる（県史）	3・6 栅定律命二四条を施行（続日本書紀）
七九二	一一		6・7 大宰府管内と陸奥、出羽、佐渡を除き全国の兵士を廃止する（三代格）
七九七	一六	○ この年大宰府管内で浮浪者の取締があり郷土でも実施された。	7・11 公私の集りで男女の同席を禁止（類聚三代格）
			○ 浮浪人を記帳して調庸を徴収する（類聚三代格）
七九九	一八	○ この年西海道十一ヶ国、飢饉のため前年の田租を免除される（日本後紀）	3・14 富士山大噴火起り四月迄続く（日本紀略）
八〇〇	一九	○ この年、崑崙人の伝えた綿種を大宰府管内の国々で栽培する（類聚国史）	10・3 近江国から俘囚六四〇人を大宰府に移し防人とする（類聚国史）
八〇六	大同　元	○ この年、凶作大宰府管内は疲弊はなはだしい（日本後紀）	1・20 諸国に、桑、漆の増殖を奨励（類聚三代格）
八〇七	二		8・9 大宰府管内兵士を削減する（類聚三代格）
八一三	弘仁　四	3・18 新羅人百十人が肥前国小近島に来襲	

西暦	年号	郷土事項	国事項
		○ 基肄軍団校尉貞弓、新羅の来襲を告（日本紀略）（県史）	
八一五	弘仁 六	○ この年凶作で田租三年を免除（日本後紀）	6・3 畿内の諸国に茶を植えさせて毎年献上させる事にする（日本後記）
八一九	一〇	○ 旱魃にて諸国の被害増、飢饉となる（類聚国史）	5・3 空海、紀伊国、高野山に金剛寺を建立する（弘法大師行化記）
八二三	一四	(注) 公営田は大宰大弐の小野岑守が、農民の租税を免除し食料まで支給して耕作させ収穫は全部国庫に収納する直営農業であった。（類聚三代格より）	2・22 大宰府管内の諸国に公営田一万二、〇〇〇町歩を設ける（類聚三代格）
八三四	承和 元（1・3改元）	○ 公廨の班給	5・13 大宰府の公俘を旧に復し、管内六国に班給する（続日本後紀）
八三五	二	7・3 諸国の守介の任期を四年とす但し大宰府と陸奥は旧の通りとする（続日本後記）	1・3 承和昌宝を鋳造する（続日本後記）
			3・14 新羅人の来航に備え壱岐島の徭人、三三〇人に要害を守らせる

八三六	承和 三	10・27 肥前、神埼郡の空閑地六九〇町を勅使田とする（続日本後記）	7・ 遣唐使船が遭難し対島に漂着する（続日本後記）
八三八	五	4・13 肥前の国疫病による死者が多く、造船の労が重るために貧者は田租一年を免除される（続日本後紀）	6・21 大宰府より遣唐使船出発する（続日本後記）
八四〇	七	○ 藤原　〆麻呂肥前守となる（県史）	○ この歳諸国に黍、稗、麦、大豆、小豆、胡麻などの播種をすすめる（続日本後記）
八四一	八	○ 藤原正雄肥前守となる（県史）	12・19 日本後記成る（続日本後記）
		○ 肥前国班田、その後四〇年間班田行われず（県史）	5・ 伊豆、三河国に大地震（類聚三代格）
			8・19 大宰府の曹百四人対馬の防人とする（続日本後紀）
八四二	九	○ 滋原諸成肥前権少目に左降される（続日本後記）	8・15 新羅人の入国を禁止する（続日本後紀）
八四三	一〇	9・ 肥前、飢饉により賑給される（続日本後記）	
八四五	一二	○ 豊井王、肥前守となる（県史）南淵継、肥前守となる	7・21 豊前、豊後、筑後、肥前、肥後の国に医師一人づつ置く

西暦	年号		郷土事項	国事事項
八四八	嘉祥	元		12・5 大宰府から漂流日本人を伴って新羅人が来たと報ず（続日本後紀）
				5・14 大宰府より白亀を献上しこれによって六月十三日に嘉祥と改元する（続日本後紀）
八五二	仁寿	二	7・19 肥前国、豊後国の貧民一万六千余人に課役の免除令が出される（文徳天皇実録）	
八五四		四	4・26 肥前国の百姓課役を一年免除される（文徳天皇実録）	11・30 斉衡と改元される
八五五	斉衡	二	○ 仲嗣肥前守となる（県史）	5・23 地震により東大寺大仏の首が落ちた（文徳天皇実録）
八五六		三	○ 滋野善根、肥前守となる（県史）	3・ 漂着した新羅人三十人に粮を与えて帰国させる（文徳天皇実録）
八五七	天安	元	○ 内薬正待医、物部廣泉、肥前の介を兼ねる。（県史）	6・25 対馬島の郡司、卜部川知麻呂が三〇〇人を率いて島守立野正岑を襲い殺す（文徳天皇実録）
	（2・26改元）		○ 富野平麻呂、肥前権介となる（県史）	

西暦	年号		郷土事項	国事事項
八五八	天安	二	5・1 ○ 藤原、有蔭、肥前守となる（県史）	5・1 大宰府の管内九州二嶋大暴風雨（文徳天皇実録）
八六一	貞観	三	○ 橘忠宗肥前守となる（県史）	3・14 東大寺大仏の修理落成供養（三代実録）
八六二		四	○ 伴益友、肥前守となる（県史）	7・23 唐商人、李延孝外四二人を大宰府に置く（三代実録）
八六四		六	1・13 毛野朝臣澤田、肥前守となる（三代実録）	5・25 駿河国が富士山噴火を知らせる
			○ 紀朝臣継雄、肥前介となる（三代実録）	7・17 富士山の噴火し熔岩が本栖湖、划湖を埋める
				8・9 諸国の調庸の粗悪を戒める（三代実録）
八六五		七	7・15 肥前国基肄郡の人川邊豊穂、大宰府に注進 同郡の大領山春永が川邊の豊穂に語るところによると次の通り、新羅人、弥資長と共に新羅に渡り兵弩器械術を習、対馬島を撃取らんとする者四五人有 これに与する者 ○	5・13 災疫を防ぐため七条大路、朱雀大路で疫神祭を行う（三代実録）
				8・15 対馬島の銀山開発を始め開発料に大豆百斛、租、地子の穀百斛を充てる（三代実録）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		藤津郡を領する、葛津、貞津	
		高來郡の大領、大刀主	
		彼杵郡の人、永岡藤津	
		右是同謀者也、以上大宰府に名簿を差出す（三代実録）	
八七〇	貞観 一二		1・25 貞観永宝を鋳造（三代実録）
		6・13 杵島の兵庫震動する（三大実録）	2・23 大宰府管内烽燧の調練をさせる（三代実録）
八七一	一三		1・15 壹岐の兵倉鼓鳴する（三代実録）
		12・5 肥前国「木連理一」の制、諸司年終る（三代実録）	8・25 藤原氏宗、貞観式を撰上する（三代実録）
八七四	一六	9・14 唐商人、崔岌等三六人船一艘にて肥前国松浦岸に来る（三代実録）	7・2 薩摩国の開聞岳墳火して灰雨降り震動は百里に及ぶ（三代実録）
八七六	一八	3・9 肥前国、値嘉、庇羅島を合せ値嘉嶋に役所を置き、司は肥前国権官が兼ねる（三代実録）	3・9 對馬島の年粮を、筑前、筑後、肥前、豊前、豊後より送る事を止め壹岐に命ずる（三代実録）
八七九	元慶 三	2・5 肥前国に聳師を置く（三代実録）	9・4 調庸を逃れ京戸に入った近江国野洲

			（三　実録）
八八一	元慶 五	3・14	筑後の国に準じて肥前国に班田を行い公営田を耕作する事、許される（三代実録）
八八五	仁和 元	○	天山神社　正五位下
		○	白石の稲佐神社、堤雄神従五位に昇叙さる（県史）
八九三	寛平 五	5・11	新羅の賊、肥前の松浦郡と肥後の飽田郡に来襲する（日本紀略）
八九四	六	8・	肥前国九州他五ヶ国と共に對馬の防人を出す（類聚三代格）
			郡の百姓一五一人を本籍へ戻す（三代実録）
		9・25	菅原道真、新撰万葉集を撰進する（日本紀略）
		2・23	耕田の数に準じて正税を班學する（類聚三代格）
		4・14	新羅賊對馬島に来襲す大宰府これを討つ（日本紀略）
		9・30	遣唐使の停止を決める（日本紀略前篇二〇）
		9・30	遣唐使を廃止する（日本紀略）
		4・12	新羅使徐善行が、天草に来着し、これを送逐する（三代実録）
		10・20	大宰府に来着の唐商人との私商を禁止する（三代実録）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
八九五	寛平 七	(注)各国々の国衙に集められた官稲の内中央に運ばれるのを正税と言い、そのまま国衙の経費に当るのを雑稲と言う	7・11 諸国に雑稲より先に、正税官物へ補塡を命じる（類聚三代格）
			9・27 新羅賊が壹岐に来襲する（日本紀略）
九〇一	延喜 元（7・15改元）		1、25 菅原道真が左遷されて大宰権師となる（県史）
			6・25 諸国の六府舎人が国司に官物を進上しない事を罰す（日本紀略）
九〇二	二	(注)荘園整理令 ・班田制、田租制、調庸制、国司制の政制の律令を強化する令 ・荘園の整理に関するもの	3・13 国司交替の延期許される（類聚三大格）
			○ 勅旨開田、院宮、官人が百姓の田宅地を買い占有する事の停止令が出される
			○ 延喜の荘園整理令が出される
			○ 班田を十二年に一度とする（類聚三代格）
九一三	一三	11・5 前、肥前守、小野保衡の怠慢を勘解由使に調べさせる（政事要略）	8・29 延喜儀式を編集させる（政事要略）

九一四	延喜 一四	(注)意見封事、律令の問題点を指摘したもの。十二箇条書され、前書に仏教伝来による世俗の問題点を指摘	1・1 前年凶作のために朝貢を中止（日本紀略）
			4・28 三善清行、意見封事十二ヶ条を上奏す
九二五	延長 三		11・1 諸国の調物減少を調べる（扶桑略記）
			12・14 諸国に風土記の提出を求める（貞信公記）
九二八	六	10・5 肥前他の管内五国と共に大帳幷に税帳の勘済は各国でなく大宰府の雑掌が行う（政事要略）	10・11 諸国の乗田に三分法を定め上田をやめる（類聚符宣抄）
			（政事要略）
九三四	承平 四	4・19 肥前国外の大宰府官内六ヶ国の公文勘済を府雑掌をやめて各国雑掌とする（政事要略）	10・19 雷火により東大寺の西塔焼失（日本紀略）
九四五	八	7・26 呉越人、蔣衮ら百人肥前国に来る（政事要略）	1・4 諸国より進上された封事を藤原忠平に検討させる（貞信公記）
九五一	天暦 五	○ 武雄神社の四至実検（県史）	10・30 梨壺に和歌所を置いて、万葉集に訓を施させ、後撰和歌集を選ばせる（本朝文粋）

西暦	年号		郷土事項		国事事項	
九五八	天徳	二	(注)皇朝十二銭 ・和同開珎、万年通宝、神功開宝　(以上奈良時代) ・隆平永宝、富寿神宝、承和昌宝、長年大宝、饒益神宝、貞観永宝、寛平大宝、延喜通宝、乾元大宝　(以上平安時代)		3・25 新銭、乾元大宝を用いる (皇朝十二銭の最後の銭)(日本紀略)	
九九三	正暦	四	○この冬、肥前を含む大宰府の管内に疫病が流行する (本朝世紀)		8・11 疱瘡の流行により大赦を行、調庸を免除する (政事要略)	
九九九	長保	元 (1・13改元)			7・25 新制十一ヶ条を下す (新抄格勅符抄)	
一〇〇六	寛弘	三	○大町庄宇佐八幡宮領となる (県史)			
一〇一九	寛仁	三	4・17 刀伊松浦を襲うもこれを撃退する (朝野郡載)		4・7 刀伊国人、対馬嶋、壹岐に来襲する 壱岐守殺害される (朝野郡載)	
一〇四〇	長久	元 (11・10改元)	5・1 肥前守、藤原定任を殺害した嫌疑人、藤原蔵隆の追捕を大宰に命じる (春記)		6・3 諸国に荘園停止を命じ長久の荘園整理が出される (春記)	
一〇四五	寛徳	二	7・肥前国、宇佐弥勤寺領の綾部の荘を立券して、官物を免除する		○諸国に官符が下されて新しい荘園を立てる事を停止させる	

一〇五四	天喜	二	8・25 藤津郡桑垣、大宰府領となる (宇佐神宮領大鏡)		(石清水文書)	
一〇六九	延久	元 (4・13改元)				
一〇七二		四			(注)延久宣旨桝の「斗」 方、一尺六分 高、三寸六分 (伊呂波字類抄)	
一〇八二	永保	二	○この年、大宰権師、藤原資仲、白河院御領として、佐嘉、蠣久、長尾荘を寄進する (安楽寺草創日記)		8・25 大宰府領、豊後国日田郡の地五ヶ所と、宇佐宮領の肥前国、藤津郡、桑垣二ヶ所と相替える (宇佐宮神領大鏡)	(寛徳の荘園整備令)
一〇九六	嘉保	三	○銅製経筒、滑石製外筒と共に福母仏法に埋経 (同銘)		10・11 初めて荘園記録巻契所を、太政官庁に置き荘園整理の徹底化をはかる (百錬抄)	
一一〇二	康和	四	7・27 西国に大風、大宰府天満宮の神殿が倒れる		8・10 沽価法を定め物価の安定をはかる (百錬抄)	
					9・29 斗升法は長保の例に拠りて定、延久の宣旨桝令が出される (扶桑略記)	
					○この夏諸国大旱魃となる (扶桑略記)	
					10・25 大宰府、唐人の来着を報せ官に奉じ陣座に於いてこれを議す (中右記)	

西暦	年号		郷土事項	国事項
			○この年松浦党の党祖、源久、源勝に波田、石志などを譲与する（松浦大系図）	
一一〇九	天仁	二	8・24 武雄神社に上分田二町八段を図司、郡司、掾、書生、介の諸人が田を寄進する（武雄神社文書）	
一一一一	天永	二	10・27 肥前国、中津荘が観世音寺領と認定される（観世音寺文書）	
一一二四	天治	元	○この年多久の山崎山に埋経あり（同経筒の銘）	6・9 僧良忍、京で融通念仏を始める（史料綜覧五）
一一二六	大治	元	10・7 肥前国の国司京にありて国府に不在のために、肥前国杵島荘を観世音寺領として沙汰出来ぬと告られる（観世音寺文書）	○この年、金国、高麗を服属させる（史料綜覧）
一一二七		二	5・26 肥前国、神崎荘が鯨珠一顆を法王に献上する（百練抄）	5・19 大治の荘園整理令が出る 寛徳以降に新設された荘園を停止し公民が荘園に入り課役を免れることを禁止する（勘仲記）

一一四四	康治	三	1・12 筑後国観世音寺領の大石山北封が肥前の前司の乱行を訴える（東大寺文書、史料綜覧五）	
一一五七	保元	二	10・8 肥前国司、庁宣を下して僧琳譽に河上社座主を命ず（河上社文書）	
一一五九	平治	元	○この年、日向太郎通良、肥前の国で乱を起す（武雄市史）	12・9 平治の乱起る 藤原信頼、源義朝が御所、烏丸殿を襲う（百練抄）
一一六〇	永暦	元	○この春、平清盛命を受けて平家貞を肥前に派遣し日向太郎通良を討つ（武雄市史）	1・4 源義朝、尾張国内海で長田忠致に討たれる（愚管抄）
				3・11 頼朝を伊豆に流す（清獏眼抄、史料綜覧）
一一六二	応保	二	3・23 肥前国司、庁宣を下して河上の五月八日の両会に流鏑馬、相撲、田楽などを復興させる（佐賀県史）	○この年、伊賀国、黒田荘覚任が荘民三百人を引連れて東大寺領の築瀬を襲う（東大寺文書、史料綜覧）
一一六七	仁安	二	8・10 平清盛、杵島郡に大功田を与えられる（佐賀県史）	
一一六八		三	4・15 勇猛寺の倶利迦羅不動明王この日以	

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一一七二	承安　二	前に建立される（同碑文）	
		10・藤原宗明、橘宗友、医王寺に銅造薬師如来像を造立する（同像の銘文）	
一一七六	安元　二	2・長嶋庄内、武雄社の料田二町を成下す、僧覚俊上（武雄神社文書、長嶋荘史料）	
		3・10 武雄社の本司藤原貞門、上分田参町を浮免とされん事を上申し荘内の浮免を募来る処、今年始めて坪を定めて募り申すべしと沙汰される（武雄神社文書、長島庄史料）	
一一八五	寿永　四		3・4 對馬守、宗親光、平氏の攻撃を逃れて高麗に渡る（吾妻鏡）
	文治　元	○八月十四日改元	3・14 源義経、長門国壇ノ浦に平氏を破る（吾妻鏡）
			4・11 平氏壇ノ浦で剿滅の報鎌倉に達する（吾妻鏡）
			7・12 頼朝、院宣を奉し中原久経に命じて鎮西の事を沙汰し、平家没官領に地頭を定補して帰路を命する（吾妻鏡）
			8・17 源頼朝、惟宗、忠久を以って薩摩の島津荘下司職となす（山槐記）
			12・天野遠景を鎮西九国奉行人となし所々の地頭職を授ける（吾妻鏡）
一一八六	文治　二	8・9 海重實の肥前龍造寺村を押妨するを停め、龍造寺季家をして之を領せしめる（大宰管内誌）	7・4 詔して宋銭の通用を停む、米を以って出挙の利を辨償せしめる（法曹至要抄）
		11・16 南二郎季家を源頼朝、龍造寺村の地頭と為し、季家、龍造寺氏を名のる（大宰管内誌）	
		12・10 源頼朝、草野永平をして肥前鏡社の宮司となす（吾妻鏡）	3・17 幕府令して諸国守護人の国領を煩すことを禁ず（吾妻鏡）
一一九三	建久　四	6・2 松浦山代源六郎囲に幕府、地頭職の補任状が下付される（山代文書）	11・8 幕府、東海道に新駅を増置し是日、駅夫の員数を定める
		○大宰府管内の諸国をして宇佐宮造替用途を備せしめる（大宰管内誌）	
一一九四	建久　五	2・25 幕府、恩澤沙汰この日、藤原季家に肥前龍造寺の地頭職の下文を与える（吾妻鏡）	

西暦	年号	郷土事項	国事項
一一九五	建久　六	5・　この月、中原親能を鎮西守護人と為す（吾妻鏡）	
		8・25　幕府、肥前の家人をして守護所大番を勤仕せしめる（暦代鎮西要略）	
一一九六	七	2・　この月、肥前留守所、同国河上社の講衆良厳をして一切経会料所を作らしめる（大友文書）	
一二〇四	元久　元	3・22　幕府、中原親能をして鎮西諸国の貢ノ事を勘計せしめる（河上社文書）	
一二〇九	承元　三	4・17　肥前、留守所、佐賀以下六郡をして河上社、八月会の流鏑馬を勤行する（吾妻鏡）	
一二一一	建暦　元（3・9改元）	4・17　肥前留守所が河上神社南門修造料として田地を寄進する（河上社文書）	11・20　これより先、諸国の国衙、守護人の懈怠に依り群盗蜂起する事を幕府に訴える（吾妻鏡）
			6・　幕府守護地頭に命じて海道に新駅を設ける（吾妻鏡）

西暦	年号	郷土事項	国事項
一二一五	建保　三	10・2　幕府肥前武雄、黒髪両社の訴を裁き藤原家門を両社の社職とする（武雄神社文書）	2・18　幕府諸国の関、津の地頭に令して船賃の料田を立て旅人の負担をなくす（吾妻鏡）
一二一七	五	12・　大宰府管下の民が全国に漂着する（金国史）	
一二二二	貞應　元（4・13改元）	○　この頃長嶋荘惣地頭中原季時在任（武雄市史）	5・18　幕府、六波羅より代官を派遣して西国の守護地頭の濫妨を糾明する（築摩年表）
一二二五	嘉禄　元（4・20改元）	8・15　肥前国、大風となり潮、陸に上り人畜多く漂没する（明月記）（陽暦九月十五日）	
一二二八	安貞　二	12・2　肥前国、千栗宮が焼亡（大宰管内誌）	7・3　肥前国預所、同国山代の地頭、源固をして値賀五島の惣追捕使となし年貢以下のことを沙汰される（松浦文書）
一二二九	三	2・21　松浦荘内の福永名地頭、石志潔、荘内の曠野開発を願出る（石志文書）	
一二三〇	寛喜　二	8・8　この日大風（陽暦九月十六日）（佐賀県災異誌）	6・24　宣旨を下して米價を定める（百練抄） 7・16　諸国に霜が降る（吾妻鏡）

西暦	年号		郷土事項		国事事項	
一二三三	天福	元		5・29	肥前山代の地頭、源固所領を妻に譲る（4・15改元）	8・15
一二三七	嘉禎	三	○		この年橘公業が長島荘惣地頭となる（松浦文書）	9・1
一二三八	暦仁	元		12・4	長嶋庄の上村地頭職を橘公業より子橘公員への譲状十月二十八日付を幕府より沙汰される（11・23改元）	9・9
			○		この年、将軍家政所、下文に長嶋庄大渡村の地頭職を橘公員に令せしめられる（小鹿島文書）	
一二三九	延應	元		6・27	武雄社の大宮司家門、武雄社、黒髪社職をめぐり、貞永、貞信、實直らと訴論三十数年に及ぶ、この日幕府實直の非論を止めて家門を両社の大宮司とする（小鹿島文書）	4・14
				10・	最勝寺金鋼院の造営の資を肥前国に課す（佐賀県史上）	9・27

西暦	年号		郷土事項		国事事項	
一二四二	仁治	三		10・23	幕府、貢馬を鎮西の家人に命ずる（石志文書）	12・
			○		この頃、後藤直明、温泉里の館を寺として円爾を招いて広福寺を開創する（託摩文書）	
一二四四	寛元	二		6・10	肥前の家人、安徳政尚に違法あり任官の科により領地の三分之二を没収される（寺伝）	2・16
一二四七	宝治	元		2・14	肥前国長島荘の塚崎村地頭職を、藤原氏明に安堵される（任親直明法師仁治三年七月二日配分譲状より）（吾妻鏡）	12・12
	（2・28改元）					
一二四九	建長	元		5・	幕府、京都蓮華王院造営用途を豊前、筑前、肥前、対馬の御家人に課する（後藤家文書）	10・8
	（3・18改元）		○		この年、大町村報恩寺を神師栄尊が建立する（佐賀県史）	
一二五〇	建長	二		7・7	久ち布留村平倉名田之事、（芦原）諸明、給田の五拾町を沽却して他人に（臨済宗神師栄尊年譜）	

西暦	年号	郷土事項	国事項
		賣買した罪科によって給田の拾町は地頭に沙汰し残る拾町を公収される（鎌倉幕府裁許状上）（佐賀県史料集成一八）	
		○	
		これより先、長島庄東福寺住僧良慶、地頭橘公義と東福寺院主職、釈迦寺および正光明寺院主職、久布留村平倉名等の領有について幕府裁決する（橘中村文書）	
一二五三	建長 五	8・27 関東裁許状、岩永三郎重直法師と地頭橘公義と長島庄惣公文名の事及び勢智名の知行について争論を裁決する（橘中村文書）	7・12 幕府、新制一八条を下す（吾妻鏡）
一二六三	弘長 三	8・27 鎌倉に大風あり船泊多く漂泊没して鎮西の貢船六一隻が遭難する（吾妻鏡）	
一二六六	文永 三	8・26 蓮王院領、肥前国長嶋庄の内下村の地頭薩摩十郎公義の子左衛門尉公村と雑掌左衛門尉重幸が相論し下地は蓮花王院に進止する（長嶋庄資料集）	

		11・28 比叡山西塔堂の僧定鑒を肥前に流さる（史料総覧）	
一二六八	文永 五		1・ 高麗国の使者潘阜が大宰府に到りて蒙古の書を呈す（松浦党研究誌三）
			[1]・5 大宰府の守護、少貳資能蒙古と高麗の国書を幕府に送る（一代要記、松浦党研究誌三）
			[1]・18 右書が幕府に到着する（松浦党研究誌三）
一二六九	六		2・19 蒙古に復牒を渡さず外使黒的を帰す（八幡愚童記）
			3・7 蒙古の使黒的及び高麗使が對馬に至り返牒を求めて島民を掠略する（暦代編年集成）
			5・9 幕府、所領の入質又売買または他人に和与する事を禁ずる（新編追加）
一二七〇	七	11・15 肥後の阿蘇山が噴火して大地が震う（史料総覧五）	9・19 蒙古の使者道良弼、筑前今津に到り京に上り国書を呈せんとする、大宰府これを聴かず国書の副本を作り幕府へ送る
一二七一	八	9・13 幕府、蒙古の襲来せんとするを聞、鎮西の御家人に海防を厳重にさせる（島津家文書外）	

西暦	年号	郷土事項	国事項
一二七二	文永 九		（東福寺文書、五代亭主物語）
		2・1 幕府、東国の御家人を鎮西に下着の程を鎮西東方奉行大友頼泰をして諸国の御家人を催して筑前、肥前の両国を警固させる（松浦党研究三）	
			4・3 薩摩国の御家人の延時忠俊、異国警固のため大宰府に上らんとしてその所領を処分する（延時氏文書、松浦党研究誌三）
			5・ 元使、趙良弼の使者、高麗の牒状を携えて来る
		11・30 橘公義、三郎さえもん入道公茂に領地三五〇町の内一二〇町と川古山の半分を譲渡す（小鹿島文書、長嶋荘史料）	
一二七三	一〇		12・11 幕府評定、采邑譲与の明らかでない所領は没収すると定む（新編追加）
		8・3 幕府、肥前、筑前、豊前壱岐対馬の悪党を鎮圧させる（来島文書、筑摩年表三）	
			3・ 元使趙弼、大宰府に来て京に入れず去る（東国通鑑）
		11・16 大宰少貳藤原資能、幕命によって、肥前、筑前、豊前、壱岐、対馬の御家人をしてその名字分限、領主の名を注進するため證文を帯びて大宰府に出府せよと命ずる（山代文書、松浦党研誌三）	
一二七四	文永 一一		1・25 幕府、諸国に令して生魚の交易を禁ずる（今宮文庫文書）
			10・5 蒙古軍の兵三万艨艟九〇〇艘を卒いて對島を寇す、守護代宗助国防戦して死す助国の家臣博多にこれを告げる（八幡愚童記）
		10・ 杵島の白石六郎通泰、松浦の山代諸、小城の千葉頼胤、武雄の後藤氏明、鏡の大宮司草野次郎奮戦して石志二郎戦死する（松浦党研究三）	10・14 蒙古軍壱岐を侵す、守護代平内左衛門経高、防戦して死す（八幡愚童記）
			10・19 蒙古の兵、筑前今津に寇す（一代要記）
			10・20 蒙古兵上陸して百道、赤坂、佐原、箱崎に迫りて矢砲を放つ、少貳経資、菊池武房等が防戦するが利なく退いて水城に據る、経資の弟の景資が元の左副元師劉復亨を射て之を斃す尋で蒙古兵退く大風、蒙古船二百余艘が漂泊する（八幡愚童記）
一二七五	一二		2・4 大宰少貳藤原經資、九州御家人の蒙古警固番役の結番を定める

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一二七五	建治　元 （4・25改元）	11・　元寇により前の上総介北條実政を鎮西に派遣する （暦代編年集成）	4・15　蒙古の使者杜世忠等、国書を以て長門の室津に来る （比志島文書、史料総覧五）
一二七六	二	3・10　幕府九州の将士に令して筑前筥崎より今津に至る海岸に石壘を築かしめ蒙古の襲来に備う八月に至り成工する （深江文書）	9・7　蒙古の使者杜世忠、何文著等五人を龍口に斬る （北条九代記）
一二七七	三	3・21　少貳經資、異国征伐のために出征の旨を武雄大宮司に伝える （武雄神社文書）	3・15　幕府、御家人に令して高麗に出征せんとして鎮西の兵を博多に集める （島津文書）
		12・20　地頭、領家田地屋敷註文 橘中村文書に地名坪名、 一、加井良井里三三坪二段 同　廿三坪二段 同　卅坪一段二丈	6・8　大宰府、使者を幕府に遣して、宋国、蒙古に亡され渡宋の商船が交易を止めて遁れ帰ると報告 （大日本貨幣史）
			6・13　肥前安富荘、地頭に北条時宗を任命 （建治三年日記）

一二七九	弘安　二		一、いわうしなかた江こその、 一、ゆみようし三味田 （長嶋荘資料）
一二八〇	三	12・20　大宰府の守護所、宗像弥松丸をして肥前晴気の地頭職となす （宗像社文書） 8・22　宇佐の氏女志久村の所領を譲る （長嶋荘料）	7・29　元将夏貴、范文虎、その部下周福欒忠書を持って筑紫に至る、幕府元使を博多に斬る （勘仲記） 10・24　関東の武士、蒙古防禦のために鎮西に下向する （帝王編年記、松浦党研究三） 9・13　鎮西奉行神濱築地を築く、深堀時中、博多番役を八月二七日より九月一二日迄勤番する （歴代鎮西要略）
一二八一	四	2・18　大宰少貳藤原經資、幕命により、武雄頼門をして楯石築地上に垣楯を用意する （武雄神社文書） 5・　五月から閏七月にかけて郷土の橘氏後藤氏の一族をはじめ、いずれも元	11・7　大宰少貳藤原経資、異国警固番を十月に一五日間勤める （青方文書） 5・21　高麗の兵船五百余艘が對馬、壱岐を侵す我軍防戦して利なく敵、勝に乗じて宗像沖に進む （八幡愚童記、太宰管内誌）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		高麗の軍勢と戦う（武雄史）	6・5 元、高麗の軍船、志賀島、鷹島、能古島に至る、大友貞親、少貳資能、島津長久、秋月種宗、菊地武房、竹崎季長等が防戦し死傷頗る多し（鎮西要略）
		7・2 龍造寺及び松浦党の士、元高麗の軍と壹岐、浦戸浦に戦う（松浦山代文書、後藤家事跡）	
		[7]・2 大風雨に依りて元の兵船漂倒して元副将以下溺死するもの頗る多し（武雄神社文書）	「一代要記」九日宰府飛脚到來、去朔日（閏七月）大風頓吹而異国兵船悉以漂没了
一二八二	弘安 五	4・25 六波羅、鎮西奉行少貳経資に肥前長嶋荘、上村地頭の橘公康と下村の地頭橘公遠との争を鞫問せしめる（小鹿島文書）	12・ 幕府、遠江守北条為時を博多に遣して防備を厳にする（龍造寺文書）
一二八七	一〇	1・29 鎮西奉行北條時定、肥前の諸士に命じて六結番が交替して博多を警固させる（龍造寺文書、中村文書、史料綜覧）	5・27 幕府、諸人の訴訟の時、祖父母兄弟夫婦孫以外の者の口入を禁ずる（武家年代記）
一二八九	正應 二	3・12 後藤氏、武雄社大宮司その他、神埼荘内に論功行賞として配分地を与えられる（武雄神社文書）	
		○ この年鎮西飢饉となる（筑後鷹尾文書）	

西暦	年号	郷土事項	国事項
一二九二	五	10・7 幕府、左衛門尉薩摩公茂に肥前国長嶋荘下村皮子山半分の地頭職を与う（小鹿島文書、史料綜覧五）	10・1 日本の商船が元の四明に赴いて交易を求める（元史、史料綜覧五）
		○ この頃、肥前の総田数一七、九一八町	10・28 高麗の使者金有成と郭麟が国書を呈す大宰府がこれを鎌倉につげる（師守記）
一二九四	永仁 二	3・6 九州探題、北條兼時、大島文二郎に命じて肥前と筑前に烽火を置く（来島新三郎文書）	6・29 幕府、弘安の役に関する賞罰の詮議を行う（新篇追加、史料綜覧五）
一二九五	三	[2]・3 高野寺に藤原の銘のある三重の石層塔が建立される（同石塔碑文）	5・29 幕府諸国の守護に土地を分付する事の可否を議せしめる（新篇追加）
		4・22 幕府、肥前国藤津荘は聖断たるべきと奏上する（仁和寺文書）	9・ 北條実政を九州探題に補す（鎮西要略）
一二九六	四	2・ 橘氏の中村弥二郎、異国警固博多番役を勤仕する（武雄市史）	○ この年、元の張浩が琉球に来襲して島民一三〇人を捕えて連去る（中山世譜）
		8・ 肥前の国御家人、黒尾社「黒尾」大宮司藤原資門、蒙古合戦の賞を鎌倉に請う（黒尾文書、肥前叢書一）	
一二九八	六	6・11 綸旨を下し肥前藤津荘を仁和寺領と	

西暦	年号	郷土事項	国事項
一三〇〇	正安 二	なさしめる（仁和寺文書）	7・20 幕府、令して宮崎要所の石垣を築かしめる（入来院文書、史料綜覧五）
		○この年、平岡右衛門尉為尚が肥前の守護代官となる（河上社文書、肥前叢書一）	6・24 幕府鎮西に検断職を置く（薩摩藩旧記、史料綜覧五）
一三〇一	三	7・12 幕府、肥前長嶋荘大崎村の領有をめぐり地頭橘公遠と同族橘公綱争論するを、この月下知状を下して公遠の訴を非とする（小鹿嶋文書、長嶋庄史料）	7・5 幕府、所領を入質売買する事を禁ず徳政を行い以前の沽却の地を故主に返さしめる（新篇追加、史料綜覧五）
一三〇五	嘉元 三	○この年武雄社大宮司頼門、異賊警固に博多番役を二六〇日間勤番する（武雄社文書、肥前叢書、一）	11・11 九州探題北條政顯、異賊警固番の参否を糺す（薩藩旧記）
一三一一	応長 元	7・22 これより先、後藤氏の一族秀明、善願、明貞ら塚崎村地頭職の知行について嫡家幸明と争う、この日鎮西探題の北條政顯、裁下状を下し幸明の知行を認める	

一三一四	正中 元（12・9改元）	○この年塚崎の庄が成立する（武雄市史）	9・19 正中の変、後醍醐天皇の討幕計画が発覚して六波羅の土岐頼貞、多治見国長らを殺害し日野資朝、後基を捕える（神皇正統記）
一三一七	元享 二	5・ 宮裾兵衛三郎入道、清水、山浦の田畑屋敷の押領は武雄小二郎の勲功地也と訴えられる（武雄神社文書）	12・25 幕府、赤橋英時を鎮西探題と為す（尊卑分脈）
		11・29 鎮西探題赤橋英時、橘公経に令して神楽米を武雄神社に納める（武雄神社文書）	
一三二五	二	8・29 橘薩摩弥次郎公有、墓崎五ヶ村内岩富名半分を三間坂十郎入道乗願が對捍するを訴える	
		○長嶋庄大崎村の平倉名、勢智名は延應元年九月二十八日以来曽祖父の橘公業より相伝の所領なりと橘弥次郎公有申出る	

西暦	年号		郷土事項		国事項
一三三一	元徳	三	4・10	（鎮西裁許状、橘中村文書、九州荘園史料） 久治布留村左近次郎の女子の夫、執行太郎入道が、仁比山の岩屋寺の山を伐り西米田の弁房勇明に訴えられる	
			7・23	（武雄鍋島文書） 鎮西探題英時宗像氏勝の訴により肥前晴気保名主、丹通信をして裏租を究済せしめる	5・5 元弘の乱起る。幕府長崎高貞らを派遣して僧文観、圓歓を捕える
一三三二	元弘	二	4・21	（宗像文書） たかはしの市の地頭職を沙弥幸蓮息女ひこ一女に譲る	（史料綜覧五）
一三三三	正慶	元	3・17	（小鹿島文書、長嶋荘史料） 幕府方、佐志二郎、値賀二郎、波多源太、多久太郎、高木伯耆太郎討手として向うが平戸の峯藤五は参着せず	3・13 九州探題英時南朝方の菊地武時を討つ
			5・25	（肥前叢書一） 武雄大宮司代藤原幸門ら少貳氏に従い宮方として戦う 少貳貞經、大友貞宗等九州探題、北條英時を博多に攻め英時自殺する	（史料綜覧） 3・14 肥前国彼杵に宮方から早馬到来して江串刑部房、明慶並びに甥の圓林坊、了本坊、千綿の奥に木庭、本庄の八幡宮の錦戸帳を旗にし今富大村を馳廻り宮方に参着を觸廻る （肥前叢書）

一三三四	建武	元	5・1	（深江文書、武雄神社文書、史料綜覧六） 肥前国柄崎荘及び杵島北郷、福母村及び松浦西郷瀬之浦を後藤又次郎光明に安堵される
	（1・29改元）			（建武式論旨、後藤家文書） 5・5 隈之二郎入道西智に長嶋庄内志田村の西一方の地頭職を下知される
				（周防照圓寺文書、南北朝遺文） 8・4 長嶋庄下村の田畑本物返の訴を肥前国衙より勇猛寺大進法眼等に本物返しの訴を参決する
一三三五		二	8・3	（小鹿嶋文書、九州荘園資料） 長嶋庄、徳武六反一丈の地に勇猛寺の坊地六坊あり同田五反二丈中を大門法眼本物を返す
一三三六	建武	三	7・29	（橘中村文書、長嶋荘史料） 尊氏、一色氏に令して松浦貞を撃つ
	延元	元		（武雄神社文書）

			6・29	九州の諸氏、薩摩、周防、肥前肥後、豊前の国人相次いで上京する
				（太平記）
			3・21	松浦連の勲功を賞して筑後下宇治村地頭職の半を賜う
				（松浦文書）
			3・28	新銭を鋳して文を乾坤通宝と云楮幣と竝用さしめる
				（史料綜覧、大平記）
			8・29	安富泰重、肥前国深江村を領せしめる
				（深江文書）
			10・17	肥前守護大友貞載、守護代に令して兵を彼杵荘に出して深堀時通父子の濫妨を止めさせる
				（深堀系図）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		8・20 武雄小宮司小三郎通幸、足利尊氏軍に入り侍所に着到する、次いで八月三十日豊福原にて龍造寺氏と共に合戦する（肥前叢書一）	
		8・24 肥前国太田（小田カ）荘、九條家領となる（九條家文書、南北朝遺文一）	8・9 龍造寺孫三郎季利、筑後国属、尊氏勢の侍所に着到する（肥前叢書）
		○この頃、橘一族の所領支配 ・大崎村＝橘佐渡四郎公高、弥八跡、夜叉童丸 ・上村＝弥次郎入道經蓮、新三郎公拾、弥五郎公高、五郎次郎公春 ・久治布留村＝弥次郎 ・大渡村＝新次郎公政、余七公藤、妙喜 ・木佐木村＝弥三郎公俊、彦五郎公高、彦四郎直平、尼妙光（橘中村文書、長嶋庄資料）	8・18 菊地武敏、今川助時と肥後唐河原にて戦い次いで筑後豊河原に戦う（龍造寺文書）
一三三七	建武四	2・2 足利尊氏、肥前の地頭及び御家人から起請文を徴す（龍造寺文書、肥前叢書）	2・22 宮方の恵良惟澄が肥後甲佐嶽に挙兵（征西将軍譜、史料綜覧六）
	延元二	7・13 尊氏一色範氏に令して肥前三根国郷の地頭職を渋谷重棟に付す（薩摩旧記）	4・3 直義が山代弘に肥前宇野みくりやの内、山代多久島等の総追捕使定使、両職竝に筑後の八院村地頭職を領する（松浦党山代文書）
一三三九	延元四	9・5 一色範氏、後藤浄全の勲功を賞して肥前相知小太郎跡の田地六町の地頭職を与える（後藤家文書）	5・15 一色範氏、深堀時通の一族をして博多を警固させる（深堀系図）
	暦應二	3・16 武雄社大宮司諸久曽女代、藤原通幸博多を警固する（武雄社文書）	6・29 征西将軍懐良親王が伊豫を出発して九州に赴く、後醍醐天皇更に九州を委任（阿蘇文書）
		4・26 一色範氏、尊氏自筆の感状案を相知安に傳えその軍功を褒賞する（松浦文書）	
		8・18 北党の一色範氏が南党を撃たんとして橘薩摩公高の兵を召す（小鹿島文書、長島荘資料）	
		8・24 武雄社の大宮司の諸久曽女代、藤原通幸が博多を警固する（武雄神社文書）	
		9・24 一色範氏が佐留志太郎に令して肥前石動村を地頭の彦三郎等が同村武雄社領を押妨する事を停止さす（武雄神社文書）	
一三四〇	暦應三	9・ 武雄社大宮司代通幸、後藤遠明ら一	

西暦	年号	郷土事項	国事項
	興国　元		7・28　一色範氏、菊池武敏等を撃たんとして筑後に発向する、同国豊福原、竹野本荘、生葉荘に戦う（武雄社文書、石志文書）
一三四三	康永　二	2・17　中橋尼の田畑坪付注文（武雄市史）	
	興国　四	一なかさきかりの一五つほ三たん 一とひなかの卅六のつほ三たん（佐賀県史料集成一八）	3・13　幕府、令して筑後の南軍を撃たしめる（近藤文書、史料綜覧六）
		4・9　一色範氏、筑後の南軍を撃つため龍造寺家政の兵を召す（龍造寺文書）	3・25　大友氏泰の兵、南朝方と肥後鞍嶽山に戦、進んで菊池城を攻める（志賀文書）
		4・20　この日から二十四日にかけて八代庄に於いて奥野、橘佐渡八郎、菊池武敏と共に武家方と戦う（肥後相良家文書）	
		5・29　一色勢又々、竹井城の兵と戦う 武雄社大宮司代通厚、一色氏の軍に属して竹井城の宮方と戦う後藤光明、渋江公重、中村公有ら一色氏に属して戦う（武雄社文書、龍造寺文書）	5・6　沙彌、某、兵を率いて筑後川を渡り宮方の城郭を焼き尋で溝口禅院の城を攻めて之を陥す（入江文書、田原系図）
		○　7・2　一色勢、竹井城を攻めてこれを陥城させる（龍造寺文書、松浦党山代文書、草野文書）	
一三四四	康永　三 興国　五	12・22　一色範氏、肥前東妙寺妙法寺の雑掌訴に依って、後藤義明に令じて神埼荘内寄進地について北弥生永康をして参決する（後藤家文書）	10・19　少貳頼尚、幕府の命を宇治惟時に傳えて肥後木山松丸城の南軍を伐つ（阿蘇文書）
一三四七	貞和　三 正平　二	9・22　この頃、筑後国三潴庄の高良玉垂宮、ならびに大善寺佛神の免田として、木佐木村の田二町が記録される（筑後御船文書）	
一三四八	貞和　四 正平　三	2・30　長田公行、武雄大宮司亀石丸代の藤原道厚、幕府の令によりこの日より三月十三日迄博多警固番を勤める（小鹿島文書、武雄神社文書）	11・5　幕府、肥前の佐志、見留加志浦の田地六反余りを松浦佐志二郎に預ける（有浦文書）
一三五〇	観応　元 正平　五	2・1　足利直冬、橘氏の内田大夫房を招く（武雄市史） ○　2・21　足利尊氏、伊東氏祐の勲功を賞して武藤豊前守の旧領、肥前国杵島の地を与う（伊東系譜、史料綜覧） 3・18　今川直貞、肥前国長嶋庄に出て是の	（上記）肥前国杵島三分一、百七十町を恩賞として伊東氏祐に足利直冬が宛行う（日向記所収、伊東文書、九州中世研究）

西暦	年号	郷土事項	国事項
一三五〇	観応　元	日、武雄神社に詣、十九日志久村の田地を寄進すると上奏する（武雄神社文書）	
	正平　五	3・23 宮裾原の合戦にて武雄大宮司藤原亀石丸、志久村の内田地拾町の安堵を申立る。（武雄神社文書）	3・23 神埼荘執行季幸がこの日、萩ノ尾合戦にて若党四人の内三人討死し一人は庇を蒙り、自身も負傷する（高志神社文書、神埼荘史料）
		○ 同日宮裾の萩の尾にて合戦あり（肥前叢書一）	
		4・15 今川直貞、肥前柄崎荘に来たる、深堀廣綱来参してこれを警固する（深堀文書）	
		4・21 足利直冬が勲功の賞として伊佐早庄永野村内宗像七郎跡福久名三十町、同庄内の武藤豊前入道跡小野村十五町を白石通秀に宛行う（橘中村文書、九州中世研究）	
		5・1 須古城にて合戦、橘薩摩東福寺四郎次郎公世申立軍忠状に中間の孫八が討死を言上する（橘中村文書、長嶋荘史料）	
		○ 今川直貞、肥前柄崎より進み、宮裾の萩ノ尾に陣して地蔵峠志久峠を越えて多久多々良峰に戦う牛ノ尾城を攻落し春日山まで進攻し返して須古城妻山に戦い烏帽子岳に陣を張る（伊万里文書、深堀文書、歴代鎮西誌）	5・6 今川直貞、敵勢、肥前彼杵庄に入るを聞き深堀廣綱をしてこれを撃つ（深堀家記録証文、史料綜覧六）
		9・3 一色範氏、宗像大宮司の勲功を賞して肥前、晴気保内の小地頭職を与う（古證文、史料綜覧六）	7・ 直冬、鎮西の政務を聴と稱して筑前の観世音寺権別當をして宣旨未到の間、権別当に寺務を視させる（観世音寺文書）
		10・19 足利尊氏、相知秀の勲功を賞して相知村内の地頭職を與う（松浦文書）	10・16 直冬、兵を九州にあげ少貳氏、大友氏これに従う（太平記）
		11・7 足利直冬が班島納に塚崎荘の内中村の田地屋敷外の地頭職を与える（斑嶋文書）	
		12・2 一色直氏、少貳頼直の直冬に与したるに依って武雄大宮司亀石丸を招き赤間関に赴かしめんと召す（武雄神社文書）	
		12・7 直冬、斑島納の請に依り其の所領肥前赤木村、塚崎荘、神埼荘、千栗島、筑前岩戸郷、中原の山屋敷及び新恩地を安堵される（斑島文書）	

西暦	年号	郷土事項	国事項
一三五一	正平 六	2・11 一色直氏、武雄大宮司亀石丸をして祈禱する（武雄神社文書）	3・3 幕府、会議を開き直冬を鎮西探題に決定する（暦代鎮西誌）
	観応 二	8・13 足利直冬、武雄社に命じて祈禱させる、武雄社その巻数を捧げる（武雄神社文書）	9・28 一色範光、島津氏久と共に直冬の将今川直貞と筑前、金隈、月隈に戦う（薩摩旧記、深堀証文）
		9・9 少弐頼尚、肥前に入り龍造寺家平、これに属する（龍造寺文書）	
一三五二	正平 七	2・1 直冬、日向伊東祐武に肥前西浦、同宇良の地頭職を与う六十町（日向記所）	11・15 幕府、諸国の守護をして寺社本所領に関する事書を厳密に遵行せしめる達を出す（建武以来追加、史料綜覧六）
	観応 三（九月二七日北朝改元して文和元年）	5・3 足利尊氏が一色直氏をして肥前の敵を撃たしめる（児玉嘉採集文書、史料綜覧六）	1・ 菊池武光、少弐頼尚を援けて筑前浦城についで針摺原に一色軍を敗る（北肥戦記、武雄市史）
一三五三	正平 八	12・25 足利尊氏、波多披の勲功を賞して肥前松浦郡、波多庶子跡と伊万里三郎跡を与える（相浦文書、史料綜覧六）	
	文和 二		
一三五五	正平 一〇	8・18 懐良親王が菊池武澄を率いて肥前に向い肥前国府に入る（木屋文書、史料綜覧六）	3・15 足利義詮、京都の戦捷を田原直貞に報じて直冬の西下に備へこれの討伐をはかる（草野文書）
		9・1 懐良親王、菊池武澄を率いて肥前小城城の一色勢を攻める（木屋文書、史料綜覧六）	10・22 北朝方の大友式部、宇都宮常陸、千葉二郎が南朝方に應じると薩摩に伝わる（薩藩旧記）
一三五六	正平 一一	11・ 橘薩摩東福寺四郎次郎公世朝敵退治のため小城に戦う（橘中村文書）	
	延文 元	8・15 南党の道准と申者、肥前武雄社大宮司の祈禱数巻を贈るに答える（武雄神社文書）	10・25 南朝の島津氏久、大隅加治木岩屋城を攻める（北志島文書、島津国史）
一三五七	正平 一二	10・25 肥前国、ながしまの荘、の蓮与外二名の田地譲渡状に「芦原」くちふるの内 ひらくら里 ながいけ、あんへいの園 たちばなの園、名出る（橘中村文書、県史料集成一八）	9・26 邦民が高麗喬桐を侵す、昇天府興天寺に闖入する、高麗王季云牧、季蒙古等を遣して之を防ぐ（高麗史、東国通鑑、史料綜覧六）
	延文 二		
一三五八	正平 一三	4・2 肥前留守所、国司初任勘料を河上社に課す（史料綜覧六）	4・30 足利尊氏薨ず（公卿補任）
	延文 三		
一三六〇	正平 一五	6・29 北党の宗経茂、南党菊池武興と肥前の横大路、松崎、本告、姉川の諸城	
	延文 五		

西暦	年号		郷土事項		国事項
			に戦う		
		8・22	長嶋庄の津山村「芦原」の田地と山野を、僧ちもん、藤原長命丸に譲渡す。（深堀記録証文）	9・28	懐良親王、肥前妙音寺に同寺領を安堵する（肥前鏡宮古文書）
一三六一	正平　一六	2・28	懐良親王、肥前櫛田宮を修造する（河上社文書）	8・6	是れより先、菊池武光が、少弐頼国等と筑前長嶋山及び飯盛、細峰城等に戦う。是日少弐頼国を油山に破り次で大友氏時、少弐冬資を青柳に攻めこれを追う（太宰管内誌）
	康安　元	10・28	懐良親王、菊池菊童をして河上社領、肥前守山郷の地頭職の押妨を停めせしめる（河上社文書）		
一三六二	正平　一七	8・29	九州探題斯波氏経、班島源次郎の請により肥前の由津利葉三郎跡の満澤の地を管理せしめる（班島文書）	8・7	斯波氏經、大友氏時等と豊前守護代菊池武盛を討ちこれを破り阿蘇惟村等を招致する（阿蘇文書、志賀文書、史料綜覧六）
	貞治　元	11・20	松浦党の波多披、諸浦強等、筑前片岡の合戦に戦死する（有浦文書）		
一三六四	正平　一九	12・2	南党の菊池武顕、芦原の平倉の内安藤左衛門尉跡の田二六坪一町と一四		

西暦	年号		郷土事項		国事項
			の坪肆段と南の肆段。横枕二段の二町を武雄神社に寄進する（武雄神社文書、長嶋庄史料）	12・	この月、邦民が高麗を侵し大いに彼国兵と戦う（史料綜覧六）
一三六五	正平　二〇	10・29	長嶋庄花島村徳富名の二〇貫文を桜木寺に九石の質として後家了忍が質入れする（小鹿島文書、長嶋荘資料集）	9・17	足利義詮、鎮西の南党を攻んとして其将、渋川義行をして之に赴かしむ是日、義行、渋谷重門に援を乞う（島津日記）
	貞治　四			6・17	幕府、諸国の守護に令して天皇上皇の御領社寺、関白領は半済法を行わず、公郷の領は其の半を地頭に付す（花営三代記）
一三六八	正平　二三	6・8	志布江橘下野権守公規の子若童丸が神埼の土師郷加納細工所の田地壹町八反は久治布留相傳の田と申立る（橘中村文書）	6・25	今川貞世、その子義範を豊後に遣すことを阿蘇惟村につげ其の援助を求む（阿蘇文書）
	応安　元			11・19	今川仲秋の軍勢上松浦呼子浦に着橘薩摩公興、二四日これに馳加わる（橘中村文書、県史料集成一八）
一三七一	建徳　二	2・19	鎮西大将軍今川貞世、京都を出発して鎮西に赴く（花営三代記）		
	応安　四	11・19	北党、今川仲秋、肥前上松浦呼子津に着く（肥前叢書一）		
		11・21	今川仲秋、長田次郎四郎、同小三郎の松浦に来会するを褒す（有浦文書、龍造寺文書）		
		11・24	塚崎庄西山にて度々び合戦、後ち塩田にうつる		

西暦	年号	郷土事項	国事事項
		12・5 潮見山に初城柳構え合戦する（橘中村文書）	12・15 九州治乱記巻三
		「橘薩摩東福寺公世軍忠状」（橘中村文書）	今川の軍勢、松浦より杵島へ打入白米嶽に陣し
		12・21 嶽尾、牟留井の両城を幕府方が攻る（深堀記録証文）	12・21 椿村へ移られ
		12・23 橘公世、大将軍に属して武雄城を攻める（橘中村文書）	12・27 牟留井城を攻めて合戦し後ち柏岳に陣を移す
		12・27 北党、今川仲秋の兵塚崎荘、牟留井城を攻め後ち柏岳に移る（深堀系図記録証文）	
一三七二	文中元	○ 塚崎庄、牟留井城にて合戦	
	応安五	1・13 牟田井（ママ）にて合戦し柏岳に移る（肥前叢書一）	1・3 南党の菊池武光、豊後の高崎城を攻抜事が出来ず兵を収めて大宰府に退く
		○ この日橘公與、烏帽子山昼夜合戦の後ち潮見城を守る（橘中村文書、県史料集成一八）	1・11 今川貞世、豊前に達し書を都甲三郎四郎に遣りて、戦備をなさしめる（都甲文書）
		2・13 北党、今川仲秋、烏帽子嶽に陣しこれを菊池武政が攻める深堀時弘龍造寺熊丸、防戦する	2・10 今川貞世、筑前多良倉、鷹見嶽の両城を攻抜く（花営三代記）
		4・26 今川仲秋、烏帽子嶽より綾部に進み南党と横大路城に戦い次いで楢林本郷に戦う（深堀記録証文、歴代鎮西誌）	6・11 幕府、段銭を諸国に課しこれを日吉（ひえ）社神輿改造費に充る（史料綜覧六）
		7・9 瀬高にて合戦あり後藤浄鑒、野中慈導外戦死する（小城、岩蔵寺過去帳）	2・ 今川貞世が兵を率いて筑前城山を出て宮浦に陣する（毛利文書）
		8・4 今川仲秋、筑後を撃たんとして綾部を出発する（深堀文書）	
一三七三	文中二	12・ 橘公尚長嶋荘上村の田地を高橋阿弥陀の知行に賣却高橋眞阿弥陀は渋江下野守扶持人によりこれが御敵と成り荘を去りたるによって橘公直（童名鬼鶴丸）上村田地の本領安堵を幕府に願出る（小鹿島文書、長嶋荘史料）	
	応安六	2・14 南朝方の菊池武政、肥前守護菊池武安等が夜中筑後川を渡り肥前の本折城を攻める（入江文書）	
		5・6 肥前の松浦一族、一揆して武家方に	

西暦	年号	郷土事項	国事項
		つく（青方文書）	
		7・この月、肥前本折城、宮方の党菊池助次郎、城彦六に圍まれる、城中の食糧つきはて将に城陥んとする。今川貞代、諸将に運送を命ずれ共、諸将聞かず、毛利元春手勢を以って粮米を城中に送る（毛利文書）	
		9・24源頼国、長嶋庄大崎村の富永名の内、田地壹町を武雄大明神に寄進する（武雄神社文書、県史料集成二）	
一三七四	文中　三		8・13武家方今川仲秋、早岐尾張介が西島泰吉名の地の違乱するを停めこれを国光浄寺に還付する（同寺文書）
	應安　七	7・28武家方の今川貞世の軍、肥前永野城を攻めて所々に火を放ちまた宇木城を攻める（北肥戦誌）	
		10・この月将軍帰絡の際恩賞として今川仲秋に佐嘉、杵島、高来を与える（九州治乱記）	12・15今川仲秋、同、貞臣肥後の岩原に陣する、この日田原氏能が来会する（入江文書）

一三七五	文中　四		3・27九州探題、今川貞世、肥後に入り山鹿に陣する（薩藩旧記）
一三七六	天授　二	2・14今川貞世、大川野入道聖本跡を伊万里中務丞貞に沙汰する（伊万里文書）	
	永和　二	2・26北党の安富直安、今川貞世の陣の肥前塚崎に入る（深江文書）	6・今川貞世肥後の虚を窺い阿蘇惟村に肥後を襲はさんとするが惟村は兵を出さず。今川氏は弟の仲秋に出兵させる。南党菊池武朝、守護代の菊池武国をして仲秋を筑前博多に要撃してこれを走らす（北肥戦誌）
		5・18今川貞世、肥前守護代をして晴気郷及び神埼庄内の尾崎村等の地頭職を宗像氏俊に交付する（宗像文書）	
		6・宮方の菊池武朝、征西将軍良成親王を奉じて、肥前国府に陣して今川貞世の肥前入に備える（菊池系図、大宰管内誌）	
		7・1今川了俊、長島荘、潮見城に渋江氏を攻、続いて稲佐嶽に戦う（長嶋庄史料）	12・我辺民が高麗の辺境を侵し戦艦を焼き在所を剽掠する（史料綜覧七）
		7・5今川貞世、白石氏を妻山城に攻これを陥す（深堀記録証文）	

西暦	年号		郷土事項	国事事項
一三七七	天授	三	1・13 今川仲秋、宮方の菊池武朝と肥前千布蜷打に戦い進んで筑後に入り河崎に陣する（三浦文書、史料綜覧七）	8・25 今川仲秋、肥後の板井原に陣す（吉川文書、史料綜覧七）
	永和	三	3・12 肥前国松浦大河野対馬入道聖本跡の向村に対する大河野豊前権守有の違乱を退け下地を松浦伊万里中務丞貞に今川貞世が沙汰せしめる（伊万里文書）	9・ 今川貞世、筑前博多に帰る（歴代鎮西誌）
一三七九	天授	五	3・28 今川貞世、中賀野式部大夫をして肥前、田中村を宇都宮親景に交付（佐田文書）	
	康暦	元	9・4 今川貞世、旧により波多祝の妻をして肥前、波多村を領せしめる（有浦文書）	4・26 今川仲秋の軍勢肥後に入り菊池武朝の城野城を攻めこの日城陥ちる（小鹿島文書）
一三八一	弘和	元	○ この歳、橘大崎公次、武家方にて参戦	
	永徳	元	3・3 松浦佐志有浦女地頭代の訴える波多村のことにつき糺明する（有浦文書）	
			3・ 橘氏の族、大崎公安、今川氏に属して肥後の所々に宮方の軍と戦い六月に至る（武雄市史）	
			7・ 「橘大崎又四郎公安軍忠状」に左記	
			4・22 板井参陣以来、城野に供す	
			6・22 隈部城に菊池武興以下の凶徒を討ち没落さす時、宿直す	
			6・26 日留隈の陣に宿直す。今川仲秋了承す（小鹿島文書、県史料集成一七）	
一三八八	元中	五	○ この歳、尼寺甲斐守、安徳大隅守、了俊に属して杵島郡に戦う（治乱記）	
一三九二	元中	九	12・23 今川貞世、肥前国々衙方寺社免の勘料を沙汰せしむ（河上社文書）	9・13 今川仲秋、肥後の腰尾に城を構える（北肥戦誌）
	明徳	三		12・ 島津氏久と伊久が今川貞世の武家方につく（島津国史）
一三九三	明徳	四	5・10 今川貞臣肥前の東妙妙法の両寺をして寺領を安堵する（東妙寺文書）	
			6・ 今川了俊、綾部の白虎山に城郭を築き弟仲秋をして守らしめる（九州治乱記）	○ この年、壹岐の僧、建哲、使を朝鮮に遣して捕虜二百人餘りを還えす（太祖実録、史料綜覧七）
一三九五	應永	二	2・1 長嶋庄の久地布留村ならびに芦原平倉及び同村の田地、永池村の田地屋	

西暦	年号	郷土事項	国事項
		敷の地頭職を橘薩摩公明が養子の犬童丸に譲渡す（橘中村文書、長嶋庄史料）	
		7・20 今川貞世、松浦波多一跡のことを重ねて糺明せしむ（有浦文書）	8・30 幕府、九州探題の今川貞世を召還する（今川記）
一三九七	応永 四	8・3 散位某が長嶋庄久津具村の内田地参段を武雄神社に寄進する（武雄神社文書）	4・20 幕府、筑後の三池康親をして九州探題渋川満頼に属して忠節を致さしむ（薩藩旧記）
		12・18 室町幕府、澁江下野入道性淳に肥前国長嶋庄、志久村以下を安堵する（小鹿島文書）	○ この月、薩摩、大隅、日向三国の守護、島津尹久が子忠朝を島津元久と弟、久豊をその代理として肥前に遣して九州探題、渋川満頼に会す（島津国史）
一三九八	五	2・24 吉見弾正少弼、長嶋庄志久村を去年十二月十八日の御教書により渋江下野入道性淳に下地を渡付る	○ この年、筑後の少貳貞頼、肥後の菊池武朝が探題渋川満頼の命に従わず幕府は大内義弘、大友親世等を差向けてこれを討つ（太宰管内誌）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		4・18 肥前の国、長嶋庄くちふるの村芦原ひらくらの内、くちふるの孫次郎公明の知行分を中村房丸の相伝に任せて下地十丁を打渡す（小鹿島文書）	2・ 「渋川探題の行動」 4・ 博多を出発 渋川探題満頼、仁比山を討つため本陣を高良山に移し再び綾部城に移る（鎮西誌）
		4・22 少貳を退治のため渋川探題小城に出陣	
		7・16 千布に出、移動	
		7・18 綾部城に入り	
		7・20 火隈に陣し	
		8・10 多久の桐野山に合戦	
		8・25 神辺に移動（須古か）	
		8・26 牛原（牛ノ尾原）に陣	
		9・11 大保	
		9・13 嘉瀬に移る（恵利遠江守氏利軍忠状、鎮西要略）	
		10・16 九州探題、渋川満頼が菊池武朝及び少貳貞頼と戦う。幕府大内義弘を救援に京を出発させる（島津国史、阿蘇文書）	
		○ この年、我辺民が明の辺彊を侵す（明倭寇始末記、史料綜覧七）	
		4・16 [4]・16 肥前国長嶋庄久地布留村芦原平倉の内、孫次郎公明知行分跡拾町は公明が所に返付する（橘、中村文書）	
		4・27 探題渋川満頼、戸賀右馬助をして肥前河上社の祭礼を執行（橘中村文書）	
		5・14 室町幕府幷びに九州探題、去十二月十八日の御教書により長嶋庄志久村を渋江下野入道性淳に施行状を遵行する（河上社文書）	
		8・10 この日以前、渋江、中村、後藤、上、下の松浦党及び千葉勢、多久小城間に陣張し、この日、下多久桐野に探題勢と会戦し郷土の士、多く討死する（小鹿島文書）	

西暦	年号	郷土事項	国事事項
		（小城、岩蔵寺過去帳、九州治乱記）	
		11・6 長嶋庄志久村を幕府の御教書に任橘渋江夜又童に領掌せしむ（小鹿島文書）	
一三九九	応永六	3・11 この日より三月二十日にかけて神埼蔵人城（倉戸）の渋川探題の軍勢に千葉勢、赤自、仁戸田、原、佐留志の一統が攻め戦死多し（九州治乱記、小城岩蔵寺過去帳）	7・ 對馬の守護宗貞茂、朝鮮に物を贈る（李朝実録、定宗実録）
一四〇一	八	1・28 九州探題、渋川満頼が後藤武雄三郎をして本領を安堵する（武雄神社文書、県史料集成）	
		6・15 長嶋庄久治布留村内、芦原の富永知行分の田地屋敷の事は證文に任せ、津山弥五郎に安堵される（橘中村文書）	12・17 九州探題、渋川満頼、肥後佐田親景をして筑後松門寺地頭職を安堵する（佐田文書）
一四〇二	九	6・ 菊池の一族赤星遠江守、三根郡に攻入りこの月探題の綾部城を攻める（肥前叢書）	2・ 今川了俊、難太平記を著わす（同奥書）
			8・16 足利義満、島津伊久をして鎮西の辺民が明を侵す事を禁止せしめる（島津国史）
一四〇四	一一	1・11 橘鬼安、木佐木村を嫡子二郎公次に譲る	

		4・12 未尅、探題勢と少貳千葉勢、河上に合戦中村遠江、同図書等多数戦死する（橘中村文書）	4・ 渋川探題、国府に入る（肥前叢書上）
		5・19 安富修理亮泰行、探題勢吉見兵部少輔の手に小城郡に馳参じ長嶋庄塩見城に渋江氏を攻める（小城、岩蔵寺過去帳）	
		5・20 塩見の戦に大渡二郎等討死（深江文書、長嶋庄史料集）	
一四〇六	応永一三	12・27 九州探題渋川満頼、橘牛島房童丸に長嶋庄下村、牛嶋百二拾町を安堵する（岩蔵寺文書）	7・10 千葉胤泰、小城郡高田に卒去する（肥前叢書）
一四一一	一八	1・29 大村家有、杵島郡白石に於いて千葉胤基と合戦し大村打負けて藤津に退き討死する（小鹿島文書）	5・16 肥前五島の住人が一揆契諾を結ぶ（青方文書）
一四一五	二二	6・18 渋川氏重、後藤兵部少補をして肥前塚崎、長嶋の両庄の内、本職本領の地を安堵する（九州治乱記、肥前叢書、嬉野町史）	○ この年大内盛見、朝鮮に大蔵経を求む（後藤家古文書） （李朝実録、築摩年表三）

西暦	年号		郷土事項		国事事項	
一四一七	応永	二四	10・10	千葉別駕、平胤基が卒し千葉胤鎮家をつぎ佐賀、小城、杵島の三郡を知行する（肥前叢書一）	9・11	島津久豊、伊集院頼久と薩摩国川辺で戦いついで和す（薩藩旧記）
一四一八		二五	1・18	この日から二十三日にかけて、橘氏中村公勝、小田、百合野に陣し後ち鏡嶽の城攻、本取嶽に探題勢として働らく（橘中村文書）	○	この年、幕府九州探題渋川満頼を罷めその子、義俊に補す（武家補任）
一四二一		二八	7・	この月、渋川氏重、肥前長嶋庄の花嶋村三隈祐連跡を武雄社に寄進し同村の三隈公弘跡の地を安堵せしめる（武雄神社文書）	○	この年、諸国に疫病流行、飢饉となる（皇代記）
一四二八	正長	元	6・9	（千葉勢と渋川勢か）この日より六月十六日にかけ多久城にて合戦、津山氏、山口氏、桜木氏が城内にて腹切九九人（小城、岩蔵寺過去帳）	9・18	京幾、諸国の土民等が糾合して徳政を幕府に要求する（多門院文書）
	（4・27改元）		11・16	九州探題、渋川義俊が後藤治部少輔をして肥前塚崎荘の後藤備中跡を安堵する（史料綜覧七）		

一四三一	永享	三	10・3	九州探題、渋川満直、少貳資嗣と肥前佐嘉に戦う（鎮西要略）	11・3	大内持世、大友持直と筑前に戦いこれを破る（看聞日記）
一四三三		五	8・16	大内持世、少貳満貞を筑前二嶽城に攻めて次いで秋月城を陥す、小貳満貞戦死し少貳満貞の弟、横岳二郎頼房は東肥前に忍居する（看聞記、毛利文書）	10・3	幕府、諸土倉の質物盗難辨償の制を定める（建武式目追加）
一四三四		六	1・2	大渡豊前公元、志久村の田地壹町を武雄神社に渡す（武雄神社文書）	6・18	大内持世、少貳嘉頼と筑前に戦いこの日、宮崎社が兵火に焼かれる（北肥戦誌）
			8・23	今山公匡、志久村の田地一町を武雄社に寄進する 上吉原四反　うしろ田二反 水丁　三反　大坪　一反（武雄神社文書）		
一四三七		九	○	この歳、千葉胤鎮の老臣の中村胤宣が胤鎮の弟胤紹を大将に取立て胤鎮と合戦に及び胤紹を嫡流にし相伝の知行をうけつぐ	1・23	大内持世、九州を平定して周防に帰える（北肥戦誌）

西暦	年号		郷土事項	国事項
一四三八	永享	一〇	○ この歳、千葉胤鎮の兄弟不和にて合戦に及ぶ（九州治乱記）	7・25 大覚寺の大僧正義昭、大和の天河に叛く、幕府一色義貫等を遣して之を撃つ（看聞日記）
			12・29 中村左衛門五郎に大内修理大夫持世小城要害の者、神妙に忠節いたすと注進（今川系図）（橘中村文書、県史料集成一八）	
一四三九		一一	1・25 中村左衛門五郎に千葉胤鎮の落所の探究方を令す（橘中村文書、県史料集成一八）	6・ 日向国に隠れる大覚寺義昭を守護の島津忠国に捜捕させる（建内記）
				○ この歳、吾辺民が明を侵す（史料綜覧七）
一四四二	嘉吉	二	4・21 九州探題、渋川教直、渋江下野守公代に長島庄総地頭職を安堵する（小鹿島文書）	9・5 肥前の松浦盛、肥前松浦御厨荘、今福村の内上人方殿跡の地を同国歳宮に寄進する（松浦文書）
一四四四	文安	元	4・14 千葉胤紹、肥前平瓦中河村の内の地を河上社に寄進する（河上社文書）	○ 少弐満貞父子この歳、所々に於いて大内勢と戦い叶はずして肥前国へ退く（九州治乱記）
			12・ 千葉胤鎮、兵を肥前小城に起し弟胤紹及び中村左衛門を撃たんとする	

一四四五		二	○ 大副山に十三仏を刻む（鎮西要略）	
			8・17 千葉胤鎮、弟の胤紹を肥前国府城に攻殺し小城、杵島、佐嘉の三郡を取る（同銘）	8・12 少弐教頼が白旗頼勝をして筑前の四王寺別府地頭職及び同国の京都郡、田河郡の代官職を安堵する（史料綜覧七）
一四四六		三	○ この年、少弐教頼、対馬より肥前に潜み旧領を復せんと計る（北肥戦誌）	
一四四九		六	6・6 永嶋の合戦で牛島七左衛門外戦死（小城、岩蔵寺過去帳）	
一四五四	享徳	三	3・ 渋川教直、少弐教頼と肥前巨瀬町に戦う（鎮西要略）	7・ 是月、遣民船、長門国赤間関に帰省する（武家年代記）
一四五五	康正	元	12・21 渋江公代、牛島方と和与するといえども中村氏には反むかずと起請文を入れる（橘、中村文書）	
一四五六		二	2・17 牛島公治、何事によらず中村氏と協議をなすと起請文を入れる（橘中村文書県史料集成）	4・2 幕府、内裏及び北小路新第の造営の段銭棟別銭を諸国に課す（東寺百合文書）

西暦	年号		郷土事項	国事項
一四五九	長禄	三	11・6	橘中村薩摩公頼に平元胤、長嶋庄の橘家領を安堵する（橘中村文書）
一四六〇		四	[9]・3	幕府、本法寺の日親が肥前に往き法華経を説くにより是日、本法寺を毀ちこわす、肥前小城の千葉元胤、日親を護送する（史料綜覧八）
一四六一	寛正	二	○	長禄四年からの飢渇で数万人死ぬ（小城岩蔵寺過去帳）
一四六五		六	5・20	肥前千葉教胤、その被官中村胤頼をして今川胤秋を与賀城に攻める（鎮西要略）
一四六六	文正	元	○	この年、肥前の大村家徳、鹿島の在尾に城を築き千葉教胤に備える（鎮西要略）
一四六七	應仁	元	6・18	今川胤秋が千葉教胤を肥前小城に攻める教胤これを迎撃ちて今川胤秋を斬り其地を取る（暦代鎮西誌）
一四六八		二	2・15	九州探題渋川教直、渋江弥次郎公忠に長嶋庄橘家惣領職を安堵して久津具太郎丸名一〇町、高橋一〇町と共に安堵する（小鹿島文書）
一四六九	文明	元	6・	肥前の千葉教胤、大村家親を撃たんとして打敗け大町江を渡らんとし舟覆して死す。その族胤朝がつぐ（北肥戦誌）
		三	9・9	肥前千葉胤朝の宰、中村胤明、岩部常楽の謀反を誣言す、既に胤明土寇を誘いて常楽を襲逐する（北肥戦誌）
			○	この年、橘公泰が大聖寺に鐘を奉納す（大聖寺文書）
一四七一			○	この年、赤痘流行して人多く死ぬ（肥前叢書上）

西暦	年号		郷土事項	国事項
			11・2	幕府、質物の利子の償還期限を定める（建武以来追加）
			8・17	朝鮮の使、書を幕府に寄せて我使船が大風にあった事を告げる（史料綜覧八）
			○	是歳、去年以来の飢饉にて人多く死ぬ（鎌倉大日記）
			7・25	幕府、大内教弘をして大嘗会段銭を九州諸国に課す（観聞日記）
				この歳、九州探題、渋川教直、使を朝鮮に遣し歳遣船を約す（海東諸国記）
			5・	朝鮮書を宗貞国に遣し我民の三浦に居る者、関限を越て他境に商する事

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一四七二	文明 四	10・28 （この年か）大村家徳、渋江氏を従えて北方を渋江氏に預ける（橘中村文書）	10・21 菊池重朝、阿蘇社修造に棟別銭を肥後国中に課す（阿蘇文書）
		○ この年江上興種が兵、渋川義良の勢福寺城を攻落す中野氏に戦功あり興種これを賞して佐賀郡中野村を与う（肥前叢書）	
一四七六	八	2・ 肥前の大村家親、千葉氏に敗れ藤津郡有尾城に入る（鎮西誌）	
		2・3 千葉胤盛、肥前神野の佛餉料田を河上社に安堵する（河上社文書）	
一四七七	九	2・ 千葉胤朝の勢、藤津に出張して、大村家親の有尾城を攻め家親が没落する（肥前叢書上）	11・12 義政、應仁以来の戦乱鎮定により廷臣をして土御門内裏に宿せしめて将士にこれを衛らしめる（御湯との日記、史料綜覧八）
一四八二	一四	4・15 渋江公直が志久村の内一町を武雄大明神に寄進する（武雄神社文書）	4・3 少弐政資、河上社に笠置郷の田地を寄進して筑前に帰る事を祈る（河上社文書）

		12・3 （橘中村文書）福田左馬助、長尊連記の屋敷坪付注文にやうほういん＝なるせ七反三丈井手の屋敷 ゆみようし坊地廿一坊＝とうゆうめん	
一四八三	文明 一五	3・ 藤原家兼大町八幡宮鳥居を建立（同銘）	
		5・ この月、肥前の渋江公直、伊万里仰、後藤職明、大村胤明等盟約をする（小鹿島文書、後藤家事蹟）	
		9・ この月、下公満塚崎庄の内西山七杖の下河外の地を武雄神社に寄進する（佐賀県史料集成）	
一四八五	一七	10・20 少弐政資、仁比山の山王社の社領を安堵する（史料綜覧）	
一四八六	一八	5・ 鎮西大洪水、豊後、筑後、肥前の人民牛馬の流死する事其数を不知す（肥前叢書）	
		10・3 千葉胤将その兄胤朝を小城に襲いこれを殺す（鎮西要略）	8・24 京に徳政一揆起る、一揆勢東寺に據り同寺の金堂を焼く（東寺、百合文書）

西暦	年号		郷土事項	国事項
一四九〇	延徳	二	○この年、少弐政資、西肥前を従えんとして伊万里に打入る。松浦党降る、東肥前を征する（肥前叢書）	○この年、幕府、薩摩の島津忠廉をして遣明船を警固させる（史料綜覧）
一四九二	明應	元	5・2 肥前守護の少弐政資、筑前守護の大内政弘の将陶氏と筑前筥崎に戦う（親長卿記）	○この歳、松浦正、筑前守護大内政弘に援を請い旧封の平戸を復して名を弘定と改める（深江文書）
一四九三	（7・19改元）	二	○この年、肥前の守護少弐政資兵を率いて松浦に赴く、有馬貴純と平戸にて會す（松浦家世傳）	
一四九四		三	○この年少弐政資が上松浦の波多、鶴田等を討つ、有馬貴純、平戸佐々城を攻破りその賞として少弐より藤津郡及び白石を所領しこれより有馬氏が肥前の西南に出張と言う（肥前叢書）	
一四九七		六	3・23 大内義興の軍、肥前朝日城を陥し遂に勢福寺城を圍む、この日、少弐高經、小城の晴気城に奔る（北肥戦誌）	3・15 大内義興大宰府に陣して軍を分ち少弐政資の筑前岩門及び肥前勝尾城に向う、この日、二城を陥す政資は敗れて晴気城に奔り子、高経は勢福寺城を守る
一四九八		七	8・27 少弐の残党が渋川刀禰王丸を綾部城に圍む、大内氏の将仁保護郷等が赴きて援ける（三浦文書）	
一五〇〇		九	8・12 足利義尹、渋川刀禰王丸に偏諱を与えて尹繁と名付け鎮西探題の補任状を與える（渋川文書、北肥戦誌）	5・9 大和に土一揆が蜂起して徳政を要求する、古市澄胤これを許す（大乗院文書）
一五〇三	文亀	三	5・ この月、橘中橋公覚、勇猛寺に六地蔵を建立する、竿石現存す（碑銘）	10・ 是月、菊池能運、有馬氏の援けを得て肥前より肥後に入り宇土為光父子を撃つ（求麻外史）
一五〇六	永正	三	10・ 筑紫満門が小城の高田城を攻落す、城主胤繁は出奔する（九州治乱記）	3・3 阿蘇山噴火する（八代日記）
一五〇七		四	2・2 有馬尚鑒、兵を横辺田に出す、千葉	

			千葉資胤之に討死する。少弐政資、多久宗時をたより多久専稱寺にて十九日自盡する（北肥戦誌、水江事略）
			（大内氏実録）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
		興常と戦い敗退する（北肥戦誌）	
		2・8 肥前に地震起る（北肥戦誌）	
		○ この歳、大村純治、千葉興常に逐はれる大村純治が援を渋江公勢に請い、限口に戦う千葉を破り大村を回復する（北肥戦誌）	3・ 豊後の守護大友義長、星野重泰を筑後の妙見城に攻める少貳資元が肥前の兵を率いて之に会す、城兵が城主を斬り降る（歴代鎮西誌）
一五一一	永正 八	2・ この月、千葉喜胤、東尚盛が渋谷某と肥前杵島に戦う之を破り杵島藤津を略す（歴代鎮西誌）	
一五一三	一〇	12・ この月、千葉興常、中村主馬允に杵島山口八十町の内二五町を安堵する（橘中村文書）（武雄市史）	
一五一五	一二	2・3 筑前の守護大内義興、青木右亮をして肥前家島荘を安堵する（史料綜覧九）	
		○ この年、肥前の有馬主馬、大村純伊と共に千葉興常の兵を藤津に破り岩部常陸介の陣、すでに杵島郡の北に	

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一五一六	一三	5・3 肥前の東尚盛、千葉胤勝を、晴気城に攻める、この日尚盛死す（歴代鎮西誌）	至る（歴代鎮西誌）
一五一七	一四	3・ 千葉胤勝が松浦興信を攻める。松浦党が之を防ぐ（歴代鎮西誌）	
一五一八	一五	○ この年、千葉胤勝の将、龍造寺胤家と同盛家が佐志、鶴田、吉井を松浦に破る	12・13 肥後の、相良長毎、名和武顕父子と豊福に戦いついに是日これを下す、豊後の守護、大友義長、長毎、武顕父子をして和を講ず（求麻外史）
		○ この年、千葉喜胤は有馬純長と杵島郡にて戦う（歴代鎮西誌）	5・ この月、諸国洪水（かな年代記）
			3・6 大友親安、田尻治種に筑後薬丸の地を宛がう（田尻文書）
			7・13 諸国に大風大雨（新撰和漢合図）
一五二四	大永 四	5・12 肥前千葉胤勝が大内義典と内通するにより龍造寺家兼と小田政光が謀り千葉胤勝を攻めてこの日これを破る（北肥戦誌）	2・ 大内義興の使船が明より帰り筑前の志賀浦で破損する（鎮西誌）
			4・8 少貳資元、小門又次郎に所領を充行う

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一五二五	大永 五	○この年、千葉喜胤の将、大町土佐守、砥河刑部丞、陣内、上瀧等が横辺田に於いて須古の平井經則と交戦し平井砥河丘に敗る。有馬純長が平井經則を援け由利野安坂にて大町土佐守を撃破する。陣内、上瀧は八幡山砦に入る（暦代鎮西要略）	○この歳、筑前に徳政一揆が起る、守護の大内義興この張本人を誅殺する（大内氏実録）（史料綜覧九）
一五二六	六	4・武雄三郎峯門、御船山城の外郭に堀を築き庄内者夫役として働く（藤山考略）	12・幕府、徳政令を出す（実隆公記）
一五二七	七	3・15河古の日鼓城主、渋江右馬頭公勢及び子公政、父子公政の乳母に毒殺される。公勢の三男公親一三歳で父の遺領を相続す ○後藤兵庫頭純明、日鼓城を攻める。渋江公親、波多氏をたより貴志岳城に奔る（藤山考略）	8・是月、明の王、使の厚熜、琉球の使臣に託して幕府に和與を求め虜を還されん事を請う、幕府これに勘合符及び金印を求める（沖縄志）
一五二八	享禄 元	9・9肥前の少貳松法師丸、横岳右馬頭を	9・9大友義鑑、五條良邦を筑後竹野郡の

	（8・20改元）	して三根郡の郡代を安堵する（横岳文書）	
一五三〇	三	1・16有馬晴純入道仙岩が住吉城の後藤純明を攻める。この日後藤勢が有馬を撃破する（藤山考略、鎮西要略）	
		7・15千葉胤勝、龍造寺胤久に所領を宛行う（龍造寺文書）	
一五三二	天文 元（7・29改元）	8・25大友義鑑、大内義隆を伐たんとして少貳資元の将龍造寺家兼を誘う。この日、家兼が大友に應じる（歴代鎮西誌）	
一五三三	二	4・27大友義鑑、少貳松法師丸と盟約する（横岳文書）	
		9・原田興種が大友義鑑の党大村純益と	郡代とする（五條文書）
			9・14大宰府天満宮、千葉胤勝知行の同宮司領、領地を還付されるよう筑前の大内義隆に請う、この日義隆これを卻け旧の如く鞍手郡の段銭を収納させる（満盛院文書）
			2・13前の肥後守護、菊池武包が肥前高来にて卒去する（菊池傳記）
			○二月、大内義隆、矢野勘解由佐ェ門の肥前での戦功を賞す（史料綜覧九）
			1・5大内氏の将原田隆種の兵が大友義鑑の兵と筑前怡土郡に戦う（原田記）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		藤津郡に戦う（大村家覚書）	○ 一月、大友義鑑、星野親忠を筑後の生葉城に攻める（肥陽軍記）
		11・26 馬渡俊明、戸坂峠にて戦死（大村家覚書、碑文）	
一五三四	天文 三	4・2 大友の将龍造寺家兼、肥前光浄寺をして三根郡に一揆を起させる（光浄寺文書）	3・18 肥後の相良長唯、菊池義宗を援けて大友義鑑を攻めんとする、大友の兵これを肥後大渡口に破る（大友文書）
		10・ 龍造寺家兼と大内義隆が大村讃岐守と原田越前守の仲介で和睦す（水江事略）	
一五三五	四	12・29 大内義隆、陶興房をして盛福寺城より少弐資元、冬尚父子を追い其の所領の三根郡の地を奪う少弐資元は多久に奔る、冬尚は蓮池の小田資光に頼る（北肥戦誌、水江事略）	7・9 筑後の守護、大友義鑑、同国生葉郡の地を龍造寺胤久に充行う（鎮西要略）
一五三六	五	6・12 肥前、千葉喜胤、武雄式部少輔をして小城郡原分の地二四町、杵島郡山口の地八〇町を安堵する（武雄神社文書）	12・28 大宰大弐、大内義隆をして左兵衛権左も兼ねせしめる（公郷補任）
		9・4 少弐資元、多久城に自害し専稱寺の父政資の墓の側に葬る	

		○ 水江事略に資元は病死とある（北肥戦誌）	
		10・29 大内義隆の将、陶興房が筑前、肥前を従えて周防に帰る（北肥戦誌）	
一五三八	天文 七	2・ 龍造寺家兼、春日山高城寺に法華誦経一千部を読誦して身を法躰として法名を剛忠と號す（肥前叢書二）	
一五三九	八	○ この歳、度重なる風水害のため作物は実らず、秋八月より大饑饉となり飢死者多く出る（肥前叢書二）	
一五四〇	九	3・ 有馬晴純兵を杵島郡横辺田に進めて千葉喜胤の軍を破る（武雄市史）	7・1 大内義隆、使を朝鮮に遣して大蔵経を求める、安藝の大願寺尊海がこの日博多を出発する（大内氏実録）
		この事を藤山考略は是月、有馬左衛門左晴純に与する千葉喜胤と後藤氏に与する須古の平井山城守經則が杵島郡に戦う後藤勢、平井經則を援けて有馬を撃つ千葉は横辺田に軍を班す（藤山考略）	7・25 幕府、京都土倉の請により徳政令を停止する（親俊日記）
		6・4 千葉興常が牛頭城に卒す、子、千葉	3・22 幕府納銭の加増を請う、是日、内談衆これを議す（大館常興日記）
			5・ 疾疫が諸国に流行する（大館常興日記）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一五四二	天文 一一	3・29 千葉喜胤、悪疾を病い自殺する。養子、胤頼これを嗣ぐ（千葉系図）	
		8・11 渋江下野守公親、波多隠岐守の援兵三千を以って長嶋庄を復せんと後藤純明を住吉城に攻め純明を駆逐して日鼓城に入り旧に復す（北肥戦誌）	
一五四三	一二	11・5 後藤純明、再び川古の日鼓城を攻める。この日これを陥す、渋江公親、小城の牛尾山に奔る、これにより後藤純明が長嶋荘の全域をその手中に入れる（藤山考略）	12・3 大宰大貳大内義隆、肥前波多志摩守の子隆をして同族、波多盛の家督を嗣がせると松浦隆信に報らせる（松浦文書）
	○	この歳、龍造寺隆信が流言して有馬晴純、後藤純明、平井經則、多久宗明、波多、鶴田、草野、等が少貳冬尚の意に乎して兵を構えると流言する（藤山考略）	8・25 ポルトガルの商船種子島に漂着する、船長牟良叔舎、鳥銃を種子島時晩に贈る（島津国史）

一五四四	天文 一三	10・ 龍造寺家兼、西肥前に攻入り、多久宗時の梶峯城を攻陥し、多久宗時は、有馬に奔る（水江事略、藤山考略）	
	一四	1・18 志久峠に龍造寺一族新五郎胤明、右京胤宗、副島右馬助、同五郎左衛門、成富式部少輔が有馬後藤勢と戦い討死する。その後ち梶峯城に戦う事三日。龍造寺周家、有馬松浦の軍勢が女山、日鼓岳に陣するを見て夜に紛れ水ヶ江に逃れる多久時宗、旧に復す（北肥戦誌）	1・12 龍造寺勢、獅子ヶ城にて夜襲を受け敗走する（九州治乱記）
一五四五		1・23 龍造寺家兼の子家純、同家門、同純家の一統が神代、馬場頼周に河上に於て攻められ討死する	1・15 於野原に於いて龍造寺右亮胤有、有馬の軍勢に敗れ討死する（九州治乱記）
		2・29 少貳冬尚、牛頭城主の千葉胤頼と共	2・5 肥後の相良長唯、其の領内法度を定める（八代日記）

西暦	年号		郷土事項		国事項
			に晴気の千葉胤連を攻めて之を破る（北肥戦誌）	○	上記大村より又八郎に従じて来た家臣、
		4・2	龍造寺家兼、千葉胤連と謀り小城祇園山城に馬場頼周父子を襲う、馬場父子城原に逃んとするを河上で討取る（水江事略）		秋次越中守前治 森織部佑房清 朝重弾助則勝 福田筑前守前勝 朝永兵右衛門前安 都知木伊豫守 公文三郎兵衛
		5・	大村純明の子又八郎（後ち貴明）後藤純明の養子として来る（藤山考略）		
一五四六	天文 一五	2・	後藤純明、焼米村の田地を家臣に宛行う		
			焼米村の四町一段馬場善兵衛頼経 同 村 二町歩 井手公長（藤山考略）		
		2・11	井手清左衛門尉公長、後藤純明よりの加増地、焼米村二町の内一反を武雄大明神に寄進する（武雄神社文書、県史料集成二）		
一五四七	一六	3・	この春、龍造寺胤栄、城原を攻め少貳冬尚は筑後に逃れる（水江事略）		
				○	幕府、奉行人の徳政令について議す（鳩拙抄）
				12・	
				2・20	大内義隆、渡唐船の法度を定める（大内氏実録）
				5・20	幕府の遣明使、周良肥前五島を出帆

西暦	年号		郷土事項		国事項
		8・2	龍造寺胤栄、小城表に向い少貳冬尚の弟千葉胤頼と平井村に戦う。千葉の衆二戸田形部太輔外数人討たれる（水江事略）		
				9・25	大宰大貳、大内義隆、龍造寺胤栄の知行する大宰府満盛院領、筑前戸票重富の半済分を同院に還す
					この日、義隆、貞方筑後守をして下地等を之に打渡す（満盛院文書）
一五五〇	天文 一九	7・1	龍造寺胤信、大内義隆に偏諱を請い隆信と称する（北肥戦誌）	4・14	前肥後の守護、菊池義武、旧臣鹿子木鑑国等に擁され島原より肥後の隈本城に入る（八代日記）
				8・9	大内義鎮の兵、菊池義武を隈本城に攻める菊池義武島原に敗走する（相良文書）
				○	この歳、北條氏康、関東諸国に永楽銭の通用を令す（北條五代記）
一五五一	二〇	10・25	龍造寺隆信の部将、土橋栄益が隆信を佐嘉に攻てこれを筑後に奔らす、後に龍造寺鑑兼を擁立する（北肥戦誌）		
一五五三	二二	7・25	筑後より龍造寺隆信、佐嘉の鹿江崎		

西暦	年号		郷土事項	国事項
			に帰る、この日、神代と戦い佐嘉の城に入る（北肥戦誌）	
		10・26	龍造寺隆信、同族の龍造寺鑑兼等が背く、これを水ヶ江に攻下し弟家信にこれを與える。鑑兼、謝罪するによりこれを免す（北肥戦誌）	11・28 大友義鎮、志賀鑑綱に肥後の地を充行う（大友家文書実録）
一五五四	二三	3・	高木鑑房を佐留志の前田伊豫守が討取る（肥前叢書上）	
		8・16	将軍義輝、大友義鎮を肥前の守護となす（大友文書）	○ この歳、琉球王、那覇に砲台を築く（沖縄史略）
一五五五	弘治 元	2・	龍造寺隆信、神代勝利を肥前千布に攻めてこれを陥す。神代は山内に奔る（北肥戦誌）	
	（10・23改元）	3・	是月龍造寺隆信、勢福寺城の江上武種が少貳冬尚、及び神代勝利と通ずるにより勢福寺城を攻める（北肥戦誌）	10・1 毛利元就、小早川隆景、吉川元春を率いて陶晴賢を厳島に襲撃する、陶晴賢敗れて自殺する（吉川家文書）

西暦	年号		郷土事項	国事項
一五五七	三	10・16	龍造寺隆信の将小川信安、弟左近の仇敵神代勝利と金敷に戦い敗死する、隆信の兵、神代を破り勝利は筑前長野に敗走する（諫早家事蹟集）	
一五五八	永禄 元	1・1	神代勝利、筑前長野より肥前に帰り龍造寺の兵を破り山内城に入る（北肥戦誌）	
	（2・28改元）			
一五五九	二	1・18	千葉胤頼、小城にて滅亡する（水江事略）	
		7・	渋江下野守公親が子、公師と弟公重を後藤貴明が召しこれに應じて肥後山鹿より河尻譜代の家僕一七〇人を連れて貴明が修復の潮見城に入る（藤山考略）	
		9・17	○ 将軍義輝に大友義鎮、肥前守護職補任の礼物を進めて謝す（大友文書）	
		1・22	筑前宗像氏貞の将、占部尚持が立花鑑載を同国の古賀原に迎撃ちこれを破る（宗像軍記）	
一五六〇	三	9・21	この日、早暁、有馬純宗、潮見城を急襲しこれを陥す	○ この月、大友義鎮、豊後府内を開港して外国商人に互市を許す（九州記）
		○	後藤貴明、潮見城の渋江兄弟を援け有馬純宗純是を内田、長野に討ち残	この歳、我辺民が明を侵し潮州を劫め永寧城及び寧徳県を攻撃する（明史）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		兵を追う（藤山考略）	
		12・24 医王寺部落猿川崎に六地蔵墓碑建つ	
		浄前、筑州太守壹山少禅定門	
		永禄三年十二月廿四日（同碑文）	
一五六二	永禄 五	7・25 龍造寺隆信の軍勢が丹坂に多久勢を打破り勢に乗り梶峯城を陥す、多久上野介は敗績して南目から須古に奔りここに前多久氏が亡ぶ（九州治乱記一五、水江事略三）	7・ 龍造寺の臣、鍋島左衛門大輔信昌、古橋一游軒と謀り、佐留志の堤尾岳を夜襲して有馬衆の本陣を討つ有馬勢横辺田に退く（水江事略三）
		7・26 龍造寺勢、白仁田から百堂に陣す、有馬、大村勢、背後の山より打ちかかり有馬の須古、白石の手勢は久津具に引き、龍造寺は北方、館に陣す（九州治乱記一五）	8・ 龍造寺隆信、松浦の貴志岳城波多下野守及び大河野城の鶴田因幡守と隣好を修める（水江事略三）
		8・ この頃、渋江右衛門太夫、山口の柵を守る。山口村の村長田嶋彦左衛門尉、龍造寺長信より兵五〇人を借り渋江の陣を夜討する。渋江志久村十三塚に逃れ、右衛門太夫以下百余人ここで死す	

一五六三	六	8・12 これより前に後藤貴明、須古高岳城を攻める（水江事略三） この日、平井経治の将白石左近、馬場兵庫助、林田左間之助が、芦原に戦い椛島山で後藤の将、中野神右衛門の一門一二人その一統三七人討死する（北肥戦誌、葉隠聞書） ○ この後、龍造寺勢と平井経治が芦原に戦う、平井援兵を後藤に求め親属掛橋若狭を後藤に送り後藤方も貴明の弟松尾周防守近明を平井に送り龍造寺勢に備える（北肥戦誌） 9・29 後藤貴明、平戸松浦隆信の子彌二郎惟明を養子とす（藤山考略） 10・20 潮見城の渋江公師が有馬義直に服せざるためにこの日、有馬勢が塩見城を攻める公師敗績して肥後に逃れる（大曲記）（北肥戦誌）	8・15 松浦隆信が同族の松浦親を肥前飯盛城に攻める（松浦家世伝） 12・ 肥前志佐の直谷城主志佐純量が平戸の松浦隆信に背く松浦隆信これを攻て陥す（深江記）

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五六四	永禄 七	2・ この月、龍造寺隆信、平井経治を重ねて攻める。福母で双方合戦し隆信、高城を圍み陥し兼て福母へ引退き双方和す（北肥戦誌）	
		○ この春、龍造寺長信、多久梶峰城の本多美作を攻める（藤山考略）	
		○ この春、後藤の臣、河原豊前守と掛橋若狭守をして猪隈砦を築き、大崎村、宮裾村、久津具村、上瀧村の衆がこれに従う	
		○ 河原豊前、白仁田で数日龍造寺勢と鉾を交え戦い両軍引く（藤山考略）	
一五六五	八	1・20 後藤貴明、馬渡俊明と戸坂峠に戦い俊明を討つ（鎮西誌） （注）この事を藤山考略には永禄九年一月二十日河原豊前守、馬渡俊明を戸坂峠に殺し墓は峠横に有と誌。	
一五六六	九		○ この年、龍造寺隆信、龍泰寺を佐嘉に建立する（肥陽軍記） 7・ 後藤貴明、野岳に陣し大村純忠を討

一五六七	一〇	3・ 馬場豊前の子善三郎、この日より椛嶋砦を守る、大渡村、椛島村、木佐木村、永池村の衆これに従う。後藤貴明、大町惣領分の地一町二個所を馬場善三郎に宛行う（藤山考略）	
		12・ 平戸松浦隆信の臣、波多鎮、草野鎮永を誘い龍造寺隆信これを降す（普聞集）	
一五六九	一二	6・15 吉志岳城の波多鎮が獅子ヶ岳城の鶴田前を攻めて克たず引く（有浦文書）	
		8・ 追分観音の、松江逆修六地蔵が建立される、永禄十二年銘有（碑文）	
		12・13 龍造寺長信、大友宗麟の将、親貞に龍造寺と大友の和平を賀す（永江事略）	
一五七〇	元亀 元（4・23改元）	8・20 この日以前に大友勢が佐嘉を圍む。龍造寺隆信の将、鍋島信昌等が大友	

		たんとして同二八日敗れる（武雄市史）
	8・23	ポルトガル船長崎に来航する（長崎誌）
	3・23	大友宗麟、龍造寺隆信を攻んとして筑後の高良山に陣す。この日双方の兵、肥前蓼村に戦い互対陣（高良山座主坊文書）
	11・	この月、大友の臣、戸次鑑連が高橋鑑種を筑前の宝満城に攻めこれを降（大友文書）
	2・16	大友宗麟、龍造寺隆信を攻んとして高良山吉見岳に陣す

西暦	年号		郷土事項		国事項	
			親貞を今山に襲撃して討殺す		大友宗麟、筑前水田村に禁制を掲ぐ	
			（鶴田文書、佐田文書、北肥戦誌）		（大友文書）	（北肥戦誌）
		8・22	小田鎮光の多久梶峰城を龍造寺勢が攻陥す	2・27		
			（水江事略四）	5・15	ポルトガル船、天草に入港する	
		8・	稲主社下の六地蔵尊八月彼岸建立永禄十三年銘有	○	この歳、南蛮船が長崎に入港する	（耶蘇会日本通信）
			（碑文）	○	この歳、我辺民が明国廣東省、廣海衛城を侵す	（大村記）
一五七一	元亀	二				（廣東通誌）
		4・10	龍造寺隆信、大友方についた多久梶峰城の小田鎮光及びその弟の賢光を佐嘉に誘殺する	7・13	大友宗麟、戸次鑑連に立花氏を嗣かして筑前の立花城主とする	
			（普聞集、水江事略）			（吉弘文書）
		11・24	後藤勢、志久村に攻来る。龍造寺長信勢岡に屯す、志久村の岩永厳四郎、高尾ヶ平に物見し多久の武将北村掃部と互に具足を交換して隙をうかがう	○	この夏、初めてポルトガル船が長崎に入港する	（ヤソ会日本通信）
			（水江事略）	○	この年、琉球王、尚元が船五〇艘にて奄美大島を征服する	（筑摩年表）
一五七二		三		7・30	諫早の西郷純堯、後藤貴明、松浦隆信の援を得て大村純忠をその居城の三城に攻めて敗退する	（大村記）

西暦	年号		郷土事項		国事項	
一五七三	天正	元				
		（7・28改元）				
		9・	この月、女山七五人衆鶴崎源太左衛門後藤方に与す、多久長信の臣藤崎市左衛門主従八人多久八ッ溝で女山衆に討たれる			
			（水江事略）			
		10・	女山一揆、後藤勢の援で多久に押寄せ敗績して西多久山下に退く			
			（水江事略）			
一五七四		二				
		1・2	龍造寺隆信、鏡城に草野鎮永を攻三日鎮永敗績して筑前怡土の原田入道の高祖城に逃る			
			（北肥戦誌）			
		○	続いて貴志岳城を攻、波多鎮が下城。（注）一説に草野攻は天正元年とも云う			
			（水江事略）			
		2・	龍造寺隆信勢多久に入る、女山一揆と山下の柵に鶴崎源太左衛門を攻め従卒悉討たれ鶴崎は武雄に逃れる（注）一説、馬上峠にて鶴崎は討死する			
		○				

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五七四	天正 二	○この後ち隆信と長信の軍勢が白仁田に出勢する（水江事略） ○桜木に住む杠越後、原直景が猪ノ隈城を焼く ○原直景、猪隈を出て宮裾に戦い武雄に引く。龍造寺、陣内に構を移す ○平井勢、河津経忠等、久津具島に陣し龍造寺勢これを攻、平井敗走し龍造寺は小通の橋を渡り志久村に陣す ○後藤貴明の軍勢、北方の竜石に陣し志久の龍造寺勢と対峙し後、双方とも引く（水江事略） ○「九州治乱記には白仁田へ龍造寺出勢七月二七日とし桜木宮裾戦を八月二日、久津具戦八月八日と誌している。」（肥前叢書二輯） 6・23 後藤貴明と養子惟明の変起り貴明住吉城に逃れる（藤山考略）	5・8 大友宗麟、野上但馬介の肥前巨瀬原の戦功を賞して所領を宛行う（立花家旧臣文書） 5・20 草野鎮永が原田隆種と鏡城を復すために大友氏に通じ龍造寺を討たんと計る（北肥戦誌）

		7・3 貴明と惟明、西谷峠、福和、長谷、白水原で戦い鳥海、三間坂の民家を焼く（藤山考略） 7・8 貴明は原信房、武富道俊をして龍造寺の臣勝屋一軒に援兵を請う（藤山考略） 7・10 龍造寺隆信、貴明へ与力すると起請文を送る（後藤家文書、佐賀県史料集成第六） 7・20 隆信多久を経て白仁田に陣す 7・21 隆信、小川武蔵等の兵を塚崎に入れる（藤山考略） 7・22 龍造寺勢の佐嘉衆が須古を攻める（横岳文書、県史料集成六） 7・29 龍造寺勢、須古を攻めて破れたと記す（横岳文書、県史料集成六） 8・25 貴明、惟明を許し平戸に返し、白仁田の隆信の陣に援兵を謝して貴明、志久村以東を龍造寺長信に割譲すると記す	○福母村、この年まで後藤氏の所領と記す（福母八幡社由緒）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
		○　龍造寺と、後藤氏の和平なり後藤は弥二郎晴明を龍造寺は三男善次郎を相互に養子と約す（藤山考略）	
		11・20　龍造寺隆信、一万余の兵を率いて福母山に陣取る、旗本以下は大渡より江湖を渡り須古を攻める。（水江事略）	
		11・26　龍造寺勢が須古の平井勢を攻める。一間塀、堀外で双方撃戦し死傷者多し（肥陽軍記）	
一五七五	天正　三	12・20　龍造寺勢、時を決めて須古城の平井経治を攻める。この日、安福寺を始め民家を残らず焼払い須古城が陥る（北肥戦誌）	
		2・　馬渡氏が宮裾村城ノ平の字竹ノ下の田地を田嶋神社の造営料として寄進する（田嶋神社文書）	2・　この月、貴志岳城の波多信時が田地を田嶋神社に寄進する（田嶋神社文書）
		2・10　（この年か）後藤貴明が差出した龍	

		造寺隆信への起請文を長信から原直影に返す（多久家之有御書物の一～七二）	
		3・20　龍造寺隆信、弟信周をつかわし西島城の横岳鎮貞を攻下し、この日筑後の三池鎮実を降す（五條文書、北肥戦誌）	
		8・28　後藤氏と龍造寺氏、双方義絶して人質を返す（北肥戦誌）	
		9・23　諸石飛驒守、久間に対し当方に対奉り今後に於ても無沙汰申上間敷の事。今度びの仕合に就いて悪心の企みならず事と起請文を入れる（後藤家文書）	
		10・9　田中五左衛門外二八名連ねて後藤貴明に聊不可存疎意の事、敵現形之時、村中一味、可致心懸事と起請文を入れる（後藤家文書）	
		12・13　後藤勢と多久龍造寺勢が志久峠に対峙し後、双方引く（水江事略）	
			後藤家文書 この年、後藤氏に同心の起請文を入れた者、 7・20　中村九良外二三名 8・29　黒髪和明、井手通韻 9・5　野田順定、同甚三郎 10・11　原口神右エ門外一九名 10・13　不動寺勝意外六名 （※上記の郷土事項に関連八） 12・12　龍造寺隆信が大村純忠を管牟田城に攻める（松浦家世傳）

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五七六	天正　四	（この年か） 1・5　龍造寺隆信、長信に令して志久村、焼米村、山口、多久村の夫丸をして十一日より須古城修築を命ず （多久家文書） 2・12　龍造寺隆信が弟長信に書状を送り浜城を昨十一日に落去させたと知らせる （多久家書状一の七九） 3・26　藤津浜城の普請が成就したと龍造寺隆信が長信に知らせる （多久有之候御書物一の三七） 3・　龍造寺勢、藤津より兵を廻し後藤を攻める。後藤貴明は諸方の砦を焼いて本城に楯籠る。龍造寺の軍勢磐井砦に屯ろして村々に火を放ち引く （水江事略） （この年か） 4・18　龍造寺隆信が長信に長三構に志久村の者に令して一所堀をほらせよと命ずる （多久家有之候御書物一の四八）	後藤家文書 後藤氏に疎意なき旨起請文を入れた者 1・17　井手通韻 2・29　下通幸 3・17　田嶋親延 （※上記の郷土事項に関連） 2・26　大友宗麟、少弐政興を援けて龍造寺を撃つため五条鎮定に力を求める （五条文書） 3・23　大友宗麟、龍造寺を攻めるために筑後に出兵する （五条文書） ※四月三日の記事は上記に関連 後藤家文書 貴明に疎意なき旨起請文を入れた者 4・3　前田貴通、同源太郎、同源次郎 4・3　住吉衆、黒髪和明外四三名

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五七六	四	6・16　久間村の衆六〇人、敵方と面談、物の賣買等一切を差留めると後藤氏に起請文を入れる （後藤家文書八〇） 6・21　芦原村の寄合衆九人後藤貴明に疎意ないと起請文を入れる （後藤家文書八一） 6・28　波多信時、伊万里家利が有馬義貞に応じて龍造寺の将鶴田前を獅子ヶ岳城に攻める。この日、鶴田前が戦死する （松浦家世傳） （この年か） 7・8　龍造寺隆信、小通の橋を修築せよと村々に命ず、道具の大半は出来たが志久村の分が延引して成就しない、二三日中に帰陣しようと思うが橋が渡れぬでは笑止なり、志久村にきびしく申付よと書状を長信に送る （多久家書物一の六一） （この年か） 7・10　龍造寺勢、明日武雄城裏で働き、志久表に陣替の予定であるが、それに	6・16　大村純忠、龍造寺隆信と和す （藤竜家譜） ※七月の記事は上記に関連 この月後藤貴明に起請文を入れた者 （後藤家文書による） 7・1　武雄豊門、同秀門、同朝門 7・14　高田源太郎

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一五七六	天正　四	ついて大崎構を作る覚悟で堀の作事に取掛れと命ず　隆信 （多久家書物一の三一） 7・15　大草野寺社百姓衆三九人が後藤貴明に疎意のない旨、起請文を入れる （後藤家文書五三） （この年か） 8・6　龍造寺隆信、猪隈、大崎構を作るため出張し門は二、三日中に志久村の庄屋に持たせ、堀をほれと督励する （多久家書物一の一五） 9・4　大崎村の堀普請が成就せず、近日中に手はずを申付るが、原直影には宿へ引取らせたので志久村の小橋も未完成で今程、戦なかばで備えをゆるがせに出来ない時であると隆信、長信を督励する。 （多久家書物一の一四） 9・10　大崎村の堀普請奉行は近日申付るので油断なきようにと隆信、長信に書状を送る （多久家書物一の一一）	9・　龍造寺隆信の将、鍋島信房、大村理専の属城肥前萱瀬を攻めて敗退する隆信も自からこれを攻めてしりぞく （大村家覚書、松浦家世傳）

		9・21　龍造寺隆信、伊萬里家利を伊万里城に攻める、草野鎮永が伊万里を援ける、伊万里氏、城を去り後藤貴明を頼り降る。この後、伊万里氏住吉城内に住居する （松浦家世傳、伊万里氏系図） 10・17　大野、宮野衆、黒髪武蔵外三〇名 梅野馬手野衆、松尾主計尉外四二名 鳥海、三間坂衆、松尾平四郎外三五名 右の者、後藤貴明へ一味同心すると起請文を差出す （後藤家文書七三） （この年か） 10・23　隆信が長信への書状 椛島構の作事を志久村の者にきびしく申付、須古城普請もようやく成就したので二五日に帰陣する （多久家書物一の三〇） 12・　この月、龍造寺勢が山代虎王丸を攻める （伊万里市史） 12・12　龍造寺康房が川原豊前守に対し佐嘉と武雄が和談成立の上は貴明、晴明
		10・20　近衛前久が薩摩に到り島津義久と義陽の和平をはかり義久この日之を諾す （島津国史、公卿補任） 12・27　肥前有馬義貞、耶蘇會宣教師ルイスデ、アルメイダに洗礼を受け、是日

西暦	年号	郷土事項	国事事項
		に対しても又、隆信、父子の為、略儀なく無沙汰なくと起請文を入れる（後藤家文書、四三）	卒去し、子晴信は耶蘇会教師の布教を禁止する（有馬傳記、松浦家世傳）
一五七七	天正五	2・3 龍造寺隆信、同鎮賢が後藤貴明、同晴明に対して領地の事は無沙汰あるまじくと起請文を入れる（後藤家文書、四〇）	
		3・5 鶴田勝、同明、連署して後藤貴明に今後も不沙汰なくと起請文を入れる（後藤家文書）	
		4・24 龍造寺隆信、後藤に子家信を養子に送るについて、猪隈砦と長三砦の大崎衆を、以後塚崎、長嶋には再住させない旨。又、龍造寺に参る弥次郎殿の領地には堅く難題を申さずと起請文を入れる（後藤家文書、四一）	4・ 龍造寺長信、兵を率いて対有馬に備へ高来表の諫早境に出兵する（水江事略）
		6・20 龍造寺隆信、伊万里に出陣する、平戸の松浦鎮信これに降る。是日転じて大村理専の属城萱瀬城を攻めてこれを陥し大村理専が龍造寺に降る（北肥戦誌、日本西教史）	

		7・8 後藤貴明が龍造寺長信に志久村を贈る（水江事略）	
一五七八	天正六	志久村可有御存知候事 七月八日　貴明　判 長信まいる（多久家書物一の七七）	
		11・5 猪熊城を引崩しのために夫丸の手配を申付たが、先に須古城を引上げたいので十三日に須古城へ夫丸を申付る。そのように心得られよと龍造寺隆信が長信に書状を送る（多久家書物一の六四）	
		11・19 龍造寺の兵、後藤氏等、筑後の戸原親隆、蒲池鑑廣が参陣せざるにより龍造寺これを攻るがこれを抜けず兵を班す（五条文書）	
一五七九	七	3・20 佐賀の龍造寺勢、三池古賀に出勢し青麦を悉く刈倒す	10・14 龍造寺隆信、西郷純堯を諫早に攻る純堯の弟純賢の斡旋により隆信と純堯と和平成り西郷の一族、隆信父子に誓書を納る（北肥戦誌） 3・23 高来の有馬鎮貴、龍造寺との和平なる（北肥戦誌） 1・18 筑紫廣門及び秋月種実が大友の将、屋山三介を筑前岩屋城に攻て敗退する

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五八一	天正九	三潴、山門、三根、養父、佐嘉、神崎の兵、三池城を攻め大友の将三池鎮実が敗走する（肥前叢書下） 5・21 志久村の神領の事委敷く地下人江能々相尋て報らせると、武雄式部輔に、久安が書状を送る（武雄神社文書） ○ この年、後藤弥次郎、龍造寺隆信の息女土寿姫婚姻して久保田に住みて所領を封す 久保田　五〇〇町 芦原　八〇町 藤津　一〇町 筑後荒木村一〇町（水江事略） 10・ この月龍造寺隆信、家督を子の鎮賢に譲り須古城に隠居する（普聞集、水江事略） 4・7 江上家種、泰長院をして宝性寺を管掌せしめる（泰長寺文書）	4・7 龍造寺隆信、大友の将、筑後の蒲池鑑廣を山下城に攻め、克てず引く（歴代鎮西誌） 5・ 龍造寺、肥後に入り田尻鑑種をして和仁城を攻下す（鍋島家譜） 7・ ポルトガル船、風波のために肥前、口之津に入港する（日本巡察記） 4・21 龍造寺勢、筑後より進み赤星親隆を肥後の隈府城に攻め、是日隈府城を降る、これにより肥後の諸将が龍造寺に降る（藤龍家譜、北肥戦誌）
一五八二	一〇	5・27 龍造寺党の柳川城蒲池鎮並が島津に通ずるにより龍造寺党これを佐賀に誘殺する（肥前叢書下） 7・20 龍造寺隆信家久父子、筑後鷹尾城田尻鑑種と盟約する（肥前叢書下） 9・ 筑後の戸原親隆が背き龍造寺隆信これを家信、等をして討つ（藤山考略） 10・4 筑後の田尻鑑種、龍造寺と絶つ、龍造寺政家、後藤家信の兵これを攻めるが克たず（田尻家譜、水江事略） 10・14 筑後の戸原紹心、龍造寺に背く、後藤家信、小川武蔵等これを攻め十六日戸原を討ち城陥ちる（九州治乱記）	4・6 肥後の隈府城の隈部親泰、龍造寺政家に誓書を出す（歴代鎮西誌） 6・2 織田信長、明智光秀に本能寺に討たれ死す（公卿補任） 6・13 羽柴秀吉、明智光秀を山代国の山崎に撃破り光秀は土民に殺される（多聞院日記） 12・18 龍造寺勢、筑後鷹尾の田尻鑑種を攻める。田尻、救を島津義久に求め島津これを援ける（田尻家文書）

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五八三	天正 一一	7・21 龍造寺隆信、筑後鷹尾の田尻鑑種と和し、この日、隆信、政家の父子鑑種に誓書を贈る（田尻家文書）	○ この年、イエズス会の勧めにより大友、大村、有馬の三藩主が、ローマ法皇とスペイン国王のもとに少年使節を派遣する（日本西教史）
		8・2 後藤貴明、芦原館に没す。館、後に光明寺となる（光明寺位碑）	○ 一月、筑後鷹尾の田尻鑑種、龍造寺に攻めら援を島津義久に求める。島津、伊集院若狭守を遣りて救う（北肥戦誌）
一五八四	一二	□ 3・13 岸嶽城主、波多信時、兵を率いて筑前に入り是日筑前高祖城の原田信種と鹿屋に戦い敗れて帰る（改正原田日記）	12・10 田尻鑑種、龍造寺と和して、この日、筑後鷹尾城を破却して堀切に移る（普聞集、田尻家譜）
		3・18 龍造寺隆信の一統四万有餘兵船を以って高来へ押渡る（北肥戦誌）	3・15 島津義久、弟家久を遣して有馬鎮貴を援けせしめ自からは肥後の佐敷に肥前、肥後の軍を督す、この日、水俣に着く（北肥戦記、有馬晴信記）
		3・24 龍造寺隆信、島原に於て島津家久及び有馬鎮貴と戦い隆信は討死して総	

		敗走し侍の討死二三〇余人、雑兵も合せて八百余人が戦死する（北肥戦誌、水江事略）	
		4・8 龍造寺政家、筑後柳河の鍋島信生に誓書を与える（北肥戦誌）	4・6 島津の将、島津忠長、伊集院忠棟等が肥前、高来の諸城を降す。この日井福、神代を収める（上井覚兼日記）
		5・16 武雄の後藤家信、河原貴續に田地五〇町を与える（後藤家事績）	○ この日、島津義久、神代の支配地を有馬鎮貴に与える三会、島原の両城に兵を置き諸兵を納める（上井覚兼日記）
		5・22 後藤道一、猪隈在番の河原高をして猪隈砦を修築せしめる（後藤家事績）	6・28 ポルトガル商船、肥前平戸に来航する。松浦鎮信、船長ビセンテ、ランデロに託してヒリッピン諸島長官に書及び物を贈り修好を求む（スペイン国セビーヤ、インド文書館文書）
		9・27 龍造寺政家、肥後を島津義久に渡して是日、島津と和平成る（北肥戦記）	10・3 大友の戸次道雪、高橋紹運等兵を高良山に移し龍造寺の領邑を侵す（高橋記、立花記）
一五八五	一三	11・25 龍造寺政家、深江九郎三郎をして其の祖母妙泉の譲に任也と肥前中原八町の下地を安堵する（深江家譜外）	
		7・2 鍋島信生、誓書を波多親に致して援助を謝す（藤龍家譜）	
		10・18 龍造寺政家、小早川隆景を頼り秀吉	

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五八六	天正一四	4・5 波多信時、大村理専、有田盛等が平戸松浦道可の邑を侵す 是日、肥前井手平城を陥す進んで廣田城を攻める松浦道可これを救い波多氏敗走する（印山記、大村記）	4・18 大友勢の戸次道雪、高橋紹運等が筑後高良山に陣して附近を劫掠する、龍造寺政家、久留米に出て、道雪と祇園原に戦い敗退する（柳河立花家譜外）
一五八七	一五	1・23 秀吉、龍造寺政家、原田信種の款を通ずる事を賞て、其の所領を安堵する（鍋島家文書）	6・13 島津義久、大友の筑紫廣門を撃たんとして八代に陣して続いて筑後高良山に進む（入田文書） 12・3 秀吉、松浦鎮信に命じて松浦党をして兵船を率いて薩摩灘を警戒させる（松浦文書）
		4・7 秀吉の高良山に着陣するにより龍造寺政家等が来謁して、薩摩攻の先鋒を請い許される（水江事略）	3・25 秀吉、島津を討たんと長門赤間関に着き諸将をして島津に対する部所を定める（立花家文書外）
		6・7 秀吉箱崎に於いて九州諸将の封域を定め龍造寺政家に肥前四郡を封す	4・17 秀吉の先峯、宇土に入る、この日、名和顕孝が降る（太閤記） 5・3 島津義久が秀吉に降る（日向記）

一五八八	一六	6・19 秀吉キリスト教宣教師追放令を出す（松浦文書）	
		10・13 これより先、龍造寺の将西郷信尚の諫早城を秀吉取上げこれを龍造寺家晴に与う。信尚、肥後の乱に乗じてこの城を復す、家晴、肥後より帰りこれを攻陥す（深堀文書）	
		4・2 秀吉、長崎を蔵入領と定め鍋島信生を其の代官とする（鍋島直茂伝）	
		7・8 秀吉、諸国の百姓が武具を所持する事を禁じ諸大名をして徴納させる（萩藩閥閲録外）	
		9・1 松浦鎮信、長崎より上送の荷を回漕して秀吉に届ける（松浦家世傳）	
		○ この年、秀吉、小西立佐を派遣して長崎入港のポルトガル船の生糸九万斤を独占購入する（ヤソ会士日本通信）	
一五八九	一七	1・7 秀吉、鍋島信生を加賀守に任じて豊	

西暦	年号	郷土事項	国事項
		臣姓、羽柴氏を授く信生、名を直茂と改める（御湯殿日記）	
		○この歳、山代虎王丸一統、芦原村に入部し土橋、黒川、河内埜、川内野、川原、松浦等の諸氏これに従い入村する（松浦党祖考）	
一五九〇	天正一八	3・7 秀吉、後藤善次郎家信に所領を宛行杵島郡長嶋庄 三、三七九石二斗、杵島郡塚崎庄 九、三四六石八斗、下まつら郡内有田 三、六五九石二斗、おき郡内東郷 三、三〇〇石七斗（後藤家文書）	
		○同龍造寺長信の秀吉朱印状 小城郡の内 多久、別府、納所、北浦、深河、江里山、初田ヶ里 杵島郡の内 志久、北方、医王寺、福母、喜佐ノ木、大渡、焼米、椛島、山口、	4・7 秀吉、小田原城攻の状況を鍋島直茂に報らせる（真田家文書外）

西暦	年号	郷土事項	国事項
		砥川 佐嘉郡の内 尼寺、嘉瀬、萩野、八戸、直木、木原、竹藤、南里、新郷、鹿子 三根郡の内 矢俣 知行高 三二、八〇〇石 本録 一六、四〇〇石（永江事略）	4・27 秀吉、人身売買を禁ず（上杉古文書） 6・20 天正遣欧使節、巡察使ヴァリヤーノに同行し長崎に帰る。このとき活字印刷機を持参する。（日本西教史） 8・18 家康、関八州に諸将を封じこの日より江戸に橋を架け堀の普請を始める。（天正日記） 11・7 秀吉、朝鮮の正使、黄充吉、副使、金誠一等を聚楽亭にて引見して国書を受け之に答書を与える。朝鮮使、改作を請うも聴かず。（黒田文書外）
一五九一	一九	7・1 ポルトガル船、長崎に入港、ついで長崎代官鍋島直茂、毛利吉成が舶載金の買占めを企て、ポルトガル人の訴えにより秀吉から罷免される（フロイス日本史） 10・10 豊臣秀吉、鎮西の諸大名に肥前名護屋に城を築く事を命じ。是日普請始を催し加藤清正がこれを監督する（島津国史）	7・25 秀吉、印度の副王に返書して耶蘇教の布教を禁止する旨を傳え貿易を求める。（鹿苑日録） 8・ 秀吉、武士、百姓、町人の身分に関する条規を定め百姓の転職を禁止する。（浅野家文書）

西暦	年号	郷土事項	国事項
一五九二	文禄　元（12・8改元）	1・5　肥前名護屋に到る宿駅及び供繕を定めて、出陣途次の諸将に掟書を下す（豊臣朱印掟書）	1・5　秀吉、明国に出兵せんとして諸将に出陣を命ず。（天正記）
		3・26　後藤善次郎家信、兵七百を率いて伊万里より出船する（藤山考略）	1・14　朝鮮に出征する諸将から質子を大坂に送らせる。（萩藩閥閲録）
		4・25　秀吉、名護屋に着く（有浦文書）	
		6・18　秀吉が塚崎温泉に禁制を下す（後藤家文書）	
一五九三	二	1・10　鍋島直茂、咸鏡道咸興府に鎮す、この時、明が出兵するを聞、兵を分て釜山の船舶を護衛する（直茂譜）	1・7　小西行長、明軍に包囲され平壌より撤退し、京城に到る。（征韓録）
		3・18　鍋島直茂をして釜山浦の兵粮を諸将に配分し弾薬等を博多にて支給する（鍋島直茂譜）	3・3　宇喜田秀家等、諸将、京城に兵粮欠乏して雑粥を食している事を秀吉に知らせる。（濱文書）
		6・11　秀吉、名護屋の陣中に明の使節、謝用梓、徐一貫を招き茶会を催す（益田文書）	○　この歳、小笠原貞頼が一群島を発見し小笠原諸島と名付けると云う。実地踏査は延宝三年（一六七五）に幕府によって行う。
一五九四	三		○　この歳西日本に綿織物が普及する。（近世生活史年表）

一五九五	四	2・14　鍋島勝茂を信濃守となし秀吉これに豊臣の姓を授ける、父直茂には亭地を山城伏見に与える（御湯殿上日記）	○　この頃、珠算全国に広まる。（毛利文書）
		2・21　鍋島直茂、龍造寺阿波守等に対して他意無きを誓う（後藤家事績）	8・2　秀吉、故豊臣秀次の子女と妻妾等三拾余人を京都三条磧に殺す。（御湯殿日記）
		12・1　秀吉、肥前を検地して是日鍋島直茂に知行目録を與える（鍋島文書）	9・1　秀吉、明の違約を怒り、明冊封使を追返し徳川家康の諫止を卻けて朝鮮、明への再出兵を決める。（島津家文書）
一五九六	慶長　元（10・27改元）	9・7　秀吉、鍋嶋直茂に朝鮮より帰国を命ず（鍋島文書）	12・　この月秀吉、長崎でキリシタン信徒二六人を磔刑にする。（二六聖人殉教）
一五九八	三	1・3　鍋島直茂、諸将と共に、加藤清正と浅野幸長の守る蔚山城を救うこの時	1・1　明の經理楊鎬、蔚山城の加藤清正を猛攻する

西暦	年号	郷土事項	国事項
		佐嘉兵七千騎（水江事略）	（明史）
		1・4 明軍、蔚山城の圍を解き退く諸将これを追撃する（黒田家文書）	8・18 豊臣秀吉、伏見城に死す（水江事略）
		11・ この月下旬、佐嘉軍勢は、釜山浦の城を焼き船を発して帰国する（水江事略）	
一六〇〇	慶長 五	2・23 唐津の、寺澤正成外、小西行長、對馬の宗義智が朝鮮の禮曹に講和を求め捕虜一六〇名を送還する（宣祖実録）	3・16 和蘭船リーフデ号が豊後に漂着する（日本耶蘇会年報）
		9・25 是より先き鍋島勝茂が、井伊直政、本田正直等に頼り罪を徳川家康に謝す。家康、筑後の立花親成を攻めて之を償はす事を命ず	7・17 豊臣の奉行、長束正家、増田長盛、前田玄以が徳川家康の罪科一三条をあげて家康を伐たんとして之を諸大名に告げる（筑紫古文書）
		是日、勝茂、徳川家康、秀忠の父子に謁して、龍造寺高房を停めて兵を率いて帰国する（水江事略）	9・15 東軍の徳川家康の軍勢関ヶ原に於て西軍を大破する（史料綜覧）
		10・18 これより先、鍋島直茂、勝茂の父子、毛利秀包の筑後久留米城を収める、	10・1 東軍、石田三成、小西行長、安国寺恵瓊を京都六条河原に斬り三条橋に梟す

		この日、柳河の城島に佐嘉勢三万余陣し諫早、須古、後藤、多久、鍋島兵五郎に続く（小川家三徳譜、水江事略）	
		10・20 暁より攻城となり立花勢敗戦する、検使の黒田如水の扱により立花宗茂が手勢残らず八の院に退く	
一六〇一	六	○ 郷土の人々もこの戦に参陣して多久勢の物見役、岩本助左衛門、敵陣中に戦死、焼米邑の平田五郎次郎、坂本善左衛門、黒岩新九郎弟の彦八郎、軍見廻りとして船にて柳川に至る、立花勢の番艘多数と戦い敵多勢となり撃戦ついに主従二拾餘人討死する（水江事略）	
		この春、鍋島直茂、徳川家康より所領を安堵され三五万七千石余を封される（小川家三徳譜）	1・ 徳川家康、東海道に傳馬の制を定める（松浦文書）
		9・20 唐津の寺澤正成、有浦六平次に知行を加増する（有浦文書）	○ この歳、黒田長政、関ヶ原の戦功により筑前の藩主となり、福崎に城を築き福岡城と称す（黒田家譜）
		□	□

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一六〇三	慶長 八		3・ 幕府、百姓の逃散、其代官、又領主を弾劾、直訴状を差出す事を禁ずる（御制法）
			4・ 小笠原一庵を長崎奉行と為す（長崎由来記）
		11・ 鍋島直茂、百姓の代官下代を誣告せしを罰し蓮池めい島に千間堀を掘らせる（葉隠聞書）	
		12・ 唐津の寺澤正成、慶長五年御加増された領内天草の富岡に新城を築城する（太宰管内誌）	
一六〇七	一二	2・7 幕府、鍋島直茂に西洋渡航の朱印を與える（異国御朱印帳）	
		2・17 幕府、諸大名に駿府城修築の助役を命じ是日起工する。佐賀藩、工事を分担する（鍋島勝茂譜）	
			6・26 平戸松浦宗静にルソン渡航の朱印を與える（異国朱印帳）

一六〇八	一三	6・16 是日より佐嘉城四方の堀を掘る廣さ四〇間この普請に筑前より加勢夫丸あり福岡城築城夫丸加勢の返礼（小川家三徳譜）	
			12・8 幕府、永楽銭の通用を禁ずる（當代記）
一六〇九	一四		8・22 オランダ人平戸に商館建設を決定しヤックス、スペックスを初代館長とする（オランダ国立中央文書館文書）
一六一〇	一五	○ この歳、鍋島直茂、隠居して子勝茂が嗣ぐ。勝茂弟の忠茂に鹿島の二万石を分与する（鍋島直茂譜考補）	○ この年、對馬の宗義智、使を遣り朝鮮の俘虜を送還する（朝鮮通交大紀）
一六一一	一六	1・ 鍋島勝茂、佐嘉領内を検地し、その所領の三割を上地させる（水江事略）	3・6 幕府江戸城修築の工を起し諸大名に助役を命じる（鍋島勝茂譜）
		5・ この月、肥前佐賀領大洪水（鍋島勝茂譜）	
		6・ 佐賀城の普請完成する（鍋島勝茂譜）（佐賀県史）	7・25 和蘭船、平戸に入港し商館長ピャックス、スペッキス駿府及び江戸に至りこの日、幕府渡航の朱印を授ける

西暦	年号	郷土事項	国事項
一六一二	慶長一七	3・1 幕府、西国の諸大名をして江戸の舟入場を築造させ是日、禁令五ヶ条を下す（細川家記） ○佐賀藩この普請手伝これを千石普請と唱える（水江事略） 6・22 西国に大風、洪水となる（當代記） 10・21 是より先、ルソン国王、書を鍋島勝茂に差出し好を通ず。勝茂これに復書する（鍋島文書）	3・21 幕府、耶蘇教を禁じ、所司代板倉勝重をして京都の教会を毀す、長崎奉行、長谷川藤廣をして耶蘇教を禁圧し僧幡随意を有馬に派遣して教徒を誨諭せしめる（當代記） （異国日記）
一六一三	一八	8・3 西海道諸国、大風による被害多し（パーチェス廻国記、當代記） 10・26 龍造寺長信、卒去する（水江事略）	5・5 イギリス船グローブ号平戸に入港する（セーリス航海記）
一六一四	一九	4・9 この日以前に幕府江戸城の石垣を修築せんとして西国の諸大名に助役を命ず、この日、根石を置く（當代記）	

		○佐嘉よりは須古下総守信昭を夫卒の長として多久領よりも出夫し郷土の真崎善右ェ門等がこの普請に加わる（水江事略） 7・ 幕府が有馬を佐賀、平戸、大村の藩をして守衛させる。佐賀藩はこれを多久に命じ多久勢士卒合せて一、三〇〇人で原城、日の江城を守る（水江事略） 10・26 幕府、鍋島勝茂に江戸城修築助役中、大阪出陣により、この日銀二百貫文を貸付る（鍋島勝茂譜考補） 11・16 唐津城主、寺澤廣高、兵を率いて唐津を出発する（本光国師日記） 11・30 佐嘉勢と外の諸将、天満船場に陣す（武雄後藤家文書） ○この歳、鍋島勝茂、先に人質として江戸に出していた直元に所領を分與する（寛政重修諸家譜）	7・ 有馬、日野江の城主有馬直純を日向延岡に移封し一万三千石を加増する（有馬伝記） 9・24 長崎奉行、高山等伯等キリシタン教徒百餘人を海外に追放する（松浦家世傳） 10・ 大阪方、兵粮を近国に求め諸大名の大阪蔵米、町方蔵米を城内に収める（細川家記） ○豊臣秀頼、大阪城を修理して浪士を招募し籠城の備をなす（當代記） 10・21 大阪方が大阪市街を焼く（當代記） 11・23 徳川家康、毛利氏に命じて堰を攝津の江口に築き淀川の閉塞を始める（山口毛利家譜）

西暦	年号	郷土事項	国事事項
一六一五	元和　元 （7・13改元）	4・20　徳川家康、出陣を令しこの日佐賀の鍋島勝茂の軍勢出陣する （鍋島勝茂譜） 5・1　多久勢千餘人、伊万里より出発し兵庫に向う （水江事略） 5・19　多久勢、兵庫に着く （水江事略） 6・25　鍋島直茂、使を幕府に遣して大阪落城を賀す （鍋島勝茂譜）	12・9　東軍が淀川を閉塞する （當代記） 12・20　大阪方と東軍の和議成立する 12・21　東軍、諸将を本陣に引退く （當代記） 3・14　幕府、九州四国の西国諸大名に命じ運漕、商賈の諸船は總て摂津尼崎に入港せしめる （當代記） 4・7　家康、西国諸将に出陣の準備を命ず （當代記） 4・27　大阪方、大和に入り火を郡山に放つ 4・28　大阪方、泉、堺に東軍と戦う （駿府記） 5・23　豊臣秀頼の子、国松を京都六條河原に斬る （駿府記） 6・13　幕府、諸大名に命じ居城以外の城壘を毀さしめる （鍋島勝茂譜） 6・28　幕府、諸国に令し、喫煙、煙草の売買と栽培を禁止する

一六一六	二	2・　佐賀藩、肥前国絵図を幕府に出す （鍋島勝茂譜） 6・13　佐賀藩、大阪城の修築を幕府より助役を命じられ、是日、鍋島勝茂多久安順に大阪普請の覚書を交付する （鍋島勝茂譜考補） ○　この歳唐津領主、寺澤廣高、領内を検地する （本光国師日記）	3・　長崎代官、兵船一三隻で台湾遠征を計る （黒田文書） 7・　この月幕府、年貢米枡目及び口銭等の制度を定める （コックス日記） 8・8　幕府、耶蘇教を禁じ、明国の商船以外の外国商船が長崎平戸に寄港する事を禁止する （御制法）

この年表は月日を、旧暦にて表わし月を四角で囲むものは閏月を示す。また記事は本文と関係なく記した。

事務局

北方町史編さん委員会条例

昭和五十五年三月二十五日
条例　第二号

（目的）

第一条　この条例は、北方町史編さん委員会の設置ならびに組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　本町の町史編さん事業を推進するために、北方町史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌）

第三条　委員会は、町長の諮問に応じ、次の事項を処理する。

一　町史編さんに関する大綱。

二　執筆者の人選に関すること。

三　その他町史編さんに必要な事項。

（組織）

第四条　委員会の委員は、次の職にある者を町長が任命又は委嘱する。

(1)　町議会議員のうち議会が推せんする者二名

(2)　助役の職にある者

(3)　教育長の職にある者

(4)　学職経験者、若干名

（委員長）

第五条　委員会に委員長を置き、助役をもって充てる。

2　委員長は会務を総理する。

3　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第六条　委員の任期は町史編さんが終了するまで

とする。

（会議）

第七条　委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことが出来ない。

（庶務）

第八条　委員会の事務は、教育委員会町史編さん係で処理する。

（執筆者）

第九条　町長は、第三条によりこの委員会で選ばれた執筆者に委嘱を行う。

2　執筆者は別に会を組織して執筆の円滑な推進をはかる。

3　執筆者には予算の範囲内において報酬を支給する。

（報酬および費用弁償）

第十条　委員は無報酬とし、会議に出席した場合は出席費用弁償を支給する。

2　委員又は執筆者が職務のために出張する場合は、北方町職員等旅費支給条例に準ずる。

（補則）

第十一条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

町史編さん委員（順不同敬称略）

就任	S55・4・16	委員長（助役） 諸石　茂
就任	S55・4・16	（町議会議長） 伊藤伊勢男
就任 退任	S58554・3016	（町議会文教厚生委員長） 徳永利太
就任	S58・5・2	（右同） 奥野梅雄
就任	S55・4・16	（教育長） 合六信男
就任	S55・4・16	（執筆者会長） 原口静雄
就任	S55・4・16	（右同副会長） 稗田朴三
退任 就任	5755・1・2516	（中学校校長） 松尾昌次郎
退任 就任	S58553・3116	（右同） 畦山海音
就任	S58・4・1	（右同） 東島正治
退任 就任	S58・3・31 S57・1・26	（小学校長） 牛島久義
就任	S58・4・1	（右同） 小川久見
退任 就任	S5655・6・3016 S55・4・1	（総務課長） 本村　勝
就任	S56・7・1	（公民館長総務課長） 徳永正敏
退任 就任	S56・3・1 S55・4・16	（公民館長） 田中善作
就任	S58・4・1	（右同） 碇　次郎

執筆を終って



原口静雄（伊万里市松浦町上原）

地理的環境の執筆を担当して最初にとり組んだのが袋地名で、これを追求することによって六角川蛇行の復元に力を注いだ。そのためには過去の様子を明らかにするため多久市立郷土資料館の文書に親しむことになった。解決のとびらが開かれる度の感激はひとしおであった。それが事務局編の災害年表や町史年表へと発展し、町のうつりかわりの事項が豊富に記述されることになった。

資料収集にあたり町民の皆さんからの資料提供や御教示、編さん委員会の方々の御推進、町長はじめ役場職員の御配慮により、北方町史上巻の発刊をみた。苦しみと喜びを編さん事務局の松江信彦氏と共にかみしめている。

（地誌の全般を担当され、その他、町内に於ける条里制の解明に当られ、特に集落史に力を注がれた。また執筆陣の会長として御苦労していただいた。）



森　醇一朗

（佐賀市昭栄町九―一二）

人々の行為の積み重ねである歴史の形成の基本は、一面では食する行為の変遷の積み重ねでもある。北方における先人の食生活の開始は、旧石器時代末期であることはいうまでもない。食生活の発生を整える条件に、

①生息する動植物の豊富さ

②捕獲・採集をする道具の素材の入手が考えられる。このことは、旧石器時代と縄文時代における北方における人々の生活は制限を受け、水田耕作が開始され、六角川が利用される弥生時代をまたねばならぬ。

（原始・考古を担当され、町内資料の乏しい一、旧石器時代と二、縄文時代の町周辺文化探究御調査をお願し、この両時代の文化解明に力を注がれた。）



志佐惲彦

（東松浦郡厳木町篠木）

佐賀県立博物館・美術館の公務の傍ら、日曜日などの余暇を見ての調査執筆ではあったが、北方町史編纂にたずさわる機会に恵まれたのは誠に幸せであった。この間、勇猛寺倶利迦羅竜王、高野寺三重石塔、大副の十三仏、そして歓喜寺薬師如来等々との出会い。一応これらについては概述したが、いずれの資料も貴重で佐賀県を代表するものであり、これらの資料に触発されたものは大きい。町史の執筆は終えたが、私の研鑽はこれからはじまろうとしている。

（古代社会の仏教文化から中世に及ぶ仏教と庶民のくらしに触れ、諸仏、各時代造立の住民の姿に近づくことが出来た。）



柴　元　静　雄

（多久市西多久町宿）

鬼ヶ鼻山から北方町を眺めるとき、六角川の悠久の流れと共に弥生時代から平安時代に至る歴史の一コマ一コマが現代に引き継がれ、然も、生きているように思えてなりません。六角川がもたらした天恵の地が北方町でありましょう。玄海沿岸に流入した大陸文化が北方地区を経由して前面の有明海を渡って指呼の地である肥後の国へと波及し、又、一方では彼の地の文化が北方の地方へと伝わった。太陽にきらきらと照り輝やく波静かな有明海を眺めていると小舟で往来したであろう往時の人々の豊かで、おおらかな姿が現出されます。

茨城県(常陸国)の筑波山に行きましたが、杵島山との相似に驚きました。又、北方町の人々が杵島山を愛し、懐しむ心情と筑波山麓の人々のそれとが全く同様であったことに感銘を受けました。歌垣の心と山を愛する心が今に生きていると思いました。筑波の人々は杵島山は実見していませんが、杵島曲(きしまぶり)を通して杵島山を描いているようです。郷土の名山として全国的に知られた杵島山を誇りにし、大事にして頂きたいと念じています。

（原始・考古の内、三、弥生時代の全般と古代社会の全域の解明に取組んで、当時の文化に近づくため御骨折りをいただいた、歌垣の研究では古代農耕社会の生活に近づく、ことが出来た。）



松　浦　三　郎

（武雄市武雄町大字富岡七五四九）

歴史を専攻した者でもないのに、旧橋下を故郷とする故に、北方町史の編纂に参加させていただきました。

しかし、お引受けしたものの、蓄積した知識、また伝承を聞きうる古老もなく、こんなことなら、長命であった祖父母にも、父母にも、よく聞いておくべきであったと、ほぞをかみ乍ら、学びつつ書きしるしました。

しかし、これでよいのか。誌すべきことと、省略すべきことに配慮が足らなかったのではないか。殊に中世を担当するものとして、戦いの記録のみでなく、人々の生活に、努力して触れるべきでなかったか。心残りが致します。

出来うればひとたびの刊行だけでなく、こののちも町の方々のお気づきを蒐め、追加補正が継続されますことをお願いします。

（中世社会の諸氏の動静に力を注がれ、特に郷土と松浦党については、その解明に当られた、南北朝から戦国時代にかけて、群雄割拠する郷土の有様を知ることが出来た。

「中世、一・二の㈠・三の㈠㈡㈢㈣・四の㈠㈢」）



大園　隆二郎

（佐賀市水ヶ江五―六―三〇）

中世は橘氏と松浦党の二つの存在が大きい。橘氏は長島庄に地頭職を与えられて西下してくる。時代は若干上るが、小城の千葉氏（今の千葉県から来る）も同様だ。しかし橘氏は千葉氏の様に戦国期の群雄として生残れず武雄の後藤氏に併呑されてしまう。これはなぜなのだろうか。書き進むうちに、そのようないくつも疑問に出会った。また、海陸双方の交通手段が可能なため、思いの外、松浦党勢力が滲透していることも特色と思った。何よりの幸は事務局の松江さん作製の諸資料がとても役立ったことである。大変援けられた。深く感謝したい。

（中世、これまで郷土の庄園社会については伝承以外に頼よるものがなかったが、鎌倉時代(一)の研究は長島庄に展開する橘氏と、同(二)では、その崩壊の過程を知り、四の(三)では戦国郷土武士の姿を知ることが出来た。）



細川　章

（多久市多久町字唐堀一六九四）

頭の中ではよく分っているつもりのことなのに、さて実際に原稿に写すとなると、意外に戸惑うことが多いものです。僅かな部分の担当でしたが、今回も同様でした。何よりも沢山の文書史料が確認されている現段階で、執筆作業は、先ずこうした文献解明から歩み出さねばなりませんでした。そうした意味で本当によい勉強をさせてもらったと感謝しています。その上古文書に触れることによって、龍造寺隆信や長信が生ま身の思考をもった人間として、親しみをもって理解できるように思えたのは、本当に楽しいことでした。

（戦国時代(四)の龍造寺長信の出自から、太閤検地に及ぶ後多久領確立期の苦闘を記され、郷土と龍造寺について知ることが出来た。）

追　記

執筆を終っての欄の御氏名は目次の順に従った、また特別寄稿をお願した、向野山唐人原古窯跡調査執筆者の氏名と住所は次の通りであります。

横浜市旭区笹野台四三―一〇

国平建三

編集後記

郷土の歴史を記しこれを紹介したものとして大正十二年一月尋常高等小学校の副読本として郷土地歴誌があり、これを補うものとして昭和七年二月十一日発刊の北方村誌が残されている。この二書はいずれも手作りで当時伝承されていたものを中心に、当時の時代背景を要旨として刊行されています。更にこれを体形づけた町史とするために昭和四十七年、勇猛山埋蔵文化財調査を実施された木下之治氏を顧問として郷土研究会の皆さんによる資料収集作業が始められ古代考古調査と併行して古文書の収録と解読を進めていましたが、資料調査の指導者であった木下氏の他界と相次ぐ各分野担当者の他界は執筆作業の大きなブレーキとなった。このような事態を解消して下さったのが昭和五十五年早春に発足した、北方町町史編さん委員会と町議会議長さんをはじめとする委員の皆さんでありました。さっそく北方町の文化財等にゆかりの深い諸先生方に同年五月二日、執筆の委嘱がなされました。執筆者の会では既に集められた資料の検討をすすめる一方、諸記録の探求を始める事となった。この間に実施された追分、東宮裾の埋蔵文化財調査は古墳時代の歴史を補うに足るものでありました。また同時代の向野山唐人原の須恵器窯遺跡調査の国平建三氏に特別寄稿をお願い出来たのもしあわせであった。

上巻では地誌を始めとして考古、古代、中世までを目安として御執筆をお願いしましたが、限られた紙数のために多数の資料を割愛いたしました。本書は特に庶民に視点を置いて記述をと、協議されましたが、必ずしもそのようにはならず、執筆諸先生に難題をかける事になりました。古代では歌垣や条里制を明らかにし中世では長嶋荘にメスを入れ、また松浦党との関わりを究明出来ました。中でも地誌で各集落毎の歴史を記して下さった事は、続いて上梓見込の江戸時代・中巻につながり楽しい読物となっている。これ等は執筆諸先生方の御熱意と資料閲覧の便を配慮して下さった多久市郷土資料館や多くの関係各機関ならびに資料提供者の暖かな御支援と資料調査に従事して下さった方々の努力と町、内外の心からの御協力によって上巻の刊行が出来たと言える。只ただ感謝の一語であります。

なお、この町史を発注いたしました佐賀印刷社の御配慮により中性紙を使用していただき、長期保存の可能な書籍となりました。

北方町町史編さん事務局　松江信彦

臨時職員

S56・8・10 S57・3・31	弓削好之
S57・5・1 S58・3・31	小柳秀喜
S58・4・4 現在に至	宮原幹枝

北方町史 上巻

発行　昭和六十年三月一日

編集　北方町町史編さん委員会

発行者　北方町

発行所　杵島郡北方町志久一五五七
北方町教育委員会内
北方町町史編さん事務局

印刷所　佐賀市高木瀬町長瀬一三六-五九
合資会社　佐賀印刷社